

平成二十三年三月

未ノ
三月吉日
中務少将
地場清方

金沢城史料叢書12

金沢城石垣構築技術史料Ⅱ



石川県金沢城調査研究所

金沢城史料叢書12

金沢城石垣構築技術史料Ⅱ

★

1

石垣築様目録 (岡本保司氏蔵)

★

★

2

石垣築様目録

★

★

3

石垣築様目録

★

★

石垣築様目録

4

★

★

石垣築様目録

5

★

★

石垣築様目録

6

★

★

7

石垣築様目録

★

★

8

石垣築様目録

★

★

9

石垣築様目録

★

石垣築様目録

10

★

石垣築様目録

11

★

★

石垣築様目録

12



13

石垣築様目録



14

石垣築様目録



15

石垣築様目録

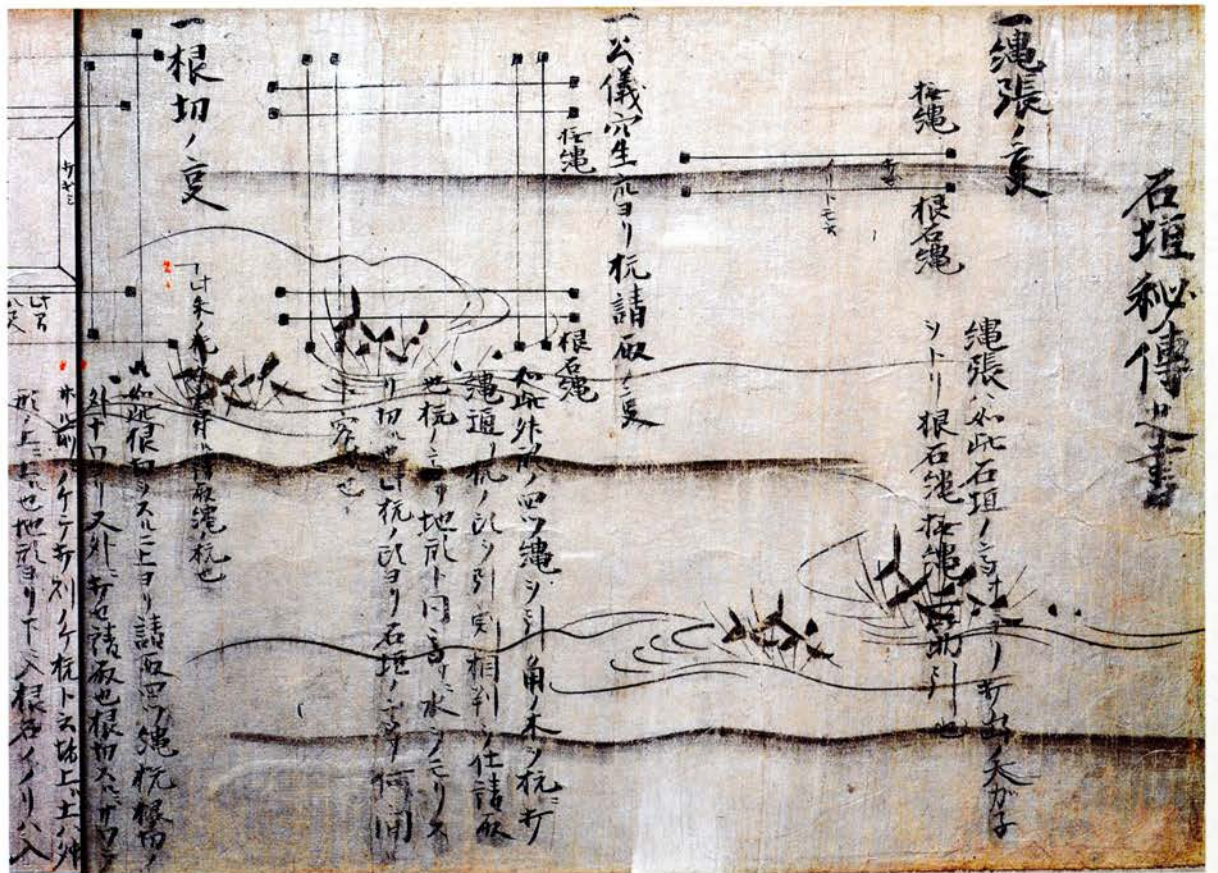
★

石垣築様目録

16

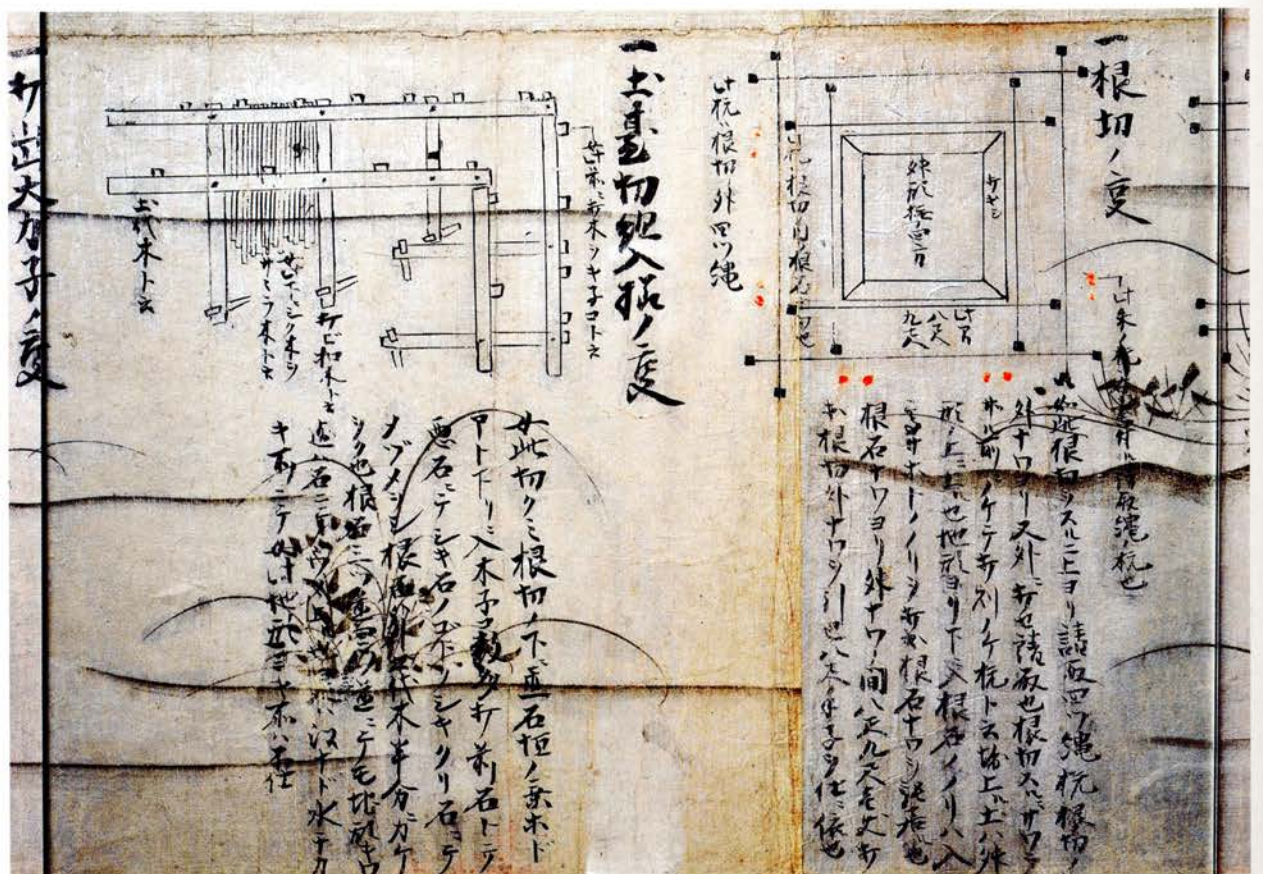
石垣築様目録

17



1

石垣秘傳之書 (熊本市教育委員会蔵)



2

石垣秘傳之書

一打出大か子ノ度

高サ二万ヨリ

一分半ノ

二分ノ

二分半ノ

三分ノ

四分ノ

五分ノ

六分ノ

右拾間迄是也

七分ノ

八分ノ

九分ノ



二分ノリ

二分半ノリ

三分ノリ

三分半ノリ

五分ノリ

六分七分ノリ

七分八分ノリ

八分九分ノリ

九分十分ノリ

十分十一分ノリ

一斤下地祇繩池ノ度

以上十段打出大か子ト云々此格用ハ五間迄也
此心ツトスハ大か子ニ合ハル石種モ有リト云々
打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

一斤下地祇繩池ノ度

高サ

高サ

高サ

高サ

高サ

高サ

高サ

一打カシトリノリツトリモ刻方内前也

打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

如此斤下ノ度ヤト石種ノ時後上ニテハ
高サ六尺下ニテハ高サ五尺ニテハ高サ四尺ノ
打カシトリノリツトリモ刻方内前也

打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

右拾間ノ右垣四分ヲ打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

右拾間ノ右垣四分ヲ打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

右拾間ノ右垣四分ヲ打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

右拾間ノ右垣四分ヲ打カシトリノリツトリモ刻方内前也
但し間ヨリ内ハ二間モ足ヌ九守ノ守ノリト云

五石

一石をり力子定ハシク度

高ヤ拾間ノ石垣四角ヲ打モトキ時六四ヲ掛シ武文
四ノ折上トハ五分ノ下ト云時六五ヲ掛シ八下モ間ニテ
三ノノリト云此を分ヤ拾間掛シハ三丈ト成ケ三丈内
ヨリ打ハ二丈四尺ノ外ハ尺残此六尺ヲ九間剣ハ一
尺分六寸五分アタリハ六寸五分又九尺ノ剣ハ七分ニ重
アタリ七分下一尺ノリニ定メ内ニテ引ハ二尺守五分
二尺ノ内を成又六寸五分ヲ八尺ノ剣ハ八分アタリハ
分ヤ二尺ノリノロニテ引ハ二尺八寸五分三ノリノ内
又六寸五分ヲ七尺ノ剣ハ九分アタリハ九分三ノリノ内
白ニテ引シハ尺ニ与六分四角ノ内ニ定メ此を拾間連剣
付ハ六尺ノ余ヲ皆トリカス也是ヲ力子ノリトモトモ
ソコトモ也ソリワ六尺モトル時ハ三ノリトモトモ
リハモトル力子ノ半分ソリ成ト心得
右書付ル力子十候ノ内何レニテモ何拾間ニテモ
ケ剣付ニテ増明也
若葉用不成者ハ給方ニ傳テ外分力子
六分力子ト云度有又角力子ト云ニ延有度

一石をり力子定ハシク度

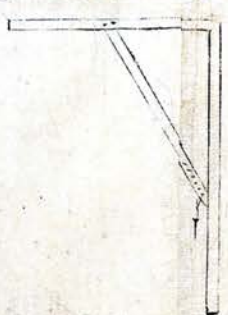
此板根石をりニテ三ノリノ時板ノ

若葉用不成者ハ給方ニ傳テ外分力子
六分力子ト云度有又角力子ト云ニ延有度

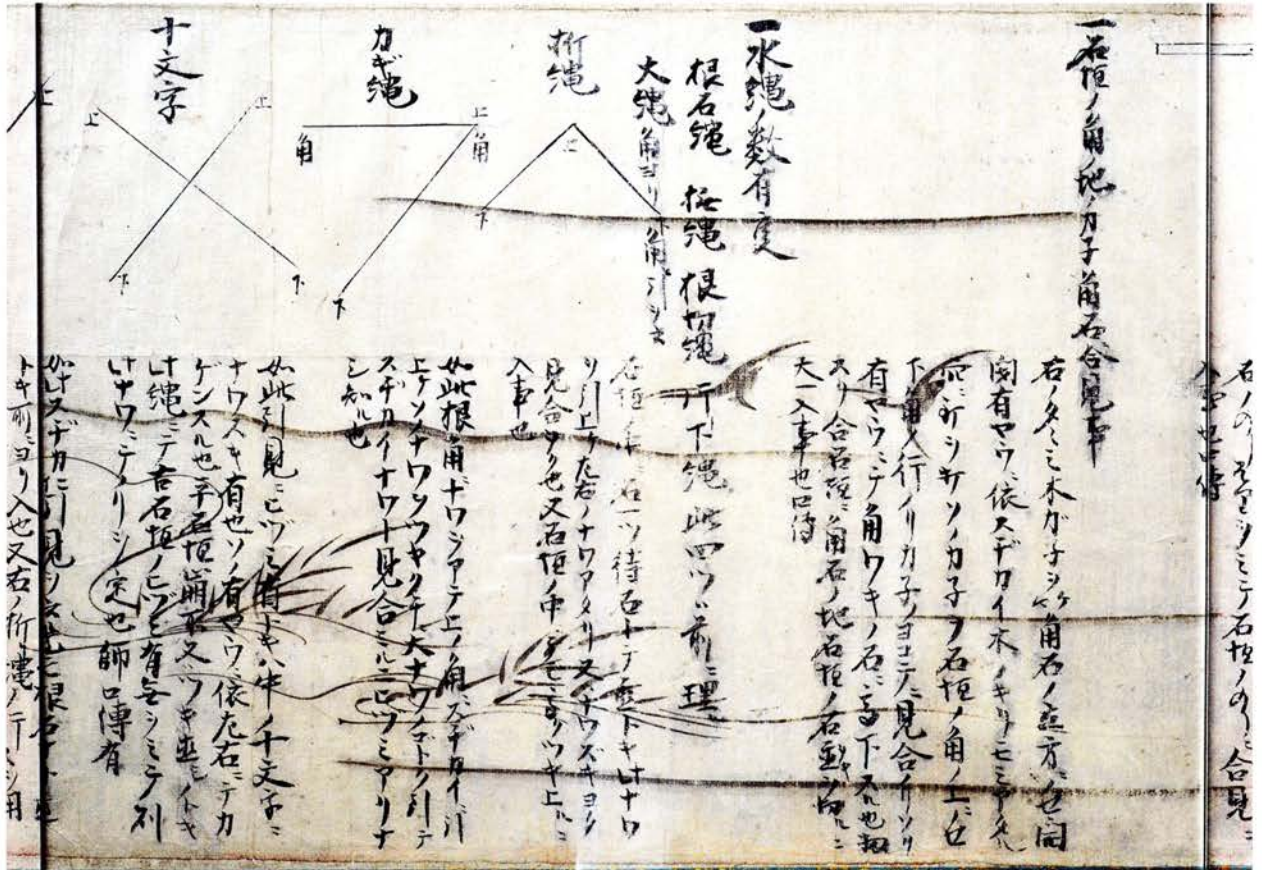
一石をり力子定ハシク度

此板根石をりニテ三ノリノ時板ノ
中ホトニテ七寸五分ノ板スミニツリ板ノ
ハニヨリ三寸ノゲケス平カイニスミヲ
以テ定根石ノ面ヲ板アテ完也
二尺ニテハ尺スサカスヨリ打垂ノリ
定メヨリ四尺ト候ニテハ二尺ニテ
ノリノリノリト云ニテハ歩垂力子ヲ
用ニテハ行合ハヨシ力子ニテモヨシ
此を間ヨリ四五尺ノ木力子ヨリニハ
一分ノ目モリ付ヨリホサヤモ寸分モ
サカチ付下モリ候時地取スニツカ
チヲサカチ系シヨクニテノリニハ有カ
キカヲ見ハタナリ先ハ右ヤ付也今ハ五寸
シ地取スニハ三ノリトモトモテサ一尺ニテ
用ニテハ行合ハヨシ力子ニテモヨシ

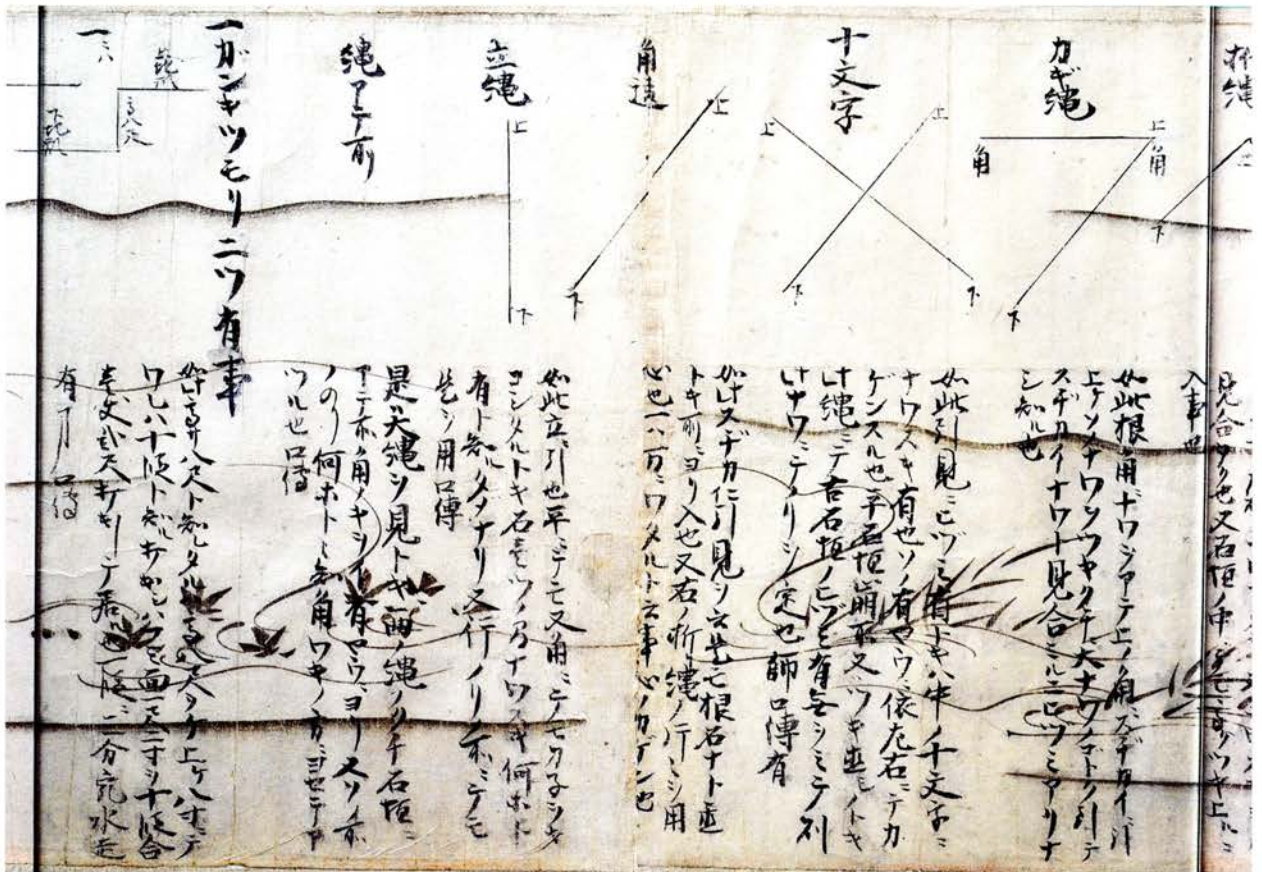
一タミニ力子ノ度



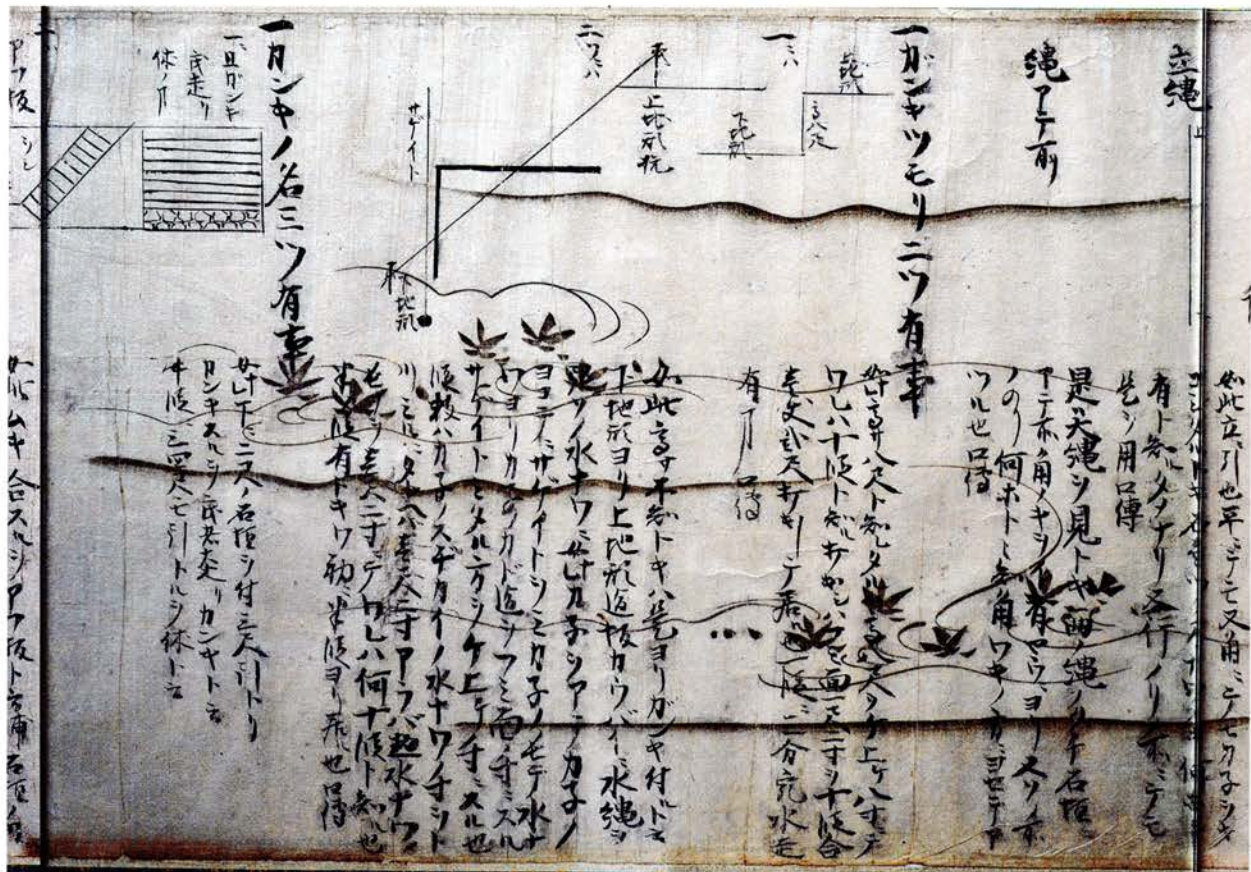
此板根石をりニテ三ノリノ時板ノ
中ホトニテ七寸五分ノ板スミニツリ板ノ
ハニヨリ三寸ノゲケス平カイニスミヲ
以テ定根石ノ面ヲ板アテ完也
二尺ニテハ尺スサカスヨリ打垂ノリ
定メヨリ四尺ト候ニテハ二尺ニテ
ノリノリノリト云ニテハ歩垂力子ヲ
用ニテハ行合ハヨシ力子ニテモヨシ
此を間ヨリ四五尺ノ木力子ヨリニハ
一分ノ目モリ付ヨリホサヤモ寸分モ
サカチ付下モリ候時地取スニツカ
チヲサカチ系シヨクニテノリニハ有カ
キカヲ見ハタナリ先ハ右ヤ付也今ハ五寸
シ地取スニハ三ノリトモトモテサ一尺ニテ
用ニテハ行合ハヨシ力子ニテモヨシ



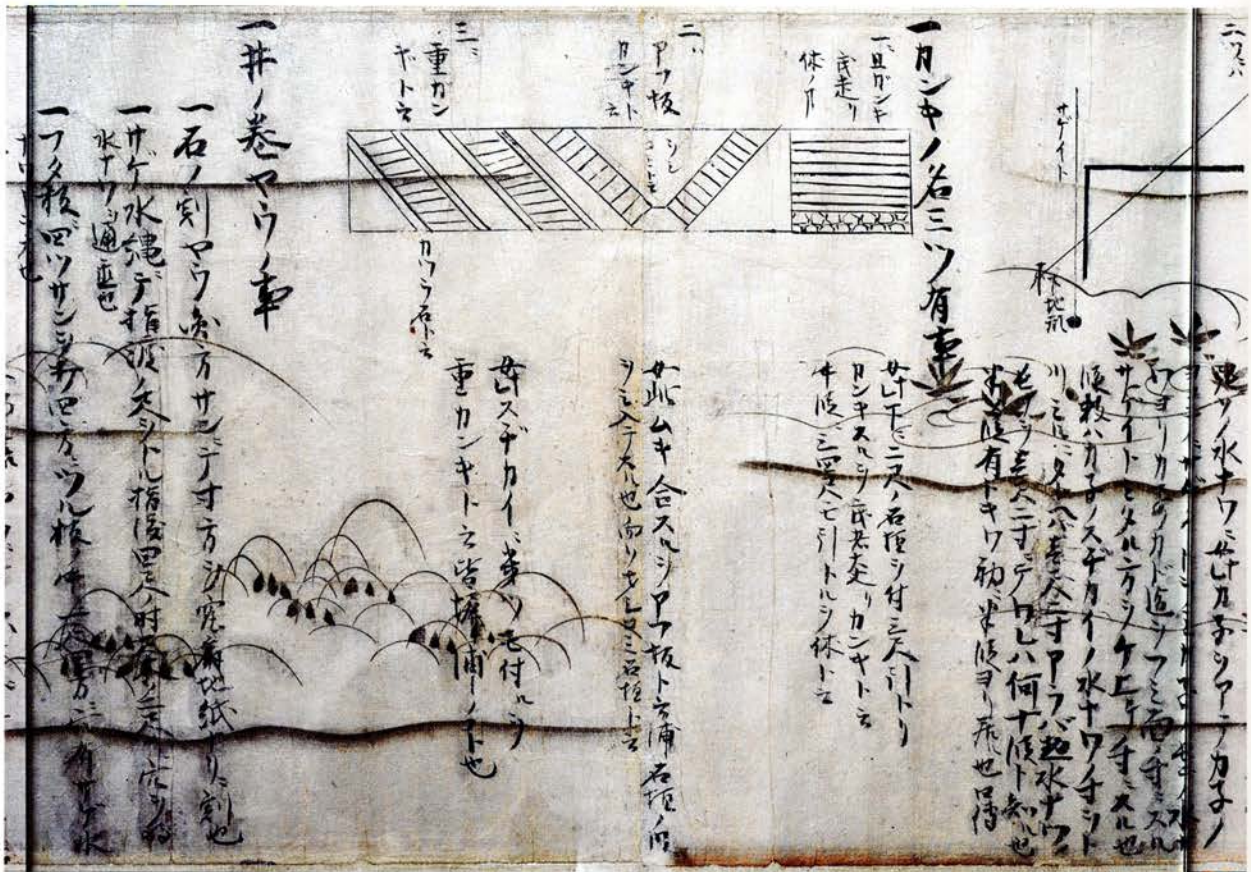
石垣秘伝之書



石垣秘伝之書



9 石垣秘伝之書



10 石垣秘伝之書

三
重カ
ン
ホト
キ



カウラ
ホト
キ

重カ
ン
キ
ト
之
皆
橋
南
ノ
ト
也

一井ノ巻ヤウノ事

一石ノ刻マウノ事方サニテオ方シ宛兼地紙ノ刻也

一サケ水總テ指渡久シト指後四尺時茶三三流シの
水テワ通也

一フタ板四ツサニシ方四ツル板中左邊方ニ有サケ水
テワトス也

一蛇腹トテムヒロキ水跡儀ノヤウ井ノ跡テリクテ
ワソ入ソノ内ヨリ葉石ツヤ石シ也

一飯橋之変

一ウキハシト有以燈

一舟ハシ有

一坊ノ派サ知変

右書サカニキツモリ内書也老万木ノ子テ種地ソヌサケ
入水繩木ノ子ノスサリヤタル方多ク有トモツ板フ也

一山ノ高サ知変

サケサウ
サケサウ
サケサウ

サケサウ
サケサウ
サケサウ

石垣秘伝之書

一サケ水總テ指渡久シト指後四尺時茶三三流シの
水テワ通也

一フタ板四ツサニシ方四ツル板中左邊方ニ有サケ水
テワトス也

一蛇腹トテムヒロキ水跡儀ノヤウ井ノ跡テリクテ
ワソ入ソノ内ヨリ葉石ツヤ石シ也

一飯橋之変

一ウキハシト有以燈

一舟ハシ有

一坊ノ派サ知変

右書サカニキツモリ内書也老万木ノ子テ種地ソヌサケ
入水繩木ノ子ノスサリヤタル方多ク有トモツ板フ也

一山ノ高サ知変

サケサウ
サケサウ
サケサウ

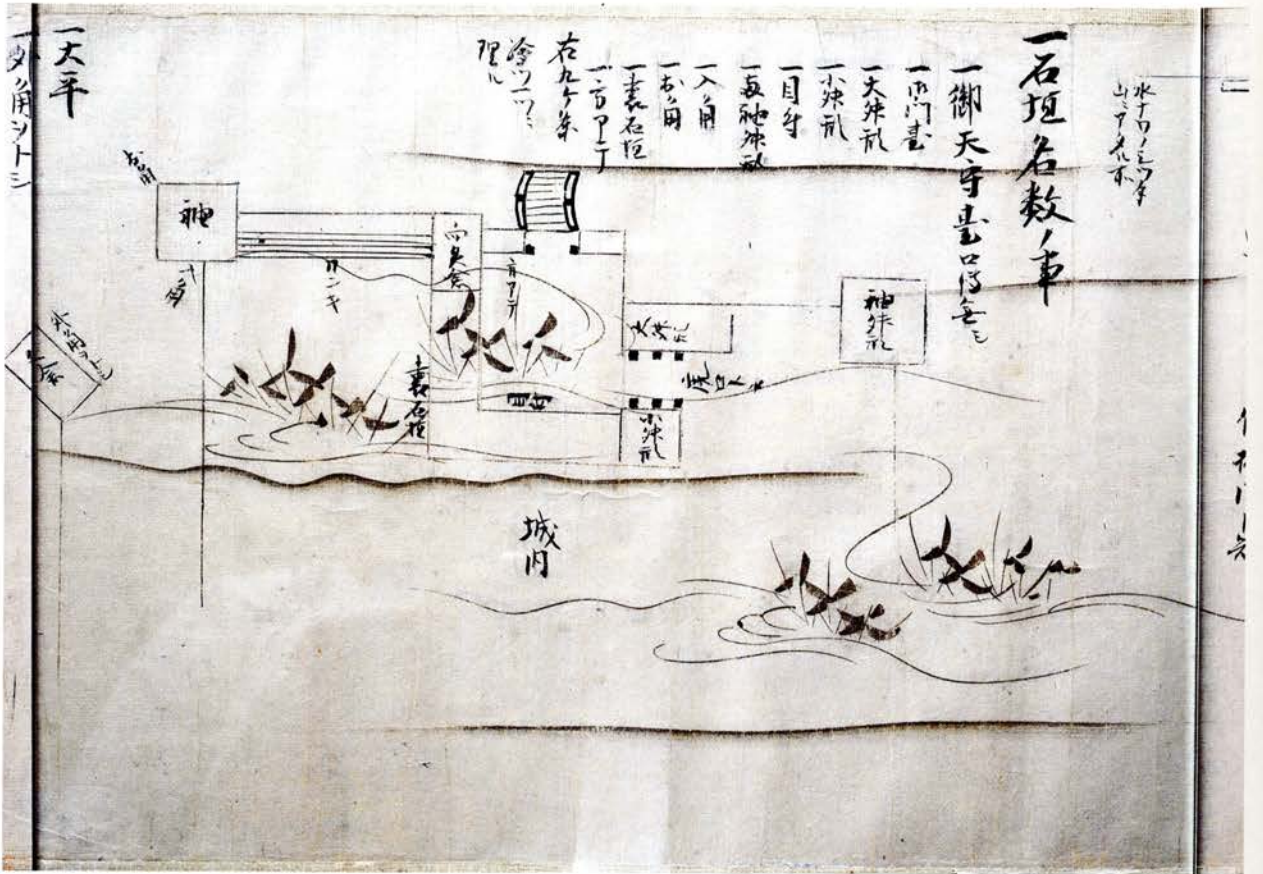
サケサウ
サケサウ
サケサウ

水テワトス也
山ノ高サ知変

一石垣名数ノ事

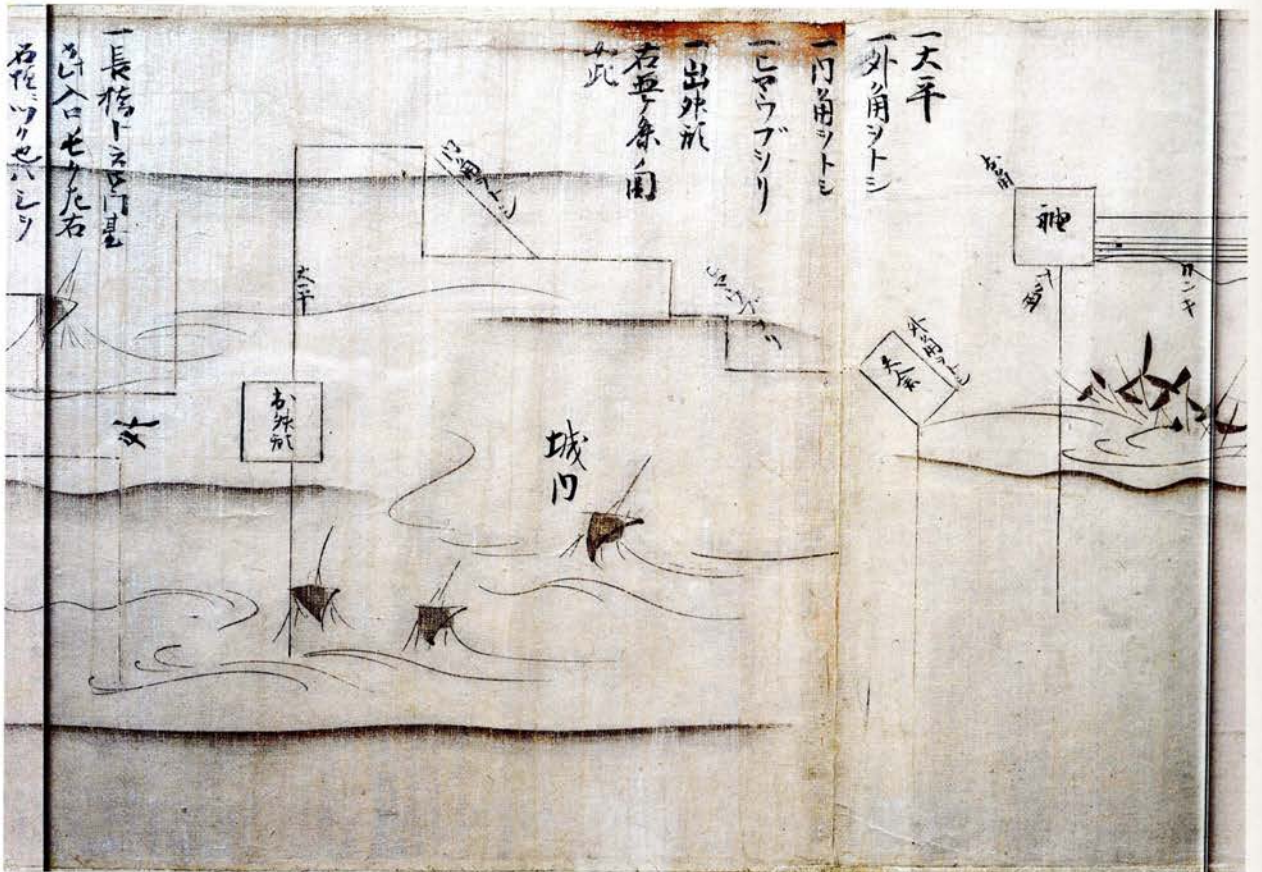
一御末書

石垣秘伝之書



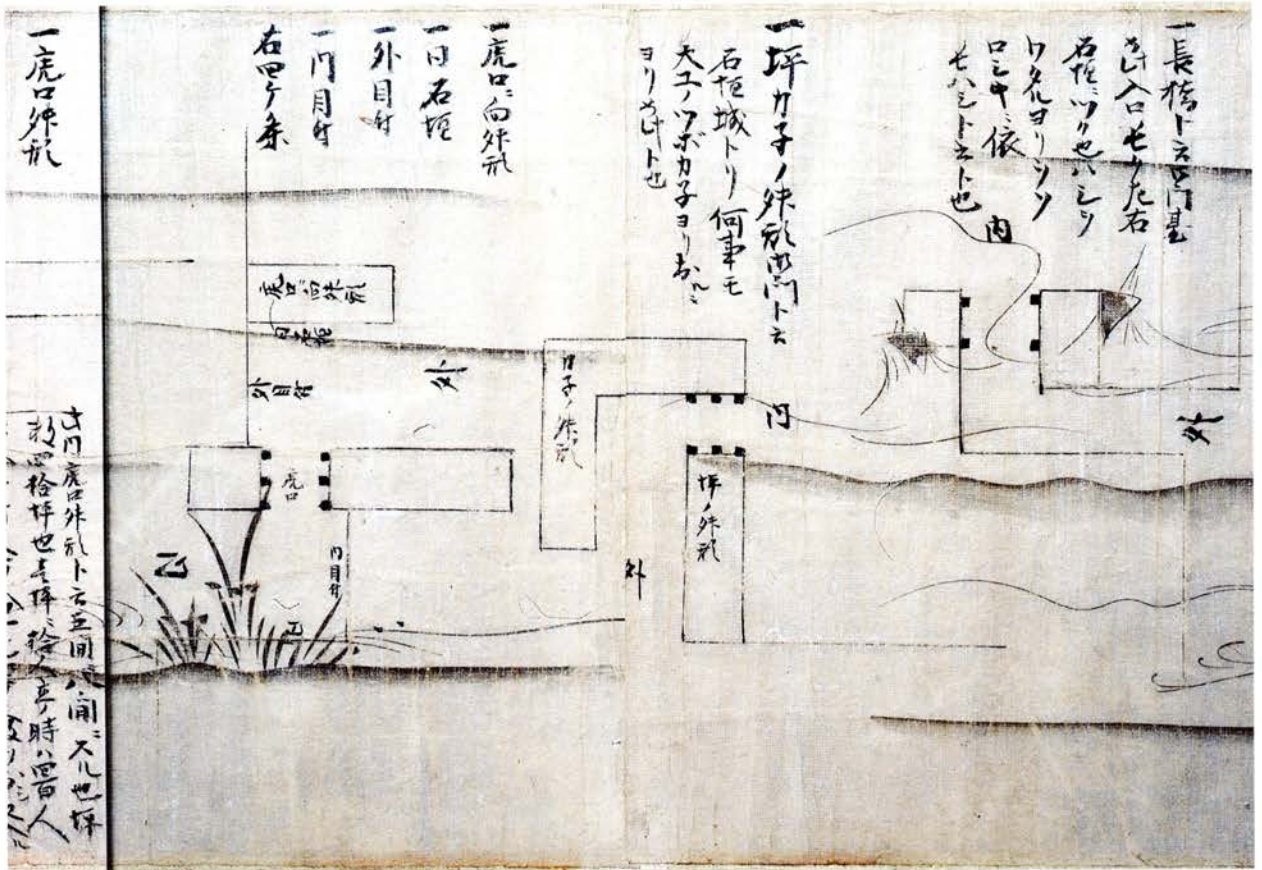
13

石垣秘伝之書

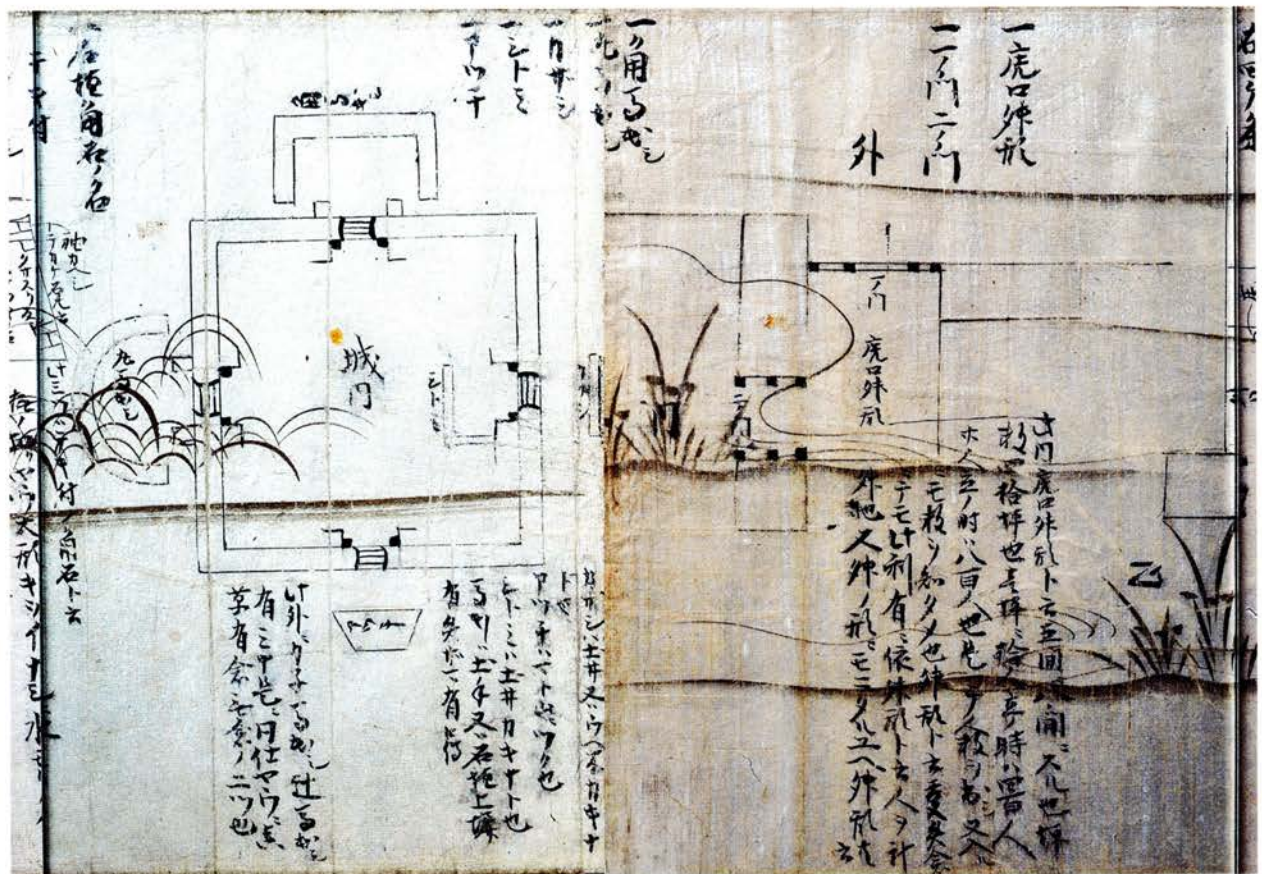


14

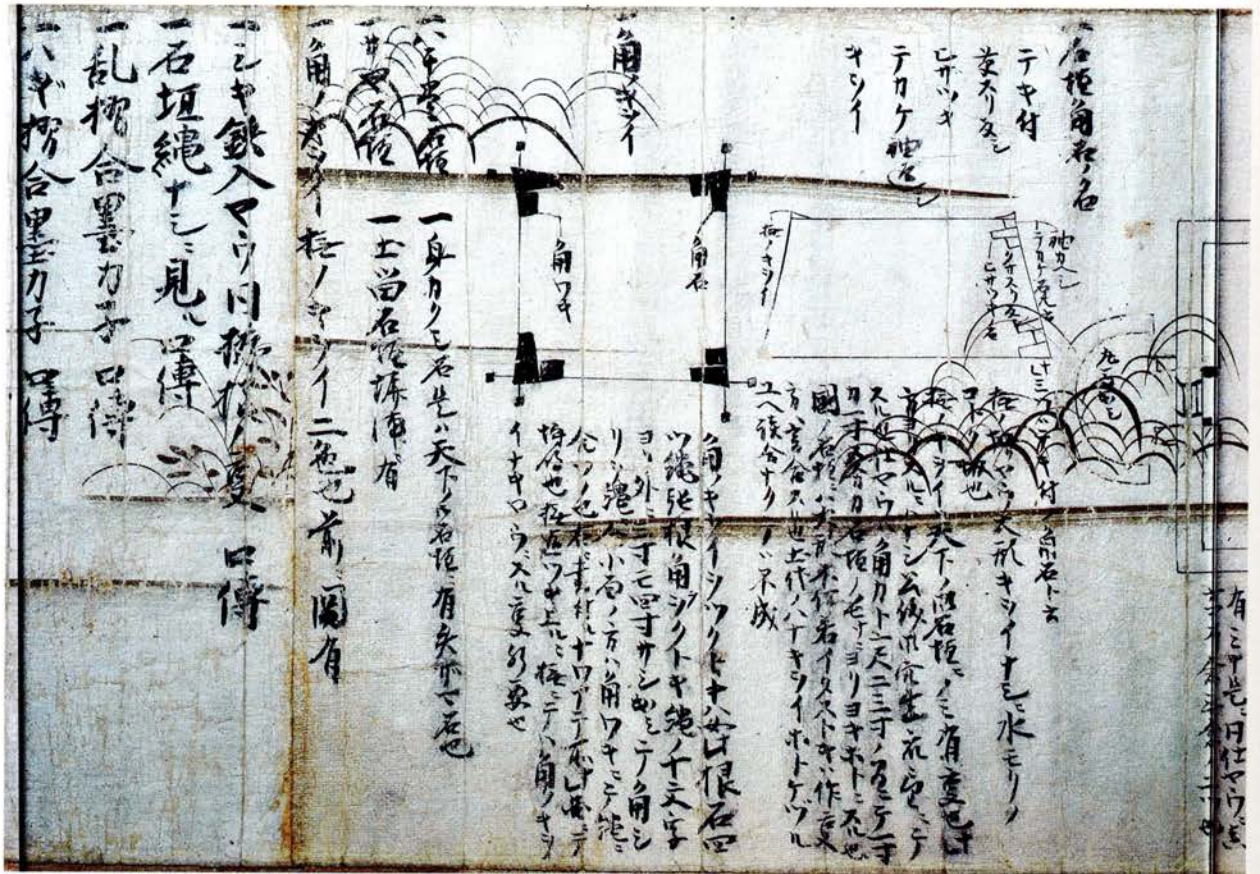
石垣秘伝之書



石垣秘伝之書



石垣秘伝之書



平石本より行へりて是を築きしを以て
 全石より定規若くは石の長さを以ては定規
 より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては

五 隅當方 口傳 六 隅石矩見縁 附巻縁
 口傳

七 隅石大楕見縁 口傳 八 隅石寸尺方 口傳

喩八高七間の石牆ハ隅石ハ楕取テ下木八面定
 寸四方長九尺跡面上口若中楕本八面二尺寸也
 八尺跡面上口若楕取者寸四方長七尺跡面

口若二楕合七間也寸尺作りのり寸尺寸
 寸尺生來寸者也作法寸合寸一石楕本
 寸者寸者寸一者寸一者寸一

九 隅石寸尺方

右隅石ハ楕取りして中楕の傍石なりして定寸
 四方跡面寸四方長七尺中楕の傍面定寸

四方跡面寸四方長定寸定寸寸四方跡面寸
 四方跡面寸四方長定寸定寸定寸石楕一本
 一本寸若也然ハ傍石ハ中下ニ在り也作りのり
 隅石ハ楕取

十 隅石下布鐵之方

隅石下布鐵之方ハ石の長さを以ては定規
 より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては

十一 隅石鏡口方

隅石の鏡口上下七八寸ハ石の長さを以ては定規
 より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては

一本寸若也然ハ傍石ハ中下ニ在り也作りのり
 隅石ハ楕取

十一 隅石下布鐵之方

隅石下布鐵之方ハ石の長さを以ては定規
 より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては

十二 隅石鏡口方

隅石の鏡口上下七八寸ハ石の長さを以ては定規
 より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては
 儀より先角石廻りて他は石の長さを以ては

十三 平石寸尺方

喩八高七間の石牆ハ取合寸若下楕左面定四方跡面
 寸七寸四方長七尺中楕寸右面定寸四方跡面寸

長四寸大楕取是石長也然ハ中楕取寸寸四方跡面
 寸四方長定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸
 定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸定寸

隅石ハ楕取りして中楕の傍石なりして定寸
 四方跡面寸四方長七尺中楕の傍面定寸

十四 隅石形之方 口傳

十五 隅大楕作形之方

高六間之石牆七尺守坪

毛同日寸定寸

高六間之尺守坪

毛同日寸定寸

毛同日寸定寸

毛同日寸定寸

十六 四角扉ノ一
是殿守其の附よりその左側に石階あり
その石階は石を積りて築き上は石を積りて
石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり
のり石の間に土を詰めしるなり

十七 建伸木方 口傳

十八 入木方

是比のありしを出入りの室に改めしむ
其の室は木を積りて築き上は石を積りて
石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり
のり石の間に土を詰めしるなり

十九 組込木方

組込は六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

二十 引水滝方

二十一 根石滝方

二十二 面石滝方

面石とは六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

二十三 類作下階

下階の重六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

下階の重六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

二十四 舟根石方

二十五 投石方

投石とは六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

二十六 籠方

籠とは六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

二十七 以粟石為胴籠方

胴籠とは六間の扉を築き赤石を積りて築き
上は石を積りて石の間に土を詰めしるなり
又石の間に土を詰めしるなり又石の間に土を
詰めしるなり又石の間に土を詰めしるなり

就石塙高下好平石

十六 四角石
 是殿母屋の附きより之を石壁と云ふは石壁の石を
 用ひて四方を圍ふに隔りて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

十七 建付本方 口傳

十八 入太本方

是は此の石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

十九 組太本方

組太と云ふは石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

二十 引水洗方

九七 根石洗方

九八 二面洗方

二面洗と云ふは石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九二 類作下洗

下洗の度六段下洗なり其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

洗方り本壁を以て二面洗と云ふは石壁を以て其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九二 類作下洗

下洗の度六段下洗なり其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九四 每根石方

九五 技石方

技石と云ふは石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九六 籠方

籠方と云ふは石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九七 以粟石為胸籠方

胸籠と云ふは石の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置
 けりて其の間に石を置けりて其の間に石を置

九八 就石牆高下好手石

十文字刻すいさくり後集時

九七 以栗石為胴籠方

胴籠と云隔をく平はくは流通見て能く且下付
以栗石を西片をくこもつには金の石を
ういては後多あいつく石を流をまうく
こまは後三つと本より少れまうく

九八 就石階高下好平石

九九 出隅入隅方

三十一 將棊隅方

英満守まひまお茶のまのがく
うすてかやくま玉の隅方と云隔の
ゆりゆりあまうまうり
このこくりにせをれま
まおやうまゆりの
事也

此を 裏石階方

是公階と云く石植ふく
内史やふく又階をく
久希を七六間の石階
ま中より少く石階
水たにまらり
石階をく
ま中より少く石階
水たにまらり
石階をく
ま中より少く石階
水たにまらり

石階書

此を 裏石階方

是公階と云く石植ふく
内史やふく又階をく
久希を七六間の石階
ま中より少く石階
水たにまらり
石階をく
ま中より少く石階
水たにまらり
石階をく
ま中より少く石階
水たにまらり
石階をく
ま中より少く石階
水たにまらり

三十二 摺合石階方

三十三 布敷方

三十四 日通方

三十五 玄柄摺合

三十六 簾目方

三十七 待石方

待石と云は平摺間を
凡らと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を

此を 水壁石階方

水壁と云は平摺間を
凡らと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を

此を 平均階方

平均と云は平摺間を
凡らと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を
三つと云は平摺間を

石階書

土間一尺寸

土間九寸

加賀國石橋法蓮寺

土間二尺四寸

土間二尺三寸

土間二尺三寸

土間二尺三寸

土間一尺五寸

土間一尺五寸

土間一尺四寸

石條のりりまゝ一ろくゆねは

書はらゝしりし合とせんとれ

去り橋もりたて木とてり角石のりり

脚石のりり木右のりり指定木とてり

ひし角木ぬきひしりり石のりり

りりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりり

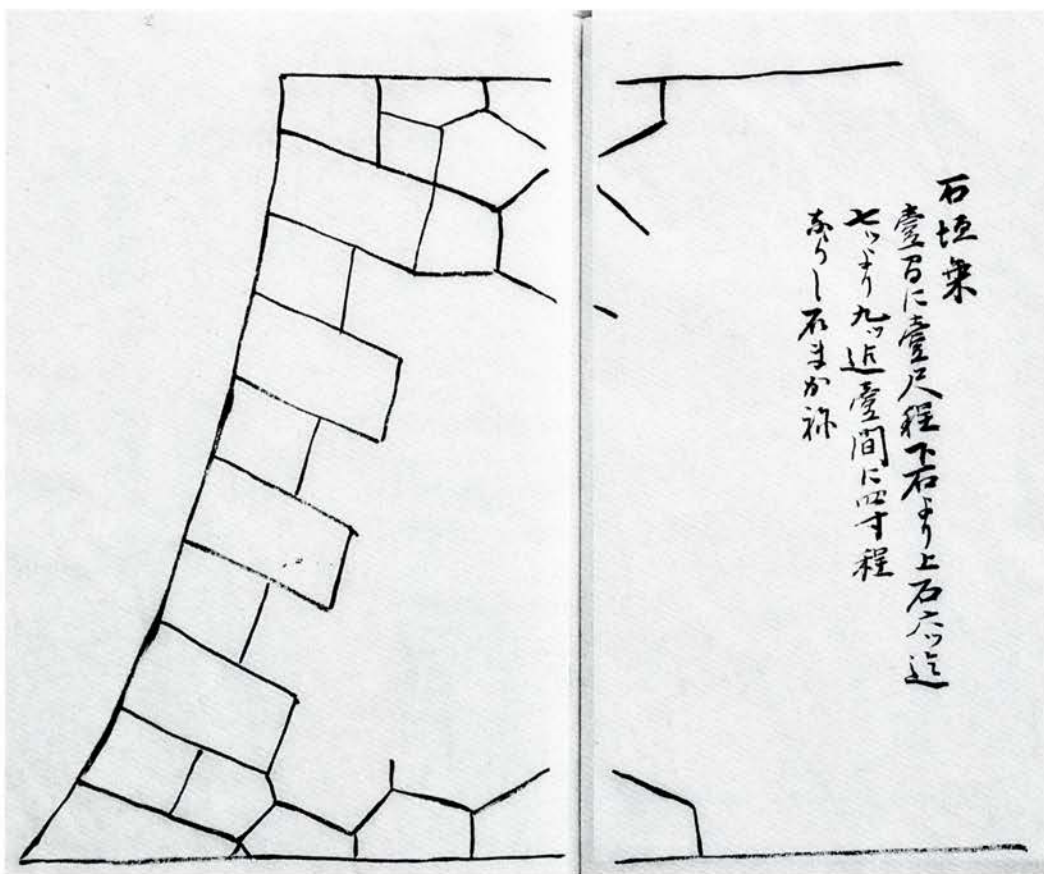
りりりりりりりりりりりりりり

石橋書

判兵衛史周
室湯浅子
孫傳り并合巻子
初湯浅家系
七層門高道
室湯浅家系
女道地人黒礼并妻
石七層門高道四年
室湯浅家系

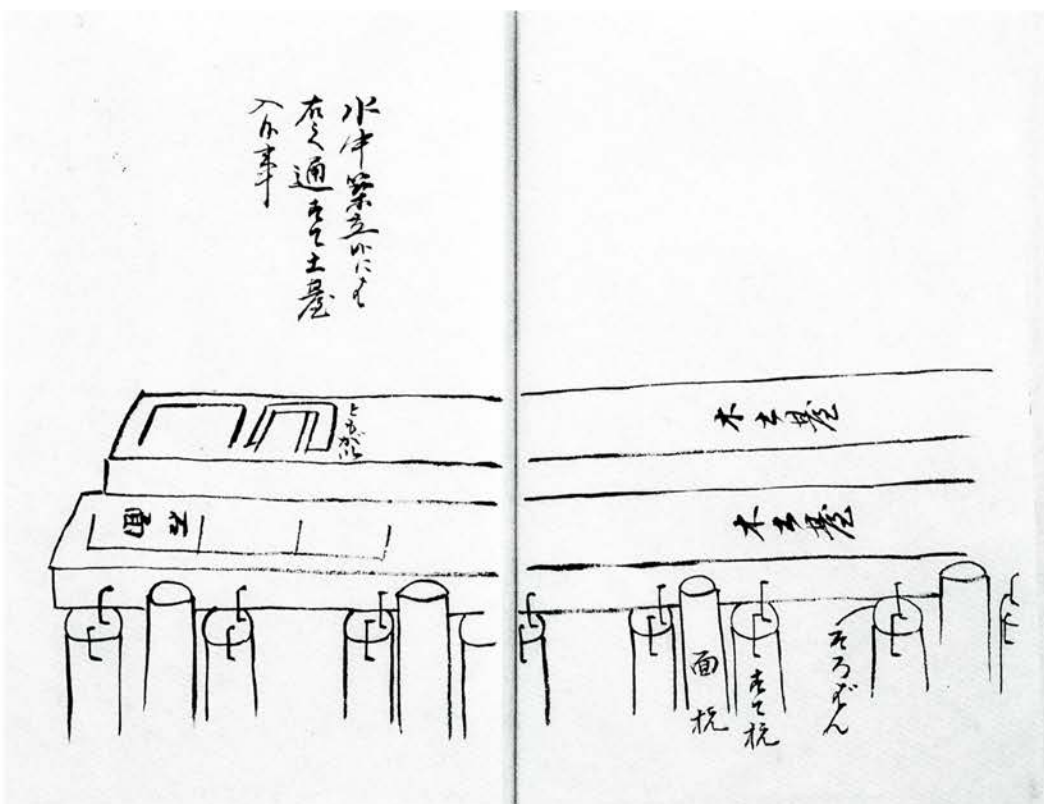
女二宮孫傳り并妻
女門内宗孫傳り并妻
安齋門高道
初湯浅家系
湯浅家系

知波太郎末葉湯浅家系図写 (湯浅英夫氏蔵)



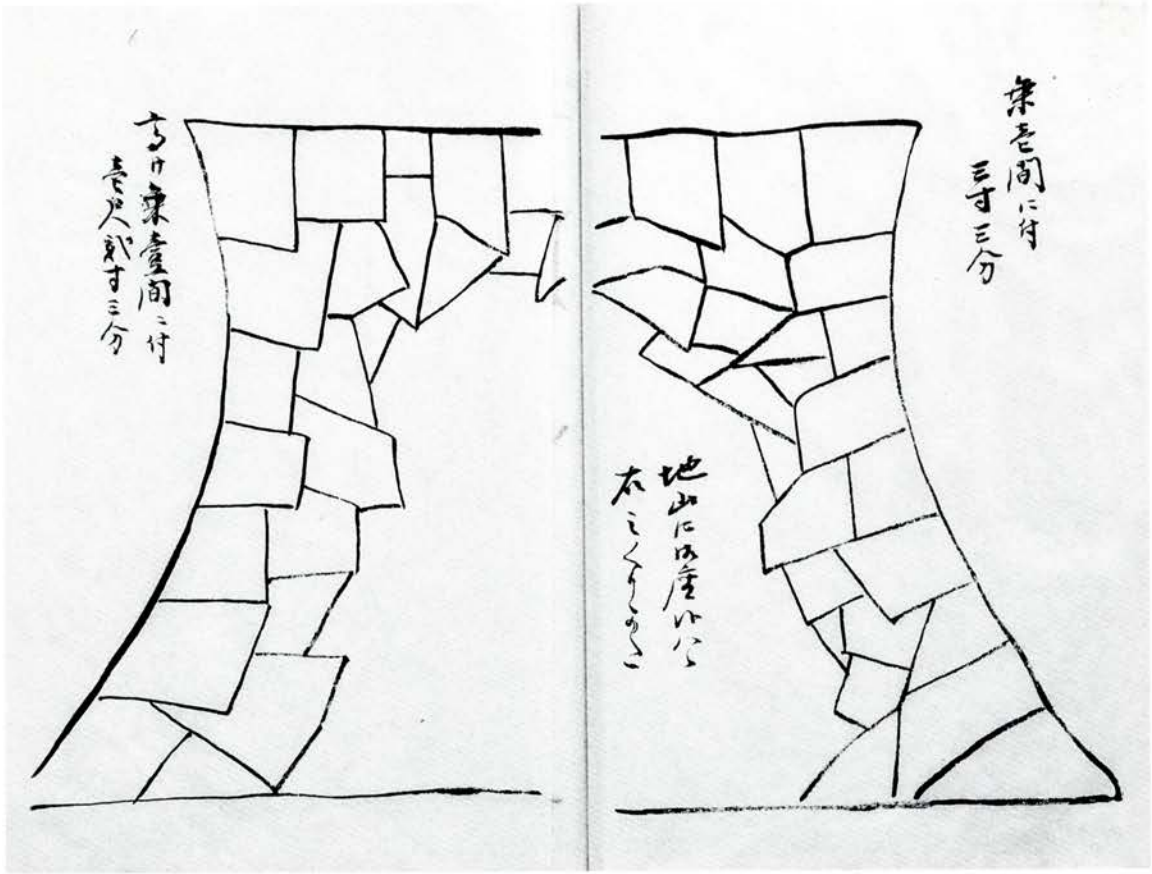
1

石垣組立秘伝 (岩手県立図書館蔵)

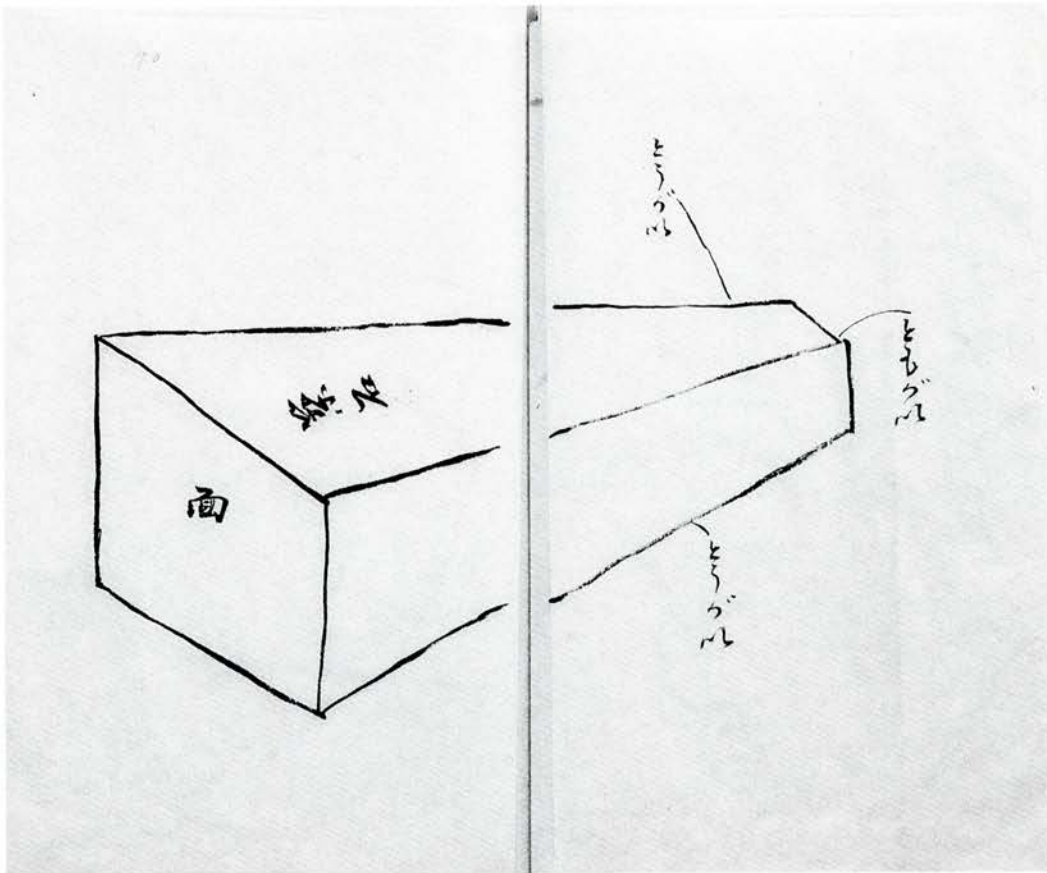


2

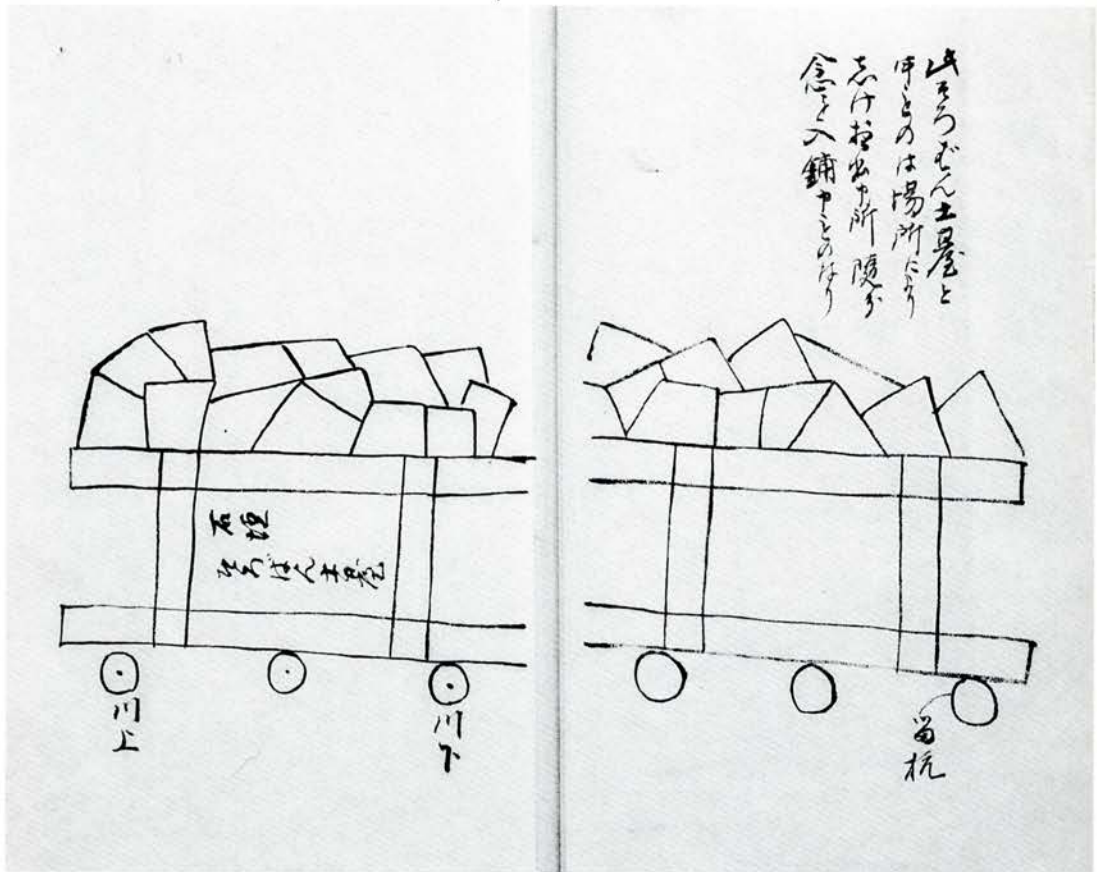
石垣組立秘伝



石垣組立秘伝

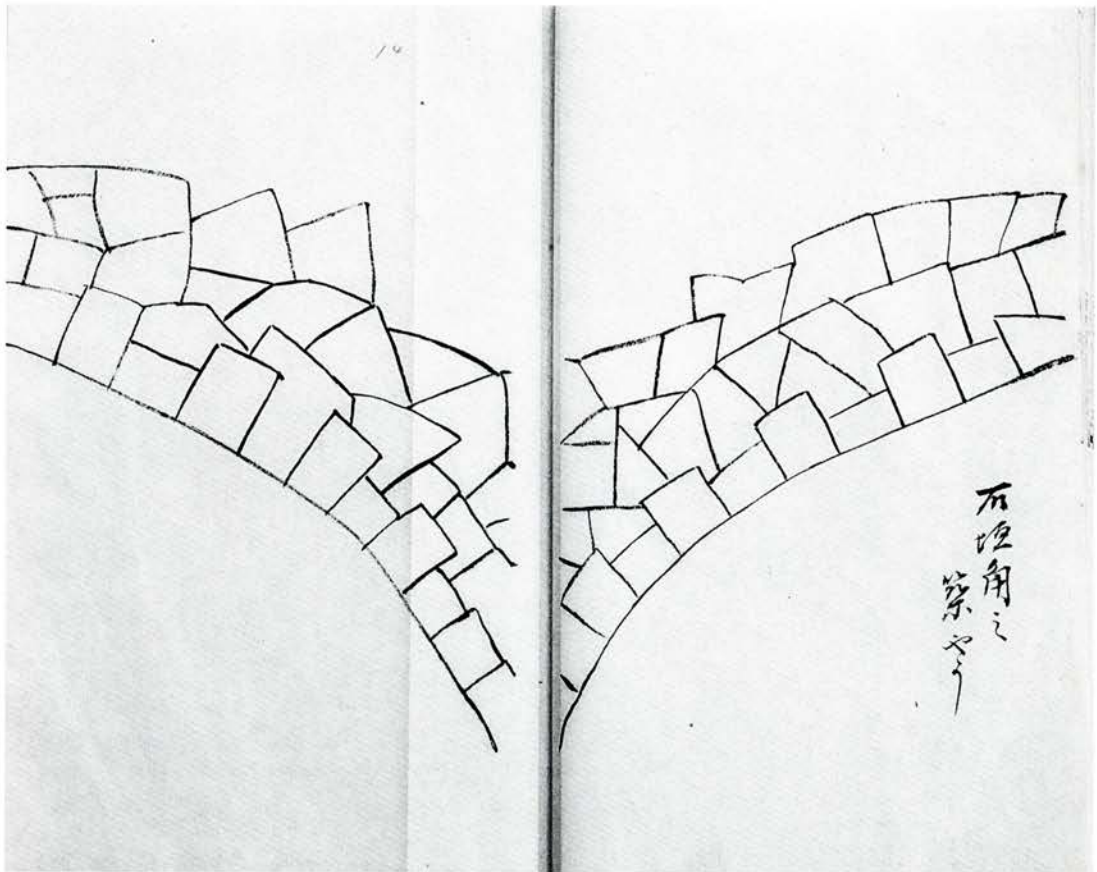


石垣組立秘伝



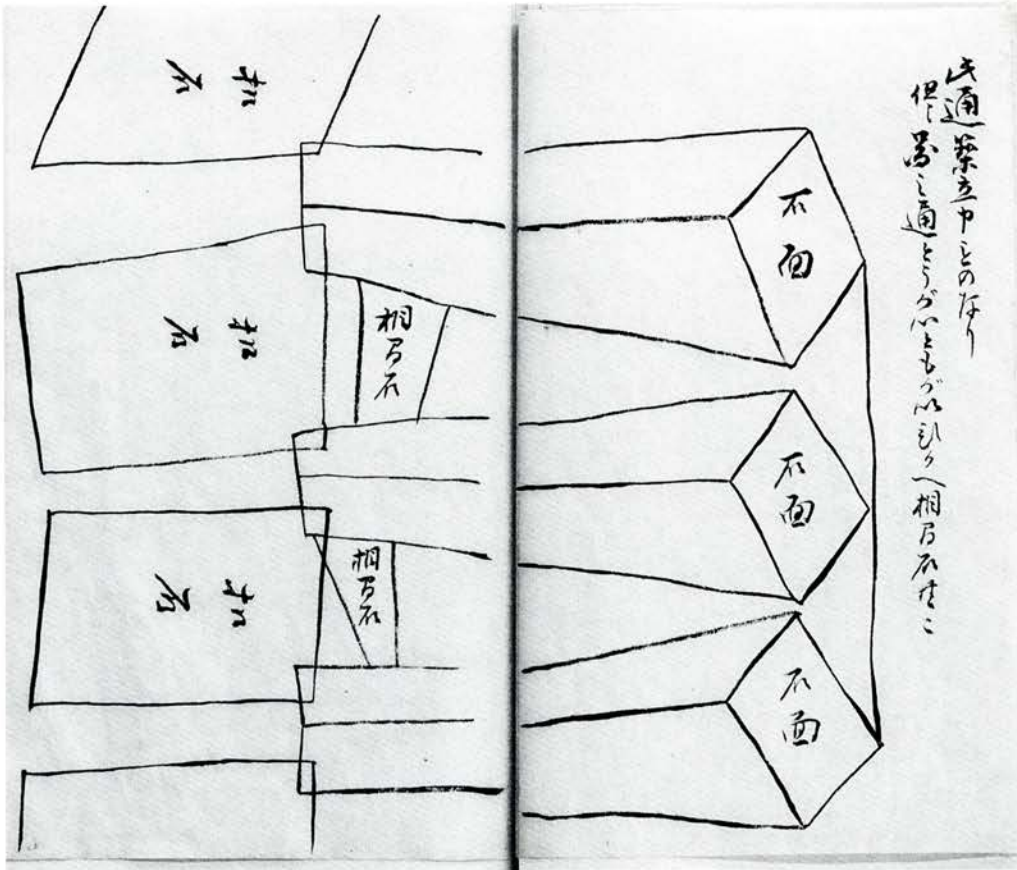
5

石垣組立秘伝

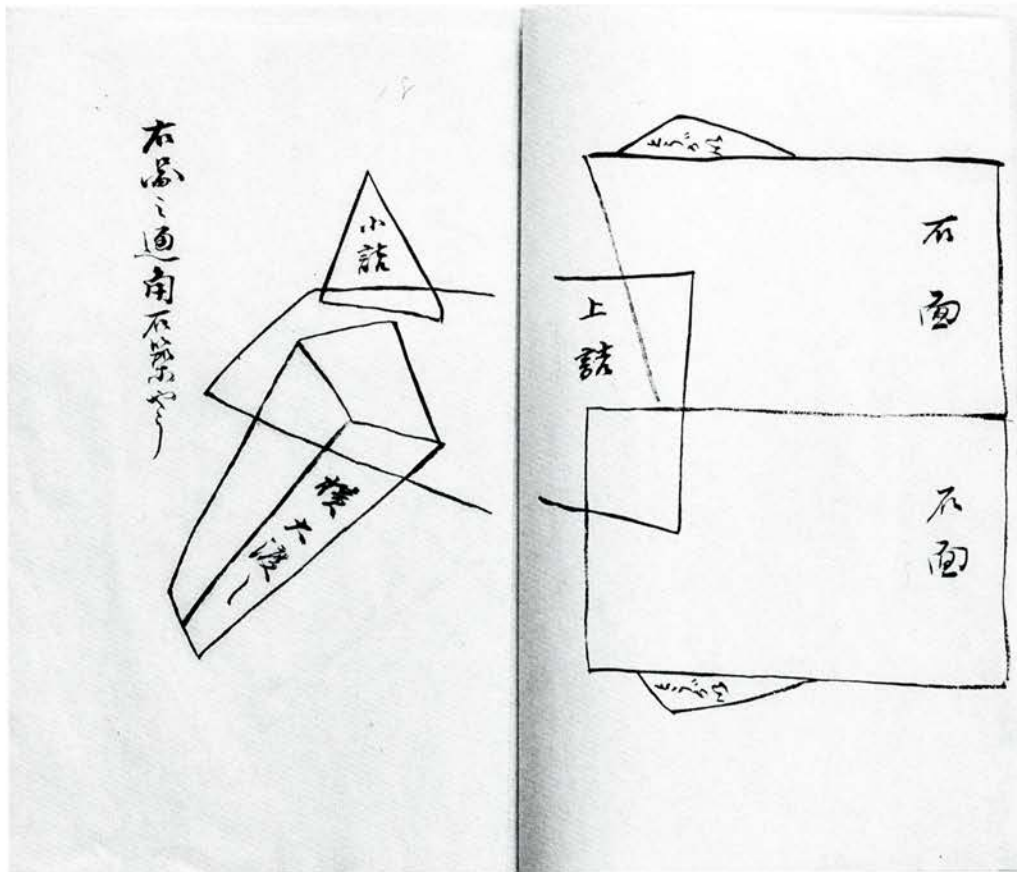


6

石垣組立秘伝



石垣組立秘伝



石垣組立秘伝

附記

石垣組立秘傳は南都藩控石工平栗氏の家にて傳ふる所である。氏は同家には寛政四年正月廿九日石工師近上田三郎右衛門より平栗長次に左の技の秘傳を授くるもの書付りと在りて居る。左に之を掲ぐるをいへる。

一、砌而石築仕方之儀者品に有之を得共別形成標下石垣見附或る塚下塚端石垣亦其場所にて亦随而見付築立の事也一之尤登望方石割亦即ら是代築立と傳不惣く石垣築立は棟老年遺置の帳面之通り相違と云之の程又は是代

口傳にたり。一石垣隅之儀者凡そ石不承りたる所は得共のまじり申合を其の割合を以下全に之のりと付々上四つありと居り勿論水中より築立の時不場所不より築立の所は前通り幅三尺計も置かば杭木打突板も水く承りい様に取付着地面より場所不い下地杭打其上十寸餘打込置かば杭の頭にならばかまきりいよこの右之上は土屋木或通り床付石右垣面三四寸も出様小居舟中事費用之より在望のこにて石垣角の五と極め尤角石の並上端蹴上げ登りまの所は是より在望かま合世在り之土屋木或合世其石

より石四方を其れ教しとをの方にて少く取込し置居りてか合世築立或る角石大小不承り十寸計の六寸右又通り不築立七寸目の石より六寸を突し下端角の一方を取通し上平均石に八寸金に是し下石に取付可りするのり之儀を長間に付を人の割合に致し七寸之不分の五寸五分寸位平均不は五金に致し可り事其外難畫並筆流口也申渡る也

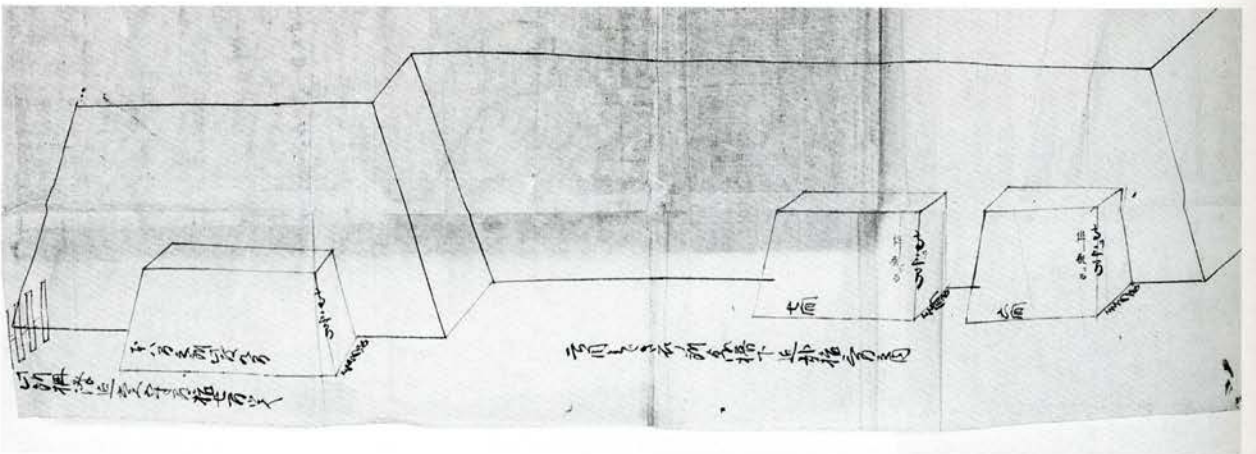
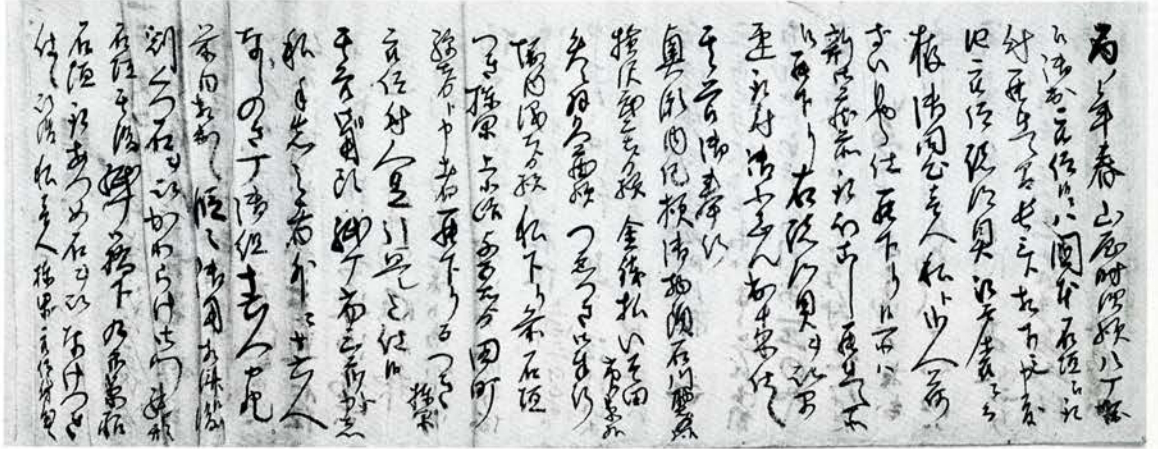
寛政四年

壬子正月吉辰

上田三郎右衛門

了通

平栗長次殿



此の分望系を思へ今城の口と慶
長は為目語心

臣守口方金澤城

君祈万歳白石社

こゝに對句と傳へしきし傳へしは
号天正十一年の 沖原城にありし
沖原の將軍守口方祈万歳又
可思成地定前部を比城下と傳へ
之判乃 大生比 沖原城に城
東武のこゝ武士居陣町部東
今府と傳へし小立野東此方廣
東府不可思成地と傳へし也

菅法之文也これなり

一菅法といふ字よりテト書也又長月
ハ宮社傳者名か、傳り堂宮東内と
菅法といふ石垣築も菅法といふは
は大木小石垣等よりテ都を以て
菅法といふ傳り石垣築、菅法とい
菅法比菅法よりテテテテテテテ
曲筆ハ何筆ハ何筆ハ何筆ハ何筆
菅法といふ字ハ又別、何と

一從古我國よりテ城古庄城よりテ
我國、我國に傳りて、今、由來成
字ハ何のハ何のハ何のハ何のハ
城古庄城よりテ門着は石垣より

唯子一人伝 (5冊本) 第1卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

此の六州の石垣、新、大、小、城、地、
天、地、地、地、地、地、地、地、地、
石垣高、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

唯子一人伝 (5冊本) 第2卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

此の石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

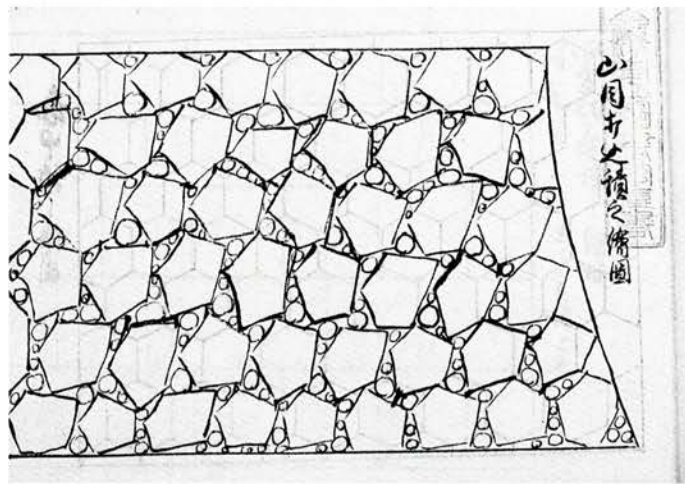
石垣、石垣、石垣、石垣、

石垣、石垣、石垣、石垣、

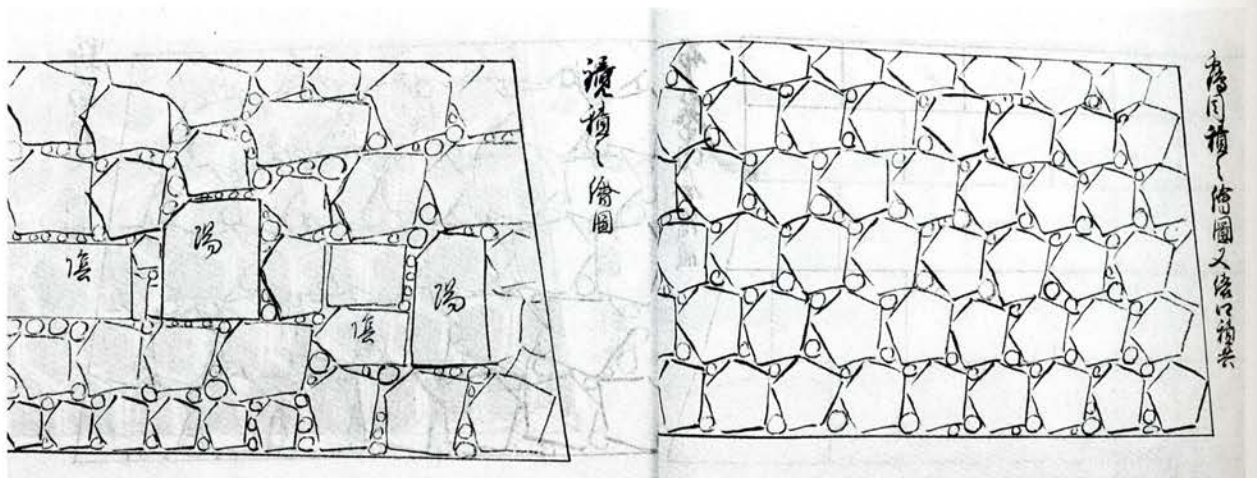
唯子一人伝 (5冊本) 第3卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

彼公獲也... 唯子一人伝 (5冊本) 第4卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

唯子一人伝 (5冊本) 第4卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

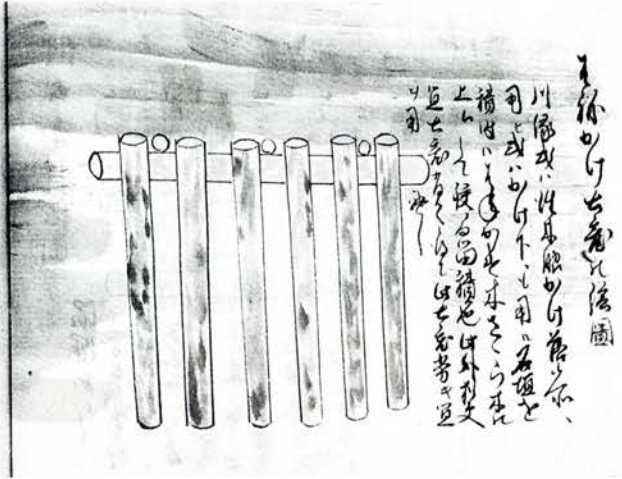


1 唯子一人伝 (5冊本) 第5卷 (金沢市立玉川図書館蔵)

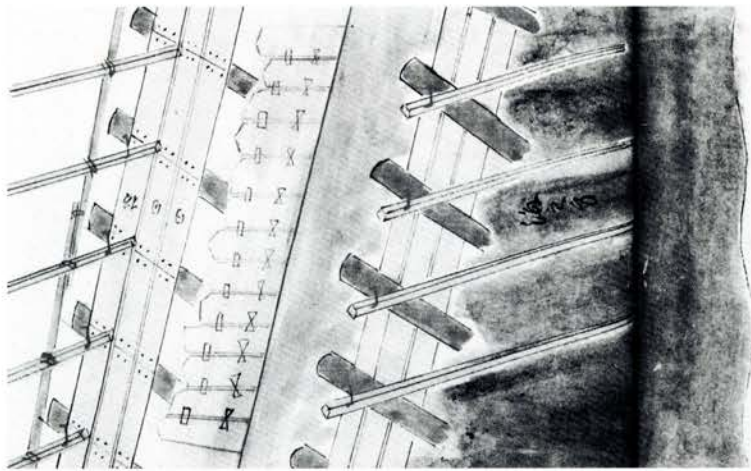




後本不入の場より



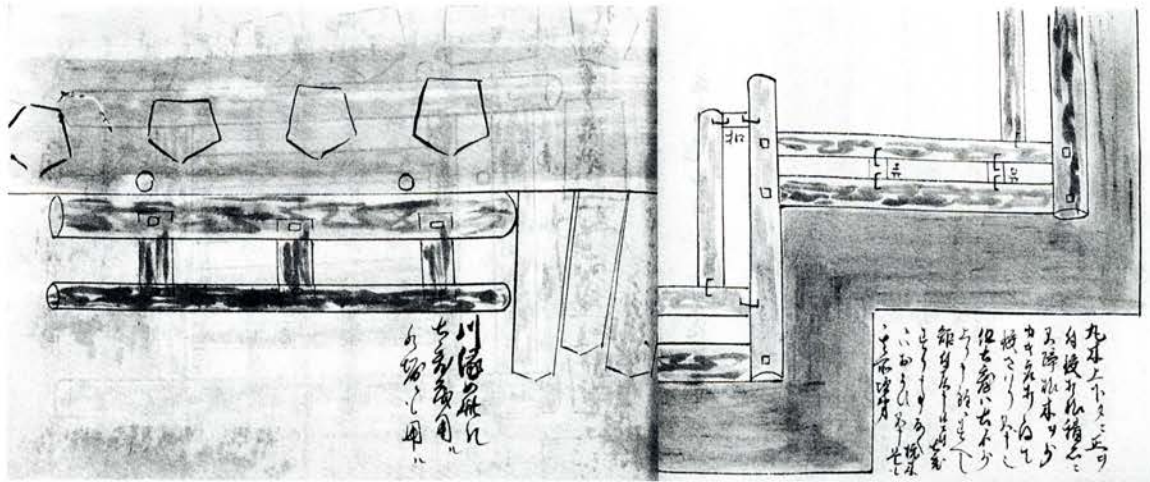
唯子一人伝（5冊本）第5巻



つりも也石垣築造する所あり因に
 一石を之に上置其様相成書るる也
 海濱築小支向于磯なり一歩も城
 も地只其深成潤生といふこと
 其築少はわしに古史本ありて
 有る共所よりしりし事又分り
 是より其深成潤生といふ也

唯子一人伝（5冊本）第5巻

唯子一人伝



川原屋
長久保
此の用は

九寸上下は三寸可
白波の松浦
又藤林少
かき流し
但古器は出不少
かき流し
類は石の
此の用は

一 高一丈六尺 尺三寸二寸 距五尺一尺八寸 總合四寸五分

一 高一丈五尺 尺三寸二寸 距四尺八寸二分 總合四寸五分

一 高一丈二尺 尺三寸二寸 距四尺二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三尺八寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三尺六寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三尺四寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三尺二寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三尺一分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺九寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺八寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺七寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺六寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺五寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺四寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺三寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺二寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺一寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺一分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二尺 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺九寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺八寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺七寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺六寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺五寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺四寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺三寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺二寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺一寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺一分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一尺 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距九寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距八寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距七寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距六寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距五寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距四寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一寸二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距四分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距五分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距六分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距七分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距八分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距九分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距一分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距二分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距三分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距四分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距五分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距六分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距七分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距八分 總合四寸五分

一 高一丈 尺三寸二寸 距九分 總合四寸五分

納法を河合の事

筑前守の御目やあまの事二年御期

御事とくさあはあへ切腹の時
しははらひしはあはあへ切腹の時
す切腹の時も切腹の時

る法名相除御別道益再後く
し御 筑前守御沖渡御事

沖渡中るいん御代以下御事
是り築重とほ一院廣の事

地列の御事より御事と御事

一寛永三年江戸沖渡二の御事

名垣天下し御事と御事

御事御事御事御事

利常の先高の利次と御事

御事御事御事御事

御事御事御事御事

御事御事御事御事

御事御事御事御事

一明暦三年東越前守御事

天守御門御事御事

古伝書 (金沢市立玉川図書館蔵)

筑前守の御目やあまの事二年御期

御事とくさあはあへ切腹の時
しははらひしはあはあへ切腹の時
す切腹の時も切腹の時

る法名相除御別道益再後く
し御 筑前守御沖渡御事

沖渡中るいん御代以下御事
是り築重とほ一院廣の事

地列の御事より御事と御事

一寛永三年江戸沖渡二の御事
名垣天下し御事と御事

御事御事御事御事

利常の先高の利次と御事
御事御事御事御事

御事御事御事御事

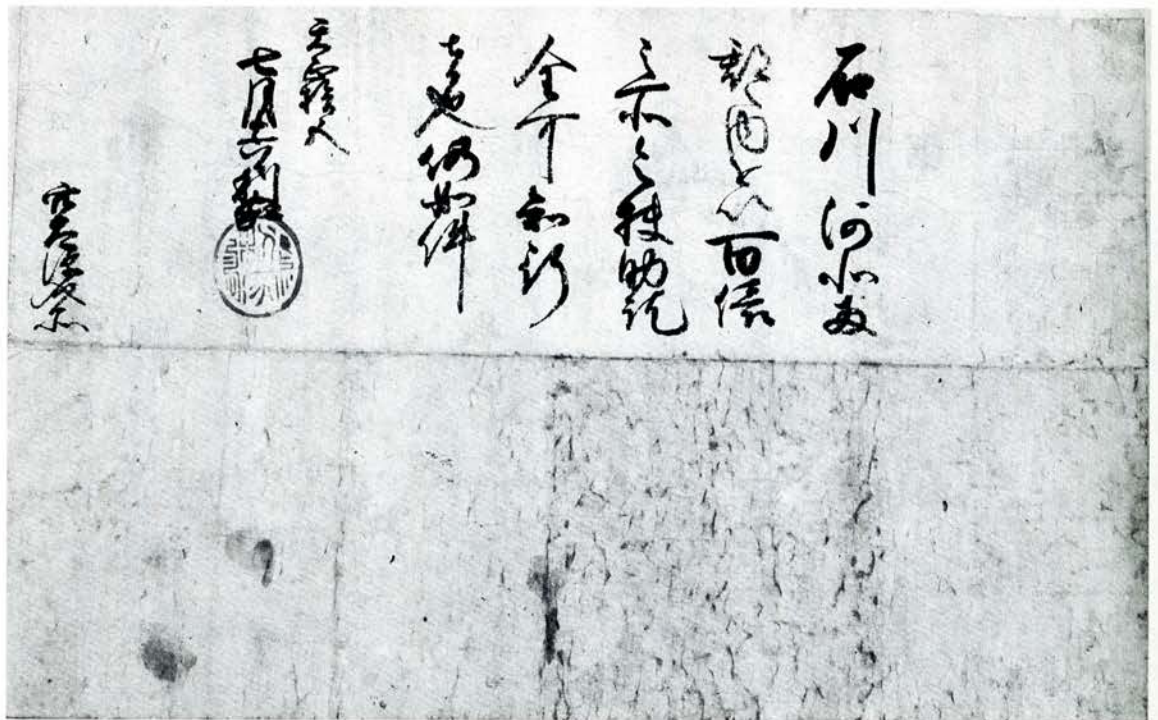
御事御事御事御事

御事御事御事御事

一明暦三年東越前守御事

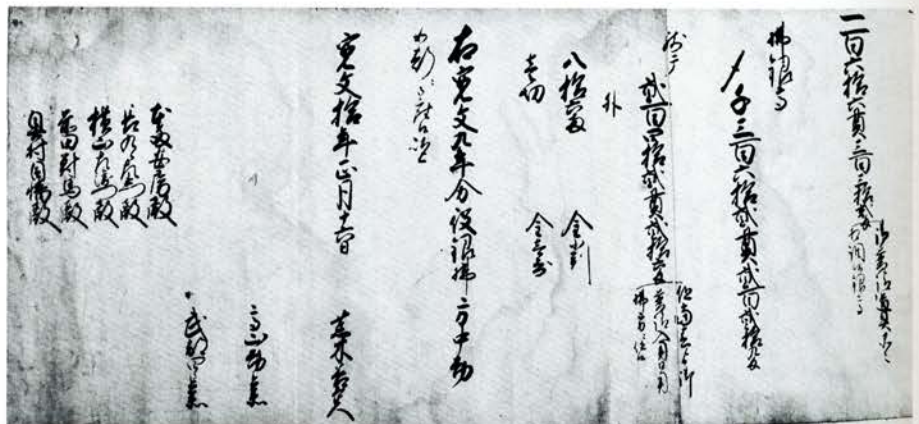
天守御門御事御事

落葉集 (金沢市立玉川図書館蔵)



1

前田利家印判状 (穴太政洋氏藏)



2

戸室山石堀普請日用銀高等普請奉行達書 (穴太政洋氏藏)

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

右先達言各派両志

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

丁卯

八月

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状 (釣川家文書 金沢くらしの博物館蔵)

手紙の形に御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

手紙の形に御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状

金谷御殿普請所御用石伐出に付答書 (釣川家文書 金沢くらしの博物館蔵)

刊行にあたって

史跡金沢城跡のもつ歴史的価値の一つは、近世初期から後期にわたり多様な石垣が残っていることはもとより、石材の生産地である戸室石切工場および石引き道が良好に残っていることにあります。あわせて石切工場での作業や石引きの労働編成、城内での石垣作りに関する秘伝書・技術記録等の文献史料や絵図が他地域に比べて、きわめてよく残されていることは、その価値をさらに高めているといえます。

そのため、金沢城調査研究所では、平成十三年七月、前身である金沢城研究調査室が設置されて以来、石垣作りの伝統技術の解明は金沢でしかできない特徴ある研究課題であると認識し、伝統技術に関する専門委員会を平成十四年五月に立ち上げ、以来同委員会の指導・助言のもと、戸室石切工場の確認調査のほか石工道具、県内石材産地調査、石垣技能者である穴生に関する文献調査など様々な角度から調査・研究を進めてきました。

こうした基礎的な調査・研究を踏まえ、平成十九年度からは、全国的な視野に立った「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」に取り組むこととなりました。本報告書は、平成十九年度に刊行した『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』に続く、絵図文献班が進めてきた比較研究事業の中間的な成果報告の第二集です。

石垣構築技術に関する比較研究事業での絵図文献班の研究課題としましては、

- (1) 既に知られている加賀藩穴生方後藤文庫（金沢市立玉川図書館所蔵）の石垣構築技術書を書き下し文や現代語訳によって平易に資料紹介し、考古学や土木史などの専門家と情報を共有し、学際研究を進める基礎をつくる。合わせて、一般県民への情報発信の素材とする。
- (2) 金沢城の石垣構築技術に関する新史料の発掘につとめるとともに、全国的な視野で石垣構築技術に関する技術史料の所在を確認する。
- (3) 石垣構築の専門技術者である穴太（穴生）や石工たちの生業の形態、諸大名の下での編成の仕方や身分的待遇、あるいは幕府や大名の行う石垣普請の労働編成などを比較検討するため、石垣構築技術者に関する基本史料を、全国的に所在確認し、金沢城の石垣技術者のあり方と比較検討を行う。

などを掲げています。本書では、上記研究課題のうち、平成二十年度以後に調査した諸資料をもとに、中間的に成果を取りまとめ、いち早く情報発信に努めるものです。

本書では課題（1）に関する成果として、江戸後期の加賀藩の穴生、後藤彦三郎の代表著作である「唯子一人伝」五冊本・一冊本（文政七年本）、さらには参考史料として「古伝書」「落葉集」の読み下し文を収載しました。また課題（2）に対応する成果としては、全国各地に残されていた石垣構築の秘伝書を翻刻・紹介するとともに、一部には現代語訳を試みました。このほか加賀藩前田氏が関わった城普請の史料年表を盛りこむことで、今後の研究の参考資料としました。また課題（3）に対応するものとしては、加賀藩二十人石切の史料を収載するとともに、前報告書に引き続き、客員研究員である白峰旬氏が取り組んだ熊本藩細川家文書に記された石材調達、穴生などに関する史料リストを収載しました。本書が前報告書とともに、近世城郭研究の進展に寄与するものであることを願ってやみません。

平成二十三年三月

石川県金沢城調査研究所長
金沢城石垣構築技術等比較研究事業研究代表

北垣 聰一郎

目次

口絵

刊行にあたって

目次

例言

I 全国に残る石垣技術秘伝

一 承応四年 石垣築様目録……………1

〔参考〕石垣築様目録（現代語訳）（北垣聰一郎）

二 延宝八年 石垣秘伝之書……………11

〔参考〕石垣秘伝之書（現代語訳）（北垣聰一郎）

三 宝暦五年 石墻書……………29

〔参考〕湯浅家文書

四 寛政四年 石垣組立秘伝写……………53

〔参考〕平栗文書

〔解説〕全国に残る石垣秘伝書（木越隆三）……………77

II 加賀藩穴生方の石垣技術秘伝

一 文化年間 唯子一人伝（五冊本）……………97

二 文政七年 唯子一人伝（一冊本）……………153

〔参考〕古伝書・落葉集（読み下し）

〔解説〕二つの「唯子一人伝」と「古伝書」「落葉集」（石野友康）……………192

III 加賀藩前田氏の城普請史料

- 一 加賀藩前田氏関係城普請年表（天正10年～万治3年）……………205
- 二 加賀藩前田氏の城普請史料（天正10年～寛文10年）……………217

IV 加賀藩の石工史料（釣川家文書）

- 1 元治元年八月 二十人石切召抱に付宛行状……………223
- 2 元治元年八月 万留帳……………223
- 3 慶応三年五月 御扶持人石切昇進に付扶持方変更申渡状……………228
- 4 慶応三年九月 金谷御殿御普請所御用石伐出に付答書……………229
- 5 子年八月 禄代銀請取書……………229
- 6 子年八月 二十人石切与四郎御給銀日割代覚……………230
- 7 子年十一月 与四郎御給銀差引算用書……………230
- 8 寅年十月 二十人石切難渋に付救済方願書……………230
- 9 寅年十一月 与四郎御給銀差引算用書……………231
- 10 年不詳十二月 金谷御普請所御召封……………232
- 11 年不詳 御扶持人石切下賜銀目録……………232
- 12 年不詳 二十人石切並下賜金目録……………232
- 13 年不詳 御扶持人石切下賜金目録……………232
- 14 年不詳 石切町屋敷図……………233
- 15 明治二年正月 釣川与四郎病氣に付立替証文……………233
- 16 明治六年十月 金子借用証文……………233
- 17 (明治) 末年七月 向山招魂所玉垣下石垣積方之義に付願書……………235

V 『細川家史料』にみる石材調達・石垣普請リスト（白峰旬）

例言

本書は、「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」（平成十九〜二十三年度）の中で絵図文献班が中心となって進めてきた研究成果報告の第二集である。

一、本書は、冒頭の「刊行にあたって」でも記したように、三点の研究課題を念頭におき、五つの章で構成した。Iでは全国に残る、石垣構築技術を具体的に叙述する、所謂「石垣秘伝書」といわれるものを、金沢以外で四点現存することを確認したので、これらをここにまとめて収載することにした。IIでは、加賀藩穴生後藤彦三郎が著述した石垣技術書の中から代表作を選び、読み下し文をもって掲載した。IIIでは、加賀藩主前田氏が関わった城普請の史料年表を基本史料とともに収載した。IVでは、加賀藩の石切（二十人石切）釣川家旧蔵の史料を翻刻・紹介し、Vでは、全国の石垣普請、諸藩穴太（穴生）に関する史料リストを掲載した。以下、各章の内容をもう少し詳細に紹介したい。

I 全国に残る石垣技術秘伝」では、現在所在が確認できる石垣秘伝書のなかから、承応四年（二六五五）の年記をもつ「石垣築様目録」（奈良市岡本保司氏蔵）、延宝八年（二六八〇）の「石垣秘伝之書」（熊本市教育委員会蔵）、宝暦五年（二七五五）の「石墻書」（山口県周南市湯浅英夫氏蔵）・寛政四年（二七九二）「石垣組立秘伝」（岩手県立図書館蔵平栗文書）を、参考史料と共に掲載した。なお、「石垣築様目録」「石垣秘伝之書」については、既に北垣聰一郎氏によって現代語訳つきで紹介されているものではあるが、あらためて北垣氏による現代語訳（改訂版）をお願いし、学際的な研究に資するものにした。四つの秘伝書の成立事情や内容の相互比較については、解説で詳しく論じているので、そちらを参照されたい。

II 加賀藩穴生方の石垣技術秘伝」では、多くの石垣技術書を著した加賀藩穴生後藤彦三郎の代表作「唯子一人伝」（五冊本・一冊本）の読み下し文を載せた。『金沢城石垣構築技術史料I』に掲載した元和・寛永期および宝永年間の年次を付した初期秘伝書と今回の「唯子一人伝」は深く関連しているので、ぜひ参照されたい。また彦三郎には、金沢城や藩政の沿革などを記載する「古伝書」「落葉集」があるので、参考史料としてこれも読み下し文にて収載したが、これも『金沢城石垣構築技術史料I』に掲載した「文禄年中以来等之旧記」と関連が深い。なお、「唯子一人伝」本文では、脚注を施して便宜をはかった。

III 加賀藩前田氏の城普請史料」は、天正十年（一五八二）から寛文十年（二六七〇）にいたる城普請史料を編年によって概要を示そうとしたものである。しかし、今回は、紙数の制約があり、準備不足でもあったので金沢城を中心に、能登七尾城・穴水城など前田氏による城普請、江戸城・大坂城などの公儀普請を対象に、出典史料を記した城普請年表を掲げ、今後の研究に資することとした。このうち、とくに重要なものと新資料については、翻刻を行い紹介した。

IV 加賀藩の石工史料（釣川家文書）」は、江戸後期に二十人石切として藩に所属した釣川家旧蔵の近世古文書（金沢くらしの博物館蔵）を収載

した。釣川家文書については、すでに金沢市教育委員会報告書『金沢の石切り 石切緊急調査報告書』（金沢市文化財紀要六十五 一九八七）や金沢市報告書『戸室石引き道調査報告書』（金沢市生活環境部 一九九五）等でその一部が翻刻されているが、本書では、それらを再度検証したうえで、藩政末期から明治初年の釣川家文書を二十人石切に関する基礎史料として掲げたものである。

「V 『細川家史料』にみる石材調達・石垣普請リスト」では、客員研究員白峰旬氏が行った熊本藩細川家の古文書等（『大日本近世史料 細川家史料』）にみられる石垣普請、石材調達に関する史料リストを『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』と同じ体裁で掲げたものである。

一、本報告書の作成にあたり、史料の所蔵者である岡本保司氏、湯浅英夫氏、穴太政洋氏からは貴重な史料の調査および掲載にあたりご高配を賜った。また、熊本市教育委員会文化財課、金沢くらしの博物館、前田育徳会、後藤文庫ならびに加越能文庫を所蔵する金沢市立玉川図書館などの担当職員の方々から、調査などでご協力をいただいた。「唯子一人伝」五冊本の読み下しには白峰旬氏、「唯子一人伝」一冊本、ならびに「古伝書」「落葉集」の読み下しには、客員研究員の長屋隆幸氏がその労をとられた。この場をかり皆様に篤く御礼申し上げます。

また、本書の編集・執筆に際し、金沢城調査研究絵図・文献専門委員会の脇田修委員長はじめとする専門委員の方々からは、折にふれ適切な助言を得た。あわせて感謝申し上げます。

（本書の編集・執筆については、石野友康、木越隆三が担当し、所長北垣聰一郎の監修を受けた。なお、史料翻刻、校訂などで池田仁子氏の協力を得た。深く感謝したい。）

金沢城石垣構築技術等比較研究事業（平成19～23年度）研究メンバー一覧

【絵図文献班】（ゴチックは本書の編集・執筆担当）

木越 隆三（班代表） 石川県金沢城調査研究所副所長

白峰 旬 別府大学教授

石野 友康 石川県金沢城調査研究所調査研究専門員

長屋 隆幸 愛知県立大学非常勤講師

【遺構遺物班】

北野 博司（班代表） 東北芸術工科大学准教授

富田和気夫 石川県金沢城調査研究所主幹

滝川 重徳 石川県金沢城調査研究所調査研究専門員

市川 浩文 佐賀県教育庁社会教育・文化財課調査班主査

宮里 学 山梨県埋蔵文化財センター副主査文化財主事

楠 寛輝 松山市教育委員会事務局文化財課主任

細田 隆博 鳥取市教育委員会文化財課主事兼文化財専門員

資料提供・協力者（敬称略）

岡本 保司（奈良市）

湯浅 英夫（周南市）

穴太 政洋（金沢市）

室野 秀文

東 信男

東條さやか

西川 公夫

池田 仁子

熊本市教育委員会

岩手県立図書館

前田育徳会

金沢市立玉川図書館

金沢くらしの博物館

金沢城調査研究絵図・文献専門委員会（*印は委員長）

*脇田 修

中野 節子

宮崎 勝美

袖吉 正樹

竹松 幸香

金沢城調査研究委員会委員

大阪歴史博物館長

金沢大学教授

前東京大学史料編纂所教授

金沢市立玉川図書館担当館長補佐

前田土佐守家資料館学芸員

I 全国に残る石垣技術秘伝

一、Iでは、全国に残る近世に成立した石垣技術書のうち、穴太・石切など石垣技術者によって執筆されたと推定される四つの技術秘伝書、すなわち「石垣築様目録」（岡本保司氏蔵）、「石垣秘伝之書」（熊本市教育委員会蔵）、「石塙書」（湯浅英夫氏蔵）、「石垣組立秘伝」（岩手県立図書館蔵）を掲載した。いずれも、これまでの研究の中で知られたものであるが、ここにまとめて翻刻し、紹介した。このうち「石垣築様目録」と「石垣秘伝之書」については、現代語訳を掲げ便宜をはかった。また、湯浅家、岩手県立図書館蔵の秘伝書については、関連史料を掲げ、執筆事情や背景を考える材料として提示した。

二、説明を要する語句や難解な技術用語等については、できるだけ脚注を付した。また、記載された条書ごとに、一つ書き冒頭に小さく連番を加え、解説などの便宜を図った。

（「石垣築様目録」については、様々な記載が朱書されていたが、本書ではあえて本文の朱書部分を除いて翻刻し、朱書部分は脚注において提示した。数字・文字等が列挙される部分にも朱書がみられるが、これについては、人名・地名に関わる朱書注記のみ示すにとどめ、その他については口絵写真を参照されたい。）

三、原史料の翻刻にあたっては、原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。

- (1) 字体は常用漢字を原則としたが、「躰」「扣」「井」などは原文どおりに表記した。
- (2) 変体仮名や合わせ字のふは仮名に改めた。ただし、茂・而・者・江・与などはそのままとした。
- (3) 本文中に適宜読点（、）と並列点（・）を加えた。
- (4) 文意の通らない文字には右傍らに（ママ）と注し、明かな誤字・脱字は適宜補訂した。また、重複した文字がある場合には右脇に（衍）と表記した。

(5) 抹消部分には文字の左側に々々々々を付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右脇に示した。

(6) 虫損・破損などにより判読できない文字は□□□、もしくは、「□」で示した。

(7) 表敬の欠字や台頭・平出は、一字あけることで示した。なお、台頭・平出については、その旨を傍注によって注記した。

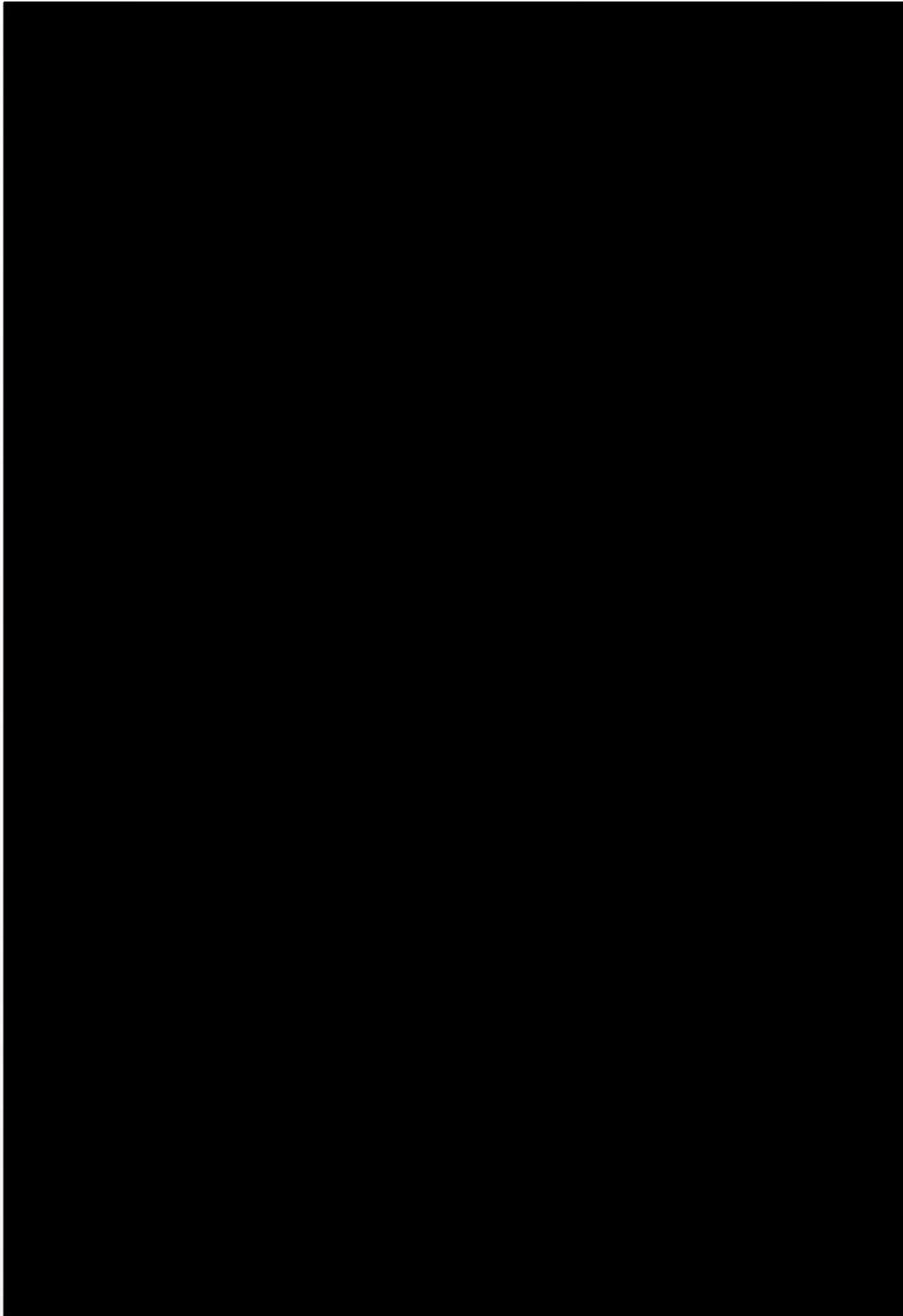
(8) 編者の付した傍注には（ ）、校訂した文字には「 』」を付した。

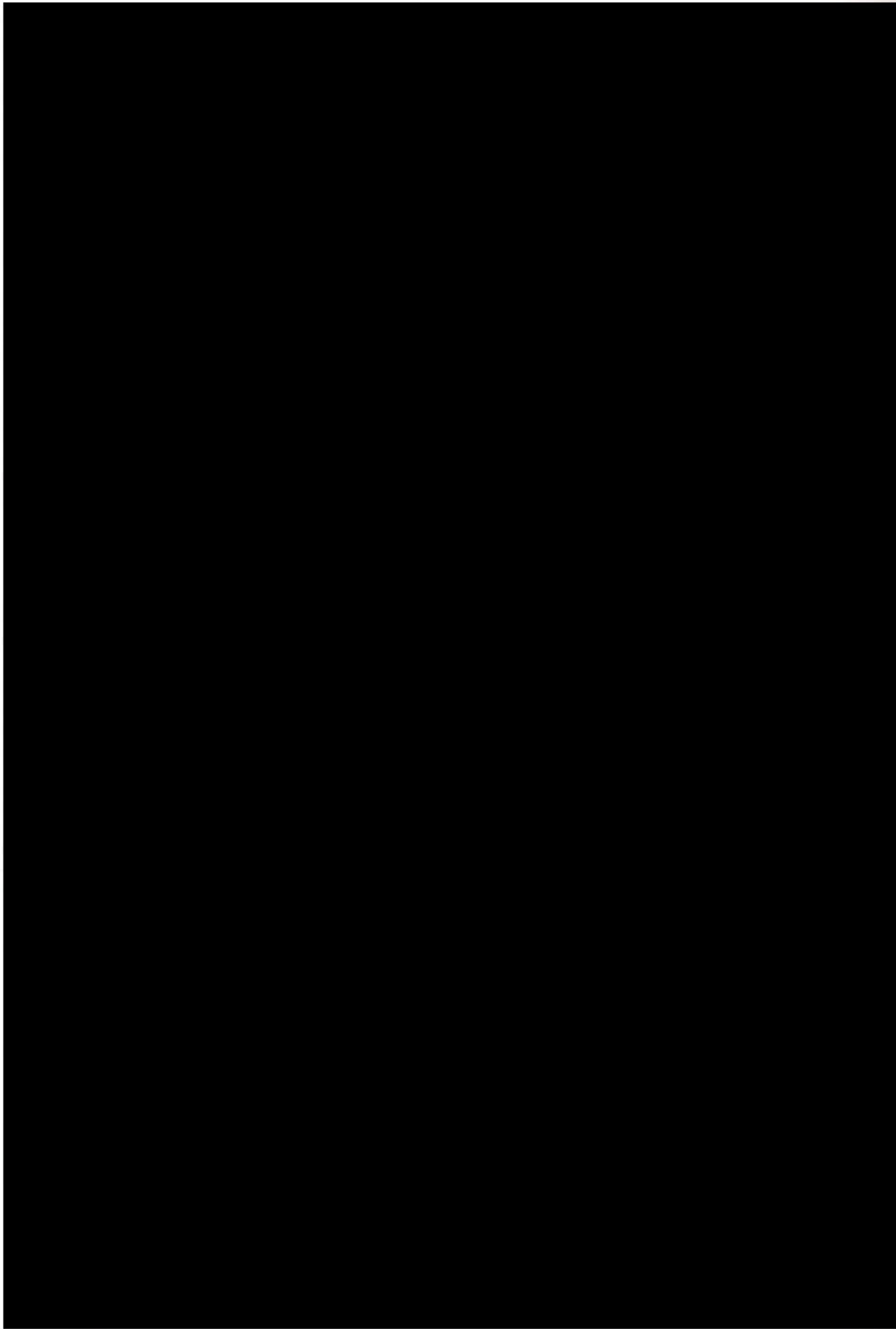
(9) 原本部分に空白がある場合には、（原本空白）と注記した。

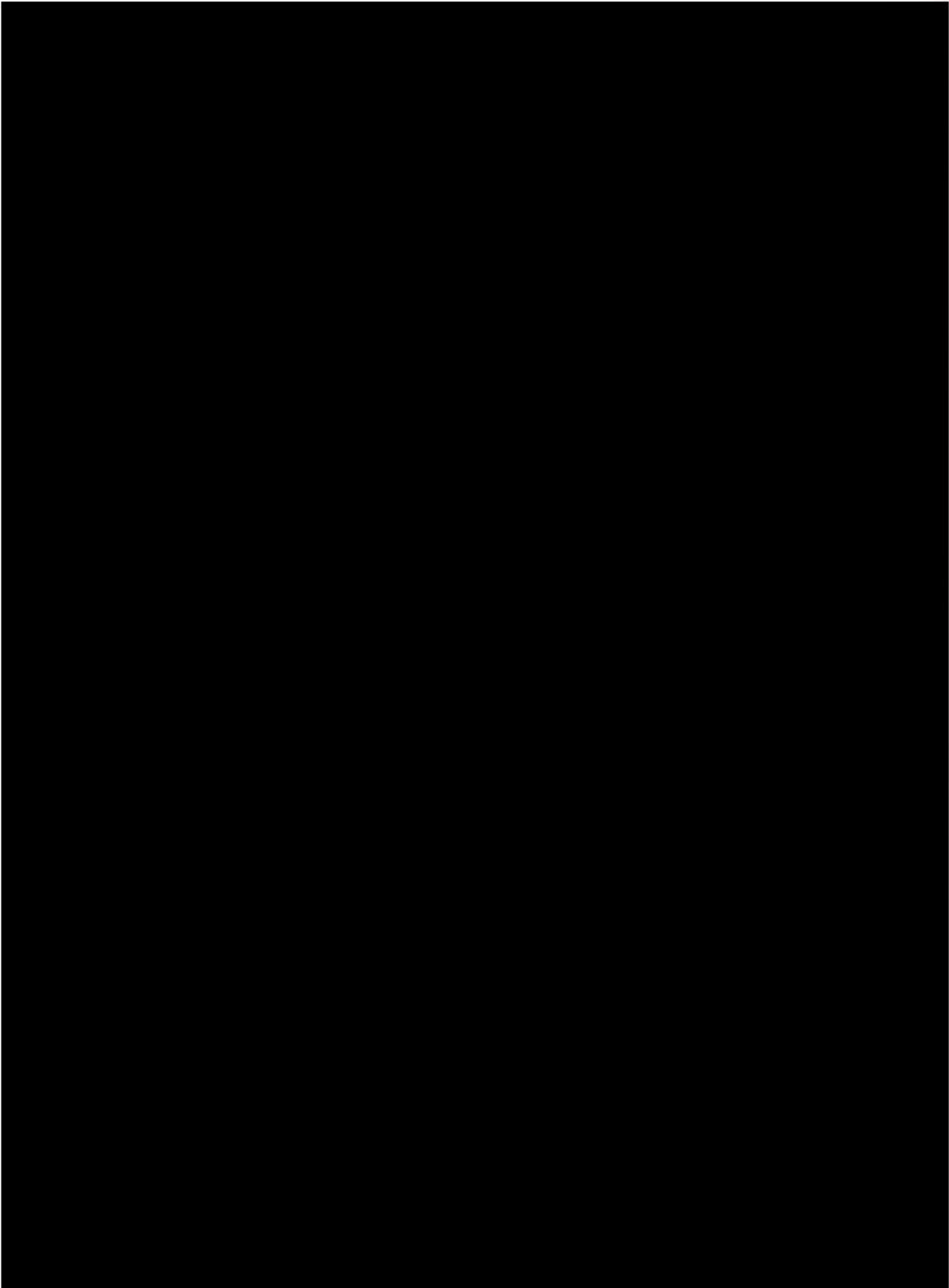
四、本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

一 承応四年 石垣築様目録

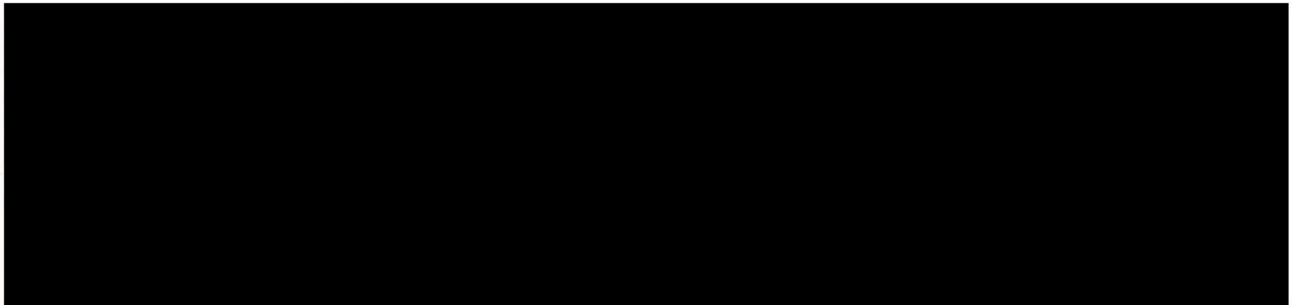
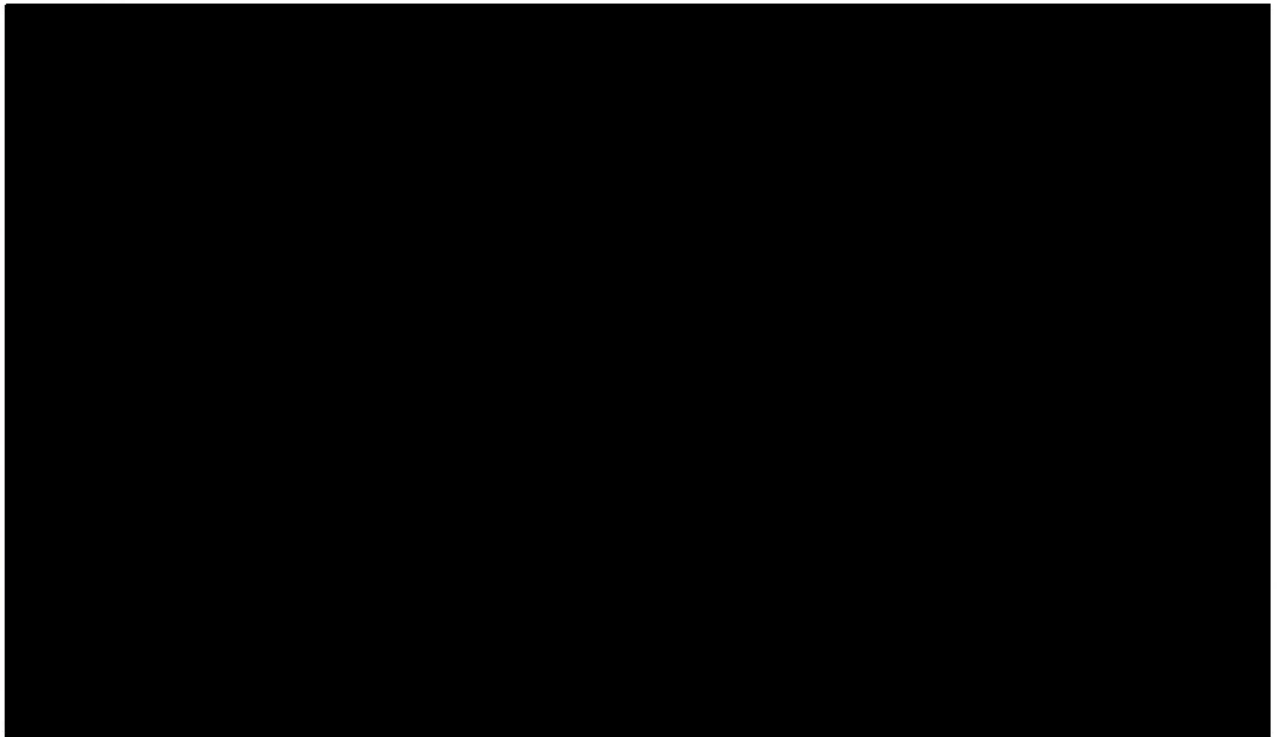
本文では朱書注記を省き、脚注にて朱書注記を追記した。上段にある語句には*印、下段にある語句には(例)を語句の左上に付して脚注があることを示した。

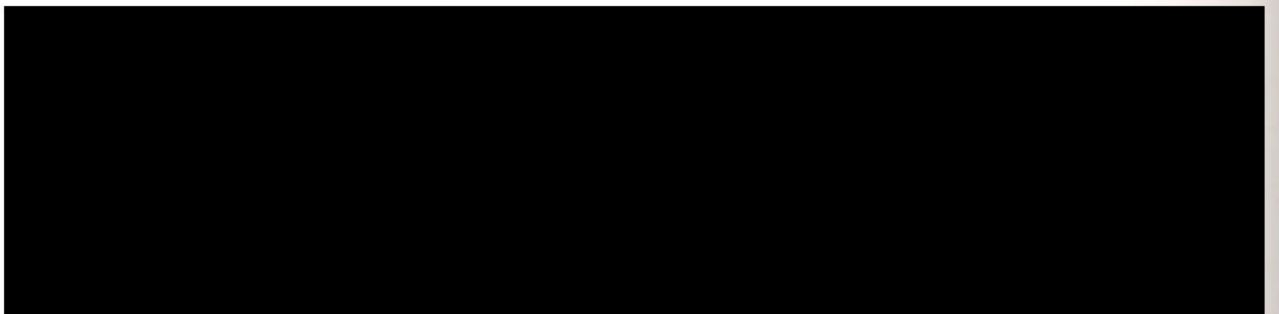
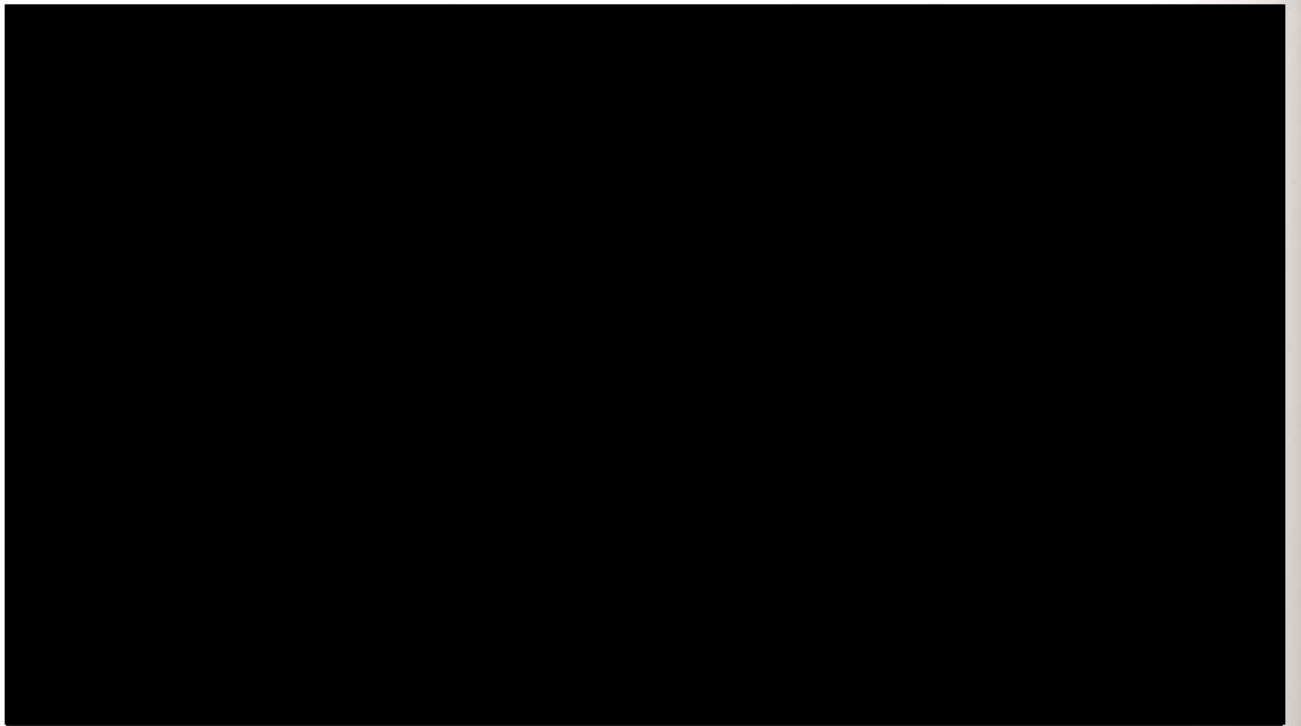


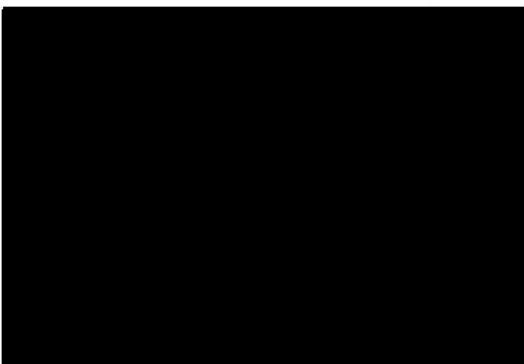


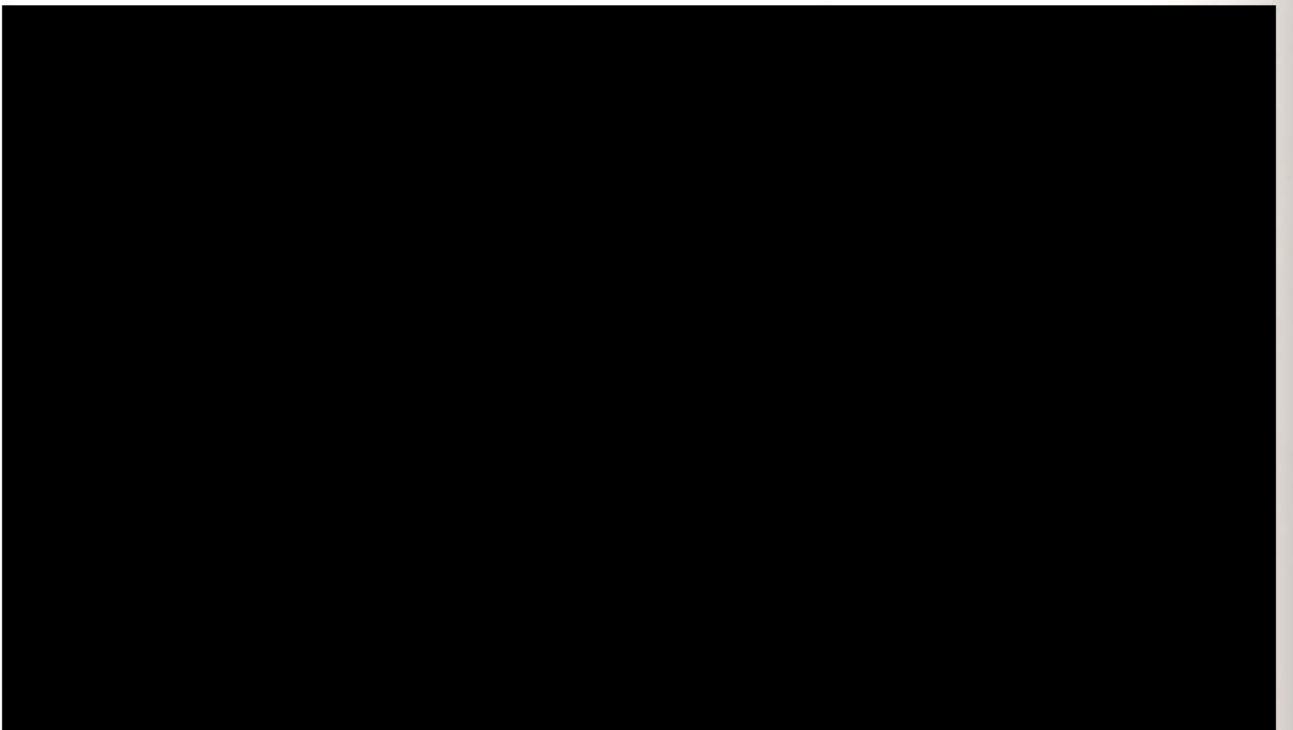
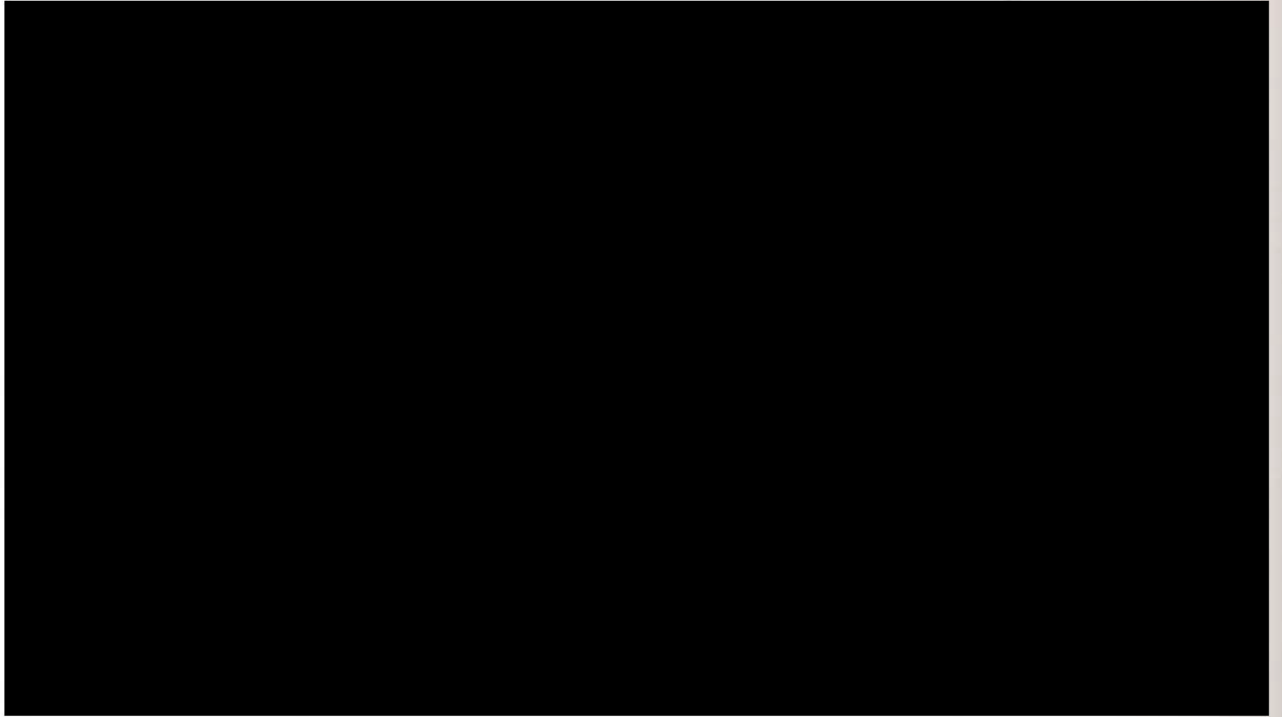


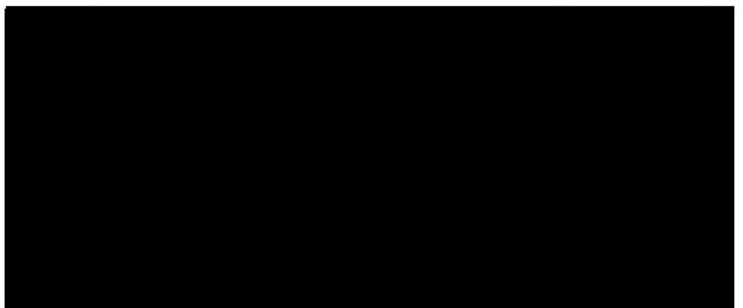
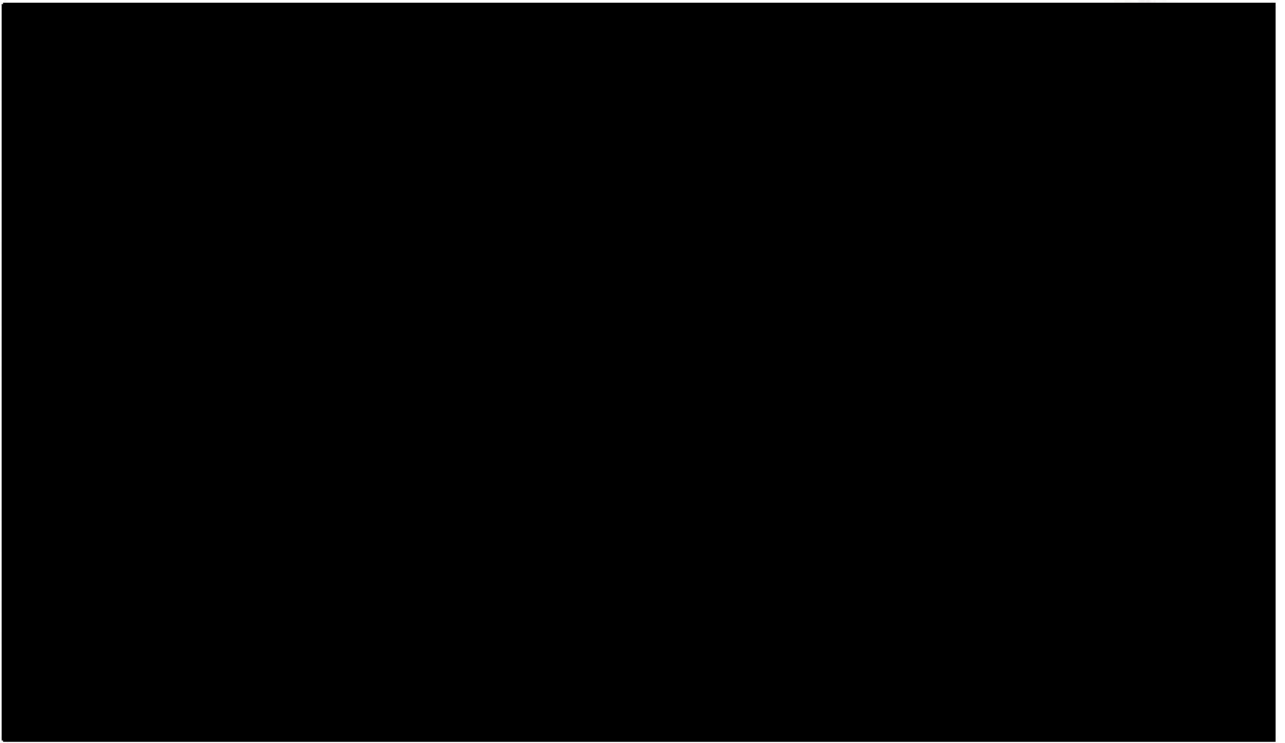
〔参考〕石垣築様目録（現代語訳）





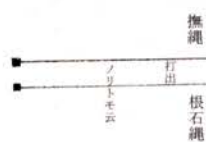






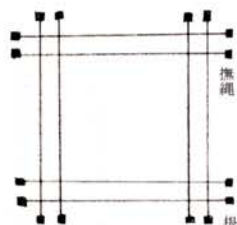
二 延宝八年 石垣秘伝之書

一、繩張ノ事



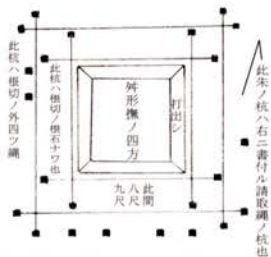
繩張ハ、如此石垣ノ高サニヨリ、
 打出ノ大ガネヲトリ、根石繩・撫
 * 繩二筋引也、

一、公儀穴生衆ヨリ杭請取ノ事



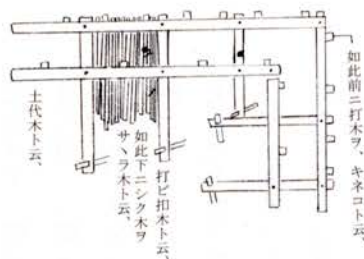
如此升形ノ四ツ繩ヲ引、角ノ木ヲ
 杭ニ打、繩通り、杭ノ頭ヲ引割、
 相判ヲ仕、請取也、杭ノ高サ、地
 形ト同高サニ水ヲモリ、スリ切ル
 也、此杭ノ頭ヨリ、石垣ノ高サ、
 何間ト究ル也、

一、根切ノ事



如此根切ヲスルニ、上ヨリ請取、
 四ツ繩杭、根切ノ外ナワヨリ、又
 外ニ打セ、請取也、根切スルニ、
 サワラザル所ニ、ノケテ打、則ノ
 ケ杭ト云、堀上ル土ハ、舁形ノ上
 ニ上ル也、地形ヨリ下ニ入、根石
 ノノリハ、入高サホトノノリヲ打

一、土台切組入様之事



出、根石ナワヲ張居ル也、根石ナ
 ワヨリ外ナワノ間、八尺・九尺・
 壹丈打出、根切外ナワヲ引也、八
 尺手子ヲ仕ニ依也、

如此切クミ、根切ノ下ニ置、石垣
 ノ乗ホドアト下リニ入、木ネコ数
 多打、前石トテ悪石ニテ、シキ石
 ノゴトクシキ、クリ石ニテ、メツ
 メヲシ、根石ハ外土代木、半分ニ
 カケラク也、根石三ツ並四ツ並ニ
 テモ、地形キワ迄ハ、石ニテウメ
 上ル也、是ハ沼ナド水チカキ所ニ
 テ、如此地形ヨキ所ハ不仕、

一、打出大ガネノ事

高サ三間ヨリ
 一分半ノ 打出 二分ノリ
 二分ノ 同 二分半ノリ
 二分半ノ 同 三分ノリ
 三分ノ 同 三分半四分ノリ

* 打出ノ大ガネヲトリ
 直角三角形を「大ガネ」と
 いい、直角三角形の高さに
 応じて適正な底辺を「打出」
 として定めること。

* 公儀穴生
 江戸幕府に直屬する石垣職
 人。穴太頭とも呼ばれ戸波
 氏、堀金氏などが知られる。

* クリ石
 粟石のこと。石垣の裏込め
 や土台固めに使われた、直
 径10〜30 cmほどの河原石や
 割石。

* ノリ
 「仰」「矩」とも表記する。
 石垣の勾配を、一定の高さ
 に対する底辺の長さで示す
 とき、これを「のり」「ノ
 リ」と呼ぶが、ここでは、
 曲線を描くノリのある石垣
 の最下部に置かれた根石部
 の勾配の意味で用いる。



一、片下り地形繩張ノ事

四分ノ 同 五分ノリ
 五分ノ 同 六分七分ノリ
 六分ノ 同 七分八分ノリ

右拾間迄是也、

七分ノ 同 八分九分ノリ
 八分ノ 同 九分十分ノリ
 九分ノ 同 十分十一分ノリ
 以上十段、打出大ガネト云、高式拾間、廿五間迄モ此心ヲ以ス、此大カネニ合ザル石垣モ世ニ多シ、ソレトテモ、打出ヲトリ、ノリヲトリ出シ、割方同前也、
 但、三間ヨリ内ハ、一間ニ壹尺、又ハ九寸・八寸・七寸・六寸ノリト云、

如此、片下リノ坂ナトニ石垣ノ時、坂ノ上ニテハ高二間、坂下ニテハ高五間ニシテ、撫ハ、水ヲモリ直ニスルニハ、如此ナワヲ引、下五間ノ所ハ五間ノ打出シニテ撫杭・根石杭ヲ定、上ノ式間ノ所ニテハ式間ノ打出ニテ、二ツノ杭ヲ定、矢倉ニテモ堀ニテモ、撫ナワニテ、角ノヒツミノ吟味、又ハ道ノ横行ノ吟味シテ、ナワノ出シ入有也、

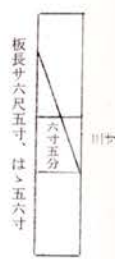
一、のりそり割方之事

*撫
 石垣の天端のラインを示す撫繩のこと。①「繩張の事」で説明する。

*そり
 曲線を描く石垣ラインの「反り」のことだが、ここでは、石垣の根石勾配に対してソリと呼んでいる。石垣の上部に行くにつれ、石垣を反り返らせることを「カネを戻す」「起こす」といい、この勾配の変化のさせ方の割付け方を、この項目で具体的に例示し、ソリは「戻すカネ」の半分とすべきという指針を示す。

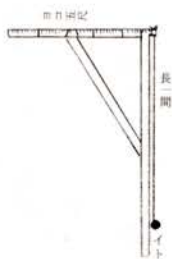
高サ拾間ノ石垣ニ、四分ノ打出シト云時、六二四ヲ掛レハ式丈四尺ノ打出ト知ル、五分ノのりト云時、六二五ヲ掛レハ、下壹間ニテ三尺ノノリト云、此三尺ヲ高拾間ニ掛レハ三丈ト成、此三丈ノ内ヨリ打出シ、二丈四尺ヲ引ハ、六尺残ル、此六尺ヲ高九間ニ割ハ、一間ニ付六寸六分ニアタル、此六寸六分ヲ、又九間ニ割ハ、七分三厘ニアタル、此七分ヲ下一間ノノリ三尺ノ内ニテ引ハ、二尺九寸三分、二間メノのりニ成、又六寸六分ヲ高八間ニ割ハ、八分ニアタル、此八分ヲ二間メノのりノ内ニテ引ハ、二尺八寸五分、三間メノのりト定、又六寸六分ヲ高七間ニ割ハ、九分ニアタル、此九分ヲ三間メノのりノ内ニテ引ハ、二尺七寸六分、四間メノリニ定、如此撫拾間迄割付レハ、六尺ノ余リ皆トリカヘス也、是ヲカネヲトリモドストモ、又ヲコストモ云也、ソリワ六尺モドル時ハ、三尺ノソリト知ヘシ、ソリハモドルカネノ半分、ソリニ成ト心得ベシ、
 右ニ書付ル大カネ十段ノ内何レニテモ、又高何拾間ニテモ、此割付ニテ埒明也、
 若算用不成者ニハ、絵方ニテ伝事モ有、此外四分ノカネ、六分ノカネト云事有、又角ノカネト云ニ、四一ノ延有事、

一、(8) 根石ノリカネ定バンノ事



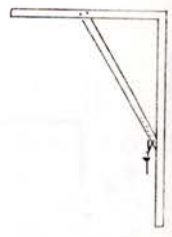
如此ノ板ニ、根石壺間ニテ三尺ノリノ時、板ノ中ホドニテ、長六寸五分ニ横スミニツ引、板ノハシヨリ三寸ノゾケ、スヂカイニスミヲ打、ソノスミニ、サゲイトヲ見レバ、板石垣ノノリニ定、根石ノ面ヲ板ニアテ究ル也、二間メニテハ、又スヂカスミヲ打直、ノリヲ定、三間め四間めト段々十間迄、一間々々ニテ、ソコ々々ノのりノコトク、スミヲ打直シ、カネヲミル也、

一、(9) のり築カネノ事



如此、長壺間ヨコ四五尺ノ木カネ、ヨコテニハ、一分ノ目モモリ付、ヨコノホゾサキ壺寸五分出、サゲ糸ヲ付、下壺間築時、地形スミニ、此カネヲ立、サゲ糸ヲヨクミニテ、ノリ三尺有力無カヲ見ルタメナリ、是ハ古キ伝也、今ハ立スミヲ、地形スミノ本ニテ、ノリホト入テ打、一間めニテ角ニ立、スミ行合ハヨシ、此カネ無テモヨシ、

一、(10) タ、ミカネノ事



如此、長壺間ニヨコ五尺、スヂカイ木ハ、片々ハヨク打付、片々ハ付スニ、一寸間ニキリモ穴幾ツモモミ置、二寸針ヲ糸ニテ付置也、是ハ角石ノのり・そりヲミテ、石垣ノのりニ合見ニ入事也、口伝、

一、(11) 石垣ノ角ノ地ノカネ角石ニ合見事

右ノタ、ミ木ガネヲ以、角石ノ立方ニノセ、開閉有ヤウニ依、スヂカイ木ノキリモミアタル穴ニ、針ヲ打、ソノカネヲ、石垣ノ角ノ上ニノセ、下角ノ行ノリ、カネノヨコテニ見合、ノリ・ソリ有ヤウニテ、角ワキノ石ニ、高下スル也、扱スリ合石垣ニ、角石ノ地石垣ノ石置ヲ切ルニ、大一入事也、口伝、

一、(12) 水縄ノ数有事

根石縄 撫縄 根切縄 片下縄 此四ツハ前ニ理ル、大縄角ヨリ角ニ引云、

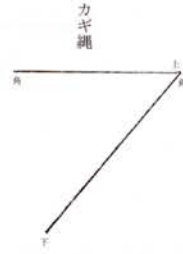
石垣ノ中ニ石一ツ、待石トテ置トキ、此ナワヲ引上ケ、左右ノナワ

*定バン 「定板」のこと。「板」ともいう。穴太が石垣の勾配を計るために用いる用具。所定の勾配を明示し、その勾配に石が据えられたか確認するに便利な道具。

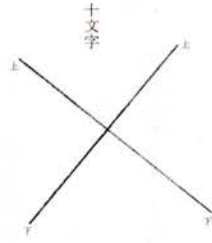
*待石 本書に載せた「石塙書」の37項目に待石の説明がある。平石垣に水縄を張り、縄通りを見るため、縄を引掛ける石を待石と呼んでいる。



アタリ、又ハナワズキヨク見合ヲ
ク也、又石垣ノ中ニテモ、高クツ
キ上ルニ入事也、



如此根角ニナワヲアテ、上ノ角ニ、
スヂカイニ引上ケ、ソノナワヲツ
キクチニ、大ナワノゴトク引テ、
スヂカイナワト見合ミルニ、ヒツ
ミアリナシ知ル也、



如此、引見ニ、ヒツミ有トキハ、
中ノ十文字ニ、ナワスキ有也、ソ
ノ有ヤウニ依、左右ニテカゲン
スル也、平石垣崩所、又ハツキ直シ
ノトキ、此繩ニテ、古石垣ノヒツ
ミ有無ヲミテ、則此ナワニテ、ノ
リヲ定也、師口伝有、



如此、スヂカイニ引見ヲ云、是モ
根石ナト置トキ、所ニヨリ入也、
又右ノ折繩ノ片々ヲ用心也、一ハ
万ニワタルト云事、心ノカゲン也、
如此立ニ引也、平ニテモ、又角ニ
テモ、カネヲオコシタルトキ、石
壺ツノ間、ナワスキ、何ホト有ト
知ルタメナリ、又行ノリノ所ニテ

繩アテ所

モ、是ヲ用、口伝、

是ハ大繩ヲ見トキ、両ノ繩ノクチ、
石垣ニアテ、所角ノキヲイ有ヤウ
ニヨリ、又ソノ所ノのり、何ホト
、知、角ワキノ方ニヨセテアツル
也、口伝、

一、⁰³ ガンキツモリ、ニツ有事



如此、高サ八尺ト知レタルハ、高
八尺ヲ、ケ上ケ八寸ニテワレハ、
十段ト知ル、打出シハ、フミ面一
尺二寸ヲ十段合、壺丈式尺打出シ
テ居ル也、一段二三分宛水走有事、
口伝、

如此、高サ不知トキハ、是ヨリガ
ンキ付ルト云、下地形ヨリ上地形
迄、坂カウバイニ水繩ヲ張、ソノ
水ナワニ、如此カネヲアテ、カネ
ノヨコテニサゲイトヲミ、カネノ
長テ、水ナワヨリ、カネノカド迄
ヲ、フミ面ノ寸ニスル、サゲイト
ミタル方ヲ、ケ上ケノ寸ニスル也、
段数ハ、カネノスヂカイノ水ナワ
ノ寸ヲトリミルニ、タトヘバ、壺
尺二寸アラバ、惣水ナワノ長サヲ

*ガンキ

「雁木」のこと。石垣など
の裏側の土手などに設けら
れた階段。

*ケ上

「蹴上」のこと。階段の一
段分の高さ。

*フミ面

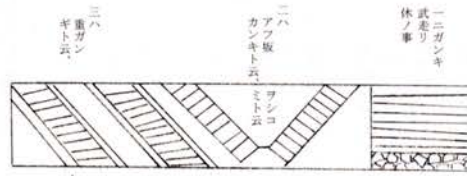
「踏面」と記す。階段一段
の幅。

*水走

階段などに設けられた水抜
きのこと。

壺尺二寸ニテワレハ、何十段ト知ル也、半ノ段有トキワ、初二半段ヨリ居ル也、口伝、

一、04、カンキノ名三ツ有事



如此、下ニ二尺ノ石垣ヲ付、三尺引トリ、カンキスルヲ武者走りカシキト云、中段二三・四尺モ引トルヲ休ト云、
如此、ムキ合スルヲ、アフ板ト云、浦石垣ノ内ニヲシ入テスル也、向ヲオシコミ石垣ト云、
如此、スヂカイニ幾ツモ付ルヲ、重カンキト云、皆扉浦ノコト也、

一、05、井ノ巻ヤウノ事

一、石ノ割ヤウ円方サンニテ寸方ヲ究、扇地紙ナリニ割也、

一、サゲ水縄ニテ、指渡ノ尺ヲトル、指渡四尺ノ時、尺木ノ二尺メニ、穴ヲ明、水ナワヲ通置也、

一、フタ板ニ、四ツサンヲ打、四方ニ、ツル板ノ中ニ、一尺四方ニ穴有、サゲ水ナワトラス也、

一、蛇腹トテ、ムシロニテ木綿俵ノヤウニ、井ノ深サニ、クサリクチニ、ワヲ入、ソノ内ヨリ栗

石・ツキシ石ヲロス也、

一、06、仮橋之事

一、ウキハシトテ、有口伝、

一、セイロウハシ、有口伝、

* 舟ハシ有、

一、人計渡ルハ、イカタ橋ト云、

一、07、堀ノ深サ知事

右ニ書付候ガンキツモリ同前也、壺間木カネニテ積、堀ソコヘサケ入ル水縄、木ガネノスヂカイニアタル分、幾タケ有トモ、ソノ数フカサ也、

一、08、山ノ高サ知事

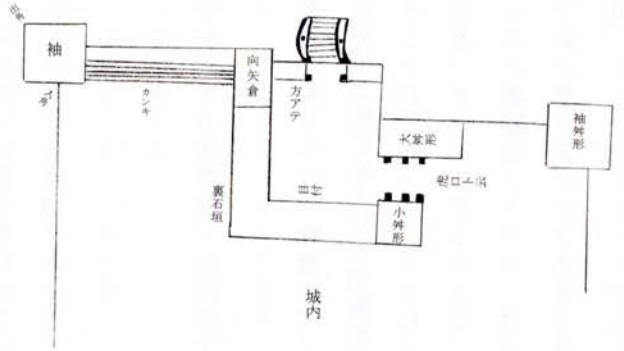


如此スルヲ、ツルベヲトシト云積也、壺間木カネニ、如此、水ナワトサゲイトヲ付、山ノフモト、ロク地ヨリ、此カネヲ立、サゲイトヲミテ、上ノ水ナワヲ、カネノヨコテニ見合、水ナワノ三ツ手山ニアテ、水ナワノアタリタル所ニ、又カネヲ立、右ノヤウニミテ、山ノミネ迄ノボルニ、高サ何拾間ト知ル、

一、09、石垣名数ノ事

*ウキハシ
「浮橋」のこと。水上に筏や舟を数多く浮かべ、その上に板を渡した橋。
*セイロウハシ
「井楼橋」と書く。木材を井桁に組み重ねて作る木橋のこと。

- 一、御天守台 口伝無シ
 - 一、御門台
 - 一、大舩形
 - 一、小舩形
 - 一、目付
 - 一、両袖舩形
 - 一、入角
 - 一、折角
 - 一、裏石垣
 - 一、方アテ(類当)
- 右九ヶ条絵ツ一ツ二理ル



- 一、大平(20)
 - 一、外角ヲトシ*
 - 一、内角ヲトシ(屏風折)
 - 一、ヒヤウブヲリ*
 - 一、出舩形
- 右五ヶ条の図、如此、



- 一、長橋ト云御門台

如此入口長ク、左右石垣ニツク也、ハシヲワタルヨリ、ヲソロシキニ依、長ハシト云ト也、

- 一、坪カネノ舩形御門ト云、石垣城トリ、何事モ大工ノツボカネヨリ出ルニヨリ、如此ト也



- 一、虎口ニ向舩形

- 一、同石垣
- 一、外目付
- 一、門目付

右四ヶ条

- 一、虎口升形
- 一、一ノ門・二ノ門

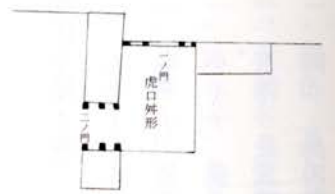


此内虎口舩形ト云、五間二八間ニスル也、坪数四拾坪也、老坪ニ拾人立ノ時ハ四百人、廿人立ノ時ハ八百人也、是ニテ人数ヲ出シ、又

***大平**
平石垣をまつすぐ長く配した縄張のこと。

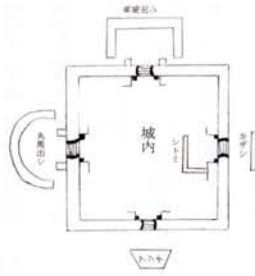
***角ヲトシ**
「角落」と表記する。城郭縄張の一種。

***ヒヤウブヲリ**
「屏風折」と表記し、横矢屏風折ともいう。石垣や土塁などを外側に向かって三角形に突き出す形状を連続させ、横矢を入れ易くした縄張りの一つ。屏風に似ていることからこの名称となった。



入ルニモ数ヲ知タメ也、舛形ト云事、矢倉ニテモ此利有二依、舛形ト云人ヲ計舛也、又舛ノ形ニモニタルユヘ、舛形共云、

- 一、角馬出シ
- 一、丸馬出シ
- 一、カザシ
- 一、シトミ
- 一、アツチ

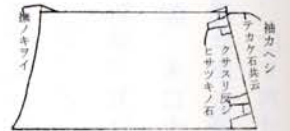


カザシハ、土井又ハウヘ木カキナド也、アツチハ、マト山ニツク也、シトミハ、土井カキナト也、馬出シハ、土手又ハ石垣上堀有、矢ザマ有、口伝、

此外ニ、カネ馬出シ・辻馬出シ有、ミナ是ニ同仕ヤウニ、真・草、有倉・無倉ノ二ツ也、

- 一、石垣角石ノ名

テキ付
草スリ反シ
ヒザツキ
テカケ袖返
キヲイ



此三ツハ、テキ付ノ角石ト云、撫ノ切りヤウ大形キヲイナシニ、水モリノコトク切也、撫ノキヲイハ、天下ノ御石垣ニノミ有事也、此方ヨリスルニハナシ、公儀御穴生衆望ニテスル也、仕ヤウハ、角カト一尺二三寸ノ間ニテ、一寸カ一寸五分カ、石垣ノ長サニヨリ、ヨキホトニスル也、国ノ石垣ニハ、大形不仕、若イタストキハ、作事方ヘ言合スル也、土代ノハナ、キヲイホトケヅルユヘ、談合ナクテハ不成、

角ノキヲイヲツクトキハ、如此根石四ツ縄張、根角ヲツクトキ、縄ノ十文字ヨリ外ニ、三寸モ四寸サ

*馬出シ
城郭の外側に配置し、出撃しやすくするよう設置した小さな出郭。

*カザシ
馬出シの一種。虎口の中を隠すように、虎口の外側に設けた目隠し用の土塁等。

*シトミ
虎口の内側に設けた土塁・石垣。城内を隠すため衝立のような形状を配置するものだが、軍学書に見えるが実例はほとんどない。

*アツチ
「安土」「塚」「的山」などと表記する。本来は弓矢の練習をする際、的の背後に置かれた山形の土盛りであるが、同様の形状の土塁を備えた馬出を「アツチ馬出」という。ここではアツチ馬出の説明を図示する。

*キヲイ
平石部から角石部にかけて石垣の天端ラインが反り上がるように勢いを付けること。建築用語の「木負」に由来するといわれる。木負は、屋根の樺木を受ける「茅負」に平行して設ける横木のことであり屋根に反りを付ける時に重要な役割を果たすことから、石垣の角部に反りを付けることに転用されたと推測される。ほかに、石垣に勢いを与えろという意味で「氣勢い」の語に由来するとの考え方もある。



シ出シテ、角シリヲ繩ニ合、小面ノ方ハ角ワキニテ、繩ニ合ツク也、右ニ書付ルナワアテ所、此図ニテ埒明也、撫迄ツキ上ルニ、撫ニテハ、角ノキヲイナキヤウニスル事肝要也、

一、ハチ巻石垣

一、身カクシ石、是ハ天下ノ御石垣ニ有矢ザマ石也、

一、サヤ石垣

一、土留石垣塀浦ニ有、

一、角ノキヲイ、撫ノキヲイニ色也、前ニ図有、

一、シキ鉄入ヤウ同拵様之事、口伝

一、石垣繩ナシニ見ル、口伝

一、乱摺合墨カネ、口伝、ハギ摺合墨カネ、口伝、

一、六角八角ノカネ 口伝、但六ハ六ノ割、八ハ八ノ割

有

一、円方カネ割、口伝算用也、但三二六 七九ノ事

諸道具寸尺ノ事

一、大手子、長三間、はゝ壹尺、厚八寸、末口六寸、

一、中手子、長貳間、はゝ八寸厚、六寸末口五寸

一、小手子、長八尺、はゝ四寸、厚三寸、末口貳寸、

一、石棒 長五間、末口六寸、中貳尺七寸廻、

一、同 長四間、末口六寸、中貳尺四寸廻り、

一、同 長三間、末口五寸、中貳尺廻り、

一、同 長貳間、末口四寸、中壹尺七寸廻り、

一、大ロクロ真木、長九尺ニ貳尺角、

土代木、長貳間半ニ八寸角ニ本宛、井筒木、

長壹間八寸角十本宛、カ、ミ板、長三尺五寸、

はゝ一尺二寸、厚四寸八枚宛

カセ木長三間、はゝ五寸ニ四寸

一、中ロクロ真木、長八尺ニ壹尺六寸角

土代木、長貳間ニ七寸角、井筒木、長五尺五

寸ニ七寸角、カ、ミ板、長三尺五寸、はゝ一

尺二寸、厚四寸、八枚宛、カ、ミ板、長三尺、

はゝ一尺、厚四寸、カセ木、長三間半、はゝ

六寸、厚五寸、貳本宛

一、小ロクロ真木、長七尺ニ壹尺五寸角

土代木、長壹尺ニ六寸角、井筒木、長五尺ニ

六寸角、カ、ミ板、長三尺、はゝ一尺厚四寸、

カセ木、長三間ニ五寸角

一、前車、長四尺ニ五寸角

一、セミ木、長四尺ニ壹尺角

一、大シユラ、長三間、末口壹尺、一ツニ付、三本四

本宛

一、中シユラ、長貳間半、末口八寸

一、小シユラ 長貳間、末口七寸

一、車 真木、長七尺ニ末口壹尺

一、サラ木、長壹丈、はゝ六寸、厚五寸

*サヤ石垣
孕んだ石垣の外側に台形の石垣を追加し、孕みが進行しないように施行した石垣補強の一つ。盛岡城などに実例があり「はばき石垣」とも呼ばれる。

*井筒木
井の字形に組んだ化粧木のこと。轆轤の部材の一つ。

*カ、ミ板

轆轤の用材の一つ。本体をおおう化粧板のことか。

*カセ木

「棹木」のこと。傾く物を支え、また高所に物を押し上げる道具。木製が多い。

*セミ木

「賣木」「搾木」のこと。轆轤で繩を巻き上げるときに使う用材の一つ。

同法、長八尺二五寸角

一、ネダ木 長五尺二六寸角

同 * 長五尺二四寸角

一、大綱 長八拾尋大壺尺三寸廻

カ、ス百筋ヲ片口ニ用ル、

一、中綱 長六拾尋大壺尺壺寸廻リ

カ、ス八拾八筋宛

一、小綱 長五拾尋大壺尺廻リ

カ、ス八拾筋宛

此三ツハ ロクロウ綱

苧綱

一、式拾尋七寸廻

カ、ス五拾六筋

一、拾五尋六寸廻

カ、ス四拾八筋

一、拾尋五寸廻リ

カ、ス四拾筋

一、六尋・七尋

四寸廻リ
カ、ス三拾筋

鉄手子

一、大 長五尺、は、四寸、厚三寸、末式寸、但綱付

ノくわん有、

一、中 長四尺、は、三寸、厚式寸、末壺寸五分、同

くわん有、

一、小 長三尺、式尺五寸ノ間、

一、定ハン

長式間、は、四寸、厚一寸五分

長式間、は、式寸、厚七分、但そり定ハン

長壺間二壺寸五分四方

長四尺二壺寸四方

長四尺ニは、式寸、厚壺寸

一、壺間木カネ

一、万中半カネ上ノヨコ三寸

一、ドウ込カネ

上ノヨコ三寸
厚サ壺寸
トウ込カネ長三尺
は、二寸



一、シキカネ直シ、カネ

長壺尺二寸上ヨコ二寸
厚壺分



右家伝石垣秘極之書、一子ノ外不レ伝者也、

延宝八年

九月 日

野口小次右衛門

宮秀 (花押)

相伝同名儀助

*ネダ木
修羅の軸木となる台木に渡
寸横木のこと。

〔参考〕石垣秘伝之書（現代語訳）

*(1) 縄張の事

石垣の縄張り（計画・設計）は、「根石縄」と「撫縄」という二筋の基準線を設定することから始まる。図示した根石縄と撫縄の幅が「打出」であり（石垣立面を直角三角形とみたとき）、打出は大曲尺（直角三角形）の底辺にあたり、計画された石垣の高さに応じて打出は変化するものである（傾斜が緩ければ打出は大きくなり、傾斜が急であれば打出は小さくなる）。したがって、根石縄は石垣斜辺の底部の位置を示す縄筋であり、撫縄は石垣最上部の天端の位置を示す縄筋ということができる。

*(2) 公儀穴生衆より杭請取の事

図のように、枅形の四隅に木杭を打ち、四角に囲って根石縄と撫縄をめぐらせる（四角形の檜台石垣などを想定した縄張解説）。この二重にめぐる水縄のことを「四ツ縄」というが、四ツ縄の角ごとに打たれた杭木の縄通りが正確となれば、杭頭をさき割り、公儀穴太（穴太頭のこと）から相判（認可したことを示す合印）をもらい杭木にマークする。

こうして公認された杭木の高さは、石垣の基礎地盤面と同じ高さでなければならず、双方の水盛り（水平を測る）を行い、高過ぎれば削り取る。こうして確定された杭頭の位置が石垣地盤面であり、そこから石垣の高さ（本高さ）が何間であるか決まるのである。

*(3) 根切りの事

図のような根切り（基礎地盤工事）を行うにあたり、上（公儀穴太）から相判を得て請け取った「四ツ縄」の杭木を、根切りの外縄よりまだ外側に打たせる。これは根石縄にとつて支障とならない位置に打つ杭木であることから、ノケ（除杭）という。

また、根切りにより掘削した土は、枅形の上に盛り上げる。地形より下層に据え付ける根石のノリ（勾配）は、土に埋まる石垣高さを想定した打出（底辺）幅とし根石縄を張る。

なお、根石縄から外縄（外四ツ縄）の間は、それぞれ八尺または九尺または一〇尺（一丈）の打出幅を設ける。それは八尺の手子（作業人足の用いる手木棒のことか）が基準となるからである。

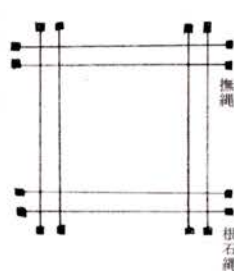
*(4) 土台の切組み入れ様の事

この図（原文にある図）のように、土台木（胴木ともいう）の切り組みは、地形根切りの下に設置するが、計画する石垣の矩幅（打出）ほど後方へ下げて設置する。また、木ネコ（土台木のすべり出しを防止するため前面に打つ杭木）を数多く土台木の前面に打つ。

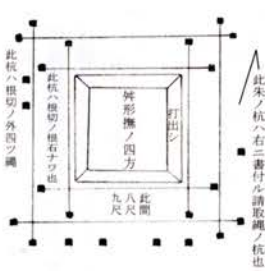
また外土台木の前面一帯には、前石（大ぶりの不定形な石塊の捨石）と称する悪石をもつて、敷石のように重ね積みをして基礎部の安定をはかる。さらに栗石（人頭大前後の固い小石）をもつて、土台石の下層をつき固め目詰めをする。根石は（前方への転落防止のため）、外の土台木幅の半分以上より内側に懸け置くべきである。また根石列として、わずかに三つか四つしか配石できない箇所でも、地形根切りをした際までは捨石や栗石で埋めるべきである。もつとも、この手



* (1) の図示



* (2) の図示



* (3) の図示

法は沼のような水廻りに近い場所の場合に最適である。この図のような地形のよい（安定した）所ではその必要はない。

(5) 打出し大がね（曲尺）の事

高さ三間以上の石垣について、打出（石垣底辺）とノリ（石垣勾配）の相関関係を示す。

一分半の打出に二分ノリ 二分の打出に二分半ノリ
 二分半の打出に三分ノリ 三分の打出に三分半・四分ノリ
 四分の打出に五分ノリ 五分の打出に六分・七分ノリ
 六分の打出に七分・八分ノリ

以上は高さ十間までの石垣についての例示である。
 七分の打出に八分九分ノリ 八分の打出に九分十分ノリ
 九分の打出に十分十一分ノリ

以上を「十段の打出し・大曲尺」という。石垣高さ二十間から二十五間までは、この例示の心を理解して設計すればよい。もつとも、この大曲尺の原則に該当しない石垣も世に多く存在するが、そのような石垣であっても「打出」を求め、「ノリ（矩）」を計算し算出しており、割方を行う点で本質は同じである。

但し、高さ三間以下の石垣については、高さ一間に対し一尺または九寸・八寸・七寸・六寸といった矩（勾配を示す底辺長さ）を使う。

(6) 片下り地形、縄張の事

図（原本にある図）のような片下り坂道などに石垣を作る場合、坂上の石垣高さが二間、坂下で高さ五間ならば、まず天端面の撫縄は水平をとる水盛りを行い、直線にするため図のごとく縄を引く。

坂下の高さ五間石垣の底部では五間の打出を設け、撫縄と

根石縄の杭を定める。坂上の高さ二間石垣の底部では二間の打出とし、撫縄杭と根石縄杭を定める。石垣の上が矢倉であるのが解であるが、撫縄を用いて隅角部のヒズミの吟味や、道の通りの検証を行うので設定した縄には若干の出入りがあるものだ。

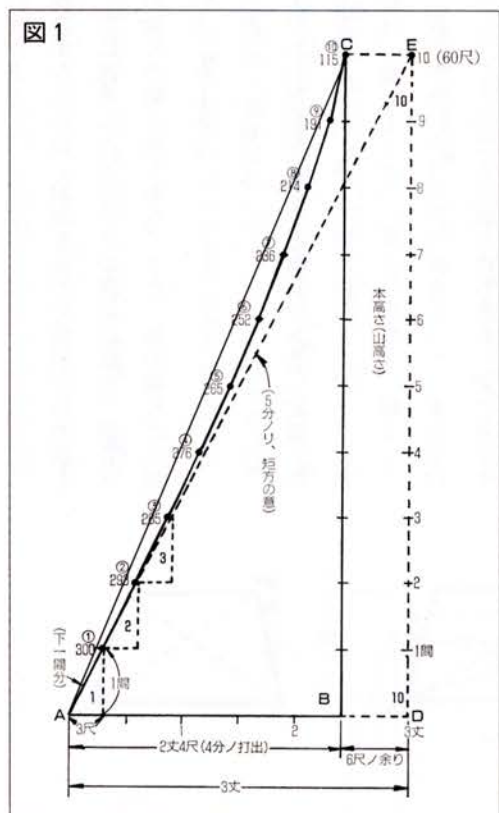
(7) ノリ（矩）・ソリ割方の事

石垣の勾配を付けるにあたり高さごとにノリを変化させるときのノリの割方について具体例をあげて説明する。

例えば石垣の高さ（本高・山高ともいう）が十間ならば、丈に読みかえると六丈（六〇尺）となる。「四分ノ打出」とは、六丈（六〇尺）に四分（〇・四）を掛けて二丈四尺（二四尺）となるが、この底辺幅二四尺が本高六〇尺の打出となる。

また、「五分ノ矩」とは一間（六尺）に五分（〇・五）を掛けて三尺となる。この三尺とは、本高十間のうち最下部一間目の矩が、六尺（二間）につき三尺（底辺幅）の矩となる

* (7) の図示



本高さ60尺(10間)4分の打出、5分ノリの割付例

4	3	2.5	2	1.5	打出
5	3.5~4	3	2.5	2	ノリ
9	8	7	6	5	打出
10~11	9~10	8~9	7~8	6~7	ノリ

* 打出とノリの相関関係
 ここに書かれたことを表示すれば左表の通りで、打出（AB）は図1の通り石垣天端と根石を結ぶライン（AC）の勾配である。ノリ（AD）は、根石付近で用いた最下段のゆるい勾配の延長ライン（AE）の勾配である。

ことをさす。だから、三尺幅を本高十間についてみれば、三〇尺の底辺幅が得られることになる。

この三〇尺（五分ノリの底辺）のうちより、前掲の打出二四尺（四分打出の底辺）を引けば、六尺の余りが生じる。この六尺とは、十間分のソリ（反り）をつける（勾配を五分ノリから四分打出に変化させる）ときの基本数値である。

基本数値の六尺分を本高（十間）のうち、九間の高さ分で割れば、一間につき六寸六分（この六寸六分はノリ返しの基本数値）となる。この六寸六分をもう一回九間の九で割ると七分三厘となる（三厘は切り捨てる）。この七分を下一間目の矩である三尺から引くと、二間目の矩となる二尺九寸三分が得られる。

また、同様に基本となる六寸六分を、本高八間分の八で割れば八分となる。この八分を二間目のノリである二尺九寸三分から引くと、二尺八寸五分となり、これが三間目のノリとなる。

さらにまた、六寸六分を七間分の七で割れば九分となる。九分を三間目のノリである二尺八寸五分から引くと、二尺七寸六分となり、これが四間目のノリと決まる。

以上のように、撫（天端）の十間目までをそれぞれ割り付けることで、反りを出すため「六尺の余り」を取り返したことになる。これを「曲尺（かね）を取り戻す」とも「起こす」とも呼ぶ。だから、底辺（ノリ）を全体で六尺戻すとき、下一間分の最初のソリは三尺であったから、最初のソリ三尺は、

おおむね「もどる曲尺」六尺の半分になると心得るべきである。

右に書き記した大曲尺十段のうち、いずれの打出・ノリの場合でも、また本高が何十間であっても、この割付法をもつ

て対処できるはずである。

なお、算用が苦手な人には、絵図を使って説明する方法もある。加えて、右に説明した五分ノリの例示のほか、四分ノリ、六分ノリの曲尺で築く例もある。また、角の曲尺には四一の延びを用いることもある。

*(8)根石ノリカネ（矩曲尺）、定板の事

根石のノリすなわち勾配を計測する器具である「定板」の使用法と作り方を図示した。高さ一間の根石を三尺ノリに据えるときの定板は、図のように、（長さ六尺五寸、幅五寸六寸の長方形の）板の中央に六寸五分の幅をとって二本の平行線（横墨）を引く。この六寸五分幅が根石高の一間に対応する。つぎに、平行線の一方の板端から三寸計った点と、もう一本の平行線の板端の点を結ぶ斜線を墨付けし、定板上に一間に対する三寸ノリの傾斜線を引く。

この定板を石垣の根石に当て、墨付けした三寸ノリの傾斜線に下げ糸（垂直を測る水糸）が重なれば所定の根石ノリが定まり石垣の一間目のノリも決まる。

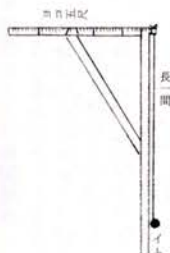
次に二間目では、ノリが変化するので、定板に墨付けした筋違いの傾斜基準線を引き直し、二間目のノリを定める。以下、三間目、四間目と順に定板の傾斜線を訂正し十間目まで測定してゆく。このよう一間ごとに変化するノリに同じ板面を削り、傾斜線の墨付けを訂正しながら、曲尺（勾配の意）を見ていくのである。

*(9)ノリ（矩）築くカネ（曲尺）の事

図のような長さ一間、横四寸五尺ばかりの木曲尺（木製の曲尺）の使用法について説明する。横に出した五尺板には一分ごとの目盛りをつける。また、横木の末口にはホゾ穴をあ



*(8)の図示



*(9)の図示

け、ホヅ先を一寸五分ばかり反対側に出し、そこから垂直板に沿って下方へ下げ糸を垂直にたらず。

石垣の最下段の一間目を築くとき、この木曲尺を地形の隅部に立て、下げ糸をよく吟味し、ノリ（勾配）が三尺あるかないか計測するが、これは古式の伝授（技術）である。今では、「立スミ」が地形の大本であり、隅部の根元にノリ（三尺）の大きさほど内側に設置し、一間目の石垣から「角二立」てる。これで隅部の通り（行き合い）はよくなる。しかし、この曲尺は使わなくてもよい。

⑩ 畳みカネ（曲尺）の事

「畳み曲尺」という測定器具について説明する。これも図のように長さ一間に、横幅五尺の曲尺である。斜めに差し渡す筋違木の一方は弱く釘で打ち付け、もう一方は、打ち付けず一寸間隔に錐もみした穴をいくつもあけておく。この穴に糸づりをした二寸釘（針）をぶら下げておく。（この二寸釘を特定の穴に差し込むことで、勾配を測る斜め線を自在に変化させられるので）、この畳み曲尺は、角石のノリやソリを検討し、計画された適正な石垣ノリに合わせるときに必要な器具である。詳しい使い方は口伝とする。

⑪ 石垣の角の地のカネ（曲尺）、角石に合わせ見る事

右にみた「畳み木曲尺」を角石の立つ側に設置し、（石面のあるノリ面に合わせ、畳み曲尺の）筋違木を開閉できる状態にして、（求めた矩をもとに）筋違木の錐もみした穴に二寸釘（針）を打ち込む。次に矩が決まった木曲尺を角石の上端に載せてから、角石の下方に向かって矩の正否を、木曲尺

の横側の面からならみ、観察する。

木曲尺によって角石のノリやソリをつくり出すなかで、角石に隣接する角脇石でも凸凹が生じるのである。

さて（野面石や割石と異なり、加工石の）摺り合わせ石垣（切石積）の角石を地形に直接据えるとき、角石の加工はたいへん手間のかかる仕事となる。詳細は口伝とする。

⑫ 水縄の敷ある事

根石縄・撫縄・根切縄・片下縄、この四つの縄張については、すでに説明したところである。

・大縄

これは石垣の隅角から隅角へ引く長大な縄のことをいう。

・折縄

石垣を築く過程で、待石と称する一石を、その中央部上方に配置することがある。一本の大縄（水縄）を上方の待石にV字状に懸け、その左右の孕み出しによる縄当りや「縄付き」などを検証するための縄である。これは石垣のなかでも、とくに高く積むところに必要な縄である。

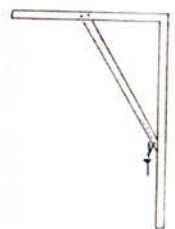
・カギ縄

図のように、縄を一方の出角部、角石の根角に当て、それを筋違いに上方出角部に引き上げ、さらにその縄を一方の築き口の角石まで一本の大縄のように引く。これにより筋違縄と同様の検証や、石垣の折れ・歪みの有無などを検討する。

・十文字（縄）

石垣を築く各段階で、このように上下斜めに筋違いに縄を引けば、歪みの有るときは、中央部で交差する十文字の位置で縄透きが生じるものである。その様子によって左右の石垣

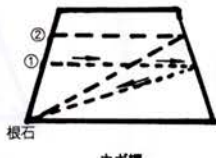
*⑩の図示



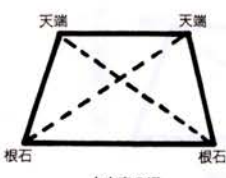
*折縄の図



*カギ縄の図



*十文字縄の図



の凹凸の調整をする。また平石垣の崩壊箇所や、または築き直しの必要な場合には、この十文字縄を用いて、旧石垣の歪みの有無を調べる。それはとりもなおさず、この縄をもってノリを定めることにもなる。詳しくは師匠の口伝とする。

・角違縄

図のように、上から斜め下に筋違いに縄を引き観察することを角違すなわがひという。これも根石などの配石の際、状況に応じて取り入れる。また、これは前述した折縄の一边、一边を用いる心でもある。一事は万事に通じるという事であり、それは結局、その人の心の持ち方次第ということになる。

・立縄

図（原文の図）のように縄を上から下へ縦に引く縄のことである。これは平石垣（築石部）・角石垣（隅角部）においても「曲尺起こしたる」（石面のノリが過ぎ突出した）とき、築石一石ごとの縄透き（縄との空隙）が、どのようなものか検証するため張るものである。また同じ矩が続くところでも、この方法を採用する。詳細は口伝とする。

・縄あて所

大縄を使うとき縄端を石垣に当てる場所は、角に設けた木負いの出し方を吟味し、また角石の勾配がどの程度か確認した上で、角脇石の方へ寄せて縄を当てるものである。詳細は口伝とする。

⑬ 雁木図り二つある事

雁木の技術について説明する。図のように雁木全体の高さが八尺とわかかっておれば、高さ八尺を蹴上げ（一段分の高さ）幅の八寸で割れば一〇段となる。この場合の打出し（雁木全体の底辺）の求め方は、階段上面の踏み面一尺二寸幅に十段

の一〇を掛けて一二尺となる。なお一段に三分づつ*の水走りをつける。詳細は口伝とする。

しかし、高さが不明の場合は、「雁木を付ける」といい独自の方法がある。図のように、まず下の地形面から上の地形面までが勾配をもつ坂であれば、それぞれ上下に杭木を打ち、これに水縄を張る。この水縄に木曲尺を当て、木曲尺の「横手」にそって下げ糸をおろして垂直を測る。この場合、木曲尺の「長手」と交点を結ぶ水縄から曲尺の角までをもって踏み面の寸法とする。また、下げ糸と水縄との交点までの厚さが蹴上げの寸法となる。

また、その段数については、図のように曲尺の筋違いの水縄の寸法から決める。例えば、蹴上げが一尺二寸である場合、上下に通る水縄の総延長から、（一段分の）一尺二寸で割れば何十段かがわかる。なお、一段分の半分の段が生じた際には、最初から半段の心積りで対処すべきである。詳しくは口伝とする。

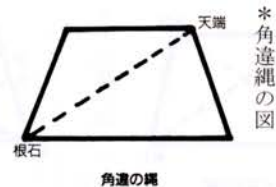
⑭ 雁木の名、三つある事

図（原文の図）のように、雁木階段の下部に高さ二尺の石垣を付設、階段の引き（踏みしろ）を三尺にした雁木のことを「武者走り雁木」という。また、雁木の中段で三〜四尺の引き（踏みしろ）を取ることを「体」という。

また図のように、雁木の階段を向かい合わせに設置した雁木は「あう坂」と呼ぶ。裏石垣の中に押し入れて設置しているので「向い押し込み石垣」ともいう。

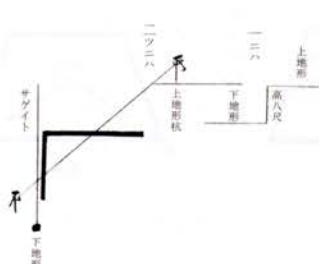
また、図のように雁木を斜めに、いく筋も並べて設置するのは「重ね雁木」と呼び、いずれも塀裏に設けるものである。

⑮ 井の巻きようの事



*角違縄の図

*⑬ 雁木図りの図



*水走り
階段に施工した水抜き。

井戸に組む石材の割り方には、「円方さん」*によって寸法を決めるが、扇形の地紙に合わせて型取りし割り付けるものである。

また井戸石積み内部の差し渡し（直径）の測定には、下げ水縄（下げふり縄）を使う。直径が四尺であるなら、尺木（定規）の中心部、二尺目に穴をあけ、それより下げふり縄を下方へ通すのである。

次に井戸を覆う蓋板に、四本の棧を等間隔に打ちつけ、四方に吊り下げた板の中に、一尺四方の穴をあけ、ここから下げふり縄を通す。また蛇腹という、ムシロで木綿俵のように作ったものを「鎖口」に輪を入れ取り付け、そこから井戸の奥底深く栗石や築石をおろして石積み行うのである。

⑩ 仮橋の事

城普請にあたり、浮橋・井楼橋・船橋・筏橋などの仮橋を架けることがある。浮橋と井楼橋の架け方は口伝とする。筏橋は人のみが渡るものである。

⑪ 堀の深さを知る事

堀の深さを計測する方法については、前述した「雁木積り二つある事」に述べたことと同様である。長さ一間の木曲尺を使って計算する。上から堀底へ入れるふり下げ縄と木曲尺が斜めに交わった点が重要で、どのような長さであっても、そこで測定した数値が深さを示す。

⑫ 山の高さを知る事

図（原文の図）のように石垣（山）の高さを測るのを「釣瓶落し」という。図のように一間木曲尺に沿って垂直に下げ「下げ糸」と、これと直角に設けた「水縄」の2本の縄を使い、石垣直下の水平地面（ロク地）より、この長さ一間の

木曲尺を立て、上の水平を測る水縄と下げ縄を見合わせ、水縄を石垣斜面に当て、この水縄が当たった地点で木曲尺を立て、石垣斜面の長さを計ると石垣高さも特定できるのである。

⑬ 石垣の名称の事

石垣の名称について、主なものを列記する。御天守台（とくに口伝はない）、御門台、大枡形、小枡形、目付、両袖枡形（袖枡形櫓台）、入角、折角、裏石垣、頬当て石垣などである。

右の九ヶ条の呼称は下の絵図（原文の図）で断り書にて載せる。

*⑭

石垣の名称に大平、外角落し、内角落し、屏風折り、出枡形など五項目がある。これらは絵図の通りである。

⑮

長橋と称する御門櫓台は、図（原文の図）のように左右に石垣を設け入口（虎口）までが長いので、橋を渡るときよりも（城内からの攻撃に）恐怖を覚えるところから「長橋」という。

⑯

図（原文の図）のような縄張りを「坪曲尺の枡形御門」と呼ぶ理由は、石垣や城の縄張りはずべて、大工の所持する坪曲尺に基づいて設計されるからだという。

⑰

図示したのは「虎口に向う枡形石垣」のほかに内目付、外目付と呼ばれる箇所も示した。

右四ヶ条

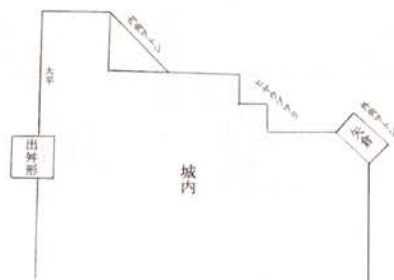
⑱

一、虎口枡形
一、一ノ門・二ノ門

図（原文の図）に示したような門のことを「虎口枡形」と呼ぶ。規模が五間に八間であれば、面積は約四〇坪となり、

* 円方さん（三）
円形・方形・三角形の頭文字一字づつ取った合成語と推察できる。

*⑳の図示



一坪に軍兵を一〇人收容するなら四〇〇人、二〇人收容なら八〇〇人となる。

虎口枅形の收容人数を積算してみたのは、戦時において枅形内に入る軍兵の数を想定するためである。枅形には矢倉を設置し利用できるから「枅形」と呼ぶ。このように人数を数える枅だから「枅形」と呼ぶというが、また枅の形に似ているところから「枅形」と呼ぶともいえる。

角馬出シ・丸馬出シ・カザシ(蕪)・シトミ(蕪)・アツチ(安土)の五項目について図解をする。

カザシ(蕪)とは土居・塀、植木垣などの簡単な遮蔽物のことをいい、虎口の外側に配し敵方からの見透しを防ぐ。アツチとは騎射の際に使う的山を設置する土台である。シトミとは、土居垣のことであり、いずれも虎口内部に置き敵方からの見透しを防ぐ。

馬出しは、虎口の外側に配置された出撃施設である。土手または石垣の上に塀をもち、矢狭間や鉄砲狭間を有する。詳しくは口伝である。

このほかに「曲尺馬出し」や「辻馬出し」というものもある。これらの仕様に真の形式と草の形式があり、倉あり倉なしの二通りの様式がある。

石垣の角石には、その位置や役割によって「テキ付き」「草摺り返し」「膝付き」「手かけ袖返し」「キライ(木負い)」などの名称がある。図示したように隅角の上部に置かれる「手かけ袖返し石」「膝付きの石」「草摺り返し」という三つは「テキ付きの角石」と総称する。角石の天端面での撫加工は、いずれもキライを付けず、ふつうに水平を取った通りに設置する。

ところが角石の撫(天端)にキライ用いるのは、天下(御公儀の城郭)の石垣のみに限られる。だから、われわれのような藩所屬穴生の立場で用いることはなく、公儀御穴太衆の要請によって実施するものである。

キライを行う設計仕様は、角石の天端角から一尺二、三寸(四〇センチ弱)の範囲で、三、四センチ程度天端を反り上げるものである。もつとも、角石の長さによって微妙に調整し、場に応じよき高さを選ぶべきものである。

キライは大名居城の石垣では一般的には使用されない。それでも、もしキライを用いるときには、作事方(御大工を管理する建物担当の役所)へ申し入れ、御大工と調整する必要がある。キライの上に乗せる土台材木はキライの分だけ削るので、御大工や作事方との調整が不可欠からである。

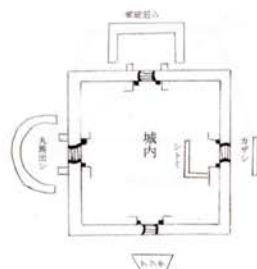
②⑦ 隅角のキライ(木負い)について

櫓台石垣の四隅の天端でキライを付けて築くときは、図のように根石の四ツ縄を張る。一番角石に設置される「十文字」の水縄が示す隅角から、角石の石先をさらに外側へ三寸も四寸も突き出すが、角尻は水縄に合わせる。また角石の小面は隣接する角脇石の面に合わせることで四隅をおさめる。

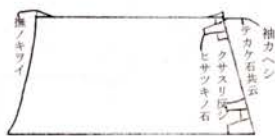
角のキライに関する縄当ての技法は、図示したものをみれば納得できるであろう。天端の撫石においては、角のキライがわからぬように、水縄の内におさめることが肝要である。

②⑧

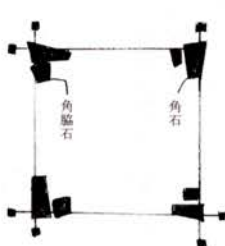
- 一、ハチ巻き石垣
- 一、身隠し石(これは天下の御石垣に使われる矢狭間石のことである)
- 一、サヤ石垣
- 一、土留め石垣(塀裏で用いるもの)



*②⑦の図示



*②⑧の図示



*②⑨の隅角ノキライ

一、「キライ」については「角の木負い」と「撫の木負い」の二種類がある。

一、敷鉄の入れ方、また敷金の作り方。詳細は口伝とする。
一、石垣の孕み・勾配を、縄を使わずに測る法。詳細は口伝とする。

一、乱摺り合わせの墨付け技法。詳細は口伝とする。

一、石口の合い場を摺り合わせるときの墨付け技法。詳細は口伝とする。

一、六角形（亀甲形）、八角形の石材加工における曲尺の技法。詳細は口伝。但し六は六の割方、八は八の割方がある。

一、円形と方形の石材加工における曲尺割の技術。詳細は口伝とする。算用の技法であり、三二六、七九の秘伝がある。

⑨諸道具、寸尺の事

ここで石垣築造に使用する道具の名称やサイズを列記する。

一、大手子 長さ三間、幅一尺、厚さ八寸、末口六寸。

一、中手子 長さ二間、幅八寸、厚さ六寸、末口五寸。

一、小手子 長さ八尺、幅四寸、厚さ三寸、末口二寸。

一、石棒 長さ五間、末口六寸、中二尺七寸廻り。

一、石棒 長さ四間、末口六寸、中二尺四寸廻り。

一、石棒 長さ三間、末口五寸、中二尺廻り。

一、石棒 長さ二間、末口四寸、中一尺七寸廻り。

一、大ロクロ 真木の長さは九尺で、二尺角を使う。

土台木の長さ二間半で八寸角の角材を二本宛使う。

宛使う。

井筒木は長さ一間の八寸角を十本宛使う。

鏡板は、長さ三尺五寸、幅一尺二寸、厚さ四寸が八枚必要。

カセ木は長さ三間半、幅六寸、厚さ五寸を二本宛使う。

一、中ロクロ

真木は長さ八尺で一尺六寸角を使う。

土台木は長さ二間の七寸角の角材を使う。

井筒木は長さ五尺五寸で七寸角を使う。

鏡板は長さ三尺、幅一尺、厚さ四寸。

カセ木は長さ三間、幅五寸に四寸を使う。

一、小ロクロ

真木は長さ七尺で一尺五寸角の角材を使う。

土台木は、長さ一尺の六寸角を使う。

井筒木は長さ五尺で六寸角を使う。

鏡板は長さ三尺、幅一尺、厚さ四寸。

カセ木は長さ三間で五寸角。

一、前車

長さ四尺の五寸角を使う。

一、セミ木

長さ四尺の一尺角を使う。

一、大修羅

長さ三間、末口一尺の材木を一つにつき三

一、中修羅

長さ二間半、末口八寸の材木使用。

一、小修羅

長さ二間、末口七寸の材木使用。

一、車

真木長さ七尺に末口一尺の材木使用。

一、サヲ木

長さ一〇尺、幅六寸、厚さ五寸の材木使用。

一、サヲ木

長さ八尺、幅五寸角を使用。

一、ネダ木

長さ五尺の六寸角を使用。

一、ネダ木

長さ五尺の四寸角を使用。

一、ネダ木

長さ五尺の四寸角を使用。

一、ネダ木

長さ五尺の四寸角を使用。

次の三品は轆轤に使用するものである。

*ネダ木

「根太木」のこと。

一、大綱 長さ八〇尋、大きき一尺三寸廻り（径ではなく円周をさす）

カゝス（綱より）百筋（本）を一本に、片口（一方だけを継口）とする。

一、中綱 長さ六〇尋、大きき一尺一寸廻り、カゝス八十八筋宛

一、小綱 長さ五〇尋、大きき一尺廻り、カゝス八十八筋宛

この三品ともに轆轤の綱に使う。

次に芋綱の基本サイズを4種類示す。

①二十尋ならば、七寸廻り、カゝス五十六筋。②十五尋ならば六寸廻り、カゝス四十八筋。③十尋ならば、五寸廻り、カゝス四十筋。④七、六尋ならば、四寸廻り、カゝス三十筋。

鉄手子（鉄梃子）

大型の鉄製手子棒の長さは五尺、幅四寸、厚さ三寸、末口は二寸である。但し綱付きの環（鉄輪）がつく。中型の長さは四尺、幅三寸、厚さ二寸、末口は一寸五分である。同じく綱付きの環がつく。小型の長さは三尺から二尺五寸くらいである。

定板

次に計測用具である測板（定板）の基本サイズを5種類示す。

①長さ二間、幅四寸、厚さ一寸五分。②長さ二間、幅二寸、厚さ七分、但し、これは反り定板である。③長さ一間に一寸五分四方の幅。厚さも幅と同じ。④長さ四尺に幅、厚さ共に一寸四方。⑤長さ四尺に幅二寸、厚さ一寸。

このほか石垣作りに活用する測定具に「二間木カネ」「万

中木カネ」「胴込めカネ」（原文の図）、「敷カネ（鉄）・直しカネ（鉄）」などがある。

右に記した家伝は石垣作りの秘極の書である。以後は一子の外に決して伝えてはならぬものとする。

延宝八年

九月 日

野口小次右衛門

營秀（花押）

相伝同名儀助

*尋
一尋は五尺と六尺

三 宝曆五年 石牆書

(表紙)
「石牆書 全卷」

目録

一	殿主台方	二	矢倉台方
三	門台方	四	見著方
五	類当方	六	隅石矩見様方 附巻様
七	隅石大矩見様方	八	隅石寸尺方
九	隅傍石寸尺方	十	隅石下布鉄方
十一	隅石姥口之方	十二	蛤口之方
十三	平石寸尺之方	十四	隅仰形方
十五	隅大抵仰形方	十六	隅定木方
十七	建定木方	十八	入土代木方
十九	組土台木方	廿	引水縄方
廿一	根石縄方	廿二	三四五縄方
廿三	類仰下縄方	廿四	安根石方
廿五	扶石之方	廿六	築方
廿七	以栗石為胴籠方	廿八	就石牆高下好平石方
廿九	出隅入隅方	卅	将某隅之方
卅一	裏石垣之方	卅二	摺合石牆方
卅三	布築石牆方	卅四	目通之方
卅五	玄翁摺合方	卅六	簾目之方
卅七	待石之方	卅八	水撃石牆方

卅九 平均際方 四十 水除石牆方

四十一 橋台之方 四十二 見地置石牆方

四十三 山形石牆方 四十四 鴈木石牆方

四十五 城内井戸石定方 四十六 統隅石闕方

四十七 取海中石方 四十八 入栗石方

四十九 仰木寸尺方 五十 手木寸尺方

五十一 籌量石方 五十二 右之石牆仰形方

夫石牆者要害之本也、是以武將之下必有其人、全生其家

有、受其伝、因題五十余目、命二三子、究之、冀曉筌罫

之外、别有魚兔在耳、

*戸波駿河 宗珎

湯浅安右衛門

後七右衛門ト云

高道

青 助兵衛 登伝

湯浅安右衛門

英道

井下五右衛門

信宗

*石牆書

牆は牆の俗字であり、「かき」「かきね」の意味。一般には「垣」で代用される。本書の書名の訓読については、広く「せきそうしょ」で通用しているが、「いしがきしよ」もしくは「いしがきのしよ」と訓むこともできる。本文では「いしがき」と読み下すべき例が多い。

*冀曉筌罫之外……

ここは「冀わくは、筌罫(魚兔を獲る道具、方便の意)を曉かにするの外、別に魚兔(目的物の意か)ありであるのみ」と訓読できる。技術上の方便をここに記すが、もつと重要なことが外にあるとの意。

*戸波駿河

近江坂本の穴太頭の一人。秀吉によって公儀穴太に取り立てられた戸波駿河の孫。駿河家の三代目。

宝曆五亥

十一月廿八日

湯浅平助殿

石塙書 二

老 殿主台方

高低にハよるへけれ共、先ハ仰(のり)をつよくする物也、地心能共、根石に念を入へし、海河ちかく、又ハ堀より根石を(懸)いるく処もあるへし、左様の水辺ハ能根きりをして、表裏の土台木を入へし、殿守台の内ハ皆栗石たるへし、

二 矢倉台方

やくら台、是も殿守台と万端同前也、其内所によりて、仰あひかわるへし、

三 門台方

門台ハ高さ大形式間、三間はかり也、すみ石大義なるものなり、傍石亦平石同前、仰つよくせぬなり、高式間の仰、老尺五六寸はかり也、三間にハ老尺七八寸より式尺までしかるへし、

四 見著方

見つけハ門台の仰に応したるもの也、見著の平石大きな程能候、ひかへは短かくてもくるしからず、喩ハおもて三尺二横五尺、ひかへ三尺在之ても、四尺にてもよし、兎角石組なり能様ニする事專一也、ならし、俄(小)にちいさき石ニならさる(上)ゆうに、まへかたより分別有之へし、

五 類当方 口伝

七 隅石大矩見様 口伝

六 隅石矩見様 附巻様
八 隅石寸尺方 口伝

喩ハ高サ七間の石塙ニハ、隅石三段二取也、下五本八面(おもて)三尺五寸四方、長九尺、跡面上ニ同前、中段五本ハ、面三尺四方、長八尺、跡面同前、上段五本者式尺六寸四方、長七尺、跡面(て)ラ同前、三段合テ七間也、しかれ共仰かゝり申ゆへ、高サニ少し不足出来有之者也、仰次第二合点いたし、右拾五本之石ニ、五分老寸程つゝましを入テ能候、

九 隅傍石寸尺方

右之隅石之傍石にしてハ、下段の傍石ハ、おもて三尺五寸四方、跡面三尺式寸四方、長五尺、中段の傍面三尺壺寸四方、跡面式尺八寸四方、長四尺五寸、上ノ段ハ、面式尺六寸四方、跡面式尺三寸四方、長三尺五寸、如是之石、隅石一本ニ式本ツ、著也、然ハ傍石ハ上中下二三拾本也、仰のまし隅と同前なり、

十 隅石下布鉄之方

隅石傍石かさね置とき、其つめにかふもの也、石ニてつ(鉄)め候而も、を(重)もきゆへ、くたけ候により、くろかねにて、くさひのなりにいたし、かいたるか能候、此鋪かね定たる寸法無之候、右に、か様になりをしるし置也、

十一 隅石姥口方

隅石の端口、上下七八分はかり、内へくつろきをなそへにする、深サハ、口にて三分はかり取、此姥口とりさる時は、かさね重きゆへ、隅かけ候て、あしく候、

*殿主台
天主台もしくは天守台のこと。

*仰
石垣の勾配のこと。「石垣築様目録」「石垣秘伝之書」でも使われる鍵概念。

*傍石
傍は脇のことであり、脇石の意。いわゆる角脇石のこと。

*見著方
「見附方」のこと。見付は、すぐ向いに見えるの意で、枅形門の外側面の意味でも使い、赤坂見付、四谷見付の例が知られる。

*跡面
石垣の表に形を表わす「おもて」面に対し、石尻の裏に向いた「あと(後)面」のこと。「あとおもて」と訓む。

*隅傍石
角脇石のこと。

十二 蛤口ノ方 蛤ばの事 口伝

十三 平石寸尺方

喩ハ高七間ノ石墻ニ取合ス平石ハ、下段ノ石、(おもち)面三尺四方、(あとおもち)跡面テ式尺七寸四方、長七尺、中段之平石、面式尺五寸四方、跡面式尺式寸四方、長五尺五寸、上段平石、面式尺四方、跡面壹尺七寸四方、長四尺五寸、大形如是石取合也、然共、所ニヨリテ、右ノ高サニ隅石・平石不足成事とあるへし、又過たる程の事も可有之候、大形にて、如是にて、しかるへく候、高拾間余、又者高五間六間之石墻も、此法ニなそらへて知るへし、

十四 隅仰形之方 口伝

十五 隅大抵仰形方

高式間之石墻、壹尺八寸仰、

壹間目、壹尺壹寸 式間目、七寸

高三間 三尺五寸仰

壹間目、壹尺四寸五分、 式間目、壹尺式寸五分

三間目、八寸、

高四間 四尺五寸仰

壹間目、壹尺五寸 式間目、壹尺三寸五分

三間目、壹尺五分 四間目、六寸、

高五間 六尺五寸仰

壹間目、壹尺八寸、 式間目、式尺六寸五分

三間目、壹尺四寸 四間目、壹尺五分

五間目、六寸

高六間 九尺仰

壹間目式尺、式間目壹尺九寸五分、三間目壹尺七寸、四間目壹尺四寸五分、五間目壹尺壹寸五分、六間目七寸五分

高七間 壹丈式尺仰

壹間目式尺三寸、式間目式尺式寸、三間目式尺五分、四間目壹尺八寸五分、五間目壹尺六寸、六間目壹尺式寸、七間目八寸

高八間 壹丈三尺五寸仰

壹間目式尺五寸、二間目式尺四寸、三間目式尺二寸五分、四間目式尺五分、五間目壹尺七寸、六間目壹尺三寸、七間目九寸、八間目四寸、

高九間 壹丈五尺仰

一間目式尺六寸、二間目式尺五寸、三間目式尺三寸、四間目式尺壹寸、五間目壹尺八寸、六間目壹尺五寸、七間目壹尺壹寸、八間目七寸五分、九間目三寸五分

高拾間 壹丈八尺仰

一間目式尺六寸、二間目式尺五寸五分、三間目式尺四寸五分、四間目式尺三寸、五間目式尺壹寸、六間目壹尺八寸五分、七間目壹尺六寸、八間目壹尺三寸、九間目八寸五分、拾間目四寸

十六 四隅定木方

是ハ殿守台の時有之もの也、其外にも大事の石墻に致す事なり、四方のすみに、隅より五六尺ものけて立ル也、石墻のすみのり相違無之様ニするため也、是ハ大工ニた

*四隅定木

天守台石垣を建造するとき、石垣台の四方の隅に立て、隅角の石垣勾配を測る「永定柱」のこと。別名を「方丈」といい、「江府天守台修築日記」にその略図が書かれる。

てさすものなり、矩の見様、口伝（万丈）まんでうと、これをいふものなり、

十七 建仰木方 口伝

十八 入土代木方

是ハ地心あしき処二入もの也、なま松の木よく候、石により其木のふとさの相違有之候、土代木仰に応し、跡土代木をさけ申也、けつるも同前なり、土代木の継手（長）なかくして、あな（穴）をあけ、くい（根）をうち込、くい木にハ栗能候、委ハ口伝、絵図略之、

十九 組土代木方

組土代と云ハ、川除の石墻か亦ハ堀などにて、水のおもふ様ニかへられぬ所、又ハぬま（溜）などに仕事二候、絵図略之、口伝多シ、

二十 引水繩方 口伝

廿壹 根石繩方 口伝

廿二 三四五繩方

三四五繩と云ハ、いか様之所にても、かねの手をろくニする繩なり、如此する也、三間・四間・五間と三角にする也、絵図略之、是にてかねの手少も無相違、是を開平繩といふ也、

廿三 類仰下繩

下繩の事、大形下ふぐりにて、仰の相違あるなきを見る事也、喩ハ隅にても平にても、一間の仰を六尺五寸に割、杖を式尺か三尺にても、隅から成とも、ひら（平）からにても、仰の見度処よりさし出し、其杖のさきより下ふぐりを下

け、当る所を見、其下繩をさし見れハ、仰にあひたるか、亦あわさるから知れ申也、

廿四 安根石方 口伝 根石居様と云事也、

廿五 扶石方 かい石の事也、

敷かい石と云ハ、石を下にしき、其上に石をな（直）すをいふ也、是能候、又うちかい（打ち介）と云ハ、あき（明）たる所へうち込申をいふなり、これハあしく候、され共、敷かい石にならぬ所有之ものに候、いつれも、かい石は堅き石にて、惣（おも）の石面（おも）てより五六分も内へ入たるか能候、

廿六 築方 石かさね等のあしき（石）し組の事、

石かさねと云ハ、平石を上下おなし様ニかさねたるをいふにて候、重ねもたれ、築のほりきれ、十文字割づき等なり、絵図略之、

廿七 以栗石為胴籠方

胴籠と云ハ、隅にても、平石にても、繩通ヲ見て能と思ふ時、跡にかい詰、又は両の石のうこかぬ（上）ゆうに、はり合の石を能かいて、其後そのあい（上）くへ、くり石を能すきまなく、鉄てこにて、つきこみ申事也、少にても、くづるきあれハ、悪く候、

廿八 就石墻高下好平石 口伝

廿九 出隅入隅方 口伝

三十 将某隅方

是ハ隅なま（曲）かねにて、将某のこまのかしらのことく成によりて、かくいふ、又しのき隅とも云也、隅殊のほか築にくきものなり、さるにより、大工ニ其すみの形に大か

*まんでう

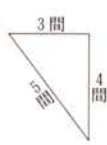
「万丈」と表記する。「江府天守台修築日記」によれば、石垣の四隅それぞれに内側と外側に各一本の高い柱を立て、横木で固定すると記す。竣工まで動かしてはならない基本線なので「永定柱」とも呼ぶ。

*組土代木

「石垣秘伝之書」の(2)「土台切組入様之事」で組土台について説明する。

*三四五繩

三角形の三辺の長さ比を三・四・五にした直角三角形に張った繩のこと。「さしご繩」と呼び、最も安定した繩であり、「尺繩」と呼ぶこともある。



*ろく

水平にすること。「陸」とも記すことも多い。

*下ふぐり

分銅や秤のおもりのことを「ふぐり」といい、石垣の上から下げるために作られた仰の計測具。

*扶石

介石のこと。石材の安定を介助する石のこと。

*なまかね

石垣の隅角部が鈍角になった「しのぎ」角の形状をいう。なお将棋隅は、河川に施工した水勢を抑制する施設が元である。

ねのことにきさせ、それを定木にして、立隅ゆがまぬ^(上)うに築申候、のりハ真かねの隅同前、平もおなし事也、

卅老 裏石墻方

是ハ平地を高く石垣にいたし、うしろに置土を入る時か又は山など、又ハ岸などより水の出候所にする物也、先前に喩ハ、七八間の石墻築申に、置土にてハ俄にかたまり不申ゆへに、石墻後へあをのくなり、又水出る岸は、水に^(打)土、そろくくつれ候により、石くつろき申ゆへ、石墻くるひ次第く^(打)に崩れ申也、それ故に、裏石垣といふをする也、高五間有ハ、裏石墻三間はかりのけて仕候、表裏のあひ、みな栗石なりと心得へし、裏石墻の高サは、表の高サ三分式ほどにて能候、のりハ表の石墻よりかねニいたしたるか能候、絵図別紙に有之故、略之、

三十二 摺合石墻方

三十三 布築方

三十四 目通方

三十五 玄翁摺合

三十六 簾目方

三十七 待石方

待石と云ハ、其平五拾間も有之時、水繩長々として度々見るもむつかしきゆへ、平にて五間七間の内に、水繩之通能石ニしるしをして置、其あひく^(打)の石を待石と、又まち石へ繩を引とらし、出入をなをす也、委は口伝有、

卅八 水撃石墻方

水たゞき石墻、是ハ土代木入、根石ひかへ長きを好也、

根仰強く、上にて仰のかへしおほく^(多)したるか能候、栗石などもじやうふに入へし、口伝有、

卅九 平均際方

ならし石ハ、いか様之石墻にても、前方より心得有之事也、平均石うすくならざる様に仕たるが能也、塀下なれハ、土代木置、跡七八寸もあまり申石をいたすへし、

四十 水除石墻方

水よけ石垣ハ、土代木表裏に入、くい木うちこまれ次第、打込土台木の前に捨石をたくさんにして、そのあい^(打)く^(打)にくいをうつへし、扱根石より老間程上へハ、随分おきなる石のひかへ長きを築たるか能候、かい石はり合胴込に念ノ入へし、栗石も常之石墻よりも多ク入へし、川に寄水^(強)のつよくあたる所々有へし、其所に心得有之事、口伝、

四十一 橋台方

はし石墻、殊外むつかしきもの也、多分橋をみしかく^(題)して、少のついで^(費)をか^(考)んかへ、橋台を両方より築出したるなり、是ゆへに水つよくあたり、度々崩れ、橋をそこ^(損)なひ申なり、同じくハ橋長々として、橋台少も不出、惣の石墻とひとしくして、其内橋台所土代木石も念入仕候ハ、水にさのみのな^(固)や^(固)ミ有ましく候、それも所により主人の好ミにより橋台築出しする事も有へし、左様之時ハ、河上を上戸口之様に築たるか能候、絵図別紙に有之故、略之、

四十二 見地心止石墻方

*大かね
「大曲尺」つまり直角三角形のこと。

*裏石墻

平地に盛土して作られた石垣や、出水のある所に築かれた石垣には、崩れを防止するため、あらかじめ石垣の内側に三分二ぐらいの高さの石垣を設け安全を計るが、これを裏石垣という。甲府城・仙台城・高松城などに実例がある。

*かねにいたしたるか能
直角に近いせり立った勾配にしたほうがよい。

*待石

「石垣秘伝之書」の12項目で説明する「折繩」の中でも待石についてふれる。長大な平石垣に繩を張るとき、一直線に繩を張るのではなく、折繩にし三角形に繩を張るが、三角の頂点に当る位置に待石を置いて繩をかけ石の凹凸をみる。

四十三 山形石墻方 口伝
四十四 雁木石墻方

雁木石墻の仕様ハ、上之段と下の段と水よくきわめさせ、水くい材を打セ、上より下へ縄つよく張、其間割合セ、中段二ヶ所に縄ニあふ様ニ石居テ、其縄をうけていたすへし、段かす段の高サふんこみのひろさ、ふみによつて違ふゆへ、しるさず、とかく段石のかさねふかくすへし、式寸、式寸余もかさぬへし、少前をさけて石居へし、水たりの心也、さなければ、石段くるふものなり、くわしくハ口伝、

四十五 城内井戸石定方 附築方

井戸石墻にハ仰なき物也、築様ハ、まん中にさげ縄におもき物を著、ゆがまさる様ニして置、其下縄を証拠にして、さし合わせく、築也、又野づら石にて築も、此心持なり、是も石墻の石切無之様専一也、井戸石ハ、石の形あふき地紙の様ニ石取いたす也、絵図略之、井戸ノ丸次第に算用して、石の寸法定物なり、

四十六 補隅石闕方

隅石物にあたりてかけたる時、其石のわれを粉にして、松やにてねりかけたる所を火にて暖め、右ねりたる物にてつくり、かたくひ候而ハ闕事なし、石切に繕ハするに、もとのことし、雨露掛りても、はなれぬ物也、

四十七 取海中石方 口伝

四十八 入栗石方

喩ハ高七間ノ石墻ノ栗石ニして、下段石尻より跡へ式間

半入、中段式間入、上段老間余も入、是も大形如是、地心あしき処なれハ、下段にて三間も入テよし、栗石あまりこまやかなるはあしく候、とかく杉形のかつてん肝要に候、

四十九 仰木寸尺方

長サ九尺、は、三寸五分、厚サ六分、

五十 手木寸尺方

長サ七尺、幅三寸五分、厚サ式寸五分、八尺手木、幅四寸五分、厚サ三寸五分、九尺手木、幅・厚サ八尺二同、式間手木、幅五寸、厚サ四寸、式間半も同前也、三間手木、幅七寸、厚サ六寸

五十一 籌量石方

老間四方老坪二

- 四積ノ石面 三尺式寸五分、五積ノ石面 式尺九寸六厘、
- 六積ノ石面 式尺六寸五分三厘、
- 七積ノ石面 式尺四寸五分六厘
- 八積ノ石面 式尺二寸九分八厘、
- 九積ノ石面 式尺一寸五分六リン、
- 十積ノ石面 式尺五分五厘四、
- 十一積ノ石面 老尺九寸五分九八
- 十二積ノ石面 一尺八寸七分六厘、
- 十三積ノ石 一尺八寸二厘七、
- 十四積ノ石面 一尺七寸三分八余、
- 十五積ノ石面 一尺六寸七分八厘、
- 十六積ノ石面 一尺六寸式分四厘、

*ふんこみ 階段の踏み面のこと。

*籌量石 籌とは、数をかぞえること。ここでは、一間(六尺五寸)四方の面積の中に積む石数ごとに石面の一辺長さを例示する。

十七積ノ石面 一尺五寸七分六リン

十八積ノ石面 一尺五寸三分二厘、

十九積石面 壹尺四寸九分一厘二

二十積ノ石面 一尺四寸五分三厘一

但、二ツ積ト云時ハ四尺五寸九分六厘、三ツ積之石

ハ三尺七寸五分二厘也、

五十二 方々石塙規矩手鑑

*武州江戸殿守台法(のり)

高六間

壹間目貳尺九寸、二間メ貳尺七寸、三間メ貳尺五寸、

四間目貳尺貳寸、五間メ壹尺九寸、六間メ壹尺六寸、

四間之小殿守台法

壹間目貳尺、貳間目壹尺八寸、三間目壹尺五寸五分、

四間目壹尺貳寸五分

むかしの

御殿守台法(のり)

高拾壹間

壹間目三尺二寸五分、二間目三尺壹寸、三間目三尺、

四間目二尺九寸、五間目二尺七寸五分、六間目貳尺五寸

五分、七間目二尺三寸、八間目貳尺、九間目一尺六寸五

分、十間目一尺貳寸、十一間目六寸、

御小殿守法、高七間半

壹間目二尺五寸五分、二間目二尺三寸、三間目二尺壹寸

四分、四間目壹尺九寸八分、五間目壹尺七寸七分、六間

目壹尺四寸九分、七間目壹尺壹寸、半間目貳寸六分、

二条御城御本丸、高八間

壹間目二尺七寸五分、二間目二尺六寸八分

三間目二尺五寸五分、四間目二尺三寸五分

五間目二尺壹寸、六間目一尺七寸三分、

七間目一尺二寸五分、八間七寸、

二条二ノ丸、高六間半

壹間目二尺八寸、二間目二尺六寸

三間目二尺二寸、四間目一尺七寸五分

五間目一尺二寸、六間目八寸五分

半間目三寸

二条御殿守台、高拾間

壹間目三尺三寸、二間目三尺五分

三間目貳尺九寸五分、四間目二尺八寸

五間目貳尺五寸三分、六間目二尺四寸三分

七間目二尺壹寸八分、八間目一尺八寸三分

九間目壹尺四寸三分、拾間目八寸

*大坂石塙、高十七間

壹間目四尺五寸、二間目四尺四寸

三間目四尺三寸五分、四間メ四尺三寸

五間目四尺貳寸五分、六間目四尺壹寸五分

七間目四尺五分、八間目三尺九寸五分

九間目三尺八寸、十間目三尺五寸五分

十一間目三尺四寸五分、十二間目三尺壹寸五分

十三間目二尺八寸、十四間目二尺四寸

十五間目一尺九寸、十六間目一尺三寸

*武州江戸殿守台法

江戸城天守台石垣の一間の
との矩方を「法」として紹
介。なお、万治元年に建造
した江戸城天守台石垣は戸
波駿河らの指導をうけ加賀
藩前田家が担当し建造した。
この項目で、ノリ返しの勾
配を例示する。

*大坂石塙

大坂城の石垣の矩方の変化
を記す。元和六年から寛永
五年まで三回にわたり徳川
氏の命で行った大坂城の公
儀普請に前田氏は三回とも
動員されている。

十七間目七寸六分

大坂御殿守台、高七間

一間目二尺六寸一分 二間目二尺五寸五分

三間目二尺三寸五分 四間目二尺壹寸五分

五間目壹尺八寸五分 六間目壹尺四寸五分

七間目八寸

同小殿守台、高五間

一間目壹尺八寸六分 二間目壹尺七寸壹分

三間目一尺五寸五分 四間目一尺二寸壹分

五間目七寸

江戸中御殿守台、高七間

壹間目貳尺七寸五分 二間目二尺五寸

三間目二尺二寸五分 四間目貳尺

五間目一尺七寸五分 六間目壹尺五寸

七間目一尺二寸五分

高サ三間升形方(注)

一間目九寸五分 二間目八寸 三間目五寸五分

升形八八寸法り、九寸法し(可燃)かるべく候、

高拾貳間之石垣

壹間目三尺七寸 二間目三尺六寸五分

三間目三尺四寸五分 四間目三尺二寸五分

五間目三尺五分 六間目二尺八寸

七間目二尺五寸五分 八間目貳尺三寸

九間目貳尺五分 十間目壹尺七寸五分

十一間目一尺四寸 十二間目九寸

加賀国石墻法 高六間半

壹間目二尺四寸 二間目二尺三寸

三間二尺壹寸五分 四間壹尺八寸五分

五間壹尺五寸 六間一尺壹寸

半間目四寸

右ケ条の品々、あらまし(底)しるし侍りぬ、委は書つくし(底)か

たし、よく合点センとなれば、其丁場に至り、土代木を

入るより角石のすわり、脇石の付様、平石のなを(直)し様、

定木を立、水繩をひき、角に敷かね、ひらにかい石かい

詰、胴込はりあひにいたる迄、皆心持有也、此外いろ

く前にするす、先か(土)ゆうの事よりはしめて、手に取、

目のまへに見されハ難成ものなり、しかあれとも、さの

ミむつかしき品あらず、唯のりあひに大事有としる(悪)へし、

それも高下になれ、石墻に功をつミ(悪)なは、自然と善あく

のわかち知らるへし、やゝもすれハ、しろうとの口に

まかせ、石墻にわたくし名を付る、かやうの事ありやな

とゞ尋るあり、たゞ知らさると答てやむへし、又いわれ

さる難を言て見るもあるへし、尤といらへて、とんちや

く有へからず、此道(力)つよく執心たるゆへ、難遁心の及ふ

処わ、此一子の外、努々他言・他見不可有之者也、

*のりあひ

「規合」の意味ならば、本書に使われた経緯が注目される。規合は、後藤彦三郎が使用する独自の石垣勾配の用語であり、石垣の勾配を高さに応じて変化させる割付法の意である。単に「矩合い」という意味かもしれない。

〔参考〕湯浅家文書

1 文政10年3月 錦帯橋石工秘伝写

(前欠)

玄真院様御代、延宝元丁亥春より御普請^三而、同秋成就なり、しかるに、翌子ノ年の夏、洪水強くゆへ、石台四山之内、三台崩落、横山地老土台残り、以今其台故たい方、相違有之、尤最初石台之内、刎橋三反ともに、一統にて有之由、老刎損し候ときは、惣刎の煩ニ相成申候、それゆへ、其後ハ、老刎ツ、に被仰付候事、

一、右石台、三山御普請被 仰付候節、石方役人戸川理右衛門・中野又右衛門・新見十郎左衛門等、被差出、其時湯浅七右衛門儀、右三人の手伝相勤候、石台刎出は、丈夫々相成候へとも、川中敷石、川下より自然くと流捨、難留メ付候而、延宝四年七右衛門儀、^{江近}表戸波駿河方へ被差遣、要害之趣、且ハ大川下敷石仕法をも稽古いたし、秘法相用、其時分より以今、無様子事ニ候、

但、最初台高サ三間余ニ而候之処、何れも洪水難凌四尺宛ニ高増、横山地者、有懸り之分江四尺築足、相調候之事、

川中敷石の仕法

右最初台、中墨より川上江六拾間、川下江六拾間、大石・中石・小石交合、数万艘捨石相調候之事、

一、中敷石、右同台、中墨より川上四拾間、川下四拾間、合シテ八拾間、荒敷石上・中・下ませ合、敷方之事、

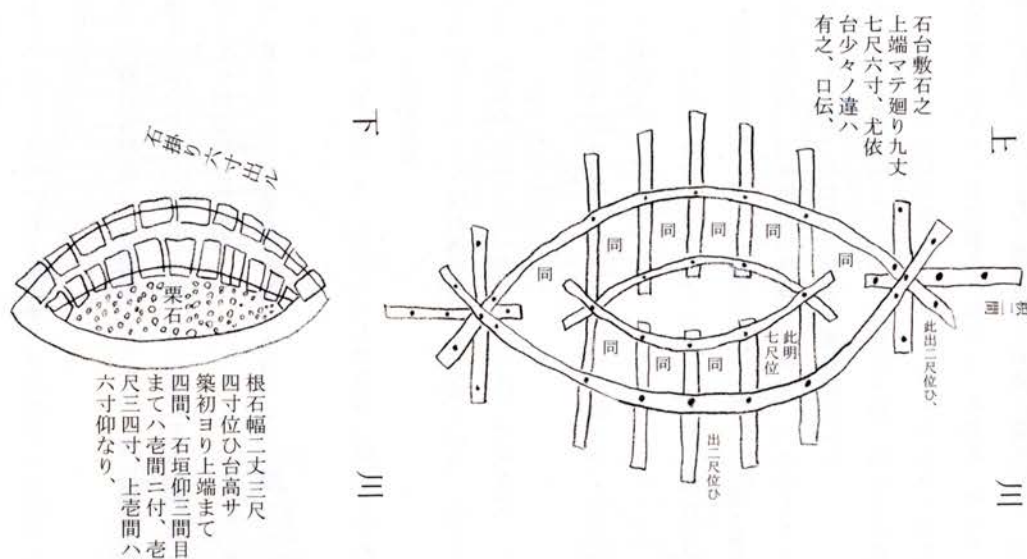
一、上ノ敷石、石台、中墨より上下ともニ式拾間宛、上中下之石交あわせ、中くぼに敷石相調、生松之乱杭打廻し、敷石は随分せり込、植石を専として相調也、

橋台下編木台仕法

是は、生松の大木三間・四間、亦是五間之木を以組合せ、土台石外面六尺程ツ

、川中へひきわたし、石かゝり、五、六寸にして、両面石牆、其内そ^(意)う栗石を入、石垣仰り、一間に老尺、又者九寸にて相整、尤横山地石台は格別なり、

編木台之図面 (以下ノ図中にある「栗石」以外の文字等ハ朱書)



一、台石牆組建之仕法、右如図下石仰相極、石組揃次第^ノに、せいろを組、川上下へ松栴之丈夫なる長木をいはへ、道を出來、上下へ轆轤を立、台之上、石牆石望所へ取上候、尤根石マテ、ノリ相極候ゆへ、可有分別之上、幅其外とも根石振様を以、大ニ相違有之故、甚タ大事、口伝、

台築之方

右台築之台木より六寸ほど川面へ出し、裏石垣を調、刎出五尺位下までは裏石之石、栗石を詰メ仰方、

其外口ニ有之なり、

但、台之中、栗石マテ相調候趣は、洪水之節、台ノ中、水氣無之時ハ、自然^ノと水押強くゆへ、外水ニ連レ、台底より次第^ノに水揚、惣牀之張相を以、石垣明間之しつこいに至迄損事無之候事、

同台之方

右台四山ともに崩落、形無之とき、仕法横山地よりに、しみじ江惣繩引渡、所々へ繩受の竹^ニ而も、木^ニ而も杭を立、荒墨見合、割相を以、土台取、印木を立、夫より台座取ヲ知、委敷ハ口伝、

同台之方

一、同石台之内、刎出隔石之仕法、しつこいの上端より九尺計り下り、土山内へ五通、壱尺五寸余の角石、長サ七尺余の石極、堀付へ石ヲ入レ、刎出壱番より四番まで右樋石へはめ、鉄延金を以、卷堅メ、間ニ栗石を詰、川表間ハ石垣築は刎出四番迄相調候上、平之大石式枚、又者三枚・四枚^ニ而押しを懸、夫より赤土にて随分堅メ、其上しつこいにて打堅候、尤左右柱橋之行桁ハ、差込ニして有之穴深サ式尺、又者壱尺五寸位ひ、横壱尺二三寸はかりの石穴有之、台成石垣しつこひ一円構無之事、

但、隔石寸尺、樋石之儀ハ現場ニ向て口伝有之なり、

同台之事

台川上下平石ケンサキノ石、鉛のチキリ石壱ツへ六所ツ、一チキリ鉛四斤ほど入候なり、

但、川原ノ方ハ赤土^ニ而鑄形下地を出來、鑄込随分推堅メ候事、

一、元禄十二年台江おり込之所へ高五寸之葛石据方被仰付、しつこいも、かつら石とひとしく打方被仰付候事、

但、葛石四台合、拾丈五尺四寸五分ニシテ、間ニシテ拾六間式歩式朱三味ナリ、

地幅上下四台^ニ而、九丈五尺七寸五歩、間ニシテ拾五間三分五朱、河内石^ニ而出來候事、

一、同年台劍先之方よりはね出之内へ水入候ニ付而、水走りよくよふ、龜之甲石を付て者、劍先の方高三寸、台之方七寸にして明き間、しつこい打廻し出來ニ候也、

一、土台升形広サ平ニシテ、長サ壱丈三尺、幅九尺、心ニシテ台尺坪百拾七坪、四台合て四百六拾八坪なり、

一、しつこい打替之時分、厚サ壱寸五歩宛ニシテ、四台^ニ而四拾石くらいなり、一、川上刎橋掛替之時、下之道誘様川関方、其外万逆関、栗石俵三千式百俵位ひ、大繩百六拾束位、可使繩も松杭長短百荷位、六本持もくり竹五拾把位ひ、葉松八拾本位、式本持、壱本持も堰面前後水刎なふり、

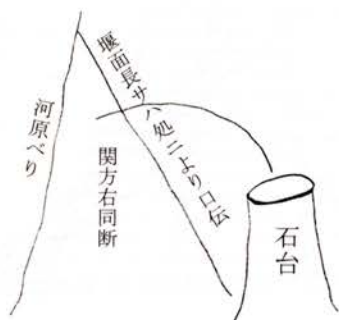
右関方ハ、橋台之上隅より三拾五六間ほど揚、両台之中墨通りより右栗石俵ニ積込、尤川上之方江船控綱を入、劍先より左右石台の劍先隅を目当ニシテ、次第^ノに関下ルなり、只様堰迫メ候ほど、水勢能く相なり、関方甚六ヶ敷ゆへ、兼而関留之時者、人足をも手勢誘置、石俵・葉松杭等ニ至迄、夫々手配いたし置、諸人を働まし、唯勢時も関留メ不申而ハ、何ほど可損処、難見、人足の工面肝要口伝也、

関方山形図（コノ図「石台」を除キ文字等ハ朱書）



右図面は川真中の反り懸替之時、三角関の法也、尤川筋により一方へ川筋付候時ハ、片関にて見合、口伝有之、

片関の図（「石台」を除キ文字等ハ朱書）

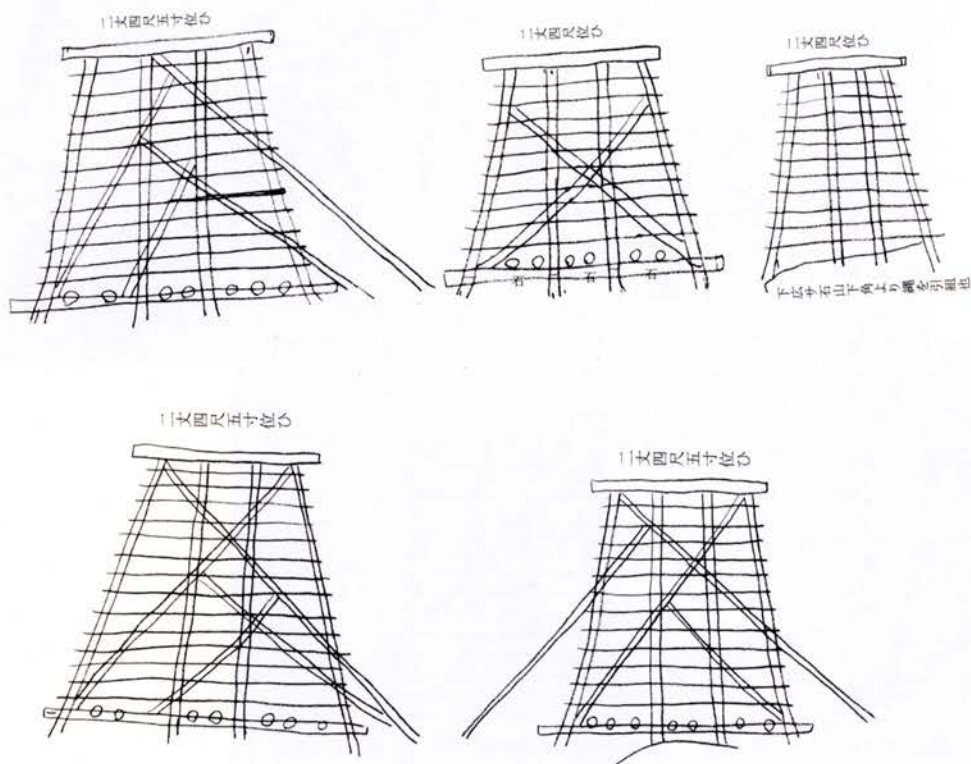


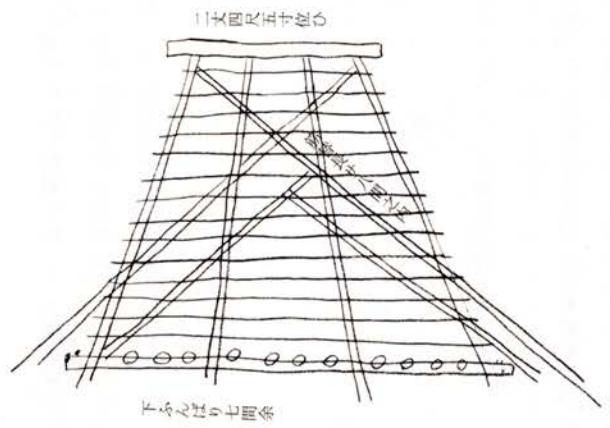
一、関方相済候而ハ、道柱立方大ほう拾壹組程、壹組四本からみ、堀込式番の敷石まで取揚、柱根四五尺ほど、ほり込、根からみ併引渡シ、鍍にて打堅メ、夫

より七八寸の竹にて、足懸りニ相成候様ゆひ上り、筋かい長拵をわたし、同鍍ニ而打堅メ拾壹組立揃之上、川上・川下江大竹ニ而敷石之上端より壹間半も上り、ゆひ堅メ、柱立様は橋の上より上綱をおろし、拵へ結付、人数を以引上候、尤左右よりはり繩を付振り無之様ニたて候也、

但、道橋かならず拾壹組にかきりたる事ハなし、

一、道柱の図（図中にある文字等ハ朱書）





右図の如く、柱立候て、川中など広く柱建候事、左候へハ、道柱ふんはり不揃なり、勿論下ふんはりハ、老くさりより順々広くなり、

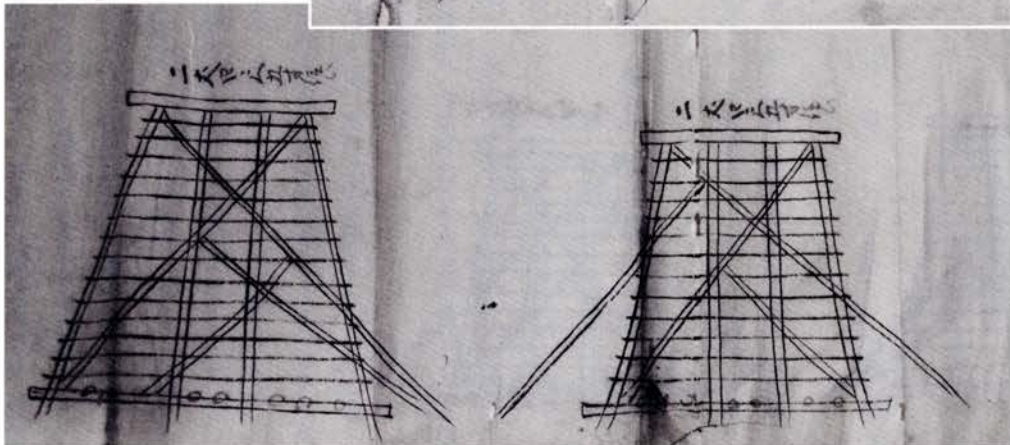
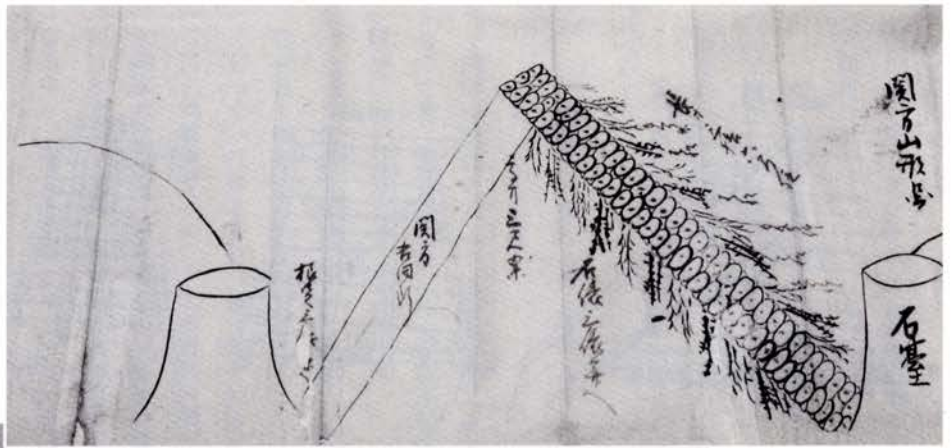
但、筋替ハ水道に不障碍候様、兼而見合肝要なり、

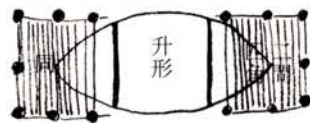
一、関方相濟候而ハ、柱建候節、敷石見合肝要也、

一、道柱取退、敷繕の石物積、或者五拾艘も入候時ハ、百艘二もいたし置、出来候上、敷留之捨石二いたし候事、

但、捨石之蔭を以、敷石を留メ、敷石の不積処を以、石台をたもち、然者捨石を本とするなり、しかし捨石はかりハ、難出来ニ付而、右之時分無油断捨石相調候事、

一、刎橋掛替之時、石台の升形石退場、大拵にて土台江添、石道掛取退いたし候、見合肝要なり、





右之通り、土台へ柱を建、図之如くして台川上・川下ともに式番げころを以、しゆろをかき付ル也、建ル柱は敷石ノ間へ堀り込、石台之根石角より三尺余も出し堀り立、左すれハ上の石ばな^ニ而ハ、式間・四間に相成候様立候事、

一、柱橋掛替之時、道柱拾^拾壺組ほと、壺組四本ツ、相立仕法、都合勿橋之道ニ相替取無之、しかし柱木損建替有之時ハ、上下横からみ竹繕方兼而工面有之、右仕替之柱江不相障候様可相調なり、

一、右柱橋之時ハ横山地、錦見地ともに、石台江一円構無之、行桁穴石台江不相障候様式尺、又ハ壺尺五寸位、横壺尺式寸位の穴有之石垣、其外少^茂さわり無之なり、

しつくいの仕法

- 一、赤土 四石
- 一、石灰 式石
- 一、塩 八斗
- 一、土灰 四斗
- 一、胡麻油 四升
- 一、酒 四升

右、両土台しつくい、下打方之分

- 一、赤土 八石
 - 一、石灰 四石八斗
 - 一、塩 式石
 - 一、土はい 壺石式斗
 - 一、あふら 式斗
 - 一、酒 式斗
- 右同断、上打方之分、
同しつくい上分

- 一、赤土 壺石
 - 一、石灰 五斗
 - 一、塩 三斗
 - 一、土灰 四斗五升
 - 一、あふら 式升五合
 - 一、生酒 式升五合
- 同中之分

- 一、赤土 壺石
 - 一、石ばい 四斗五升
 - 一、塩 三斗
 - 一、土はい 四斗
 - 一、あふら 壺升五合
 - 一、酒 式升
- 同下之分

- 一、赤土 壺石
- 一、石灰 三斗
- 一、塩 三斗
- 一、あふら 壺升五合
- 一、酒 壺升五合

同下之上方

一、赤土 壺石

一、石灰 三斗

一、塩 式斗五升

一、土灰 三斗

一、あふら 九合

一、酒 九合

同上分

一、赤土 壺石

一、石はい 式斗五升

一、塩 式斗

一、土灰 壺斗五升

一、あふら 五合

一、酒 五合

同中分

一、赤土 壺石

一、石はい 壺斗五升

一、塩 壺斗五升

一、土灰 壺斗

一、あふら 五合

一、酒 五合

同下分

一、赤土 壺石

一、石灰 五升

一、塩 壺斗

一、土灰 式斗

一、あふら 三合

一、酒 三合

一、白しつくい之事、

一、石灰 五斗

一、油子 百拾目

一、ふのり 百拾目

一、あふら 壺升式合

一、生酒 壺升式合

右、あらく相調申候、委しく八本卷二口伝有之也、

文政十亥三月

2 天保12年12月 石垣秘伝皆伝に付金子下付通知

湯浅平左衛門(信徳)

右家筋伝来之穴生方、一途一子伝迄茂得伝授候之段、届出候、右躰皆伝之期ニ至候段、出精故之儀、神妙之事情、依之為御称美、於于時、金式百疋被下置候との御事、

(天保十二年)
丑
十二月

3 年不詳 錦帯橋石工相伝記録写

(編者)
「錦帯橋の石台工事の一子相伝の記録なり、保存を要す」
目録

一、大橋初り之事

二、同台仕法之事

三、橋下敷石仕法之事

四、同石台下代木仕法之事

五、同石垣築方仰り其外仕法之事
六、同悉ク崩捨り親規台築方之事

七、同台内刎出仕法之事

八、同台上下隅石鉛チキリ入方仕法之事

九、台之中、葛石地幅石被仰付年号之事

十、台川下亀之甲仕法之事

十一、土台舛形広サ之事

十二、石灰合調合方打方之事

付り、

抑、錦帯橋ハ(平出)玄真院様御代、延宝元丁亥春ヨリ御普請ニ而、同秋成就、然ニ、

翌年之夏、洪水強故、石台四山之内、三台崩落、横山地尅台残り、以今其台故、

台形相違有之、尤最初ハ石台之内、刎橋三反ともニ、一統ニ而之由、尅刎損

候時候、惣刎之煩ニ相成候、夫故、其後ハ、尅刎宛被仰付候事、

一、右石台、三山御普請被仰付、其節石方役人戸川理右衛門・中野又右衛門・新

見十郎左衛門等、被差出、其時湯淺七右衛門儀、右三人之手伝相勤候、石台刎

出ハ、丈夫ニ相成候得共、川中敷石、川下より自然くと流捨難留ニ付而、延

宝四年七右衛門儀、江近表戸波方江被差遣、要害之趣、且ハ大川下敷石仕法を

も稽古致、秘法相用、其時分より以今無様子事ニ候、

但、最初台高三間余ニ而候処、何れ茂洪水難凌、四尺宛高増、横山地者、有

掛り之分江四尺築足、相調候事、

一、川中敷石之仕法

○最初台、中墨より川上江六拾間、川下江六十間、大石・中石・小石交合、敷

万艘捨石相調候事、

○中敷石、右同台中墨より川上四拾間、川下四拾間、合八拾間、荒敷石上中下

ませ合、敷方之事、

○上ノ敷石、石台中墨より上下ともニ式拾間宛、上中下之石交合、中くぼニ敷

石相調、生松之乱杭打廻し、敷石ハ随分揃込、植石ヲ專として相調也、

一、橋台下編木台仕法

是ハ、生松の大木三間

石台敷石之上端ニテ、回り九丈七尺六寸、尤依台少々ノ違有之ナリ

(図省略)

横根石幅二丈三尺四寸位

台高サ築初ヨリ上端マテ四間

石垣ノリ三間目迄ハ老間ニ付、老尺三四寸

上老間ハ六寸のりナリ、

一、台石垣組建之仕法、右如図下石ノリ相極、石組揃、次第く、に、せいろうヲ

組、川上下江松栢之丈夫なる長木を以すへ、道を出來、上下江轆轤を立、台之

上、石垣石望所へ取上候、尤根石ニテ、ノリ相極候故、可有分別候、上幅其外

ともニ根石据様ヲ以、大ニ相違有之ゆへ、甚タ大事口伝、

一、台築立台木より六寸程、川面江出シ、裏石垣ヲ調、刎出五尺位下迄ハ裏石之

中、栗石ヲ詰候、のり方、其外口ニ有之ナリ、

但、台中、栗石ニテ相調候趣ハ、洪水之節、台ノ中、水氣無之時候、自然

くと水押強ゆへ、外水ニ連レ台底より次第く、に水揚、惣躰之張相

与以、石垣明間之しつこいに至迄、損事無之候事、

一、台四山共ニ崩落、形無之時、仕法横山地より、錦見地江惣繩引渡、所々江繩

受之竹ニ而も、木ニ而も杭ヲ立、荒墨見合、割相与以、土台取、印朱を立、夫よ

り台座取ヲ知、委敷ハ口伝、

一、同石台内、刎出、隔石之仕法、しつこいの上端より九尺計下り、真中江五通

り、老尺五寸余之角石、長サ七尺余之石樋堀付候、石ヲ入、刎出老番より四番

迄、右樋石へはめ、鉄・延金ヲ以、巻堅メ、間ニ栗石ヲ詰、川表間ハ石垣築立、

刎出四番まで相調候上、平之大石式枚、又者三枚・四枚ニ而押石ヲ掛、夫より

赤土ニ而随分堅、其上しつくいニ而打堅メ候、尤左右柱、深サ貳尺、又者壹尺五寸位、横壹尺貳寸はかりの石穴有之、台内石垣しつくい一円構無之事、
一、台川上下、平石ケンサキ之石、鉛之チキリ石壹ツ江六所有之、一チキリ鉛四斤ほと入候なり、

但、川原之方ハ、赤土ニ而鑄形下地ヲ出来、鑄込随分推堅メ候、

一、元禄十二年台江おり込之所、高五寸之葛石据方被仰付、しつくいも、かつら石とひとしく打方被仰付候事、

但、葛石四台、合拾丈五尺四寸五歩、間シテ拾六間式分式朱三味ナリ、

地幅上下四台ニ而、九丈五尺七寸五歩、間ニシテ拾五間三歩五朱、

河内石ニ而出来候事、

一、同年台劍先之方よりはね出之内江水入候者、水走り能様、亀之甲石ヲ付候、劍先之方高三寸、台之方高七寸にして、明キ間しつくい打まわし出来候也、

一、土台舛形、広サ平ニシテ、長サ壹丈三尺、幅九尺心ニシテ、一台尺坪百拾七坪、四台合四百六拾八坪ナリ、

一、しつくい代替之時、厚サ壹寸ナリ、

一、しつくい調合之品

宝木取組、坪土石テ
赤土壹石 老間分老柱堅メつく
のり候様成卜宜ト、

石灰三斗五升

土灰壹斗五升

塩三斗 募り強ト

煎胡麻油五合

諸酒六合寄ナリ

右打方三役拾人にて、

同断式合寄ナリ、

一、台石垣しつくい、右同断ナリ、

一、川うへ刎橋掛替之時下道誘様、川関方其外、万逆関栗石俵三千式百俵位、大縄百六拾束位か、大縄ト松杭長短百荷位、六本持もくり竹五拾把位、葉松八拾本位、式本持、壹本指ト、

堰面前後水刎なふり

右関方ハ、橋台之上隅より三拾五六間ほと揚、両台之中墨通りより右栗石俵二積込、尤川上之方江船控綱ヲ入、劍先より左右石台之劍先隅ヲ目当ニシテ、次第くへに関下ナリ、只様堰迫メ候ほとケ敷故、兼而関留之時者、人足ヲも手替誘置、石俵・葉松杭等ニ至まで、夫々手配いたし置、諸人を働まし、唯暫時も関留不申而ハ、何ほと可積処難見、人足の工面肝要也、

関方山形之図

(図省略)

一、関方相濟候而ハ、道柱立方大方橋老組程、老組四本からみ、堀込式番の敷石まで取揚、柱根四五尺ほど、ほり込、根からみ併引渡シ、鍍ニ而打堅メ、夫より七八寸竹ニ而、足掛りニ相成様、ゆひ上り、筋かい之長併ヲ渡、同鍍ニ而打堅メ、拾老組立揃之上、川上・川下江大竹ニ而敷石之上端より老間半も拵り、ゆひ堅、柱立様ハ橋之上より上綱ヲおろし、併へ結付、人数を以引上ケ候、尤左右より、はり縄を付振り無之様ニ立候、

但、道柱かならず拾老組ニかきりたる事なし、

一、道柱取退敷繕之石積、或ハ五拾艘も入候時候、百艘もいたし置、出来候上、敷留之捨石ニいたし候事、

但、捨石之蔭を以、敷石ヲとめ、敷石ニ不積所ヲ以、石台ヲたもつ、然者捨石ヲ本とするナリ、しかし捨石はかりハ、難出来ニ付而、右之時分無油断捨石相調候也、

一、刎橋掛替之時、石台之升形石退場、大併ニ而土蔵江添、石道掛取退いたし候、是見合肝要也、

一、柱橋掛替之時、道柱拾老組程、老組四本宛相立仕法、都合刎橋之道ニ相替儀無之、しかし杭木損建替有之時ハ、上下横からみ竹繕方兼而工面有之、右仕替之柱へ不相障候様可相調なり、

一、右柱橋之時ハ横山地・錦見地ともニ、石台江一円構無之、行桁穴石台江不相障候様、式尺又ハ老尺五寸位、横老尺式寸位之穴有之石垣、其外少茂さわり無之ナリ、

4 年不詳 石工仕法書

二 御仕事 錦帯橋石台工事の方法書

一、土老坪三百六拾荷卜定り御座候付、上ノ土者四百八拾荷有之物也、

一、すみ砂老坪八百拾荷有之物也、

一、正砂老坪八百拾荷有之物也、

一、代人車にて、引ハ四里ニシテ、石目四拾石ニシテ吉、

一、把車引事三里ニシテ吉、石二里目六拾石ホトヨシ、

一、牛車にて引事、五里ニシテ石目七石程吉、

外ノ難所有之候而もヨクナリ、

一、赤土老坪ハ三百四拾荷有之物ナリ、

一、車ニ而石引事、

是ハ老才老坪式人、後ニシテ吉、

一、牛にて引事、

馬義、老才式人後ニシテ吉、

一、ナンハン口(下脱カ)りぬ

旗掛テ存取候石トル仕事、

一、三間角石引事、

是者五間道ニ而引ナリ、左右より九尺式間也、手子遣ヒ申故、五間道也、

一、三間角石引事、

是ハ綱老尺六十廻り也、綱五本付テ吉、

一、三間角石、腰すみハ九尺ニシテ吉、角綱二付時者二十子遣ヒ、三拾式人ニシテ三間角築申也、

但、此石石目三千五百六拾四石目也、

一、式間角石目

式千三百七拾六石目、引手六百七拾人程ニ而引物也、

一、式間角、九尺角引申時、綱長サ老丈ニシテ、大サ老尺廻りニシテ吉、

一、六呂綱三間角日引申時、老尺六寸廻り有之、重目老貫六百目有之やうニ打申物ナリ、

物ナリ、

一、持石八人より拾式人迄ハ六里ふミニシテ吉、

一、持石式拾人より四拾人迄候、五里踏ニシテ、

一、五拾人より八拾人迄ハ、四里ふミ、

一、九拾人より百式拾人迄ハ、三里ふミ、

一、百五拾人より式百人迄ハ、式里ふミニシテ吉、

是ハ老人割、老斗式升持事、

一、持石百人より上ハ、老才三人半持ニシテ吉、

一、五百人持、三百人持ハ新棒老尺六寸廻りニシテ、中手ニ而、三手物之棒之様ニけつりて吉、

一、大石・大木まさ木ニする時ハ、大竹ニ油を引、其竹ヲ石にても、木ニ而も結

い付、石杯卷持之時者、石之長之通りニ新棒結付、真棒ヲ卷持ニシテ、直ニ石

ヲまき持ニハ、綱廻り不申候ニ付而如斯也、

(図省略)

一、山より大石引おろし候時者引手百人などハ、枳綱式百人ニシテ吉、何れも留りかたき物也、

- 一、大河中ニ而拾人持ほと之石ハ、壺人にておやむ物ナリ、
- 一、石切ハ壺人役壺才切ナリ、此目安ニシテ、寄掛ケをして吉、
- 一、石屋平石切事、

あらのミおとし、拾五坪ナリ

あら切 八坪 中切 六坪

中ノ上 四坪 みかきニシテ式坪半

上々みかき式坪

是ハ四方角相口ありても、切ル物ナリ、

- 一、同矢穴高事、

小穴 式拾四 中穴十七八

大穴 十カ十一カ

- 一、同石へらい石之事、

貫穴壺つにて、ヨリコニシテ式ツ、中貫式ツ

- 一、同貫石割事、

壺つニ而大貫六丁、小貫八丁

- 一、灯籠笠石、みかきニシテ壺坪半、

- 一、金こ掘り之事、

是ハ壺尺ニシテ三才切り申もの也といふ事有之候へ共、此方ニ而知レ不申

候、

- 一、石壺坪六尺六面ニシテ、千八百壺拾八石目有之也、

是ハ壺間四方ニ上下ヲ入、六面ニ成ナリ、

- 一、石壺尺四方六面ニシテ、米五斗目有之物ナリ、此目安ニシテ歩懸してよし、

- 一、石みかき様ハ、こんからしやうヲかけ、水にてみかき申物ナリ

但、水ヲかけ、こんからしやうをかけ、小石にてすりみかき申ナリ、

- 一、石船積之事、

是ハ壺才五斗目有之ヲ、五斗五升ト積りてよし、

- 一、大船積之事、

- 一、坪割之事、

是ハ千石船ならハ、五百石積テ吉、

是ハ其場の所ニよりて不定、然共高キ坪なれハ上り不申物ナリ、高心得

- 一、坪割之事、

是ハ所ニよりて不定物ナリ、然とも強クしても持物ナリ、

但、五里より九里迄ニシテ吉、

- 一、鍍持之事、

是ハ七里より九里ニシテよし、

- 一、鍍入之事、

五間より十間迄ハ持手之人々、鍍入式人、拾五間より式拾間迄ニシテ壺人也、

鍍入壺人半、式拾五間より三十間迄ハ、壺人ニハ壺人、三拾五間より四拾間迄

ハ、壺間半ニハ壺人、四拾五間より五拾間迄ハ、式人ニ鍍入壺人、五拾五間よ

り六拾間迄、三人ニ

壺丁より壺丁半迄ハ、四人ニ

式丁より五人ニ

三丁より七人ニ

四丁より八人ニ

五丁より十人ニ

六丁より拾式人

七丁より拾四人ニ

八丁より拾七人ニ 壺人

九丁より式拾人ニ

拾丁より式拾三人ニ 壺人

右之通、大形吉、然とも石杯有之堅所、格別之事、

- 一、土俵壺人にて式拾五俵ホト繕由ナリ、

- 一、ケバへき壺人ニ而、壺尺五寸ニシテ、三百七拾五枚ホドへき申物ナリ、

一、同伏セ手所ニよりて不定物ナリ、

一、ねり塀仕事、大方壺人半ニ而、壺箱什ものナリ、

一、しつくい打、

壺合セ四人ホトにて打申テよし、

一、かわらふき

壺人にて平かわら五間ほどとなり、

色々外ニ手子六人ほど、

但、平坪ふき申事ハ、八坪ホトふき申ナリ、

一、塀ぬり之事

あら坪拾五坪ホト上ぬり、式拾坪程、外ニ手子入申事ナリ

一、家ふき之事

かや壺坪ニ五荷ふきニシテ吉、

一、藁とまあみ、長サ九尺、五拾枚あみなリ、

又、式三寸ニシテ三拾枚あみ、

但、わら壺荷ニ而六枚ホト有之候、

ふき申時ハ、壺間五枚たれにしてよし、

一、江波船壺艘鋪石仕時、手合五貫ホト有之物ナリ、

以下、記敷ナシ

(紙背)
一、目録 掛初之事、

一、大橋掛初之事 目録

一、同台仕法之事 同台仕法之事

大橋

一、同下敷石仕法之事

敷石之事

一、同石台下代木仕法之事

一、同石垣築方、仰其外仕法之事

一、同悉ク崩捨り新規台築方之事

一、同台内刎出仕法之事

一、同台上下隅石、鉛チキリ入方仕法之事

一、同台之中、葛石地幅石被仰附年号之事

一、台川下亀之甲仕法之事

一、土台升形広サ之事

一、石灰合調合方 付、打方之事

一、川上エ反橋掛替道掛方、川関之仕法

付り、絵図に有之、

外

一、柱橋掛方道誘様之事

一、敷石取替、捨石共ニ仕法之事、

元丁亥

春ヨリ

代延宝

御代

抑大橋ハ

玄真院様

(紙背)
一、台石組之仕法、右如图下、石ノリ相極、石組揃次第、□□セイロウヲ組、

河上下エ松栴之丈夫成木を以すへ、道を出来、上下江轆轤を立、台之上、

石垣望所へ取上ケ候、尤根石ニテ、ノリ相極候故、可有分別、上幅其外共

ニ根石据様を以、大ニ相達有之ゆへ、甚タ大事物ニ候、口伝、

一、台築立台木より六寸程川面江出シ、裏石垣を調、刎出□□□上ハ裏石之

中、

(紙背3以下略)

5 年不詳 知波太郎末葉湯淺家系図写

(墓所) 一源姓 老所下総国香取郡

知波太郎種猶末葉

湯淺氏系図

家紋

(家紋の図ニツ)

代々

系図

知波太郎種猶末葉湯淺氏、駿河国湯淺ト云所ヲ知行ス、其後記州ニ居住ス

高式拾石

湯淺平左衛門

家紋月之内ニ三ツ星、替雪輪之内ニ片バミ、

給地玖可須通

代々真宗

西福寺門徒

湯淺権之守宗重

七郎兵衛宗満

将監宗廉

此時石州江罷越、福屋殿ヲ相頼ス、

三百石ニテ有附申也

隱岐守宗直、後五郎兵衛ト云

此代、福屋殿ニテ手柄之趣ニ付而口論仕、

夫故彼所立退、初而元春公江有附申也、

四兵衛

実名不分

又右衛門

実名不分

室三浦与三右衛門娘

家督年月日不詳

判兵衛定周

室湯淺十左衛門娘

孫右衛門 皆合養子

右判兵衛儀ハ同名四兵衛ニ男而、朝鮮御陣之節御供仕、手柄致候趣ニ付、

新規十六石被下置、給地クガストウリニ有之、延宝二寅五月六日死去、

法名釈道徹信士、室同名十左衛門娘、寛文十二子九月廿一日死去、法名

釈妙可信女、后妻延宝八年申六月廿一日死去、法名妙法浄讚靈、

初弥兵衛、延宝三正月より安右衛門、同六年正月ヨリ七右衛門、
家督年号不詳、

七右衛門高道

室 湯淺惣右衛門娘

女 早世

女 杉原八郎右衛門妻

女 平生

女 野坂太郎右衛門妻

女 早世

女 近延社人黒机某妻

右七右衛門儀、延宝四年 玄直院様御代、近江国^三而戸波駿河与申仁有之、要害建、原野為稽古、延宝五年上被差遣、一途得伝授罷帰、已来大橋石台を始、室木御開作等築立被 仰付、首尾能相勤候二付、四石御加増被下置、下地十六石江引合、高式拾石二成ル、同秋□□□時ハ卷物トシテ存ス、享保七寅四月十五日死去、法名釈善了居士、室同名惣右衛門娘、元文二巳二月廿八日死去、法名釈尼妙伝信女

五人早世

女 二宮孫左衛門妻

女 内海宗左衛門妻

初千若、元録九年二月より平九郎、同十四年三月より安右衛門、家督年月不詳、

安右衛門英道

室井原ノ伝兵衛姉、吉川友之助殿ヨリト有之、延享二丑九月四日死去、射的二精誠タシ、其後実ヲ極ム、卷物一卷存ス、法名釈受の誓心居士、室安永七年戌七月廿一日死去、法名釈光沢妙帆善女

作太夫

井下卷巴養子

権内

湯浅源次郎養子

初半平、寛延三年十二月ヨリ七右衛門

家督年月不詳

七右衛門宗正^{傳用}

室

女 東伊右衛門妻、不縁後平左衛門妻、

天明四年辰七月十四日死去、法名順理院

女 平左衛門信明妻

初平介

家督年月不詳

平左衛門信明

実井下五右衛門二男

室 代女七右衛門娘

四人早世 奥江出ス

栄次郎 奥江出ス

実国太郎養子、後下女腹出生

伊藤源右衛門養子

明和七寅十二月十八日、祖父七右衛門已来、御普請方、有銀場拾枚度被召仕、当平左衛門儀も及式拾ヶ年令苦勞、四代之勤切^二而被対、壹石御加増、下地式拾石江引合、式拾壹石二成ル

五人 四人 早世

幸介政信

家督年月不詳

実同名太兵衛二男

天明三年三月、平左衛門取上、懇之趣二付而、押而隠居被仰付候処、
実子無之二付、同名太兵衛二男幸介養子取組之儀、御願申出、家統
相濟、平左衛門儀ハ持方致候中、同秋逐電致二付、御咎二よつて、
壺石減石被仰付、其後平左衛門儀、巖嶋二居候を被召捕、柱嶋二お
ゐて持方被仰付置候処、穴生方之儀二付而ハ、弟子中皆伝無之、限
有流儀筋二被為対、寛政三亥五月十七日、是迄之罪科御赦免被仰付
御慈悲憐格別之趣を以、近在住居可被差免との御事二付而ハ、彼者氣
分無緩、氣を附快間相く、二奥儀迄も致習熟候様、幸介を始、弟子
中江茂被仰聞置候、然処幸介儀、不行状之趣二付而、押而隠居被仰付、
知高之内、式石被召上、家禄之儀ハ、父平左衛門江御預被仰付、追
而相応之養子心遣仕候様、一族中江被仰聞置候、右二付、知高拾八
石二成ル、其後幸介儀ハ開隠居二被差免、同名鹿之亮名跡相続仕ら
せ候事、

平左衛門義、隠居後寛政六年寅ノ十二月より夢覚と改名、

夢覚信明

寛政四年子十一月、夢覚養子河野槌五郎弟、国太郎取組之儀、一族
中より願出、其分被差免、平左衛門義、寛政五年丑ノ十二月、近年
御仁恵を以、川普請等被召仕、就中 昌明御殿御普請一途相勤、令
苦勞、猶又穴生門弟取立、無意指南いたし、追々伝授濟之段、同名
国太郎より相届、彼是出情不淺、令苦勞候二付而、御慈悲憐格別之趣
を以、已来 御目見被差免、生涯老人被扶持下置候旨、御書附を以、
被仰聞候、
享和二年亥九月廿一日死去、法名釈直曉夢覚居士、室代女、天明七
年未八月廿二日死去、法名円心院妙理信女、后妻、文化十二亥十月
晦日死去、法名釈花宝妙英大姉、

初国太郎

家督年月不詳

与茂八之信

実河野槌五郎弟

室、家内之下女、後本妻二成、年月不詳^註

享和二年亥九月、祖父夢覚儀、若年之内より諸所被召仕、穴生方別
而功者御用立、就中宝曆年已来、和木村御境筋与惣之地を始、其余
取繕方、数度相勤、殊二去年御境川筋御普請二付而ハ、老功之身柄
被差出、皆出来迄ハ不相勤候得共、右躰御普請方、数十年來拔群御
用立抽衆并二令苦勞候、右二付而ハ、連々 昌明御殿より被仰出候
儀も有之、勤功筋格別之趣、彼是二被為対、此度式石御加増下地拾
八石江引合、高式拾石二被仰付、組外通江昇進被仰付候、冬已来普
請方無退転様、弥相励候様との儀、御書附を以、被仰聞候、天保十
一年子ノ三月廿四日死去、法名艸浄院釈芳岳良諦居士、室、安政六
年未正月十一日死去、法名茲光院釈心月妙廉大姉也、

コノ部分三付箋

栄次郎

実 与茂八弟 養子、後出生、

伊藤源右衛門養子

初為次郎、幾次郎、後平左衛門

明治元年辰四月四日死去、法名信徳□□青山
浄安居士、行年六十四歳、

平左衛門信徳

家督年月不詳

天保十一年子ノ三月家督

室佐々木松助妹不縁、後今田造酒殿内家飼新右衛門娘

一、文化十三年子ノ暮、御藏元給仕として被差出候已来、引替勘定若手被召仕、其後御算用所勘定若手、御裏昌明御殿筆者、猶御紙藏内筆者等数度相勤、彼是御用立候段、取持之趣も有之、都而十六ヶ年之間、致苦勞候二付、於爾時俵千三荷被下置候との御事、天保二年卯ノ暮、御書附を以被仰聞候、

一、文化十三年御藏元給仕として、被差出候、已来川統勘定若手、其後御算用所勘定若手、御裏昌明御殿筆者数度、当時勘渡筆者等相勤、都而十八ヶ年之間情勤、御用立致苦勞候、依而為御称美、当暮より御心附俵千五荷宝被下置候段、天保四年巳ノ十二月、御書附を以被仰聞候、
一、文化十三年御藏元給仕として被差出候、已来勘定若手相勤、其後勘渡筆者、御紙藏御算用方筆者、御裏昌明御殿筆者、御裏番兼務等被召仕、都而二十二ヶ年之間、致苦勞候二付、取持之趣も有之、是迄被下置候御心附を引直し、忝人扶持三石被下置、被任御家人二候との御事、天保八年酉十二月、御書附を以被仰聞候、

一、右被下置候御扶持、天保十一年家督之砌、返上申出候事、

女

檜山貞介妻、不縁後、小国善兵衛妻

女

御裏御奉公中死去、天保二年辰十一月晦日、法名貞容院积心示妙清

大姉、

女

佐藤栄次郎妻

立輔 初太介

河野七右衛門養子

女 池三保介妻、不縁、明治十年丑ノ五月十日死去、行年五十七歳

积光顕妙諦善女

天保十一年子ノ六月、亡夫与茂八儀、当春病氣差重り、隠居之儀、願出候節、家筋伝来之穴生方業体心得之義、及問合候處、不詰之申出致候二付、再応及聞合二候得者、其後其方忌懸り二付、伊藤五兵衛より委細書面を以申出候、元来与茂八儀、享和年祖父夢覺勤功二よつて、御加増之上、組外通江昇進被仰付、猶普請方無退転様可相励候段、達て被仰付候處、爾来心懸ケ薄、等閑二打過、終二皆伝之部ニ至らず、於其方二ハ家業之訳相をも唱失ひ居候程之義、全令退転候段、甚以不埒之条、懸り不謂事候、与茂八儀、存生二候ハ、吃度御咎等も可有之といへども、既ニ死後相成、且又其方儀、湯浅太平申談、追々修練仕、家業退転不仕候様、可相心得段申出候筋も有之、旁偏ニ御宥免を以、知高之内、忝石御預り被仰付候と可存、其旨候段、被仰聞候、右二付而、天保十一年六月御咎ニ依而、知高拾九石ニ成ル、

一、天保十二年丑ノ七月廿三日、家条伝来之要害之石垣仕法普請方之儀、去夏已来、湯浅太平申談、追々修練仕候處、此節ニ至り、一子伝、其余流儀、同秘書等ニ至迄、皆伝相濟候段、組筋江御届申出置候事、
一、同年十二月、家筋伝来之穴生方一途一子伝迄も得伝授候段、届出、右牀皆伝之部ニ至り候段、出情故之儀、神妙之事候、依而為御称美、於爾時金式百疋被下置候段、御書附を以、被仰聞候、

一、弘化二年巳ノ十二月、御書附ニ去ル丑ノ年、家筋伝来之穴生方得皆伝候、已来御土簡方、且水強候場相取繕、大橋御普請方等段々御用相勤候二付、取持之趣も有之、彼是令苦勞候筋ニ被為对、先年御預り被仰付候忝石、被戻下、知高引合、式拾石ニ被仰付候との御事、

初榮吉、幾之助・判兵衛

幾之助

明治廿四年十月十九日死去

判亮

明治元年辰四月

家督

判兵衛

善報院积心月博愛居士

室湯淺弥左衛門娘チズ

明治二十三年三月六日死去

明治廿二年月日

法名清光院积貞林妙証大姉

室赤井彦七娘不縁

明治廿年某日 一上等上查奉命

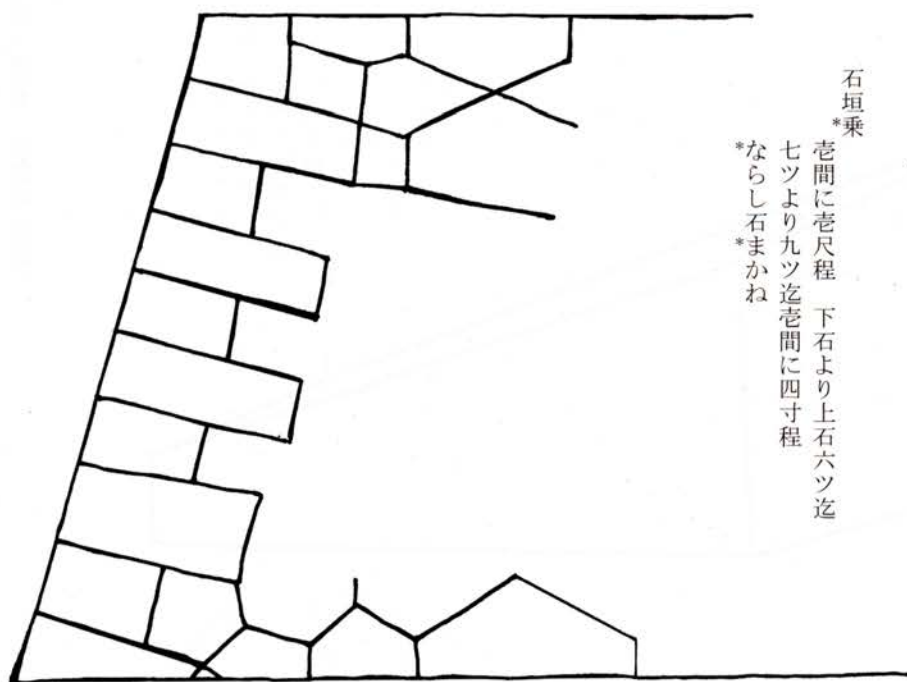
(後略)

四 寛政四年

石垣組立秘伝写

本文の各図に番号を付し
仮題を編者の方で付した。

① 石垣ノリ方の図



石垣乗

老間に老尺程 下石より上石六ツ迄
七ツより九ツ迄老間に四寸程
*ならし石まかね

*乗

坂本穴太系の秘伝書では
「仰(のり)」と記される。
石垣の一定の高さに対する
底辺のこと。石垣の勾配を
示す用語。

*ならし石

「平均石」のことであり、
石垣の天端に配置される石
材か。

*まかね

「真曲尺」と表記する。直
角の意。

石垣組立秘伝全

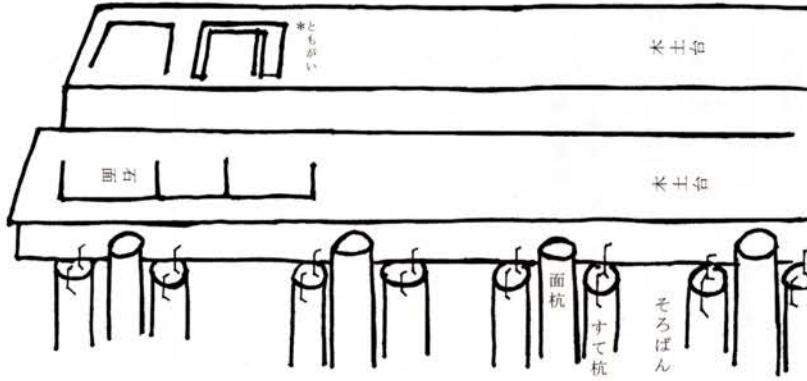
南部藩職人
平栗家所伝

(内表紙)
「石垣組立秘伝」

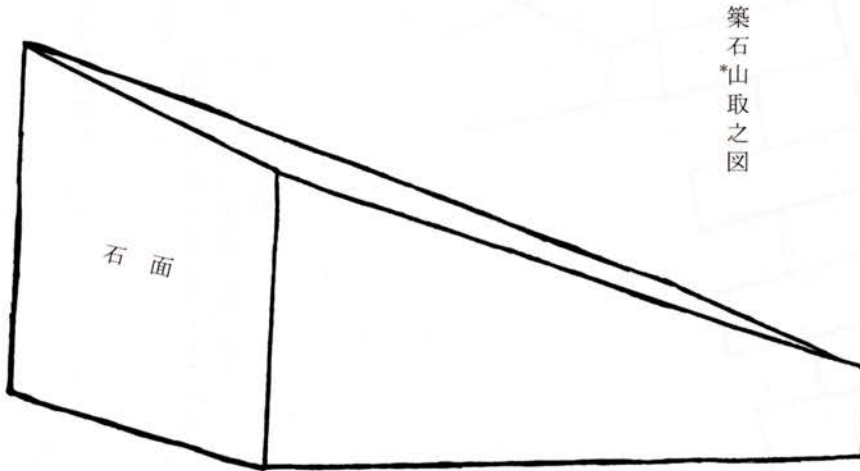
(表紙)

②水中築立候には捨て土台入れる図

水中築立候には
右之通すて土台
入候事*



③「築石、山取りの図」



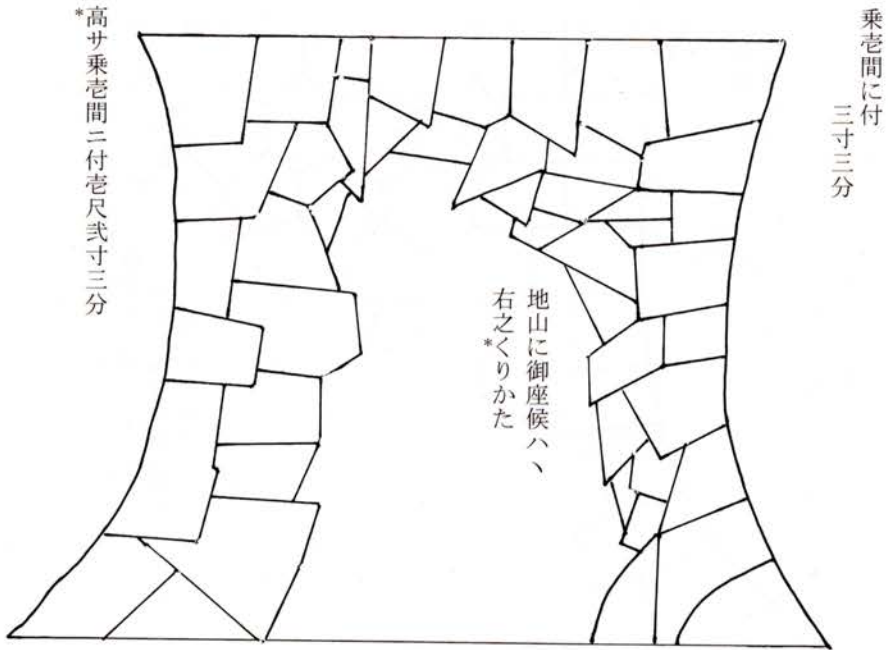
築石山取之図

*ともがい
とは、石材の石尻の部分
(鱧が語源)であり、そこ
に施される介石のこと。ま
たは介石を当てる面。

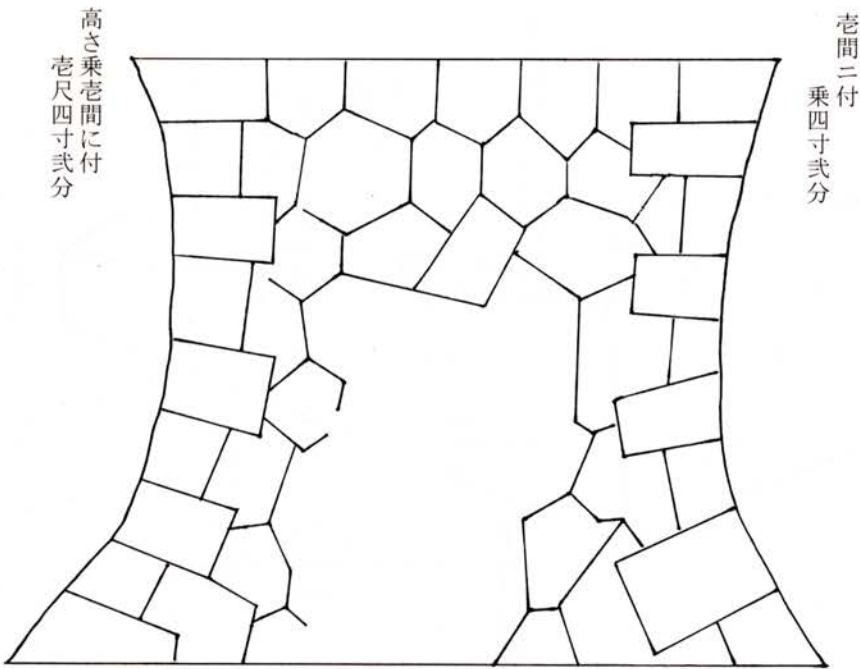
*すて土台
図示されたような捨て杭に
よって補強された土台のこ
とである。

*山取の図
石垣用の石材を石丁場で採
石したときの標準的な形状
を例示した図。

④ 「ノリ一間につき三寸三分」の図



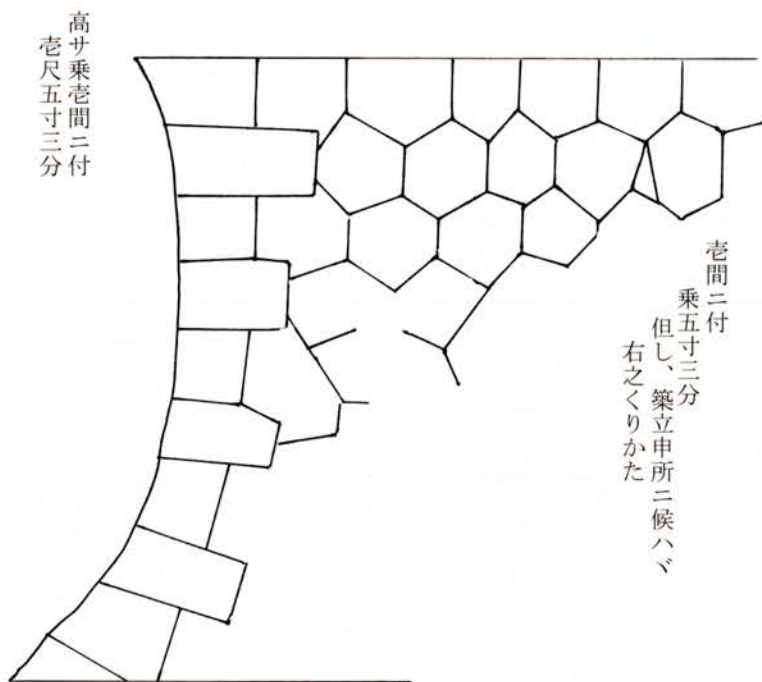
⑤ 「一間につきノリ四寸二分」の図



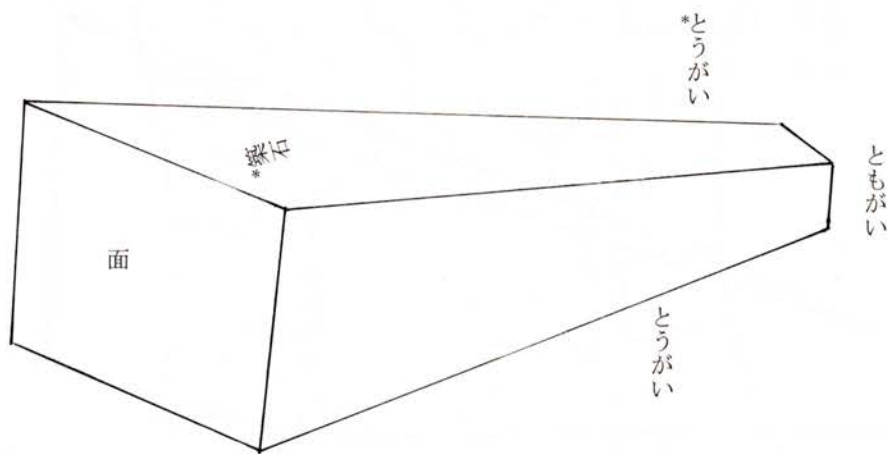
*くりかた
「剝り方」もしくは「栗方」と解せる。前者であれば地山をえぐって穴をあける意となり、後者なら栗石の詰め方の意。

*高さ乗
ここでは、高さ一間に対し、乗（仰）すなわち底辺は一尺二寸三分であることを説明するが、根石における緩い勾配を示す。右側に書かれた高さ一間に三寸三分の底辺という数値は、天端付近の急勾配を示すものである。⑤⑥でも同じく根石付近と天端付近での勾配を示す。

⑥ 「ノリ一間につき一尺五寸三分」の図



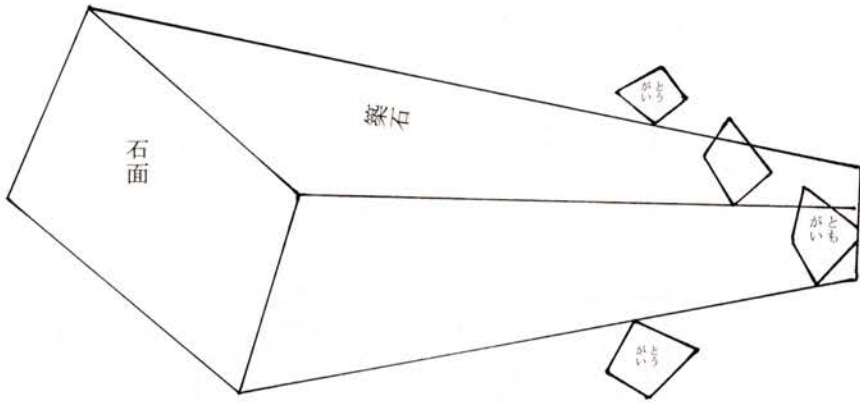
⑦ 築石の名称 I



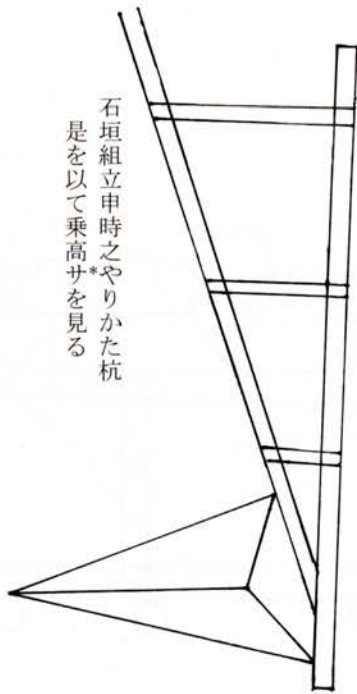
*とうがい
石材の胴体部に当てる介石のこと。「胴介」と表記される。石材のうち介石を当てるべき部位のこと。

*築石
平石垣を積み上げるときの石材の呼称。

⑧ 築石の名称Ⅱ



⑨ 「石垣組み立て申す時の遣り方杭」の図

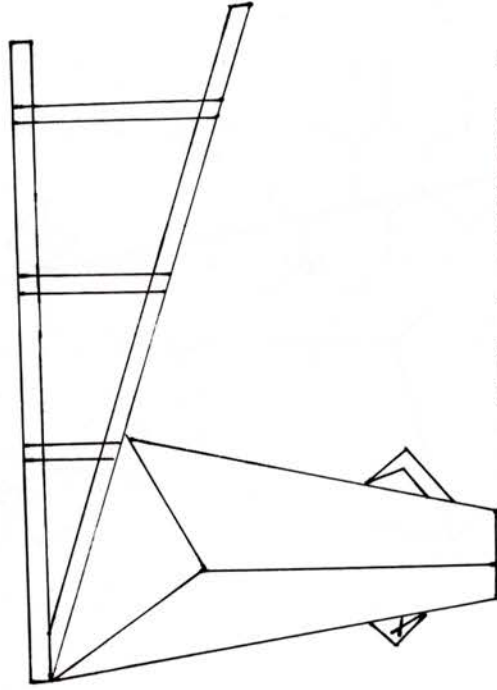


石垣組立申時之やりかた杭
是を以て乗高サを見る

*やりかた杭
石垣の勾配を見ながら積み
上げるとき、勾配を取るた
めの道具。

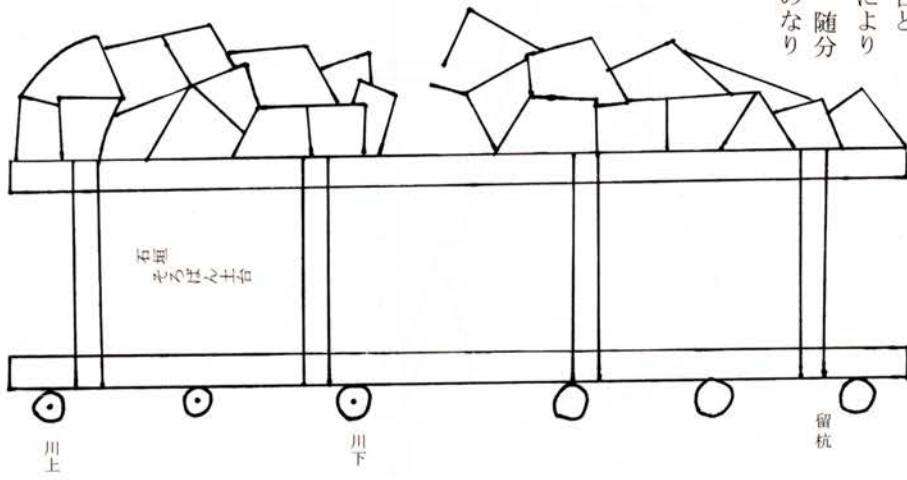
⑩ 遣り方杭でソリを見る図

やりかた杭場所二よりそりを見る



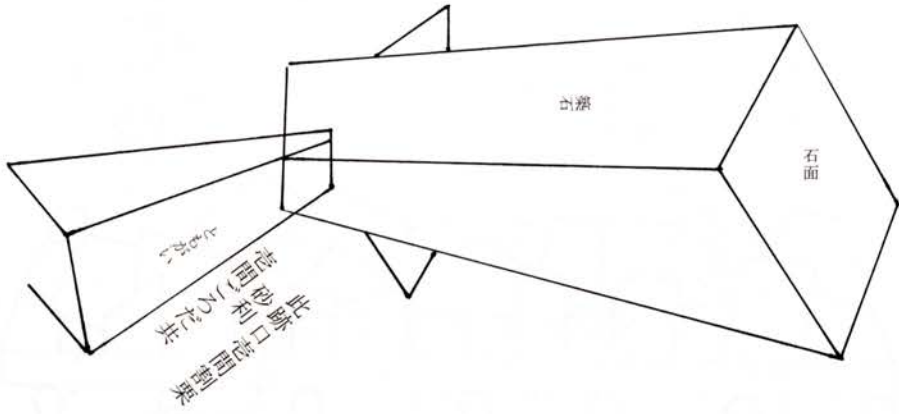
⑪ そろばん土台の図

此そろばん土台と申ものは場所によりしけ相出申所、随分念を入鋪申ものなり

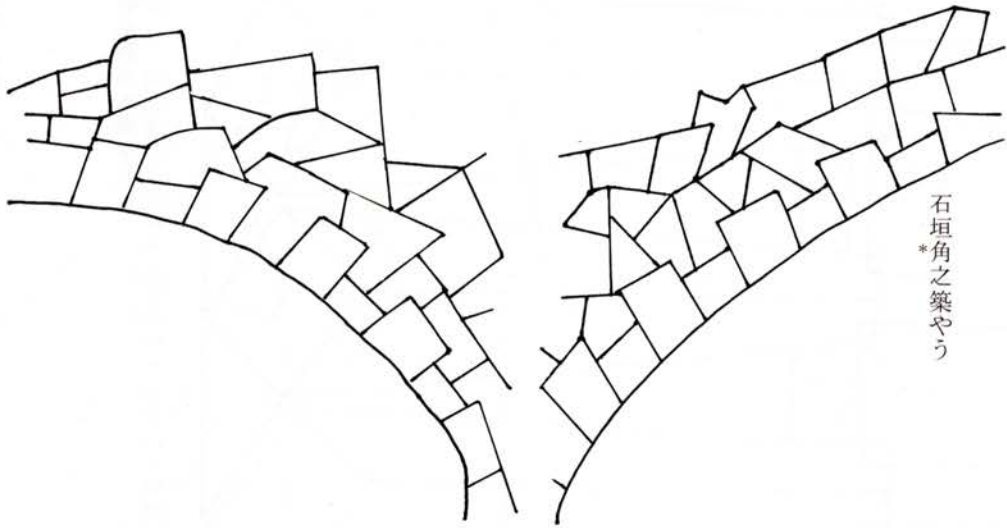


*そろばん土台 図示したように、上から見るとそろばんのような形状を呈した土台。

⑫ 築石組み合わせの図



⑬ 「石垣角の築様」の図

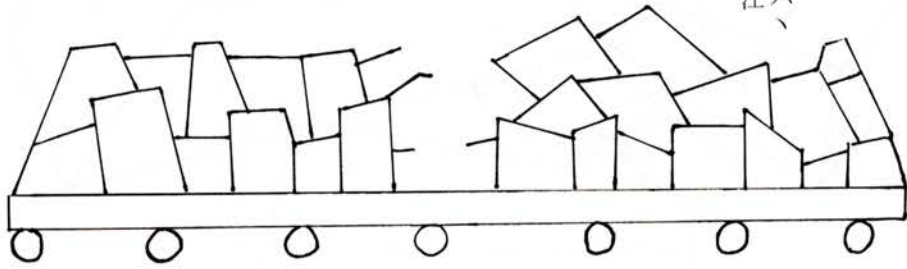


石垣角之築やう
*角之築やう

*角之築やう
輪取りのある石垣の、隅角部の積み方を真上から図示したもの。

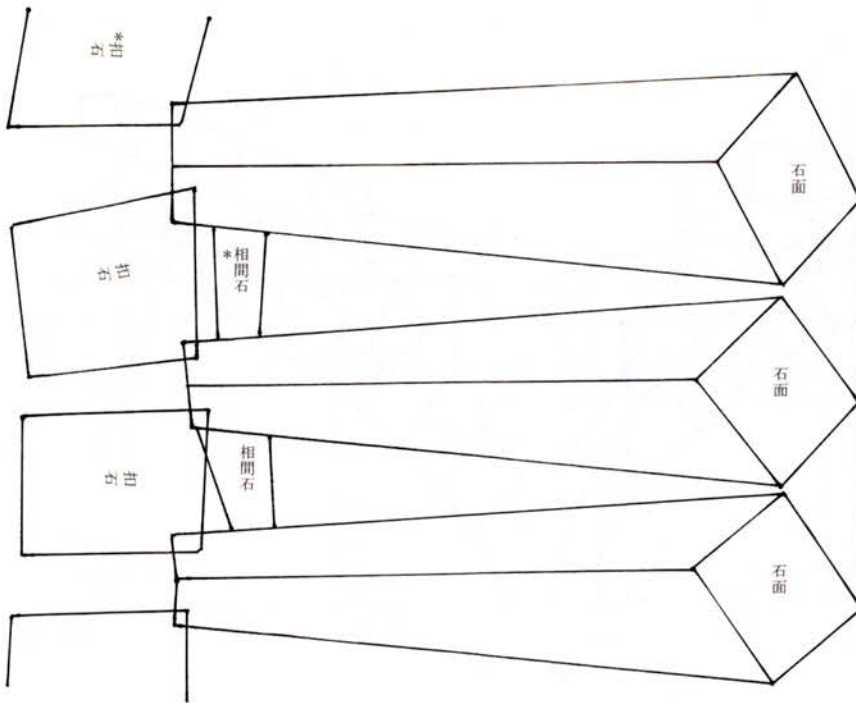
⑭ 「はぐち土台」の図

*はぐち土台
但シ、水中にて築候ハ、
上ごみ取払ひ、ばん江
入申へく候



⑮ 築き立ての図

此通築立申ものなり、
但シ、図之通とうがい・ともがい・ひかへ・
*相間石共二

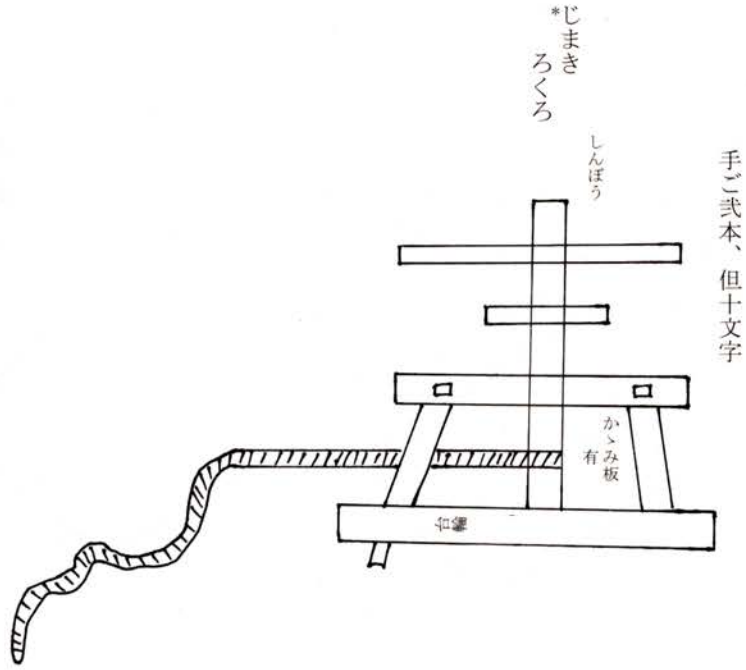


*はぐち土台
水辺に杭を並べ打ちした様
子を图示しているが、「は
ぐち」は「端口」であり、
水中での土台の組み方の一
例を示す。

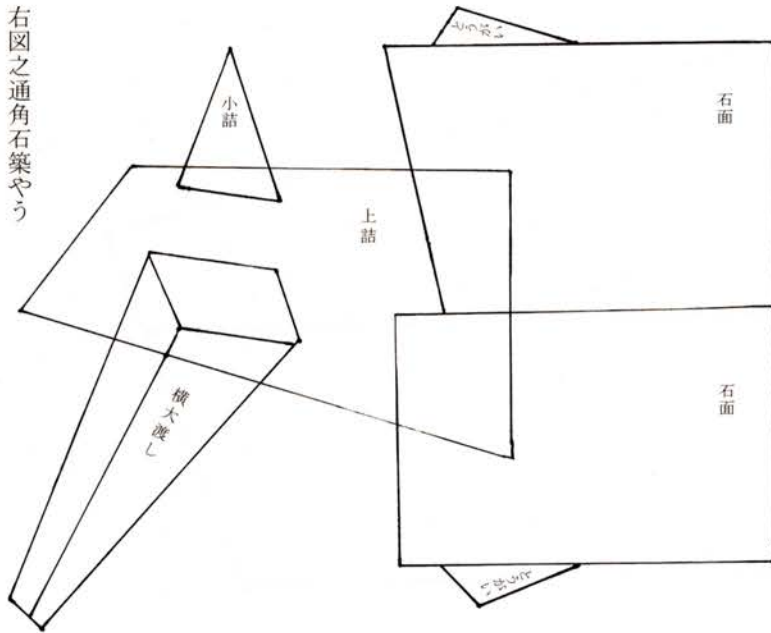
*相間石
石垣を構成する石材の奥の
方にはさみ入れる間詰め
の石。

*扣石
石材の尻の部分を押さえる
ため置かれた石。隣接する
築石の配置や角度に影響を
与える重要な石材。

⑩ 「地巻き轆轤」の図



⑪ 「角石築様」の図

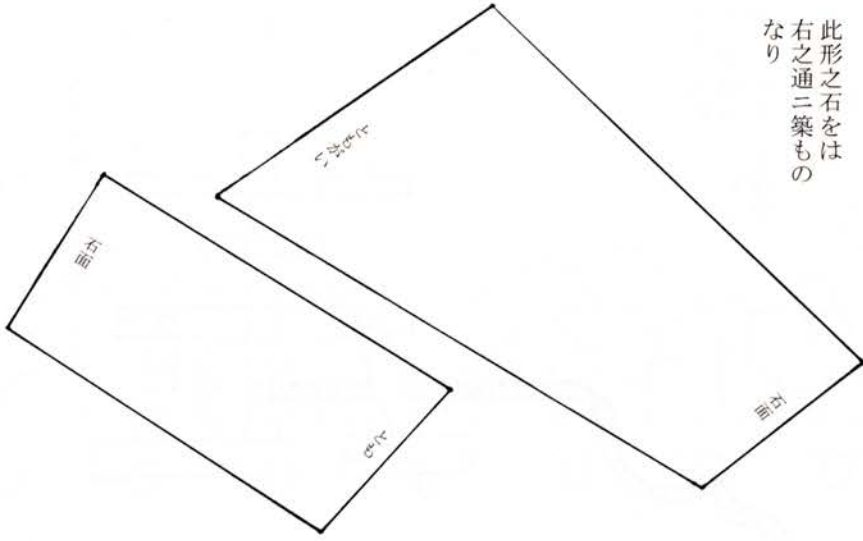


右図之通角石築やう

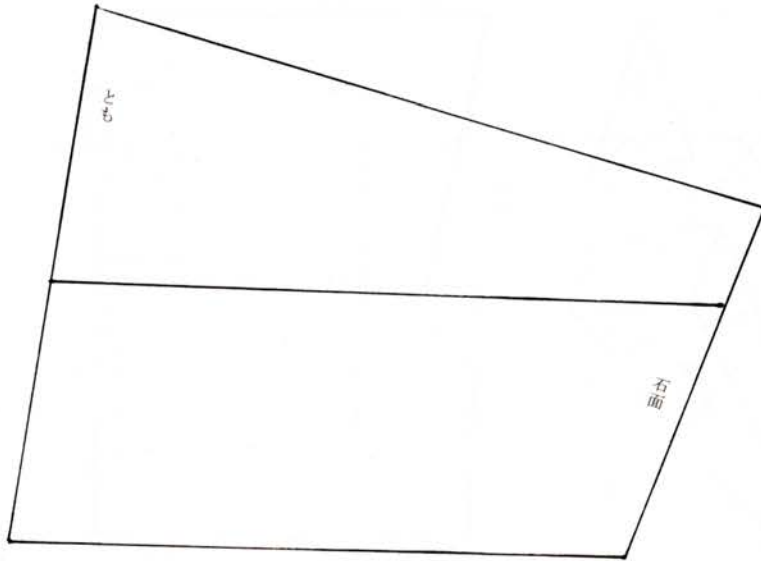
*地巻ろくろ
 重い物を引いたり、上下させるときの滑車・絞車を轆轤という。図示したように、台座の上に設けた真棒で繩を巻き取り、重量物である石材等を引く用具。

⑱ 石の組み合わせ図Ⅰ

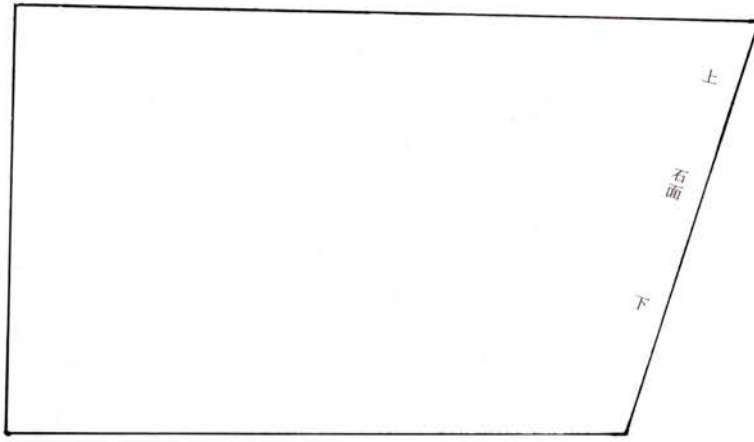
此形之石をは
右之通二築もの
なり



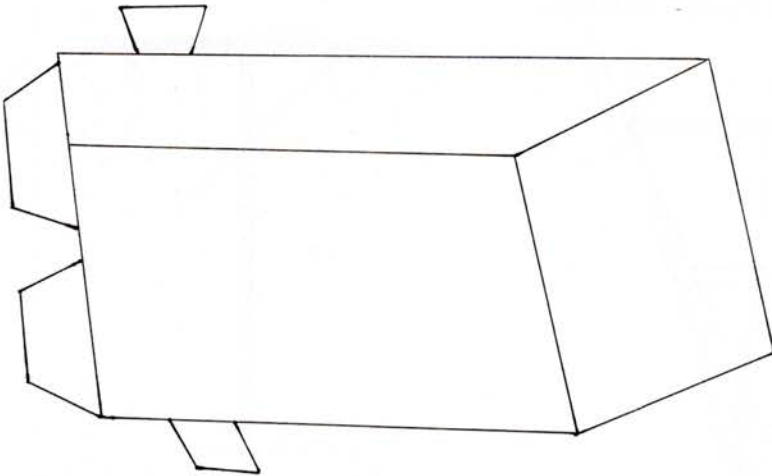
⑲ 石の組み合わせ図Ⅱ



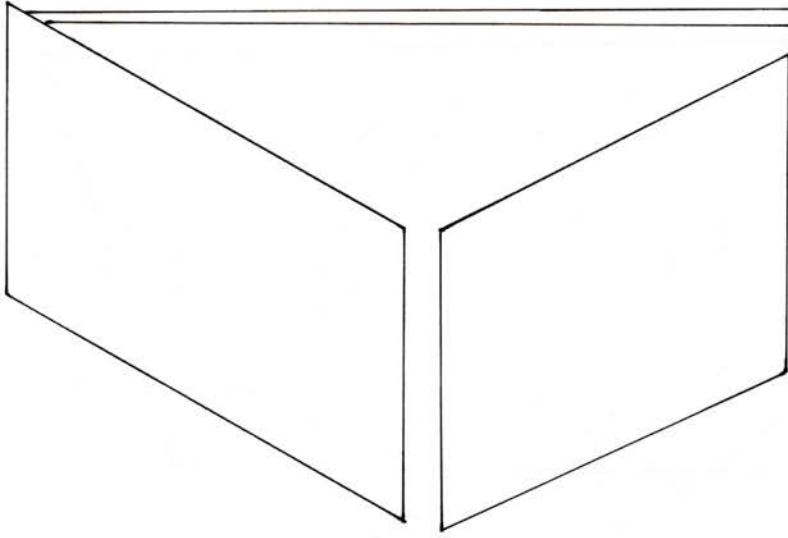
⑳ 石面上下の図



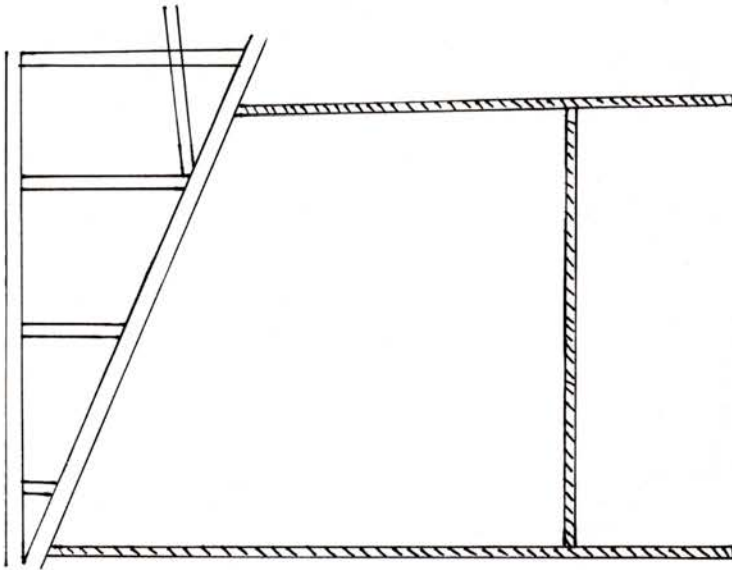
㉑ 介石の位置図



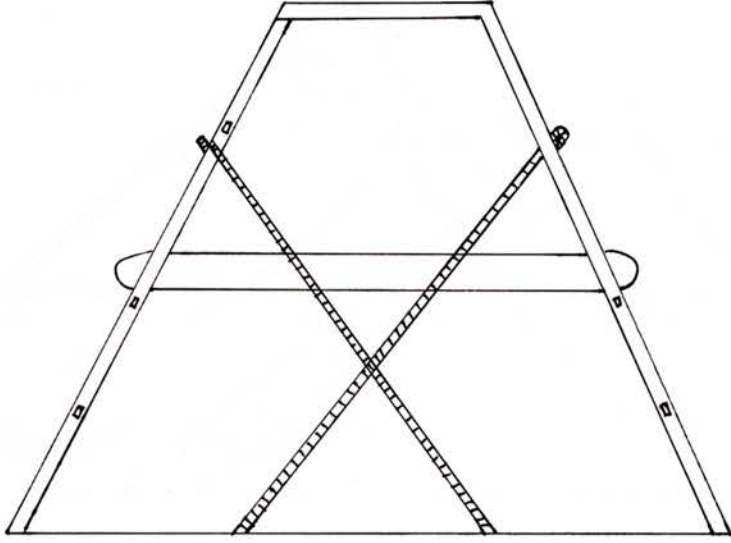
②石据え方図



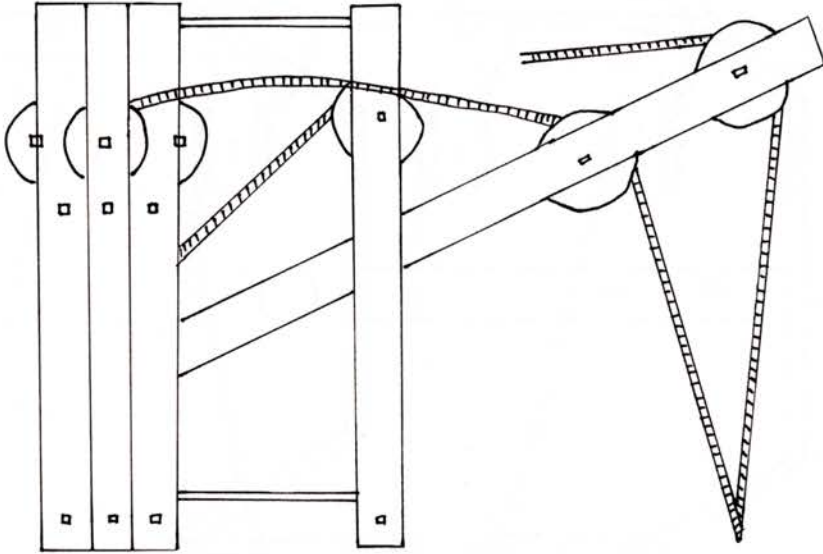
③やり方杭の当て方図



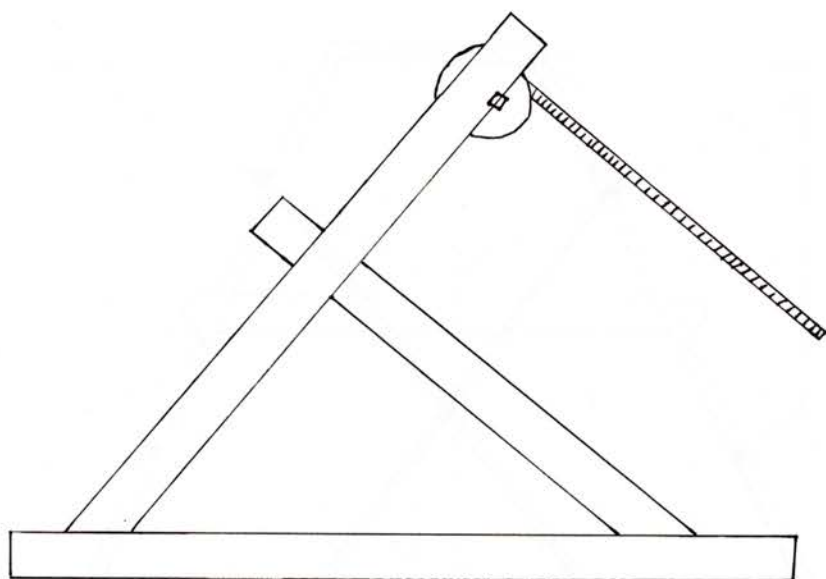
②4 石垣遣り方の図



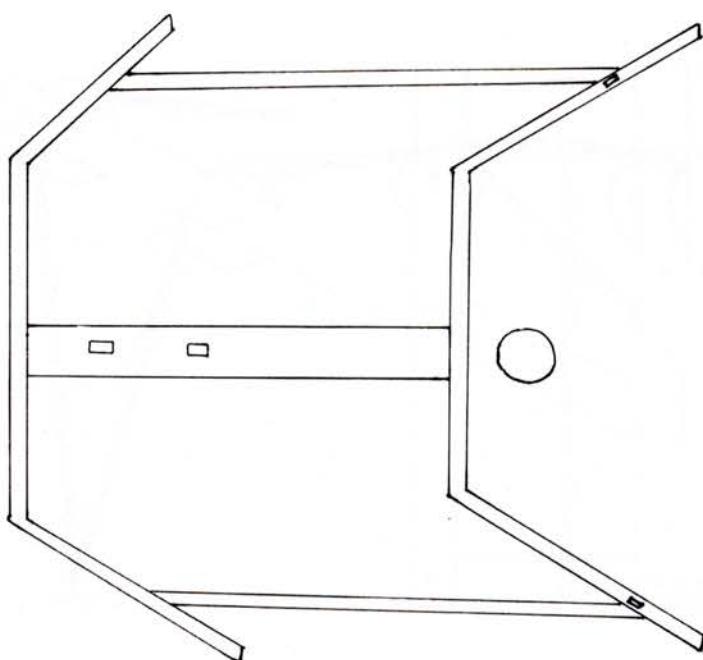
②5 滑車の使い方図 I



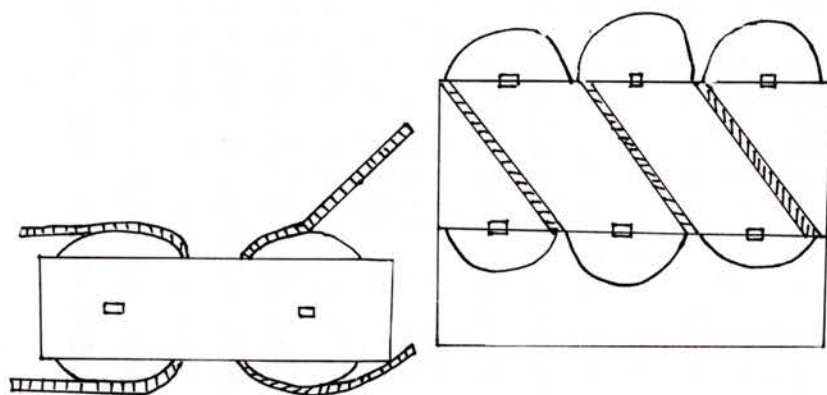
②6 滑車の使い方図Ⅱ



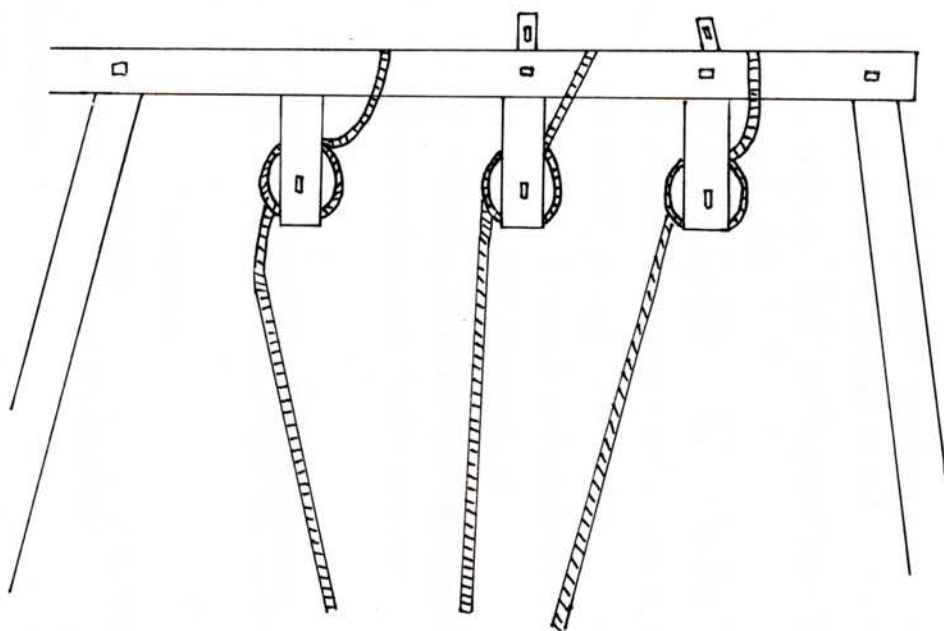
②7 滑車の使い方図Ⅲ



⑳ 滑車の使い方Ⅳ



㉑ 滑車の使い方Ⅴ



附記

① 石垣組立秘伝は、南部藩抱石工平栗氏の家に伝ふるところである。なほ、同家には寛政四年正月付けの石工師匠上田三郎右衛門より平栗長次にその技の秘伝を授くる旨の書付けを蔵して居る。左に之を掲ぐるごとくする。

②

一、都而石築仕方之義者、品々有之候得共、別而城櫓下石垣見附、或者塀下・堀端石垣等、其場所々々等随而見計、築立候事専一也、尤やり方・石割・しゆら・足代・裏込（上巻）・と併等、惣て石垣築立之仕様、先年遣置候帳面之通り相違無之候、猶又此度、委敷口伝いたし候、

一、石垣隅石之義者、凡高サ并石大小には不寄候得共、

のり之事ハ、四分六分の割合を以、下より六ツ迄ハのりを付ケ、上四ツハのりを戻し、勿論水中に築築立候時は、場所により築立候所ハ、前通り幅三尺計も置候て、杭木打、関板にて水くげ不申候様に取付、若地面あしき場所ニ而候ハ、下地杭打、其上十露盤打込置候、杭の頭にならべ、かすがひにてかため、右之上江土台木式通り居付、尤石垣面へ三四寸も出候様に居付申事要用也、夫より、やりかたにて石垣角ミのりを極め、尤角石の義ハ上端蹴上ケ登り、真かね（曲）ニいたし、

やりかたに合、石下ニて土台を切合せ、其上石よりハ石四方真かねに致し、とも入方にて少く取通シ置、やりかたに合せ築立、或者角石大小に不寄十ヲ六わり候、六ツ迄ハ右之通りに築立、七ツ目の石よりハ、のりを戻し、下端角ミの方ニ而取通し、上平均石に而ハ真金

戻し、下端角ミの方ニ而取通し、上平均石に而ハ真金

ニいたし、下石に取付可申事、のり之儀者、沓間に付老人（足）の割合に致し、七ツ目之石よりハ、のり沓間に四寸位、平均石は真金に致し可申事、其外難尽筆紙、口伝申演者也、

寛政四年

壬子正月吉辰

上田三郎右衛門

了道（花押）

平栗長次殿

③

右、平栗長治は下小路稻荷社の神事にも関係し藩より下附せられたる文書が同家に伝はつて居る。序に附記する。

覚

一、神事等之節者、白張り鳥帽子着用之事、

一、下小路御旅所江御城内稻荷御神輿御幸之節、

御供仕候儀、別段之御遣方有之事、

一、御国内者、山岸稻荷別当と唱候而も不苦候、

上方他所向に對し而者、社家与唱候事、

一、右之通難有御沙汰被成下候上者、祓等相心得

不申候而者相成申間敷与存候ハ、津田柳より

習請候様可致事、

一、守札等相廻シ候節、惣じて神前向江對し候事

ハ、名を平栗千座（チクラ）与唱候事、

一、車力其外平常之事ハ、是迄之通、山きし村長

次与申居候様可致事、

右之通相心得可申候、

文化九年申正月

*くげ
「くぐり」すなわち何が漏れる意味の岩手地方の方言か。本文の図②参照。

*十露盤打込置候
本文の⑪に図解する。

*やりかたにて：
本文の⑨に図解する。

*真かね
直角もしくは直線。

*上平均石：
本文の①に図解あり。

*のり之儀
以下の記述は、本文の④⑤
⑥の図解に對する。

〔参考〕平栗文書

1 宝曆十一年五月 道普請請負人請状

御普請入方錢并御場所・間数左之通

一、四拾六貫七百四拾七文

右者赤川より仙北町迄御通候時、五間三千五拾三間之道普請錢、

但、五間老間ニ付、拾四文七分之二受印、目錢共ニ加、右之通、

一、貳貫四百拾六文

右者、御通より見通シ之横丁通兩側ニ而小間六百六拾貳間之道普請錢、往來百

間ニ付七百三拾文ツ、往來三百三拾老間之錢高ニ而、右之通、

式口

ノ 四拾九貫百六拾三文

右之御代物高ニ而、道普請御受負仕候、御代物者御町より御取立を以、段々御渡被下置、普請出来之義者、來月十日限、急度出来可仕候、尤御普請中御立合ハ其御町檢断衆中并肝入中、御指図次第ニ可仕候、右御注文之外ニ茂少々之所ハ御差図次第、少茂洩申間布候、若御普請遲滞仕候敷、病氣等御座候ハ、受合之者、急度御普請出来可致候、為念、印形如是御座候、已上、

宝曆拾壹年

巳五月十七日

受負人山岸

長六 印

何町受取

たれ 印

同 受取

たれ 印

御町

檢断衆中

2 文政九年五月 御庭職札下付願

乍恐口上書ヲ以奉願上候事

一、私先祖より只今迄御用相勤參候得共、御庭職御札無之候間、此度被下置度奉願上候、願之通被 仰付被下置候ハ、右為冥加ト当戌ノ年より寅ノ年迄中年五ヶ年之間、下小路御屋敷御仙水、山岸境水入口より中嶋桜木下迄并藤店前、ぼうい草ニハ無構、外嶋々岸辺浮草、枯草苜取、御掃除仕、御庭木御手入被仰付之候節、直々御付仕候、

右願之通、職御札被下置度、奉願上候、以上、

文政九年 戊五月

山岸丁 長治

(裏書)

「外かうの御用人

かさい半右衛門様

御茶道

袴田宗哲様

右、御兩人様之御せはニ而、此度之御札被成下置申候、以上、

文政九年

戊六月

3 文政十一年五月 御庭職札御渡方扣

御用人

安宅登様

沢田左司馬様

牧田主馬様

葛西半右衛門様

御目付

万口才七様

御納戸

上田林治様
原直記様

吉田友右衛門様

加嶋蒔様

田丸五陸様

御茶道

築田青蘭様

梶田宗哲様

日渡元泰様

漆戸古林様

上田隆佐様

右之通之職札、文政十一年子五月、六人江相渡置申候、以上、

長次

花屋丁

清太殿

山きし丁

久治殿

同

与八殿取上申候、

長イ丁

長助殿

本丁

市之助殿

新鼓丁

久三殿

山岸丁

千太殿

御庭職札相渡置扣

4 天保四年十月 車力棟梁長次石垣御用勤務に付救濟願

乍恐口上書を以奉願上候事

私祖父長三郎儀、(平出)御城内御石垣御普請御用可被 仰付旨、被 仰出、元文三年午五月、江戸江稽古登被 仰付、難有仕合奉存候、右留守中、御手当式人御扶持被下置旨、被 仰出、罷登、(平出)御公儀様御石垣師上田屋三郎右衛門卜申御方江入門被 仰付、三ヶ年中隨身仕居、稽古罷有候処、三ヶ年目申ノ五月(平出)御城内御石垣御普請御用在之候ニ付、下り被 仰付、罷下り、右御用向相勤候ニ付、兼而被下置候式人御扶持江三両御加被成下置、重畳難有仕合奉存候、然ル処、(異巻)御用向、右相 濟候ニ付、御扶持方并御金共不被下置旨被 仰出、首尾好、其後親長治、寛政四年子ノ二月、祖父長三郎先年稽古登被 仰付候御趣意を以、登被 仰付、留主中猶又式人御扶持被下置、罷登、三ヶ年中、上田屋江入門被仰付、稽古仕、罷下り御普請御用向無滞相勤罷有候、引続私共ニ是迄御用向被 仰付、代々相勤、重畳冥加至極難有仕合奉存候、尤車力棟梁御判鑑者延享四年被下置、所持仕居候、然ル処、天明三年不作之節、右之趣を以願上候処、御憐愍を以雑穀被下置、露命相繫、是迄御用相勤罷有候趣者申伝ニ而承知仕居候、当年至而不作ニ付、一切手間及無之、別職之事茂相心得不申、手廻七人如何共露命相繫候様茂無御座、依之重畳恐多申上様奉存候得共、何卒御慈悲之御憐愍を以、来秋迄何成共頂戴被 仰付被下置度奉 願 上 候、願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、御影を以露命相繫、此末是迄之通、御用相勤申度奉存候、此段宜様被 仰上被下度奉願上候、以上、

*(付巻) 旨当十月奉願上候処、御手薄ニ付、不被下置旨被 仰出候所、猶亦奉願上候義、(重巻) 置上 恐入、難申上事御座候得共、前書奉願上候通、如何様共露命相繫候様無御座候付、最早餓死仕候躰被成候、依之、置上恐多申上様

天保四年巳十月

検断

兵右衛門

山岸丁車力棟梁

長治(印)

(裏貼紙)

「新御藏裨老駄、山岸丁車力棟梁長治困窮ニ付、為御手当右之通被下候、相渡可被申候、追而弘御証文□差出可申候、以上、

天保五年正月

一、長沢和七印 一、江莉内盛印

一、鴨沢金兵衛印 一、員端義右衛門印

一、志賀貞太夫印 一、漆戸藤右衛門

一、堀江九右衛門

下河原志津馬

本藤右門

盛岡新御藏

菊地金兵衛殿

毛馬内左平太殿

5 元文三〜六年 江戸石垣稽古并盛岡石垣普請留書

元文三歳午ノ年、江戸表御用有之候ト被仰出、四月十四日御立被遊候而、江戸

表江罷越、江戸御屋敷ニテ、向伝左衛門様・山屋時次様被仰出候ニ者、南八丁堀

三丁目江御公方様ノ石垣御用相勤申候上田屋三郎右衛門ト申候者江江戸宗目(ハ)

原平野屋五兵衛ト申者、桜田御屋敷江御用相勤候者ニ御座候、此者ニ被仰付、

其節着福手道具被下置、五兵衛先立ニテ五月十八日ニ八丁堀江罷越、申ノ年迄三

ヶ年けい工仕候所ニ、ゆるし相取勤居候間、(元文五年) 西ノ春、山屋時次様八丁堀江御

出被成候而、下拙いとま御願、其節罷下り候ト被仰出、江戸ニてしかけ物拵荷

在領トして罷下り申候所ニ、御添状しかけ物共ニ早速指上申候得者、新藏米御

御普請所附之所へ罷下り、右奉行様、奥瀬内記様、次御奉行、御物頭石川助右

衛門様、横沢武次右衛門、金鉄弘御奉行いそ田市兵衛様、矢羽々久藏様、是御

兩人一つへつき奉行堀ノ内義右衛門、石垣つき棟梁上小路与五右衛門、田町孫

右衛門杯之三人、つき棟梁ニ被仰付、日用頭上丁市三郎方より人足御取引、急々

仕候、拙子手ノ者十六人相添罷出、つき立申候七ヶ迄新藏前相勤申候、其内下御台所ノ上、さや石垣式ヶ所、かちや御門前さや石垣老ヶ所、ふき上御門ノ外さや石垣老ヶ所、式ヶ年ニ相仕舞申候所へ、其節石川助右衛門様より被仰付、此度御上様より被仰付候者、御定方ニも相成候者也、石垣なけつき、けいく(五)ノ為ニつかせ申候ト被仰出、八郎九郎様御屋敷ニテ、割一つノ石有之候間、右ノ石ヲ以川原ヶ御門内升形被仰揃而十七人つき棟梁仕手ちん、十六人入つき立申候、所々御出先御らん可然候間、末々御用ニも相立候やト又候哉、右ノ割くつニテ、神丁橋下、九郎兵衛表通り式拾七間ノ所、なけつき仕、つき立懸、御目ニ懸候、

6 元文三〜六年 江戸石垣稽古并国元石垣普請留書

覚

一、元文三歳午ノ年江戸表より御用有之候ニ付、相登候様ニ被 仰出、四月十一

日出立仕、桜田 御屋敷江罷上り被仰出候ニハ、此度御城内新御藏前通石垣(四)并ニ

かちや御門通、御台所上通、うつみ御門脇明神、くるわ之内御上様江御願之御

場所御ふしんニ付、江戸南八丁堀 公儀様御石垣(節)上田三郎右衛門ト申者ニ御

頼被遊、石垣けいこ仕筈相成、其節御懸り合ハ、向伝左衛門様、山屋時次様を以

三郎右衛門所江参候、其節御用相勤候ハ、江戸宗目原平のや五兵衛ト申者被仰

付、諸道具并(衣服)いふく共ニ五兵衛より相出、五月十八日ニ罷越候、其以後ハ三ヶ

年居り候内ハあと御ふち并江戸諸遣、右兩人様御差図ヲ以相出候、(元文六年)

西ノ年春、山屋時次様八丁堀江御出、被仰候ニハ、国本石垣江取付罷在候間、

長三郎相下シ申度由被仰、諸道具江戸表ニ而拵、御同心老人、私ト式人、荷ざ

いりやう仕、罷下り候所ハ、新御藏取ほこし罷在候所江罷下り、右諸道具ヲ以

早速取付、御ふしん出来仕候、其節御奉行、

奥瀬内記様・御物頭石川助右衛門様・横沢武二右衛門様、金銭払いそ田市兵衛

様、矢羽々久藏様、つゑつき御奉行堀ノ内儀右衛門様、私下り候所、石垣つき

棟梁、上小路与五右衛門、田町孫右衛門ト申者、罷下り而、つき棟梁被仰付、

人足引廻シ迄仕候、其節、御日用頭紙丁市三郎卜申者、私手先之者、外三十六人、なしのき丁御組十六人宛、前日相出候、段々御用相濟候後、割くつ石ヲ以かわらけ御門舛形石垣、其後紙丁御橋下九郎兵衛様石垣取あつめ、石ヲ以なけつき仕候、以後、私老人、棟梁被仰付置候、

品川繩手石垣ふしん一見、御下屋敷御庭御普請仕候、三御殿共ニ松井ニもち木、もつこく、白だん、大木植直シ、手伝代ハ、御手道具、御六尺召連候、

上田ヤ三郎右衛門見出シ、段々咄シ合、石垣仕様并ニ諸道具遣方懸合候所、家伝ニ違無之候故、ゆるしノまき物相出、御上屋敷ニて武左衛門様・権右衛門様・市兵衛様

忠左衛門様

十一郎様

右御人数へ懸御目、三郎右衛門江礼金式両被下置候、右まき物、要人様迄差上、御らんニ入御下ゲ被遊候て持参仕候、

7 寛政三年 江戸石垣稽古出張の留書

御城内石垣けいこ江江戸表へ登り候儀、被仰出、(寛政三年カ)亥十月十九日出立、其節御代

官けた新兵衛様、支度金三両被下置、中原市兵衛様あとち老人御扶持被下候、

江戸表ハ老人扶持ニ味噌・まき、御給銭ハ五両、月々小遣老分宛被下置候答ノ

所、御給せんハ不被下置、御扶持并ニ小遣計被下置候、道中ハ奥瀬要人様之御

供、荷才料御役人小笠原逸佐、御随ハ斉藤常助、道中御同々ハ倉波久右衛門様、

十一月朔日江戸付、同十六日沼宮内武左衛門様御小やニてけいこノ為ハ御門

外せんたく金式兩被下置候、

以前親長三郎之おししやう居所、しかと不念、其内八丁堀石や佐左衛門方へ田

久佐利房様之御添状ニて罷越、所々大ふしん一見仕、同竹かわ町いせや小兵衛

ト申者ニ被仰付、江戸中所々ふしん方并道具遣方つき地御門せきふしん、日々

参候、

土佐守様御屋敷

墨田様御屋敷

(薩摩) 佐津馬様御屋敷 仙台様御屋敷

御はま御殿 つく田嶋石垣ふしん

8 未八月 修繕石垣組立方仰付に付請書

乍恐奉願上候事

一、石垣御繕、段々組立ニ相成候所、組石出入有之、出入無之候様ニ組立申儀被仰付、奉畏候、乍恐兼而申上候通、本角石ヲ以組立申上候ト奉存候所、御懸り御奉行様御吟味ノ上、相直シ候様、尚又奉畏候、以前石すわり不宜故、組合右之通組立候、依之、明日より石工日々御拝借被下置、組石并ニ小すみ石共割方被仰付、難有仕合奉存候、此未御見分日々申上、被仰付次第出来、直々差上可申候、御慈悲ヲ以御普請出来申上度、乍恐願上候、以上、

未 八月十一日

長次

石亀都合様

諏訪儀兵衛様

9 年不詳 下屋敷石垣ニケ所修理に付覚書

覚

一、下屋敷表堰縁両側ニシテ、七拾四間程有之候处、両側新規組直、堰堀上り凌イ、尤右之内ニ高石垣式ケ処御座候处、引平ノ御門御地面式間半幅ニ長サ五間、御玄関御地面五間四方、右御場所老坪ニ付、土交り之砂利五合敷、此坪敷都合三拾七坪半、砂利ハ老斗八升七合五勺、但し式拾人持ノ亀ノ甲ニ而此日ノ突堅メ仕候惣積り、

御入方

一、式拾老貫六百廿七文

(後欠)

10 年不詳 城内石垣修繕に付入用錢下付高覺

御城内御石垣御繕組直被 仰付候御入方錢被下置候覺

一、御紙面貳百三拾貳貫六百六拾四文

内 一、貳百拾貳貫六百六拾四文

右者御明神下鳩御門之上、高サ四間、堀百三間、同高サ貳間、長五間孕出之分組直、同所御門脇、堀下老間ニ三間組直、同所角相廻し、貳間ニ三間組直、同所高サ三間、長五間組直、惣入方錢

一、貳拾文

右者角高サ三間、長五間之所、増細工被 仰付、最初御注文之外、組直就被仰

付候、右御増細工之義、別段被下候錢、

右之通、御紙面段々被下置、慥奉請也、以上、

11 五月 道普請仕方覺

(前欠)

貳貫四百拾六文

但、通百間ニ而七百三拾文積

右之通御座候、以上、

五月廿三日

道普請仕方覺

一、御通筋之御町計

一、唯今迄有來地行庫穗子形之御町ハ、唯今迄之通ニ致置、尤ころた石等ハ掘抜、高下無之様ニ可仕事、

一、只今迄有來地行平形之御町者、唯今迄之通ニいたし置、ころた石等ほりぬき、前条之通可仕候事、

附、御町之内、穴ヲ堀候而、掘出候ころた石入候而、右砂利者、水溜之所江差

置、水たまり無之様可仕候、右砂利ニ而不足候ハ、其町手寄之川原より砂

利賦申筈、尤地行殊之外高き所有之候ハ、削低被成候、概可申候、

一、溝堰へり石損候所ハ、組直シ、さらい仕、縁石沈不申様可仕候、若低所有之

候ハ、揚可申候、幅・深共ニ並方宜敷仕、水滞不申様可仕候事、

一、上砂利差置候ニ不及候、

一、御通筋中砂幅一間程、厚五分程、但縁を取候ニ者不及候、ちらし砂ニ取置可

申、右ハ御巡見様御着日ニ赤川より六日町迄差置可申候、尤右町より仙北町迄

ハ御発足之日差置可申候事、

前書之通、來月七日限ニ急度出來可仕候、御普請中御有合之儀ハ、御町内折節肝

入衆中、尤御注文之外ニも御差図次第、火も洩申間布候、若私病氣等御座候ハ、

受合之者罷出、御普請相勤可申候、為念、受合印形如此御座候、以上、

受負人 誰印

受合何町 誰印

同 何町 同印

御通町

檢断衆中

12 年不詳 長瀬橋修築見図並入札受負方に付仕様覺

長瀬橋長サ四拾貳間幅三間之土橋仕様覺

一、柱九組四本立、根入四尺

但シ、七組者貫三通、貳組之貫ニ通、貫長共、三間半、厚サ三寸、幅八寸

一、釣木横渡シ五十六本、内口渡シ者五本寄テ、六渡シハ六本懸ケ、

但シ、間延之者細故六本懸ケ可仕候、釣木老本限、跡先ほぞ二候、梁へも手違鉄相用申間敷候、

一、長千五百八十八本、長サ三間式尺

但シ、老間二付、十四本至候積り、

一、地覆四十挺

長サ式間老尺、幅八寸厚五寸、橋長サ式拾式間

右左二而八十四間ふり、

尤雜合申管

但シ、地覆式間二式本宛押、丸太せんニ而留可申候、尤押丸太八十四本、跡者五寸針二而打附可申候、

一、敷柴式百五十式駄

老丸式尺五寸繩、老駄四九附、橋惣坪数百式十六坪、式駄積り、

一、同笹式百五十拾式駄

老丸四尺ゆいなわ、老駄六九附、

一、柱老本限ニ柱貫切ため仕、長四尺程ニシテ通、其上七、八人持之大石六つ宛置、かため可申候筈、

一、砂利厚サ老尺五寸ニ惣坪数百式十六坪へ、土ト砂利老返宛置かため可申事、

一、芝(床)くれ惣坪数八十四間へ式枚重、指置可申哉事、

但シ、くれ幅老尺式寸ニ長サ式尺、小土手ニ可仕候、尤小杭老軒式本宛、

一、梁木口へ十八口、留除板

打付可申候、但シ、新梁九本計、

一、柱穴堀候節之士俵百支度、玉水よけ仕、堀可申候、

一、柱根輪工七つ、水勢隠所三ヶ所、大輪工三つ見包申候、

但シ、右輪工根幅式間、上すばり、高サ九尺、長サ四間ニ鼻老間、せゝき頭ニいたし、貫三通、上梁五本、何も貫ハ栗丸太ニ而可仕候わく中へ敷木十本敷、其上へ石

つめ可申候、外ニ四つ之根輪工者、高サ四尺、長鼻共ニ五間、幅老間貫式通尤梁懸可申候、尤敷木五本宛差出、石つめ可申候、

一、平鉄七十式挺

長老尺、幅老寸、(厚)式分五り つめ三寸

右者老本限、梁柱江打付可申候、

一、水切柱七本

元共三尺廻り、長老丈式尺、梁貫通、右石ニ而根かため可申候、

右水切柱廻り、ひしわくニ七組、高サ六尺差渡シ横老間、川なり差渡シ、老間式尺貫丸太ニ而三通ニ而通候筈、尤大柱ト菱わく四本、柱十文字貫丸太ニ而通シ可申事、但シ、大柱七本、根入四尺、根貫切はめ仕、長老間ニ三尺之横手かき附、其上へ大石上ケ可申、わく柱何も老尺五寸宛、砂利へ掘込可申候、

一、西之方、石垣取直シ三通ニ小弘植立可申事、

但シ、石垣幅三間半、高サ八尺、右石垣高水節くつれ候付、石垣押井ニ釣木押ニ荷残り、古柱三本立、古梁懸ケ根入式尺五寸、石垣へ添立可申候、

一、御ふしん御奉行小屋老間四方、屋根くつニ而も三方囲管、

一、大工井人足小屋、長サ五間、幅式間、屋根くつニも留もり不申様ニ、

一、橋両挟釣木持梁古柱ヲ枕ニ指置可申候、

但シ柱なし、老方ハ内わ、老方ハいしかきノ上江、

一、駒除古釣木ニ而伝図之通ニ可仕候、

一、長子敷候ハ、其上ころ太指置、其上へ柴笹しきかけ可申候、

右ハ第一橋重ク相成、其上長子ト柴之間すき居候得者、御才木むれ、朽不申為、

一、橋下より五間程川下江、二重俵わく四十組、高サ四尺位組立、相据可申候、石つめ可申候事、

右ハ水いからせ、橋柱根、砂利流不申為、わく詰方ハぶどうつるこゆい立可申候、但シ川幅四十間、ねわく老間半位、

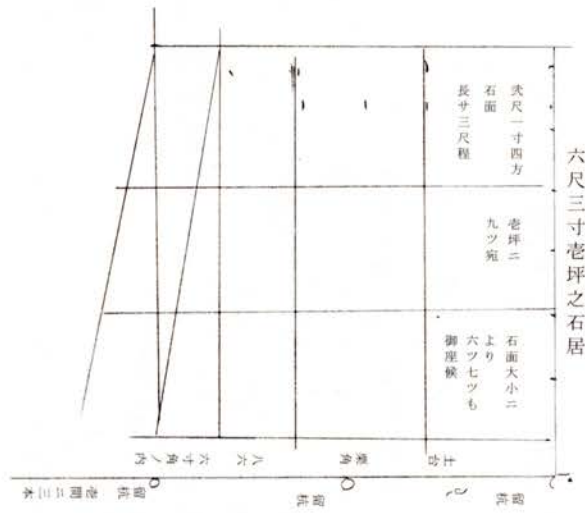
右注文見届入札可致、為注文ニ書上残、書違等有之不致候而相かなわす所者、指図次第可致候、尤材木遣方之義ハ、龜末無之様ニ可致候、御ふしん中、大変

有之、何程損毛相立申候共、預ケ間敷義申出間敷候、荷札相極り申候ハ、残高順、慥成受合相立可申候、若注文ニ吞込さる所も有之候ハ、可申出候、尤悪様ちりくるみニ入札致候共、材木方・大工方・人足手伝方、釘、金物代一職ニ限り書分、指出シ可申候、御吟味被申候、御荷ニも申付候、其外入用之諸品井道中往来尤御ふしん中、役料共ニ一式受負より相出シ可申候、以上、

月 日

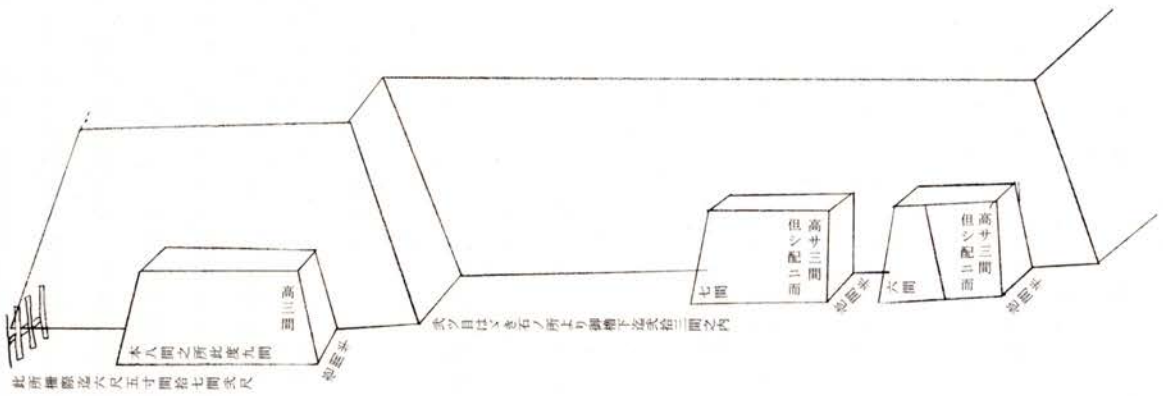
〔端裏書〕
福岡・長瀬

13 年不詳 六尺三寸沓坪之石居の図

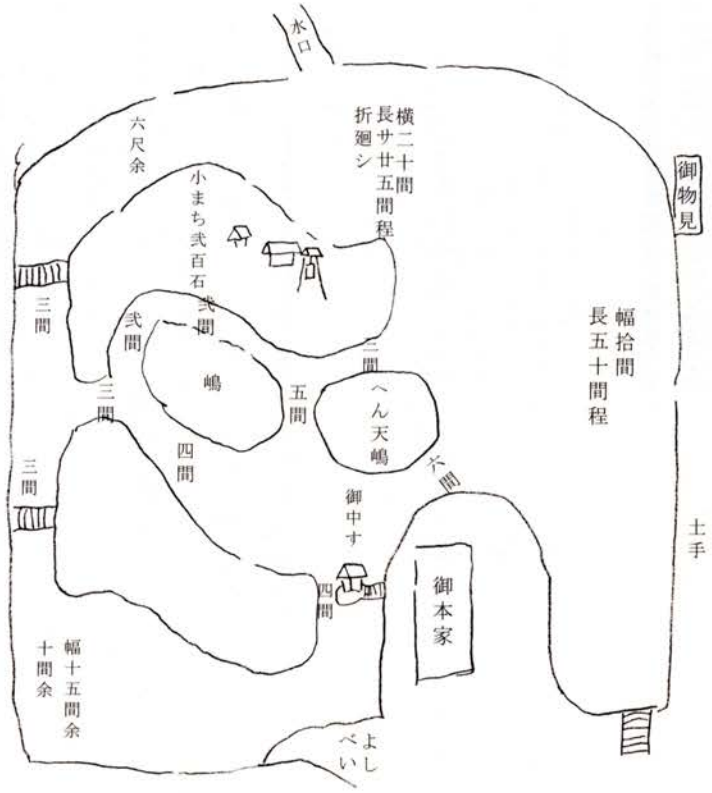


右ハ沓坪ニ九ツ宛置候積り、石大小ニより小ばみヲ以直シ、割まゝにて、なけつき之仕方、惣石数式百七十九

14 年不詳 盛岡城はばき石垣の図



15 午九月 山岸長次作庭請負願



右坪数都合千三百坪程、千三百坪程、^(衝カ)右御場所式尺程堀候所も有、老尺程堀候所も有、大数式尺五寸通ニ堀上、右土ハ山岸境江山ニ持立申答

一、御代物 式百廿五文

右積り以、被仰付被下置度奉願上候、以上、

午 九月十六日

やまきし

長次 (印)

梅田久右衛門様

一 承応四年「石垣築様目録」

「石垣築様目録」は、奈良市在住の岡本保司氏が所蔵する、最古の年記をもつ石垣技術書である。サイズは縦16.8 cm、横368 cmの小型の巻物である。岡本家には、このほか甲州流兵学者小幡氏の「城郭繩張図巻」なども所蔵される。岡本家は奈良西郊で庄屋をつとめた村の旧家であったが、穴太が先祖であったという由緒を伝えていない。岡本家歴代のいづれかが行った典籍収集を契機に、本書が岡本家に伝わったものと推定される。

本書を最初に『大阪城天守閣紀要』の誌上にて紹介されたのは北垣聰一郎氏である。25年前に翻刻と意訳文を掲載したものが、本書の発見はさらに古く昭和55年（1980）のことであった。本書発見を報道したサンケイ新聞（昭和55年3月11日付）によれば、岡本氏が自宅土蔵の清掃中に発見した巻物の中にあつたもので、岡本氏は当時大阪城石垣が修復工事中であつたことから、大阪城天守閣学芸員の内田九州男氏に連絡したところ、内田氏から北垣氏に照会があり本書を調査した結果、最古の技術書であることが判明したものである。このあと北垣氏が解説と内容検討をすすめ、昭和60年刊行の『大阪城天守閣紀要』13・14号で史料紹介されたのであつた¹⁰。このような経緯で公表された本書を、2010年5月、あらためて金沢城調査研究所から岡本氏にお願いし原本調査させていただき、ここに再度の翻刻をお許しいただいた。ご高配に篤くお礼を申し添えたい。

本書の末尾は、「右の一巻は、図法の極意を開き立てみたり。算書

これなきゆえ、秘すところ、ここにしるし置くなり。大事は筆すること能わず候条、口上に申し談ずるべきなり。もつとも他見他言あるまじく候、一子相伝の書なり」と締め括り、承応4年（1655）3月吉日の年記が付く。日下には、堀金出雲・野崎善右衛門尉・野崎小左衛門尉・野崎伝右衛門尉の4人が連署するが、いずれも花押・印がない。さらに、巻子の最初から最後まで同一書体で書かれているので、本書の成立は承応4年であるとしても、それ以後、何回か手写と伝授がなされたと推察される。署名する野崎氏の3人を野崎家当主歴代とみれば、三代続いて伝授・転写がなされたとみなければならぬ。つまり4番目の署名者である伝右衛門の存命中に、本書が転写され、秘伝として伝授されたのち野崎家から離れ、現在に至つたと理解される。したがって、本書の写本としての成立時期は、18世紀に下がるのみなればならない。

しかし、内容の検討においては、本書の最初の伝授と考えられる承応4年を念頭に置いてすすめればよい。承応4年の最初の伝授内容が野崎家3代のあいだ、ほぼ同内容で踏襲されたと判断されるからである。

ただし、秘伝書の記載様式からみて、承応4年は野崎家3代目の伝左衛門尉が秘伝伝授をうけた年次であり、堀金出雲から野崎善左衛門尉へ最初の伝授があつたのは、承応4年より、さらに3代、年数にして30〜50年以上遡る17世紀初頭から16世紀末期と推定することもできる。このように仮定し、本書の内容を逐一読み進んだとき、後でふれるように「切り合わせ石垣」つまり切石積みみの技術など、元和・寛永以後に普及する石垣技術を解説しているので、17世紀初頭とするわけにいかない。文禄・慶長期は石垣技術の草創期であり、高石垣の技術

そのものが確立されておらず、試行錯誤を繰り返していた時代なので、本書のような整序された技術書の登場は望むべくもなかった。

上述のように、技術内容からみて17世紀初頭成立説は成り立ちがたいため、本書の成立はやはり承応4年とみるべきで、この年、堀金出雲から野崎善右衛門に最初の伝授があり、その後、善右衛門から小左衛門、小左衛門から伝右衛門へと転写・伝授があったものと考えられる。

では本書を伝授された野崎氏とは、どのような家なのか、丸亀市でも検証を進めているが、なお確実な史料がなく目下のところ不明とせざるを得ない³⁵。これだけの内容の築城技術を、公儀穴太として知られる堀兼出雲から伝授され、さらに卷子に仕立てた点からみて、野崎氏は、いずれかの大名に属する穴太と推定されるが、具体的なことは、すべて今後の課題とせざるを得ない。

末尾の文言のなかで、「本書は石垣築造の極意を開陳したものであるが、記述することのできない要諦が多くあり、それらは口頭で伝授する」と述べ、決して他見他言するなど厳しく論じた主体は、堀金出雲と考えられるので、本書の技術内容やそこで語られた経験談などは堀金出雲に帰属するものである。本書は技術秘伝としての体裁がよく整っているが、そのような書式や様式については、伝授された野崎氏において整えていったとみることもできる。伝授者と伝授を受けた側の関係性から、本書の内容や形式をさらに検証すべきであるが、野崎氏に関する情報が全くない現状では、これ以上の検討はできない。

本書の原著者、堀金出雲の初見は、文禄2〜3年（1593〜94）の「駒井日記」の記事で、関白豊臣秀次配下の穴太として登場する。まず文禄2年12月26日条に、文禄元年からの伏見城石垣普請に関わった者として穴太出雲の名がみえ、文禄3年3月17日条では、太閤秀吉

配下の穴太である駿河・三河と関白秀次配下の穴太であった出雲の間に「出入り（紛議）」があり、両者の言い分を秀吉が聞き取り、三人結束して太閤・関白双方の御用をつとめるよう申し渡されている³⁶。堀金出雲は、同じ坂本出身の公儀穴太、戸波駿河、戸波三河とともに豊臣政権の中枢に名を知られる有力な御用職人（公儀穴太）であり、公儀穴太となった坂本穴太の第一世代に属する者であった。その後、堀金出雲の名前は、万治元年（1658）の江戸城天守台普請の記録に見える。加賀藩前田家が担当した江戸城の天守台石垣普請において、公儀穴太として弟林左衛門や嫡男二郎兵衛・権兵衛とともに参画し、前田家の石垣作りの指導にもあたった³⁷。戸波駿河や穴太三河と並び、当時一定の力量をもつ公儀穴太であったことは間違いない。本書を執筆した出雲は、万治の江戸城普請に参画した出雲と同一人物とみてよく、文禄年間の出雲はその父か祖父であろう。

以上から本書は、文禄年間に公儀穴太として豊臣政権中枢に出入りした穴太出雲の子孫である堀金出雲が承応4年、野崎氏に伝授した石垣技術書であり、野崎家3代において伝授・転写されるなかで現存の記載様式になったと理解される。本書の最終的な成立は18世紀前半とみられ、上記の本書成立事情からみて、本書は坂本出身の公儀穴太が直接伝授した石垣技術書として現存最古のものとしてよからう。

本書の2カ所で、丸亀城の石垣作りに関わったことを述べるが、本書の原著者である堀金出雲が丸亀城に招かれ石垣築造を指導したことによるものである。野崎氏に関する史料や情報が極端に少ない現状に鑑みて、本書の内容は、おおむね坂本穴太である堀金出雲家の技術と理解せざるを得ない。

35項目にわたって列記された石垣技術の概要は、参考資料に掲げた

現代語訳からおおよそ理解できよう。しかし、最後に54行にわたり数字に一部仮名や漢字を交えた不規則な数列表が記載されるが、この乱数表の意味するところは解明されていない。石垣勾配に関する技法を符牒に託したものと推察されるが、具体的にどういふ技術なのかは皆目見当がつかない。その謎解きに挑戦された郷土史家もいると聞くが、いまだ成案を得ていない。今後の解明に待つほかない。

まずは乱数表の前に書かれた35項目を正しく理解することにつとめたい。すべて簡条書なので、条書ごとに整理番号を付け、この整理番号ごとに注意すべき点のみ摘記し、本書の解説にかえたい。

石垣作りの作業工程に従って、本書の内容をたどると、「地形」・「根切」といわれる石垣基礎を造成する段階、あるいは根石を据え、石垣の規模に応じた縄張りを設定する段階の技術が冒頭からみえる。たとえば(1)(11)(18)で「根石縄」の張り方、(2)で角石の据え方を説いている。根石設置のあと石積み工程に移るが、高石垣をどのような勾配で積み上げるか、隅角の位置はどう決めどのように積むのか、石垣技術の核心ともいふべき工程について、本書では多くの簡条がさかれ、多面的な説明がみられる。まず(3)では「舛形石垣」を築造するときの要点を「高サを定め、仰合を当りに出す事第一なり」といい、石垣高さごとの適正勾配を論ずる。(7)では平石垣について「高さ五間の石垣には、定まりの仰の外に、五寸よけ入る」といい、所定の底辺（ノリ）仰）より5寸ほど長く取れと指摘、石垣普請の現場に即した指摘を行う。(8)(9)や(13)～(17)でも、(7)と同じく石垣高さに応じて「仰」や「明」を、どの程度にすべきか具体的に述べる。例示した高さより低い場合は「見合次第」つまり状況を勘案して行うと述べる。

(23)～(27)では、石垣の勾配の取り方、「角ノ仰相」などに触れ、(31)で

は、「地心」の悪い所での「仰合」、(32)では逆に「地心よき所」では「定りの仰を用ゆなり」とし、「惣別石垣は大仰なるは破損なし。金（直角）なれば破損多し」と緩い勾配を推奨する。堀金氏の勾配に関する基本姿勢は、この簡条にみえる「定の仰と書き申すは皆、大仰なり」という言葉によく表れている。これに続き「右の仰合にて讚州丸亀の御城築き立て申す也。高サ拾五六間を皆堅固に出来申すなり。此仰合にてよし。ツキよく破損もこれなき也」と「大仰」の優越性を丸亀城での経験をもとに説くのである。このあと(33)では舛形石垣について、平石垣より直角に近い勾配で築くと伝授する。

このように多くの簡条（全体の半分くらい）を費やして、石垣の勾配（ノリ）について解説するが、坂本穴太の城郭石垣技術にとつて、この技術が重要な要素であったことが窺える。ここで出雲が「仰」というのは、「のり」であり石垣高さに対する底辺のことである。加賀後藤家の技術書でいえば「矩」にあたる。この「仰」は、熊本藩の「石垣秘伝之書」、岩国の「石塙書」でも使用され、坂本穴太の間で共有された技術用語と推定される。これにたいし盛岡藩の「石垣組立秘伝」は、「のり」を「乗」、加賀後藤家では「矩」「矩方」「規合」という表記であった。

(4)(5)(6)では石垣の「胴込」の仕様、「ちきり金」「敷金」の使い方解説する。高石垣には「胴込カイ石」が必要であり、角石でも平石でも「チキリ金」や「シキ金」を使用する有効性が解かれる。石垣の安定を確保するための調整金具や介石の使い方も坂本穴太（公儀穴太）の得意とする技術とみられる。こうした技術は、補助的もしくは調整的な技術といつてよいであろう。

(10)では切合石垣つまり切石積みについて「何としても口が明く物に

候間、成程ハク^(端口)手持にならぬ様が勘用也」などと解説する。この記述は、坂本穴太が切合石垣(切石積み・切込接ぎ)の技法を言語化した時期が、1650年代であったことを示す点で注目される。おそらく寛永期には切合石垣の築造技術は完成していたのであろう。

(19)では「入角」に組んだ石垣について留意点を述べ、(20)は「角石直シ様ノ事」、(21)は「平石直シ様」として、一旦築いた石垣の微調整の仕方を指摘する。(22)では「石尾」下がりや、置きにくい場所での石の据え付け方を説明し、(27)では「栗石入様」にふれる。いずれも本体築造に付随した重要な工程であった。

(28)で「段々に築く石垣の次第」、(29)で「山城の石垣」について説明するが、典型的な城石垣から外れた技術についても言及する。(30)では「土留石垣」あるいは「新田ナドノ石垣」について、「高サ三間の所には下一間に式尺仰よし。高サに應じて心持勘用なり」と指摘する。城郭石垣の技術にとどまらず、町や村で必要とされる土木技術に論及した点が注目される。坂本穴太の技術は石垣を積むことにとどまらず、新田造成、沼地の土台石垣、土留め石垣、護岸などの土木技術にまで応用範囲があったことは重要であり、17世紀中葉段階で、そこまで言及していた点は注目される。

最後の(34)では「仰板」、(35)では「丈木」という、勾配を測るときの計測道具の使い方や作り方を説明するが、これも石垣技術者にとって重要な知識である。計測用具の作り方や使い方というのは、技術伝授の重要項目といえるが、言及がわずか2ヶ条というのは少ない。口伝に任せたところが多かったのであろう。

このように本書は、根石の据え方、根石繩の張り方、石垣の勾配や繩透きの取り方など石積技術の核心部分に20カ条以上をさき、チキリ

金・敷金など石積みの調整道具、計測用具の使い方にも言及し、新田造成や土留石垣など城石垣以外の土木工事への応用も視野に入れていた点が注目される。しかし、加賀の後藤家の技術書や湯浅家の「石塙書」にみられた、「石取り石図り」の秘伝、つまり高さによってどういう規格の石材がどれくらい必要か例示した技法が見えなかった。これらは口伝もしくは現場での経験によって獲得されたのであろうか。

二 延宝八年「石垣秘伝之書」

熊本に残る「石垣秘伝之書」は、加藤清正が築城した熊本城石垣に關わる技術書と理解されることもあるが、その判断は、いまま少し慎重な史料批判を踏まえたあとで行うべきであろう。清正と本書の間を結びつける明確な文献史料がないからである⁶⁾。また、現存する熊本城石垣が、本書に記載された技術と、どういふ点において関連をもつか、近年の発掘調査・石垣調査の結果などと照合し、より精緻に比較検証すべき段階にきている。そのような詳細な検証にむけ、本書が基礎的な役割を果たせば幸いである。

最初に「石垣秘伝之書」の3種の伝本の特徴を説明したあと、今回翻刻した野口本に書かれた技術の特色について概要を記し、本書に反映された坂本穴太系の技術系譜を探る端緒を得たい。

(1) 3種類の伝本について

「石垣秘伝之書」には現在、(i)野口本、(ii)北川本(北垣翻刻)、(iii)上妻文庫本という3種の伝本が残っている。野口本は、河野サカエ氏から平成10年、熊本市教育委員会に寄贈されたものである。縦20cmほどの小さな巻物であるが、絵模様入りの懐紙に29項目にわたつ

て技術秘伝を列記し、末尾に「右の家伝、石垣秘極の書、一子のほか伝えざるもの也」と記す。続いて延宝8年(1680)「九月 日」の年記の下に、野口小次右衛門宮秀の署名と花押を据え、宛名は「相伝同名儀助」とする。ここから本書は、熊本藩の「穴生」役であった野口宮秀⁶⁾から同族の儀助に伝授した石垣技術書であると理解される。本書は執筆者の花押があることから原本と評価できるが、北川本・上妻本は写本であり、誤写・脱漏が多くはないものの散見されるので史料価値はやや劣る。熊本藩穴生の野口宮秀による石垣技術秘伝であるから「野口本」と仮称する。

北川本は、北川浩氏の所蔵する写本であるが、北川氏の先祖は熊本藩穴生の北川作兵衛であり、4代作兵衛は延享4年(1747)3月、5代徳右衛門に伝授するため、本書をしたためた。それが現存の北川本であるが、2003年に佐賀県立名護屋城博物館の協力を得て北垣氏によって翻刻・紹介されている⁷⁾。そのなかで北垣氏は、3種の「石垣秘伝之書」の成立事情を丁寧に考証され、北川作兵衛の由緒について所見を述べる。しかし、北川作兵衛は坂本穴太につながる者と指摘された点については再検討の余地がある。紹介された作兵衛の由緒を詳細にみると、出身について「近江之北川」と述べるだけで坂本穴太だと明記してはいない。また土佐藩の穴太、北川豊後との関係も必ずしも明確ではない。

また北川本の内容は、野口本とほとんど同じで、年記の「延享四年」が大きな相異点であったが、何を底本にしたか記しておらず、技術伝授の経緯が明確ではない。北川本に先行する野口本もしくは野口本系写本を手写したものとみてよいが、転写したときの事情が記されていないので、同じ藩の穴太どうしという縁故で借用し写したのではない

かと推定するほかない。北川本だけ見ると、北川家伝来の秘伝書のように誤解されるおそれがあるが、野口本が北川本の年記より約70年前に成立しているのも、北川本などの写本の原本は野口本に求められる。野口本を継承した熊本藩穴生、北川家の歴代の経歴は、以下の通りである⁸⁾。

①〈初代作兵衛〉寛永9年、浪人中であったが細川忠利から扶持拝領し熊本藩細川家の家臣となり、石垣御用に従事。寛永11年には江戸普請に出役し、藩主光尚から3人扶持5石拝領。万治元年江戸城普請で、5人扶持15石拝領。寛文13年病死。

②〈2代吉左衛門〉作兵衛子。父とともに万治元年の江戸城本丸工事に参加。5人扶持15石拝領。元禄11年(1698)2月病死。

③〈3代作兵衛〉吉左衛門子。寛文13年、3人扶持10石拝領。八代城内普請に従事。宝永元年死去。

④〈4代作兵衛〉作兵衛子。宝永元年父跡目相続し、3人扶持10石拝領。享保18年、5人扶持拝領。八代城普請に動員される。元文4年、5人扶持13石。寛保2〜3年は江戸の公儀普請に動員された。

⑤〈5代徳右衛門〉作兵衛子。経歴略

⑥〈6代作助〉徳右衛門子。経歴略

⑦〈7代喜三助〉略

⑧〈8代常次〉略

次にみる上妻文庫本では、中西善助という熊本藩穴生が北川氏から石垣秘伝を借用し筆写したと記す。中西氏に石垣秘伝の転写を許したのは4代作兵衛であり、寛保3年(1743)に江戸の公儀普請に動員されたおりのことという。したがって、上妻本は寛保3年の年記があるが、北川本の年記は、寛保3年から4年後の延享4年であった。

中西氏が転写したあと、作兵衛は嫡男徳右衛門に秘伝書の伝授を行ったのである。こうした伝来事情を勘案すれば、上妻本と北川本は兄弟のようなもので、きわめて近似した関係にある写本といえる。しかし、両者ともその源が野口本であったことは前述の通りである。

熊本藩穴生の北川家について、初代作兵衛の親は加藤清正から知行をもらっていた穴太であり、熊本城作りに貢献した人物であると、上妻本に記載されるが、確認が取れていない。北川家由緒をみた限り、出身地として穴太・高島・赤塚など近江坂本周辺にみられる地名が全く記されず、たんに「近江の北川」（位置不明）としていた。さらなる調査が必要であろう。

三つ目は上妻本であるが、現在、熊本県立図書館の上妻文庫に所蔵される。上妻博之氏が昭和15年に、上述の中西氏が北川本を手写したものを再度転写したと注記する。したがって、上妻本は正確に言えば中西本の写とすべきで、中西本は北川本を寛保3年に写したものであった。しかし中西本は現存の北川本より4年前に写されたものであり、それを昭和15年に写したのが上妻氏であった。上妻本としての成立は新しいが、もとになった中西本そのものは北川本に先行し、野口本に次ぐ古い写本であった。

現存の上妻本には、末尾に野口本・北川本にみられる年記・署名が一切なく、寛保3年（1743）4月中旬の日付を付した藩士中西善助の跋文がつく。この跋のなかで、穴生方北川作兵衛の父が加藤清正に仕えた技術者であったことや、細川綱利の代に江戸での公儀普請に参画したことなどを記す。また上妻本は、この中西善助（熊本藩の穴生）が、寛保年間の武蔵葛飾郡で実施された公儀普請のさい、たまたま同宿となった北川作兵衛から石垣秘伝書の存在を知り、同職のよし

みをもって「石垣の法を懇望致し、これを習い、これを写」したものだ」と述べる。つまり上妻本は中西氏が謄写した北川家伝来の秘伝書であった。

以上から、最も古い年記をもつだけでなく、花押を据え同族に伝授するという形式をもつ野口本こそが、「石垣秘伝之書」の最も信頼のおける原本であるといえる。それを今回、熊本市の石垣発掘調査報告書^⑨に続いて、あらためて翻刻した。史料調査や写真利用にあたり熊本市教委からご協力を得たので銘記し謝意を表したい。

(2) 「石垣秘伝之書」の特色

本書は、多くの絵図を用いて、城郭石垣構築に必要な知識を具体的に解説する点に特徴がある。また(2)に「公儀穴生衆ヨリ杭受取ノ事」と題する箇条があり、^⑩に「撫でのキオイは天下の御石垣にのみあることなり。此方よりするにはなし。公儀御穴生衆望みにてするなり」と述べることから、公儀普請も経験した穴太の技術書であるといえる。また「天下の御石垣」（公儀の城石垣）と「国の石垣」を区別している点なども、この点に関連し注目される。本書の執筆者は、公儀穴太の指導を受けた経験のある藩所属穴太であったことが、上記の文言から窺えるし、野口小次右衛門の名前は、熊本藩細川家が万治元年に動員された江戸城石垣普請の記録に、熊本藩穴太の一人としてみえる^⑪。

上記により、野口本の著者である野口小次右衛門は、熊本藩所属の穴生であったことは間違いないが、そのことから、本書に書かれた石垣技術は熊本藩の穴太の間に流布していた技術情報がベースになっていたことが当然想定される。本書の端々から野口營秀は、公儀穴太ではなく、藩所属の「穴生」として、公儀の城では、これこれの技術が

使われ、公儀穴太の指示に従うべきという認識をもって本書を執筆したことが窺われた。公儀穴太のことを「公儀穴生」と表記した点も、藩穴生の立場が表出されたもので注目される。このように、本書は藩所属穴生の立場で書かれたことが明瞭である点に価値があり、細川時代の熊本藩穴生の技術を知るには好個のものといえよう。

上記のように本書の特徴を把握した上で、熊本城を創建し壮大な石垣や櫓を多数建造した、加藤清正の配下にいた城作りに堪能な技術者（飯田覚兵衛ら）の意識や知識が、そこに反映されているのか検証することも必要である。一方で、加藤家が改易されたあと熊本藩主となった細川家に招かれた坂本穴太、戸波儀太夫（駿河の二男）がもたらした石垣技術が反映されている可能性を探る必要がある^④。北川作兵衛という穴太を媒介に、加藤清正時代の石垣技術を本書の中に確認しようとする試みもあるが、野口小次右衛門を起点に、本書の技術的特色を考察することがより重要であろう。その際、加藤清正系の技術と坂本穴太戸波氏系統の技術を、どのような方法で峻別するか、それが大きな課題となる。石垣技術の個々の技法に則した厳密な峻別は困難であると思われるが、すでに秘伝書に書かれた石垣勾配と現存する石垣遺構の勾配を比較し、その連関を探る試みもなされている^⑤。文献史料のテキスト批判から考察を深めるには、技法の意味付け、城郭一般知識など技術の周辺に関わる情報や認識に違いが出てくる可能性がある^⑥ので、そうした点にも目配りし比較すれば、糸口が見いだせるかもしれない。そのさい本書掲載の史料が役立つことを期待している。

技術系譜を考えるとき、ある一つの技術が純粹培養的に連綿と継受されることは極めて希なことであろう。石垣作りのような土木技術の場合、作業現場の実情に応じ工法や工程は変化しやすく、また発注者

の注文も多様であることから、特定技術を長期にわたり継承・維持することは困難が大きく、臨機応変に変容した部分も多かった。したがって石垣技術の系譜の解明も、単一の系統で考えるべきでなく、多様な系統や要素が複合したものと理解したほうがよい。加藤清正配下の技術者たちから受け継いだ技術もあれば、坂本穴太の技術もあつたと想定し、本書の特色を考えるのが合理的であろう。むしろ、この2系統以外の技術撰取ということも念頭におくべきであるが、まずは、この2系統を中心に論点を整理するのが有効であろう。

上記の観点にたち、本書および坂本穴太堀金氏の技術を記載した「石垣築様目録」、坂本穴太戸波氏から伝授を受けたとする湯浅家の「石垣書」の3つの技術書の内容比較を行うことで、本書の特色を析出してみたい。表1は「石垣築様目録」「石垣書」「石垣秘伝之書」3者の内容比較表であるが、比較にあたり記載された技術・知識を、次に掲げたように、石垣作りの工程ごと大分類した。ここから一致する記述・知識・考え方を探り当てたい。

- ① 石垣土台の設置、根石設置、縄張り等に関する記述・知識、
 - ② 石垣勾配、石材調達、石積みに関する記述・知識、
 - ③ 石垣の仕上げ工程、調整・修理に関する記述・知識、
- の3つに、まず大別できるが、ほかに、
- ④ 関連する石工事（雁木石、井戸石、橋・堀など）、城郭以外の石積み技術。

- ⑤ 石垣構築に関わる計測具、道具等の作り方・使い方。
 - ⑥ 一般的な城郭知識（縄の種類、城縄張、石垣名称などの知見、城取りなど兵学的な知識）。などの記載もみられた。
- ④は石垣石以外の石材を使用する土木技術であり、⑤は石垣の作り

表1 三つの秘伝書の内容比較

記載内容分類	湯浅家「石塙書」(1755)	野崎氏「石垣築様目録」(1655)	野口氏「石垣秘伝之書」(1680)
①土台・根石・縄張の技法	18 入土代木方	1 根石縄の張り方	1 縄張の事
	19 組土代木方	11 高低のある根石の積み方	2 公儀穴生衆より杭請取の事
	20 *引水縄方		3 根切の事
	21 *根石縄方		4 土台切組入様の事
	24 *安根石方		6 片下り地形縄張の事
②勾配・石材見積・石積など	1 殿主台方	2 角石は左右の勝手を見て引く	5 打出・大ガネの事
	2 矢倉台方	3 升形石垣は高さを定めて矩合を出すべし。明き、高さ、矩の3点に念を入れる。	7 のり・そり割方の事
	3 門台方	4 胴込仕様の事(栗石・介石)	18 山の高さ知る事
	4 見著方	7 平石垣高さ5間では定めぬの外の5寸余計に入れる	
	5 *頬当方	8 高さ10間では定矩より1尺多く入れる	
	6 *隅石短見様方 附巻様	9 高さ13~15間では定矩より2尺多く入れる	
	7 *隅石大短見様方	10 切合石垣は石口が開くものだが端口持ちにならぬが肝要	
	8 隅石寸尺方	12 角石に「かね透き」を発見したときの対処。丸亀城での経験	
	9 隅傍石寸尺方	13 高さ4~6間、横10~15間の石垣の透きは2・3寸	
	13 平石寸尺之方	14 高さ7~9間、横15~20間の石垣の透きは3・4寸	
	14 *隅仰形之方	15 高さ11~12間、横20間前後の石垣の透きは4・5寸	
	15 隅大抵仰形方	16 高さ14~15間、横30間未満の石垣の透きは8・9寸	
	26 築方	17 同高さで、横4~50間の石垣の透きは1尺2・3寸横50間前後なら1尺5・6寸もよい	
	27 以栗石為胴籠方	18 石垣の透きの原則、張りは避ける	
	28 *就石塙高下好平石方	19 入角の組手について	
	29 *出隅入隅方	23 仰相は一問一問変える	
	30 将基隅方	24 角の仰相は変えても、平石はカネにはしない	
	31 裏石垣之方	25 5間石垣ならば3間半まで平にかけない	
	32 *摺合石塙方	26 仰相に応じて土台勾配を組む	
	33 *布築石塙方	27 栗石入れ様は高さと仰を勘案し積算	
34 *目通之方	31 地心あしき所では仰金にして築く		
48 入栗石方	32 地心よき所では定まりの仰を用いる		
52 右之石塙仰形方	33 升形石垣は平石垣より直角にする		
③仕上・調整・修理の技法	10 隅石下布鉄方	5 ちきり金の使い方	27 角のキオイ
	11 隅石姥口方	6 敷金の使い場所	28 (色々な石垣の事)
	12 *蛤口ノ方	20 角石直し様のこと	
	25 扶石之方	21 平石直し様のこと	
	35 *玄翁摺合方	22 石尾の下がりの直し方	
	36 *簾目之方		
	37 待石之方		
	39 平均際方		
46 補隅石関方			
④雁木石・井戸・水辺石垣などの技法	38 水撃石塙方	28 段々に築く石垣の積み方	13 雁木つもり二つある事
	40 水除石塙方	29 山城の石垣の仰相は大仰に	15 井の割ヤウの事
	41 橋台之方	30 土留石垣と新田石垣の積み方	16 仮橋の事
	44 雁木石塙方		
	45 城内井戸石定方		
47 *取海中石方			
⑤測定具・道具類	16 隅定木方	34 仰板の墨の仕様	8 根石のり・かね定板の事
	17 *建定木方	35 丈木の墨付け方	9 のり築きカネの事
	22 三四五縄方		10 たたみカネの事
	23 頬仰下縄方		11 石垣の角の地のカネ角石に合見事
	49 仰木寸尺方		17 堀の深さ知る事
50 手木寸尺方		29 諸道具寸尺の事	
⑥一般知識	51 籌量石方		12 水縄の教育事
			14 雁木の名三つある事
			19 石垣名数の事
			20 (城内廻り5ヶ条の図)
			21 長橋という御門台
			22 坪かねの枳形御門
			23 虎口に向枳形
		24 虎口枳形	
		25 (馬出し等の事)	
		26 石垣角石の名	
分類不明	42 *見地置石塙方		
	43 *山形石塙方		

・本書に掲げた坂本穴太系の三つの石垣技術書の記載項目ごとに仮のタイトルを付して、簡条番号とともに掲げた。各項目は記載順ではなく、工程や記述内容に即した6分類に分けて掲げた。なお「石塙書」の項目に付した*印は、「口伝」とされ説明が略された項目であることを示す。

の現場に即した技術者にとって基礎知識であった。⑥では城郭石垣や城郭縄張りに関する一般知識を縷々述べた箇所も目立つ。石垣技術者として心得ておくべき教養・常識として伝授されたものであるが、こうした周辺知識の中に特色や個性が出やすいので注意したい。

本書の技術・知識は、北垣氏の意訳文によって概要が把握できるが、北垣氏によって整理された29に区分された記載項目を、上記の6分類に振り分けると次の通りである。

①石垣土台、根石設置、縄張り等に関する記述・知識

②公儀穴生衆より杭請取の事、③根切の事、④片下り

地形縄張の事、④土台切組入様の事

②石垣勾配・石材調達・石積みに関する記述・知識

⑤打出・大ガネの事、⑦のり・そり割方の事、⑧山の高さ知る事、

③石垣の仕上げ工程、調整・修理に関する記述・知識

②7角のキオイ、②8（色々な石垣の事）

④関連する石工事（雁木石、井戸石、橋・堀）

⑬雁木つもり二つある事、⑮井の割ヤウの事、⑯仮橋の事、

⑤石垣構築に関わる測定具、道具等の作り方・使い方

⑧根石のり・かね定板の事、⑨のり築きカネの事、⑩たたみカネの事、⑪石垣の角の地のカネ角石に合見事、⑰堀の深さ知る事、⑲諸

道具寸尺の事

⑥城郭一般城郭知識（縄の種類・城縄張・石垣種類など）

⑫水縄の数ある事、⑭雁木の名三つある事、⑮石垣名数の事、⑯

（城内廻り5ヶ条の図）、⑰長橋という御門台、⑱坪かねの枡形御門

⑲虎口に向枡形、⑳虎口枡形、㉑（馬出し等の事）、㉒石垣角石の

名

これを見ると本書の特色は、城郭・普請に関する一般知識、いわゆる「城取り」の知識が多数を占めていることであると気付く。こうした兵学者好みの一般知識は、坂本穴太系の技術書である「石垣築様目録」（堀金出雲著）にほとんどみられず、大半が(1)(2)(3)に関することと占められていた。また(5)測定具・道具等の作り方・使い方は、「石垣築様目録」では、わずか2項目にとどまるのになら、本書は6項目にわたり詳述するので、これも本書の特色といえる。本書は全体的にみて、現場の技術者にとって有益な知識である(1)～(5)がバランスよく配列、記述されているが、湯浅家の「石垣書」に詳しく書かれた「石取り石図り」の技法については全く言及がない。

なお(2)に関しては、本書5項目と7項目で、石垣勾配は高さによって適正な勾配を選択すべきと指摘し、高さ10間（60尺）の高石垣を例に、下から順に緩い勾配から急勾配へと勾配を変化させる秘伝を紹介する。加賀の後藤家の勾配技術という「規合」や石垣高さと矩方（適正な底辺）の相関関係に当たるものだが、石垣下部3分1は直線勾配として、上3分2だけでノリ返しの技法を用いた後藤家の勾配理論と異なる。本書は根石の1間目から順にノリ返しを用い、「矩方」を遞減させる。この勾配理論は熊本独自の方式として、北垣氏がさきに紹介され、一般に「清正流」として流布したものであるが¹³、流布の仕方に問題があり、原点にもどった紹介が求められる。ともあれ、こうした適性勾配に関する技術解説により、石垣上部で勾配が急になる「扇の勾配ライン」が現出したのである。

以上のように3つの秘伝書を比較した結果、本書は「石垣築様目録」と類似点が多く、「石垣書」とも共通する項目をもつことから、本書が坂本穴太系の技術を反映するとみて大過ない。しかし、兵学書的な

城取り知識が多く記載される点などは、他の二書と異なる点であり、加藤時代以来の熊本藩穴生の伝統が反映されているのかもしれない。また、本書の石垣勾配の技法について、慶長・元和期つまり加藤時代の石垣遺構に見られる勾配と比較検証し、相互に共通性を認めた理解も示されている⁴⁴⁾。石垣技術書と現存遺構との比較検証を合理的に進めるには、多くの難題や障碍が横たわっているが、本書の一層慎重な読み込みと、考古学・土木工学とのより深い学際研究によって検証の深化・発展が期待される。

三 宝暦五年「石牆書」

本書はもと岩国藩士（知行20石取）であった湯浅家に伝来する石垣技術書である。2010年春、湯浅英夫氏のご高配により、2種類の「石牆書」はじめ同家所蔵史料の閲覧と撮影を許していただいた。この誌面を借りてお礼申し上げたい。

湯浅家の系図（表3の9）によれば、先祖は知波太郎種猶の末流であるとし、駿河国湯浅に所領をもっていたので「湯浅」を名字とした。その後紀伊国に移住し、初代湯浅権之守宗重の孫の代に福屋氏を頼り石見に移り、4代隠岐守宗直（隠岐武勝）は、尼子家臣となったが、初めて吉川元春に仕えた人物でもあり、同家の発展にとって重要な人物とされている。

6代判兵衛定周のとき、定周は吉川氏に属し朝鮮役に従軍、16石を得て玖珂郡（岩国藩領）で給地を得た。7代七右衛門高道は、延宝3年から6年まで安右衛門と名乗り、岩国藩3代藩主広嘉の命をうけ錦帯橋の橋台修築に奔走し、室木御開作という新田開発などでも活躍し4石の加増をうけ、20石取りとなったが享保7年（1722）に死去

した。この7代高道が、岩国藩の穴生方として藩主の命をうけ、近江坂本の戸波駿河のもとに行き、石垣技術を学んだ人物である。彼の石垣技術稽古・修行によって湯浅家の名前は岩国藩史に残ることになった⁴⁵⁾。

湯浅家には、表3に掲げた同家所蔵の史料リストの通り、系図・錦帯橋に関する史料などとともに2種類の「石牆書」が残る。一つは折本で宝暦5年（1755）11月29日の年記をもち、もう一本は5巻仕立て天保12年（1841）7月23日の年記をもち適宜、図などを加える。いずれも記載内容は同じであるものの、用字や記載様式が多少異なり、署名者は5名から10名に増えている。宝暦5年本は、戸波駿河宗珍を筆頭に、駿河から伝授を受けた湯浅安右衛門高道・青助兵衛登伝・湯浅安右衛門英道・井下五右衛門信宗の名前があり、宛名は湯浅平助（信明）であった。これにたいし天保12年本では、戸波駿河のあと湯浅七右衛門（高道）・青助兵衛・湯浅安右衛門（英道）までは同じであるが、湯浅七右衛門（信用）・湯浅平左衛門（信明、初め平介）・湯浅幸介（政信）・湯浅平左衛門（信明、隠居して夢覚）・湯浅延蔵（与茂八之信）・湯浅太平（定勝）の6人が追記され、合わせて10名となり、宛名は14代湯浅平左衛門（信徳）であった。10名のうち花押のあるのは太平定勝だけであることから天保12年本を作成したのは、この太平定勝と推察されるが、2種類の湯浅系図に見えない。宛名の平左衛門は14代の平左衛門信徳とみられる。

ところが表2の歴代事績に掲げた通り、13代与茂八から14代信徳への代替わりにあたり、相伝の石垣技術が信徳に伝授されていないことが発覚し、知行高1石が藩預かりとされ、信徳に秘伝授が厳命された。そのとき信徳は、一族の太平に相談し、無事技術の修練につとめ

表2 湯浅家歴代の事績

代	湯浅系図の歴代人名	事 績
6代	判兵衛 定周 (実は同名四兵衛二男、養子)	朝鮮役に出陣し、16石拝領。延宝2年5月6日死去。釈道徹信士。
7代	七右衛門 高道 (初め弥兵衛、延宝3~6年は安右衛門 延宝6年正月より七右衛門)	延宝4年、吉川広嘉代に近江国にて戸波駿河の下で修業。延宝5年伝授をうけて帰国。大橋台をはじめ室木御開作などの御用に従事し4石加増、合せ20石拝領。享保7年4月15日死去。釈善了居士。
8代	安右衛門 英道 (初め千若、元禄9年より平九郎、元禄14年より安右衛門)	射的に精通する。延享2年9月4日死去。釈受的誓心居士。
9代	七右衛門 信用 (初め半平、寛延3年より七左衛門)	
10代	平左衛門 信明 (初め平介)	明和7年、祖父七右衛門以来四代の勤功により1石加増され21石となる。
11代	幸介 政信 (同名 太兵衛二男、養子)	天明3年、信明隠居につき養子となる。養父平左衛門天明3年秋逐電。咎により1石召し上げ。寛政3年免罪、石垣流儀の勉強を進めるが、不行状により処罰され2石減石 (18石取)。隠居し罪許される。
12代	平左衛門 信明 (寛政6年隠居して夢覚)	寛政4年、養子に入り家督継ぐ。寛政5年、川普請などに出役。穴生の門弟への指導、出精に付1人扶持拝領。享和2年9月21日死去。釈直曉普。
13代	与茂八 之信 (初め国太郎、養子)	享和2年、御境川筋普請や穴生方功者等につき2石加増あり20石取となる。組外通に昇進。天保11年3月24日死去。草淨院釈芳岳良諦居士。
14代	平左衛門 信徳 (初め為次郎、幾次郎、のち平左衛門)	文化2年生。文化13年より御蔵元給仕となり算用所勘定に従事。御紙蔵御算用方筆者・御裏昇明殿筆者など歴任。天保8年1人扶持3石加増。天保11年、家督譲られるが、相伝の石垣技術の伝授不備とされ同族太平の助力をうけ、石垣技術習得に努め、天保12年、家業の秘伝書の伝授をうけ免許皆伝となる。弘化2年、石垣秘伝書のほか御土筒方、大橋普請などの功績を認められ、藩預かりの1石が戻され20石となる。明治元年、64歳で死去。青山浄安居士。

表3 湯浅家所蔵史料リスト

	標題	年代	形態
1	「石墻書」 *	宝暦5年11月28日	折本
2	「石墻書」	天保12年7月23日	卷子
3	(錦帯橋石工秘伝写) *	文政10亥年3月	切続紙
4	大橋初り之事	弘化2年巳 冬	切続紙
5	石垣秘伝皆伝に付金子下付通知 *	(天保12年) 丑12月	折紙
6	(石工仕法書) *	年不詳	こより綴
7	(錦帯橋石工相伝記録写) *	年不詳	こより綴
8	「湯浅氏先祖書」	年不詳	罫紙
9	「源姓知波太郎種猶末葉 湯浅家系図」 *	年不詳	袋綴
10	「同上 系図写」	年不詳	卷子

・原題には「」、筆者のほうで与えた仮題には()を付した。*印は本書に翻刻掲載する。

皆伝に至ったが、その間の事情を湯浅家系図(表3の9)は以下のよ
うに述べる。

「天保十二年丑の七月二十三日、家条伝来の要害の石垣仕法普請方
の儀、去夏以来、湯浅太平と申し談じ、追々修練仕り候処、この
節に至り一子に伝える、その余の流儀、同秘書等に至るまで、皆
伝相済み候段、組筋へ御届け申し出し置き候」(原文を読み下す)
このような事態に至った原因は、与茂八が天保11年春に病気のため

隠居し、信徳へ相続させようとした時、藩から「家筋伝来の穴生方業体の心得」について問い合わせたとき「不詰の申出」があったため、藩から不審に思われ、再度の尋問や調査が行われ、与茂八が相伝の技術をすべて会得していない、つまり皆伝に至っていないことが判明した。しかし、与茂八は、その時点ですでに病死していたので、信徳に秘伝継承が厳命されたのである。信徳は、一族の太平定勝のもとに相伝の技術書が伝来している事を知り、1年にわたり太平から秘伝書の伝授をうけたのであろう。天保12年本（5巻本）が、7月23日の日付をもち、太平定勝から平左衛門（信徳）宛てに伝授する形式をとった背景に、このような事件がおきていたのである。

宝暦五年本は、湯浅家7代高道・8代英道のほか同じ藩穴生とみられる青・井下両氏に、近江坂本の公儀穴太戸波駿河からの技術伝授があったと主張するが、宝暦5年の湯浅家当主は安左衛門英道（安永7年死去）であり、英道は何らかの必要にせまられ、父七右衛門（高道）に伝授された技術内容を家伝の技術として折本にしたためた。本書を所持することで湯浅家は藩穴生にふさわしい技術を継承する家であると公認されたからである。14代信徳への代替わり際に、秘伝書の紛失が疑われ、秘伝伝授が藩から疑問視されたように、秘伝書を所持する政治的意味は大きくなっていった。幸い一族の太平家に本書の写が伝来していたため信徳への秘伝伝授は、かろうじて保たれ公認された。宝暦五年本を所持することで湯浅家の存立基盤は強まったが、逆にそれを失えば、湯浅家の存立を揺るがす事態に発展したのであった。

なお宝暦五年本にみえる青助兵衛の名前は、延宝2年『橋方御普請役者注文』（岩国徴古館蔵）の中に橋普請に動員された御弓肝煎の1人としてみえるが、井下五右衛門の名前は見えない。今後の調査にゆ

だねたい。

岡本家の「石垣築様之目録」では野崎氏3代にわたり技術を継承した形式をとっていたが、湯浅家の2つの石垣技術書でも同様に、湯浅家歴代が技術を相伝した形式をとっていた。近世中期になると、石垣技術が特定の穴生家の家業となり、「家伝」として独占される傾向を帯びてきたことが窺え、興味深い。加賀藩の後藤家や奥家でも、同じ動向が窺える。

さて7代七右衛門（安右衛門高道）が、延宝4年に近江坂本に技術習得に行った経緯については、同家所蔵の錦帯橋関係資料や岩国徴古館所蔵文書などに詳しい。それらによれば、岩国藩の3代藩主、吉川広嘉は、かねてより岩国城下錦川に架橋する構想をいだいており、延宝元年春に工事を起こし、反り橋として著名な錦帯橋が初めて完成された。しかし、翌年夏の洪水で、4台あった橋台のうち3台が崩落した。早速、崩落原因を調べた結果、反橋三つを繋いで一つの刎橋にしたことが原因として浮かび上がってきた。そこで、反り橋の一つ一つに一つの刎橋を設ける構造に作り変えることとした。

また、壊れた橋台三つの再建については、石方役人戸川理右衛門・中野又右衛門・新見十郎左衛門などが工事責任者となり、湯浅七右衛門高道らがその手伝役として動員された。彼らの尽力で「石台刎出」は丈夫なものとなったが、石台の土台付近を強化する川中の敷石がはがれ流失するのを止められなかった。そこで、延宝4年、湯浅七右衛門と米村茂右衛門を近江坂本の戸波駿河方に差し送ることになった。

2人は戸波のもとで「要害の趣、かつうは大川下敷石仕法」¹⁰について稽古し、秘伝を授かって帰り、無事、橋台工事を仕上げた。

その工法は、橋台の上流60間と川下60間に大石・中石・小石を混合

し、数万の船で捨石を川中に入れ込んだあと、川下・川上40間に中敷石を入れ込み、さらに川下・川上20間に上敷石を配するという頑丈なものであった⁷⁾。さらに生松の大木を組み合わせた土台木の中に石を据え、石垣を組み上げ栗石を入れた。その際、石垣の勾配は1間につき1尺か9寸としたが、こうした点は「石塙書」のなかでも触れている。

米村茂右衛門の由緒書⁸⁾によれば、湯浅七右衛門とともに吉川広嘉の命をうけ「穴生稽古のため泉州へ差し遣わされ、戸波駿河へ入門」と書くが、近江を和泉と混同している。米村氏はまた「一途に伝授を得」、延宝4年9月20日に免状を取り帰国した」と述べ、戸波流の石垣技術をものにしたと主張する。その結果、藩から穴生の技術の子孫に伝えてゆくことを期待されていたが、米村氏は大工職との兼務では成り立たねたので転職を求めた。その結果、御弓組に配属されたという。藩穴生の武士化の一例といえる。

本書に書かれた石垣技術は52カ条におよぶが、このうち19の箇条は「口伝」という注記があるだけで具体的な記述がない。このような説明省略所が多いのが本書の特色でもある。表1で、前節でみた二つの秘伝書との比較のため設定した6分類に、この52カ条を振り分けてみたが、「石塙書」は「石垣築様目録」とともに兵学的な知識が少なく、城郭石垣の石積み技術が多数を占める。しかし、石垣高さごと必要とされる石材のサイズと数量を積算した「石取り石図り」の技法については、三つの秘伝書のなかで唯一本書のみ、高さ7間の石垣を例に3項目にわたって記載するので注目される。具体的にいえば、(8)(9)の項目において、高さ7間石垣を大きく上・中・下の三段に分け、下段5本、中段5本、上段5本合わせて15本の角石を用いると見図り、各段ごとの角石の小面・控のサイズを例示し、合わせて角脇石や平石

についても上・中・下段の三つに区分し、石の小面や控の寸尺を例示するものであった。

石垣の勾配に関する箇条も多いが、省略された箇条が多いので、やや物足りない印象を与える。それでも15項目めの「隅大抵仰形の方(法)」では、9種類の石垣高さごとに1間ごとの仰(底辺)を例示する。これを表示すると表4のような矩形表ができる。これを見ると石垣勾配は直線勾配にならず、上にいくほど勾配を急にしており、いわゆる「ノリ返し」の勾配となる。ここから湯浅七右衛門は、近江坂本の戸波駿河から熊本の「石垣秘伝之書」にも通ずるノリ返しの石垣勾配の技法を伝授されていたことがわかる。しかし、これ以外の石垣勾配に関する技術項目は「口伝」とし省略が多い。一旦習得した知識を次第に封印していったのである。表1で②に分類した技術のうち、「隅^{すみのりかた}仰形」や隅石に関する技法、「摺り合わせ石塙」「布築石塙」など、城郭石垣にとつて中核的ともいえる記述が省略されている。このような技術は18世紀以後の岩国藩穴生にとつて、さほど必要ではなかったのである。表1で④に分類した「水たたき石塙の方」「水除け石塙の方」「橋台の方」などの記述が丁寧であることから、錦帯橋の橋台や新田石垣、錦川の護岸などの土木事業に有益な技術が優先され、藩主居館からはるかに離れた山上にある城郭石垣の維持管理の技術は後景に押しやられた格好である。

錦帯橋の橋土台の再建・修理は江戸時代を通し繰り返し行われたが、これが岩国藩穴生にとつて緊要な業務であった。その結果、「石塙書」は城郭石垣にとつて重要な技術が「口伝」とされ省略された。その結果、技術の継承そのものがなされなくなった可能性すらある。それは湯浅家による石垣技術の習得理由が、上記のごとく錦帯橋の橋台修理

表4 湯浅家秘伝の矩方

(単位は寸)

石垣高さ	2間石垣	3間石垣	4間石垣	5間石垣	6間石垣	7間石垣	8間石垣	9間石垣	10間石垣
1間目	7	8	6	6	7.5	8	4	3.5	4
2間目	11	12.5	10.5	10.5	11.5	12	9	7.5	8.5
3間目	*	14.5	13.5	14	14.5	16	13	11	13
4間目	*	*	15	16.5	17	18.5	17	15	16
5間目	*	*	*	18	19.5	20.5	20.5	18	18.5
6間目	*		*	*	20	22	22.5	21	21
7間目	*			*	*	23	24	23	23
8間目	*				*	*	25	25	24.5
9間目	*					*	*	26	25.5
10間目	*						*	*	26
総矩長さ	18	35	45	65	90	120	135	150	180
平均勾配	9	12	11	13	15	17	17	17	18

* 平均勾配は、記載された「総矩長さ」を石垣高さで割った1間当りの矩方。

湯浅家秘伝 規合試算

	2間石垣	3間石垣	4間石垣	5間石垣	6間石垣	7間石垣	8間石垣	9間石垣	10間石垣
1間目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2間目	4	4.5	4.5	4.5	4	4	5	4	4.5
3間目	*	2	3	3.5	3	4	4	3.5	5.5
4間目	*	*	1.5	2.5	2.5	2.5	4	4	3
5間目	*	*	*	1.5	2.5	2	3.5	3	2.5
6間目	*	*	*	*	0.5	1.5	2	3	2.5
7間目	*	*	*	*	*	1	1.5	2	2
8間目	*	*	*	*	*	*	1	2	1.5
9間目	*	*	*	*	*	*	*	1	1
10間目	*	*	*	*	*	*	*	*	0.5
規合合計	4	6.5	9	12	12.5	15	21	22.5	23
平均規合	4	3.25	3	3	2.5	2.5	3	2.8	2.6

* 上段の表は、石塙書⑨「隅大抵仰形方」の記載を表示したものの。但し、1間目・2間目の数え方は原史料とは逆に天端側から数えた。下段の表は、各間ごとの矩方の差(規合)を掲げ、その平均値を試算したもの。

がきっかけであったことに深く関わる問題であり、岩国藩の石垣技術者が、最初から抱え込んでいた矛盾であった。

延宝年間に戸波駿河から伝授された技術には、明らかに城郭石垣の勾配・石積みに関する基本知識が多く含まれていた。しかし、戸波氏は、それにとどまらず、湯浅氏らの要望を容れ、彼らの求める水辺の石積み技法の伝授にも十分応えた。本書からこの点が十分窺える。17世紀後半(延宝年間)ともなると、公儀穴太の家でも、城郭石垣以外の多様なニーズに丹念にこたえた点が注目される。本書は公儀穴太の戸波氏から伝授された城郭石垣に関する基本技術だけでなく、その応用として橋台石垣や水除け石垣、土留石垣、新田石垣など、広汎な土木工事に活用できる石工技術を記す点で貴重である。

なお、延宝年間に坂本にいた戸波駿河は、幕府から100石の知行を受けただけでなく、加賀藩前田家からも300石で召抱えられ、年頭の挨拶に金沢に出仕する御歩並身分の者でもあった¹⁰⁾。本書の最後52項目に「方々石塙規矩手鑑」という表題のもと、江戸城・大坂城・二条城という代表的な公儀城郭の石垣高さ・勾配を例示するが、そのなかに「加賀国石塙法 高六間半」として金沢城石垣の勾配も例示していた。公儀の城の例示のなかに何故、地方大名の前田家の居城が例示されたのか不思議に思われたが、本書の情報源が近江坂本の戸波駿河であったことからその謎は解ける。戸波駿河家は寛永元禄の60年以上にわたり前田家の祿をはむ加賀藩所属穴生でもあったから、当然金沢城石垣の勾配について基本情報を得ており、それが「石塙書」の末尾に書かれた理由である。「石塙書」として岩国藩に伝来した技術の源流は、戸波駿河にあり、その戸波氏から金沢にも同様の技術が伝来した可能性は十分ある。その点の検証が、今後の課題となろう。

四 寛政四年「石垣組立秘伝」

本書は岩手県立図書館に所蔵される石垣技術書であるが、図解を中心にするところに特色がある。末尾に付された「附記」に「石垣組立秘伝は、南部藩抱石工平栗氏の家に伝ふるところである。なほ同家には寛政四年正月付けの石工師匠上田三郎左衛門より平栗長次にその技の秘伝を授くる旨の書付けを蔵して居る」とあるので、本書はもと南部藩（以下では盛岡藩に統一する）所属の石工平栗家に旧蔵されていたものであり、寛政4年に江戸の石垣技術の師匠、上田三郎左衛門から伝授されたものであった。しかし、「附記」の文章も書体も、きわめて新しいものであり、「附記」と同じ筆跡で全体が記述される点からみて、明治以後の写本と判断される。紙質や装丁からもおおむね戦前期のものともみてよい。

本書を写し取ったときの原本は、ある時期まで石工平栗家に伝来していたはずだが、岩手県立図書館に所蔵する現存の平栗文書26点^⑧のなかに該当するものはない。原本は、この写本ができたのち現在に至る間に行方不明となったようである。しかし、近年の写本とはいえ、本書が写本として残ったことは幸運なことであり、江戸時代後期の地方職人が得た石垣技術書として重要である。伝来事情や内容からみて、本書は、これまでみてきた三つの秘伝書と異なり、非坂本穴太の技術書である。平栗氏に秘伝を授けた、江戸の石垣師匠上田三郎左衛門は「公儀石垣師」と自称するが、いまのところ坂本穴太と直接の関連を窺うことができないからである。その意味で、加賀藩の非坂本系穴太である後藤家の石垣技術書に並ぶものであり、今回初めて翻刻紹介することにした。合わせて平栗文書の中から、本書の伝授をうけた平栗

家の長三郎・長治らの土木技術に関する古文書（平栗文書）を参考資料として掲げた。

以下では、平栗文書を旧蔵していた平栗長治家が本書を入手した経緯と、本書の石垣技術書としての特色にわけ、ごく基本的なことについて説明したい。なお、森下徹氏がかつて平栗文書と「石垣組立秘伝」を用いて、近世の職人技術の地方伝播のあり方を検討した論文を公表しており^⑨、筆者にとつて本書を知る直接の契機となった。北垣所長も、これとは別に盛岡市教委から本書の紹介をうけており、2009年には金沢城調査研究所として、あらためて調査を行い今回の翻刻にいたった。

(1) 「石垣組立秘伝」伝授の経緯

盛岡藩の石垣職人であり、盛岡城下の山岸町に在住する車力棟梁の長治なる者が、藩命により江戸へ石垣技術習得の旅に出て、江戸で師事した「公儀石垣師」を名乗る上田屋三郎左衛門から金2両で入手したのが、この「石垣組立秘伝」である。このことを下記の4点の平栗文書を活用し紹介したい。平栗文書と「石垣組立秘伝」に関し初めて本格的な考察を行ったのは、森下徹氏であったが^⑩、森下論文は地方職人が特権的地位を保持してゆくには、江戸・京都・大坂などで先進技術を獲得することが不可欠であり、技術秘伝・免許皆伝目録などを持つことは、地方での営業展開にとって有効であることを指摘するものであった。しかし以下では、非坂本穴太である江戸の石垣職人から、盛岡藩の下級職人であった石工棟梁が学び取った石垣技術とはどのようなものであったかという関心のもと、「石垣組立秘伝」とその入手者である石工平栗家について、森下論文に学びながら解説を加えたい。

(4) 天保4年10月 車力棟梁長次石垣御用に付救済願

(5) 元文3〜6年 江戸石垣稽古井盛岡城石垣普請留書

(6) 元文3〜6年 江戸石垣稽古井国元石垣普請留書

(7) 寛政3年 江戸石垣稽古出張の留書

右の4点の平栗文書から、江戸での石垣技術伝習の経緯などがわかる。まず、(4)は、盛岡藩に仕える石工棟梁の平栗長治（車力棟梁長治とも称する）が、天保4年10月、天保飢饉のなかで困窮する自分と手下に抱える7人の奉公人（石工）に対する救済として雑穀支給を願い出たものである。そのなかで、過去の飢饉時に助成をうけた先例を説明するが、その際、祖父長三郎と父長治（以下では先代長治とする）がかつて、それぞれ江戸へ石垣技術習得に出たのち帰国し、盛岡城石垣普請に尽くし種々の扶持米などを受けたことを力説し、それを飢饉時に救済を受ける根拠とし嘆願した。そこで語られた祖父長三郎と先代長治の江戸稽古の事情に関しては、年不詳の3枚の切紙（史料(5)・(6)・(7)）に縷々記される。史料(5)(6)は、長三郎の元文年間の江戸稽古と盛岡での石垣御用について記し、史料(7)は、寛政3〜4年頃の先代長治による江戸修業と「石垣組立秘伝」入手の事情を断片的に記す。

史料(4)〜(6)によれば、長三郎の江戸稽古は元文3年5月に始まり、留守中の者に手当として二人扶持が下付された。江戸に着いた長三郎はまず「公儀様御石垣師」上田屋三郎左衛門なる石工棟梁に入門し、上田屋が受注した江戸の南八丁堀三丁目の「公方様石垣御用」に3年間従事し技術習得に励んだ。元文6年春、盛岡藩江戸屋敷の奉行から長三郎に連絡があり、上田屋から直ちに暇をもらい、すぐにも帰国し盛岡城での石垣普請に従事するよう命じられた。そこで長三郎は江戸で石垣普請に必要な諸道具を揃え、同心足軽と2人で盛岡まで運搬し、

盛岡城の新御蔵前での石垣修理ほか「下御台所上のさや石垣二カ所」「鍛冶屋御門前さや石垣一カ所」「吹上御門外さや石垣一カ所」でも修理工事を行った。この「さや石垣」とは、現在も盛岡城の二の丸に遺存する孕み石垣の外側に増設された「はばき石垣」のことと推定される。

先代長治は、寛政4年2月、長三郎の江戸稽古の先例にならない、3年間の江戸での石垣稽古を許され、先例どおり上田屋に入門したというが、『石垣組立秘伝』の年記が「寛政四年正月」である点と齟齬がある。この経歴では江戸稽古前に本書が伝授されたこととなり、江戸稽古の年次と食い違う。しかし史料(7)によれば、寛政3年10月19日に盛岡藩士奥瀬要人の御供として江戸へ出立し、11月1日に江戸に到着、16日に沼宮内武左衛門の御小屋に住み込み、八丁堀の石屋佐左衛門、八丁堀竹河町伊勢屋小兵衛などに師事し、彼らの下で浜御殿や佃嶋の石垣普請に従事したという。その時、上田屋から秘伝の巻物を得て藩邸で武家衆に見せたところ、礼金2両を拝領したので奥瀬要人に、この巻物を差し上げたという。このように、先代長治が寛政年間、江戸稽古に向かったとき、祖父長三郎の師匠であった上田屋を探し出し、『石垣組立秘伝』を入手し、これを手控えたのち、原書は盛岡藩士で奉行であった奥瀬氏に上納されたものとわかる。奥瀬から下付した2両が『石垣組立秘伝』入手時の対価とみられ、技術秘伝は金銭で授受できる時代になっている点がおもしろい。むしろ、石垣職人として師事し一定の職人奉公の期間がないと下付できなかったであろうが、親方の下で何十年も徒弟として下積みをつんだのち伝授されるというものではなかった。江戸で活躍していた石工棟梁は、各藩の要望にこたえ、技術見習の職人や下級藩士を受け入れ、一定年限の精勤をもつ

て技術秘伝を束脩と引き替えに伝授していったように思われる。こうした免許皆伝の乱発によって、石垣技術が、各地に伝わっていた江戸時代中後期の状況は、これとして注目すべき現象であった。

このような「石垣組立秘伝」の獲得経緯は、後藤彦三郎による石垣技術書の執筆動機と全く対照的であり²⁰、両者は非坂本穴太の技術秘伝獲得の仕方において、異なる二つ類型をなすものと考えられる。この点は別稿で詳しくふれたい。

(2) 「石垣組立秘伝」の特徴

「石垣組立秘伝」は袋綴の冊子で、本文30丁に付録3丁がついた石垣技術解説図集である。記載された順に、それぞれの内容に即して仮題をつけた。列記すれば以下の通りであり、それぞれの図の仮題は、原文にふさわしい記述があれば、その文言をとったが、適当な文言がない場合は、筆者が便宜的に付けた。原文通りの表記には「」を付した。

- ① 石垣ノリ方の図
- ② 水中築立候には捨て土台入れる図
- ③ 「築石、山取りの図」
- ④ 「ノリ一間につき三寸三分」の図
- ⑤ 「二間につきノリ四寸二分」の図
- ⑥ 「ノリ一間につき一尺五寸三分」の図
- ⑦ 築石の名称 I
- ⑧ 築石の名称 II
- ⑨ 「石垣組み立て申す時の遣り方杭」の図
- ⑩ 遣り方杭でソリを見る図

⑪ そろばん土台の図

⑫ 築石組み合わせの図

⑬ 「石垣角の築様」の図

⑭ 「はぐち土台」の図

⑮ 築き立ての図（とうがい・ともがい・ひかえ・相間石とも）

⑯ 「地巻き轆轤」の図

⑰ 「角石築様」の図

⑱ 石の組み合わせ図 I

⑲ 石の組み合わせ図 II

⑳ 石面上下の図

㉑ 介石の位置図

㉒ 石据え方図

㉓ やり方杭の当て方図

㉔ 石垣遣り方の図

㉕ ～ ㉙ 滑車の使い方図 I ～ V（文字なし）

このように本書は、文字情報の少ない簡素な技術書であったが、坂本穴太系の石垣技術書のどれもが触れる石垣勾配について、冒頭からふれている点は注目される。①図では、例示した石垣図の脇に、石垣の下3分2では1間に1尺のノリ、上3分1では1間に4寸ほどのノリすると述べ、勾配を変化させる「ノリ返し」の技法を、大雑把で簡単ではあるが説明していた。ただ「矩^{のり}」「仰^{のり}」という勾配を示す用語は「乗」という表記を行っており、宛字に特徴があった。大ざっぱな「矩方」数値を指摘するが、坂本穴太の石垣勾配の技術が17世紀以後全国に広まった結果、江戸の石工棟梁の世界では、このような用語に変容し、技術秘伝の中味も彼らの経験や必要に即したものに変容し

ていたと理解される。

本書末尾の「附記」部分に、「寛政四年壬子正月吉辰」の年記が付いた、上田三郎右衛門了道（花押）から平栗長次に宛てた石垣技術伝授の書面が1点あった。そこにも、石垣勾配の要諦が述べられ、その内容は本文に載る①②の図と深く関連するので、書き下し文で、あらためて紹介しておきたい。

「すべて石築きの仕方の義は、品々これあり候へども、別して城櫓下の石垣見附、或いは塀下、堀端石垣など、その場所々々などにしたがって見計い、築き立て候事専一なり。尤もやり方・石割・しゆら・足代・裏込・土塀等、すべて石垣築立の仕様、先年遣し置き候帳面の通り相違これなく候、なおまた、此度くわしく口伝いたし候」

と述べたあと、

「石垣隅石の義は、およそ高サならびに石の大・小には寄らず候へども、のりの事は、四分六分の割合をもつて、下より六ツ迄ののりを付、上四ツハのりを戻し、勿論水中に築を築き立て候時は、場所により築き立て候所は、前の通り幅三尺ばかりも置き候て、杭木を打ち、関板にて水くげ申さざる候様に取り付け、もし地面あしき場所にて候はば、下地に杭を打ち（図②参照）、その上に十露盤を打ち込み置き候。杭の頭にならば、かすがひにてかため、右の上へ土台木二通り居え付け、もつとも石垣面へ三・四寸も出し候様に居付申す事要なり（図②③参照）。それより、やりかたにて石垣角ミのりを極め（図④参照）、もつとも角石の義は上端蹴上げ登り、真かねにいたし、やりかたに合わせ、石下にて土台を切り合わせ、その上の石よりは石四方真かねに致し、とも入

れ方にて、少しく取り通し置き、やりかたに合わせ築き立て、或いは角石は大小によらず、十を六わり候。六つ迄は右の通りに築き立て、七ツ目の石よりは、のりを戻し、下端角ミの方にて取り通し、上の平均石にては真金にいたし、下石に取り付け申すべき事。のりの儀は、一間につき一尺の割合に致し、七ツ目の石よりは、のり老間に四寸位、平均石は真金に致し申すべき事、其外は筆紙に尽くしがたし。口伝に申演ぶるものなり。」

石垣の勾配については、①図と同じく石垣高さの3分2までは、直線的な勾配で矩をつけ、上部の3分1で「ノリ返し」つまり急勾配に変化させるといふ基本を指摘したあと、水辺の石垣や土台の悪い所での石積みの要諦を述べる。また石垣はその性格に応じて積み方が異なることを指摘したあと、「やり方」・「石割」・「しゆら」・「足代」・「裏込」について口伝にて伝授すると述べるが、いずれも、さきに見た三つの秘伝に共通する用語が含まれる。とくに「やり方」と「石割」について触れた点は、江戸の石垣師上田氏周辺にあった技術の特色ともいえ注目される。「やり方」は坂本系の秘伝書では「縄張り」などの項目で扱う技術であり、「裏込」は栗石の詰め方の技法だと推定される。技術内容として同じでも、呼び方や名称が異なる所に技術系譜の違いがあるのかもしれない。勾配を「乗」と表記したことも、背景があつてのことと推察される。

このほか本文の図解をみていくと、「はぐち土台」「そろばん土台」など河川土木の工法と思われる図や、石材の各部名称を記したものが多し。しかし、全体的にみると、系統性のある技術書とは言い難く、ランダムに石垣技術に関わる要点を列記したという印象をうける。

なお、本書末尾の附記やそこに付載された平栗長治らの事績書類

(盛岡城近くの下小路稻荷社の神事をつとめたことを示す文書等)¹⁰⁾
は、「石垣組立秘伝」を入手した平栗家のほうで追記したか「石垣組立秘伝」を含む平栗文書の調査者が編集したさいに追加されたものであろう。

本書の参考資料として掲げた15点の古文書から、平栗長三郎以下、長治までの3代が、どのような土木技術をもって生計をたてたかわかる。盛岡藩の穴生は、恒常的に士分として藩に仕える者でなく、臨時的に雇用される藩士であり、普通は一介の職人棟梁として藩の御用に応じた。なお、平栗家には、嘉永年間に城石垣の修理に関わったときの帳簿類が8点余り残っていたが、今回は翻刻しなかった。

盛岡城は慶長2年(1597)、南部利直が総奉行となり築城に着手し、翌3年に秀吉からの許可も受け工事が続行された。しかし完成までに多くの日時を要し、寛永10年(1633)、3代南部重直が入城したのち、ようやく歴代藩主の居城として恒常的に利用されるようになったという¹¹⁾。城内石垣を見ると慶長期(1期)と元和・寛永期(2期)の石垣が本丸周辺によく残っている。このような江戸初期・前期の石垣築造にどのような人々が動員されたかは全く解明されていない。江戸中期(宝暦年間)は、盛岡城の石垣修理体制が「足輕に担当させた」段階から城下の請負業者(車力棟梁平栗長三郎・長治や石工棟梁長兵衛、日用頭市三郎など)に委託する転換期になったと森下氏は指摘しているが、この点も、さらに検証が必要であらう。車力棟梁・石工棟梁とされる城下町の職人に依存せず、藩直営で石垣普請がなされた段階もあったと思うが、その実態や宝暦以前の藩穴太のあり方については、今後検討すべき大きな課題である。

註

- (1)岡本氏・北垣氏からの聞き取り、および北垣氏から提供されたサンケイ新聞記事による。『大阪城天守閣紀要』(1985年)13号では本文を翻刻紹介、14号で現代語訳を掲載する。本書でも、再度25年前の現代語訳を再検討したうえで、最新の解釈によって意訳文を掲載した(参考資料)。昭和55年のサンケイ新聞は、「最古の石垣秘伝書見つかる。奈良の旧家」「石工の統領(穴太)書き残す」といった見出しで、本書を紹介している。
- (2)丸亀市教育委員会にも問い合わせたが、収集した山崎家や駒井家の侍帳に該当する人物は確認できなかった。

(3)『増補 駒井日記』文献出版。

(4)『江府天守台修築日記』加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵。

(5)福島正則宛加藤清正書状(慶長11年12月20日付、『新熊本市史』史料編3(近世二))で、駿府城の公儀普請にあたり穴太を駿府に派遣すべきか悩んでいる様子がうかがえ、清正のもとに穴太と非穴太の石垣技術者がいたことも窺える。したがって加藤清正の築城技術イコール坂本穴太系と単純に理解することはできない。

(6)細川家史料の「万治元年 公儀御普請方万覚帳」(永青文庫蔵)に、明暦3年11月から万治元年10月まで細川家に命じられた江戸城大手門台・二ノ丸御門台などの公儀普請に動員された、熊本藩穴太の名前を書き上げるが、そこに野口や北川作兵衛の名がみえ、彼らはすでに熊本藩に所属していた。

(7)(8)北垣聰一郎2003『石垣秘伝之書 北川作兵衛』。

(9)熊本市教育委員会1999『特別史跡 熊本城跡石垣保存修理発掘調査報告書』の末尾付録。

(10)前掲注(6)。

(11)北垣聰一郎1987『石垣普請』法政大学出版会。

(12)北垣聰一郎2002「伝統技術からみた城郭石垣の勾配について」『関西大学考古学研究室50周年記念考古学論叢』、西田一彦・西形達明・玉野富

雄・森本浩行2003「城郭石垣断面形状の設計法とその数式表示に関する考察」『土木学会論文集』750号などで、そうした試みを行う。

(13)北垣1987。

(14)前掲注(12)。

(15)永田新之丞1953『錦帯橋史』岩国観光協会。同書の付録史料として、湯浅家所蔵の2つの「石塙書」とともに関連の錦帯橋関連史料の一部がすでに翻刻されている。

(16)(17)註文政10年「錦帯橋石工秘伝写」湯浅家文書(表3史料目録の3号)。

(18)岩国徴古館1998『錦帯橋展』79頁に載せる「米村茂右衛門系図」。

(19)木越2007「近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程」『金沢城研究』5号。

(20)平栗文書26点の仮目録は下表のとおりである。

(21)(22)森下徹1997「盛岡藩石垣師の江戸稽古」『地方史研究』267号。

(23)前掲注(19)。

(24)本書68頁。この結果、石垣職人であり車力棟梁、庭師なども兼営する土木事業者平栗長治は、「山岸稲荷別当」平栗千座を名乗ることを認められた。近世後期穴太の多面的なあり方を象徴する史料である。

(25)「内史略一」『岩手叢書』1巻、『岩手市史』(近世期 上二)など。

平栗文書リスト 51-7

番号	年 号	題 目	形 態
①	天保4年巳10月	(4)車力棟梁長次石垣御用に付救済願	★ 切続紙(3枚)貼紙2枚(裏面貼紙)
②	不明	(12)長瀬橋修築見図并入札請負方に付仕様覚	★ 切続紙(6枚)
③	不明	(5)元文3~6年 江戸石垣稽古井盛岡城石垣普請留書	★ 切紙2枚綴(表裏に混乱あり)
④	文政9年戌5月	(2)御庭職札下付願	★ 折紙
⑤	文政11年 5月	(3)御庭職札御渡方扣	★ 折紙
⑥	不明	(10)城内石垣修繕に付入用銭下付高覚	★ 切続紙(2枚)
⑦	5月14日 (5月23日)	(11)道普請仕方覚	★ 切続紙(2枚)
⑧	宝暦11年巳5月17日	(1)道普請請負人請状	★ 切続紙(2枚)
⑨	不明	(6)元文3~6年 江戸石垣稽古井国元石垣普請留書	★ 折紙(二丁)
⑩	寛政4年	(7)寛政3年 江戸石垣稽古出張の留書	★
⑪	不明	(9)下屋敷石垣2ヶ所修理に付覚書	★ 切紙(1枚)
⑫	未8月11日	(8)修繕石垣組立方に付請書	★ 一紙
⑬	不明	大胸つきの図	一紙
⑭	不明	しゃちの図	一紙
⑮	不明	大堰の図	一紙
⑯	不明	(13)六尺三寸老坪之石居の図	★ 一紙
⑰	不明	(14)盛岡城はばき石垣の図	★ 一紙
⑱	午9月16日	(15)山岸長次作庭請負願	★ 一紙

(参考史料として掲載したものに掲載番号および★印を付した)

平栗文書リスト 51-8(8冊)

番号	年 号	題 目	形 態
①	弘化3年3~5月	御本丸三社様前手直控	長帳 8丁
②	嘉永5年11月	鳩森下石垣積書上帳	長帳2冊合綴(6丁・2丁)
③	嘉永5年11月	嘉永5年鳩森下石垣御用扣帳	長帳 5丁
④	嘉永5年9月	鳩森下石垣組直御入方扣帳	長帳 3丁
⑤	安政5年10月	安政5年午10月15日石持人足覚帳	長帳 6丁
⑥	卯7月	霊承院様廟所等入方控帳	長帳 3丁
⑦	丑12月	御城内米内御蔵前細石垣御入方	長帳 5丁
⑧	嘉永7年寅正月吉日	御作事所覚扣帳	長帳 7丁

Ⅱ 加賀藩穴生方の石垣技術秘伝

「II 加賀藩穴生方の石垣技術秘伝」では、加賀藩の穴生方藩士、後藤彦三郎が執筆した「唯子一人伝」五冊本（文化年間）、同名の一冊本（文政七年本）を読み下し文にして収載した。また、同じく後藤彦三郎の執筆した「古伝書」「落葉集」を、参考史料としてその読み下し文を収載した。

一、二つの「唯子一人伝」および「古伝書」「落葉集」の読み下しを行うにあたり、金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵の彦三郎自筆本を底本とした。これらは、いずれもすでに金沢大学日本海文化研究室編『金沢城郭史料』（石川県図書館協会 一九七六年）において原文が翻刻されていることから、本書では、読み下し文で紹介することとし、一步踏み込んだ解釈を加え、分かり易く表記することに努めたほか、翻刻ミスも一部是正した。

二、読み下しを行うにあたって、広く利用の便宜をはかるため、左記の要領で読みやすいものとなるように配慮した。

(1) 便宜的に漢字を仮名にあらためたところがある。例えば、

然（しかる）、可（べし）、不（ず、ざる）、者（は）、江（え）、被（られ）・而（て）・度（たく・たし）・為（ため、させ）、

共（とも）、去れども（されども）、合わせ字の夕（より）などである。

(2) 送り仮名や助詞などを必要に応じて補った。

(3) 本文中に適宜ルビおよび読点（、）、句点（。）を加えた。

(4) 片仮名は、原則として平仮名表記とした。

(5) 原文で仮名を用いても漢字表記にした箇所がある。

(6) 原史料の雰囲気を残すため、旧仮名使いを基本とした。

(7) 本文中で逆向き、横向き文字の箇所があるが、(※)印を付して「」内にその内容を示した。

(8) 本文を理解するうえで重要な語句、石垣技術に関する技術用語等について、*印を付して脚注を施した。

三、本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的
事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

一 文化年間 唯子一人伝 (五冊本)

(表紙)
「唯子一人伝 一」

およそ城は堀を掘り、その土をもって土居を築き、要害とす。芝土居・たたき土居・石垣は門台等、所によるべし。専ら掘り揚げ土をもって土居とす。土居の高さ・幅等の儀は軍師の指図なり。そもそも石垣と申すは、人夫莫太にして、その費用も同前なり。その国に石山なくしては自由に石垣築きがたく、まず大主のほかは土居掻き上げの屋敷構等なり。大主にても惣石垣と申すは稀にして、广大至極の人夫銀なり。石垣を築くこと、第一その地形の堅和等をよく考へ、規矩を専らとして築くこと肝要なり。往古武辺の人専ら築くこと候よし。その土地、不便の時は莫太の人夫等をもって築き給ふ。石垣たちまちむなしくなりしこと、その例も伝へ聞く。治世に至りては、その家も極まり、先祖伝来、或いは、その時の作意をもつて築くなり。かつまた、諸国城普請多くこれあり、築くといへども、石垣根元まちまちにして、不定なりと云ひ伝ふ。ただ、日早に築き出来を専要とす。尤もなるや。一城取り立てることなれば左もあるべきことなり。石垣いしがき古実等あるとはいへども、たしかに伝へ聞きたる人もなきよし。加藤備後守清政は、普請方は、はなはだもつて功者にして、石垣元祖と世上沙汰するところなり。不思

議なるや。清政語られ候聞書の様子ありて、元和元年、元祖左兵衛え相伝すといへども、家に入らざることなれば、そのまま置き候ところ、元和八年、穴生に仰せ付けられしをもって取り出し、虫喰ひをつくるへり、或いは、切れて見へず(と)ケ条もあり。これより家宝として、これを校正つかまつり、代々伝授、この趣をもつて石垣を築くなり。また、築きたる石垣、一度は孕み損じ、御普請仰せ付けられしことを考へ、縄張り等の仕様、代々委しくこれを作意仕るものなり。

附けたり、清政は自身に石垣を築き給ふよし。意味あることと見えたり。石垣名所を人にしらせぬためか、人に(知)励みを付くべき手立てか、また、石など引く等の節、(つと)買婦を雇ひ申され候儀あり。

これにて、大きにはか行く等の作意あり、(は脱カ)普請は名人と沙汰するなり。

ただし、戦国にては大名にても右様のことこれあるよし。治世とは貴賤とも、格別なることなり。

*城石垣の根元、

それ城石垣の古実、神武天皇、八十梟師を討ち給ふ時、

大和国城田キダと云ふところに築き給ふ。これ城の始まりなりと云ふ。この時、天皇宣ふは、およそ日本は神国、人民は神孫なり。

*五行の積みかた尤もなるべし、と御工夫

*芝土居
芝を植えた土居のこと。

*たたき土居
土をたたいて固めた土居。

*軍師
大将の側にあつて戦略や戦術を指南する参謀をさす。

*城石垣の根元
「城石垣根元」の項は、後藤彦三郎の「城石垣始秘伝抄」(金沢市立玉川図書館蔵)と同一である。「金沢城石垣構築技術史料」(参照)

*神武天皇
「古事記」「日本書紀」に書かれた最初の天皇。カムヤマトイワレヒコノミコト。神話上の呼び名である。

*大和国城田
現在の奈良県奈良市付近と推定されている。

*五行の積みかた
陰陽五行説にのつった石垣の積み方。

遊ばし築き給ふ由。また、素盞鳴尊作りはじめ給ふともいへり。そもそも石垣を築くこと、神代より伝へあり、と聞く。そのいはれは唐土にも天地開き、人生まれたる始めは、野に住みけるが寒暑雨露にくるしみてのち、穴を掘りて住みけるとぞ。日本にも神代は右のごとくにて温熱鬱蒸のくるしみ病をいとぬ、のち家を作りて住居とす。天照太神の御時は最早宮室はあるといへども、これは尊貴の人のことなり。神武天皇の頃までは賤民は穴に住みたるよし。田舎に石にてたくみたる穴ありしは、その跡なりと云ふ。山などをかたどり、或いは、穴を掘り住居とす。これ、土留石垣のことと見えたり。いにしへ火の雨降りし故、屋ねは薄き石をもつてさま／＼にして防の為す。都近きになきは、普請等に石を取りたるゆえなり。当世、諸国城普請繁多なりといへども、石垣の法式をもつて築く人稀にして、忌み嫌ふの道もなきことを（加藤）清政なげき心力を砕き考え給ふ中に、ある夜、夢中に小高き山上に老翁が葉付の竹を城形にさしまわす躰なり。清政が翁に向かひ、この所は本城かと問ひ、翁はしかりと答え、石垣は五行を根元とし給ふかと問ひ、しかりと答ふ、と夢は覚にけり。清政は天皇の御工夫の証跡を今更見るがごとく、謹んで拝し歡喜し給ふ。

これ以後、石垣の法式相定まるよしなり。かくのごとく大志を起し根元を極め給ふこと元祖とす。もちろん自身に築き給ふこと意味深きことか。法式をもつて築きし石垣は果たして、その国の繁昌、四角八方へ榮えをなし、

天理に通じてのち、榮えの端相なり。普請道具多く人の知る所なれば、これを略す。

内、玄翁は昔、玄翁和尚と云ふ禅僧あり、殺生石を割り給ふ意味をもつて、石割り道具を玄翁と名付く。なお、（後世）後生に至りて考へ、利方道具品々出来すべきものなり。終わり。

石垣に三忌五禍のこと

三忌とは、一に石の縁を切ることを云ふ。二に一本角石、四本角石を云ふ。三には角石等石垣四番を云ふ。五禍とは、一に平積み石、地にては小石を積み、段々大きな石を積むを云ふ。二には角石・角脇（石脇方、以下同）も同前なり。三には石の控えなき石を積み、および、積み方がその所に不相応を云ふ。四には石垣根本弱くして積むを云ふ。五には角石・角脇等、割合もなく、その所に不相応なる組み合わせるを言ふなり。

二祥三吉のこと

二祥とは京都の平安城を云ふ。桓武天皇の御草創にて四神相応の神靈の地なり。東に山、小川、田、沢あるを青竜と云ふ。西に大道あるを白虎と云ふ。南に大河あるを朱雀と云ふ。北に山林あるを玄武と云ふ。これ四神相応の地なり。東西短く、南北長く、北高く、南ひくしを繁昌の地と云ふ。二には、城下、武士屋敷、町屋、相交じり城中（ナカ）にあれば、その国繁昌を増すと云ふ。これ、名地祥なり。三吉とは、一の角地、全石下え細石（ササレ）を敷き、松・竹・梅を敷き、左右かくのごとく、これ吉事なり。

*素戔鳴尊

「古事記」日本書紀に登場する神。天照大神の弟で、荒ぶる神として描かれる。神の所在する高天原を開放されたのち、出雲の神々の祖となつた。ヤマタノオロチ退治の話は有名。

*天照大神

「古事記」「日本書紀」に登場する主神の一つ。最初の日本国家統治の神として描かれており、皇室の祖先神。

*石垣の法式

「城石垣始秘伝抄」では、「石垣の作法」とする。

*清政

加藤清正（一五六二〜一六一一）。尾張中村の生まれ。豊臣秀吉子飼いの家臣。賤ヶ岳七本槍の一人。天正十六年熊本城主となり、朝鮮の役で武功を示し、虎退治の伝説は有名。関ヶ原の合戦後、肥後と豊後の一部を領す有力大名となつたが、慶長十六年病没。名古屋城の公儀普請で天守台に巨石を積んで石垣作りの名手と後世にたたえられた。

*玄翁和尚

（一三二九〜一四〇〇）南北朝時代の曹洞宗の僧で、下野国那須が原の殺生石を打ち砕いたという故事がある。

*石垣に三忌五禍のこと

「石垣に三忌五禍のこと」から次頁「五行の心もこれ三吉とするなり」までは、「新編地形准繩秘抄」と同文面である。

*桓武天皇

七九四年に平安京遷都を実現した天皇（七三七〜八〇六）。

*四神

北を護る玄武、東を護る青龍、西を護る白虎、南を護る朱雀の四つの靈獣をいう。

て、年々々々四角八方へ、采えをなす、と云ふ。

武州江戸御城は武士屋敷、相交り御城を中にし

云ふ。

右様子に相似たる勢ある地の、はからす繁昌を増すと
また、角形なり。心も三吉とすなるなり。

ひし印形なり。

ちの根元なり。また、三角は入里沙門のむすびたる
三には、角組は形を三角に組み立てたるなり。

住吉の松

植えし

かねてぞ

ためにしては

君か代の久しからん

奇のむすたま

なりて

かくれ右のいわいと

*君が代は千世にや千代に

くなり。古歌に

君長久を祝い奉り、
君方端の、
君長久を祝い奉り、
君方端の、

の、
君長久を祝い奉り、
君方端の、
君長久を祝い奉り、

蓬菜は海中の仙郷なれば、
蓬菜は海中の仙郷なれば、
蓬菜は海中の仙郷なれば、
蓬菜は海中の仙郷なれば、

*蓬菜と云ふ。

正月、三方に目だたせ、
正月、三方に目だたせ、
正月、三方に目だたせ、
正月、三方に目だたせ、

具故なり

「上り」御敏初めの日なり。御敏始めは農具最上の道

石垣築はむの、各目には、家・家・小家母はむの

は、宮社仏香より出たるか、堂宮建てるを普請して、

一、普請の文字の、
普請の文字の、
普請の文字の、

小立野東の方へ、
小立野東の方へ、
小立野東の方へ、

東武州の大主の、
東武州の大主の、
東武州の大主の、

これをもた不可思議なり。最前、
これをもた不可思議なり。最前、
これをもた不可思議なり。最前、

様な。

一年より、
一年より、
一年より、

と、
と、
と、

君折万歳白山社

臣守四方金城

題臥竜山

て金城の、
て金城の、
て金城の、

白山を臥竜山と名付けられ、
白山を臥竜山と名付けられ、
白山を臥竜山と名付けられ、

同道ましく、
同道ましく、
同道ましく、

天正五年、
天正五年、
天正五年、

咄あり。金次始め、
咄あり。金次始め、
咄あり。金次始め、

と云ふ古句を引いて、
と云ふ古句を引いて、
と云ふ古句を引いて、

門撃東湖万里船

登島西嶺千秋雪

を見給ひて曰へ、
を見給ひて曰へ、
を見給ひて曰へ、

可思議と云ふ、
可思議と云ふ、
可思議と云ふ、

天地の理に通じて、
天地の理に通じて、
天地の理に通じて、

期ある。これより、
期ある。これより、
期ある。これより、

い山は、
い山は、
い山は、

不明に、
不明に、
不明に、

用いて、
用いて、
用いて、

水緑の頃、
水緑の頃、
水緑の頃、

を、
を、
を、

を、
を、
を、

を、
を、
を、

を、
を、
を、

となくすべて家建てても普請と云ふ。

しかるといへど、石垣築つきを普請と云ふは、
〔^(貼紙)普請の普は、あまねく、と云ふ文字にて、広く太く
なること同じなり。〕

御築の節は、日本より細工人来たり候ゆへ、普請と名
付けたるか。また、別に調へ置く。〕

一、往古、戦国にては、城は土居を専らとす。子細は戦
国に俄に石垣を築くと申すことは、とても成りがたき
ことゆえ、堀を掘り、この土をもつて、土居を築、堀
を掛け、要害とす。門台など石垣にすることあり。

戦国のことなれば、要害も浅ましくなること、と見え
たり。去りながら、国とところ大家・小家にもよるべき
ことか。

土居は土をもつてするゆへ、土居と名付く、石垣は石
をもつてするゆへ、石垣と名付く、また築地・築垣よ
り出たるか。

石垣孕み等の名目のこと

一、石垣張り出るを孕むと云ふ。これは石垣、天・人・
地の三つを表したるなり。しかれば、天は天、中は人
民、地は地なり。また、天はあたま、中は腹中、地は
足なり。人間の王は 天子なり。右三つの中は天子に
たとへるなり。孕みたる石垣は、例へば人の病氣なり。
崩れ落ち候えば死にたるなり。天子の御死去を 崩御
と云ふ。これ御崩と云ふことなり。右の名目にては忌
ゆへ、孕みを壊人^(カ)とす。崩落るを出生の^(ウツ)ところとす。

右のごとく人民にあらわるゆへ、張り出るを孕むと云
ふ。石垣、堅は陽^(ヒ)とす。横は陰とす。天を二十八宿と
す。栗石は衆星にあらわるなり。

石垣損じ名目のこと

一、孕む、張り出る、石口開く、崩れ掛かる、崩れ落ち
る、石口すく、

但し、押し出すも張り出すも同様荒き積みかた、伐り
合はせにて、右の名目のほか、これなきなり。

一、石垣積み方、角石の組み様に真・草・行あり、三つ
は真をもつて骨とす、行をもつて肉とす、皮をもつて
草とす、といへり。

石垣は云ふに及ばざるに、手跡はなおさらのこと、そ
のほか諸芸、この三つあるなり。

一、普請に取り掛かり申すは吉日をえらび、および、そ
の日の吉方あるなり。急なる普請には悉くえらびがた
くゆへ、吉方に向かひ角石伏せ立て、すべて吉日・吉
方なり。普請方には聞神の方、祝言等には玉女の方な
り。

子 丑 寅 卯 辰 巳 午 未 申 酉 戌 亥

聞神は、その日辰の日なれば、辰より三つめ寅の方が
その日の吉方なり。その日のえと^(千支)より上みに三つ目と
知るべし。玉女は九つ目なり。

一、石垣を築くに掘り立てをして根石を伏せ申すなり。

尤も、土中になるゆへ、根石とも、土台石、土込石、
底石地全石といふ。この地全石と、一の角石の間に松

*二十八宿

黄道(地球から見て太陽が地球を中心運行するように見える天球上の大円)に沿って天球を二八に区分し、星宿(II星座)の所在を明瞭にしたもの。太陰(月)はおよそ一日に一宿ずつ運行する。中国では、蒼(青)竜(東)・玄武(北)・白虎(西)・朱雀(南)の四宮に分け、さらに各宮を七分した。

*聞神(ぶんしん)

「ききがみ」ともいう。陰陽家の語で、その日の干支から三つめにあたる干支の方角をさす。吉方の決め方の一つ。

絵図にして相考えるべし。悪しきとて跡より直すことならぬは石垣なり。よくよく分別すべし。もつとも、積み方等、絵図にて御達し申すべきことなり。

一、石垣を築くに地形を見届け築くこと根元なり。地形の堅・和そのところを考へ、掘り立て深き浅き等のことあるなり。あるいは、沼深・砂浜・川縁・橋台下・がけ縁・水堀・浜にても水をたたきつけ申すところ、あるいは、湖水縁に石垣を築くこと、草檣、あるいは、生松木をもつて土台を入れ、あるいは、湖水は莫太に捨て石して、いかにも根を強くして築くなり。地形を弁せず普請すれば、むなしくなり候こと眼前なり。それゆへ昔は武辺の人と見えたり。根の強きことを見切るにおいては危なきことはなきなり。よつて、地形を考へかため築くなり。

石垣に陰陽和合の角のこと

これは、たとへば高さ五間の石垣を築くに、この矩方、尺に三寸矩なれば、惣矩方(二寸のりかた)九尺なり。この内を規合にするなり。築出来のうえ、規合・矩方・曲尺を相違なく合はせ申すを陰陽和合と云ふ。子細は築かざる以前に、このところ積み留め出来と見切り置くことなり。もし、曲尺合(かねあわせ)が違ひ申す時には、この積み留めのところ、違ひ出入り出来なり。しかれば、規合・矩方合い申さざるゆへ陰陽和合とは申されず。規合・矩方は絵図に極め置き候通り、相違なく出来を和合の石垣と云ふなり。規は天なり。矩は地なり。すべて、物の形は

角と丸きと根にして皆形なり。方は天地の間、方にして四角の地なり。円は丸く天なり。

但し、のり合をおこす規とも、曲尺かへりとも云ふなり。別に絵図あり。

一、角数の絵図すべて別にあり。

一、卑(底)き石垣は、角石一本を堅(堅)に積むことあれども、一本は嫌ふなり。必ず根石あるべし。一の字を独とよ

み、また、さびしひと読むおしへなり。

一、四本角は勿論忌み嫌ふことなり。

一、角石(すみ)・角脇石、十二番に組み立てる。心は天神七代、

地神五代にあらわす。

一、平積みも諸神にも人民にも万物にもあらはす。陰陽の二つより万物出生するゆへなり。

石垣(勾配)のかうばいに品々あること。ただし、かうばいは矩のことなり。これを石垣流義とす。

一、たるみ、はねだし(下地)、したなは

この三様にて矩方・規合の強弱あるなり。清政流と云うは右はねだしにて、至つて規合強く見事なり。別巻に委しく出す。

下縄 緩み(たる) 梲(はねだし)

*草檣
植物「あすなる(翌檜)」
の異名。

*天神七代、地神五代
天神は地神五代の前に、わが国を治めたという七代の神のことをさす。地神とは土地の神。

ずなり。もつとも一方は輪取りシノギに築く故丈夫なり。左右輪取りに築くと申すことはならず。子細は角劍先になりて櫓すわり申さずなり。山城にては出角・入角・シノギ角、地形そのところの模様にて右角・右角出来なり。シノギ角は平にあるものなり。子細は長間にてはこたへ兼ね申す故、シノギ角に築くなり。出角は角櫓の下なり。シノギ角・入角は中櫓の中なり。長間のところに、この角々築くなり。輪取り・石垣シノギ角には、犬走りは入らず、さりながら、その所にて御大将の御望み次第なり。

第四 山の上にて角形を拵え、陽の縄下す極意のこと

この所出角に築くところと相極まり候により、石垣矩方等、極り様は天山の縁より三、四尺にてもすわり材木にて角取りをして、この木の置き様、足り下りなき様にして、さて、五、六尺ばかりにても内えすはり、水縄を横一文字に張り候うえ、ふり下げ縄は二、三間ばかりにても、内より右横通し縄の上より一文字におろし、この縄先に石にてもくくり付け、木の先に釘にても打ち、いささかも狂ひなき様に山の中程まで一文字に下すなり。さて、この縄の通り、天より陽の縄一文字に地まで下し、地にて着くと杭木にくくり留め置き、地にて陰の縄、角形に足り下りなき様にして、何も水見大曲尺をもつて、よく吟味するなり。右振り下げ縄は、陽の縄一文字に下したきばかりのための縄なり。ふり下げ縄に陽の縄つき候へば、まがりなきとい

ふものなり。もつとも、角石積み留め、このところ出来と見切り置くべし。陽の縄、一丈目一丈目に紙にて配賦を付け、これにて山の高さをはかるなり。もつとも、陽の縄一方へ下し候へば宜しきなり。陽の縄は地にて角に向ひ、左の方矩方となる。陰の縄は右の方矩方と知るべし。とにかく、縄の吟味大事なり。捨て縄も下し、陽の縄と天地同間にする等のことあれども、

これには及び申さずなり。右陽の縄、大事の縄なり。

この縄にて山の高さ・はたばり・勾（配、以下同）倍（配、以下同）ならばに勾倍の延びを見て石垣築矩方を極るなり。別絵図に詳しく調へ置くなり。

（第五）立水（たてみずなむ）縄のこと

天より地え一文字におろし、山の高さをはかる縄なり。しかしながら、山の中程ほどに出張り等ありておろされぬこともある故、この縄用捨とす。つかへぬところは、立水縄をおろし候へば、山の高さ知れるなり。

第六 陽の縄にて左の方はた張・山の高さ・勾倍（こう）ならばに勾倍の延びを見て矩方のこと。

陽の縄はかり見候ところ、天の材木の上より陰の縄まで、たとへば、何丈何尺あり、勾倍等をもつて山の高さを見て、はた張の内にて、天の材木より山の縁までの尺寸、ならばに地にて陰の縄より角石伏せ申す所までのすき引き残りたる丈尺を秘法をもつて割り、山の高さにて割れば、尺の矩方知るなり。惣矩方の内よりこれまた秘法をもつて規合を出すことなり。

*ふり下げ縄
天端に設け突き出させた角材の先端から垂直におろした縄のこと。

*はたばり
石垣の天端から水平に測つたときの、石垣の底辺の長さという。後藤彦三郎は、「惣はた張」と「はた張」を区別する。

*（第五）
原本では記されていないので補った。

第七 陰の繩にて右の方矩^(のりかた)方等極ること

陽の繩より、陰の繩辻まで何丈何尺ある。この内にて天にて陽の繩より積み留めまでの尺寸、陰の繩辻際にての繩延びとも都合二口引き残りたる丈尺等を秘法にて割り、山の高さにてわれば尺の矩方知るなり。惣矩方の内より規合を出す事、右同前なり。さて、陰の繩より角石伏せ申す所までの間、寸法よく極め置き、山の根に印杭^(しるし)を打ち、地形根伐りして、角石伏せ申す所、いささかもちがわざる様に心得るべし。陰の繩留め置き候杭木、角石地の上まで組み揚げ、陰の繩の高さに相成候はば、この繩を角石へうつし候上、右杭取り除くべし。

第八 地形^(ちぎよう)根切り^(ねぎり)のこと

石垣の根切りは地形の堅和、高石垣・中石垣、あるいは、地形和らかなる所は、その石をもつて堅むる等のことあるなり。高石垣ならば大概、根切り深さ五、六尺、幅は一番平石控へを山え掘り入れ申す程にすべし。この人夫図り、一坪土掘り揚げ申すこと、人夫三人、五六日にて掘り揚げ出来すべし。長日・短日、そのところを考へるべし。平石は地山え控えはりこ申か、大ききに石垣つよくなり。栗石多くつめるは、あしくなり。しかれば、陰の張り出し候ては、栗石多くつめ申すやうになり候まま、その心得すべし。^(ふりいし)輪取りにては、平積み輪取りになるなり。角石も輪取りにするにはあらず。高石垣は必ず輪取りにするなり。これにてこたへ

大きによきなり。所を考へ築くべし。

第九 規合^(のりあい)・矩方^(のりかた)のこと

石垣矩方までにて築き候ては陰陽和せず。矩方までにては天地の繩張り合はぬ故、内方すばり櫓・長屋建て方にもあしく、要害大きにあしく、規合にておこすゆへ、見分ならびに建物建て、要害よろしく陰陽和合なり。規矩はたくみの根元にて、この二つなくては成就することなし。誠にたからなり。

第十 坪図り^(つぼも)のこと

石垣の高さ長さにて坪高を図るべし。高さより根入れより極めるべし。角石は高さ次第、段々寸法を極め、何十何石と図るべし。真・草・行の角にて角脇石^(すみわき)数違ふなり。

第十一 石図り^(いしづも)のこと

石垣高さより割り出し、角石等寸法極めるなり。別巻に法を出し置くなり。^{*}平石にも右に準ずるなり。か様の法なく組み立てると、果たして角石折れ損ずるものなり。平積み地は大中は中、上は小を積むべきことなり。大法かくのごとく心得るべし。角石・角脇・平石、何程何程と図るを石図りといふ。

第十二 角石等組み様、石配りのこと

石垣高きひくきは、さて置く角石は六番、角脇六番と心得るべし。もつとも、高石垣にては寸法極め、角石等六ばん六ばんに組み立てるなり。ひくき石垣にても右の意味合は角は十二ヶ月に表す。しかれば、一ヶ月

*根切
土台を据えるため地面に溝や穴を掘ること。掘った穴溝のこと。

*輪取り
曲輪などを輪状に円くすることをいう。

*角石
石垣の隅角部の石。

*角脇石
角石の脇に置く石のことを指す。

*平石
石垣の隅角を構成する角石・角脇石以外の石材。

守護の神々あるなり。平石も右の寸法大概極めるべし。

石配り悪しきこと大きに嫌ふことなり。第一石垣弱きなり。子細は右の法なく、下には大石を積み、中は中石、上は小石、か様に積み（分）わくることなく、上中下の石配りなく、小石の上え大石を積み、中石の上え大石をかさね申すなどのこと、たとへば、十万貫目の石垣かさね目形あるべき所、右不順なる石配りにては倍の目形に成るべし。子細は、子供が大人を背負ひたる道理にて、めかた大きに重きなり。右様の配りにては角石打ち損じ平積みも孕み崩るること、これ皆、石配り前後故なり。角は石垣の柱（みはしら）なり。石垣を築くこと、たとへば人民の自由に働くなるがごとくと心得るべし。人は天の丸きを頭として、地四角なるを足とす。それ故、釣り合ひよく働く自由なり。この道理なり。人もあたま（たきく）大きにて自由ならず、石垣も法式はずれ天地の石配りあしく、天が地となり、地が天と配ること甚だ嫌ふなり。去によりて法をもつて寸法を極め、石垣高さにて極めるなり。

第十三 真・行・草の角にて角石・角脇作り様のこと

真の角は角石一本に角脇三本の図なり。行は二本、草は一本なり。積み方によるなり。伐り合はせ様も三段あり。もつとも、角は控えだけ合わすなり。これにむらあると角石折れるなり。草の角は荒く栗石つまる様に、角脇面かけ居り申す等のこと食着なきなり。胴にてよく合はせ、口は栗石つめる等のことあるなり。

第十四 （栗） くり石図りのこと

山城にては石垣裏詰めのところ出入りある故、綿密には図りがたく大概平均に図るべし。栗石持たせ候工夫り、遠近にて往来指し引き、ならびに、栗石持ち付き受け取り等のことは外役人あるべし。栗石三段あり。詰め様も同前なり。この図のこと、大概ただその法を出すなり。御築き申すは中々か様なるものにてはなく、栗石持ち付け詰めるばかりなり。これはただ大法をあげたるなり。

*目形
重さのこと。

第十五 石垣根切り相済み、土台石下え松の枝等敷くこと

別巻に出し置くなり。但し、松は敷くとも植えるともいふなり。誠に時雨にもそまらずして十八公の栄箱の後（切）にあらはれ目出度き貞木なり。

*十八公
松のこと。崩すと十八公となる。

第十六 鋏（切）はじめのこと

すべて普請初めは吉日を撰び、吉方へ向かひ地全石等を伏せるなり。しかしながら、それは治世のこと、戦国にては初める日が吉日なり。吉方に向かひ松の枝の規式、地全石を伏せ、あるいは、丁場の内、石引き伏せるを鋏初めと云ふ。治世にては赤飯・御酒等下さる等のこともあるべし。口伝。

*地全石
根石のこと。

第十七 積み方のこと

別巻の通り、積み方は五行を表するなり。積みかた所々にて替はる。石積みの者え得心いたさせ申すことなり。

第十八 矩方等（えがた）絵形のこと

前段に調へ置き候通り、矩方等秘法をもつてとくと相極まり、矩方指図・絵図を出すなり。これは、ことごとく念を入れるべきことなり。下役人の内、水まはり達者へ角の手主付に申し付くべし。穴生の目がねをもつて、新古の指し別はなきなり。角はむつかしきなり。

平は角を請けるなり。さて、積み方、このところは石取り、か様か様と一統へ申し渡すべきなり。

あるいは、積み方の内、得手の者これあるなり。得手たる者、平積みも主付を申し付け、平積みも荒き細きところ等出来申さず様に心得るべし。もつとも、穴生指図もつともなり。

第十九 石の縁のこと

すべて石垣の石取り様は縁切れぬ様に積むべし。石垣よわみになり、縁切れるといふは忌む事なり。

第二十 鬘石のこと

かづら石と名付けしは、石垣の天に置くゆへ鬘石と名付ける。かづらは頭上(置)におくもの故、その名を取りたるなり。石垣天はあたま、地は足とす。門台・櫓台・堀下にも敷くなり。しかるといへども、石垣ごとに敷くにはあらず。その所を弁ずべし。

第二十一 兵糧揚げ石垣のこと

山城ならば、所次第には候えども、まず高きと心得るべし。兵糧揚げ申すに手廻し宜しき様に築き、人氣付かざる様に築くことよくよく心得るべし。壇違ひに積むことなり。下壇の高さは肩より米おろさるるやうに

すべし。下壇は細かくすべし。ことごとく、ことごとく地形を考へ分別すべし。城は大事の時の用意にて、あるいは、平生橋なきところにも橋を掛け、いかにも通路よくするなり。石垣橋台に築き、これある所々もあるべし。その地形にもよるべし。

第二十二 沼深きに石垣を築くこと

これは積みかたの巻に出し置くにつき、このところにはこれを略す。

第二十三 石垣裏詰を三角にすること

裏詰めあしければ、早く石口すき、あるいは、孕み申すなり。伐り合はせ、石垣控え短く故、わけて裏詰め大事なり。仕様は、積み石の控え三角に平らなるくり石を敷くなり。もつとも、下をならし、右の通りにすればよきなり。積み石左右と石尻にするなり。これにて三角の心なり。また、五行の心も。

第二十四 角石の伏せ形は三角のこと

角石一本伏せ、角脇伏せ候へば、形は三角なり。又、五行の心も石垣築き申すに第一角石、第二角脇、第三平石積みなり。

第二十五 水堀の内、水ぬきのこと

水堀石垣を築くこと、必ず水ぬきあるべし。左なく重ねて普請の節、大きにつかへ申すなり。或いは、大事の節、水堀は水かげん(符)もあり、大手御堀などは左様の躰にも相見へるなり。何れにも水堀は埋樋にもつともなり。軍師の指図もあるべし。石樋に石のふた、もつ

*目がね
鑑識・めききのこと。

*よわみ
弱点のこと。

*天
高いところ。もの上部。

とも口も石をして、ねば土にてよく堀水すどらぬ様にすべし。水堀は水ぬきをいたし置くこと第一のことなり。石にて埋樋すれば年限なくこたへ申すなり。口をいたし置く故、ごみ等入り申すことなく、普請等の節、樋口・堀口の石とれば水落ち申すなり。この時、樋口前に竹簀にてもあて、ごみ樋の中入り申さぬ様にすべし。左様にしてさへ、泥にて樋の中たまり申すものなり。城中は何一つ手ぬきなく軍師は大役至極なり。

第二十六 門台・櫓台・長屋台・天守台石垣築様、繩張りのこと

門台石垣、矩方は尺に九分より一寸二分まで用ゐる。矩強くは用ひず。但し、高さ次第なり。天守台・櫓台はつよく、尤も高さに応ずべし。

第二十七 門台石垣、天幅高さ極まり候上、地形繩張りのこと

天にてたとへば三間・四間とか、あるいは、高さ二間二尺とか、軍師の指図を請け、築き様は矩かた尺に一寸と極め、惣矩一尺四寸なり。このうち、規合秘法をもつて極め、三寸三分五厘なり。左右の矩方二尺八寸、このうち左右のり合六寸七分引き残りて二尺一寸三分となる。これに四間を加え候へば、四間二尺一寸三分となる。これ四間の方、地形繩張りなり。三間の方もおなじことなり。四角角の繩張り何れも違ふことなし。なお、別巻に委しくこれを出すなり。

第二十八 地形根切りのこと

地形根切りは、右地形繩張りより大きくするなり。深さ二尺程、地形の堅和、その所を考へるべし。さて、本文繩張り間尺に五、六寸も大きくはり、繩すきすべし。この繩より何寸内え入れ、根石伏せ申す義よく極め置くなり。間尺の通り、地形繩張り候ては、根石伏せ申すにつかへ申す故、かくのごとし。四方大曲尺、水見をもつて繩の辻等それぞれ厳重にして、最早宜きと申すところを見切り、根石四方伏せ申すなり。自然、根にて少しの違ひあれば、天にては違ひ申すなり。

門台高さは地面よりの高さ、軍師指図なり。根入れは、

軍師は食着なく、穴生の了簡次第なり。水繩を四角石えうつし候上、水繩を取るなり。これを水をうつすと云ふ。地の上より水まで、たとへば、何寸水の上より、出来まで間尺をよく相違なきやうに相心得るべし。

新たに築石垣は何も角の手延べを加へ、積みのぼるなり。この図りなきと出来の上、延び切りひきく出来なり。ましてや矩強き石垣はなほさらのこと。なほ、が

てんゆかざば、絵図にてがてんするなり。但し、地形

立ての上、細き石を敷き、地形堅め申すなり。門台は

左右にこれあり候まま、地形繩張り引き通しとふりをよく吟味すべし。左右にて少しにても出入りは堅く

ならず。この所考へ繩張りすべし。さるによりて地形を考え、もつとも高さも悉く万端油断なき様に心得るべし。

第二十九 絵形のこと

*すどらぬ様に素通りしないようにとの意か。

*水見
この場合の水とは水平を意味し、それを見ることを指す。

*食着なく
物に執着せずの意。

*がてん
合点で、承知・承諾・納得のこと。

地形、繩張り、^(のりかた) 矩方^(分) 絵図すること本文なり。この絵図の通り細工人はいたし候ま、よく念を入れ嚴重に心得るべし。角の手水まはりは達者へ申し付くべし。指図絵図には矩方まで調べ、かつ一間^{たん} 一間にての延びを記すべし。されども、細工人に延びを知らぬはなし。何寸勾倍^(倍) にては何部延びると知らぬはなし。か様のことは知らざる者は角の手は出来ぬことなり。規合は自分所持の絵図にはいさい記し置く。細工人方にては矩方まで入り用なり。規合は秘密なり。こののり合、見切り等覚束なくては石垣は築きがたくことなり。

第三十 角石等図りのこと

石垣高さより角石寸法割り出すなり。これより角脇・平石、石数等も極まるなり。これを石組み・石図りといふ。石組みよければ見事なり。あしくては法なき故、混じ申すなり。

第三十一 積み方のこと

門台伐り合はせを用ゐるところによりて、上中半の三ツを用ゐるなり。そのところに応ずべし。積み石は控え短く故、なほさら裏詰め念を入れるべし。何も三角のはなることはなきなり。

第三十二 ぐり石^(栗)図りのこと

右門台の天地間数、石の控え等算用して坪図りすべし。大中小の三ツあるべし。

第三十三 台の上ねば土^{*}堅めのこと

台の上深さ一尺程土を入れ、上の方はねば土をもつて、

石の控えよくかため申すなり。すべて門台等の上、ねば土にてかため申すなり。留水除き申すためなり。しかるといへども、残らず台の上、ねば土をもつて石かため申すにはあらず。これも所を考へるべし。

第三十四 一ノ門台石垣のこと

これも伐り合はせを用ひるなり。外の方は矩方までに築の方は矩なく真直にも積み、所次第なり。所によりて四方とも、矩なきにも、築くところに応ずべし。一ノ門台を^{ほふあて} 頬当と云ふ。すべて門より往来すること、^(のどぐち) 咽口の如くなれば、門口を指して人民の咽とす。しかれば、内は腹中なり。左右にある故、頬当と名付けるか。この門は平生は明け通し、二ノ門までなり。

第三十五 天守台石垣のこと

大きさ所によるなり。たとえば、二十間四面ならば何れへか長くするは、日本の形、王地の形を表したるなり。もつとも、櫓台もその心を取りたるものなれども、五間四めん^(四) もあり、五間に六間もあり。その所次第、軍師の指図次第なり。ただし、天守台等、所次第なれども、矩強きよし。門台は矩弱くするは門柱多く、すかすまじきのためなり。あるいは、山城、平山城にては、たとへば、二方は高さ三間二方は、高さ二間等の地形あるなり。三間の方の矩を二間の所へは用ゐず。三間の内にて二間のところの矩を二間の方地用ゐるなり。しかれば、地形繩張り心得あるべし。矩三間の高さ、二間の高さとは違ひある故なり。

*ねば土
粘土のこと。

*すかす
はずす、取り除くの意か。

第三十六 石の控えのこと

石の長さを控へと云ふは、第一角石伏せ、角脇伏せ、平石積むなり。また、角石へ立ち戻りだんだんの右の通りなり。これにより、角石を二の角脇にて持ち、一の角石の上え、角脇長さにて持つ故、長さを控えと云ふ。別絵図に出し置くなり。

第三十七 規合付け様のこと

石垣は規合付け様にて角の形に善悪あるなり。この付け様は、たとへば、高さ六丈の石垣ならば三の一、二丈は矩方までにて積み上げる。二丈一尺目より規合を付ける。石垣流義はこの付け様までなり。これにて大躰、格好よろしく見事なり。或いは、一尺や二尺上えつきても下えつきてもくるしからず。十分一の絵図をもって格好見るべし。

第三十八 櫓台等上る石垣のこと

坂名目もいろいろあるなり。^(雁木)がんぎ、^(合坂)あふさか、かさなり坂、かくし坂等あり。かくし坂は石垣の内え積みこみ、人の気づかざる故、名付けるなり。石垣仕様は、たとえば、石垣の高さ八尺あり、石垣根より石壇下だん伏せ申す所まで出^デる。たとへば、一丈あり、これにて石壇石数^(段)十ダ^ンにする時、石壇の高さ八尺を十にわれば、石壇一石の高さ八寸なり。出の分一丈を十にわれば、石のは^(幅)一尺なり。右の出をはた張といふ。高さを踏み揚げと云ふ。はばを踏つきといふ。石壇はすべて十だんにわれば九壇、十二壇にわれば十一だん伏

せるなり。十だんに割り、十壇伏せることはならず。

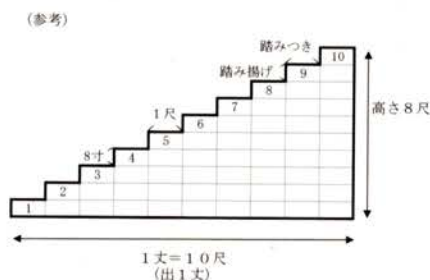
子細は石垣の上^(塙)ばと石壇積み留めの石とならび申す故、右のごとく十だんに割り、九壇伏せるなり。これにて違ふことなし。壇数は半にすべし。半は陽、丁は陰なり。なお、十分一の絵形をもって^(合点)がてんすべし。石は大きさその心得あるべし。石の寸法極め伏せ立て候時は細工人もいたしよきなり。石はば揃ひ申さずては見分もあしくなり。それぞれ極め出来すべし。これも、至りてさわがしき時は、中々左様にも出来申さずなり。登りかづら石、延びを算用して^(つも)図るべし。このかづら石、下は伐り合はせ石垣なり。

「表紙」
「唯子一人伝 三」

新積地形縄張り極意

但し、先巻に出すといへども、このところに委しく出す。

すべて矩方は石垣角にて極め候ゆへ、このところ石垣角と極まり候はば、陰の縄右えはり、天にては山の縁に材木をろくにおきて、この材木より内え五尺にてもすわり、横に一文字に縄をはり候上、ふり下げ縄を右の縄置き候縄の上より一文字に山の中程までにてもおろし、この縄真つ直くなる木の先に付けて、縄の先には石をくくりおろし申すなり。さて、陽の縄、右ふり



*がんぎ
ここでは、がんぎ坂のこと。一般に、雁木坂とは、船着場の階段になった坂のことを指すが、この場合、雁木すなわち雁が群れをなして空を飛ぶ時のような形をしたものをいい、ぎざぎざの形や模様をした坂ということになる。

*半……丁
半とは奇数のこと、丁とは偶数のことを指す。

*すべて矩方は
以下「一、角石等番組みは三本を一番とも、七本を一番ともす」あたりまでは、後藤文庫の宝永二年の年記をもつ「新に石垣築縄張り極意之事」の大部分を引用する。

繩の通り一文字におろし、陰の繩際に杭木を打ち、この杭木に留め置き申すなり。振り下げ繩等、繩はりは陽の繩を一文字におろすために張る繩なり。振り下げ繩に陽のなはつき候へば、一文字といふものなり。さるによりて、ふり下げ繩の吟味もつともなり。天にて水見大曲尺にて、これまた吟味すべし。捨繩もおろし候えども、右ふり下げ繩よくよく吟味すれば、これにはおよび申さずなり。水繩は、しばらく張りおけば、たるみ候まま折々しめ申すなり。長間にては何程しめ候てもたるみ申す故、繩下え杭木はらせ置き申すことなり。さて、陰の繩もたり下りを吟味して、繩の辻大かねにて吟味するなり。陽の繩には一間目、一間目に紙にて印を付け、右の印にて天材木の上より陰の繩までの長さを見て、この繩の勾倍尺に付き何寸を見て、このかうばいの延びを算用して一尺分のび何寸に一尺を加え、これを左に置き、陽の繩、材木の上より陰の繩まで、何丈何尺をわれば、山の高さ、何丈何尺と知るなり。山の高さに一尺のかうはいかれば惣はたばり何程と知るなり。この丈尺の内にて天材木の上より山の縁まで何尺引き、陰の繩より角石までのすき何尺引き残したる丈尺を秘法七六にてわり、山の高さにてわれば一尺の矩方を知るなり。

繩を下し候方の矩方なり。この陽の繩、左右へおろしても宜しく候えども、一方えおろし、事済むなり。陽の繩降ろし申さぬ方の矩方は、陽の繩より陰の繩辻まで何丈何尺矩方と知るべし。この丈尺の内にて、天の陽繩より石垣留め積みまで何尺引き、陰の繩辻にて繩延び何尺引き残したる丈尺を秘法七六にてわり、山の高さにてわれば、一尺の矩方知るなり。あるいは、陽の繩にて矩方極め、こののりにて左右同様なれども念を入れたるなり。新たに築く石垣は、少しのことはくるしからず。ただむつかしきは築きこれある高石垣、崩れ等いたし候へば手取りものなり。子細は積み留め元のごとくに出来なくてはならざることなり。

一、山の縁は決して一文字にてはなきなり。出入りあるものなり。さるによりて材木の上より山の縁までの尺引き様、積み留め出来のところと見合はせ指し引きして引くべし。

一、規合付け様は高さ三丈の石垣ならば、下一丈はたとへば尺に三寸、矩ならば三寸矩にて築き、一丈一尺目より規合付けるべし。すべて高さ三の一は根石の矩にて築き、三の二は規合付けるなり。これにて格好大体系きなり。ただし、一尺、二尺下へつきても、上えつきても、くるしからず。右は大法と云ふものなり。

一、石垣積み留めを見切り様は、陰の繩辻より積み留めとねぢ申さず、一文字に辻と積み留めとあい候へば相違なきなり。これを出来見切りと云ふ極意なり。

*一文字
まっすぐなこと。

*高縄
大きな縄の意か。

一、水縄はすべて一尺、あるいは一尺余も高縄に張るなり。その所に応ずべし。あるいは六、七寸高縄に張るところもあり。地形高下あるところは、その心得あるべし。

一、地下高下の内、ひくき^低ところは高縄になるなり。地高きところは縄のすき少なくなるなり。これにて高きを知るは、この水より高きを極め申すなり。あるいは、この所は何程ひくし、あるいは、この所は何程高し、右水縄にて地形高下を見申すことなり。高下にて矩^方かたも違ふなり。

規合わり付け様のこと

一、たとへば高さ三間の石垣、丈にして一丈八尺なり。尺に付き一寸五分矩方、惣矩二尺七寸、この内、六寸五分規合なり。右高さ水の上よりと見て一丈八尺、三の一、六尺は一寸五分矩にて築き、一丈二尺に規合付ける。この丈尺を六つにわり候へば二尺^間まとなるなり。しかれば一、二、三、四、五、六、これ六積み留め出来なり。規合割り付け様、左のごとく。

一 寸八分 一より六までの規合^メ高 尺に付き一分五厘

一 寸五分 二より六まで規合^メ高 尺に付き一分五厘

一 寸 三より六まで規合^メ高 尺に付き一分三厘

八分 四より六まで規合^メ高

尺に二分 五より六まで規合^メ高

八分 尺に二分

六分 六 出来

尺に三分

規合^メて六寸五分

一寸三分五厘 一の矩方尺に付き

一寸二分 二の矩方同

一寸七厘 三の矩方同

八分七厘 四の矩方同

五分七厘 五の矩方同

二分七厘 六の矩方同

矩^方かたかくのごとし。規合仕様、石垣の高下によらず。仕様替はる事なく。但し、規合二厘、三厘と出申すこと、よろしからず候まま、その心得にてすべし。この割り付け様は、尺にたとへば一分とか、二分とか規合の多少石垣の高さにて、一よりたとへば十までにて何寸何分、二より十まで何寸何分、かくのごとく、中勘に割り付け、規合寸法の高にあい申す様すべし。

一、何寸を三尺^間まにして十の積み留めなれば、右何寸を三ヶにわれば一尺の規合出るなり。仕様何もかくのごとく何度も割り合はせ極めるべし。段々積み上り次第、矩方は弱くなり、右割合不順にならざる様に、一が五寸ならば、二は四寸五分、三は四寸とか順かくのごとし宜しきなり。この規合わり付け様、秘密にて人

のしらざることなり。ひぢはまつけの順なり。右の規合、あるいは足らず、あるいは過分になると出来違ひ申すなり。よりにて、絵形もよく念を入れるべきことなり。ただし、絵図のごとし。

一、櫓台・門台等、石垣高さ相極め候上、地形繩張り矩形のこと

一、櫓台石垣、天にて五間・六間、高さ五間に築き出来、軍師より指図あるに付き、この築き様はまず矩方尺に三寸と極まり候へば、一方の角、惣矩かた九尺なり。規合極め様は秘法二四に三寸矩を懸け合ひ、高さ三丈をかくれば規合二尺一寸六分となるなり。右三丈の三の一、一丈は三寸矩方にて築き、一丈一尺目より規合付ける仕様前段のごとく。

右櫓台の地形・繩張ること

一、五間の方、地形繩張り様は五間に左右の矩方、一丈八尺間にして、右五間に加え候えば、八間となり、この内、左右の規合四尺三寸二分引き残りて、七間一尺六寸八分五間の方地形繩張りなり。六間の方、繩張り左右規合引き、八間一尺六寸八分なり。すべて、規合引き地形繩張りなり。六間の方、繩張りも五間の方同様なり。繩張り四方大曲尺、水見にてよくよく吟味すべし。右高さは地の上よりの高さに候まま、その心得あるべし。

四方角の櫓台、門台高さ相極め候上、築様何も右のごとくなり。長屋台にても仕様替はることなく、

右の趣をもつて地形繩張りすべし。

石垣高さ十五間四尺六寸石図り等左の通り

一番角石
一、七本

（面、以下同じ）
小づら 三尺四方、控へ八尺五寸より一丈まで

同角脇
一、七本

小面三尺四方、ひかへ六尺より七尺まで

二番角石
一、八本

小づら二尺八寸四方、控へ七尺より八尺五寸まで

同角脇
一、八本

小づら二尺八寸四方、控へ五尺五寸より六尺

三番角石
一、七本

小づら二尺五寸四方、控へ六尺五寸より七尺まで

同角脇
一、七本

小づら二尺五寸四方、控へ五尺より五尺五寸まで

四番角石
一、六本

小づら二尺三寸四方、控へ六尺より六尺五寸まで

*石図り
必要な数の石材をサイズごとに見積ること。

同角脇
一、六本

小づら二尺三寸四方、控へ四尺五寸より五尺まで

九石宛

五番角石
一、七本

小づら二尺一寸四方、控へ五尺五寸より六尺まで

三番同
一、何百

小づら一尺七寸より二尺まで、控へ五尺より六尺まで、但し、一坪に付き十二石宛

同角脇
一、七本

小づら二尺一寸四方、控へ四尺より五尺まで

四番同
一、何百

小づら一尺五寸より一尺七寸まで、ひかへ四尺五寸より五尺まで、但し、一坪に付き十六石宛

六番角石
一、九本

小づら二尺四方、ひかへ五尺より五尺五寸まで

五番同
一、何百

小づら一尺三寸より一尺五寸まで、控へ四尺より四尺五寸まで、但し、一坪に付き二十石宛

同角脇
一、九本

小づら二尺四方、ひかへ四尺より四尺五寸まで

六番同
一、何百

小づら

但し、草の角ゆえ角石・角脇数かくのごとし
角脇数にて四十五本

角石丈にして十丈七尺四寸 根石とも

一番平石

一、何百

小づら二尺二寸より二尺五寸まで、控へ七尺より八尺まで、但し、一坪に付き七石宛

二番同
一、何百

小づら二尺より二尺三寸まで、ひかへ六尺より七尺まで、但し、一坪に付き

但し、右の通り組み立て申すは、十二ヶ月を表したるなり。しかれば、一ヶ月守護の神々ある故なり。かつまた、高さ十五間四尺五寸を五つに割り、右の通り石図りして積むなり。これにて段々石の目形軽く掛かり、石垣こたへ全きなり。しかるといへども、石垣ことに右の通りに組むにはあらず。これはただ大法なり。右の心持ちをもつて、石図り等することなり。左候へば、石図りも石組みも不順ならざるためなり。物は法なくては万物調はざる故かくのごとく法を出すなり。

*大法
重要な法規や嚴重な定めのこと。

一、何拾間

鬘石、幅二尺、厚さ一尺

石図り終わり

一、何百坪

栗石

但し、その所にあたって坪図りすべし

石垣の高さに応じ、角石・角脇等丈尺極め様
のこと

一、石垣高さ三間、丈にして一丈八尺なり。この丈尺を四つにわれば四尺五寸となり、よつて、一番角石四尺より五寸までと極まる。小面は高さ十分一、一尺八寸と極まる。二番角脇石、一番角石に二、三寸宛減ずるなり。平石も右の通り心得るべし。伐り合はせ、並びに、野づらにて平石の控へ長短あるなり。

石垣高さ六丈の石わり

一、六丈を八つにわれば、一番角石、控へ七尺五寸となる故、七尺より五寸までと極まる。二番、三番は、一ばん角石に三、四寸あて(宛)どんどん減することなり。一番角石の寸法極まり申す上は、これが本文故(本分)、この寸法第一なり。これより少し宛短くすることなり。小づらは高さ六丈を二五にてわれば、二尺四寸となる。これは一寸増二尺五寸四方と極まる。一番平石、小づら同前なり。二番平石より、あるいは二尺より二尺二寸までとか、一尺八寸より二尺までとか極めるべし。

石垣の高さ四丈の石わり

一、四丈を七つに割れば、一番角石、控へ五尺七寸四分となるゆへ、五尺五寸より六尺までと極まる。二番三

ばん角石、前段のごとく四五寸宛程短くするなり。小づらは四丈を一九にてわれば、一尺一寸となる。角石・角脇、小面はいづれも四方なり。

石垣高さ九丈の石割り

一、九丈を九つにわれば、一番角石控へ一丈となる故、九尺より一丈までと極まる。小面は九丈を二九にて割れば三尺となる。すべて角脇小づらは角石同様なり。角脇は角石とはよほど控へ短きなり。平石尺寸前段のごとく角石より割り出し極むべし。

一、鬘石は一番角石小づら三尺の内、二尺を鬘石の幅と極める。厚さは八九寸より一尺までなり。角石控え一丈の十分一なり。しかしながら、低き石垣とて、かづら石の寸法は替はることなし。

一、角脇小づら、角石同様なり。小面四方にするなり。かくのごとくの寸法にて積み立て候へば出来の上、角石づら見分もよろしく、角石のこたへもよきなり。あるいは、幅二尺、厚さ一尺五寸、か様の寸法の角石はこたへもあしく、見分もあしく故、小面四方と極めるなり。

一、一番平石は、一番角石の小面に三寸より五寸まで減じ申すはずなり。すべてこの割り合なれども、少しの長短もつともくるしからず、万物法なくてはならざること故、法は右のごとく、その所にあたって、法の通りより大小等のことは、穴生の了簡次第なり。高さによりて法の通りには不釣り合ひのこともあるべし。

*丈尺
長さのこと。一文は十尺。
一尺は十寸。

その時は法を立て替へる等の考へもつともなり。これらをよくよく考へ、その所に応ずべし。格好を宜しく組み立つべし。

高さ三丈の石わり

一、三丈を六つに割れば、一ばん角石ひかへ五尺となる故、五尺より五寸までと極まる。小面は三丈を一五にて割れば二尺となるなり。角脇小づら同断。控へは角石より短く割り合ひ、前段のごとく組む。目立ちたる所、吟味きれいにする時は角石等、青石・赤石下に赤石積み候はば、青石を積む、段々かくのごとく組み立て候へば見事なり。伐り合はせ平積みも青赤と交ぜ合はせ積むべし。

高さ八丈二尺の石割り

一、八丈二尺を九つに割れば、一番角石ひかへ九尺となる故、八尺より九尺までと極まる。八丈二尺を三つに割れば小づら二尺七寸となるなり。角脇小づら同様なり。二番角石・角脇寸法、一番より段々寸法減ずる。平石も同様なり。

一番角石
一、七本

小づら二尺四方、控へ五尺より五尺七寸まで

同角脇
一、二十一本

小づら同断、ひかへ四尺より四尺三寸まで

二ばん角石
一、六本

小づら一尺八寸四方、控へ四尺より五尺まで

同角脇
一、十八本

小づら同断、ひかへ三尺五寸より四尺まで

三番角石
一、九本

小づら一尺五寸四方、控へ三尺五寸より四尺まで

同角脇
一、二十七本

小づら同断、ひかへ二尺五寸より三尺まで

角石数^て二十二本

丈にして三丈八尺三寸、根石ならびに延び等

角脇数^て六十六本

一、角石等番組みは三本を一番とも、七本を一番ともす。これ一番、二番に角石等石数の極りはなきなり。前段に相極め置き候は大法といふものなり。十二カ月の意味あるべし。御築き中、中々綿密なることは行き届かずといへども、右の大法を胸中にあれば、石組み等未熟なることは出来ぬものゆへ、大法を出すものなり。

*高さ五間の石垣、角石等石図りのこと

但し、外にかづら石の高さ一尺
角石一本に角脇石三本宛、真の角故かくのごとく。
但し、一角の角石数等なり。

*高さ五間の石垣
「登り蔓石は『細石』とも『へり石』とも云ふ」までは、後藤文庫「規合矩方絵図」の文言と大部分が共通する。

一番平石
一、何百石

小づら一尺八寸より二尺まで、控へ五尺より五尺五寸まで

三番角石
一、五本

小づら一尺二寸四方、控え二尺五寸より三尺まで

二ばん平石
一、何百石

小づら一尺二寸より一尺七寸まで、控へ三尺五寸より四尺まで

同角脇
一、十五本

小づら同断、ひかへ二尺より二尺八寸まで

ゞて何千石

一、何十間

かづら石、はば(幅)二尺、厚さ一尺

角石数ゞて二十六本 根石ならびに延び等、

丈にして二丈八寸。但し、このほかに鬘石高さ九寸、附り、一角の角石数等かくのごとし

一、何百坪

大中栗石

五間の石図り 終はり

一番平石
一、何百石

小づら一尺五寸より一尺七寸まで、控へ三尺より三尺五寸まで、一坪十四宛

高さ三間の石垣、角石等石図りのこと

一番角石
一、五本

小づら一尺五寸四方、控へ四尺より四尺五寸まで

二番同
一、何百石

小づら一尺三寸より一尺五寸まで、控へ二尺より二尺五寸まで、一坪十八あて

同角脇
一、十五本

小づら同断、ひかへ三尺五寸より四尺まで

三番同
一、何百石

小づら一尺より一尺三寸まで、控え一尺五寸より二尺まで、一坪二十七あて

二ばん角石
一、六本

小づら一尺二寸四方、控え三尺より三尺五寸まで

ゞて何千石

かづら石、幅一尺八寸、厚さ九寸

一、何百坪

中小栗石

ゞて

同角脇
一、十八本

小づら同断、ひかへ二尺五寸より三尺まで

終はり

高さ二間の石垣、角石等石図りのこと

一、ばん角石
一、五本

小づら一尺三寸四方、控へ三尺より三尺五寸まで

一、何百

小づら一尺より一尺三寸まで、控へ一尺五寸より二尺まで

同角脇
一、十五本

小づら同断、ひかへ二尺五寸より三尺まで

一、何十間

かづら石、幅一尺八寸、あつさ九寸

二番角石
一、三本

小づら一尺一寸四方、控へ二尺五寸より三尺まで

ズて

石図り終はり 但し、矩強く候へば延びもそれに准

じ申す故、角石、高さも違ふなり

石壇の仕様のこと

同角脇
一、九本

小づら同断、ひかへ二尺より二尺五寸まで

一、石壇の所、石垣高さ五尺

一、石壇の根より下壇石まで出九尺

三番角石
一、五本

小づら一尺四方、ひかへ二尺より二尺三寸まで

石垣高さ五尺を八つにわれば、石壇・石踏み揚げ六寸二分五厘なり。石垣の根より出の分九尺を八つにわれば、踏み付け一尺一寸二分なり。登りかづら石、延びとも、一丈三寸二分なり。但し、ふみあげは厚さのこ

同角脇
一、十五本

小づら同断、ひかへ一尺八寸より二尺二寸まで

と、踏み付きははばのことなり。右八だんに割り、石壇七壇になるなり。石壇仕様何れもかくのごとく。

角石数ズて十三本 丈にして一丈二尺八寸

但し、外に鬘石高さ九寸

角脇数ズて三十九本

石壇は十に割り候へば、九壇になる。十二にわれば十一だんになるなり。いずれもかくのごとくなり。石のはば・厚さ、荒伐りその心得あるべし。但し、登り鬘石は「細石」とも、「へり石」とも云ふ。

一、ばん平石
一、何百

小づら一尺三寸より一尺六寸まで、控へ二尺より一尺五寸まで

石垣積み方の極意

それ石垣積み方の根元は、五行を表したるものなり。この五つよりいろいろ出るなり。「鏡積み」は平石、小面の丸形なる石を用ひ申す故、天とす。また、天の形は「表の積み方」ともいふ。「四方積み」は地の形なり。よりに「地形積み」、「中央積み」とも名付く。また、「升形積み」とも、伐り合はせの根元とす。「鶴目積み」も小面丸き石を積み、これを二つにすれば半月となり、西の形なり。根元は鶴の目を表したるなり。角の石組みの形三角にする。南の形なり。また、四角にも「亀甲積み」は北とす。北は水なり。亀は水に住む故、かくのごとく名付ける。

「山目打ち込み積み」は扇形の石を積む故、東とす。東は木なり。西は金なり。南は火なり。北は水なり。中央は土なり。木神・金神・火神・水神・土神なり。土は君なり。四方より守護奉る道りなり。積み方根元はまずかくのごとく、「鶴目積み」・「半鶴半伐り合はせ」・「亀甲積み」は蓬萊の積み方なり。「亀甲積み」は城中にあるべきことなり。もしなくば、伐り合はせ石垣の内に六角なる石あるべし。悪しき氣不浄をさると云ふ。半鶴はひいな鶴の背を表したるなり。何れも目出度き積み方なり。また、山目、野面と名付けしは、山より金銀・諸木・

諸薬草・五穀等、品々出来ざることなし。野面も右のごとく野よりもろ野菜等の万物出で、何れも万民を育みて、その国自由繁昌の理を取り、名付けたるなり。亀は水に住み、水なくては万民住みがたく第一なり。五行一つとして欠けてはならざるの理を取りて、積み方も五行を根元とす。また、金場取り残し積みを西とす。西は金なり。その意味をもつて金場も西とす。

但し、山目は東とす。形団形の石積み
山目打ち込み 心、東は木なり。色青し。春なり。木
神なり。陽の積み方なり。

石取り寸尺をのばし、石の胴にて持たせ積むなり。石取り寸尺を延ばすとは、石を筋違ひにするを云ふ。かくのごとく荒く積む故、遠方より見てよきなり。石づらに道具あて申さず、山より伐り出しのまま、もつとも山目に積み、石はその心得あるべし。積み口、栗石多くつめるなり。山城の積み方丈夫なり。これを行の積み方なり。これには早の角を用ゐる。早の字は草と云ふ字を書くはずなれども、早きと云ふ字を書くは、早の角は手間とらず、はやく築き出来ぎりをもつて、この早の字を書くなり。山目と名付けしは、山は様々高下ある故なり。それ故積み石も面に高下構へなく積むなり。

亀甲積み

但し、北なり。形丸く水黒し。冬なり。
陰の積み方なり。水神なり。

*筋違ひにする
はすかい、すなわち斜にする
こと。

亀甲積みは真の積み方とす。塀下・多門下、あるいは、門台などに用ゐる。しかるといへども、大きな所には用ひがたく、子細は悉く曲尺の極たる積み方故用捨とす。小さき所、もつとも地形に高下、いささかもなき所には用ゐるなり。まず高さ五、六尺まで弱き積み方なり。積み石、別けて控へなくゆえ、合わせ目へしつくいを用ゐることあるなり。絵図の通り、また、歌のごとくむつかしき積み方なり。この築き様は高さ長さ等、よく吟味して亀甲の一石の幅、何程にして何程一へんならばと図りて、石の太さ、その所に応じ、格好あるいは、十分一の絵図にて見て、この通りか形を拵へ、その通り石拵へをして積むなり。少しの違ひあれば、天にては大きに見苦しくなるなり。曲尺吟味もつともなり。細工人あしければ見事には出来ずなり。ことごとく吟味築くべし。「本伐り合はせ」・「中伐り合はせ」・「半伐り合はせ」・「布築伐り合はせ」・「四方積み」・「金場取り残し積み」、これら手板なくては出来ぬなり。手板と云ふは杉にて定規のごとくにして、石の寸法をこの板に写し、だんだん積むことなり。右、石垣面平均様も、上中下三段にあるなり。積み方に応じ、面もならずなり。あるいは、亀甲積みのごとくに寸法極めずに積むを、亀甲くづし伐り合はせと名付く、すべて伐り合はせ石垣は、石の控へも短く石口三、四寸ばかりにて持たすゆへ強みなし。門台・櫓台・多門下・塀下に用ゐる。天主台にも用ゐる。そ

の所に応ずべし。

四方伐り合はせ積み

但し、中央形四角土用なり。色黄なり。陰の積み方とす。土神なり。

積み石四角にして積むを云ふ。また、地形の積み方とも、「升形積み」とも名付く。積み石高さ次第、太さ三段か、二段に積むべし。或いは、石の太さ、所によりて同様に最初寸法極め、石図りもつともなり。右伐り合はせは伐り合はせ根元、この形より色々伐り合ひ出したるなり。右伐り合はせを至つて荒くすれば打ち込み「四方積み」とも名付く。右伐り合ひも門台・櫓台・多門下等に用ゐるなり。伐り合はせは、すべて高き石垣には用ゐずなり。四、五間までがよし。されども積み様にてまた替はりあるなり。

金場取り残し積み

但し、西とす。金白し。金神なり。陰の積み方とす。

これも伐り合はせなり。よの伐り合ひは積み立て出来の上めんならし候。この積みかたは石づらの中程取り残し置くなり。かねばまで取り申す故、金場取り残し積みと名付け、櫓台・塀下に用ゐる。大坂などにては、この積みかた塀下などに大きに用ひ申すよしなり。

半伐り合はせ、ならびに半鶴半伐り合はせ

伐り合はせに上・中・半の三段あり。「本伐り合はせ」・「伐り合はせ」・「半伐り合はせ」なり。「本伐り合はせ」は伐り合はせ様、並びに、めんも美しくならし申すなり。中伐り合はせは右に準じ申すなり。「半伐り合はせ」は、中伐り合はせに準じ、めん等もその心得あるべし。もつとも、手板入るなり。

「半鶴半伐り合はせ」は手板はいらず、細く積み、栗石石口えつまり申さず様に積むべし。丈夫なる積みかたなり。平城にも用ゐる。この積み方には、真・行の角を用ゐる。この積み方は、多くは石取りろくに取り、あるいは、少し筋違ひに取るところもあり。石形同じからざるなり。半鶴と云ふ。道具にて積み石多くは作り立て申す故、「半鶴積み」と名付く。半鶴は鶴のはしの小さき柄も短くなり。ひな鶴のはしを表したるなり。但し、この羽も書く。すべて、伐り合はせ石は、控へ短く、石口前段に調へ置き候通り故つよみなし。伐り合はせを用ゐる高さ考へ築くべし。かつ、石を伐り合ひ積むを、いずれも伐り合はせと心得居り申し候えども、左にあらず。伐り合はせには品々名あり。「亀甲くづし」・「蘭伐り合はせ」・「布築くづし」・「伐り合はせ四方積みくづし」等の名あり。石の少しの取り様にて心得あるべし。積み方名を付けること、医師病名を付ける同じことなり。名のなき積みかたはなきなり。よいて、この所は何積みと築かざる以前に名を付け積むべし。あるいは、御堀縁・塀下など細く

積み申す所、あるいは、半伐り合はせに築くべきところ、秋の野面などに築く跡より石口すき申す所々へ石を伐り込み申すを、「伐り込み伐り合はせ」と名付く。これは、ことのほかさわがしく、はか行くの仕様なり。

面伐り合はせ

これは、積み石のめんを取り、伐り合ふを、めん伐り合はせと名付けるなり。

鶴目積み

但し、丸形なる石を二つにすれば半月。これも西とす。秋なり。色白し。

石取りろくにして積み、たとへば俵を積みたるごとくに積むなり。「俵口積み」とも名付ける。石口、所々へ至りて小さき栗石三つ四つ大躰へ積み口四方へつめ申す様に積むなり。積み石、円形の石を用ゐるなり。石づらも大概に平均なり。もつとも、控へも相応にある石を積むべし。これも積み方細く故、真行の角を用ゐる。高さ七、八間ばかりにも用ゐる。このつみかた、ならびに、「半鶴半伐り合はせ」、「亀甲積み」、「蓬菜」の積み方なり。鶴は千年、亀は万年をよはひを。

鏡積み

但し、陽の積み方なり。

この積み方、大石を用ひ、石づら大きなるを用ゐる。石配りは天人地の三つをもつて配るべし。この石配りはなほだむつかしき故、右三つの心をもつて、石配りすれば宜しきなり。去りながら、陰陽の石同様に積む

にてはなし。陽石積み候はば、その次人を心、それより陰石は陽石よりはさげて積むなり。もつとも、陽は堅、陰はねまるなり。右の心をもつて、石配りよろしく仕りすべし。右三つの法なくては、石配りみだりに相なり候故、法を出す。その所を考へ築くべし。積み石・大石なれども、控へはなき石を用ゐる。もつとも、この積み方は城中みだりに積むにてはなく、当 御城の大手に限り用ゐるなり。これは、破却石垣のよし。

この石垣の上に天窓あり。天どうは幕串をさす穴なり。御陣の時、まくを張り、その内に鉄炮を伏せ置くなり。

もつとも、竹策もかつ足軽番所後ろ、石垣の上は竹策までなり。越後屋敷の方、石垣石壇の高、栗石の内に捨石いたしこれあり候。これは、簀を焼き、のろしを揚げ申す所のよし。最早、大事におよび、軍兵内へ引き入れ申す時、この石垣を破却することのよし。それ故、鏡積みを用ひ、取りこぼすにはかどる様にいたしたるなり。石積み下上み胴にて持たせたるなり。三ノ丸より大手は取りわけ御様子これあるなり。積み口多く、くり石奥つめるなり。右三つの法は、すべて石垣にはづれ申すことはなけれども、この石垣は大石故配りむつかしく、この法なくては石配りまちまちになる故、かくのごとく法を出す。この石垣に限らず、櫓台・門台、裏詰・くり石下は大栗石、中は中くり石、上は小栗石なり。

野面

石取りろくにも、あるいは、少し筋違ひにも取り、ざ

つくりと積むなり。これも山目同様伐り出しのまま、されども、山目程には石づらなく抛りなき所は玄翁などにて打ちかき申すなり。積み石胴にてよく丈夫に持たせ、積み口へ多く栗石つめるなり。山城の積み方丈夫なり。第一控へ長き石を用ゐるなり。野づらと名付けしは、野のおもては表したる野面に二様あり。春の野づらは荒く積み申すは耕たる野づらなり。秋の野づらはかり田の跡を表する故、積み方余程細く石づらも大かいにならず、ただの打ち込みつみ同様なり。

布築き伐り合はせ

これは石目をならべ積む故、「布築き」と名付ける。門台櫓台・多門下、塀下にも用ゐる。もつとも、所を考へるべし。もつとも石の寸法を極め、その高さに応じ、石の寸法長短等積むなり。寸法極めず築くを、「布築きくづし伐り合はせ」と云ふ。「半鶴半越え合はせ」同様荒く積むは、「布築きくづし打ち込み」とも名付くべし。

胴越え合せ

秋の野面積みを胴口にて越え合はす故、「胴越え合はせ」と名付く。「半越え合はせ」とは荒き故、もつとも手板はいらざるなり。「半伐り合はせ」同様にするべし。手板いるなり。胴口にて持す故、甚だ強き積みかたなり。もつとも、積み石口へくり石つまり申さずやうにするなり。しかし、所によりて、所々へ少しつめ申す事もあり。めんも大かいに取るべし。また、胴合

*幕串
幕を張るために土に打ちこんで立てる細い柱のこと。

*越後屋敷
金沢城の新丸にあった役所で、在府中の藩主にかわつて年寄たちがここで政務を執った。

はせ石垣ともいふ。右積み方歌のところになお出し置くなり。

終り

洞越え合はせ
洞合はせども

〔二〕^(朱) 亀甲^五

〔山〕^(朱) 山目打ち込み
同崩し打ち込み

山角

又六角ども

積み方惣名

六方ども

〔三〕^(朱) 四方伐り合はせ

中央積みとも

〔四〕^(朱) 〔金〕^(朱) 金場取り残し

升形積みとも、また升栄の積み方とも

〔四〕^(朱) 本越え合はせ

上越え合はせとも

中越え合はせ

〔六〕^(朱)

布築き

半越え合はせ

同崩し

〔半〕^(朱)

半鶴半越え合わせ

〔面〕^(朱) 蘭越え合はせ

半鶴半越え合わせ

〔七〕^(朱)

面越え合はせ

〔鶴〕^(朱) 鶴目積み

〔八〕^(朱)

〔鶴〕^(朱) 鶴目積み

〔鏡〕^(朱)

〔八〕^(朱) 俵口積みとも

鏡積み

俵口積みとも

鏡積み

〔野面〕^(朱) 野面春

鏡積み

野面秋

〔九〕^(朱)

天形ども

〔十〕^(朱)

〔十〕^(朱)

天形ども

〔十〕^(朱)

〔十〕^(朱)

一、半面は石づらを伐る平均を云ふ。これに三段あり。

一、石づらを甲と名付ける。これ亀の甲にたとへたるものなり。

一、右十一文字のいはれ、右のごとくなれども、この所にまた一通りを述べるなり。

一、野面は「野づら積み」を云ふなり。

一、鏡は「かかみ積み」をいふ。

一、鶴は「鶴目積み」、「半鶴半伐り合はせ」を云ふ。

一、面は「めん伐り合はせ」をいふ。

一、四は「四方積み」、「中央升形積み」とも云ふ。この伐り合はせは伐り合はせ根元、これより本伐り合はせ等出したるものなり。

一、六は「亀甲積み」なり。甲も同様。六と甲とは対の言葉。また、六角とも「六方積み」とも云ふ。

一、山は「山目打ち込み」、「角石組み形」山角なり。山角は山形なり。また、この三の字も書くなり。

一、文字惣名目なり。

一、右十一文字を積み方名目一字宛取り名付け、この十

鏡・野面

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・

〔朱〕さん 〔ろく〕 〔し〕 〔きん〕 〔かう〕 〔はん〕 〔めん〕 〔つる〕

〔かかみ〕 〔のをもて〕

*升栄(しょうえい) 出世する。栄華の境地にのぼるの意。

本めん・中めん・半めん伐り合はせ三様にて、この三段を用ゐる。本めんは「上伐り合はせ」、中めんは「中伐り合はせ」、半めんは「半伐り合はせ」に用ゐるなり。本文はかくのごとく、めんならしも品々あり。前書きにて弁へ知るべし。

一、鏡の面、これはすべて、石垣^{をもて}面を鏡のおもてと名付く。石垣面の惣名なり。石垣越えに築く時、出入りなく鏡のごとく築くべきの名なり。この趣知らず、あるいは、はづしては必ず石垣出来の上、ほちみ申すなり。左すれば、石垣の疵となり、見苦しき規矩も失し申すなり。よくよく了簡ありたきことなり。築き出来の上、後悔すとも益なし。万端相心得築くべきことなり。右に付き、繩通しのこと

一、山の高さ等相極まり、地形根伐りして角石伏せ申す儀、大曲尺をもつて矩（朱）「悉」く吟味して根石伏すべし。自然地にていささかの違ひにても、天にては大きなり候まま、念を入れ伏せ申すこと肝要なり。角石伏せ候はば、角脇それより積み石積み候は、角へ立ち帰り角石積み、段々かくのごとく角石伏せ申す儀、矩方絵図のごとく角脇は角ののりを請ける。平積みは、角石・角脇ののりを請けるなり。さるによりて、平石積み申す節、角石より水繩を引き通し、石面の出入りを吟味することなり。段々かくのごとく手ぬき（抜）なくたびたび引き通し、改める時は、築き出来の上、鏡の面に出來申すなり。この仕様儼相なれば、果たしてほちみ等の

こと出来なり。石伐り合はせ、石垣ならびに細き積み方の石垣は油断なく、右の通りいよいよもつて相心得べし。山目・野面は元來積み方荒く、伐り出しのままをもつて積むゆへ、見分はきたなく候へども、これは小城の積み方なり。少しの出入りはあるまじきものにもなく候えども、伐り合はせ、そのほか、細かなる積み方には一向ならざることなり。山目等は少しのことは目だたずなり。あるいは輪取り、あるいはシノギに積む石垣は右の繩通し用ひがたく、これは身を定規、あるいは、眼を繩として築くべし。曲尺なしに眼を曲尺とすること、たんれんいたさずては少しの出入り等見え申すことにてはなく、よくよく分別すべきことなり。さては見込み第一と申すことあり。いづれ家芸不達者にては危なきもの、すべて委しく調へ置くとはいへども、これに腰はかけ申すまじく、その所によりて作意物は手本なくてはならざる故、これを手本として分別あるべきことなり。

真・行・草三つのこと

「本伐り合はせ」・「中伐り合はせ」・「半伐り合はせ」・「龜甲」・「金場取り残し」・「山目打ち込み」・「同崩し」・「面伐り合はせ」右は真の積み方。
「鏡積み」・「野面」・「半鶴半伐り合はせ」・「蘭伐り合はせ」右は行の積み方と名付く。

「打ち込み積み」・「胴伐り合はせ」・「四方積み」・「布築き」・「鶴目積み」

*ほちみ
「ほちむ」とは、芽などが大きくふくらむことをさすので、そうした状態を示している。

*輪取り
曲輪などを輪状に円くすることを指す。

右は草の積み方と名付く。

角に真・行・草のこと

一、草の角は、角石一本に角脇一本のはずなり。それより平石なり。この角は半伐り合はせよりは大きに荒く、栗石・角石・角脇口へつめ申すなり。もつとも、平に准ずるなり。角は規合づけ申すに付き、角石、天あるいは伏せ申す角石、地にて取り、規合にあはずなり。矩形までにて築き申さず、規合つくる故、だんだんおきるなり。そのところにて考へるべし。草の角は栗石にてまどいたる故、はか行き申すをもって、早の角と名付く。あるいは、角石も平石の内、よき石は角に用ゐる。角脇も同前なり。草には山目・野面用ゐるなり。

一、行の角は、角は一本に角脇二本なり。伐り合はせ・半伐り合はせに伐り合はずなり。細かなる積みかたを^方用ゐるなり。

一、真は角石一本に角脇三本なり。もつとも、細かなる積みかたを用ゐる。「本伐り合はせ」、あるいは、「半伐り合はせ」に伐り合はずなり。

角数のこと

一、出角・入角・しのぎ角・四方角・延曲尺角・四方入角

終はり。

但し、四方入角のこと、城取り功者え尋ね極めるべし。横矢の意味あるべし。

一、「蘭伐り合はせ」は、石を堅横品々つかふを云ふ。

石ある形を伐り合はせ、石不益にならざるの理を取りて名付ける。蘭の字は、^待蘭奢台の蘭を書くは、蘭奢台は名、加羅にて切れども、切れども元のごとくになるよし。これを表したる。右石をたて横いろいろに積みて、そつにならざるを切りて、元のごとくになる、と云ふ心なり。このらん蘭の字は乱と云ふ字、本字なれども、城中にみだるといふ字は、忌ゆへなればなり。

一、真・草・行の角、ならびに、角数等の絵図、別巻に出すなり。

沼深・水堀・湖水縁・橋台・川縁・砂浜に石垣を築く土台のこと。

水堀に胴木のこと

一、水堀は土台なく石垣を築き候ては危なき故、生松木をもつて、胴木を入れ、その上より石垣を積めば、全くこたへ申すなり。所次第、胴木に控へ杭あるべし。鉸をもつて、松木継ぎ目の留め丈夫にして積むべし。あるいは、石垣築く節は水なく、跡より水堀に相なり候所も右同前なり。松は水中にあれば朽ち、くさり申すことなく、数百年こたへ、岩のごとくになるものなり。地形悪しくば二本ならべもよし。草榎も土中・水中に用ひ申すこと大きにこたへよきなり。

橋台石垣下にささら土台のこと

一、橋台石垣は、いかなる洪水にても崩れざる仕様は、まずその地形を考へ、地形根切り、深さ五、六尺、七、

*蘭奢待
天下第一の名香として伝説的な香木で、正倉院宝物。
源頼政・足利義政、織田信長、徳川家康がきりとった。

八尺、所を考へ、掘り立てをして、その石を一ぺん敷き候上えささら土台を敷き、土台木の間だに栗石をつめ、根石二のぼうしけたえ、ひかへ持たせ、段々積むなり。一のけたは二よりはふとく、上下にろくを付け、鉸にて所々留めるもよきなり。もつとも、けたにて矩付け候えども、その矩方考へるべし。しかれば、掘り立て、その石敷き申す節、その心得あるべし。かくのごとく土台より丈夫にして築き候へば、洪水の節、崩れ申すことなく、あるいは、定水の節、橋台の所え水たたきつけ候へば、洪水の時は、いやましなり。かやうの所は、右土台を前え張り出し、ささら木長くして、本文橋台石垣前に石垣を築き申すなり。もつとも、石垣高きは水中までにて、宜しきなり。さすれば、橋台石垣は陽、前に築きたる石垣は陰なり。洪水の節、自然前なる石垣損じても、後の石垣は丈夫なり。後の石垣にて、おさへ申す故、陽とす。或いは、川幅も広く水勢なるき川は、陰の石垣は入れず、川はば荒川なるき川、この三つにて考へ築くべし。石垣はもつとも細かく積むべし。荒きは用ひずなり。かつ、ぼうしけた前に杭木あるべし。又、この土台前にかの石にても伐石にてもすて石あるべし。もつとも、よき程に掘り敷くなり。絵図別にある。さてまた、橋の上にして杭一本あるべし。もつとも、根は振りかね丈夫にして振り込み置くなり。これにて出水の節、大木等この杭木にあたり流れ申す故、橋杭にあたり弱きなり。また、橋

杭の間々へ大石等伏せ置くなり。この石あれば橋杭ほれ申さずためなり。

川縁がけ下にはねかけ土台

土台下夫石をもつて、堅め松木を前に敷き、はね掛け木の控へくり石埋め立て石垣積むなり。がけ下もその石・栗石をもつて、よく堅め土台敷くなり。多くはささら土台よろしき川縁も所次第。川縁ごとに土台を入にてはなく、その所をわきまへ知るべし。多くは根切り深くして石垣を積めば、危ふきことなし。橋台下とは様子も違ふものなり。あるいは、沼などところによりて、枝木を埋めたて、千本つきなどして堅め、石垣を積むこともあり。あるいは、砂地にてしかるも、清水など出申す所は、土台木敷くこともつともなり。木枝等敷き積み申すを「草積み」と名付く。その所にて、その道の人は考へるべし。但し、土台木は生松木・草楨に限るなり。

沼深に組み土台

沼深ども、夫石・栗石をもつて埋め立て、根堅め候上、組み土台を敷き、石垣積むなり。沼深のことなれば、埋め立て悉く丈夫を見切り、土台を入れ、石垣積むべし。根堅め行き届かず時は普請むなしくなるなり。いずれにても根堅め丈夫を見切る儀肝要なり。

砂浜に石垣を築くこと

砂浜に築く時は根切り深くして、草楨を土台にして石垣を積むなり。掘り立ての節、砂ゆへ埋め申す時は、砂を俵にして砂留めにして掘り立てすべし。この土台は必ず

*千本つき
堤防などの土を小棒で搦き固めること。

*丈夫
こわれにくいこと。しっかりしていること。

草槓なり。あるいは、海縁にて石垣へ水つき申す所は、もつとも深く掘り立てをして、草槓をもつて組み土台か、さらさら土台を入れ、石垣矩強く築くなり。これも石垣のまへにすて石あるべし。砂は掘れ安きものゆえ、かくのごとし。

湖水縁に石垣を築くこと

湖水は深く故、水中より積むことおもひもよらず。また、水落とす事もならずゆへ土台出来ず。大きにむつかしきなり。根を丈夫にして築き様は、まずその水の深さ、丁場の広さをはかり、水中へ莫太に石を入れ捨石をして土台とす。ことごとく右の通りに、すて石をして、もつともすて石間々え、夫石・栗石よく埋め立て、がん石のごとくにして、ねば土も多く埋め立て、土台石最早がり申さざる所を、もつとも舟にて度々見分すべし。右の通り、よく埋まり丈夫を見切り候上、石垣積むべし。夏は水減じ候まま、捨て石頭はれ申さざる様に心得るべし。水中にては自由ならず。水際より法の通り築くべし。裏多くすき申すはあしく、石の控へ、山え掘り入り申す程にすべし。何れにも根元よく埋め立て、いかにも丈夫を見切り築くべし。あるいは、生松木等をもつて埋め立てることもよし。木は水上にては浮き候故、しづみ申す様にすべし。その上え石をすて、土台とすることなり。まず大概仕様かくのごとくなれども、なおその所次第考へ築くべし。

一、右普請に掛けるに付き、二十間ばかり外に棒杭を振り置くなり。普請中幕を張るなり。さて、この杭の内え平生船往來堅く停止申し渡し置くべし。往來いたし候ては様子知れ申す故、かくのごとく。

一、右築き出来仕り候はば、一ケ年の内、三、四度も右すて石の様子見分して、つめ石、ねば土、年々かくのごとく、捨石の間々ゆるぎ申す故、念を入れることなり。いずれ大きな普請、むつかしき仕方なり。その所にてよくよく工夫築くべし。

終はり

積み方等歌のこと

規矩歌

天地のひらきて出来し、曲尺なれば、

唐も日本もこれを、本とす。

もろもろの匹(匠)は規矩(かね)を、本として、

「なす(點紙)べきわざのならぬ、事なし。」

規はぶんまわし、矩は曲尺なり。規合・矩方のことなり。*規矩をもつてせざれば、いかなる竹田の名細工も成就せぬなり。規合はだんだん曲尺をおこすを云ふ。

矩方は筋違ひを云ふなり。規矩は匹(たぐみ)の根元なり。*孟子の曰く、離婁か明公輪子がたくみもきくをもつて、せざれば方員をなすことあたはずと云ふは、規矩は天下ののりなり。たとへば、畳を長六尺、横三尺と定めある故、京も田舎もこれを敷き合はするに、たかふこと

* 丁場
受持仕事の範囲のこと。

* ぶんまわし
コンパスのこと。

* 孟子ノ曰
「孟子」離婁章句に「孟子曰、離婁之明、公輸之巧、不以規矩不能方圓」という文言がみえる。

* 方員
方は四角、員は圓すなわち圓の古字で丸いこと。つまり、四角と丸の意。

なし。これ曲尺の手を合わせ定めたる方員と云ふものなり。このきく^{規矩}違ふては、普請も造作万物成就せぬはずなり。規矩は根元、人智にて出来たることにあらず。天地開き、自然に出来し道理なり。唐土^土も日本も、この二字の違ふことはなし。規は丸く天なり、日なり、陽なり、火なり、堅なり、男なり。矩は月なり、地なり、陰なり、ねまりなり、女なり。矩の形ち、曲尺二挺合はせば四角地形なり。規は丸く、右筋違ひを段々おこせば形半月になる。これを二つ合はせば丸く天地なり。

一、規合・矩方、橋台秘歌終はりに調へ置き候こと

積み方五行を表す歌

積みかたは、方と丸きと三角を、

半月団の形ち表わす

方は天地の間、方にして四角地なり。この積み方を四方積みとす。伐り合はせ、根元なり。円は丸く天なり。これを「鏡積み」「鶴目積み」とす。三角は形ちのはじまりなり。角石組み形かくのごとく。また、半月は「金場取り残し積み」とす。金は西なり。団扇はうちわの形なり。これを「山目打ち込み積み」とす。万物五行はづれ申すことはなきことなり。

春秋野面歌

野づら積み、春と秋との、野のおもて、

表して築を、のづら積みなり。

これは山城の積み方なり。春の野面は荒きなり。秋の野づらは少し細かきなり。石取り等前段に調へ置くゆえこれを略す。

*造作
造ること。

山目打ち込み歌

山目積み、山のおもてを、表しつづ、

いかにもあらく、かたち団形

これも山城の積み方丈夫なり。控へ長きを用ゐる。東は木形ち団形なり。さりながら積み石団形にするにはあらず。その意味あるべし。

亀甲積み歌

石形を六つと四、五とに、築くことぞ、

これをば亀甲積みと知るべし

これは、石なり六角なり。天積み留めにては、五角横にハ、四角の石なり。それゆへ、石形六つと四五とに築くべしとは、このことなり。

鶴目ならびに半鶴・半伐り合はせ歌

丸がたの石を、積むことぞ、鶴目積み、

形不同は、半鶴積みなり

鶴目積みは、石づら丸かたの石を積むゆへ、鶴目と名付く。半鶴は石形に極まりはなくとはいへども、それ程あるべきなり。

鶴亀の、ちとせを祝ふ、積みかたは、

なおよろづ世を、祈るなりけり
鶴亀の寿ぎを取りて名付けし積み方なり。

金場取りのこし歌

石垣の、めんのこいた、積み方は、

このことぞ金場、残しづみなり

伐り合はせ積みなり。かねばまで取り、中程を取り残したるなり。それ故、右名目なり。但し、金場取り、上へ残し積む。この二字は上え付くべし。

伐り合はせ四方積み歌

伐り合はせ、その品多く、ある中に、

四方積みをば、本と知るべし。

四方積みは伐り合はせ根元なり。中央積み、升形積みなどといふなり。

本伐り合はせ・中伐り合はせ・半伐り合はせ歌

本伐りは、よくうつくしく、めんもとる、

中伐り半は、あらく、こまかく

本伐り合はせは、うつくしきこと、伐り合はせの最上なり。中伐り合はせは、これより荒く、半伐り合はせはこれよりまた荒きなり。名に応じて伐り合はすべし。めんのならし様も同前なり。

鏡積み歌

鏡積み、所を知りて、築くべし、

「(貼紙)所しらねば、道を迷ふぞ」

鏡積みは第一天人の三つをもつて、石配りすべし。鏡は神前に建つるものなり。しかれば、神はいます、とて知るべし。鏡積みは大石を用ゐるなり。しかれども、大石まで積むにてはなく、その所を弁じ知るべし。行間・梁間あらば、角石は短き石を組むべし。梁間え長き角石積み申しては石配りなりがたくよし考へるべし。門台にても梁間の方は角石に心得あるべし。別巻に石の寸法の法を出し置くなり。右三つの法なくては一向石配りならぬものなり。積み様胴にて持たせ積み口へは栗石多くつめ申すなり。もつとも、控へのなき石を用ゐる法なり。さりながら、控へなき石を積み候はば、少し控えのある石と打ち交ぜ積むべし。栗石も下へは大きな分、中へは中、上へは小さき分なり。すべて三段に詰まるなり。高石垣にては(苦)はくるしからず。高石垣にては裏詰夫石所々へ用ゐるなり。あるいは、石の平を積むを鏡無しといふもあり。あるいは、積み石の内づらの大きな石を積むも鏡つかいと名付く。ただ、これは石の平を積む故、鏡石、あるいは、陰陽石・日月石などと名を付けるなり。用ゐるにたらず。石垣石垣には何れも五行等あるなり。これを柱としたるものなり。

石垣づら鏡に名付けし歌

すべて石垣は出入りなく、鏡の面のごとく築くこと(本文)

なり。あるいは、築き出来の上、ほちみ等これあり候へば、これは甚だ不出来といふもの。築かけより右にては石垣の疵なり。古人法を出し置く専らもなきことなり。あるいは、櫓台・門台等にも、あるいは、天にて五間六間に築き、出来を違ひ等出来申すは、地形の繩張り不吟味、矩かた絵図不吟味、規矩なき道理なり。よくよく分別すべし。御築中は誠に戦場のごとくなり。積み石を持つやら、栗石を持つ、石を作る、繩を張り、掘り立てをする、棧橋を掛ける、広太のことなり。治世の普請とは雲泥の違ひに候。穴生は石垣を積ませ申す儀(分)本文なり。栗石等それぞれ請け取りの役人あるなり。誠に筆紙にも言葉にもつくしがたことに候。

沼深・水堀・湖水縁・橋台・川縁・砂浜かける土台
堅め歌

いかにも堅め、根石積むべし

沼深に石垣を築くに土台なくては積みがたく故、その石栗石、あるいは、杪をもつて悉く埋め立て、かため候上、生松木、あるいは、草楨をもつて土台して、この土台を敷き、この上より石垣積むなり。前段にも調へ置く通り、根堅め大事なり。橋台等根堅めも前段のごとく、がけ下も埋め様同前なり。はね掛け土台は、あるいは、往来縁など崩れ候節、松木一本横にして鳥井形にして、ささら木細くして、あるいは、木の枝敷き、土盛申すなり。湖

水に石垣を築くこと、莫太に捨て石をして積むなり。すなわち、このすて石根石なり。仕様まず前段のごとくあらまし調へ置くなり。その所にあたって深く考へ築くべし。

積み方所々にて替はる歌

積みかたは、その所にぞ、応ずべし

所しらねば、不相応なり

石垣は要がい第一とするなり。堀を掘り、石垣・土居を築き、塀を掛け、矢狭間・鉄炮狭間、櫓・長屋の内に大筒を仕掛け、あるいは、火矢打ち出し等の要がい(害)、あるいは、石垣の上に塀もなき所は、幕を張り、あるいは、竹策(櫓)、あるいは鉄炮(狭間)さまもなき塀は、大事の時には取り除け、まく(櫓)を張り、火矢・大筒を打ち出すなどのこと。

堀は多くは中深くやげんに掘り、城は要がい専らとするなり。しかるを石垣その所も弁ぜず築くことは、その道不案内・不相応といふものなり。山城の積み方は山城に用ひ、その所に応ずべし。あるいは、堀の様子にて細かく積むべき所を荒く積むこともあり。三の丸堀深くは石垣荒きも用ゐる。これは平山城なり。当 御城にて大概考へるべし。大手の方は専ら右の仕掛けなり。何れ不堅固といふには、あらざれども、大手向きは取りわけ大事の虎口なり。平城は専ら細かき積みかたなり。門台はいずれも伐り合はせなり。伐り合はせに積むべき所を、野面などに築くを不相応なり。その所利方を考へるべし。

*杪
こずえのこと。

*狭間
城壁や櫓などに設けられた石・鉄砲など打ちかけるための小窓。

あるいは、櫓台にても伐り合はせに築き、あるいは、打ち込み積みにて、つかへざる所は荒くすべし。石垣一繩の内にも築くわけもあるなり。とにかくその所を弁じ築くこと、その道の人と云ふべきなり。伐り合はせ石垣は、すべて強きことはなけれども、忍など入念に崩れ申す手掛りなきためなり。なきことなれども、先か様の趣をもつて築き、その上伐り合はせは美しきなり。あるいは、升形の内、見付けは伐り合はせにするは、自然鎌合はせの時、石突き突き込むこともあるべし、と考へ切り合はせにするなり。すべてかよふの意味なく石さへ積みば、石垣と心得居る不心得なり。

規合矩方往来に表すること

矩は行、ゆけば帰りは、あるものを、

道を違ふと、矩規はあわぬぞ

右の心は、矩方は陰にてねるなり。この仕様甚だ大事な。ゆけば帰りありとは、規合は陽にておきる故、帰りと云ふ。この行き様、帰り様ちがへば、かね合ひ申さず。石垣の大秘密と知るべし。

規合付ける大秘密歌

のり合いは、付初めしより、出来るまで、

増すますます増すを、習ひとぞ知れ

これは別紙にも調へ置くごとく、出来下まではだんだん増す付け申すゆへ、秘歌の通り、甚だもつて秘することにて、誠に唯子一人伝とは、この歌どものことなり。

同秘歌前句の対

規合は、道正しくぞ、帰るべし、

道がちがふと、秘事もなくなる

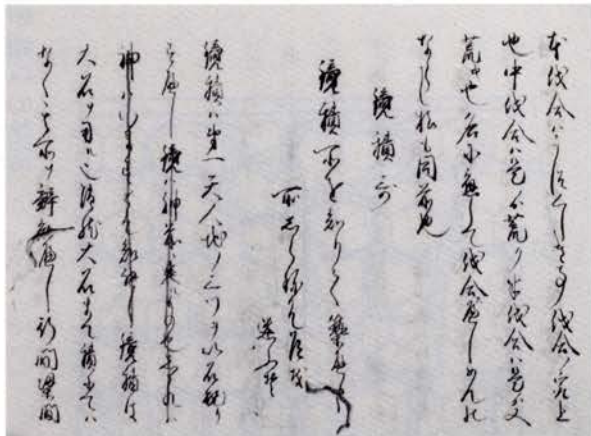
一、橋川除は国主の仁政なり。しかるを、いはれなく橋の長さをつめるは、天理に背の利ありて、天より罰し給ふ。誠にもつて大切のことにて当家代々忘るべからず。橋は御作事所手合はせ、犀川、浅野川、懸け替える節は深く心を付けるべし。右橋のこと、別に調へ置く通りと思ふべし。

歌に

いはれなく、橋をつめるは、不吉なり、

かならず国に、凶事あると知れ

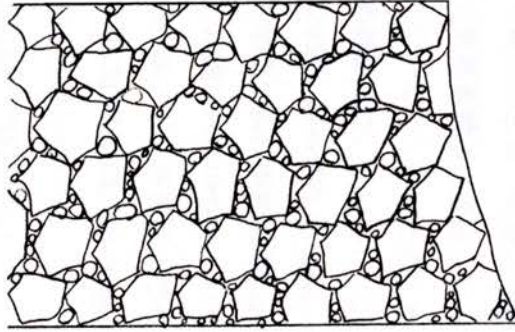
国は大主のことなり。



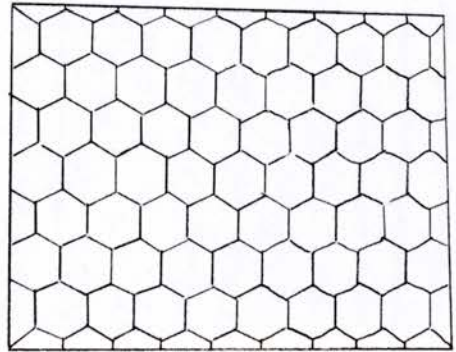
*橋川除は国主の仁政なり同様の記述は「大槻長元等之事」、「文禄年中以来等之旧記」などにも見られる。(『金沢城郭史料』参照)

(表紙)
「唯子一人伝 五」

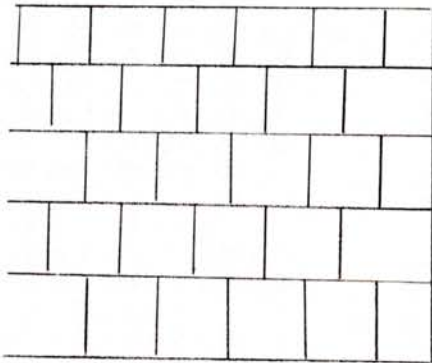
山目打ち込み積みの図

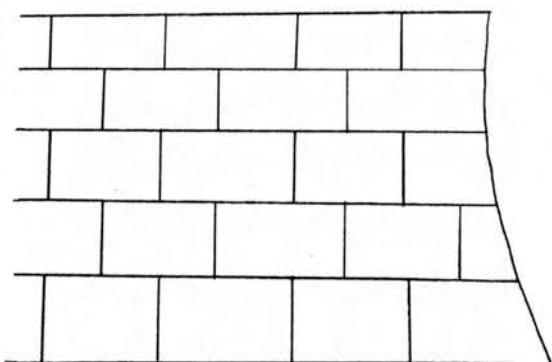


亀甲積みの絵図

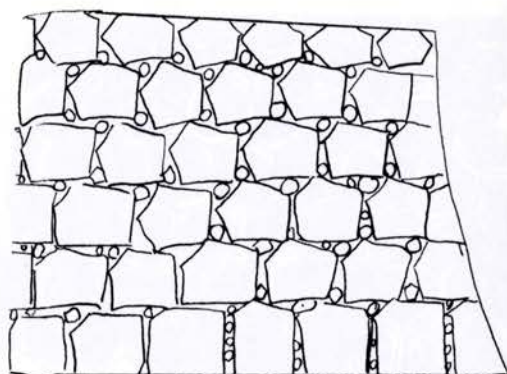


四方切り合はせ積みの絵図
但し、荒くすれば打ち込み四方積みと云ふ。

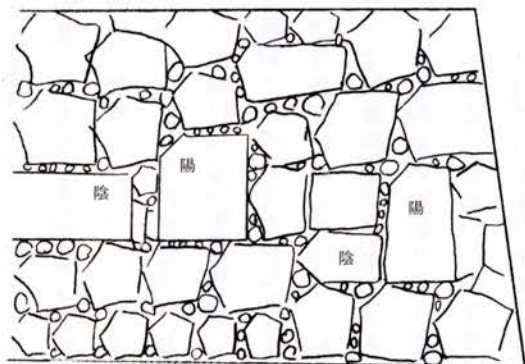




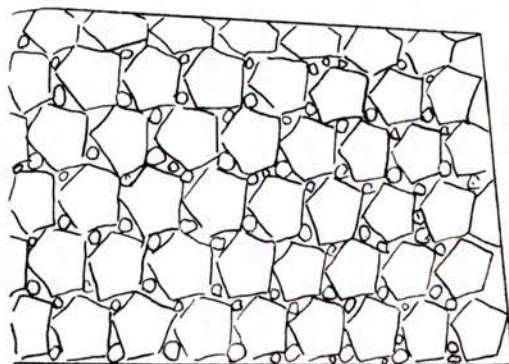
布築切り合はせ絵図



半鶴半切合はせ絵図 但し、絵形より細かくする。

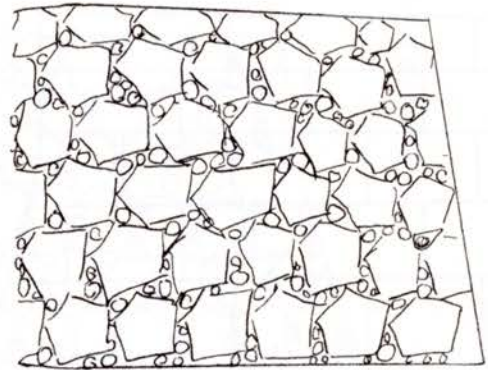


鏡積みの絵図

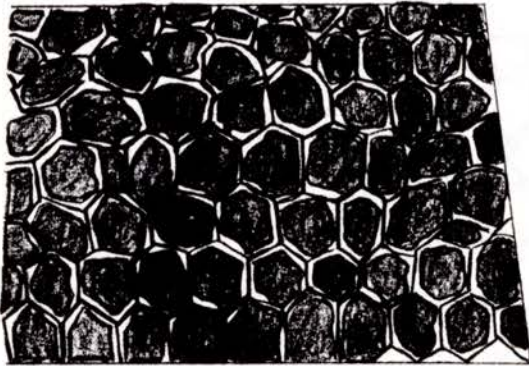


鶴目積みの絵図、また、俵口積みとも

野面積みの絵図



曲尺場取り残し積みの絵図
金



積方絵図 終

一、山目積みを石づら出入りを羽釣りとり、石を正に積むを、「正打ち込み積み」と名付く。又、石の取り様、正と少し筋違ひと入り交じり積み候えば、「打ち込み積み」と名付くなり。

一、布築き、至りて荒く羽釣り取り、丸鑿などにて、石づら平均積みを「打ち込み布築積み」と名付け、また、石の合せ目長短、石の長さも長短あるを「布築き崩れ」と名付け、切り合はせにも打ち込みにもする。絵図のごとく、石の寸尺極め積むを「本布築き」と名付くなり。

一、鏡積みは当御城の大手に限り用ゐる積み方なり。石配り甚だむつかしく、陰陽の二つを根にして石配り^{カシ}要なり。尾坂見付け石垣御普請の時は、絵図に写し取り候上、取り除けその通り積むべし。右の方石垣、大石二、三石、堀の方え積みたき所なり。

一、鶴目積み、丸形なる石を積む故名付く。但し、絵形よりは少し細やかに積み立つべし。「俵口積み」とも云ふ。

一、半鶴積みも絵形よりは、少し細かく築くべし。崩れ丁場五十間御長屋下石垣の通りなり。御楽屋下石垣「鶴目積み」とも、「半鶴積み」とも名付くべし。

一、四方積み切り合はせを至つて荒くすれば、「打ち込み四方積み」と名付く。これも石の寸尺極まらず積むを「打ち込み四方積み崩し」と名付く。四方積みは地形の積み方、中央積み「升栄の積み方」と名付けるなり。

*羽釣りとり
羽釣るとは「削る」であり、鑿（たがね）をハンマーでたたいて石材等の表面を薄く削りとること。

*見付け
この場合はすぐ向いに見える所の意味。

一、野面積みに二様あり。絵図のごとく至つて荒くつめば、春の野面と云ふ。これ少し細やかにすれば、秋の野づらと名付く。春は耕す所を云ふ。秋は蒔田跡をいふ。

一、かねば取り残し積み、もつとも切り合はせなり。勢ひある積みかたなれども所次第、大坂などにては、堀下等に専ら用ゐるよしなり。

一、「胴切り合はせ」、もつとも切り合はせなり。大事のところ用ゐるべき積み方なり。胴口ともに切り合はせ候故、悉く強き積み方なり。荒くしても右「胴切り合はせ」の心得をもつて、積み立て候えば同様なり。これを「打ち込み胴口合はせ積み」と云ふ。隙取り候えども、至つて大事の所、あるいは、橋台などに専ら用ゐる。また「胴合はせ石垣」とも云ふ。

一、亀甲は七五三の積み方なり。鶴は千年、亀は万年の寿を取りて目出度き積み方、国主御長久祝い奉りて名付けたるなり。「亀甲」・「鶴目」・「升形積み」・「俵口積み」いずれも宝来(運来)の積み方なり。

一、乱切り合はせは石を堅横(堅)さまさまに切り合はせ積むを「らん切り合はせ」と名付く。城中にこの乱の忌候ゆへ、この蘭の文字を書くなり。すべて切り合はせは、石口三、四、五寸ばかりにて、切り合はせたるもの故、つよみなしといへども、これはよくよく念を入れ、切り合はせ、石も長き石を用ひ候えば、全くつよし。右は切り合はせの法といふものなり。高さも三間に極め

候様、相見へ候えども、左にはあらず。ただ入念積み立て候えば、甚だ強きなり。かつ虎口虎口専ら大石を用ひ切り合はせにするなり。すべて石垣は要害第一なれば、強くすること本文なり。敵方より大筒打ち込み申すべき所々は、なおさら強く築き申す儀に候。大筒打ち込みくずるる石垣は積み方あしく、要の道理を知らざる故なり。要の石垣には積み様もこれあることに候。治世に相なり候えば、その利を失ひ申すものなり。

石垣築き様も国々の風義これあると相見え候。専ら角石・角脇の重ね目えし(疎)塗り積み申す所もあるよし。その国々の築き方には候えども、これは丈夫にてよろしく、また角石えちきりを入れ積み候由、本文は要の所々へは入れ申すこと。普請はこれ程に利をつくし築くこと肝要に候。加藤清正は石垣を築くこと名人と言ひ伝ふ。大坂御城などは専ら右の築き方と相見へ候。太閤秀吉公、仰せ付けられ候石垣なれば、左もあるべきことに候。石垣なども格別のよしに候。誠に石垣は城の柱なれば、いかにも堅固に築くべきこと。左候えば、大地震これあり候ても、いささか損じ申す儀これなきものに候。築き様弱き石垣は果たして地震に崩れ孕み等のことこれあり候。あるいは、石垣年を経、孕み損じ候石垣は地震くづるるは相聞こへ候。築き間なくも石垣くづるるは築き様あしく故に候。しかしながら、諸人大地震にては、くづるるものと心得居り候故、穴生もでかい顔して、勤め居り申すことに候。要

*七五三の積み方

一般に、七五三とは祝儀に用いる数のことを指すが、ここでは「目出度き積み方」と同じ意味で使用している。

*ちきり

木または石を接ぐため埋め込むもの。両端が広く、中がくびれて狭い。

の石垣築きは、なおなお心得のあることに候。

一、亀甲積み六方寸尺極めず長短、あるいは、五角などの石にて積むを「亀甲くづし」と名付く。これらは至りて弱き積み方にて、まずは用ひがたく城中はただ強きを本とするなり。

一、「面切り合はせ」、御城中にはこれなく候。士中・堀下、寺御坊・鐘つき堂・太鼓堂下石垣専ら用ゐる。これは、めんを取り積むゆへ、細工人よくいたす故なり。外切り合はせ石は取り扱ひ心得なく候へば、とかくかけ申すものに候。

一、積み方のこと、なお終はりに細かに調べ置く。

積み方惣名目のこと

〔山〕〔文字横にして記載、以下同〕山は「山目打ち込み積み」。また「角石積み」、形三角。また五行の心にも。

〔六〕六は「亀甲積み」。また「六方積み」。六角積み。

〔四〕四は「四方切り合はせ積み」。打ち込み四方積み、かつ、「切り合はせ四方積み」は、切り合はせ根元「中央積み」。これより「本切り合はせ」・「中切り合はせ」・「半切り合はせ」。

また「布築き」も右より出る。また「胴切り合はせ」も同じ。また「角積み」。

〔金〕金は「かねば取り残し積み」、もつとも切り合はせなり。

〔甲〕甲は「亀甲積み」のことにて、甲と六とは対の

言葉なり。

〔半〕半は「半鶴積み」・「鶴目積み」を云ふ。また、「半切り合はせ」、かつ、「半鶴積み」に「半切り合はせ」と云ふはあしく、「半鶴積み」と云ふべし。

〔面〕面は「めん切り合はせ」、また「めん取り」とも。

〔鶴〕鶴は「鶴目積み」、また「俵口積み」とも。

〔鏡〕鏡は「鏡積み」、また「天形の積み方」とも。すべて石垣は出入り等なく、鏡の面に築くこと本文なり。失念仕りがたき一字なり。

〔野面〕野づらは「野づら積み」。春の野面、秋の野面

両積み。

石垣積み方、五行を表はし候に付き、五臓の色体のこと



肝臓・胆木青し。酸・眼・怒・温・形団形、春なり。

一東に鱗のあるもの七十二品あり。そのうちにて龍を長とす。名をば青龍と云ふ。但し、形団形、「山目打ち込み積み」に表す。

仁の積み方と知るべし。五行の積み方根元にて、これを根にして色々積みかた極まるなり。



肺・大腸全白し。辛し。鼻・皮・憂燥形半月、秋なり。

*石垣積み方

「石垣積み方」一信の積方とす。までは「石垣積方秘伝書」とほぼ同文を盛りこむ。

*五臓

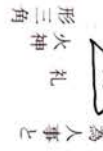
漢方で心・肝・脾・肺・腎のことを示す。

〔西にけだもの七十二品あり。虎を長とす。これを白虎と云ふ。西の形半月二つ合はせば丸天形なり。「鏡積み」・「鶴目積み」に表す。「鏡積み」は当御城大手に限り用ゐる。但し、大手を虎口と名付ける。搦手を龍口とす。義の積み方と知るべし。〕

(※3) 龍口



心、小腸、火赤し。苦し。舌、血
喜、熱、形山、角夏なり。



〔南に鳥類七十二品あり。朱の雀を長とす。これを朱雀と云ふ。角石積み形に表す。すなわち、角石・角脇等伏せ立て候形三角。また地形の心もあり。これを礼の積み方と云ふ。〕

〔これに甲のあるもの七十二品あり。亀をもつて長とす。これを玄武と云ふ。それ故「亀甲積み」を北とす。五角は火の縁。六角は水の縁なり。これを智の積み方、蓬萊の積み方なり。〕

(※4) 北



腎臓腑、水黒し。鹹に耳、骨恐、
寒、形丸冬なり。

〔四方積みは中央の形を表したるなり。切り合はせ根元なり。これを根にして積み方品々を出す。信の積み方とす。すべて積み方奥深き名目は申す間敷く、一通の名目申すことなり。甚だ秘し申す儀なり。〕

〔四方積みは中央の形を表したるなり。切り合はせ根元なり。これを根にして積み方品々を出す。信の積み方とす。すべて積み方奥深き名目は申す間敷く、一通の名目申すことなり。甚だ秘し申す儀なり。〕

〔四方積みは中央の形を表したるなり。切り合はせ根元なり。これを根にして積み方品々を出す。信の積み方とす。すべて積み方奥深き名目は申す間敷く、一通の名目申すことなり。甚だ秘し申す儀なり。〕

(※5) 中央



脾胃、土黄、来口肉、思・湿・形
四角、土用なり。

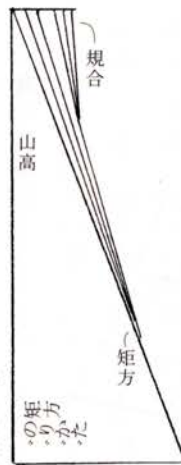
〔四方積みは中央の形を表したるなり。切り合はせ根元なり。これを根にして積み方品々を出す。信の積み方とす。すべて積み方奥深き名目は申す間敷く、一通の名目申すことなり。甚だ秘し申す儀なり。〕

方・円・三角・半月・団扇

規合・矩方を知る絵図

方は天地の間にして、四角地なり。これより矩方出したるものなり。円は丸く天なり。規合は半月なり。合はせば丸天となる。すべて物の形は角と丸とを根にして、皆形なり。

一、石垣は、築き出来の上、規合・矩方相違なきを陰陽和合とす。前段に調へ置くごとく、石垣は根強く築く。平積み一文字鏡の面に築き立て申すこと一大事なり。御樂屋下の通りに築き候えば見事に出来と云ふもの候。



*規合の線は朱書

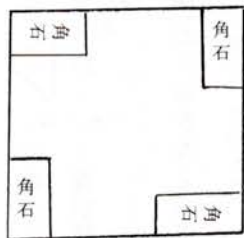
よりて、長間の所は角石より角石まで縄通しきき申さず、子細は縄延これあり。また所により張りがたき所もあり候に付き、石垣中程に印を付け、積み上がりこの印石は念を入れめんならし、もつとも角石より縄をはり通し違はざる所を見切り、右印の所を曲尺と定め、だんだん積み上り、もつともよくせんさくすべきこと候。長さ短き所は角石より縄引き通し通し一ぺん一ぺんかくのごとくする。右印石は、縄すき少しも違はざる石に付き、一石積み縄を引き縄すき見て極めるなり。これさへ嚴重なれば、築き出来の上、申し分はな

*鹹(しおはゆし)しおからいこと。

きはすなり。石垣に積み孕み等出来跡に侮るとも仕法なく、昔大坂御城の石垣、こなた様より御築きのこと、前書のごとくよく味わふべきことに候。孕み等これあり候えば、まずその石垣の疵病といふものなり。かつ石垣を築き、根元は山の高さをはかり知らずては規合・矩方も出しがたく、よりに山の高さをはかり様末に調へ置き、はたまた輪取りしのぎ石垣は一文字の石垣とは大きに品かはりむつかしきなり。かやうの所は、眼を曲尺にして積ませ申す儀、その所にてよくよく考へて築くべきことなり。

四方角々石伏せ様のこと

一、四方角はいずれの角を一の角と極めかたき故、磁石をもつて極めるべし。

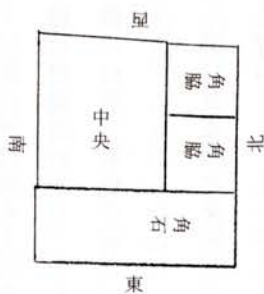


但し、何れにても磁石をもつて方角を極める。二方角はこの趣をもつて角石伏せ立てる。これを陰陽和合の伏せ方と云ふ。

- 東を一の角と極める
- 西を二の角と極める
- 南を三の角と極める
- 北を四の角と極める

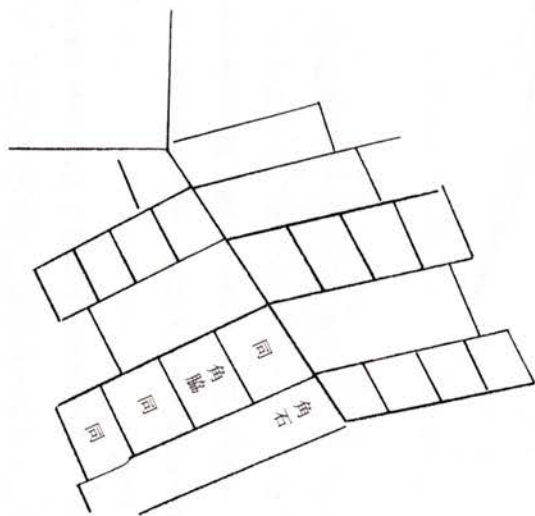
角石・角脇伏せ形のこと

一、角石・角脇伏せ形、三角すべて五行のはつること
は万物これなく、朱引きの通りにすれば、すなわち地形なり。



真・行・草、角絵図のこと

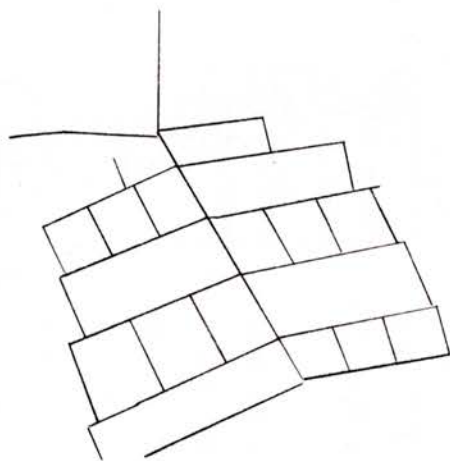
真の角絵図



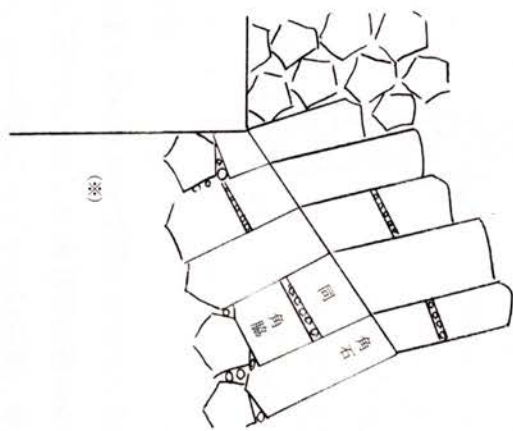
角石一本に、角脇三本、二本もあるなり。この角には「半鶴」ならびに「鶴目積み」を用ゐる。高

*はつるる
「外る」ではずれたものの
意。

さ五、六間より十間余まで用ゐる。但し、所次第、この両積みは平城にも専ら用ゐる。行の角絵図



草の角絵図



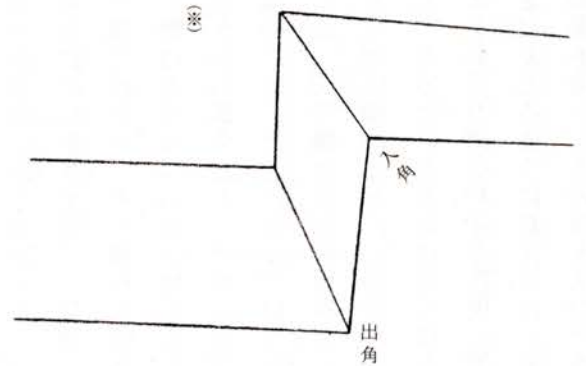
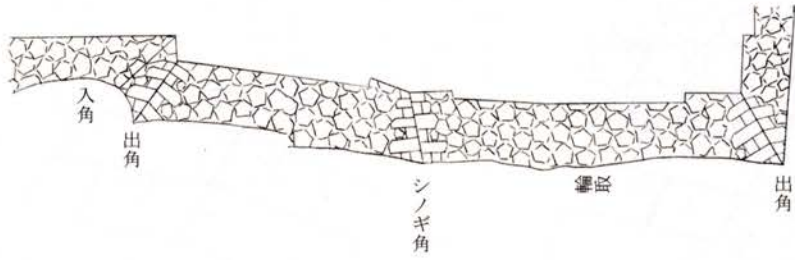
〔※上段横向き文字〕
「草の角は角石一本に、角脇一本あてなり。角脇二番も平石の内よろしき石仕るべく候。角石も平石の内に相なるべき石これあり候は仕るべく候。左候えば、ざっくりとなり、一段宜しきなり。」

草の角には「山目」ならびに「野面」両積みの内用ゐる。山城の積み方なり。角脇・平石の内より見立てすべてざっくりと仕らずでは平積みと釣り合ひ申さず候。口にて、ぐり石はつめれども、胴にてはよくよく角石に付け申すことなり。

但し、戦国の普請と治世の普請とは、大きに品替はるなり。戦国には専ら積み方*に應じたる石用ひたるものなれども、治世にはその通りには行き届き申さず、根元存じ居り申し候。穴生石切る所へは、相詰め申さず故、積み方に應じ申さず候。山目積み、野づら、平石切り立て様これあり。その積み方積み方に應ぜずでは名目少し替はるなり。山目に積み石も石づら平均置き候ては向きかね候えども、治世に相なり、右の名目申し立て候時には、新たに山より切り出し申さずでは相ならざる故、切り置き候石を積み立てる。角石も四角なる石を当時は積むことに心得居り申し候。しかるといへども、なるたけ高石垣は荒く積み立て、たとへ寺町辺りより見て石垣とわかり候様、築きたき※ことに候。薄墨紙を※はりたるように見えては、面白からざること候。時節も考へ、その道も失ひ申さぬやうに、いた

*治世
君主として世を治めるとの意であるが、この場合「当世」と同様の意味で用いている。

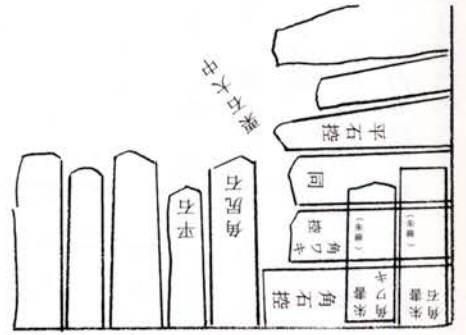
したきこと、平生心懸けるべきことに候。本文申す時には積み方に応じたる石、戸室山にて切り立て積まずでは名目の通り行き届きかね候。
角数のこと



〔※右の横向き文字〕
「入角曲尺の手にする所もあり。また、延曲尺にする所もあり。これにて横矢の損得あることなり。御城中、石垣入角に心を付けるべし。」

角石等控へのこと

控へは長さを云ふことにて、石を積み、すなわち、長さにて持つ故、控へと云ふ。短き石は、控へなしと云ふ。堀などに控へするも同じ心なり。



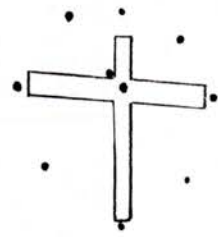
十字のこと



角石は陰、角脇は陽の
図なれども、角脇は小
面まであらはれ、角石
は小面・大面ともあら
はれ候えば陽とすべし。
また、朱書の角取り候
えば、十の字になる。
角脇陽に極まる、とい
へども陰に陽あり、陽
に陰あるの心なり。

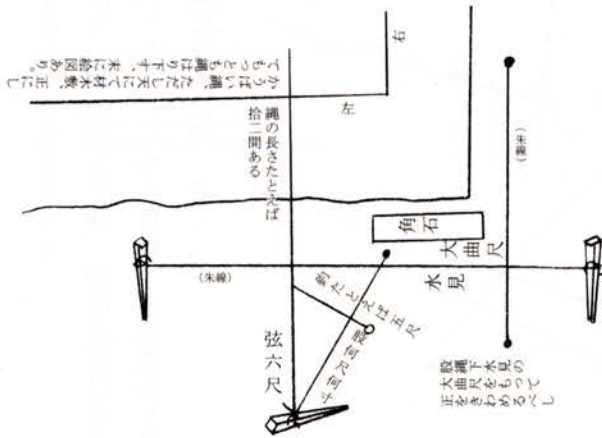
これを上へのせれば、
十の字になる。下は陽
なり。上は陰なり。し
かれば、下は角脇の心、
上は角石の心なり、と
いへども、形ち一方あ
らはれたるは角脇、二
方あらはれたるは角石
故、陽と極まりてもよ
し。

東西南北に四隅を加え
れば八方となる。天地
にて十方となる。しか



れば、十の字より十方
極まる普請方にては十
字の曲尺と申して、こ
れより縄等引き出し曲
尺の手を極める甚だ重
き大切の文字なり。

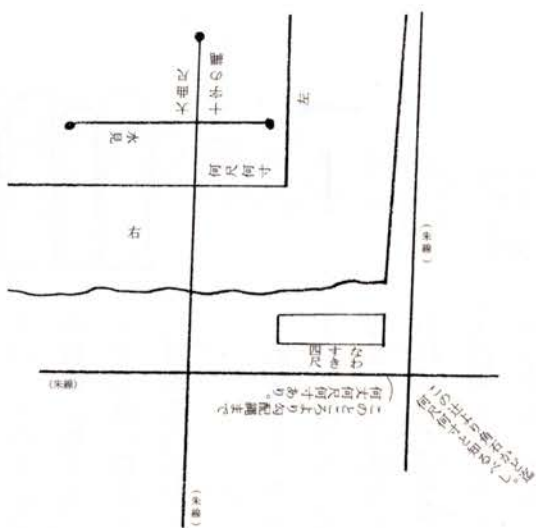
か(勾)配
うばい、繩にて山の高さ、ならびに、はたばり等見様の
こと



一、勾倍繩天より下、杭木までたとへば十二間あり。釣
りの高さ、たとへば五尺あり。この五尺を十二間にか
くれば山の高さ、たとへば十一間となる。もつとも、

下縄よりの高さを知るべし。また、何尺何寸を釣り五尺に割れば尺のかうばい何寸何分と知る。

一、山の高さ十一間に尺のかうばい(ひ)かれば、はたばり何丈何尺何寸と知る。このはたばりの内にて角石より下縄までの縄すき四尺引き、あはせて、勾倍縄杭木より下縄までのすき、たとへば七尺引き、残りて何丈何尺何寸、右の方のはたばりなり。この上え規合尺寸加え絵図なり。右の方はたばり等絵図、左のごとく。



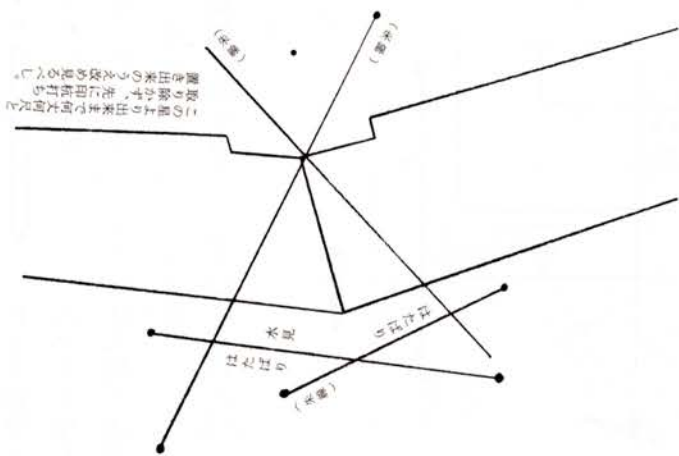
一、天にて曲尺を吟味して勾倍縄下すべし。ふり下げ縄付て、縄の行を見てもよし。

一、下げ縄、印の所よりか(勾)配はい縄まで何丈何尺何寸ある。この内にて天縄すき何尺何寸引き、残りたる丈尺寸、右の方はたばり。これに規合尺寸を加えて絵図すべし。

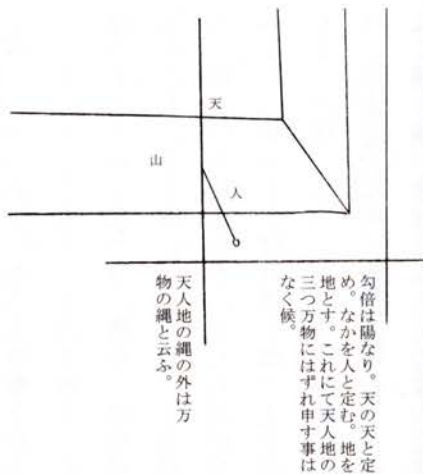
一、地形、根切り仕り、土中角石伏せ立て、角石あらわれ申す所より嚴重にすべし。角石を絵図のごとく伏せ立て置くにはあらず。縄すき等見るために調へるなり。

しのぎ角勾倍等見様のこと

勾倍はたばり、山の高さ見様、前段に替はることなし。しかるといへども、しのぎ角故、天地縄張り違ふなり。天にての縄ばり別に調へ置く。

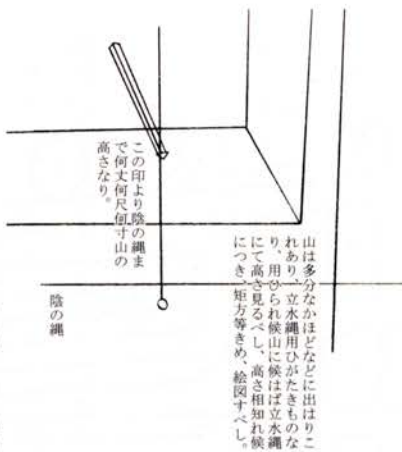


縄名目秘伝のこと



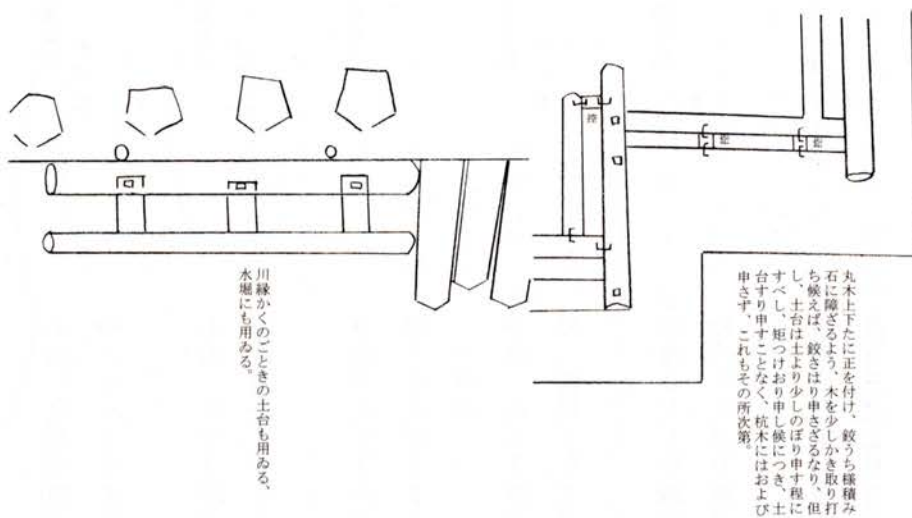
一、内裏を殿上と云ふ。関白を殿下と云ふ。將軍を殿中と云ふ。すなわち天人地の表相なり。

立水縄にて山の見様のこと

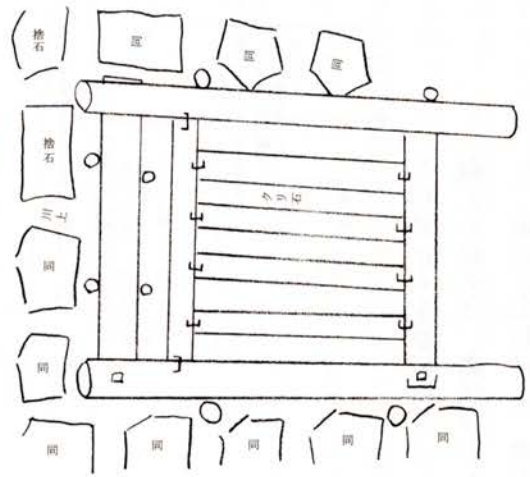


勾倍縄にも配賦は付けまじく候。縄しめ候えば、縄延び申すものなり。跡先に印紙付く。縄取り除け候上、長さ見るがよろしきなり。

但し、所次第 水堀に敷木のこと



角土台の絵図



一、右角土台は越中親部の橋台の模様なり。出水の時は、水は甚だしき由に候えども、才川・手取川の様には荒川にてはこれなき躰なり。右土台を用ゐる時は川の中深く掘り、かの石ひらなる石を敷き堅め、もつとも、とうつきにてよく堅め、土台を敷き、石垣を積むなり。
 *積み石も石垣の高さ等に随ひ、随分長き石積み立て、永久こたへ申す様に築くべし。土台前絵図のごとく大石・捨石いかなる出水にても石垣根通り等、掘れ申さぬようにすべし。ほれ候えば、土台弱くに相なり候。かよりの所、永久こたへ申す様築くこと、家柄をあらはし申すことに候。親部の橋台、今に替はりたることなく築き候。奉行名人と所の者申し候由承り候。橋下一めん切石敷きこれあるはずに候。これにて橋杭掘

れ申すことなく大水の節も別儀これなく候。

右橋台、石垣水底より高さ三間矩尺に二寸
 但し、規合九寸石図り左のごとし

一番角石
 一、十六本
 小面一尺九寸四方
 控へ五尺五寸まで

二番角石
 一、十六本
 小面一尺七寸四方
 控へ四尺五寸まで

三番角石
 一、十二本
 小面一尺五寸四方
 控へ三尺五寸より四尺まで

一番角脇
 一、十六本
 小面一尺九寸四方
 控へ四尺より五寸まで

二番角脇
 一、十六本
 小面一尺七寸四方
 控へ三尺より四尺まで

三番角脇
 一、十二本
 小面一尺五寸四方
 長さ三尺より五寸まで

べて

但し、平石は右に准ずべし。積み方は「胴切り合

*越中親部
 現在の富山県小矢部市。

*とうつき
 「胴突き」は地盤固め、もしくは杭打ち等に用いる道具を指す。

はせ」用ゐる。すべて胴口どもよく切り合はせ積む。もつとも、ざつくりと胴切り合はせにして「半鶴積み」に心得るべし。

ささら土台松木寸法のこと

ぼうしげた
一、一番

末口六寸五分
長さ、その所に随ふ

同
一、二番

末口五寸五分
長さ、右同断

敷ささら
一、何十本

末口五寸五分
長さ六尺より七尺

杭木
一、何十本

末口五寸五分 杭木のことな
れば長さ五尺より七尺まで位

右はささら土台・はね懸け土台の寸法なり。そのほか土台は右とは大形の松木なり。

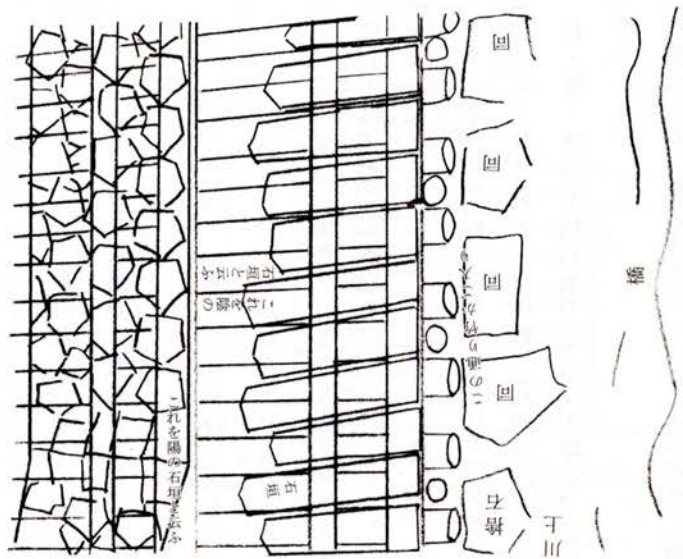
一、御国は松木たくさん故、土台等の用要にするなり。もつとも、水中にては、こたへの程はかり知れ難く候。草横六寸角・八寸角・一尺角物も右同様なり。このほか、杉・檜・槻いずれも水中よろしきなり。数百年こたへ申すなり。

一、前段橋台石垣、角石高さ八、九寸よけい致し置き候。

これは規合付け候所より角石だんだんおき候故、出来際に至り候ては、角石・角脇ともまどい入り候。それ故、当たりなば高き石入れるなり。規合強き石垣にてはなおさらに候。何れの石垣も品は替はることなく候。一、右橋台石垣、四方ども、水中に相なり候所は、鉛のちきり入れるべし。これを石をつなぐと云ふ。すべて大切なる所はちきりにてつなぐ。数百年経ち候ても危なきことなく候。末に絵図ある。才川橋台の模様。但し、才川橋台石垣は御石垣手合はせにて出来候段伝来。
〔朱書〕
「右橋台積み方、半鶴半切り合はせ、しのぎ角なり。卑（低）き故、石にてしのぎにして積み立つなり。石垣陰陽二段にして、万一陰の石垣、洪水にて損じ候ても、陽にて丈夫に持ちこたへ申す図なり。」

橋台石垣





一、才川は荒川にて、洪水の節、水勢甚だしく、昔より野町の方、橋台え水勢強くあたり候に付き、橋台石垣二段に築き、陰陽の石垣と云ふ。万々一陰の石垣損ずるとも、陽の石垣には毛頭損ぜざる所を古人見切り築きたるなり。左候えば、橋全きなり。陰の石垣は常水に二尺ばかり高くする。もつとも、出水の時は、水中になるなり。土台の仕様絵形のごとく、何れの土台も、その所土地を見切り、根堅く丈夫にして石垣も同様なり。浅の川は格別弱く候ゆへ、陽の石垣までにて丈夫に持つなり。才川は女川、浅野川は男川、山も川も陰は、けはしきものなり。荒川の橋台は、必ず陰陽の石

垣あるべし。陰損じ候ハ、陽にておさへ申すなり。か様の所の石垣を築くこと、穴生の骨なり。御城中の石垣と違ひ、出水は石垣の敵なり。末代まで全ければ名を残すことなり。

一、右橋台川の方川除け、これは土台を入れ、石垣築き鳥足を丈夫に入れ、竹籠をよく重ね候えば全く堪える。もつとも、竹かご等損じ候えば、修復捨て置く。出水の時には、石垣へ障はる事もあるべし。この所肝要なり。石垣二段、三だん、四だんにも積むは、その所次第なり。

一、川除け普請は、誠にむつかしきことに候。もつとも、所にも寄り候えども、第一水の流れをよく見切り、たとへば、この所に張り出し仕り候えば、このあたりにて出水の時、あるいは、この所へあたるとか、あるいは、当時水は岸を通り候えども、中を通るとか、とくとこの所を見切らずして、才川などの川除けは相ならざることに候。水は正直なるものに候えば、仕様一つにて、甚だ善悪、益不益これあることに候。甚だ軽からぬことにて、一通りの了簡にて全事は毛頭これなく候。越中筋の川除けの様子も、粗々承り候所、何方も同様の躰にて、功者これなくと申すは御上御不仕合わせか。奉行、目あつてなきが内に候。実に御為と存じ奉り候はば、奉行分別これあるべきことかと存じ候えども、左様の奉行も稀なるものに候。

*野町
現在の金沢市野町。犀川の南、北国街道付近沿いに位置する。

山の下湖水にてこの山に石垣築き様の次第。但し、これは膳所の城の様。

一、水中より石垣築き様は、まず船にて水の深さを改め、地形一文字に候や、あるいは、高下有無を見届け、また、砂地に候や、堅く候や、これまた見届け、地形高下なく、しかるも堅く候えば、栗石をもつて正にするにはおよび申さず候。高下これあり候えば、栗石等をもつて埋め立て、地形正にして土台木入れるなり。この土台木、大木を用ゐる。水の深さに随ひ、段々組み上げ申すなり。第一山形に目廻し、五尺も七尺、八尺もこれある大木を一本宛ならべ、もつとも大鉸にてつなぎ、これら水の上にてする。その上え大木をささら木に置き、いずれも鉸にて留める。もつとも、控への方にて横物渡し鉸留めにして、栗石をかますに入れ、ささら木の上に板を敷きならべ、栗石等置き、水中へしづめ候上、ささら木間々え石を悉く埋め立つ。もつとも水練の者を入れ、はね掛け木の下ささら木の下悉くつめ、最早よろしく候上、また最前のごとくにして、ささら木等敷き、栗石を悉く埋め立て、最初高さ相知れ候に付き、何尺材木の高さ、この上えもふ一だん組み上げ候えば、水の何尺に相なり、石垣積み立てつかへざる所を見切る。石垣下土台木は、ささら土台のごとくにする。すべてささら土台の仕掛けにて、大木を用ゐると、小木を用ゐるとの違ひまでなり。水の上にてそれぞれ組み立て申すことゆえ少し仕安く、

土台前杭木、水の内にて切るべし。

一、石垣より十五間も外に棒杭あるべし。この棒杭より内え船入り申す儀、堅く停止申し渡すべきことに候。

一、右仕様の絵図、紙小さく調へがたく、別に調へ置く。

山の下湖水、しかるも水深く土台入れ難きところに石垣築き様の次第。但し、これは彦根の城の様。

一、湖水縁に石垣を築くも水浅きによりて、土台入れ申すこと出来候。深き所は大木の土台何段入れ候ても行き届かず。しかれば、土台むなしく相なり候に付き、城の内は地形減り候えども、水面より三尺も上まで地形、たとへば、幅三間とり切り、平均以上にて、山の様子水練を入れ、水中出はり有無、あるいは、地形引きたるか地形堅和は上にて相知れ候ことに候。その山の様子にて水中出はりあれば甚だ宜しく、もし山くり抜きたるように相なり居り候えば、宜しくこれなく候。大躰三尺ばかり内え入り居り申し候はば、その所をもつて、上にて相考ふ。もつとも山の高さにも寄り、かつて石垣積み立て、地形弱くも、これなきと見切り候はば、その程をもつて、地形根切り水中石垣五、六尺程に相成り候えば、誠に水底より積み立てることく相見へ、かやうの所は水底より積み上り候躰に見えずべきことに候。さて、石垣築き出来の上、石垣の外、地形切り取り候えば、石垣は水中に相成り候。もし、地形和に候えば、内え多く切り込み、石垣築くべし。かや

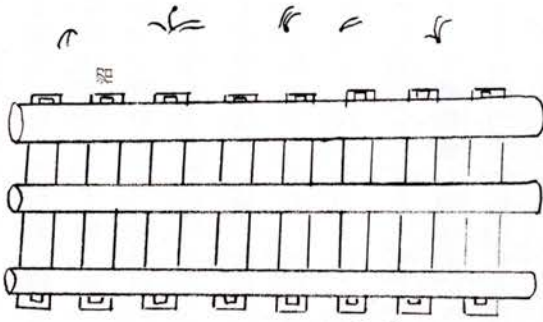
*膳所の城
滋賀県大津市に所在した。
城主は、慶安四年以降本多氏（七万石）が世襲する。

*山形
「やまなり」とよび、山の
ような形の意。

*かます（吹）
藁・むしろを二つに折り作
った袋。

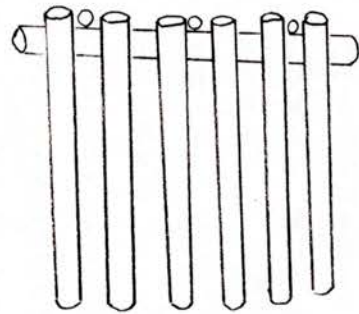
うの所の石垣築き様、甚だ心得あることに候。大切な所は甚だ念を入れ、数百年堪え候様に築き候儀、第一のことに候。水中より水づら三尺も上るまでは長き石別けて積み、一石一石鉛のちきり入れ、しつくい堅にして積み上げるべし。かくのごとくの仕様にては土台さへ丈夫なれば、もはや孕み等のことなく際限なく堪へ申すなり。

組土台の絵図



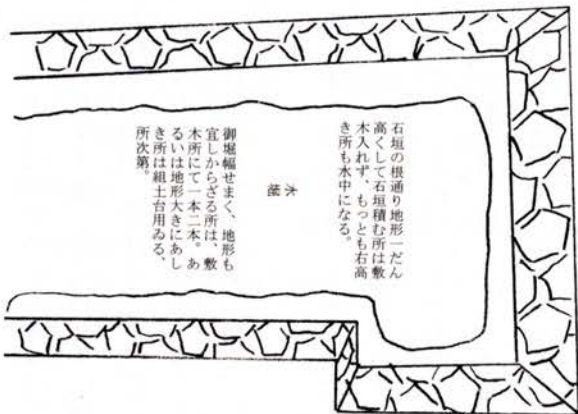
沼深くあはらに用ゐる。土台下埋立て様大事に候。夫石栗石敷き堅め、多くは木を敷き、ことごとく堅め候上、土台入り石垣を積む、土台下丈夫なれば、もはや危き事はなく候。

はねかけ土台の絵図



川縁あるいは往來船かけ落候所へ用ゐ、あるいはがけ下にも用ゐる。石垣を積むときははね出す木ささら木の上へして釘にて留め積むなり、このほかなおさら土台これあり候は、この土台省きよろしきを用ふべし。

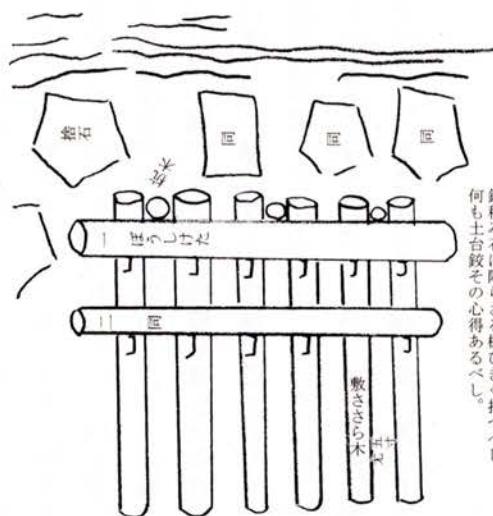
敷木入れぬ水堀のこと



石垣の根通り地形一だん高くして石垣積む所は敷木入れず、もつとも右高き所も水中になる。御堀幅せまく、地形も宜しからざる所は敷木所にて一本二本、あしき所は地形大きにあしき所は組土台用ゐる、所次第。

橋台石垣下川縁に用ゐる

松木上下に正をつけて何も鉸留にする。
鉸積み石に障らざる様ひき打つべし。
何も土台鉸その心得あるべし。



砂浜に石垣を築き様のこと

一、砂浜に石垣を築くこと、多くは海縁たるべし。あるいは、海縁は本丸下腰郭とかに相なるべく候。その所にも随ひ申す儀なれども、海縁本丸に取りては、城内薄くこれあるべきなれども、これは御大将・軍師の御采幣。この所に調へ置くは砂浜海縁に石垣築き様の仕様にて、砂浜は何れも同様なり。

一、砂故、地形の節、崩れ込みき申さず候。よりて、まず一めに、上は砂を取り除け候上、絵形のごとく杉丸木にても大体何尺程、砂取り除け、石垣築くと相図り、たとえば砂づらより深さ八尺砂取り除けると図り候はば、二間も振り込み、一本一本に控え木して、

この控へ木に杉丸木の類にても横に結び付け、横木に砂の土俵をくり付け、倒し申さぬよう丈夫にして厚板を打ち付け砂留め、段々掘り立てるに随ひ、板打ち下り候えば、もはや砂崩るることはなく全きなり。さて、海の方も右のごとくにして控へは、船をならべ、砂を俵にして積み重ね、これより控え木をして砂取り除けることなり。

一、右のごとくにして、地形根切りして、栗石を敷きつき堅め、そだも敷き、悉くつきかため、もつとも砂のうち掘り、土台木引き申す所、夫石を掘り、その上え角草横一尺物を土台引き、もつとも下地に矩付け候ゆへ、右土台も矩付けるなり。しきささら木、草横角物八寸角にても一尺角にても細かに敷き、小口小口等、残らず鉸留め、ささら木尻に大夫石をのせ、さて一のぼうしけた松木ならば三尺五寸廻り、二のぼうしけた三尺廻り、いずれも上下た正にして、所々鉸にて留め、もつとも最初の土台木前杭木振り込み置き、かつ、ぼうしけた草横角物一尺物か。八寸また八寸と六寸にても。

一、すべて海縁の方、石垣長き石積み、もつとも細かく積む。角石より角脇・平石残らず鉛、或いは、銅のちきりにてつなぎ、しつこい^漆を用ゐる。か様の所の石垣は、海上より大筒等打ち掛け候ゆへ、そのふせき第一に石垣を堅くしてかくのごとく築き候えば、際限なく堪へ申すなり。すべて大切なる場所は短き石は嫌ひ申

*そだ
伐り取った樹木の枝のこと。

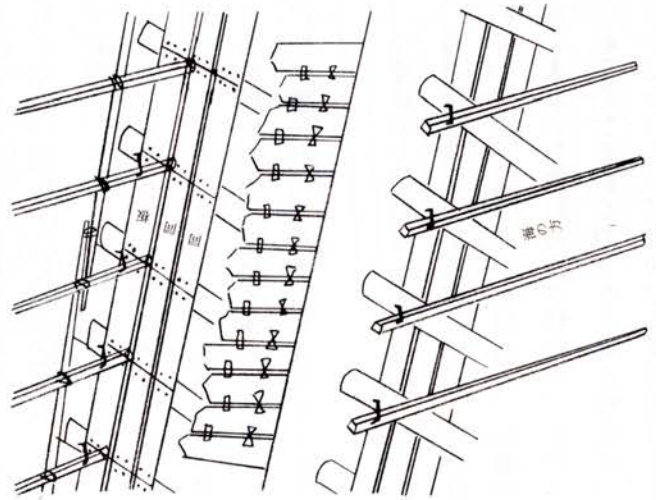
すことにて、長きにあしくはなく候。しかしながら、百石は百石ながら長きもなく、そのうち短目の石、左右へ長きを積みはさみちきり入れ候えば、万年もこたへ候えども、積み様態相なれば違ひ申すなり。石図りの法をはずし、大石・長き石にて積み申す所なり。

一、土台前捨木・捨石専ら仕り、とにも角にも土台前辺りほれ損じざるよう、悉く敷きかため置くべし。

一、砂留め内の方、板さくみはそのまま置くなり。幸い長砂留めに相なり候板さくみは、石垣の控への方なり。栗石を段々詰め上るに大きに利あるなり。

一、右の場所は、塀も悉く丈夫にすべし。二重塀にして塀のあつさ、取り分け厚くして、栗石大中小三段を悉く詰め込み、大筒等のふせき第一なり。栗^(本)「石」はすべて大計詰め申しては、石と石との間すき申すゆへ、大を詰め候はば小を入れ、この三段を悉く念を入れ、つめるなり。石垣も替はることなく同様なり。

一、右等の趣、大法その模様を書きたるなり。海縁などに決して平城はなく平山城なるものなり。ただ、その源を調べ置くといへども、この通りに築くにはあらず。土地等品々違ふことあるべし。その所にあつて工夫分別もつとも候。その端を調べ置くものなり。



^(朱書)「右五冊、文化十二年に一見致し候ところ、か条の内、仕様よろしからざる趣意違ひの趣等これあり。今一篇校正致したき存念候えども、大病故、長くその義残念、是非なきことに候。この趣に候間、なおさら考へ、これありたきことに候。

一、膳所の城の模様、右に調べ置き候えども、土台木入れ候ことはむつかしく相考へ候。夥しく大石等、捨石をもつて水浅くして、もつとも、捨石矩心をもつて埋め立て、栗石よくよくつめ^(語)、ねば土を石の間々に多く捨て、水かげんよき所を見切り、根石伏せ立て申す儀しかるべく候。根石と申して陸地の様にはとても相な

りがたく、捨石則ち根石と心得るべし。土台木を重ね候ことは、手間取り仕る様宜しからずと相考へ候。いずれその所を弁じ築くべし。これはその端を調へ置くなり。

一、大津・海津御旅屋、御蔵抱石垣水中より積み上り、中々見事の石垣の由、これを承り候。これは長き石をさんに組み上げたるよし。これらの築き様、感心仕ることに候。かやうにて全く出来。もつとも、水中石の組み様これあるべし。清ひ水故、水底もよくよく見へ候由。権兵衛殿、御勤めの石垣なり。当世の人とは格別のこと。」

積み方のこと

一、山目打ち込み積み、石取り寸尺延ばすと調へ候えども、これはシノギ角の角石伏せ様のことに候。右山目積み、本文は生れのままの石をもつて積み、胴にて丈夫にもたせ、石口を明け、いかにもざっくり積み、栗石つまり申す様に積み申すことなり。積み置き候石へ只今つみ申す石と石と横ぎつしりと付け候へば、積み細かに相なり候まま、至りて少し付き候えば宜しく、あるいは付かざる所は栗石をじっくりと詰め、いかにも丈夫にする法なり。裏詰め仕様、本文の通りことごとく念を入れるなり。かつ往古は生れの石多くこれあり。その石をもつて積み候故、名目にかなひ候へども、往古切り立て置き候石ども、残らず石面平均きれいに

作り置きこれあり候。この石をもつて、足し石仕り候へば、自ら細かき方に相なり、石面も美しく相なり、名目に叶ひかね候。それ故、交じり合ひ目立たざる様積み立て候えども、往古は荒き積み方は得たる者と相見へ、当時は積み人も石も違ひ候故、往古のごとくには相なりかね申すべきや。しかしながら、これは穴生の一身にこれあることに候。とにかく、道理を失わざる義、肝要に候え共、この所甚だおぼつかなく存ぜられ候。山目と名付けしは、山は甚だ高下これあり。この高下を表し、石もその形を積む故なり。くり石要所要所よく仕り、その外は指込石と名付けてよくよく指し込み置くなり。むつかしき積み方にて、川石達者に積まずでは、申し付け候ても中々積みがたく積み方に候。往古積み置き候山目積みは甚だ感心仕ることに候。かように、はなれ候積み様は、当時は危なく思ひ出来兼ね申すべく候。万端穴生の了簡次第に候。段々末に相なり候えは、法もなく申すものに候。この所工夫分別の入る所、家柄の役と思ふべし。

一、野面積み、山目に替はることなし。第一両積みは山城専らのつみ方にてあらく積み、長き石を用ひ候こと専要に候。野面は大てい石取り、正にして積むことなり。石により寸尺延びる石もあるべし。これも石面打ちかきのまま、あるいは、生れの石のままを用ゐる法なり。さて、釣りのみあて積み申すつみ方にてはなく候。野づらを細かく積む所もあり。右両積みいろいろ

*大津・海津御旅屋敷
加賀藩の大津屋敷は、近江国大津に置かれ、北の保邸とも称した。また、近江国海津にも藩の邸地があったというが、来歴は未詳である。双方とも米穀の運漕のために設けられたものとされる。

の積み方に相なり候。これは家柄の工夫次第なり。積み方の義は、その所々御要害を根にして積むべきことに候。

一、半鶴半切り合わせの絵形大きに荒く調へ様あしく候。細かなる積み方に候。別絵図に朱引致し置き候。これをもつて、積み方よくよく見分会得仕るべし。かつ半鶴の半を、何ころよりこの羽を調へ候や。鶴筈は大半鶴にて小なり。往古はいかに候や。半鶴積りとして、はん鶴と云ふことなり。半鶴までにて石作り申すにてはなく、当時は丸のみ専ら用ひ申すべく候。時代にて少し宛の替はりもあるものなり。半鶴半切り合はせに、これあり候へども、手板入れず、半切り合はせとは、またよほど荒く候。

一、鶴目積み積み方、絵形これも大きに荒く候。細かく積み、栗石・小さき石少しつまり申す程にすべし。半鶴積は栗石つめ申さぬ程にすべし。

二 文政七年 唯子一人伝 (一冊本)

五冊本と内容的に重なるところがあるので、五冊本の脚註を参照されたい。

(表紙)
「唯子一人伝」

唯子一人伝

新たに石垣を築くこと、先ず地形の堅和をよく見定め、そのところに随ひ土台品々を用ゆべし。いかにも根を堅ふして丈夫を見切り、地全石を積むべし。すべて工みは規矩準繩(うすなむ)をもつてせざれば方員(かたなり)をなすこと能はずと孟子も申し置くごとく、工は骨目と知るべし。城取り繩張は軍師の役にて、櫓台・門台・天間ならびに高さすべて繩張り石垣の高さ指図といへども、穴生は常に石垣を築き、鍛鍊、殊に軍容専らとする役なれば、しらずんば、あるべからず。往昔、御築の節のごとく、うときは本意を知らざるゆへなり、と思へども、その時節時節にて考へ知るべし。治世打ち続きで、毛頭なきことといへども、治世に乱を忘れずの意を取りて軍師の刀となること、忠の一つ、また先祖への孝、合はせて二つに極まることは、常の心得肝要に候。この抄は別けて石垣の秘密を書き顯し、謹考し、子孫永々これを伝へるなり。しかるといへども、この秘法のみ心決することあらず。これは手本と心得てその場所場所、高さ地形にてよくよく深く考へ、陰陽和合相違なく築くべきものなり。

石垣秘法等左に記す

一、本高さ九丈

尺に五寸矩。惣矩四丈五尺。規合九尺。

高さ九丈を秘法一八にて、われば、尺に五寸矩となる。規合は惣矩四丈五尺を秘法五にて、われば九尺となるなり。

大シノギ角、右の方矩方等

一、本高さ八丈四尺

尺に六寸矩。惣矩五丈四寸。この惣矩五丈四寸を五八にてわれば、規合七尺二寸となる。

一、同左の方矩方等

尺に五寸矩。惣矩四丈二尺を八八にて割れば、規合五尺となる。

小シノギ右の方

一、本高さ九丈

尺に四寸五分矩。惣矩四丈五寸。規合四尺九寸。

本高さ九丈を二にて割れば、尺に四寸五分矩となる。規合の法は惣矩四丈五寸を八二にてわれば、規合四尺九寸となる。

一、同左の方

尺に三寸八分矩。惣矩三丈四尺二寸。規合三尺四寸二分。

本高さ九丈を二三五にて割れば、尺に三寸八分矩となる。惣矩三丈四尺二寸を一にて割れば、規合三尺四寸となる。

一、本高さ六丈 尺に四寸矩。惣矩二丈四尺。規合五尺六寸。

本高さ六丈を一五にてわれれば、四寸矩となる。規合の法は惣矩二丈四尺を四二八にてわれれば、五尺六寸となる。もつとも、左右同矩地形高下なくば、左右同矩に築くはずなり。

一、本高さ五丈 尺に三寸五分七厘。惣矩一丈七尺八寸五分。規合四尺四寸七分。

本高さ五丈を一四にてわれれば、尺の矩三寸五分七厘となる。惣矩一丈七尺八寸五分を一四にてわれれば、規合四尺四寸七分となる。

一、本高さ四丈五尺 尺に三寸矩。惣矩一丈三尺五寸。規合三尺三寸七分。

本高さ四丈五尺を一五にてわれれば、尺に三寸矩となる。惣矩一丈三尺五寸を四にてわれれば、のり合三尺三寸七分となる。

一、本高さ四丈 尺に二寸八分矩。惣矩一丈一尺二寸。規合二尺四寸五分。

本高さ四丈を一四にてわれれば、尺に二寸八分矩となる。惣のり一丈一尺二寸を七にてわれれば、のり合二尺四寸五分となる。

一、本高さ三丈五尺 尺に二寸三分矩。惣矩八尺五分。規合二尺。

本高さ三丈五尺を一五にて割れば、尺に二寸三分矩となる。惣矩八尺五分を四にて割れば、規合二尺と

なる。

一、本高さ三丈 尺に二寸一分矩。惣矩六尺三寸。規合一尺五寸八分。

本高さ三丈を一四にてわれれば、尺に二寸一分矩となる。惣矩六尺三寸を四にてわれれば、規合一尺五寸八分となる。

一、本高さ二丈五尺 尺に一寸九分矩。惣矩四尺。規合一尺一寸九分。

本高さ二丈五尺を二三にてわれれば、尺に一寸九分矩となる。惣矩四尺七寸五分を四にてわれれば、規合一尺一寸九分となる。

一、本高さ二丈 尺に一寸六分六厘。惣矩三尺三寸二分。規合八寸三分。

本高さ二丈を一二にて割れば、尺に一寸六分六厘となる。惣矩三尺三寸二分を四にて割れば、規合八寸三分。

一、本高さ一丈五尺 尺に一寸二分矩。惣矩一尺八寸。規合四寸五分。

本高さ一丈五尺を一二にてわれれば、尺一寸二分矩となる。惣矩一尺八寸を四にてわれれば、規合四寸五分となる。

一、本高さ一丈 尺に八分三厘矩。惣矩八寸三分。規合一尺一寸七分。

高さ一丈を一二にてわれれば、尺に八分三厘矩となる。この矩を四にてわれれば、のり合二寸七分となる。

一、高さ六尺

尺に五分矩、 ズ て三寸。のり合一寸五分。

六尺を一二にてわれば、尺に五分矩、 ズ て三寸なり。この矩を二にてわれば、のり合一寸五分となる。

但し、五丈より一丈五尺までの石垣惣矩を四つに割り、一と分規合と極め候ても、右の法と替はることなし。四つに割り極め候こと、手間とらず一段弁利に候。何れも名法なり。六丈までは、この例にあらず。前法を用ゆべし。

一、本高さといふは山の高さ、この高さ見ること明らかにせずしては根元を失ふなり。石垣築き出来の上は、すべて延び掛かり候ゆへ、延び高さになると知るべし。本高さに二尺、三尺ないし四尺、五尺高さ高く相なり候。すべて角石の矩と平積みの矩とは違ふなり。角は矩強く、平は矩(弱)よわきなり。

門台石垣矩方等のこと

一、高さ一丈八尺

尺に一寸矩。惣矩方一尺八寸、内四寸三分規合。

一、同一丈五尺

尺に八分四厘矩。惣矩一尺二寸六分、内三寸一分五厘規合。

一、同一丈二尺

尺に六分七厘矩。惣矩八寸、内二寸規合。

一、同一丈

尺に五分六厘矩。惣矩五寸六分、内一寸四分規合。

一、高さ八尺

尺に四分五厘矩。惣矩三寸六分、内九分規合。

但し、門台は矩方も弱く故、規合も右に准ずるなり。矩よわく築くは、門柱と石垣との間(マ)だ、おほくすき申さざるためなり。門台、台懸かり、のり仕様口伝とはこのことに候。高さ七、八尺の門台は、矩なしにて築くもよし。

石垣高さによりて角石等長短、ならびに石図り、かつ、高さ九丈の石垣等極め様のこと

一、高さ九丈の石図り。この高さを三つに割り、一と分の十分一三尺一番角石小面の尺と極めるなり。控へは高さの十分一と知るべし。控へとは長さをいふ。小づらといふは、小口を云ふ。大づらといふは、横平をいふなり。

一番角石
一、七本

小面ら三尺四方。控へ八尺五寸より七丈まで。

二番角石
一、八本

同断二尺八寸四方。控へ七尺五寸より八尺五寸まで。

三番角石
一、七本

同断二尺五寸四方。控へ六尺五寸より七尺まで。

四番角石
一、六本

同断二尺三寸四方。控へ六尺より六尺五寸まで。

六番角脇
一、九本

同断二尺四方。ひかへ四尺より四尺五寸まで。

五番角石
一、七本

同断二尺一寸四方。控へ五尺五寸より六尺まで。

〆て四十五本

六番角石
一、九本

同断二尺四方。ひかへ五尺より五尺五寸まで。

〆て 四十五本

一番角脇
一、七本

小面三尺四方。控へ六尺より七尺まで。

二番角脇
一、八本

同断二尺八寸四方。控へ五尺五寸より六尺五寸まで。

三番角脇
一、七本

同断二尺五寸四方。控へ五尺より五尺五寸まで。

四番角脇
一、六本

同断二尺三寸四方。控へ四尺五寸より五尺まで。

五番角脇
一、七本

同断二尺一寸四方。控へ四尺より五尺まで。

但し、高石垣は山目打ち込み・野面積み、この二様を用ひ候に付き、積み方至つて粗く故、角石等細やかに奇麗(繕)には致さず候。これにより、草の角を用ひ候ゆへ、角脇数かくのごとし。この余は、平石の内を見はからい、二番角脇に用ゐるなり。真・行の角は半鶴・半切り合はせ、鶴目積み等、細かなる積みに用ゐる。角脇二石あて、あるいは、三石あて、角石等作り方も、草の角とは格別違ふなり。山目積み、野面はいかにもあらく積み、栗石多くつめ申すやう積むこと、両積みは格別替はりなし。いずれも長き石を是とする。しかしながら、長き石ばかりもこれなく、物交ぜ合ひ、石配りするなり。なお末に調へ置く。

角石高さ

〆て十丈七尺四寸

但し、根石とも。本高さ九丈なれば、石垣出来のうえは、九丈何尺何寸となるなり。

一、かくのごとくの積もりにては、角石等余り候へども、すべて余慶(計)を図るべし。かつ、規合付け候ところより矩段々よはく相なり候ゆへ、延びもよはくなるなり。

一番平石
一、何百石

小面二尺五寸より二尺八寸まで。ひかへ七尺より八尺まで。但し、一坪に付き六石充

二番同
一、何百石

同断二尺三寸より二尺六寸まで。控へ六尺より七尺まで。但し、一坪に付き七石充。

三番同
一、何百石

同断二尺一尺(寸カ)より二尺四寸まで。控へ五尺より六尺まで。但し、一坪八石充。

四番同
一、何百石

同断二尺より二尺二寸まで。控へ四尺五寸より五尺まで。但し、一坪に付き九石充。

五番同
一、何百石

同断一尺八寸より二尺まで。控へ四尺より四尺七寸まで。但し、一坪十石充。

〆て 何千何百何十石

但し、高さ五つに割り、かくのごとく石図りするなり。

一、何十間

一、何千坪

^{かつら}鬘石、幅二尺。厚さ一尺二寸。但し、かつら石は所次第。
くり石組み、大中小組み。大事のところは、大を入れては中を入れ、中を入れては小栗石を入れ、よく詰めることなり。これも所次第、大中を入れてよし。

高さ八丈の石図り等のこと

一番角石
一、十本

小面二尺八寸四方。ひかへ八尺より八尺八寸まで。

二番角石
一、十本

同断二尺五寸四方。控へ七尺五寸より八尺三寸まで。

三番角石
一、七本

同断二尺三寸四方。ひかへ六尺より七尺まで。

四番角石
一、八本

同断二尺四方。ひかへ五尺五寸より六尺まで。

五番角石
一、八本

同断一尺八寸四方。ひかへ五尺より五尺五寸まで。

〆て四十三本

ゞて三十七本

角石高さ七丈五尺八寸。間に直し十一間三尺四寸余。延べ高さとも、これにて角石不足なし。

一番角脇
一、十二本

小面二尺五寸四方。ひかへ四尺より五尺五寸まで。

二番角脇
一、十一本

同断二尺四方。ひかへ三尺五寸より四尺七寸まで。

三番角脇
一、十四本

同断一尺七寸四方。ひかへ三尺五寸より四尺三寸まで。

ゞて三十七本

一番平石
一、何百石

小づら二尺より二尺五寸まで。控へ六尺より七尺まで。但し、一坪。

二番平石
一、何百石

同断一尺七寸より二尺まで。控へ五尺より六尺まで。但し、一坪。

三番平石
一、何百石

同断一尺五寸より一尺七寸まで。控へ四尺より四尺五寸まで。但し、一坪。

ゞて何千石

但し、高さ三丈の石垣は二番石より図りてもよし。

門台石垣、高さ三間、角石等石図りのこと

一番角石
一、五本

小づら二尺五寸四方。控へ四尺五寸より五尺まで。

二番角石
一、四本

同断二尺二寸四方。ひかへ四尺より四尺五寸まで。

ゞて九本高きにして三間三尺八寸、土中根石とも。但し、別紙に調え置き候通り、長屋台・門台兼用の所は、行間の方は、長き角石苦しからず。梁間は右の石図りにてよかるべし。その所をよく考へて築くこと專一に候。

一番角脇
一、十本

小づら二尺五寸四方。ひかへ三尺五寸より四尺まで。

二番角脇
一、十本

同断二尺二寸四方。控へ三尺より三尺五寸まで。

ゞて

一番平石
一、何百石

小面ら二尺五寸より三尺まで。控へ三尺五寸より四尺まで。

二番平石
一、何百石

同断二尺三寸より二尺八寸まで。控へ二尺八寸より三尺三寸まで。

て何千石、但し、門台石垣、切り合はせ丈夫に築く。丈夫は、あながち石の長きにかかはらず、切り合はせ様までなり。切り合はせは、石口三寸ばかりにて持たせ積み候えども、四五寸も石口持たせ積めば丈夫といふものなり。本切り合はせ・中切り合はせ・半切り合はせ、この三様は、手板に写し切り合はすなり。半鶴・半切り合ひ積み等は、もつとも手板入らず。

一、虎口、虎口の石垣は、その所には寄るといへども、大石を積み、まことに大城の石垣競ひある様に積むべし。大手の石垣ばかりは、別紙に調へ置き候通りの訳合ひにて、この所は一ヶ所にて、外に類これなく候。いかにも虎口、虎口は大事なれば、専ら丈夫に築くべきことに候。大石を用ゐる義は、その所に随ふべし。上は石ちきり鉛を鑄れ込み、あるいは、銅をもつてチキリを入れるなり。当 御城にては御本丸鉄御門台、同続御石垣に鉛のチキリ入れこれあり候へども、五十年余も年限を経候へば、夏の照りにて段々減り申すなり。よつて、銅のチキリよかるべし。一の御門台は残らず平均石チキリ鑄り込むなり。これを石をつなぐと云ふ。幾重にも丈夫第一。切り合はせは大事の所を切り合はせにする、一の門台内は石垣に候。その図りをもつて、大きな石積みは、いきほひありてよきなり。また、大石耳(のみ)にかかわり、内石壇の所にも心を付くべし。また、門台にもよるべし。

一、右前段は、石組み・石図り、新たに石垣を積み置き候大法に候。しかりといへども、大法のみ用ゐるにもあらず。右は大意を注意して調へ置き候。法をよく鍛錬の上は、いずれとも心のままに相なり候。石配り等、よく心得て家柄の様に築きたきことに候。

一、当時の石垣は、石の作り様、その積み方に応じ申さざる故、心外に模様も違ふなり。山目積みは生まれのままの石、あるいは、大石割り候ても割り立てのまま(よんどころ)抛なき所々は、玄翁にて打ちかき申すなり。野面積みも生まれのままの石を積むことなり。積み方、名目にはずれ申さざる様、第一なれども、中山へ四千石余も

*当時
この場合は「いま」の意

中古中出し仕置き候石、小面平均奇麗に作り立てこれある故、山目野面積み足し石(カ)に仕り候ゆへ、目立ち、きれいに相見へ候。中古の石作り方に難を付けるといへども、中々後々の所へ心付け候者は稀に候。右両積みは草の角に極まり候こと。角石も控へづら丸形よろしく出来の上、見事に候。当時の様、控へ面も四角なる角石を用ゐると見分よろしからず候。この所を見分け候者は一人もなく、予一人までに候。とにかく、(居カ)よくその所え応じ候様に、積み石そのほか工夫もつとも候。

*中山
現在の金沢市中山町。

一、前段調へ置き候通り、草の角は角脇一石宛に候。もつとも、ざつくりと山にて拵えさせ申すべく、その次は平石の内、角脇に相なるべく平石を用ひ申すべし。粗く積み立て、栗石おほくつまる様に積ませ申すべし。

胸にて丈夫に持たせ積み上る積み方なり。

一、くり石も大中小三段これあり。多くは大中を裏詰めにするなり。小は大牀用みず候へども、大事の所の裏詰めは大を入れ、それより中、それより小を入れる。

甚右衛門坂御門台等、石垣裏詰めは三段に詰めこれあり。積み石も控へ大きく、これらは念を入れたる所に候。石垣は積み様次第にて、三百年とも、四百年とも

申しがたく、水堀等すべてむつかしき所は、ことごとく念を入れ置き候へば、数百年こたへ申すなり。裏詰め仕る様に習ひあり。末に調へ置く。

一、角石・角脇の小づら四方にして積みば、出来の上見分宜しきなり。たとへば、二尺に二尺三寸かやうなる寸尺はよろしからず。よりにて、戸室山にて大牀は四方に切り立てさせ候石によつて、四方にならざる石はその通りに候。昔の角は大かた四方物に出来に候。安永五年より切り立て候角石等、四方物に切り立て申さず。これはせんさくする人これなきゆへに候。まことに白徒(素人)同事に相見へ、御扶持人石切等まかせの様に相見え候。

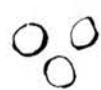
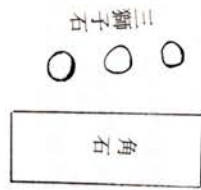
三獅子石のこと

一、土橋御門台の角石の根石取り除け候所、角石下に(平)ひらなる栗石三つ敷きこれあり候。これにて角石下り申すことなく候。かくのごとく、一様にもこれなく、この所に限り、かくのごとく築く人功者故かと相考へ候。右を三獅子石(子脱)と予名付け候。獅子けだものの用なり。

地面少し和なる所には、決して三獅子石敷き、角石伏

せ立て申すべし。栗石詰め様大事に候。いかに長き石を積むとても裏詰め仕り様あしければ専なきことに候。心得あるべきこと、うかうかと思ふべからず。石垣は築き出来の上は、幾重に存じても仕り様なく、昔もその例(ため)し多し。油断すべからず。右三獅子石は、角石根元下へ平なる堅き犀川のぐり石を、角石一本に三つづ敷き、これにて土中へ角石下り申さず氣遣ひなき心なり。獅子はタケキケダモノと書きて、いかにも強きことに用ゐるがためなり。大坂にては石場石下え残らず敷き申すよし。大坂にては、(五徳)ごとく石と名付け候よし承る。予、工夫の名と大いにおとり申すなり。

但し、戸室石厚き五、六寸これある石を敷くこともあり。その所にも考へ知るべし。



石場石下え、かくのごとく三角に敷き、この上へ石場石置き申すよし。もつとも、下堅め悉くして。

石垣の裏詰め仕様のこと

一、積み石、一石積み候はば裏詰め石を入念に仕様の大事は、積み石控えに図のごとくして、積み石左右え栗石を入れ、これにてすなわち形三角となる。右三つの外は、いくつもさし込み、さし込みする。地震にても積み石動かざるやうにすることもつともなり。あるい

は、積み石、長き石下えは控への下、栗石を取り除け、いらざる石を埋み、その上え石のひかへ持たせ栗石右の通りする。左候えば丈夫なり。

天神七代、地神五代、角石十二番に配当すること

一、クニトコタチノミコト 国常立尊

二、ウヒチニノ 国挾槌尊

三、トヨクムスノ 豊樹淳尊

四、ウヒチニノ 泥土煮尊

五、サヒチニノ 沙土煮尊

六、ウモタルノ 面足尊

七、カミユネノ 惶根尊

八、フホトヘノ 大戸辺尊

九、フホトミチ 大戸道尊

一〇、イサナキノ 伊弉諾尊

一一、イサナミノ 伊弉冉尊

一二、ウカヤフキアワセスノ 鷓鴣草葺不合尊

一三、ヒコホホデミノ 彦火火出見尊

一四、キホミノ 忍穗耳尊

一五、ニニキノ 瓊瓊杵尊

一六、ニニキノ 天照太神

一七、ウカヤフキアワセスノ 鷓鴣草葺不合尊

一八、ヒコホホデミノ 彦火火出見尊

一九、キホミノ 忍穗耳尊

二〇、ニニキノ 瓊瓊杵尊

二一、ニニキノ 天照太神

ふ。御崩れと云ふことなり。崩れたるは死なり。

一、かづら石と名付けしは、石垣の上に伏せ立てるをもつて名付けるなり。すなわち、人躰に表し石垣の平均石

は天なり。天窓なり。あたまの上に伏せ立てるゆへ、

鬘石と名付ける。この道理をもつて天窓に置くゆへ、

鬘石と名付けると知るべし。

一、くり石は衆星に表す。星は陰とす。土中になる故陰

なり。

一、平石は万民に表す。または百万代々の神達にも表す。

規合名のこと

規合 おこす規 曲尺返り 戻す曲尺

矩形はねる故陰なり。規合はおきる故陽なり。この陰

陽相違あれば、角出来全くならず。この二つ和合すれば角の手は相違なく出来なり。この二つは秘密の曲尺

なり。

規合秘歌

規合は付け初めしよりおはるまで

ますます増すを習ふとぞしれ。

規合矩形を往来にもたとふれば矩は往、規合は来なり。

行くと帰る、この二つ大秘密。行くことあれば、帰る

ことあり。規合相違なれば帰る道をわするの道理。

この二つに面白き所あり。矩方は陰故ねる。規合は陽

ゆへ段々おきる。この所を引き合ひといふなり。何れ

へ行歩等に行くとも、帰る道を失ふは人倫にはづれ申

すことなり。石垣矩形・規合にたとへ出し置くなり。

一、高さ六丈の石垣にても、すべて高さ三の一は根石矩の通り積み上る。三の上より規合を付けるべし。これにて、出来の上格好よきなり。これも三の一に極めるにてもなく、その所間の割合にて、三の一の所へ一尺二尺増し候も支えざることなり。

一、高さ一丈二尺の石図り、長さ二尺より二尺五七寸までよかるべし。一丈五尺を五つに割るべし。小面は考へ知るべし。所次第なり。

一、高さ一丈八尺の積み石、長さは三尺ばかりより四尺までの内と心得るべし。前段のごとく。

一、高さ三丈の積み石、長さは三尺より四尺五寸までの内と心得るべし。長短もあるべし。

沼・深き水堀に用ゐる土台のこと

水堀に胴木
敷木とも云ふ

水堀は松木二本ならべにして、土台前築、杭木打ち留め石垣なり。（くさまき）草楨

の角物もよし。所によりて、一本敷

木するもあり。多くは二本。この二

本共、杭木打ちなり。また、控へ木

を付けて、（かすがい）鉸にて留めるもあり。そ

の所によりて考へる。土台なれば、

なおさら丈夫第一なり。松・草楨・

（ひめき）槻は水中にては数百年こたへ申すな

り。

ささら土台

崩れ丁場石垣下ささら土台を入れ、石垣仕り候由。最初その儀なく、石

組み土台

垣仕り候故、崩候よし伝え来たり。それゆへ崩丁場と名付ける由。土台下の様子とくと見て悪しくば、捨て木をして、ささら土台を入れ石垣すべし。何れも丈夫を見切ること肝要なり。

松木等をもつて組み土台を作り、絵方の通り矩を取り、土台下に夫石・栗石・杪をもつてことごとく埋め立て、根を堅ふして土台を入れ、石垣

を積むなり。すべて土台下堅め大事なり。ささら土台、橋台下川縁に用

ゐるなり。浅野川橋台、犀川橋台に用ゐるよし。土台下根切りして、夫

石の平なる石を埋めし土台敷きなり。犀川野町の方、石垣二段に積むこれ

あり。水面を石垣下もささら土台なり。別けて調へ置き候。水中の石垣

は陰なり。洪水にて陰の石垣崩れ候共、陽の石垣流失等仕る儀は、毛頭

これなく候やうに積むことなり。これも川縁に用ゐる。しかしながら、

これは軽き所に用ゐる。少し重き所は、ささら土台よろしきなり。はね

懸土台は道崩れ落ち候所などに用ゐる。所次第。

はね懸土台

懸土台は道崩れ落ち候所などに用ゐる。所次第。

湖水縁

この仕様、別の絵図に調へ置き候。

二枚の通りに候。しかしながら、な

お工夫もあるべきか。

右土台名目ありのまま申しては、人きづき候獅子梁と名付ける材木をもつて、組み立て候故、獅子梁と名付けるなり。獅子は、前段のごとく梁ハウツハリなり。人考えがたき様に名付ける。土台の惣名、獅子の骨の強きをもつて土台にする心なり。土台木、大中小用ひ候ゆへ自ずから矩付くなり。

一、砂地谷縁に石垣仕様、これも別に絵形に調へ置き候。

とかく砂出し申さざるやうにして、土台に敷木をして積みば危なきことはなきなり。

一、石垣普請に鉄初めと云ふは、初めて石を積み、石を引き、松の枝を根石下え敷くを鉄初めといふ。鉄は農具の主とする道具故なり。農は国の大本なり。よいて、普請にも大本の第一の道具を取り、鉄初めと名付く。

鉄は第一番、地形根切りに用ゐる具なり。鉄は国中の宝なり。兵具・野具に用ゆ、金銀大切にするといへども、名付け候時は、鉄は武家なり。金銀は公家と知るべし。しからば、国の宝なり。石垣の積み方に野山の名あり。野山あればこそ、万民何のうれひなく百姓に作らせ、豊かに仕官をすること、右は鉄の徳たるべし。石垣の積み方も右の心を表し、目出度き名目を付ける。別書にて知るべし。

一、御石垣の根石、取り除け候時は、鉄初めあるべし。

神酒をそなへ、松の枝を敷き、九字を切ることなり。

これすなわち怨敵・悪気を防ぐため、御長久を祈り奉る義なり。石垣繩十字の繩、根元にして、これにても

悪気等を妨ぐなり。万物十字のはなれ申すことはなく、はじまりの根なり。一の上え一を重すれば、すなわち十の字なり。世界なり。十方なり。世界の作法極まるなり。

臨・兵・闘・者・皆・陣・烈・在・前



石垣九字の積み方別にあり

勝
九曜なり

一、角石は一本石を忌むなり。必ず一本石の下に一石あるべし。一ノ文字は、さみしいとよむなり。そのほかにも忌むことあり。門台築き、天間四間に二間はせぬはずなり。四二間といふて甚だ忌むなり。かやうの所あらば、尺を付けることなり。

一、右鉄初め当日、角石その所え引き寄せ置き、木具に神酒・鯛・松の枝、居備える。酒の口の軽く蝶花形を付ける。右木具に居置く松の枝を取り、その所によりて敷き方違ふなり。その日の吉方に向かひ、松の枝と鯛を敷き、九字を切り、拝して終はる。それより木具を引かせ賀し申すなり。木具持ち出るは、御扶持人石切、二十人石切、古き者に持たせ候品もこれあり。右敷き方にも真・草・行あるべし。松竹梅を敷くといへ

*臨・兵・闘・者・皆・陣・烈・在・前

真言密教、特に修験道の一派で行う秘法で、この九字を唱えながら虚空を縦横に切り払えば一切の災難を除き、その身を護るといふ。(九字護身法)

ども、松まで敷くこと軽き本文御普請所えは、普請道具、鍬・玄翁・羽釣り鑿・丸のみ・小鍬・たたきのみ・曲尺・鶴嘴等飾るなり。角石作らせ申す節、玄翁七五三に打たせ申すなり。右終はりて、御当日は御丁場相止めるといへども、その時の様子次第、相止め申すにてもこれあるまじき普請は、片時もはやく御成就專要とす。江戸御天守台、御鍬初め、その時分は、右様の義も御座なく、後出来たることなり。穴生装束は替はることなし。御城中へ出候通り、文化五年御鍬初めの節は、上下着用仰せ渡され、直に御能拝見、頂戴物仰せ付けられ候。これは後例には、なさざること。石垣は早く御成就、普請の大意なり。治世の鍬初めは、まづかくのごとくなり。木具も略してもよかるべし。御酒と鯛と松の枝までにて相済むことに候。もつとも、吉日を撰ぶべし。寅の日は大いに忌むなり。大手御石垣の節、軽く鍬初め仕り候。奉行衆へも相達し申さず軽く仕り候。高御石垣の時は、御達しにて、少分拝領物仰せ付けられ候。普請の大小もよるべし。かやうの義は、その時の撰び様次第なり。宝暦年中、正木故甚左衛門より御達し申し上げ仰せ付けられ候。御鍬初めは大きなことに候。五貫目余の御入用相懸かり候。(田井)泰の神主より石居の規式を習ひ請け、かやうの書き物相伝へ候段御達し申し上げ、甚左衛門へ仰せ付けられ、甚左衛門一人え拝領物仰せ付けらる義、穴生は甚左衛門の手伝ひに候や相分ならず。甚左衛門来たり御達し

申し上げ候躰、よくよく承り申し候時なるかな、なるかな。当時左様の義申し出し候ても、家柄の者にてもなく、取り上げはこれあるまじく、人々正直の時節故なり。これも甚左衛門の仕合、虚をよく実^まに仕りなし候こと器量の者に候。家柄の者、甚左衛門の指一本の値もなく残念なることに候。御鍬初めにも調へ候に付き、その端々を調へ置く。

石垣繩張りするに付いて心を定む、ならびに、十字の繩等のこと、

定心の繩曲尺のこと

一、これは繩張り、あるいは、曲尺の手を極める時は心を外えうつさず、一心不乱にその所え心をこめ、繩張りすべし。これを定心の矩繩かねといふ。

人心の曲尺のこと

一、ふり下げ繩、あるいは、曲尺の手等を極めるを人心の繩曲尺といふ。子細は、ふりさげ繩は一文字なるもの故、人の心の定める所ゆへ名付く。

十字の曲尺繩のこと

一、すべて、この十字より万物の形を極める根元の繩なり。これより程々引き出し、曲尺の手等を極める。

満字の曲尺(とり)塾きりの繩のこと

一、これは、虎口・薔・升形に用ゐる。別巻のごとく満字の曲輪、満字の虎口、いずれも城取りにあり。

*正木故甚左衛門
正木家は藩の御扶持人石切の家柄で元禄元年(一六八八)の記録に正木甚左衛門の名がみえる。彼の子、もしくは孫である甚左衛門定信は宝暦十一年(一七六一)十二月、穴生に拔擢され宝暦大火後の金沢城内の石垣修理や再建事業に活躍した。

*泰の神主
金沢郊外田井村の天神社の神主高井氏。正木甚左衛門は宝暦十三年六月に行つた鍬始儀式に際し高井氏の協力を得た。

神心妙々の曲尺繩のこと

一、方円の繩のことなり。方は四角地の形、円は丸く天なり。櫓台・門台地形(をカ)を表す。地あれば天あり。天あれば地あり。陰陽の二つ、これを神心の繩曲尺と云ふ。根元は一よりおこる。一の上え一を重ね候故、十の字なり。十方なり。天地なり。世界の大本なり。

一、石垣を新たにするを築くと云ふ。土居も築くと云ふ。両様とも築き直すを普請といふ。普請と云ふは仏家より出たるなり。普請あまねのと書くなり。十役の抄にも、このこと出しこれあるなり。

一、角石は組み立てるといふはずなり。根石は伏せ立てるともいふ。それより上は積み立て、積み上るともいふ。伏せは陰、立てるは陽なり。

一、人智をもつて城を築き、要害を極めることを設けると云ふ。

一、経始とは城の繩張りのことを云ふ。

一、(そらい)徂徠の作る城、割に面白きケ条これあり。流義流義にて少しあて違ふといへども、源は同様、城取りも見るべし。

石垣の高・中・卑三段のこと

一、石垣高さ十二間より上を高石垣と名付け、また高石垣と言ふ。天に表す。

一、同じく高さ七間より十一間までを中石垣と云ふ。人に表す。

一、同じく高さ一間より六間までを小石垣と名付ける。

地に表す。

右石垣高さ三つに割り、天人地に表す。その国々に寄るべく(き)なれども、人十二歳より器量の人は初陣に出るをもつて、大人に准ずる故、高石垣に名付く。七、八歳より十一歳までを中と定め、一間より六、七間までを小石垣と定める。これ皆人民の歳に表し極めたるなり。

石垣孕の文字等のこと

大孕 中孕 小孕 かくの如く調へることなりといへども、御達しなどには、か様書き分けもつとも入らず。

孕みたるを張り出るとも云ふ。押し出るとも云ふ。ふくれたりとも云ふ。ほちみともいふなり。国・所にて少しあての名も違へ申すべし。物の名も所によりて替はると、あこぎの謡にもこれある通りなり。昔より陰陽の分かちもなく、五行の色躰等の義も一切これなく、まことに日用同然にて法式等もなく、重き石垣を軽々しく存じ居り候こと、穴生村等より出でたる故、百姓同然、習ひの訳合ひもこれなき躰に候。石垣の祖は、清政公御一人の外にはなく候。予数十年心力を尽くし、それぞれ法を正しく仕置き候。前書に調へ置き候通り、代々かるがるしく思ふべからず。万物、仁・義・礼・智・信、この五つ陰陽のはづることはなく、前にも調へ置き候ごとく、石垣くづるるは死なり。城中に死は忌み候ゆへ、出生と吉事に取り直す。石垣積み上げ

*徂徠
荻生徂徠のこと。江戸中期の儒学者(二六六六〜一七二八)。著書に「鈴録」「大學解」「政談」などがある。

*器量
才能・力量のすぐれていること。

るを人体を作ると知るべし。人体を作るは人の役なり。子は万宝随一の宝なり。御上の御長久御武運のみを心得るべきこと。

当 御城は上方御流義積み方

〔一〕^(朱) 山目打ち込み ^(朱) 二 亀甲 甲半
但し、角伏せ形三角 六角 六方

〔三〕^(朱) 四方切合 ^(朱) 一六 半鶴半切合 本切り合わせ
布築き両積み 中切り合わせ
半切り合わせ
升形積み
中央積み

〔四〕^(朱) 金場取り残し ^(朱) 七 面切り合わせ ^(朱) 御城中 鶴目
依口積み

〔九〕^(朱) 鏡積み ^(朱) 天形の積み方
円形の積み方共 ^(朱) 一十 野面 ^(朱) 夏 両積み

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・鏡・野面
角伏せ形三角、三角は形ちの初まりなり。三角は山形、それゆへ山と云ふ字も書く

一、右積み方、めん切り合はせのほかは、御城中に積み立てこれあり。土橋御門台石垣の内に亀甲一石積み置く。亀は北の長とす。火難を防ぐ、それゆへか。文化五年の御火災に御焼失これなく、これも不思議の一つに候。

一、山目積みは、生まれのままの石を粗く胴にて丈夫に持たせ、積み口、栗石多くつめる様に積むことなり。石づら打ちかき羽釣り取り積みを打ち込み積みと名付く。

一、野面積み、常の土台挽きの通りとは両積みとも、長き石を用ゐることなり。これも生まれの石を積むことなり。山目とはよほど精くなり。石取り大かた正にする。また、石取り寸尺延ばす石もあるなり。この野面を打ちかき羽釣り取り、石の控へ一尺余も羽釣り取るを、「胴切り合はせ」と云ふ。この積み方は甲州流にあり。上切り合はせも同様なり。軍法の流義によりて石取りは替はることなけれども、名は少し替はるなり。山鹿流にても少し違ふなり。前段の積み方は上方流の積み方と知るべし。諸流を見れば少し替はりこれあり。別に積み方調へ置く。

一、亀は六角、甲は六角の半分に名付けたるなり。

太極○

は、これ百家の宗とするものなり。儒者にはこれを太極と云ふ。この丸、儒にはこれを太極と云ふ。この丸きものを太極と云ふにはあらず。円き中の何もなき虚

なる所を名を太極とす。心は無き形にして万化万事この心より出るなり。仏家にはこれを無量寿仏と名づけ、これより諸仏出生す。人々の心に具足して法性心仏と云ふ。神道にはこれを国常立尊と号し、形なければ減ずる理なく常住国に立ち玉ふ(給)。これより諸神出生す。名を天御中主尊アマミナカヌシと申す。御中主とは心のことなり。禪家にも、心を主人公と云ひ、これ人々の心に舎神やしろなり。莊子が尊む所もこの虚なり。

一、山水の作り様は、公家・武家・寺社等皆同事なり。しかるといへども、山水に少し習ひある石を四堅五横しえんごわうと立てるなり。これすなわち、九字の心にて、かくのごとく石を堅めれば怨敵悪鬼を払ふの義なり。

一、山水に五大配当とは、地水火風空の五大配当のこと。これまた別にて秘伝なり。* 地は山嶋、水は海なり。火は草木の花、風は咲かすも散らすも風のわざ、空は諸草・諸木枝葉、青きは空の色なり青白赤黒黄 空風火水地 五色なり。五行なり。五倫なり。故に本有にして法骸なり。これまた、仁・義・礼・智・信の五常とも心得るべきことなり。

一、積み方、東西南北五行の積み方、根元なり。「亀甲積み」を北とす。鶴目を西とす。山目を東とす。角石伏せ形三角これを南とす。「鶴目積み」、丸きを半分にするれば半月なり。西とす。西の形なり。

一、清政公は、山水名人と云ふ。石垣いかにも大石を取り扱ふこと妙々と云ふ。凡人にてなく清政公は石垣祖

なれば、信じ奉る義に候。

一、角は石垣の全く区する機なり。縄張り、水見、大曲尺をもつて極めし上は、縄張りの角石を伏せる角をもつて、山來の準処(規)として角脇、平石は角に随ふ。根石一石を太極に象るなり。如何と云ふに、縄張りを極め、縄付きを定め、縄の正を角石に写し、矩を請けて角石を定む。これ全体備えるの象(象)にして未だ分たざるもの如し。今左右をもつて、これを云ふなり。左右同事にして角脇を伏せ、かくの如くにしては角二番を伏せ、段々かくのごとし。これ角石を天として角脇を人とし、これすなわち太極別して両義をなし、その中に物あり。これを人倫と云ふがごとし。大極別して両義をなす。これを乾坤と云ふ。角石角脇平石天人地に名づける。

一、土中に伏せるを根石とも底石とも地全石とも云ふなり。土中に一石伏せる所もあり。またあるいは、一石にて地面え五六寸も高く踰るる所もあり。地形弁じ知るべきことに候。

一、角石・角脇何本何十本と云ふは、日の本の本を取り名付けるなり。角石・角脇は形を極める大根(根)なれ、日の本と名付けしも理なり。天地開け大日本と名付け、石垣も角を極めるも、初りは同時なり。

一、前にも調へ置くごとく、十字は悪気を除ける大事の縄、石垣縄張りに、この十ははづれることはなく候。子細は九字に紙を折り候上ねぢるは、すなわち十字の心なり。口にて九字切とも、指にて棒引きは十の字の心なり。* 棒引きは十の字の心なり。

*地水火風空
すべての物を生成している
五つの元素のこと。

*五倫
人として守るべき五つの道
のこと。君臣の義、父子の
親、夫婦の別、長幼の序、
朋友の信を指す。

*棒引き
棒のような線を引くことを
いう。

一、櫓台等、四方地形繩張り仕様、末に調へ置く。

築きこれある石垣孕み、あるいは崩れ候に付き、

積み直しについて繩張りのこと

一、孕む所の石垣、元のごとく築き直す繩張り、石垣角石より八、九寸一尺ばかりすはり、十字の繩はり、左右の水見をもって繩一文字を見て、辻大曲尺をもって見、さて、右繩を角石え写し、水杭に印をして繩すき何程と見て、それより天角形に六寸角物を置き、角より三尺にても五尺にても出、一文字繩をおろし、十字の繩にして、水見大曲尺をもって繩をことごとく吟味して下にて留め、この繩大事の繩なれば、取り分け吟味してこの繩の勾倍を見て、天の材木の上より印を付け、下繩の所にも同じく印を付けて繩取り除け候上、高さ見て、延びを見て、本高さ知るべし。この繩より角石の角まで何丈何尺何寸はたばりと知るべし。これは、角に向かひ、内天なはすき引き残り左の方と知るべし。右の方も仕様等右同様、矩少しの違ひならば、左右同矩にして積み立てるべし。規合は古石垣の規合取り候てか、あるいは別法をもって極めるべし。その所々にて違ひ候間、大概見置き、その上の儀は指し引きすべし。よく考え合はずべし。別絵図に委しく調へ置く。

一、角石崩れ落ち候繩ばり、天にて材木をもって角形を拵える。この仕様の角多く崩れ候えば、材木をもって角形出来かね申すべし。少しの崩れならば、何分角形相違なき様にして、地にて十字の繩前に同じ。天も同

様。そのほか替はることはなし。孕み角と崩れ候との差ひまでなり。何れの角にても、出来までの間尺、左右より打ち出し、それぞれ絵図に記し、或いは、隠し杭打ち置き、この杭より角石の角までの間尺取り置き、出来近くに相成り候えば、度々改め見るべし。高石垣は、別けて入念尤もに候。角崩れ多く材木をもって角形して繩おろし候義、相成りがたくと見届け候はば、別絵図のごとくにして、はた張り見るべし。崩れ口より何間すはり繩下し候ても、繩すき指し引き替はることなし。よく会得すれば同様。いづれにも出来を見切らずては、その石垣、元のごとく出来全くならず。崩れ候ても孕み所にも出来を見切ること秘密なり。

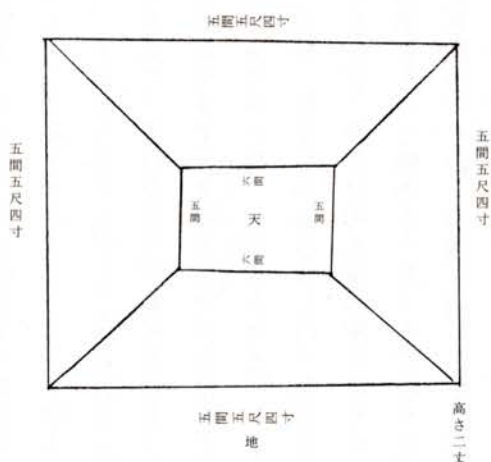
一、シノギ角、繩張り別絵図のごとく、天のシノギ形に材木を敷き、繩おろし様、外角と違ふなり。天にて一文字に繩を張り、水見をもって、繩の行義を見て繩をおろすなり。地にてシノギ形に繩張り水見をもって、繩の行義を極め、水を角石えうつし申すこと、前に同じ。シノギは少しむつかしく様子替はるなり。隠し杭左右同数打ち立て置き申すこと、これまた前に同じ。本高さを見ること、前に同じ。絵図に委しく調へ置くに付き、この所に略す。

一、本高さ三丈五尺以下の石垣は、惣矩を四つに割り、一と分ける規合なり。ただし、はた張り、たとへば三尺あらば三つに割り一尺なり。三尺の上え一尺を加へ、四尺となる。これを四つにわれば一尺規合となる。三

丈五尺以下の石垣規合は、かくのごとくと知るべし。

一、櫓台等、四方角石垣、築地形繩張りのこと

一、櫓台石垣高さ、二丈尺に一寸八分矩、惣矩三尺六寸を四つに割り、九寸のり合、絵形左の通り。



のり合割り付け様秘密のこと

一、本高さ、水より九丈尺に五寸矩にして四丈五尺惣矩なり。内九尺規合、高さ九丈、内三丈は五寸矩にて積み上る。三丈一尺目より規合付ける。すべて三の一石垣高さ矩方にて積み上ることに候えども、二尺、三尺下え付けても、上へ付けてもくるしからず。その所次第。割り付けの間の算用よろしからざる時は、割合宜しき様にすべし。

右六丈を五尺間とすれば十二返しになる。この割り付け様、左の通り。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二と置き立てれば七八となる。これを左に置き、規合九尺をわれば、

五尺間に一寸一分五厘となる。これを一間マに懸け合はすれば寸出る。但し、九丈の高石垣にても五尺間は少し尺延びに候。四尺間にして宜しきなり。卑き石垣も間のつまるは、出来にて宜しく相見え、延びるは宜しからず候。

一より十二まで規合マ高 一尺三寸八分
但し、前に調べ候通り、五尺間に一寸一分五厘あて、尺に二分三厘なり。

- 二より十二まで同マ高 一尺二寸六分
- 三より十二まで同マ高 一尺一寸五分
- 四より十二まで同マ高 一尺三分
- 五より十二まで同マ高 九寸三分五厘

地面繩張り、右の通り惣矩方の内、規合を引き、繩張りこれにて天は五間六間に出来なり。高さ高下なき四方角は、かくのごとし。高さ高卑あれば繩張り違ひ、御数寄屋、唐御門台ならびに薪丸え下り口御櫓台繩張り大ひに替はりこれあり候えども、右の仕様にて考へ知るべし。別に絵図調べ置く。

一、門台石垣繩張り、右の通りに候。矩弱までのことにて、四方角替はりはなく候。地形高卑右二ヶ所はむつかしく候えども、一方会得すれば替はることはなく候。

六より十二まで同 \times 高 八寸

七より十二まで同 \times 高 七寸

八より十二まで同 \times 高 五寸八分

九より十二まで同 \times 高 四寸七分

十より十二まで同 \times 高 三寸五分

十一より十二まで同 \times 高 二寸三分

十二出来 一寸一分五厘

〆て九尺。のり合^(鬼)・のり方^(矩)、相違なく築き出来を陰

陽和合と云ふ。曲尺合はせ、相違すれば和合とは申

しがたく、その石垣は疵物なり。病石垣と名付け候。

角の手は、石垣の骨目柱なれば、はなはだ入念もつ

ともに候。よりにて御扶持人石切・二十人石切の内、

水まはり達者え主付申し付けるべく候。石垣得手・

不得手これあり、切り合はせ達者もあり、打ち込み

達者もあり、両積み達者ははなはだ稀にして佐藤弥

之助一人に候。しかれば払底また時節にもよるべし。

両手達者は稀に候。何にても、得手・得手を撰び申

す義、本文に候。必々心安く出入りするとて、御用

向きにてはいささかも最負がましきことは、これあ

るまじきこと。これらも心得あるべき品の内に候こ

と。

本高さ水より六丈尺に四寸矩、のり合五尺六寸、

六丈の内、下二丈は四寸矩にて築き上る。二丈一

尺目より規合付ける。高さ四丈を三尺間にして十

三返しにする。割り付け左のごとく、

一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十

二・十三、置き立てれば九となる。これを左に置き、

五尺六寸を割れば三尺間に六分二厘なり。一より十三

までの規合しめ高さ八寸

但し、一間一間に割り付け候えは毛出候、これを引きしめ加え申すべきこと

二より十三まで同 \times 高さ 七寸四分

三より十三まで同 \times 高さ 六寸八分

四より十三まで同 \times 高さ 六寸二分

五より十三まで同 \times 高さ 五寸五分

六より十三まで同 \times 高さ 四寸九分

七より十三まで同 \times 高さ 四寸四分

八より十三まで同 \times 高さ 三寸七分

九より十三まで同 \times 高さ 三寸一分

十より十三まで同 \times 高さ 二寸四分

十一より十三まで同 \times 高さ 一寸八分

十二より十三まで同 \times 高さ 一寸二分

十三出来 六分二厘

〆て五尺六寸

右三尺間にのり合六分二厘、これを十三にかくれば八寸

なり。六分二厘を十二にかくれば七寸四分となる。六分

二厘を十一にかくれば、六寸八分となる。規合割り付け

様、何れもかくのごとくと知るべし。一子相伝深秘とす

る所なり。

一、前段に積み方調へ置き候ほか、竹沢御殿、御石垣名付け候積み方、左に記す。無名の石垣は築かざるもの故、予相考え名付けるは穴生の家業なり。医者の病名を付けるに同じ。珍しからざる義なりといへども、かやうの所に心を籠める穴生は中古よりこれあるまじく、もつともなるや。二間三間の指図も相なりがたく候えば、中々積み方など工夫名付けることは思ひもよらず。竹沢御長屋台の内、御門の左右角石伏せ様相違、かくのごとくなれば、そのはずに候。万物功を積まずては名付けがたく候。

積み方のこと

「亀甲崩し」 天長地久の積み方 「波形積み」

一、「亀甲くづし」といふは、六方とも同じからずを云

ふ。右三様切り合はせ積みなり。「亀甲積み」は六方一厘も相違なくては、曲尺合ひ申さず。もつとも、高き石垣には用ゐず。漸く六尺ばかり限りとすべし。強みなし。かい形をもつて六角に石拵えをする。むつかしき積み方なり。亀は水に住み、北の長とす。「亀甲積み」は御城中になく候。土橋御門台石垣の内に、亀甲一石積み置き候。これ故か、文化五年御焼失の節、右御門御焼失これなく候。右切り合はせ様、上中下三段これあり。その所次第なり。

一、天長地久の積み方、これも切り合はせにて横に長短石をいふ。天長く、地久しくの心なり。

一、波形積み、これも切り合はせなり。御長屋下、高さ三尺五寸二石積むなり。切り合はせ波の形ち故、波がしら積みと名付ける。御新作には専ら水の縁を取りて名付けること吉事なり。

終はり

一、御居間先下、松坂横滝つぼの内より積み立てこれあり。切り合ひ御石垣は角石堅横(堅)に積みこれあり。これを色紙短尺積みと名付ける。上手に積み候故、至りて丈夫に候。寛永八、九年の頃御築きと相考へ候。右の積み方、陰陽の積み方ども、天長地久の積み方とも名付けるなり。

蓬萊の積み方

亀甲積み 鶴目積み 半鶴半切り合はせ

山目積み 野面積み

右五様は蓬萊の積み方なり。

一、辰巳御櫓下、いもり堀縁崩れ丁場石垣は、石法極め積み立てたる石垣にて、御城中第一番の石垣に候。しかしながら、少し難を付ける。角石の上、角脇のかかり少なき故、角石と角脇、合場少し開き申すは右の業にて、この所難しきなり。最も三、四寸持たせ候えば、開き申すまじく候。かやうの所見出し候は予一人なり。そのほかは見事、清政流なり。第二番は菱御櫓下角より御楽屋多門下石垣見事に候。五十間下角矩方等菱御櫓下角矩方等、同様に相なるべき所、宝暦年中積

み直しの節、相違同様にならざる儀は、法を知らざる故なり。

清正流石垣築き様のこと

勾倍三等

下繩なわ 緩みたろみ 樺はねだし

一、下繩は急に直にするをいふ。

一、緩みは急直ならず。当御城門台の角に少し気を持ちたるごとくに築くをいふ。

一、樺出しは、石垣の上際に櫓のごとく、はね出したるを云ふなり。この石垣は乗り難く、朝鮮国にはこの石垣多きよしなり。

右三等勾倍かくのごとくなれども、左に細かく記す。

一、下繩は、たとへば高さ十間矩尺に四寸として、この四寸矩にて十間の内、九間積み上る。あと一間を直に積むことなり。この一間矩尺に八分にして右一間通りの下、石高き平石角も同様にして、一間の石垣漸く八分矩に相なり候故、その下石垣、右に応じ候様、羽釣り取り、宜しき所をもつて一間の根石積むべし。下繩の積み方かくのごとく石垣は敵の乗りがたきを工夫築くこと專要に候。

一、緩みは当御城の矩弱き石垣のごとく築くことなり。

これは、相替る義これなく、当御城石垣角も右の通りに名付けるなり。

一、はね出し築き様は、たとへば高さ十間の石垣尺に四

寸の矩方にて築き、九間ばかり積み上り候はば、外え一寸ばかり、はね出し積むことなり。六尺の下石はね出し候心得あるべし。この六尺は無矩にて築き、平石長さ、角石幅広きを積むことなり。ほかにかはることなく候。これにて城乗りに手木ぎを用ゐるとも、乗り難くと相考へ候。手木は城乗りの道具なり。石垣え指し込み、指し込み足代にして乗り入れ図るなり。この所を考へ築くを第一とす。

一、崩丁場石垣築様、清政伝なり。矩はつよくなく、のり合つよく相見え、たとへば高さ八間なれば下水より一丈七尺目より規合を付け、中程より規強く相見え積み留め、角石に少しの矩付け無類の格好、清政流に候。先年矩方等改め見候ところ、予作り置き法と、さのみ違ひはなく候。この仕様伝来仕り候えども、少しむつかしき仕様に付き、これは用ゐず。定めてこれにて支え申す所もこれあるべきやと相考へ候。しかしながら、見事なること、目を驚かすばかりに候こと。

時に文政七年十一月吉祥日改 後藤彦三郎 (印)

藤原和睦謹んでこれを作る

〔参考〕古伝書（読み下し）

〔表紙〕
「古伝書」

伝来等の事

- 一、文禄元年二月下旬 利家公^{平世}上方え御參勤の節、利長公え仰せ置かれ、金沢の御城これを築かる。これ以前は石垣・堀等もこれなく、只山屋敷の地形にて、初め本願寺の末寺御堂ありて、国中の土民踰躍して御山と名付け、又地形の山は白山より続たる尾にて、切所なく今の城地にて、山終たる故、終山とも、又は尾山ともいへり。しかるを今年堀切て、小立野の方を少し水を掛け入れ、その沢を金沢と云ふ、この事二様もあり、これより御山を改めて金沢の城と云ふ、この石垣普請、戸室山より大石を切り出し石垣を築き、本丸東の方の石垣両度まで崩れ、不出来を 利長公御難儀に思召されける。利家公聞こし召され、篠原出羽^{二考}を上方より御下し、石垣の奉行して築かせ申すべき旨仰せ付けられ、利長公もその通り仰せ遣わされ、出羽罷り帰り、奉行仕りけるが、石垣を八分通り築き立て候上に、小壇を付て築ければ成就しぬ高石垣にだんを付けたる事、利家公か御両公のうち殊の外御腹立ちありけれども、出来の上は是非に及ばずと御堪忍なされけるとなり。これよりして段々大城となり、出羽は大器の人にて、普請功者御目鑑をもつて、上方より御下しありける所に、右の仕合せ、出羽以下の者どもも恐れ入り奉るばかりなり。但し、右の訳け合ひ末に調へる。
- 一、文禄二年四月十六日 利常公金沢の天守の下局にて御誕生、御童名猿松君と申し奉る。御母は芳春院殿の侍女おちぼの方、後 寿福院殿と申し、小幡九兵衛娘なり。後に金沢の城西の丸に御座なされ、西の丸殿とも申す、玉泉院丸の事なり。芳春院様東ノ御丸に御座なされ、御逝去の後、寿福院様東ノ御丸に御座なされる。
- 一、慶長四年、このとしの浮沈に依りて、金沢の御城廻り惣がまへ、堀普請今年十月より初め、翌年の三月までに来出ず。この事口伝多し。
- 一、同十九年十月より 玉泉院丸に御厩御作事仰せ付けらる。

後藤家由来之事

- 一、幡州三木の城主別所小太郎家老に後藤將監基国、嫡子又兵衛基次、次男妾腹にて彦八当家元祖なり。後に改名して李兵衛と云ふ。右小太郎、秀吉公の為に亡ぼされ、将監討死、又兵衛、黒田長政手をつく秘蔵の家来にて、武名高し。朝鮮にての働き諸人知る所なり。彦八小松え罷り越し、暫く住居、主人を好む内、利家公え召し出され、現米六十俵これを下され、御母衣役相勤め罷り在り候。その余の事は一類帳に調べあり。黒田殿秀吉公の恩深し。しかるを家康公と大坂秀頼公と濃州青野ヶ原にて御合戦、黒田殿秀頼公御味方あるべく所、家康公御味方御合戦は家康公御勝利、又兵衛、人道にはづれ候様おもひ候哉、右御陣の節、又兵衛功少なく、かたがたもつて暇乞を請け、浪人して兵法の師範して罷り在る、外の御大名方より御抱へなざるべき所、取り合ひ出来し申す程に付き、家康公より又兵衛抱へ候事、相止め候様仰せ出され候。しかる所大坂御陣初まり、秀頼公に頼まれ、御城へ籠り相働き随一の者なり。大坂檢約初まり候節、又兵衛味噌を作る。これを後藤みそと名付ける。秀頼公御運拙なく落城、又兵衛討ち死にする。この節おい彦右衛門城中を忍び出て御当地えまかり越し、後藤家にて一生隠れ居り申し相果るなり。その節石垣築き様の次第書き越すといへども、当家に入らざる事、その上川へ落し候哉、ケ条も不たしかな所々これあり、その儘に仕り置き候。石垣の事は神代よりこれありといへども、その実は詳しからず、時に加藤肥後守清政は石垣普請の達人にて、世上に皆人石翁と云ふ。朝鮮の城築き様、日本の城石垣築き様の次第、又兵衛これを承り候事、書付これあり。清政は石垣の祖とする所なり。右書物その家に当てては、誠に黄石公より張良えさづけし巻物にもおとるまじく候。元和八年篠原殿より召し返えされしより家宝とするといへども、ケ条多く見えかね、紙も朽ち損じ申すなり。
- 一、定紋上り藤の中に後の字なり。大坂落城後この紋 家康公え恐れありとて替へる。剣九曜にする。又けん四つ星とも。
- 一、李兵衛居屋敷出羽二番町なり。小松へ引越すに付き、これを上げる。当時居

屋敷権兵衛拝領する。宗旨は一向宗御坊小松にこれあり。名は知らず、小松にて病死。金沢材木町善福寺は院かりなり。二代目李兵衛忌中跡目相続仰せ付けられ、御知行等前に同じ。明暦四年江戸御天台御石垣御普請仰せ付けられ、利常公小松より人夫等召し連れられ、御発駕なり。穴生は戸波駿河・小川長右衛門・杉野伝右衛門・後藤李兵衛なり。前三人は江州坂本穴生村より出たる者なり。

一、穴生と名付けし事、信長公坂本の城責めの節、石垣堅固にて落城仕りかね候。依つて信長公この石垣は何者が築きたると御尋ねに付き、江州穴生村の者築き候段、申し上げる。左候は崩す事は勿論存すべく候間、早速召し出され、この段申し渡し、御崩させなされ候。その刻より此方様初め奉り、二、三人あて御附させなされ候大名、これあるよしなり。又、穴生村と名付けしは神代に火の留め附け候事あるゆへ、穴を堀り石垣をつみ、ふたをして出入りしたるものなり。その後火の留附かざるゆへ、穴より出でたるゆへ、穴生村と名付ける。但し、穴生村にも限らざるか。

一、二代目李兵衛、御天台御用相勤め罷り帰られ、道中より煩い出し、翌年病死。二代目は越中安江安居寺の住僧なり。元祖の二男に候哉。嫡子病死に付、筋目をもつて跡目仰せ付けられ候哉。伝来これなく候。右二代目嫡子権兵衛、同人弟後藤勘左衛門末家なり。石垣は功者に候。江戸天台御用、江戸表え罷り越し申し候に付き、小松、御城御石垣、右勘左衛門に仰せ付けられ候様願ひ奉り置き候処、同二年、二十一俵拝領、御石垣御用相勤め、寛文六年金沢え引つ越し仰せ付けられ、九俵御加増、都合三十俵拝領、穴生役仰せ付けられ、宝永四年死す。右引越は、利常公御逝去に付き、かくのごとし。それより当、御城御石垣御用相勤める。

一、李兵衛病死、権兵衛跡目相続仰せ付けらるべきの所、その節持組にて穴生役離れ候者、これあるに付き、遺書に家業伝受仕らずと相調えこれある由、李兵衛かくのごとく調え置かれ候哉、権兵衛調え替えられ候哉、そのほど伝来不慥か、松雲院公御年若のころ迄は、遺書自分封じ置き候に付き、死後調え替え

等の事、諸組これあるに付き改まり、頭・奉行見届け、封じ、印章仕り渡し置く事に相なり候、家業伝受仕らず候者、御切米二十九俵下し置かれ、親に劣らず、御用に相立て次第、親知行の通り下さるべきの旨、伊藤内膳殿をもつて仰せ出され、寛文二年二十俵御加増、都合四十九俵下し置かれ候。この節も追つて御知行下さるべき由仰せ出され候。越中川除け・能州石道山石垣、江州海津・大津御旅屋抱御石垣御用相勤め、その後長病にて引き籠もり罷りあり、宝永三年病死仕り候。但し、一類帳には年若と調え置き候得ども、実は右のごとくなり。

一、宝永三年権兵衛病死、御切米に付き遺書の心得、もつともこれなき処、忌みの節、遺書相調え置き申すべく候間、早速指し上げさせ申すべきの旨、綱紀公松雲院公御事、御普請奉行山崎主税殿・生駒万兵衛殿へ仰せ出され、遺書取り上げ、指し上げられ候処、御知行同様相続仰せ付けられ、その節、右源太李兵衛事、年若に付き、四十九俵の内、四十俵これを下される、権兵衛儀筋目もこれある者に候間、追つて五十俵下されるべき旨仰せ出され候。山崎主税殿・生駒万兵衛殿判形の折紙これあり。右筋目もこれある者と仰せ出され候儀、さて重き事にて、又兵衛系図の儀、御存知あらせられ候哉。利常公御代彦八儀、御尋ねなさせられ召し返され候儀、右の趣、聞こし召し及ばさせられ候故と存じ奉る事に候。彦八御附人の趣は、利家公姫君篠原出羽守殿御嫁娶るに付き、付けさせられ候事。

一、権兵衛儀役儀方は、申すに及ばず、(露地方)露路作り候儀、且つ謡達者にて数軒人持衆出入り指南仕り候。綱紀公御代、御露路えたび召させられ、御用仰せ付けられ候。拝領物もたびたび仰せつけられ候。御前ははだしに候所、この草履権兵衛はき候様、御意これあり、草履拝領仕り候。右長病に相なり候儀、謂れこれある事に候。御普請大奉行小幡不入殿、増泉村宮地に見事の松これあり、拝領を相願ひ、右の棟取を権兵衛え頼まれ候。年号は忘れ候。二月二日の由。この松の木こぎに取り掛り候所、大きに荒れ、大あられ降り、人足とも働く事もならず、是非なく、そのまま捨て置き、何れも罷り帰り候。その後不入殿乱

心して夜中に深編笠に白かたびら着して夜行仕られ候所、盜賊改方足輕咎め候所、小幡不入と乗(名乗)られ候。不入ハ曆(曆)々なり。夜中の異形捨て置きがたく、役所え召し連れ改め候所、不入に相違これなく、よつて乱心に相なり、右足輕は御切米召し放たれ候。不入殿御知行一万石なり。二千五百石仰せ付けられ、最初は宮内と云ひ、後に入道なり。権兵衛儀も症に中り取り出され、二十年ばかり引き籠り心願成就の程、尽き果て残念千万なり。神木と見えたり。二月二日には祭りあるも、その後止ぬ。

一、権兵衛病氣に付き、祈願これあり。後藤の屋敷に胡瓜(キウリ)植える事ならず申し伝へなり。

一、(原本空白)

一、利家公 利長公御留守の内に篠原出羽守分別をもつて、堂形の方高石垣を築き、人持衆・御馬廻(以下同)・百性町人までも加はり、これを築く、そのころは普請珍しき故、百性・町人も畏まり勇みてこれを勤む。石はそのころは、百性町保島村辺りに多くこれあり。早速出来す。利家公御感喜なり。出羽守殿大器の人なりと一統関心する所なり。

一、元和六年大坂御城普請、日本国諸大名より御普請役相勤められ、加州より御奉行として本多安房守殿・横山山城守殿指し登られ候。御普請御用人々相勤め候うち、足輕小頭の内、杉原五左衛門組の木村久藏小屋より出火に付き、右五左衛門腹を切、火の中え飛び込みて焼死す。これ天下の御普請場にて不調法を恐れ、かくのごとくなり。利常公不便(不便)に思し召され、五左衛門せがれ九郎兵衛を金沢より召し寄せられ、五左衛門跡代仰せ付けられ候。さて御普請成就し、諸国の奉行我も我もと罷り帰り候時分になり候所、御国より請取の丁場の御石垣、少しほちみて見ゆると江戸より御奉行申し出し、大事の儀に候間、築き直し申されよとの事なり。山城守答へて云ふ、この儀は、此方にて得と見届け申し、以後の弱に相成りまじき哉と吟味を遂げ候所、少も苦しからずと申すに付き、その趣に極め申し候。只天下の諸大名、各御普請相仕廻ひ、罷り帰り候所、筑前守丁場不調法これあり、築き改め候とこれあり候ては、天下え対し、

面目を失ひ候儀、且つて筑前守存ぜず事に候。拙者両人の不調法にて、何も存ぜず事に候。筑前守に面目を失わせ候て、我等二度対面なりがたく候間、先ず兩人切腹致し申すべく候。その跡にて、如何様にも築き直し仰せ付けられるべしと、申し切りたる気色なり。御奉行入り、その分にて請取相済む。城州返答さてもさても手柄 筑前守様御機嫌大形ならず、御家中にては人持衆以下、御馬廻中迄も是を築き直さば、一統潰れ申すべき候所、城州手柄を申したり。さてもさてもと悦び合へるばかりなり。

一、寛永十二年江戸 御城二の曲輪の橋台石垣天下の諸大名え御頼みなり。加州えは筋違橋台升形御頼み、利常公・光高公・利次卿も御普請場え御出でなさせられ、程なく御成就なり。この石は伊豆山え奉公人等、それぞれ遣はさせられ、切り寄せ、江戸え廻るなり。御国より鍛冶遣はされ候事。
〔但し調べ洩れ候義、末に調へる〕

江戸御天守台の事

一、明暦三年、東都城郭火災によりて、天守寢殿門櫓庫厨以下先規のごとく、修造すべきの命下る。且つ諸候家督相統以後、公用相勤めずの国々え各配当あり。
加賀守様えは天守台御石垣御普請の命下る。よつて三月九日中納言様小松(前田利常) 御発駕、同廿二日江戸表え 御参府、御国より人夫二千五百人、外に杖突・帳付・傘持以下して三千人の御図りなり。今の御上屋敷に明地もなく、小屋掛かり、賄は升屋市郎兵衛仕り、右の外に仁作手木と申して、大坂より召し寄せられ、二百人あり、石丸吉丞に才許仰せ付けられ、木やりの者七人御雇ひ切りなり。江戸手木、江戸日用、何れも石屋少次郎奉り、時の御用次第に入れ申すなり。公義御手合はせに付き、穴生駿河・小川長右衛門・杉野伝右衛門・後藤全兵衛、御大工鈴木修理等なり。御普請惣御奉行久世大和守殿なり。下奉行に付き候衆は、御普請奉行津田平左衛門、同並の衆三人、御天守台は 加賀守様、脇には細川越中守殿・本多内記殿・中川山城殿など、我々持口え毎日罷り出でられ候事。

一、御天守台余り高きは、風強くあたり以後無益なり。依つて一間卑く御築きなされ候様仰せ出され候。御繩張の御日限極まり、駿河・修理に御大工渡辺伊兵衛遣はされ候。しかる所、右天守台廻り曲尺を見て、絵図に写し崩し申すべしと公義の御大工、何れも申し候。しかしながら、ケ様に仕る時は五、六日も掛り指図仕る事に候。伊兵衛罷り出で、左様に候ては、大きに手間取り、むつかしく候。御天守台地に写し繩張仕るべく候。御好みある時は、いかようにも、右地にうつし繩の上にて、御好みなさるべきと云ふ。御大工中もつともと聞かせられ候えども、得と合点参らずと申すに付き、さらば私仕り、御このみあるべきとて、こなたより召し連れ罷り越し候大工どもえ申し付け、則ち右天守台地に写し繩張仕り、御好みとて繩ばり直し見せ候ゆへ、一日の内に恰好極まりて御指図相極まる。この時伊兵衛手廻し公義御大工中感じ入り申し候。

一、御鞞初め吉日御撰び遊ばさせられ、明日寅の一天に諸役人罷り出で、卯の上刻、御鞞初めに相極まる。平桶に赤飯御屋敷より何程と申す数知らず持ち掛け、肴酒山のごとく積み上げ、御飯小屋の内に入れ置く。しかる所、前田別巻中納言様御出で遊ばされず、されども、赤飯・酒肴残らず諸役人へ下され退出す。又御雇ひの手木・きやり人・日用ども、その日の手間料下さるるに依つて、一日の御物入、二拾貫目余りと風聞仕り候。又重ねて吉日御撰び、右之通り仰せ付けられ、何れも相詰め申す所、にわかには御疝氣発せさせられ候由にて、御出なく、御用意右のごとくにて又捨てる。江戸中の者・日用・手木の者等、莫太の御かね働かずに、只取に仕る事、冥加恐しきと一統申し候。兩日の御費へ四十貫目余りと図り候（つと）により、御旗本衆えも聞え、御出入り衆も余りの御費えと御見廻り衆多く、さて二、三日御保養重ねて御日限相極まり、明七日御出遊ばさる。もつとも中納言様御飯小屋え入らせられ、御普請奉行え御断の御使者遊ばされ、右奉行中出でられ、御対面。初めて六百人計にて引き申し、大角石一つ引き出し、その次々に中角石・小角石をのせて、（あひ）間だ一町ばかり置きて引き、本多安房守・奥村伊豫・同因幡・長左兵衛、そのほか人持組頭・物頭立付着用にて、杖突召し出され、仰せに随ひて役を勤める。御両殿様草鞋御はき詰めなり。

梅林坂の御石場と水上の舟場中少しも違ひなく御使勤め、巻ろくろ油断なくまかせ、石滞りなく修羅にのせ、役人手明き申さず様、先々奉行人手前えたびたび御使なり。朝六半時より暮七時迄に大角石三つ、中小角石四つ、平石六つ、しめて十三石引くなり。木やり人・手木・諸役人ども莫太の手間料下され二日の御かね、只取に仕り候上は、身命を捨てても御意に随ひ、精を出し候。これ以前、安芸守様天守台御築きの時、御鞞初めの日、石以上六石引くとあり、一日に十三石引く事、前代未聞の由、江戸中の風聞なり。明る日より毎日御出遊ばさせられ、御せり込む故、あるいは十二石十、九ツ毎日々引き申し候に付き、おびただしき石、程なく御引き済み、最前初日に十三石引くと申す事格に成り、役人・日用の者まで辞退なく働き、大きな御徳用に相なり、前々御物入、かつて御益になり申す由。

一、御鞞初めに木やり人に猩々緋袖なし羽織種々切はめあり、あるいは黄羅沙に赤・黒之切はめ、猩々緋に黒・白の切はめ、浅黄、その外色々なり。
一、利常公は御羽織御着、唐団扇に沙綾にて張り、いろいろの絵を書たるなり。
一、紅の大綱付け候を持ち、縮縮たぐりにて頬かぶり、石の上に居り、木やりをする。江戸中貴賤老若見物なり。見物の事御停止と仰せ出され、これあり候得ども、通り掛りの振にて見物仕り候。松平伊豆守殿前などは、おしもわけがたき程の見物なり。二日目に御老中より御内証として申し来り候は、加賀守殿御大名と申し、御年若に候えば、結構なる事、なされまじくには御座なく候得ども、残り御普請仰せ付けられ候方々、以後の爲にも成る間敷く、余り結構にこれなき様、仰せ付けらるべきの由、申し来る。これにより、最前の羽織残らず木やり人等え下さる故、何も過分の金子ゆへ、ありがたく存じ奉るなり。それより布を色々に染め、羽織・うちは・扇子色々模様絵を書き、あるいは金の扇子、金様の団扇持ち申し候。手拭も三日、四日、三度あて、遣（使）ひ候て、後には下され候。初日に御祝と仰せられ、木やり人・手木頭・石屋少次郎手代・御大工ども三、四十人ばかり、明衆染めの帷子二ツあて下され、飯橋の上にて肩に打ち掛け、ならび立ち通り候を御小屋より、御覽遊ばされ、御機嫌宜しく、

はなはだ見事なる様子、駿河・修理等にも別々拝領物下され候由。

一、ある時利常様

(前田綱紀) 相

公様御同道にて御登城、御普請場へ御順見の時、石ども堂クロの辺にこれある石どもの面て、殊の外見事に並び候所、利常公御意には、庄次郎ケ様石の面並し申に付き、はか取り申さず、荒く致し置き候て、

苦しからざる旨 御意遊ばされ候得ば、私は最前より左様申し上げ候えども、細やかに仕り候様、御意に付き、かくのごとく御座候。何を 御意遊ばされ候哉と、憚りなき所申し上げ候所、その段聞こし召され、何の 御意もこれなきよし。

石奉行

神尾数馬
山崎半左衛門
中村惣右衛門
津田宇右衛門
三浦勘右衛門

一、右御用として銀子五千貫匁上納の旨、金沢へ命ぜらる。但し上納の間あり、故に、先 公府より中勘四千貫匁を東都へ遺さる。道中の奉行原田又右衛門・津田孫十郎・中村新丞・平井次郎兵衛足軽五十人に才料せしめて下る。

石引奉行

大窪忠左衛門
宮崎豊左衛門
外に一人あり。

一、四月十四日初めて場平均す。公義より御奉行久世大和守殿

惣奉行

丁場順見

阿部甚右衛門
木村伊織

本多安房守殿

奥村因幡殿

奥村河内殿

青山将監殿

長左兵衛殿

くり石奉行

葛野藤太夫
沢崎太左衛門

次奉行

青山織部殿

菊地大学殿

宮田内蔵助殿

作業奉行

奥村彦三郎
郡 勘三郎
上村八左衛門
西村六右衛門

石垣奉行

竹田市三郎

成瀬市正

萩木右衛門

古市左近

手木奉行

奥村彦三郎

料紙支配

小谷伝左衛門
森口六右衛門

木村新兵衛

村田久左衛門

賄方

原田又右衛門

近藤治右衛門

石工四百人

石切頭小川長右衛門・戸波清兵衛・杉野茂兵衛

江州坂本の穴生村の人なり。後藤李兵衛幡州の生れ。

石工検見 勘七

手木物頭

美野屋少次郎

其外、関東・関西の功者多く聚まる。(あ)

大工棟梁

渡辺伊右衛門

中山勘六

横江太郎兵衛

中村惣左衛門

笹田覚左衛門

大八車五百輛を調べ、その余の器材枚挙にいとまあらず。

天守台大小各一 大は

南北行間 二十四間二尺

東西 二十二間二尺

高サ 七間 小は幅二十間二尺

高サ 五間

一説に大天守高さ七間三尺、幅二十一間方、小天守高七間三尺、幅十八間、横十二間と云ふ。

一、慶長十一年築く所の御天守台は、高八間三尺、方二十間なり。浅野安芸守殿これを奉る。安芸守殿は紀伊守殿嫡子なり。愚に謂ふ、是れ紀伊守殿幸長の子。

但馬守殿長晟なるべし。

一、この時 御両公および 利次卿毎日御普請場へ出でたまふ。御手づから手木を取り給ふ。

一、御天守台御成就に付き、九月十二日利常公小松へ還城。

一、同十月上旬、右御天守台なる。石垣築き立合口等、吟味すべきよしにて、公義大工頭木原これを検視、北方より渡辺伊右衛門と云ふ大工相見す。根石より城持台迄、曲尺の手を引き、異儀なしに依つて、御奉行久世大和守殿えこれを渡す。大功不日に速やかなる事。利常公はなはだ御感賞あり、且つ大工伊右衛門が、曲尺の手功者を諸人褒美す。十月九日丁場を引渡す。翌十朝、この御普請に組たる老臣および人持組頭、以下諸奉行等まで登城し、御式台迄参上す。今度御普請中、各骨折の旨 御懇の上意にて身分相応に銀子を拝賜す。国本え罷り帰り休息すべき由、仰せ出され、各退出す。直に御老中へ参上し、謝し奉り罷り帰る。この趣 公聴き達し 公よりも身分相応に時服銀子等、各賜ひて、十一日江都を首途し、本国へ悦び勇んで帰宿す。

一、御天守台御成就に付き、(徳川家傳) 殿有院様上覧なさせられ遊ばされ候。この時相公様御十六の御年なり。御先き立ち遊ばされ候様との御事に御座候。御草履召し候事、なりがたき由にて、御天守の石垣の辺御門外より御はだしにて御先き立ち遊ばされ候。くり石にて、御難儀遊ばされ候由、とかく、公方様御先き立ちは何かたにても御草履なり申さずよし、承り奉り候事。

一、右御天守台御石垣御普請御用として、人持組頭下奉行七人、御馬廻り組下奉行六人、ならびに定杖等(つえ)罷り越し、それぞれ御用相勤め候事。

一、御天守台繩張、戸波清兵衛等繩張り出来兼ね候様に付き、御大工渡辺伊右衛門進み出で、李兵衛殿へ御指図なされ候は、私繩張仕るべき哉と申し候に付き、李兵衛殿左候は、指図致すべき旨にて繩張り調べ候事、伊右衛門は役外の事故、人々大きに感じ入り申す事、前段に調べこれある通りに候事。

一、私に云ふ。穴生村より出で候戸波等繩張りに行き当たり候義、不心得にても、これあるまじく、元来高き石垣手懸け居り候事もこれあり候えども、全く繩張

指図候義躰とは存ぜられず候。子細は石垣築き上る所もむつかしく候えども、これは新たな故、ないし三寸、五寸、七寸相違候ても疵にも相ならず。建物の指支へにも相ならず候えども、石垣築き、それより孕み崩れ候時、元のごとく出来、縄張能く会得仕らずでは、右御天守台の様に引き当り申す事に候。陰陽の曲尺覚へずでは、出来覚束かなし、これ極秘伝、穴生村の穴生伝受の根元これなき故、右の族危き事に候。大坂御城御普請も前段のごとく、これ皆穴生縄張り不達者、石垣の法知らず故、かくのごとき大事に、すでに相なるべき所、山城殿御一言にて相済み候。ケ様両度とも、穴生不調法仕り候えども、御咎もこれなきは、誠にありがたき義、これも時節かと存ぜられ候。この次末に調へる。

一、綱紀公御代、貞享三年八月十一日、穴生家業の書物指し上ぐべき旨、仰せ出され候に付き、同十九日権兵衛御次え持参、御近習頭中を以て指上げる。白木の箱新たに出来、真田の紐を付け、箱の上に上と文字を細字にて書き、左の方に至りて下て、細字にて後藤権兵衛と書き付け、判形の封付け上る。右家業の書物年号月日の下に至つて、細字にて名前調え判形小さくするなり。右指上げ候所、同二十五日御戻し、則ち御次え罷り出で候様、申し来たり罷り出で、書物右箱入のまま、判形の封御もどし、白御封付けて御戻し、そのまま請け取り奉り罷り帰る、右白御封中、折紙一枚、折掛け包にして箱に入れ、御次へ持参、御近習頭中え返納し奉り罷り帰るなり。且つ又後々に至りて右様の儀も仰せ出され候は、なおさら承り合わせ申すべき事に候。その時によつて、少しの替はりあるものなり。

一、同年八月三日、権兵衛御次え召させられ、御尋の趣きは、城中の堅固とする柱は、第一に石垣なり。築き様はいかに相心得おり申し候哉と御尋ねに付き、御請の趣は往古築き置き候伝来、あるいは家伝をもつて築き、積み方心得をもつて作意仕らず候。しかしながら、依然に荒き積み方を細かくするの儀は、御要害を根と仕り候儀ゆへ、少し品を替へ申す儀も御座あるべき旨、御請仕り候所、積み方を替へ候義は、その所に依りて、時々城代へ相違つし、指図相待つべき旨、仰せ出され候。御石垣御用に付き、たびたび御次え召させられ候事。

一、元禄十四年辛巳八月朔日横山左衛門殿仰せ渡さるるの趣、七十歳にまかりなり候者、御番御赦免なされ、代番願ひ申す者、御留守にても願はせるべき旨仰せ渡され、右仰せ出さるるの節権兵衛病中に付、後藤勘左衛門、御普請奉行高木庄兵衛殿宅え呼び立てられ、七十歳相なり候は、代役勝手次第に相願ふべき旨、仰せ渡され候事、但し当時御切米調へ置かれ候得ども、仰せ出さるるの趣もこれ有り、御知行跡故、かくのごとく仰せ渡され候哉と、ありがたく存じ奉り候事。

一、加藤肥後守清政は石垣の祖、日本にて一人の御方に候。大坂御城専ら清政奉行にて御成就、縄張曲尺合積み方、あるいは大石を引く事、すべて普請方にも妙術を得られ、もつとも武備もその通りにて、日本は云ふにおよばず、唐土迄ひびき候御方にて、智仁勇の三徳備はり給ふ事、人々知る所に候。むつかしき御普請場、悉く皆清政の工夫に候。この習ひ方を当家には、これあるを以て、石垣規矩方縄張り秘密これあり。外にはこれなくまじき哉。石垣秘伝の習請けざる故、不調法の出来に候。誠に石垣は、広言申がたく、高き石垣にては下に五厘の違ひあれば、高きにては五寸・六寸の違ひと相なるものにて、兎にも角にも広言申がたくは石垣に候。しかしながら秘法をもつてすれば、心一決致し候。法なくては縄張り、おぼつかなき事に候。清政次は黒田長政に候。このほか名将もこれあり候えども、石垣の上手と申はこれなく、この所にて重き事を考へ知るべし。且つ築山々水、貴僧・高僧専ら作り出すといへども、清政の山水は第一の由承る。清政は神のごとく、妙々の御方と日本・唐土にも申しあへり。

一、寛永十二年、江戸御城二の郭の惣構橋台石垣天下の諸候え御頼みにて、一ツ橋より雉子橋・神田橋・常盤橋・呉服橋・鍛冶橋・数奇屋橋・姫御門・幸橋迄の堀の内、残らず石垣丁場割り付け、国々より奉行人足召しよせ、築き立て出来す。こなた様えは、筋違橋の升形御頼みに付き、本多安房守政重・横山山城長知を奉行として、下役人おびただしくよせくる。利常公 光高公 利治卿 毎日御普請場え 御出で、宮松殿は御幼少ゆへ、手木の柄を狸々緋にて巻き、

御持になさせられ候。將軍家も出御ありて、御父子様へ御懇の上意これあり。安房・山城も上意これあり候。前に調べ置き候ごとく、鍛冶伊豆山へ遣はせられ、御石御用相勤む、もつとも奉行遣はせられ候。石工も多く遣はされ候。諸役人の名前、これなく候えども、相考へ候所、御天守台御普請御用の諸役人は、寛永十二年の諸役人の振をもつて、遣はせられ候儀と存じたまつり候。

一、私に云ふ。東の御丸二重石垣、出羽守殿築き出来の上、利家公、利長公の内御機嫌損じ候様に候えども、全く左にあらず、利長公御難儀なされ御采弊捨られ候所、出羽守殿工夫をもつて二重、三重に築き候故、危き事なく御出来、御名君様の御叱りは、御普遊ばされ候義に候哉。その味ひ、凡人の知る所にあらず。これは御奥意深き義と恐察奉り候。さりながら、その時分の人は偏に正直にて、実に御叱と存じ奉り居り候えども、表裏の違の義も御座あるべきと存ぜられ候。かくのごとく築かずでは不全、その子細は、一方輪取りに築き、又右二段の所も、輪取りにはとても相ならざる故、矩弱く一文字に築きたる故、幾度積み候ても、こたへ申す事はなく、その所を早く出羽守殿会得して、築かれ候は、大器の御方に候。その上丑寅下の縄張り面白き事、中々ケ様の所に心の付、穴生は昔よりこれあるまじく、子細は二ヶ所幕張り申す所、その境をして、あるいは武者走、広くして鉄炮打ち出す様に仕る義、驚き入りたる縄張りに候。しかしながら、その時分は、何の心なく築き置き候も知れなく候えども、相考へ候所、御軍用的に当の様に存じ奉り候。妙々の儀と存ぜられ候。右二壇、三壇に仕り候を、犬走りと名付け、大手御石垣も、利長公の御采幣の由、伝来致し候。右御築きの節は、百姓町辺宝嶋村辺に莫太に石これあるよし。文禄二年より初まる。戸室山筋より石御取り寄せなり。所々に石これある由、堂形前辺は、その時分の石作場にて、穴生の仮小屋もこれあり候。蓮池は御作事所なり。右御石戸室山より御出しは、最初は別所村にも多く石これあり、それよりくんどくと申所より水丁場の方へ出たるなり。その後、当時の道の通りなり。大谷などを釣り出し、修羅にて引き出す等、はなはだ人夫大義なる事に候。戦国の人とは格別と相見え候。

- 一、小松御城、寛永のころ御再営なり。
- 一、寛永十五年より大坂御登せ米初まる。
- 一、明暦二年高岡瑞龍寺仰せ付けられる。
- 一、寛文二万治五年七月九日、向後居屋敷長屋の内端に櫓揚げ申す事無用。ありきたり候分は、その通り、新たに作事は仕まつるまじき段仰せ出さる。
- 一、寛文元年正月十日、金沢火事の節、火消役仰せ出さる。
- 一、同年七月廿六日より天下一統京升に改む。
- 一、慶長七年五月四日、御城において、太田但馬守儀、横山山城守殿・山崎闇斎え殺害仰せ付けられ、閑斎遅く、勝尾半左衛門あり合せ助太刀。
- 一、享保十一年五月犀川舟渡し願ひ相叶ふ。
- 一、同十年十月朔日、前田吉徳護国院様御入国。
- 一、加賀郡金沢城六条門跡の家人平塚藤五郎これを築く。後に高山南坊縄張りなり。
- 一、守山古城、利長公これを築き給ふ。
- 一、慶長十年、前田利長瑞龍院様御隠居。同十年十一月晦日、雷火にて金城御焼失なり。
- 同暮より春へ到りて御造営の御用意ありて、翌夏、御城普請畢る。天守略して三階御櫓に仰せ付けらる。
- 一、慶長十四年酉ノ年八月十六日、高岡において御城御祈祷これあり候なり。これ御城移徙のためなり。同十五年戊高岡御城悉く造りおわんぬ。瑞龍院殿御移城なさせられ候。始めは関野と云ふ。後に高岡と改められるなり。
- 一、籙原出羽守殿惣奉行、高山南坊縄張り、昼夜の御普請、本丸の堀二十間、二の九十五間なり。寛永十六年、前田利長微妙院様小松へ御隠居なり。
- 一、慶長微妙院様、長慶十年金沢の御城え入らせらる。

〔参考〕落葉集（読み下し）

〔表紙〕
「落葉集」

御城中御門の謂の事

- 一、尾坂御門、当 御城は白山の尾連続して、その尾先の止まる所に依りて、尾山の城とも云ふ。大手尾坂は御城の尾先の止まる所故、尾坂御門と名付ける。
- 一、河北御門・石川御門は、郡の名を取て付け給ふ（佐久間殿時代越中敵地たるゆえ、河北口大手とす）。
- 一、西丁御門は町名をさして名付け給ふか。また方角西寄りに当たる故、西丁と名付けるか。

- 一、甚右衛門坂御門、昔当国一揆の国となる時、京都本願寺より末寺を建立し、屋敷の境地、この所しかるべきとて、時の頭取り仕る者、小立野尾崎芝山にて、これある所を新米六石に永代に買い取り、一向宗を建て、則ち寺号本願寺と名付けたり。後には近郷の者ども、付き随ひ、自然と一揆大将のごとくなるなり。右以前は今の御宮の地に居住致し候哉。ある時本願寺湯涌口え鷹野に出で候処、越中の一揆ども発向して、尾山を切り随へんと不意に押し寄る。そのころ美濃浪人平野勘右衛門と申す者あり。本願寺に養育せられ居る。右押し寄せ候に付き、一左右を本願寺え告げ申し、つつがなく入城せり。勘右衛門出向き、入城を賀す。その時本願寺面色勝れずを、平野気色にても滞り候哉否と問ひ答ふ。汝は臆病にて眼の眩み見損ずると覚ゆるぞと云ふ。平野答ふ、我少しも臆せずとて、大勢寄手の中え懸け入り、数度敵を退け、終に討死に仕りけり。これよりして、この坂を甚右衛門坂と云ふ。平野が働き無双の由、小立野当時上野村八幡宮地端に墓あり。これ本願寺の墓か。
- 一、七十間御長屋御門は御長屋七十間の中にこれある御門故、七十間御門と云ふ。右御長屋味噌蔵の御名目にて仰せ付けられ候由。微妙公御隠居一兩年以前か。
- 一、昔松原町より金谷七十間御門辺迄松原の由に候。松原屋敷と名付けしは松原にて後御囲も出来仕り候故、松原屋敷と申すか。
- 一、金谷横丹後屋敷には前田丹後殿、前田次郎八殿居り候地なり。七十間御長屋

仰せ付けられ候に付き、立ち退き仰せ付けられ、その跡故、今以て丹後屋敷と申し候。

- 一、昔は金谷御門辺往来の由に候処、御城中と相なり、金谷御屋形も仰せ付けられ候故、往来御停止に相なり候よし。

一、金谷御門と名付られし事、昔金の砂を堀り出し候故、金谷と申すよしに候えども、この事不詳。

- 一、不明御門は松原口とて、昔神護寺の地にて候哉、竹田市三郎殿居住地なり。微妙公の姫君春姫様は、古市三郎殿え預けさせられ、彼の宅にて御成長なり。

この時昼夜門を塞ぎ、往来を留め候所、正保三年春姫様金沢より小松え移らせ給ひ、同年安房守殿へ御下嫁、これより以後、御門昼は開き、夜中は塞ぎ、往来なし。よつて不明門と云ふ。

- 一、坂下御門は坂の上御門下にこれあるをもつて、坂下御門と云ふ。

一、玉泉院様御門御長屋。微妙公御隠居以後、仰せ付けられ、その節御石垣積み立て申す所、地形根切仕り候処、おびただしき鼠出で候に付き、鼠多御門と名付られ、御長屋壁鼠かべに仰せ付けられ候は、鼠多く出で候故か。長屋を多門と申し候、両様兼ての御名目か。多門と名付しは、松永弾正和州志貴の毘沙門堂に、多門の城を築き、長屋を建てしより、後世法として、長屋を多門と号す。近年、鼠多御門を玉泉院様丸御門と唱へ候様、仰せ渡され候。何に故に御名目替はり候哉、御城代方与力小原金太夫え尋ね候処、御様子相知れ申さざる旨、申し聞かせ候。

- 一、極楽橋と名付けしは、往昔本丸の地に下間法橋等居住し、その節土民ども、信仰して本丸を上品上生の台としてその道にこれある橋ゆへ、極楽橋と名付け候よし。その節の石手水鉢二つの内、一つは今以てこれあり、一つは薪丸え下口、御櫓台に積み置き候。

一、松坂御門は往昔、この辺松原にて候由、その所に門出来に付き、松坂御門と申し候よし、下間等居住の節は、松坂御門辺は墓所これあり候処、御築きに付き、墓所残らず、御居間先下一と所え集められ、旧跡に石建てこれあり、これ

等は御仁篤と存ぜられ候。新五郎塚は御居間先にこれあり、この謂れ別に調べ置き候。

一、裏口御門は能役者出入の御門の由、御門内に御楽屋あり、これを御楽屋多門と云ふ。右御門猿楽御門とも申すよし。

一、土橋御門は御広式出入の御門に候。御数奇屋唐御門も同様、金谷御門も同様に候。土橋御門外左右堀切にして、土橋に相成居り候故、土橋御門と云ふ。石川御門外も土橋なり。

一、鍵留足輕番所、向水御門と申し候。昔蓮池よりこの御門台の上より寛にて、石川御櫓下石垣の内は埋樋にて、鶴の御丸え上水に候。右寛相止み、いつのころより埋樋に相なり候哉承らず。埋樋は甚だ宜き工夫大事の水なれば、左もあるべき事に候。右埋樋、明和のころか、巧者なる棟梁工夫して、丸松木二間余もこれあるを繰り抜き、水通し候。大きな工夫御益に候。右寛は寛永九年、十年と相考へ候。

一、新坂柵御門、昔御築きの節、地形谷に相なり居り候処を埋め立て、坂付御門出来に付き、新坂柵御門と申し候。

一、唐御門は唐の門の建て方故、唐門と申し候。鉄御門は鉄の板がねをもって柱等を包み候故、鉄御門と云ふ。

一、御焼失以前、三の御丸南御門は、末森の大手の門材木と申し伝へ候。

一、水の手御門と云ふは、御乳母の池の所に懸かる扉に入口これあり、この扉扇の繩とか申すべき所か。自然の時、右池の水汲む事もあるべきか。寿福院様東御丸御座なされ候節、右池御膳水の由、それ故、同所に御歩番所これあり。御逝去後は番人相止み、明き番所と云ふ。今もつて明番所下と申し候。

一、昔紺屋坂に亀甲屋居住す。御館紺屋と云ふ。今もつて染物御用聞きなり。紺屋居住仕り候故、紺屋坂、紺屋坂御門と云ふ。

一、石川御門外より下馬辺を江戸町と云ふ。昔江戸より引越の人々居住の所の由。

一、鶴の御丸は鶴下たるを利常生母寿福院様御覽、御悦び、名付け給ふよし。

一、玉泉院様御在世中は 玉泉院様丸を西ノ丸と称し奉り候由。御逝去後 玉泉

院様丸と申し候。今の御武具役所御座所上壇の御間も御座候。

一、利常生母天徳院様御本丸に御座なされ候節、薪を置きたる所は今の薪ノ丸なり。それ故薪ノ丸といふ。鉄御門前に御舞台これあり候義、所持の御絵図にこれあり候。

一、蓮池を程乗屋敷とも申すは、程乗、御亭御用久しく相勤め居り候故、名付けるなり。程乗石に彫物を仕る石地蔵もこれあり候。得る名を名人と相見へたり。

一、昔御作事所は広坂横蓮池の内なり。それ故、広坂を本作事坂とも申し候。

一、網紀公 御代になりて小幡宮内殿平長次後年入道して不入と云ふ。これ不入御奉行にて 御城の外構石垣等御修復これあり。大きな御普請と承り伝へ候。

一、承応・明暦のころ迄は、三の御丸石川てら御門滞りなく、貴賤老少男女共往来せしなり。しかる所、白鳥堀え往来の女身を投じより御城中とて、往来御停止となるなり。

一、御宮御造営は、利常公寛永十六年、小松え御隠居遊ばさせられ、光高公御代御造営なり。

一、寛永八年より二の御丸御居住と相なり候よし。

一、小松御城、寛永十六年より万治元年迄、悉く御普請仰せ付けられ、戸室石御取り寄せなり。大手等大事の御ケ所は、戸室石積み立て候えば、堅城に相なり候。うま川石等和かなる石は、内郭には用ひ候えども、大事の所には積まざる筈なり。子細はたちまち崩し申す義心安く候。右戸室石宮腰浦迄持ち届け、それより船にて小松え着船する。橋杭石戸室にて出来、小松え着船仕り候え共、そのうち利常公御滞り御逝去に付き、この事相止む。今に小松そのまま、これある長き石なり。一石御堀え落し上り申さざるよしなり。右御普請那多寺利常生母御再興の趣にて御普請、もつとも那多寺も御普請これあり、戸室石も遣はさせられ候。

一、慶長四年の冬、大坂表にて加賀陣の沙汰これある刻、虚説たるの仰、分けらるの御使い横山山城守殿・小野大膳殿上られ、猶利長公御用心のため、金府惣構えの堀を穿ち、土居を築かる、今の惣構え、これなり、もつとも殊の外、御急ぎにて七か日にて、その功なす、土普請なりと申し伝へ候、

一、慶長十四年酉の年八月十六日、高岡において御城御築きに付き、御祈祷これ

あるなり。これ御城御移徙のためなり。同十五年九月、御城御成就なり。利長公御移城なさせられ候、始めは閑野と云ふ、後高岡と改められるなり。昼夜の御普請の由、高山南坊繩張り、惣御奉行篠原出羽守殿(孝)なり。御逝去後御畳仰せ付けられ候。しかし、御長屋・大手口御残しの御様子に相見え、御堀も深く相見え候。

一、辰巳上水起本。寛永九年夏、長九郎左衛門殿内毛利半石衛門と申す者、昔伏見川せぎの時、工みの上手なる事隠れなし。この者に仰せつけられるべき処、病死致し候に付き、小松の町人板屋兵四郎と云ふ者、算勘の上手にて、左様の曲尺を見る事、上手なりと、御聞きなさせられ、則ち召し寄せられ仰せ付けられ候処、川上え参り、曲尺下墨をもつて考へ罷り帰り、何の造作もなく、小立野え水を登せ申すべき由、申し上げる、則ち仰せ付けられ、夏中役人、一日に四度あて賄ひを下され、この時より四度めしと云ふ事、初まるなり。川上に辰巳と云ふ在所これあり、それより山の根を堀り廻して小立野え水を上る。辰巳上水これなり。これ水町の内川を通し、越前福井のごとくありけれども、後には埋樋になりて、所々え水を取り、小立野ならびに下段の荒地、その時分よりは田地となる、栗之木林・七ツ屋・村上・笠前(田)の田地これなり。これより初まる。その後正保三年、田中覚之丞と云ふ浪人、小松え言上申し上げ、寺津村の石嶋と云ふ所より別に川を堀り上げて、土清水の山の腰を廻らし、牛坂の上野村と土清水と田地になる。又寛文十一年内川の割れ岩と云ふ所より大桑村の山の腰を堀り廻らし、野田山の麓泉野・長坂の下六塔林ことごとく田地になり、在々の紛れ者を新百姓に仰せ付けられ、農具家財作食等御渡し、野田の麓に在所を定めさせ給ふ。

右板屋兵四郎頭取、それ以下都合九人にて、たちまちその功なり、希代の者なり。御成就の上、九人とも牢舎仰せ付けられ置き候処、一人不思議の事、これあり逃れ出で候咄し承わる。年古き事に候所、上方にて出会い、右の咄仕るよしなれども、怪しき事故、これを略す。そのままに指し置かれ候ては、もし他国などへ罷り越す咄も仕るべき哉の趣にて、右の通り仰せ付けられ候は、御軍

法か。八人の者、袋村の神に祝籠られ候由、それ故、開帳これある節は、果して変事、これあると申す事、寛政十一年大地震も、右故かと人々咄し仕り候。しかし、これ等も不詳か。

一、廻国の者の咄にて承り候。幡州国へ参り、止宿仕り候所、奥より老人の尋ねに候、国はいづくと尋ね候に付き、廻国の者、加州に候えども、越中の由、こたへ候所、老人申し候は、私は誓詞仕り、大手の御石垣築き候者に候。御石垣向に御大名これある筈、剣先辻漸く家三軒これあり候由、咄仕り候旨、承り候。極老至極にて、目はほそぼそと明け候由、是れ等も人魚とやら、喰い候者にてもこれあるべき哉、余り長生も誠しからず、作り咄にても、これありまじく候えども、怪しき事に候。

一、昔は法嶋村辺り石多くこれあり。御城中え悉く引き取り候由、百姓町は石作場広坂辺りも同様、右石高御石垣に積み立て候躰、先年高御石垣御普請の節、石の色相等見え候処、右法嶋村の石と相見へ候。法嶋村の石は、少し赤みこれあり、決して右石と相見へ候、今もつて掘候えば、石出で候由、右村の百姓直に咄に候。右は文禄年中後の事に候。戸室山起本は文禄二年に候。もつとも石は浅野川川上にもこれあり。中山村辺りにも多くこれあり、別所村辺りには、莫大にこれあるよし。それよりぐんどうと申す所にも、おびたしき石これあり。それぞれ釣出し候由。ぐんどうは水丁場後へ相当り申すべく候。今もつて積み石、残石これあり。別帳に調べ置き候。過分に御石これある躰に候。上の山十三ヶ村、石のこれある所々より釣り出し、戸室山よりも大石釣り出し等仕り、役小者三百人、四百人も相懸かり候躰、大勢相懸かり候義故、もつとも不一通る義と相見へ、役小者も、少し弱き者は多く死に候由。大谷の難所よく釣り候事と感心に候。戦国の人は、格別と相見え候。山奉行大役、両下奉行も大義至極の事と察し申す事に候。万端時節と申すものに候えども、戦国と治世の人とは、大いに替はりあるべし。土は第一土着仕りては、達者に相ならず、昔の事承わり候えば、表裏の違ひに候。先祖二代目の妻など、犀川川除けに麻作り候由、この時分は、組外に候所、右の通りに候。その節の世風と相見へ、治

世打続くに随ひ、人氣奢り、當時ていたらくにては、昔の咄、何の間にも合ひ申さず、さてさて男女共、ひどい事に合ひたるものと、雑書を見て、かれこれ思ひ合はする事に候。

橋の長さを減ずる事（宋書）「昔の犀川橋長さ四十間幅三間、宝永年中長さ減じられ候林、浅野川橋長さ五十間幅三間寛保年中に長くすべらる。」

一、謂れなく橋長さをすべるは、不吉と伝来仕り候。国主に崇あると申す事に

候。橋短くなれば、橋台石垣、それ程川の中え押し出し積み立てる義は、素より相知れ候事。既に寛保二年等浅野川大橋、長さつまり申すに付き、橋台石垣右の通り、これは大槻内蔵丞盛んの時分に候。左兵衛殿右御用御勤めの所、御内達等如何御座候哉、はなはだ不審千万に候。不思議なる哉、打ち続き御凶事これあり、伝来の趣と符号仕り候義、はなはだ恐れ入り申す計に候。大槻の様なる才智万人に勝れ候者、これ程の事存せずはなし。心中に大望これある故かと存じ候。ケ様に大事の義は、能く能く心得あるべき事に候。文化四年、犀川大橋懸け直り申す筈の所、又々橋長さ減じ申し、沙汰専らこれあるに付き、その節四十間御長屋建て方の義、奉行衆へ御内達も仕り置き、またぞろ御作事手合いの義、御達申すも如何と存じ、御大工井上庄右衛門へ内分相咄し候所、右取ざたの通りと相見え、庄右衛門驚き入り候林にて、落涙致し、私方にはケ様の法と申は、これなきよしにて大悦び致し、厚く挨拶申し聞き、早速奉行中え相達し申すべき旨、申し聞かせ候。浅香三左衛門殿は御作事奉行古く相勤められ、急度したる奉行中に候。何ぞと申す事これあり候節は、彦三郎へ示談とこれまで、たびたび申され候由に候。越後屋敷仰せ付けられ候に付、庄右衛門私へ示談の趣も、これあるに付き、私は御役前の義は、何にも存すべき様なし、御建物昔の石場これあり候間、掃除等御申し付け候えば、それぞれ相分り申す筈。申したき義は、御建物高く相ならざる様、外より見え兼ね候程の高さ、しかるべし、この外御咄申す義は、これなしと申し達し、則ちその通りに相なり候。前段の趣背きがたき事、橋川除は、大主の御仁政第一に候。しかるを、何ぞいはれなくすべられ候は、ことごとく皆御益の一つにて背きまじき事、伝来

の義は、少しも背きがたく、ひつきやう家業の心懸け薄き故、残念なる事に候。

往昔御城内に土屋敷の事

一、越後屋敷には富田越後守殿屋敷あり、今もつて、その号さす。越後丸と云ふ。一、御細工所の地には岡嶋備中守殿屋敷あり。後御城外え立退き候。その跡、御細工所相なり候所、両御馬場入口に御細工所、仰せ付けられ候に就き、最初の所を元御細工所と申し候。

一、御作事所に向ひ、右の方は横山山城守殿屋敷、これを新丸家と云ふよし。所持小絵図にも新丸と調ひこれあり候。左の方は津田玄蕃殿屋敷なり。右御所共後 御城外替地下され、立退き申され、その跡御作事所となる。

一、三の御丸稽古所の地には、村井豊後守殿屋敷なり。その後権現堂の地に移され、その後今の屋敷え立ち退きなされ候。

一、二の御丸には、長如庵殿屋敷、その後今の屋敷え移らる由。

一、藤右衛門丸とは小塚藤右衛門の屋敷なり。柳ヶ瀬御陣に打死なり。

一、丹後屋敷は前田丹後守殿・前田次郎八殿屋敷地なり。

右 御城中に居住の由に候所、段々御治世に相向ひ候に付き、右御人々御城外え替地下され、移られ候由に御座候事。

御城内え御城外より船を入られ候事

御城外え土橋出て新道の事

一、寛政年中御坊主御進物所の御かね盗み取るに付き、御詮義これあり候所、蓮池御堀御露路御門向ひえ投げ捨て申す段、申し上げ候に付き、私ども手合ひにてさらへさせ候様 御城代仰せ渡され、御奉行衆も罷り出でられ、石切等にさらへさせ候。じやれんを竹にくくり付け、折角さらへさせ候えども、石垣の上よりさらへ候事故、行き届き申さず付、定掃除所より船借り請け申すべき所、船損じ、御用に立ち申さず由に付き、犀川定小屋より借用、御奉行衆へ御内談仕り、則ち御城代方御内談御座候所、御城外より船を入れられ候義は、なさせられざる由にて、この事相止み候。御もつとも御義、これは 公辺より御咎めの所の内と相考へ候。そのころは心付け申さず、後々猶々会得致し候。後々

のため調べ置候。それ故定掃除には、船これあり、御城内御用に用ふべき事に候。船も竈城の節御用の品故か。

一、安永年中、玉泉院様丸御門続き御櫓台積み直し仰せ付けられ候節、鉄御道具御堀の内え取り落し候趣を以て、掃除御達、御聞届の上、御堀中の土ごみ等、松原屋敷へ取り除き申す義、御達これある所、御様子も御座あるべき趣にて、越後屋敷の内へ内通り持ち届け候様、奉行衆御申談に付き、内通り越後屋敷の内え持たせ候。但し、相考へ候所、松原屋敷え持たせ候義は、内の事なれば、御指支へはこれなき筈、もし七十間御門外との間違ひにてこれなき哉。この所合点果さず候。この所より越後屋敷へ内通り持たせ申す義は、役小者過分に相懸かり申す義、先ず同所橋右の方に指置き候ても宜かるべく候。その時の詮義、いかがに候哉。かつ土御門外え出し候義は、怪からず義と相心得居り候。これも公辺御不審の品にて、色々名目付け申すべき義、ケ様の義は大事にて、穴生よくよく相心得るべき品故、調へ置き候。

新道の事

一、元禄十五年より正徳二年ころ迄にての事に候由、安房守殿表門筋向揚げ地の土塀御取り除き、新道に相なり、前田殿前え出で候処、その節奥村伊豫守殿御在江戸に候。御老中方より御用申し来たり、伊豫守殿御出なされ候処、新道を付けられ候義、分明に候との御不審に候。伊豫守殿一向御存知これなき処、右の趣御咎めに付き、御答は土入用に付き取らせ候、もつとも取り仕廻候上は、元の如く困い申し付け候段、速やかに御答へ相済み候。早速御飛脚にて申し来たり、新道御塞ぎ元の如くなされ、事相済み候由、伝来仕り候。誠に頓智を何も感心の由、そのころ御一人の御方と他国にもさた仕り候由に候。そのころ流唱歌に

伊勢は津でもつ、津は伊勢でもつ、加賀の尾山は城でもつ、

といふを唄かへ、加賀の尾山は伊豫でもつ、と他国にも唄ひ候よし。まことに大ひなる事、御頓智故に候。ある時、石引町の上より、右の歌を唄ひ参り候者これあり。伊豫守殿御耳に入れ、近所の者に申し付けられ、呼んで参り候様と

あるに付き、門前へ罷り出で見候所、町人に付き、門内へ入れ、居間先へ通し申され候。只今の歌は、その方かと御尋ねの所、なるほど私にて御座候。左候はば、今の歌、これにて唄ひ候様申し付けられ候故、是非なく唄ひ候。彼の町人、伊豫守殿前にて伊豫でもつとは唄ひがたく思ひ候哉、加賀の尾山は城でもつと唄ひ候に付、用事これなき旨にて御返へし候。伊豫でもつと唄ひ候はば、御褒美も御座あるべきと申事の由に候えども、左様には申しがたく、町人ももつともなる事と、さた仕るの由、承わり伝へ候。

一、元文中のころまでは、御石垣御普請出来日数照らし、何十日と相図り、雨降り候えば相止め、役小者は犀川・浅野川川除け御用に打ち遣はし候事に相なり居り候。その日御普請中にては、雨降り候えば、右の通りに候。御築き後よりかくのごとく、宝曆以前よりは晴雨構ひなく、御普請仕り候。右役小者犀川等へ俄に指し遣はし候義、名目は御石垣の名目と相見へ候。名目二つに相なり候事は、とても相ならざる事に候間、決して御石垣の名目にて、川除に召し仕はし候義と存じ候。今は左様の義はこれなく、もつとも晴雨食着なく仕る義故、外詮義はこれなし、右はむつかしき事に候えども、時節と申すものに候。

戸室山より御石切り出し候起本等の事

一、戸室山より石釣り出し、彼の道筋にこれあり候は、文禄二年二月、利家公都え御参府、利長公え命ぜられ、金沢御城これを築かれ、このころは本願寺末寺の山屋敷地形のままなり。

一、右戸室山筋より石切り出す起本、右の通り、御城御築きの事なれば、御石日々月々釣り出し、あるいは修羅車にて引き、大ひになる事は書くに及ばず候。石積みより第一近江辺りより罷り越し、その外所々より罷り越し、その節、山奉行・道奉行相行き罷り在り、万端指し引き仕つる躰、御石釣り方等は、両下行ことごとく皆これを勤め、その時分は役小者相勤め候ヶ所ヶ所え両下奉行出さるはなし。御石夫付けの義は、年々相様し、後々指支へざる所を相考へ相極め候躰。万治年中御定夫付きと相なる四冊御定書にも、これある通りに候。夫付の義は、奉行衆より御用所え御達し仰せ渡され候義に候。戸室山道のうち難所

も、これあり候所、さすが戦国の者故か、大石を釣り出し申す事、山奉行中等大役に候。右難所、安永八年、山の手の方え道附け替へ仰せ渡され、御石引き出し候故、役小者日用迄、骨折少く相なり候。昔の道は中々ひどい道に候。附け替へ候道を新道と云ふ。二ヶ所これあり。

一、御城中の鶴丸に虎石とて、虎の風これある石これあり。又戸室山にて、先年孕み付き候大石の片々も、御城内え釣り出しこれあるよし、戸室山石ハ堅実にして、大鉢火に合ひ割れ申す事なく、御城御石垣には無類の名石に候。右山奉行岡田助三郎助右衛門祖父奉行の時、ある日大石を割り落し候処、石の割目より光芒輝く事はなほだしく、石工を初め、人夫等大いに恐れ、地に伏して見居りたり。漸く光も散じ、薄くなり候えば、その光の形、三日月のさまに見えたり。終には光芒も尽たり。翌日見候えば、その光の跡石に残りて、彷彿として月の形となり、それ以後奥村彦岐殿庸礼、木下順庵へ咄されければ、大石孕み日と申す義を承り及び候。ケ様の事にもやと申され候よし。右の切り出し石、そのころ役小者をもつて釣り出させらる。三百人、四百人釣りの石とも多く、戸室山道にある石に、人高等の銘これあり候。右道脇にこれある石、以後に至り、寛永七年、御城御火災の翌年、御普請の節、釣り出し候哉。このころ、大坂軍功重ねて御褒美、士中の子息、御手廻りと申す名目にて召し出され、辰巳用水、金沢町中火事水の手の趣にて出来。秀忠公御他界前、かたがたもつて御不審をかむられ、にわかに関常公・光高公御同道にて御参府、土井大炊殿え横山大膳殿遣はされ申す条々分明故、雑説の御難事相済み候。ケ様の趣にて、先御用にこれなく、右の分彼道にこれある哉。右石割の節、玄翁は十二貫より十五貫目上の玄翁打ち候よしに候。安永年中、十二貫の玄翁、石切の内、役小者の内、力これある者は心安く、二、三十も打ち候由、承はり居り候。文化中程より役小者も大いに衰へ申し候。次第にかくのごときの（あはれ）いたらく、石引きなどには、支え申すべき強き者これなく、念仏手合ひに相なり、後には何と相なるべき哉。御定もこれある義、綿倒なる事に候。その代には仕ひ安く候。先年はきついで者多くこれあり、何ぞの時は面白く候。かくのごとくにては、

ひ（畢）つきやう相済みまじき哉と存じ候事。

一、往昔御石割中、山奉行初め一統田嶋村に止宿、毎朝山へ登る事に候。湯小屋は御丁場の内にこれあり候。村方にて、それぞれ役を極め、手木縄持ち箆柄木、あるいは毎朝起し役等、それぞれ極めこれあるよしに候。

一、戸室山は田嶋村領にて井上の庄と申し候。

一、延宝以後か、戸室山より中山迄、御貯用石四千石余釣り出し相済み候に付、御丁場先御畳仰せ付けられ候に付き、御丁場一山石とも、田じま村え御預番人申し渡す。もし故障これあり候えば、御普請会所え相届け申す義、申し渡し候。山奉行これらの始末方の趣、御普請会所え引き渡し、御用相済み候様に候。かつ寛文中は頻りに戸室山にて御石切り置き、二十人石切残らず、山奉行の手にて切り置き候義、たしかに御座候。

一、御丁場御畳の上田じま村え御預中ハ柴・杓、田嶋村より苧り取り候に付き、山役銀百三十一匁あて、毎歳同村より御算用場え上納いたし候。安永五年より往古のごとく、御石切り出し御用として、山奉行より石切迄、止宿いたし候に付き、御丁場より柴・杓苧り取り候に付き山役銀上納仕らず、その節一兩年は柴・杓苧り取り申し候義、御算用場え紙面指遣はし候。戸室山第一の御縮方は屑石たり共、取り出し申す義、相ならず候事。

一、中山迄中出仕置候御石番人は、中山村役人へ申し渡しこれあり。もし相替はる品これあり候えば、御普請会所え断わりに及び申す義に候事。

一、別所村所々に昔の割り残し石等、これあり候。これまた右同様の事に候。文化年中にも村役人え申し渡し、堅く相守り候様、申し渡し置き候。

一、中山々之内道脇左右等、所々に四千石余の石、これあり候所、文化十二年迄に残らず出し切り、右石置く所、跡々畑等致し候様に候。重ねて右のごとく、御石指し置き申す義、もつとも指し支へ申す事なく候えども、百姓と申すはなはだ地面に心懸け付て欲張り至極の者に候間、かれこれ申し出るべき義も計り難く候間、右の趣をもつて、構ひなく指し置き、その上、募（つひ）候はば御達し申し上げ、御算用場へ申し遣はすべく候。

一、慶長のころ中山村迄 利長公・利常公もたびたび御臨駕、御座山と申す所に御陣取りなり。御陣取りの山故、御座山と名付け、中山の内にては、小高き所にて、山の躰宜しき所に候。ある時、百姓え 御意なられ候は、何ぞ望はな

きかと御尋ねの所、百姓御請け申し上げるは、望み御座なく候。しかし御石釣り等役人田島をあらし、難義仕る段、申し上げ候処、聞こし召され、左の通り、高札下され候。中山村肝煎所持罷り在り候に付き、拜見、写し取り候。

高札 上山組中山村
その外在々

普請の者ども在々入りこみ、百姓等にたいし、いはれざる義をしかけ、あるいは四へきの竹木、桑・ちやの木等をきり、あるいは田島のさくもう、さいゑん、せんさいをあらし申すものこれあれば、おさへ置き、ちうしんすべし。たちまち成敗すべき者なり。

慶長七年十二月六日 御判

中山村
その外在々

一、しばほゑを切り捕り候事
一、松・竹木・桑・ちやの木切り捕り候事。
一、田島作毛ふみあらし候事。あわせて普請之もの存々へ立入、地下人に対し、非分の族申し懸け、無理に宿をとりし事。
右条々相背き、いたづらものこれあれば、おさへ置き、注進仕るべし、たちまち成敗加えるべきものなり。

慶長十八年十月十五日 御判

田嶋村肝煎方に所持仕り候制札の写

一、御普請役人等、野の草木を盗み取るべき事。
一、田島立毛刈とり、あわせてふみあらす事。
一、在々へ立ち入り諸事狼藉の事。

右の条々、もし違犯の輩においては、速やかに嚴科に処さるべきものなり。よつ

て執達くだんのごとし。

寛永九年八月 日

横山山城守 判

本多安房守 判

戸室石目形の事

赤石

一尺六方 目形十七貫二百目

水につけて七百目増

青石

一尺六方 目形十八貫四百目

水につけて四百目増

右相様し候目形に候えども、石に寄り目形少しあて増減これあり、堅き石程目形相増し候。

御定役小者夫付けの事

一、三月より八月まで、一日七里運ぶの事

一、九月より二月まで、五里運ぶの事

一人七貫目持つの事。但しこの外石夫付け別により。

すべて右 御定を根にして小割仕り、役小者召し仕ひ候事。

栗石土等目形の事

犀川栗石一升目形、三千三百貫目ばかり 但し、一升は六尺六方

浅野川栗石は三千貫目ばかり

土一尺立方、十貫目ばかり、米二斗七升程目形但し、土は春夏秋冬にて少し増減これあり、又その所々にて又少しの違ひあるなり、一様に思ふべからず。

砂一尺立方十一貫目程、米三斗目程。

栗石六尺立方三千貫目、米八十石程。

水一尺立方七貫六百程、米二斗一升程。

右、大概相様し、かのごとく、その時節所にて弁へ知るべし。

一、御石引き地車起本。宝曆十一年・同十三年より中山より御石引き出す。起本書等、別に調べあり。

一、御築の節、人持衆の内、御普請大奉行仰せ付けられ候起本、蓮池高、東の御丸御石垣御築きの節、篠原出羽守殿仰せ付けられ候義、初めてなり。それ以後、段々仰せ付けられ名前別にあり。右御築きの義も別に調べあり。御普請奉行衆起本、慶長元年、宮崎太左衛門殿仰せ付けられ、御役料二百石下され候由、元文元年、右同所犬走御石垣御普請仰せ付けられ候節、この度は外に大御奉行仰せ付けられず候間、各内替はるがはる罷り出で、諸事申し付け候様、仰せ渡され候。元文元年以後も、大なる御普請仰せ付けられず、当時の御普請奉行衆にて、御普請方相済ませ候事。

一、御築きの節、仮小屋え右大奉行衆等御詰め、かつ穴生・御扶持人石切、昔は御自分石切と申すか、二十人石切相詰め、寛文中も二十人石切残らず、戸室山御石切り置き御用のため、罷り越し候。山奉行、日々割場えの懸け紙面これあり候えは、たしかなる事に候。御城御普請の節、またまた、役知の内より指出し候哉。左なくては、石切り指支へ候。決つして左様の事と相見え候。御普請所えは、両下奉行、定杖、野杖、役小者引連れ罷り出で、召し仕ひ方は、すべて先祖より両下奉行へ諸事申し談じ候えは、下奉行、役小者へ申し渡し、それぞれ申し付け候よし。よつて先祖勤め向きは、石垣積ませ候一向迄に候。角石等御用の義、その員数書をもつて、御奉行衆へ相達し候えは、山奉行へ申談、切り置き出来の上、両下奉行戸室山にて夫付仕り、釣り出し候。ケ様の趣にて、往昔の勤め向きと当時の勤め向きとは、雲泥の違ひ、それ故、元和のころより寛永年中、御築き盛のころ、穴生六人にて相勤め候。その後追々仰せ付けられ候哉。右六人御知行に候。もつとも、たしかなる人高に候。(前田綱紀)松雲院様より御切米初まり、末家後藤の元祖勘左衛門初まりなり。勘左衛門は権兵衛殿弟にては、石垣は上手の由、承はり伝わる。(前田綱紀)微妙院様江戸御天守台の節、御発駕に付き、その節、権兵衛殿より勘左衛門義、同役に仰せ付けられ下され候様、願ひ奉り置き候由、これ等もたしかに伝来、末家一類帳にも調べこれあり候。

一、右のころより宝曆九年以前迄は、御石垣御普請の節、仮小屋、仮垣、御石垣足代棧橋ことごとく皆、御作事所より出来に候。右九年後より御石垣方にて、ことごとく皆出来に候。仮小屋敷物古来より縁取敷、今もつてその通りに候。御作事所にては畳敷き申すなり。

御普請鍛冶の大略

以上

急度申し遣わし候。然らば鍛冶町の内、奉公人ならびに無役の者共数多これあり。鍛冶ども迷惑仕る由の条、堅く相改め役致し候。鍛冶ども見えはからひ、相渡すべきものなり。

子 五月四日

利光公御判

浅野将監殿

西村右馬之助殿

石川義兵衛殿

野村五郎兵衛殿

御尋に付き、恐れながら申し上げ候

一、微妙院様御代、元和十年より祖父四郎右衛門に御普請鉄道具御用仰せ付けられ、大坂両度の御普請の節も、彼地え罷り越し、御用相勤め、その後、江戸形御普請の節も、伊豆・備前えも罷り越し、何も御用滞りなく、相勤め、その後病死仕り候。右、私相替はらず、只今もつて相勤め申し候、以上。

延宝六年三月六日

鍛冶

四郎右衛門

山森伝兵衛殿

不破安左衛門殿

御普請鍛冶代々相勤め候由緒の覚

一、微妙院様御墨附き頂戴仕り罷り在り申し候。

一、慶長年中、大坂御普請の時分、岡嶋故備中守様御供仕り、道中刀御免遊ばさ

れ、つがなく御用相勤め申し候。

一、正保四年、土取り札御免遊ばされ、仲間どもえ十一枚下し置かれ候所、先年御当地大火の刻、右十一枚の内、十枚焼失仕り、残り一枚所持仕り候。

一、万治元年、江戸御升形御普請の節、御奉行先吉田次郎右衛門様・沢田与兵衛様御供仕り、則ち御組頭長九郎左衛門様御小屋に罷り在り、伊豆国えも罷り越し、御用滞りなく相勤め、御普請仕廻ひの刻、御供仕り罷り帰り申し候。

一、寛文三年、御普請会所え御附け遊ばされ、則ち御普請鍛冶と名目仰せ渡され候。

一、(前田利忠)瑞龍院様御廟所御普請御用の節、延宝年中、坪野山石切り御用ならびに高岡・小松・戸室山、御城御石垣御用にも、たびたび罷り出で御用相勤め申し候。

一、右の通り、数年来御用相勤め候に付き、先年より越前のため五貫目あて、御貸し渡し遊ばされ、御用相勤め来たり申し候。

右、私ども代々御用相勤め申し候由緒、かくの如くに御座候。以上。

天明五年

御普請鍛冶

四郎右衛門

与助

忠右衛門

新助

四郎兵衛

八兵衛

善四郎

町 御会所

御普請鍛冶七人の者ども、数代御用相勤め由緒等もこれあり、格別の者故、段々詮義を遂げ、又兵衛殿え相達し、一人へ年中二人扶持あて、これを下され、脇指を帯び候様申し渡し候条、以来猶更、御用方、精に入れ、綿密に相勤め申すべき事。

癸巳 九月廿日

御普請奉行

御普請鍛冶ども

一、御普請奉行井上半五右衛門殿、右由緒等相尋ねられ、打ち捨て置がたき由来の者どものよしにて、又兵衛殿へ御達し、右御扶持下され候。明和年中の事に候。

一、往昔より宝暦九年、御焼失前迄は、御普請会所御門内に鉄蔵二つこれあり。年々鉄鋼鍛冶へ御渡の御様子に候えども、多くは御軍用と察し奉り候。右御焼失に付き、鉄蔵相止み候事。

時に文政七年甲申初冬吉祥日

後藤彦三郎(印)

藤原和睦これを集め書す

代々伝之

追加

一、当 御城内に車橋二ヶ所これあり、辰巳御櫓台下内外車橋御門二ヶ所これあり、外御城車橋とは模様違ひ申し候。車橋の名目不祥か。追つて考へるべし。

七十間御長屋の中丹後屋敷え出る橋も車橋といふ。

一、タスキ御門も二ヶ所これあり候。御台所口御門三ノ御丸下馬横の御門もタスキ御門と云ふ。絵形に記す、



かくのごとくタスキノ様に筋違ひにさん打ちたるゆへ、タスキに名づけたるものなり。

一、日用頭も由来これあり。もつとも古き者に候。往昔より日用歩口銭取り、これを禄とす。もつとも 御定めにて請け取るなり。他国は申すに及ばず、遠所え罷り越し候節は、御普請鍛冶同様に、刀を帯び候。天明五年御改法に付き、右歩口銭相止み、二人扶持あて下され、名字名乗り候えども、二人扶持にては、人々難渋至極に相なり候に付き、御扶持指し上げ、古來のごとくの歩口銭相願い請け取る事に相なり候。名字は名乗り候。御軍(陣)の時は重きものなり。一、御屋敷方にこれある大絵図は、出来年号等相知れ申さず、相考へ候所、往昔御年寄衆の内より出で申し候哉。何れ御普請会所の宝物に候。細やかなる事、

その上系引等、驚き入りたる事に候。昔はその法正しきをもつて、仕置候故と相見へ、右系引墨指にて、引き候躰に候。三様引き方の義は、別に調え置き候通に候。当世にて右様の御絵図は、中々出来仕る事にてはなく、分間等達者これある故に候。右の外に六枚絵図、松雲院公御代出来と相考へ候。これも同じく、目を驚ろき候御絵図、恐れ入りたる事に候。何と申す達者これあり候哉。宝物に候。右絵等引き直し御用として、用助殿若き時分、半年迄も役所御勤めに候。右六枚絵図も早く出来の様子、その節有沢永貞も金沢中絵図取り懸かり居り候えども、御普請会所は、早く出来の躰に候。有沢永貞・武貞は、凡人にてはこれあるまじく、神の様な人と相考へ候。右大絵図三つに切候はば、取り扱ひ宜しかるべき旨、御屋敷方役人岸井新右衛門、村田殿へ内達仕り、承知の躰に相聞え候。これは容易ならざる義と、予心付け、村田殿へ内達仕り、御達の上、六枚絵図の義、御尋ねこれあり候はば、いかが御答御座あるべく候哉。その御分別は、いかがと申し候処、成程もつともなる事、猶更相考へ相止め申すべき旨、申し聞かされ、同所役人坂井佐兵衛・滝孫右衛門相尋ねられ候所、兩人も宜しからざる旨、申し候に付き、この義相止み候。危き事に候。且つ去々年より竹沢御殿御用、金沢中絵図に取り懸かり、有沢才右衛門殿手合ひならびに遠藤数馬殿手合ひ、両手合ひより毎日間尺打ち立て、長間功者の者ども、打懸かり相調理し候えども、今年にて三ヶ年相立ち候えども、今もつて間敷打ち立て、取懸かり居り候。ケ様に長く年限を懸け申す事にても、これあるまじき哉。何れ根元不分明か、外の義なれば相知れ申さず候えども、長々しき事根元は、御城を根にして相極めずでは、定てたしかにはこれあるまじき哉。これは無用に候え共、昔の事と引き合ひ候えば、天地の違ひか、これ不達者故か。軍学者倍臣ども取り懸かり居り候。とにかく身分の立身等を好み候故、ケ様之義も工み候か。御普請会所の絵図御写し取りにて宜しかるべき義か。その程は計りがたき事に候。右端々を調え置き候なり。

一、右大絵図に調へこれあり候。蓮池御庭、往昔御作事所と調えこれあり候。それ故、広坂を元作事坂と申し候。昔この辺り専ら石作り場なり。右御絵図の内、

抜き書き坂井佐兵衛、心安く故、調えくれ、別にこれあり候、万物心懸けざるでは、書は集り申さず候。

一、飛州高山廃城御用の為、後藤勘左衛門・杉野伝右衛門罷り越し、元禄八年罷り帰り候。大きなる事に候。公辺より上使御越し、廃城の所々御指図、御普請奉行中より穴生へ指図取り壊させ申す事なり。両下奉行・役小者召し連れ罷り越し候。日用頭も日用召し連れ罷り越し候躰、別帳にこれある通りなり。右城主は金森出雲守殿なり。不調法相知れず、廃城の事なれば、重き義と相見へ候。この時の御番組等の義、一円写し置き、木村兵群へ貸し置き候所、病死致し、そのせがれ終に指し越し申さず、大坂大絵・天草城絵図も右の通りなり。飛州は物成二十二万石余の所かと存じ候。廃城は御隣国の御役と存ぜられ候。右調え置き候通り、石垣等、廃城御指図次第、取り壊ぼち申す義なり。飛州はこなた様御隣国故なり。速やかに金森殿御立退き、富山様にも御用意御座候由。城主御身上御果しの節は、かくの如きなれども、大切なる事に候。

一、天和三年江戸御屋舗の内、切石小細工御用仰せ渡され、二十人石切六人罷り越し、御土縁つちのへかづら石、釜石地炉荒石等、伏せ置き御用相勤め候。御扶持人石切二人罷り越し、樗柴新兵衛・正木甚左衛門なり。その節の御普請御奉行菊池九右衛門殿・中川八郎左衛門殿・奥村市右衛門殿にて御座候。但し、二十人石切御用相仕廻り罷り帰り候年号等相知れ申さず候。但し、留帳に調え置き候通り、御尋に付き、調へ指し出す。

「解説」二つの「唯子一人伝」と「古伝書」「落葉集」

石野友康

一、「唯子一人伝」の内容構成

金沢城跡は、近世初期から後期に至るまで多種多様な石垣が見られることでも知られている。文献史料と遺構との一致をみる希有なケースとして全国的にも注目されている。

金沢市立玉川図書館の後藤文庫は、加賀藩の穴生を勤めた後藤家旧蔵の史料群で、石垣構築に関する秘伝書や金沢城や加賀藩の来歴、後藤家の由緒に関わる史料など合計二―三点が残されている。これらの多くはすでに昭和五十一年に『金沢城郭史料―加賀藩穴生方後藤家文書―』として翻刻され、多くの城郭研究者によって利用されてきた。

平成十九年度、金沢城調査研究所では、石垣構築技術等比較研究事業を立ち上げ、全国的な視野に立って石垣構築の技術や石垣職人たる穴太（穴生）についての検討を開始した。そして報告書「金沢城石垣構築技術史料Ⅰ」が絵図文献班の中間的な一つの成果として刊行されたのである。（以降、報告書Ⅰとする）。報告書Ⅰでは、後藤文庫にみえる石垣構築秘伝書のなかから、江戸初期の元和・寛永の年号を冠するものと、江戸中期の宝永三年の年号を有するものを読み下しするとともに、現代語訳をも試みた。検討の結果、これらが江戸後期の後藤家六代彦三郎によって創作されたことをあらためて確認するとともに、どのような動機でこのような技術書をまとめたのかの検討を行い、新しい知見を得るにいたったのである。

また、彦三郎が独自に案出したノリ・ソリの解明にもメスをいれ、

その形成過程について検討できたことは、石垣構築の技術を考えるうえでさらなる飛躍となった。さらに、金沢城代を勤めた加賀八家の一つ横山隆昭氏所蔵文書の調査を通じて、あらたに彦三郎自筆の「文禄年中以来等之旧記」の存在が確認され、報告書Ⅰに盛りこむことができた。この横山家本は後藤文庫本と多くの点で相違を含んでいるのであり、「文禄年中以来等之旧記」の成り立ち、それを含めた書誌的な検討を進めるうえで重要な資料であることが判明した。

さて、本報告書においては、彦三郎の執筆した秘伝のうち、いわば代表的な著作である「唯子一人伝」を取り上げ、広く活用の便宜をはかるため、あえて全文読み下しとし収載した。周知のように、「唯子一人伝」は、後藤文庫のなかの史料として知られている。五冊本、一冊本の二種類が存しており、その性格付けが課題となっている。

年末詳の五冊本成立については、「右五冊文化十二年致一見候所、ヶ条之内仕様不宜趣意違之趣等有之、今一篇致校正度存念候得共大病故、無其義無是非事候、此趣二候間、猶更考有之度事候」との記述が朱書されているから、原形は文化十二年（二八一五）以前、おそらく文化十年頃には成立したものと考えられている。

五冊は、いずれもヨコ20cm×タテ14cmの大きさで、紫色の表紙がつけられている。墨付は、それぞれ1巻14丁、2巻17丁、3巻17丁、4巻26丁、5巻43丁の計117丁からなる。一方の一冊本は「于時文政七年十一月吉祥日改」とあり、五冊本から十年ほど経ってまとめられたものである。ヨコ18.5cm×タテ16cmで黄色い表紙が付けられている。両者とも手跡から彦三郎の自筆である。五冊本、一冊本二種類の存在や内容の相違、各々の成立事情については、これまで十分な検討がされてこなかったが、両者の成立事情を追究した検討がなされ、五冊本は実

子で文化期の金沢城再建事業などで実績のあった小十郎への伝授の書、もう一つの1冊本は新たに養子となり穴生役を後継した久兵衛のために書かれたものであるとの指摘がなされている。(木越隆三「近世後期、石垣構築技術『秘伝』の形成過程」『研究紀要金沢城研究』第5号、「後藤彦三郎の石垣技術書と初期秘伝の読み方」報告書I)。

五冊本は、元和・寛永という江戸初期の年号をつけながらも彦三郎創作とされた秘伝「城石垣始秘伝抄」「新積地形准繩秘伝抄」「新に石垣築繩張極意之事」などを盛りこみながらノリ・ソリ理論をはじめとする彼独自の思想が披瀝されている。また、第五巻には、石垣の積み方の名称が図解されており、積み方の名称や違いについて指針をあたえてくれている。

それでは、二種類の「唯子一人伝」について私なりに検討しておきたい。まずは、それぞれの内容を概観しておこう。

(1) 五冊本の内容

第1巻では、石垣が築かれるようになったという神武天皇以来の歴史から起筆する。その後、石垣構築の「故実」は、石垣の元祖とされる加藤清正から大坂の陣の際に活躍した武将後藤又兵衛、そして又兵衛の弟とされ、穴生後藤家の家祖とされる左兵衛へ相伝されたという。後藤家が清正以来の秘伝を継承し、「法」を後継する家であることを主張する。

続いて、石垣を築く際に忌み嫌われること(三忌五禍)、逆に好まれること(二祥三吉)をそれぞれ列記する一方、「石垣孕等之名目之事」として石垣の「孕み」を人体にたとえて説明、「石垣損ジ」たことを示す言葉(名称)を記している。また、角石の組み方も、真・行・草があり、真Ⅱ骨、行Ⅱ肉、草Ⅱ皮と比定、人体に喩えて説明する。つ

ぎに鍬初や根石を伏すことの作法、堀の掘り方などを記したうえで、石垣を築く際には陰陽和合が大切であると付け加える。

第2巻は、地形(じぎょう)をよく考慮し石垣を築く必要があるという書き出しよりはじまる。新たに石垣を築く際の「極意」を38項目にわたって説明する。これらの項目は、彦三郎が創作したという「新積地形准繩極秘抄」(寛永十年の年号がある)にあげられた項目に酷似しており、注目に値しよう。これらの項目について各々解説している。そもそも城郭の繩張りは、城主の意向などを汲み取りつつ、軍師の指示に従い、相談しながら、実際には穴生が石垣を築くものであった。石垣構築の際には鬼門を避け、五行の積み方を念頭に置きながら陰陽和合となるよう築いていくのが大切だとされる。

一般的に、石垣の美とされるものの1つに、石垣の途中から勾配を急にして、曲線的にカーブしている姿があげられる。彦三郎はこれを理論的に説明しようとした。いわゆるノリ・ソリの理論とよばれるもので、彦三郎の考え方の中核をなすものであった。矩方の求め方、規合が山の高さの下三分一から付けていくこと、石図りの方法、兵糧あげ石垣の築き方、門台石垣の築き方、そして根切りの方法、鍬始めの行い方や真・行・草の石垣の説明に言及するのである。

第3巻では、まず、巻頭で「新積地形繩張極意 但、先巻に出すといへど茂此所に委く出す」と先にあげた内容を詳説する内容だと記す。巻の最初の部分は、宝永二年の年号をもつ「新に石垣築繩張極意之事」とほとんど同じ内容で、端的に言えば、陰・陽の繩張り振り下げ繩の振り方、根石矩・惣矩方の算定を説明したものである。(木越隆三氏報告書I解説)。具体的な数字を出しながら、それぞれの石垣の高さでの石割・石図りについて例示する。

この巻の最後には、石垣の仕様算出について書くが、これは宝永秘伝「規合矩方絵図」の末尾追加部分を入れ込んだものであった。

第4巻では、冒頭で「石垣積方極意」と題し、石垣の積み方が五行の考え方を具現化したものであると敷衍する。石垣の積み方は「山目打込積み」、「亀甲積み」、「四方切合積み」、「金場取残し積み」、「半伐合わせ」・「半鶴半伐りあわせ」、「面伐り合わせ」、「鏡積み」、「野面」、「布築伐り合わせ」、「胴伐り合わせ」、「山目打ち込み」といった多様な積み方があるが、場所によって相応しいものに築かれるべきなのであり、積み方によって使用する石材の加工の仕方や築かれる場所が決定されていく。

ついで角石の据え方を解説するとともに、真・行・草の積み方とはどのようなものなのかを紹介する。

続いて水堀や砂浜、湖水縁に石垣を築く場合どうしたらいいのかという点、「はねかけ土台」をはじめとする土台の説明を行う。そして巻の末尾には、積み方の特徴を盛りこんだ和歌を紹介している。これらの和歌が後藤家に長らく伝来したものでどうかはわからないが、おそらくは、彦三郎の創作であろう。

第5巻では、最初に「山目打込積み」「亀甲積み」「四方切合積み」「半鶴半切合」「布築切合」「鶴目積み」「鏡積み」「野面積み」「曲尺場取残積み」の以上9種の積み方を図解し、彦三郎による石積みの呼称が確認できる。

ついで、「積方名目之事」と題して、五行思想からの石垣構築説明を行っているが、この部分は、寛永十年の年号を持ち後藤家伝来の「石垣積方秘伝書」（彦三郎創作とみられている）そのものである。

また、陰陽和合の積み方にも言及し、陰陽和合の積み方とはすなわち、規合矩方のバランスがとれている状態（規合矩方無相違）であると指

摘する。さらに石垣を築く際に重要なのは、山の高さを十分把握するからであり、そうしないと規合や矩方が求められないことにもつながるのである。角石の据える際、四方角での1の角石を決定するために磁石が必需品であるとも記している。

さて、石垣の角にも真・行・草の積み方があり、角石一本、角脇石三本、もしくは二本を用いる真の角。角石一本に角脇石一本ずつ用いるという草の積み、などと図を用いて説明し、それぞれの相違を解説する。最後に勾配縄で山の高さやはたばりを見る方法、しのぎ角の勾配を見る方法、立水縄で山をみる方法などの秘法を記すほか、組土台、はねかけ土台、ささら土台など敷土台についても言及する。

以上のように五冊本は、各冊に「城石垣始秘伝抄」、「新積地形准繩秘抄」、「新に石垣築繩張極意之事」、「規合矩方絵図」、「石垣積方秘伝書」などを一部あるいはアレンジして盛りこんでいることが確認できる。このほかにも彦三郎の理論が見て取れるから彦三郎の秘伝が総合的に各巻に盛りこまれた書であることが指摘できるであろう。

言い換えるならば、五冊本は、石翁と称された加藤清正以来の「法」を後藤家が受け継いでいること、そして継承したその具体的な内容について記すという論理で構成されていたと結論づけることが可能であろう。

つぎに1冊本の内容を見ていきたい。

(2) 文政七年本の内容

奥に、「于時文政七年十一月吉祥日改 後藤彦三郎（印） 藤原和睦謹而作之」との署名があることから、文政七年（一八二四）に彦三

郎の手によって成立したことがわかる。署名の下にみられる印の印文は「和睦」である。「文政七年十一月吉祥日改」とあるように、この体裁になる前に、もともになるものがあることを暗に示しているが、このもととなるものがどのような内容のものなのかは未詳である。

本巻冒頭において、穴生とは、城取縄張の職務を有する軍師のもとで、「常に石垣を築鍛錬、殊に御軍容尊とする役」であり、乱世を想定しつつ軍師の刀となることは「忠」の心であり、先祖への「孝」の心とともに両者を極めるようにしなければならぬと説く。そして「此抄は別而石垣の秘密を書蹟シ謹考之、子々孫々伝之也」と「石垣の秘密」を子孫に伝承することを目的として書かれたものであることを明記するのである。ただし、ここに書かれた秘法は、あくまで教科書的なものであり、陰陽和合となるように、場所の高さや地形によって応用していくことを求めるのである。

さて、本文を読み進めていくと、巻のなかほどで「当時之石垣ハ石之作様其積方に応ジ不申」と書いてある箇所をみいだした。本来、石材の加工の仕方に見合った積み方があるにも関わらず、実際目にする石垣には、そうした「法」が守られていないというのである。たとえ「山目積み」である。「山目積み」は自然の石か大石を割って「無摠」の所々を玄翁で打ちかくものであるが、宝暦大火後の再建事業時、すでに中山村に伐り出してあった石材を活用したために本来的な積み方とは違うものとなってしまったというのである。宝暦大火後、金沢城の石垣構築を担当したのは藩の御扶持人石切から穴生に昇格した正木甚左衛門であり、暗に正木批判であることを伺わせる。

一方、「法」を極めた石積みの例として彦三郎が評価するのは、辰巳櫓下いもり堀縁崩れ丁場石垣であった。「御城中第一ノ石垣」とす

る。しかしながら、彼の見立てではこれも百点満点というわけにはいかなかった。角石の上に位置する角脇のかかりが少ないから、角石と角脇の合場が開くのだと難を付している。それを除くと「見事清政流也」としている。

さて、目線を再び巻頭の方へもどしてみる。金沢城の石垣は、下部の三分一までは直線であるが、それより上部はノリをつけ、すなわち勾配が急となっていく。巻頭言に続いて「石垣秘法等」と題し規合を本高さ（山の高さ）と秘法で計算する方法を具体的な数字を提示して説明する。次いで門の土台石垣の規合の決め方、石垣の高さによる角石等の配列の仕方について話題を進めていく。ついで、虎口の石垣の据え方、ぐり石の詰め方、そして地面がやわらかい個所に角石の下に置く三獅子石、水堀等に用いる土台（胴木、ささら土台、組土台、はね懸土台、湖水縁）の据え方や鋤始め儀礼の作法まで伝授する。

ところで、彦三郎によれば、金沢城石垣の積み方は上方流であるという。「山目打ち込み」・「亀甲」・「四方伐り合わせ」・「金場取残し」・「面伐り合わせ」・「鏡積み」・「野面積み」など多様な積み方があり、「面伐り合わせ」以外は城中での積み方であるという。

石垣は人間のように、病み（孕み）、死ぬ（崩れる）ものである。孕み、あるいはくずれた石垣の再生、すなわち積み直す際の縄張りの仕方、櫓台等の石垣築く縄張りの仕方を解説するとともに、先にも触れたように石垣は、三分一の高さから規合いをつけ、急激に勾配をつけ、高さ6丈 \parallel 60間の場合等の規合いの付け方を改めて具体的に例示するのである。

「蓬菜之積方」として「亀甲積み」「鶴目積み」「半鶴半切り合わせ」「山目積み」「野面積み」をあげており、神仙思想の影響を受けている

ことがわかる。末尾に「清正流石垣築様之事」として、勾配三等を説明する。「下縄」「緩」「椀」の三種である。「下縄」とは、急に直にするものをさし、「緩」は門台のように、緩く積む方法、「椀」は石垣の上際部分をはね出した積み方をさしている。

最後に、くりかえし、崩れ丁場石垣の築き方は清正流で、「乍併見事成事目を驚ス計ニ候事」と絶賛する。矩はそれほどよくなく、規合いは強くみえる積み方だという。高さ八間(四十八尺)だとすると一丈七尺目(十七尺)あたりから規合いを付け、積留石垣に少しの矩を付け無類の格好だとするのである。

(3) 「唯子一人伝」の書誌的考察

以上のように、「唯子一人伝」五冊本・一冊本ともに盛りこまれた内容は、多岐にわたっている。全体的に清正流の積み方の賞賛とその継承者としての後藤家というテーマが根底にあるようである。本来、口伝で伝承されるべき秘伝が書きあらわされている点も注目すべきであるが、石垣構築の理論を語るなかで穴生としての彦三郎の思想がみえかくれする貴重な文献でもあったのである。

ところで、書誌的にみても課題となるのは、やはり、五冊本と一冊本相互の関係であろう。

この点について私見を述べたい。先に彦三郎が実子、養子それぞれに与えるためのものという説があることに触れた。一冊本が五冊本の単なる要約ではないという点には留意すべきであろうし、また、五冊本が年次、署名が記されていない反面、一冊本は、印まで捺していることは、なにかしら性格の違いを示しているようにも思え、注意する必要がある。さらに、一冊本のことを「此抄」と表現していることにも注目すべきであろう。

五冊本「唯子一人伝」は、彦三郎の得た秘伝をあますことなく記している感があるが、結論から言えば私もこの五冊の書が、後継者として成長してきた小十郎のため書かれたものとみてよからうと思う。先にみたように、彦三郎が文化十二年に五冊本を手直ししようとした事実にも留意したい。この点に関して後藤文庫「家業之書」をみておこう。「家業之書」は、彦三郎が子々孫々に対して、穴生としての家業に励むことの大切さを説くとともに、「家芸之書物寔大切至極、於当家二万宝ニ茂替がた」きものなので、火災の際には、たとえ半分焦げていても取り出すようにと書き、その保管に最大限努めるよう求めた覚書である。

この史料は文化元年九月の日付がはいっており、彦三郎から「子々孫々江」宛てたものである。

署名とともに花押がすえられ、「和睦」と角の朱印まで捺されている。文化元年は、彦三郎が大病を経て秘伝書執筆に着手する年であった。

この「家業之書」の原本を確認したところ、切続紙の文書に、包紙(上書は「子々孫々江 後藤彦三郎」)があり、さらにそれを入れる小さな袋がある。この袋内部には規合矩方図を書こうとした痕跡だろうか、三角形がスケッチされていて、いわばその紙を再利用したものであった。この袋の上書には、「文化十二年十一月 家業之書物入」とあり、筆跡から彦三郎の手によるものであった。問題は、袋の上書きが何故本文作成の文化元年ではなく十二年なのか、という点である。さきに「唯子一人伝」五冊本に「右五冊文化十二年致一見候所、ヶ条之内仕様不宜趣意違之趣等有之、今一篇致校正度存念候得共大病故、無其義無是非事候、此趣ニ候間、猶更考有之度事候」と朱書されていること

を紹介したが、「家業之書」の包紙との年代の一致は単なる偶然ではないと思う。文化十二年に秘伝書類を整理しようとしたのではないか。文化十二年、彦三郎は再度大病を煩っている。体調にも不安を覚え始めた彦三郎がこれまで著した秘伝書等を整理してとりまとめ、子孫へ伝えようとしたことは容易に察することができる。その際五冊本を再見し校正しようとしたのかもしれない。この場合、子孫とは直接的にはとりもなおさず嫡男小十郎のことを指しているものと考えられる。小十郎は寛政七年（一七九五）に金沢城内石垣方等御用の見習となつたあと、同十二年に穴生として召し抱えられた。文化五年に焼失した金沢城二ノ丸御殿などの再建事業にも携わり、その活躍ぶりは造営奉行高島厚定の日記「御造営方日並記」（金沢市立玉川図書館蔵）にも見えており、穴生としての実績を積んだ有能な跡取りでもあった。そのため小十郎に秘伝を伝授することはむしろ当然でもあったのである。現段階では以上のように考えておきたい。

つぎに一冊本についてみていこう。一冊本の性格を考えていくうえで、私は「文政八年何月」の彦三郎の遺書に注目したい。これは普請奉行横山元傳（義六郎）らにあてたもので、後藤文庫の1点である。死を前にして書いたものというより、万が一の場合に備えて定期的に認めたもの一つであった。現存するものは案文である。彦三郎は、このなかで婿養子として家業を受け継ぐこととなった久兵衛が今後穴生役としてなり立つようにして欲しい旨訴えている。文面では文政七年の七を抹消して「八」とするなど、文政七年のものを下地に書き改めたものであったが、このなかで、

同七年四月、丈祐（石野註、のちの久兵衛）義御城中石垣方并戸室山御石切出方等御用為見習申度旨奉願候所、同五月御雇被仰渡、都而穴生勤向見習相勤候様

被仰渡、右御用相勤申候、当年三十六歳罷成申候、尤家業伝授追々仕候、

と、「追々」の字を抹消している。すなわち、文政七年段階での案文では、「追々伝授」する状況であったが、八年となってその二文字がとれており、すでに伝授されたことを意味している。いいかえれば彦三郎から久兵衛への「家業伝授」が文政七年から翌八年にかけてなされたことを示している。「家業伝授」と一冊本成立がほぼ同時期であったわけで、両者が全く無関係とすることはできないであろう。また、文政七年から八年にかけては、「唯子一人伝」一冊本のほかにも「文禄年中以来等之旧記」や「金城深秘録」などがまとめられている。「金城深秘録」についてはわからないが、「文禄年中以来等之旧記」のように、城代に提出されたものもみられる。これらの書がこの時期集中して作成されていることについては、前田齊泰が藩主として自立していく年代とおおきく関わっているのではないかと思われる。すなわち、文政五年に十二代藩主齊広が家督を嫡男齊泰に譲って隠居し、現在の兼六園内に竹沢御殿を造営し、教諭方を設けていわゆる教諭政治を行った。しかし二年後の文政七年七月に麻疹によって四十三歳で急逝すると、十四歳の齊泰が藩主として自立し政事の舵取りを進めなければならなかった。年寄たちに対しバックアップを依頼したことは、若年でもある彼の不安な心中を察することができる。こうして、藩主家において世代交代が印象づけられた。父の死の直前に藩主として初入国を果たした齊泰にとつては、金沢城主として居城に対する知識をより深めなくてはならない立場となった。

明和八年（一七七二）八月十八日に藩主として初入国した、十一代藩主治脩は、二日後の二十日に金沢城代であった本多安房守政行・前田駿河守孝昌に対し、城中の様子や手配り（城内における藩士配置のこと

か)を尋ねるとともに、絵図を見たい旨述べている。同年十月二十七日には、城内の巡見を行っており、巡見にあたって前日の二十六日に城代を召して「所々不審之所」を尋ねている(『太梁公日記』)。城代としては、城についての知識を備え藩主(城主)への御下問に対応する必要があったことがわかる。「文禄年中以来等之旧記」等が城代に提出されということは、城代が金沢城の知識を得る必要のために彦三郎からその著作を徴したという側面もあつたのである。

一方、後藤家でも、文政八年に七十歳を迎える彦三郎にとって世代交代は決して人ごとではなく、養子久兵衛に対して秘伝を示し「家業伝授」を行ったことは十分想定されることである。

後藤家では、二代左兵衛が知行七〇石を得ていたが、三代権兵衛から彦三郎の養父用助まで切米取であつた。彦三郎の代になって藩主家の石廓製作や本丸高石垣普請、竹沢御殿御住居御囲普請などに携わって手腕を発揮、再び知行一〇〇石を領するようになっていた。いわば後藤家は彦三郎のもとで再び知行取りへの復活を果たしたのであり、彦三郎にとって彦三郎に対する恩義は計り知れないものがあつたと考えられる。彦三郎の死は、彦三郎にとつても世代交代を強く意識する条件が揃つていたといえないだろうか。想像の域を越えるものではないが、彦三郎が多くの著作をこの時期精力をかたむけ残したのは、まさに藩主家と後藤家の世代交代を意識してのことであつたと思うのである。

二、「古伝書」と「落葉集」

つぎに、本報告書において「唯子一人伝」の「参考」として収載する「古伝書」と「落葉集」について述べていきたい。

後藤文庫に架蔵される、いわゆる秘伝書類とされるものなかには大きく二つの系統がある。

一つは、文字通り石垣を実際に積む際の技術に関わるものであり、ノリ・ソリをはじめとする、六代彦三郎独自の考え方が示されている。もう一つは、金沢城や加賀藩の来歴について記す内容である。後者は厳密な意味において石垣構築の秘伝とは言い難いが、穴生職を勤めるうえで念頭におくべき事柄であるとともに、現在、金沢城の研究を進める際に参考にすべき内容を多分に含んでいる。

彦三郎の石積みの秘伝は、「唯子一人伝」五冊本・一冊本などに結実、大系化され、また、金沢城の来歴等は「古伝書」や「落葉集」などを経て「金城深秘録」や「文禄年中以来等之旧記」に収斂されるのである。

このように、彦三郎が数多くの秘伝書類を執筆してことは、後藤文庫の目録をみても一目瞭然なのであるが、その執筆動機、もしくはその背景については、木越隆三氏の指摘があるので参照されたい。

(近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程『金沢城研究第5号』二〇〇七、
「後藤彦三郎の石垣技術書と初期秘伝の読み方」報告書I解説)

彦三郎が生きた十八世紀末から十九世紀にかけては、外国からの圧力が増した時代であつた。対外的緊張関係を強いられる情勢のなかで、城づくりにおいても、従来とは異なつた、時代に見合った軍事的思想や穴生としての技術再生がもたられていた。

当の彦三郎は「絵図添書」(文政八)のなかで、近年軍法が廢れ、城内でも懸塀のところを土塀にしたり、むやみに城内の木を伐採していると、本来のあり方とかけ離れた状況を嘆いている。

およそ石垣を築く穴生についても「御家の御軍法」を知らないで石

垣を築いているとし、彼の言葉を借りるなら、「軍法」の知識を持ち合わせない石積みはもはや「穴生としての」家柄之築石垣」ではなく、「日用積同前」のものであったと指摘する。一般的に「軍法」とは、

①戦争の方法。戦略。戦術。兵法

②軍隊の規則。軍紀・軍律。

③軍法者に同じ

のことであったが、『国語大辞典』、防衛・軍事の拠点としての城のありかたについて、その由緒や構造、役割全般についても初心に立ち返り、「城」そのものの知識をもつ必要があった。「古伝書」や「落葉集」は、そうした彦三郎の問題意識によって著わされたものと解釈ができれば、早速それぞれの内容に立ち入ってみよう。

(1) 「古伝書」(横帳 19.2 cm × 13.3 cm 墨付33丁) 1冊

表題だけから見ると、古伝すなわち金沢城などの言い伝えや古い伝説、古い記録を記したものと一応の推察ができる。奥に日時や署名など書かれていない。内容を確認するため読み進めていくと、

1 「伝来等之事」では、文禄元年の金沢城高石垣築造、前田利常誕生、慶長四年の惣構築造、慶長十九年の玉泉院丸厩作事記事のせる。

2 「後藤家由来之事」では、後藤家の出自から加賀藩の穴生としての元祖彦八から四代左兵衛までの由緒を述べる。すなわち、播磨三木城別所家の家老を勤めていた後藤家が前田家へ召し抱えられた経緯、三代権兵衛の実績や増泉村宮地の松木伐採の際のエピソード、二代左兵衛が一時期穴生役から離れていたこと、四代左兵衛(初名宇源太)の業績等を比較的詳細に盛りこむとともに、金沢城高石垣築造や元和六年の大坂城普請や寛永十二年の江戸城筋

違門枅形普請の際の逸話を盛りこむ。

3 次いで「江戸御天守台之事」では、明暦三年に焼失した江戸城天守台石垣の普請に加賀藩が関わった際の記述である。この江戸城天守台石垣の普請については、すでに藩の人持組であった今枝家旧蔵の詳細な覚書「江府天守台修築日記」(加越能文庫)が著名であるが、本書では、幕命を受けた際の動向、鍬始にはじまり利常や木遣りらの服装、普請の体制などを詳述する。

4 その他、貞享三年に藩主綱紀に対して穴生としての家業書物の提出を行い、石垣を築く際に心得なくてはならないことの尋問を受けたこと、藩士として七十歳以上になった際の代番について、加藤清正の築城者としての評価、寛永十二年江戸城惣構えの石垣普請の概略、金沢城高石垣での利長のお叱りが奥意深いものであること、末尾には、慶長期から享保期にかけての藩政や城普請などの動きをアトラダムに収載する。

以上、大きく四つの内容から構成されている。金沢城や大坂城・江戸城の公儀普請という前田氏が経験した普請を、時系列に配列するよう留意しながらも思いつくままに記述しているようで、雑ばくな印象を受ける。

これまで本書については、十分な検討がなされているとはいえない。かつて北垣聰一郎氏は「技術者としての立場に立たぬと書き表すことが不可能な編纂物」の一冊としてあげておられ、穴生の立場より書かれた内容であることを指摘された。「文禄年中以来等之旧記」に「古伝書」の内容が盛り込まれていることから、その構成資産として「古伝書」を位置づけられている。一方、『金沢城郭史料』の解題(能島絃一氏執筆)では「古伝書」が「伝来等之事」「後藤家由来之事」「江

戸御天守台之事」の内部構成に分かれており、「年代筆写は不明だが、恐らく(後藤)彦三郎の手になるものであろう」としているものの積極的な評価までには至っていない。「古伝書」の筆跡については、能島氏のご指摘のとおり、彦三郎の手跡と確認できた。それでは、「古伝書」を分析していくことにしたい。

他の編纂物もそうであるが、彦三郎自身本書の位置づけを明確にしているわけではないので、書かれている内容から推測していかなければならない。

注目すべき箇所としては、大坂・江戸天守台石垣普請についての叙述したなかに、近江穴生の批判記事がみられることがあげられる。いうまでもなく、近江は、石工職人たる穴生発祥の地であり、彦三郎自身この書で近江の坂本城を攻めた織田信長も堅固な石垣に手を焼いたというエピソードを載せている。それほど、すぐれた技術を有する人々であったことから、大坂城などの公儀普請で心許なさをみせた加賀藩では石垣構築の指導的役割を期待し、戸波清兵衛(駿河)を三〇〇石の知行で召し抱えたのである。

しかしながら彦三郎によれば、この指導的立場であるはずの戸波清兵衛らが「縄張出来兼候躰」、「縄張二行当り候」などと指導力を発揮していないと指摘する。「穴生村之穴生伝授之根元無之故」とか「石垣之法不知故」などと批判するのである。

その一方で、加藤清正の城普請に対する評価は絶大であった。大坂城は清正の奉行で建設され、縄張や曲尺合わせ、積方、大石の運搬など普請には妙術を用い、むつかしい普請場も清正の工夫で行ったとする。石垣の規合矩方縄張りには秘密があり、この「秘密」を継承しないため不調法ができるという。「秘法を以すれば心致一決で、「法」が

重要であることを説く。

近江穴生の批判は、「砂浜に城を築は損失之事」(文政十四年)でも、「神武天皇御工夫とは申せども、是は二千五百年計も年限を経候事ナレバ、まちまちニ而消失候、勝ニ而可有之候、清正等ハ築被置候所造成証拠、家来にも武功之上手有之、石垣秘密ハ悉皆武功之士より工夫築たる也、穴生村より出候而中々手際能築事ハ成まじく哉」とあり、石垣創世で二五〇〇年以上遡る神武天皇の時代は除き、清正らが築いた確かな証拠が残され、「武功之士」の工夫により城は築かれたものであった。一方、「穴生村より出」た者は「中々手際能築事ハ成まじく哉」とするのである。彦三郎にとって戸波清兵衛と加藤清正の見方は、いわば対をなしている。このようにみえていくと、私は播磨出身である後藤家の、老舗である近江穴生に対する劣等感を読み取るとともに、清正流普請のありかたを継承しているという後藤家を加賀藩穴生「家」としてその正当性をアピールしたのが本書ではなかったか。江戸前期までの後藤家の由緒を詳細に描いたのは穴生としての正当性を主張するためであったろう。

なお、江戸城天守台普請(万治元年)の場面では、御大工渡辺伊兵衛の功績を謳う。彦三郎が渡辺伊兵衛の功績を記した事情は今後の課題としなくてはならない。

(2) 「落葉集」(袋綴 17.8 cm × 24.0 cm 墨付 27丁) 1冊

奥書に「于時文政七年甲申初冬吉祥日 後藤彦三郎(朱印)」

藤原和陸集之書ス

とあるように、本書成立は文政七年であった。筆跡からみて、彦三郎によるものである。関連の書物を集めて、1冊にまとめたものという。金沢城や戸室石切丁場の来歴などにふれるが、具体的に構成を見てい

くと、

- ① 「御城中御門之謂之事」
- ② 「橋ノ長サを減ずる事」
- ③ 「往昔御城内ニ土屋敷之事」
- ④ 「御城内江御場外より船を被入候事 御城外江土橋出新道之事」
- ⑤ 「新道之事」
- ⑥ 「戸室山より御石切出候起本等之事」
- ⑦ 「御普請鍛冶之大略」

の大きく7つの項目からなっている。このうち、「御城中御門之謂之事」は、尾坂門、河北門等城内に所在する城門などの建造物の来歴を記すとともに、辰巳用水の由来、城内に侍屋敷が存した例などを紹介する。続く「橋ノ長サを減ずる事」は、後藤文庫架蔵「大槻長元等之事」の内容の一部をベースに再構成したもので、加賀騒動で著名な大槻朝元が浅野川の橋を縮めたことで不吉なこと（藩主の早世が続いたことを指すか）が続いたとの話題を載せている。「往昔御城内ニ土屋敷之事」では、越後屋敷など城内に存した藩士ゆかりの建物等を紹介する。また、「御城内江御場外より船を被入候事 御城外江土橋出新道之事」は、寛政年間坊主が進物所から金を盗み蓮池堀へ投げ入れ、その搜索のため船を入れようとしたという話で、文化十四年成立の「城内に城外より船を入候儀遠慮可仕事」を盛りこむ。「新道之事」は、新道築造をめくり不審を抱かれた奥村伊豫守の機転をえがいた話をのせる。さらに「戸室山より御石切出候起本等之事」では、金沢城の石材を伐り出した戸室山の石切丁場で、最初に前田氏が石材を伐り、つり出した文禄元年から宝暦大火後再び戸室山での採石をみるようになる変遷を記述する。「御普請鍛冶之大略」では普請鍛冶についての旧

記を盛り込む。彦三郎はここで一端、年代、署名・捺印し、「代々伝之」と記し、締めくくったが、車橋、たすき門、日用歩口銭、屋敷の大絵図などについての解説を「追加」として加えている。

城門や辰巳用水、戸室石切丁場の記述に比較的多くの紙幅を費やしている点に特徴がみられるが、全般的に、金沢城内外のエピソード・旧記を挿入するなど雑多なものを入れ込んだという印象がある。

(3) 「古伝書」「落葉集」と他の著作

以上、「古伝書」「落葉集」の概要を見てきたが、「古伝書」（成立年代未詳）「落葉集」（文政七年十月成立）それぞれの一部が「文禄年中以来等之旧記」（文政八年十一月成立）や「金城深秘録」（文政八年十一月成立）にもみえ、項目によっては受け継がれていることがわかる。

すでに能島氏は、「金城深秘録」と後藤文庫に残る秘伝書類の比較対照を行っているので、参考にしたい。

なお、先にも触れたように、彦三郎の著書のなかの一冊「文禄年中以来等之旧記」には、彦三郎の控本としての後藤文庫本が知られているが、近年、金沢城代を勤めたことのある加賀八家横山家にも所蔵されていることが確認され、控としての後藤文庫本に対し、花押が据えられた横山家本は城代への提出本である可能性が高まった。字体より双方とも彦三郎の自筆によるものであるが、横山家本と後藤文庫本を見比べると、配列等が異なるほか、同様の記述でも加除されているなど横山家本は後藤文庫本より整った印象をもち、再編集して成立したものと考えられる（報告書Ⅰ 164頁）。また、「文禄年中以来等之旧記」と「金城深秘録」（石川県図書館協会活字本、底本は石川県立図書館森田文庫架蔵）との関係をみていくと、横山家本の内容ほぼそのままの形で「金城深秘録」利巻・貞巻に盛りこまれていることが判明する。後藤

文庫本もそのほとんどが各項目の順序をかえて盛りこまれてことが確認できた。

「古伝書」・「落葉集」を一項目ごとに便宜的に番号をふり、その一つ一つの内容が「文禄年中以来等之旧記」(後藤文庫本・横山家本の双方)、「金城深秘録」の記述のなかにみえるかどうかを、能島氏の作業に倣って表にしてみた。(表1・2)。「古伝書」のうち江戸城の公儀普請、後藤家の由緒に関するもの以外の項目が後藤文庫本・横山家本の双方にみえ、「金城深秘録」にも盛りこまれていることがわかった。また、「落葉集」のうち金沢城の城門についての叙述がある巻頭部分、城内建造物、各曲輪について記した箇所、戸室石切丁場に関する記述がとくに後藤文庫本後半で比較的まとまって盛りこまれていることが確認できた。「古伝書」の項目がそれほど「文禄年中以来等之旧記」などに反映されていなかった印象をうけるが、この点については、この書に日付や署名がみられず、誰かにあてるといふ体裁を備えていないことを考え合わせると、稿本なのか、何らかの形で、後藤家の控え、もしくは、将来城代の差し出すことを想定した著作である可能性も捨てきれない。また、江戸初期の後藤家三代の穴生として実績を画いた部分が受け継がれていない点は何らかのヒントを与えてくれているよう。

一方、「落葉集」は、「代々伝之」とあるように後藤家に残すことを主目的に成立したものとみられる。そのなから、城代へ提出する内容を厳選し、「文禄年中以来等之旧記」そして「金城深秘録」へと盛りこみ、受け継いでいったのであろう。

表1 「古伝書」の記述と他の著作

内容項目	「文禄年中以来等之旧記」 (後藤文庫本)	「文禄年中以来等之旧記」 (横山家本)	「金城深秘録」
1 高石垣の築造	○	○	○
2 利常誕生			
3 慶長の危機と惣構掘普請	○	○	○
4 玉泉院丸に擬普請	○	○	○
5 後藤家出自	○		○
6 後藤家家紋			
7 李兵衛由緒			
8 穴生誕生			
9 2代目李兵衛と江戸城天守台普請			
10 権兵衛業績			
11 宇源太=李兵衛の相続			
12 権兵衛業績			
13 後藤屋敷にキュウリ植えない			
14 金沢城高石垣普請			
15 元和6年大坂城普請			
16 寛永12年江戸二の曲輪橋台普請	○	○	
17~32 江戸天守台普請			
33 江州穴生について			
34 穴生家書類を藩主へ提出			
35 権兵衛御次へ召さる内容			
36 70歳御番赦免			
37 加藤清正と石垣			
38 寛永期江戸惣構普請			
39 文禄高石垣普請			
40 小松城再営			
41 大坂登米開始	○		○
42 瑞龍寺造営			
43 居屋敷に櫓あげること禁止			
44 火消役最初			
45 京升採用			
46 太田但馬横死事件	○	○	○
47 犀川舟渡し許可	○	○	○
48 吉徳初入国			
49 金沢城は平塚藤五郎(小塚藤右衛門のことか)が築き高山南坊が縄張			
50 守山城は利長が築く			
51 慶長10年利長隠居			
52 高岡城造営	○	○	○
53 寛永16年利常隠居			
54 利常、慶長10年金沢城入城			

表2 「落葉集」の記述と他の著作

内容項目		「文禄年中以来等之 旧記」(後藤文庫本)	「文禄年中以来等之 旧記」(横山家本)	「金城深秘録」
1 尾坂門名称の由来		○	○	○
2 河北門・石川門の由来		○	○	○
3 西丁口門由来		○	○	○
4 甚右衛門坂門の由来		○	○	○
5 七十間長屋門の由来		○	○	○
6 松原屋敷の由来		○	○	○
7 丹後屋敷の由来		○	○	○
8 金谷門往来について		○	○	○
9 金谷門の由来		○	○	○
10 不明門の由来		○	○	○
11 坂下門の由来		○	○	○
12 玉泉院丸門の由来		○	○	○
13 極楽橋の由来		○	○	○
14 松坂門の由来		○	○	○
15 裏口御門の由来		○	○	○
16 土橋門の由来		○	○	○
17 鍵留番所御門の由来		○	○	○
18 新坂柵御門の由来		○	○	○
19 唐門・鉄門とは	御城中御門之謂之事	○	○	○
20 三ノ丸南門の由来		○	○	○
21 水の手門由来		○	○	○
22 紺屋坂の由来		○	○	○
23 江戸町とは		○	○	○
24 鶴の丸の由来		○	○	○
25 玉泉院丸・薪ノ丸の由来		○	○	○
26 程乗屋敷の由来		○	○	○
27 作事所由来		○	○	○
28 小幡宮内奉行で石垣修復		○		
29 石川門の伝承		○	○	○
30 御宮造営		○		
31 二ノ丸御殿嚙矢		○	○	○
32 小松城の石垣普請				
33 惣構え築造		○		
34 高岡城普請		○		○
35 辰巳用水嚙矢		○	○	○
36 大手石垣を築いた播磨老人の話				
37 石垣普請に使用の石材		○		
38 橋之長サを無謂減ぜられ候事	橋ノ長サを減ずる事	○		
39 越後屋敷のこと		○	○	○
40 細工所のこと		○	○	○
41 新丸の変遷		○	○	○
42 三ノ丸の稽古所由来	往昔御城内ニ土屋敷之事	○	○	○
43 二ノ丸御殿の由緒		○	○	○
44 藤右衛門丸の由緒		○	○	○
45 丹後屋敷の由来		○	○	○
46 坊主進物所のかね盗み取る一件	御城中江御城外より船ヲ 入候事、御城外江土持出、 新道之事	○	○	○
47 安永期、玉泉院丸門続櫓台石垣 積み直し				
48 安房守表門向揚地に新道	新道之事	○	○	○

内容項目		「文禄年中以来等之旧記」(後藤文庫本)	「文禄年中以来等之旧記」(横山家本)	「金城深秘録」
49	石垣普請と役小者作業			
50	戸室石切丁場嚙矢			
51	石切丁場よりの石材切りだし			
52	鶴ノ丸虎石について	○		
53	山奉行職務			
54	寛文延宝期の石材貯用			
55	丁場置後の税上納			
56・57	貯用石材管理	戸室山より石釣出候起本等之事		
58	貯用石材管理			
59	貯用石材使用後の状況、御定役小者夫付			
60	中山村あて制札		○	○
61	地車濫觴			
62	人持衆石垣普請奉行の濫觴			
63	御扶持人石切について			
64	石垣普請仮小屋・石垣足代などは石垣方で悉皆、普請鍛冶之大略	○		○
65	鍛冶四郎右衛門返書案	○	○	○
66	御普請鍛冶代々相動候由緒之覚	○	○	○
70				
71	普請会所門内の鉄蔵について	○	○	
72	城内の車橋について			
73	タスキ門について			
74	日用頭の由来等について			
75	屋敷方大絵図について			
76	蓮池庭はもと作事所			
77	高山廃城と穴生			
78	江戸屋敷内切石小細工に二十人石切従事			

Ⅲ 加賀藩前田氏の城普請史料

凡 例

一、Ⅲでは、加賀藩前田氏の居城である七尾城・金沢城・高岡城等の石垣普請および前田氏が動員された公儀普請（御手伝普請）、そして加賀藩領内で進められた前田氏関連城郭等の普請に関連する事件・出来事について、加賀藩側の史料を主体に作成した年表と、典拠となった主な史料を史料選として収載した。今回、紙幅の関係で小松城・富山城など取り上げるべき項目が洩れているが、今後さらに改訂を加えていきたい。

一、年表作成の原則は、つぎのとおりであり、史料翻刻の原則は、Ⅰの凡例四に拠っている。

①年表の収載年代は、前田利家が能登一國を領した天正九年から江戸城天守台石垣普請が完成し、大坂安井家とのつながりが確認できる寛文元年以前とした。

②年表では、概要を示した綱文のあとに、出典史料および収載刊行史料集などを記載した。

③出典史料等の記載は、差出人と宛先が明記される古文書については、「文書名（集合文書名等、所蔵者名・文庫名）」で表すことを原則とし、刊行物や論文等で紹介されている場合には㊦の印を付し、収載刊行物名を明示し、論文で紹介されているものに関しては著者と発表年を書き添えた。

④記録類を収載した場合には、「菅利家卿話話（㊦『加賀藩史料』）」などのように、史料名と収載刊行物名を記載した。

⑤典拠となつている史料がこれまで複数の刊行史料集に掲載されているケースがあるが、史料の形態をより正確に記している、代表的な史料集を優先的にあげるようにした。

一、年表のうちで重要な史料、あるいは新たに確認できた史料等を、「一 加賀藩前田氏の城普請史料」として掲載した。なお、年表と重なる史料については㊦印を附した。

一 加賀藩前田氏関係城普請年表 (天正10年〜万治3年)

天正十年 (一五八二)

- 1 † 六月二十七日 前田利家、穴水の百姓中に七尾城で用いる木材を遅滞なく運送させる。

前田利家黒印状写 (能登古文書7、⑧『新修七尾市史』

武士編)

- 2 † 七月三日

鳳至郡穴水の惣百姓に、鍬持参で七尾の出夫を命ずる。

前田利家黒印状写 (能登古文書7、⑨『新修七尾市史』

武士編)

- 3 † 八月二十九日

鳳至郡諸橋六郷の百姓中に対し、穴水城の普請とするための竹・板等を課すことを命ずる。

前田利家黒印状 (諸橋家文書、⑩『新修七尾市史』武士

編)

天正十二年 (一五八四)

- 4 二月

前田利家、石川郡所々百姓中に対し、石川・河北両郡の人足を誰の知行であろうと家あり次第五日宛出役することを命ずる。

湊町旧記

天正十四年 (一五八六)

- 5 † 六月七日 越前敦賀の高嶋屋伝右衛門らに対し、金沢城天守建立のための鉄輸送を命ずる。

前田利家朱印状 (小宮山家文書、⑪『新修七尾市史』武

士編)

- 6 八月十六日

前田利家、大吞南北郷百姓中に対し、聚楽第築造のための人夫を申つけて尾山(金沢)に上ることを求める。

前田利家印判状写 (温故足徴、⑫『新修七尾市史』武士

編)

天正十五年 (一五八七)

- 7 † 七月十一日

前田利家、穴太源介を知行百俵で宛行う。

前田利家印判状 (穴太政洋氏所蔵文書)

- 8 † 九月五日

前田利家、上洛のため能登の直轄領より人夫を徴し、尾山へ越すよう山口次右衛門・野崎新六に命ずる。

前田利家黒印状 (岡部家文書、⑬『新修七尾市史』武士

編)

9 この年

南部信直の家臣北信愛、金沢城に登城し、接待をうける。

北松齋手控、北松齋覚書（盛岡市中央公民館所蔵文書、

⑩瀬戸薰二〇〇〇）

天正十七年（一五八九）

10 十月十八日

前田利家、在能登の三輪藤兵衛に対し、所口普請を入念にすべきことを命ずる。

前田利家印判状写（三輪伝書、⑩『新修七尾市史』武士

編）

文禄三年（一五九四）

11 この年

前田利家、利長とともに、宇治川の堤防築造を行う。

村井重頼覚書、菅利家卿語話、三壺記（⑩『加賀藩史料』

二）

文禄四年（一五九五）

12 正月十一日

前田利家、家臣片山延高等に能登所口城の物構の縄張および堀普請を命ずる。

前田利家印判状写（三輪伝書、⑩『新修七尾市史』武士

編）

年不詳（慶長四年以前）

13 三月十五日

前田利家、家臣三輪藤兵衛に対し、所口の堀を

掘らせるよう命ずる。

三輪伝書（⑩『新修七尾市史』武士編）

14 六月六日

前田利家、穴水・南北百姓中に対し、堀に使用する杓を徴収して持参するよう命ずる。

川島村文書（⑩『加能古文書』）

慶長八年（一六〇三）

15 この年

前田利長ら全国七〇の諸大名、江戸市街の普請を命ぜられる。

当代記（史籍雜纂二）、善積一九六七

慶長十一年（一六〇六）

16 正月十五日

前田家年寄衆、江戸普請に動員する三カ国水主衆に対し金沢に参着することを求め、飯米二五俵支給について下達する。

加賀藩年寄衆連署状（当摩家文書、⑩『新修七尾市史』

村方編）

17 正月二十六日

能登一宮気多社大宮司桜井基納、江戸普請に動員する三カ国水主人数の国別割符数を書き付け、一宮にえ舟の水主役免除を確認する。

桜井基納人数注文（大宮司桜井家文書、⑩『気多神社文

書』二）

慶長十二年（一六〇七）

18 三月五日

奥村永福ら藩の執政、羽咋郡菅原村百姓行長に
対し、羽咋山にて富山城作事用材を採取するた
め、手伝人足の差し出しを求めぬ。

加賀藩年寄衆連署状(越中国田氏文書、㊦『加賀藩史料』二)

19 五月三日

前田利常が駿府城の修築を命ぜられたのを受け、
前田利長、利常家中に対して法度を発し、他の
家中との喧嘩口論や駿府城廻りでの乗馬等を禁
止するとともに普請奉行に対し、家中普請役の
未進過上の催促を求めぬ。

前田利長判物(国初遺文、㊦『加賀藩史料』二)、㊧『越
登賀三州志』

20 六月二十三日

前田利長、家臣山崎長徳・青山吉次に対し、駿
府城普請に赴かない藩士の厳罰を命ずる。

前田利長書状写(国初遺文、㊦『加賀藩史料』二)

21 九月十五日

前田利長、重臣長連龍らに対し、駿府城普請の
状況を尋ねる。

前田利長書状写(国初遺文、㊦『加賀藩史料』二)

22 九月二十三日

前田利長、長好連に対し、駿府城普請に入情す
べきことを求める。

前田利長書状(長家文書、㊦『金沢市史』藩主)

慶長十四年（一六〇九）

23 四月二十二日

前田利長、家臣神尾之直・稲垣与三右衛門に書
状を遣わし、高岡城城取の図と屋敷を描いた指
図との齟齬あり、検討を求めぬ。

前田利長書状写(加賀藩史料(草稿本)、加越能文庫)

24 五月十七日

前田利長、近臣神尾之直に対し、高岡の露地祭
(地鎮祭)を俱梨伽羅明王院に命じたことを母
芳春院に伝えるよう依頼する。

前田利長書状(前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前
田利長展』)

25 六月九日

前田利長、家臣山崎長門に対し、高岡の普請が
順調に進むことを喜ぶとともに、火の用心に気
をつけるよう求める。

前田利長書状写(加賀藩史料(草稿本)、加越能文庫)

26 六月十六日

前田利長、山崎長門・青山佐渡に書状を遣わし、
高岡城書院の柱の用材を秋田に求め、越中大工
に申つけるよう命じる。

前田利長書状写(加賀藩史料(草稿本)、加越能文庫)

27 七月二日

前田利長、近臣松平康定の高岡屋敷について、
神尾之直の屋敷後ろの堀の斜めに位置すること
とし、その絵図の差出を命じる。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

28 八月三日

前田利長、神尾之直に対し高岡城の石垣や瓦葺の出来ざる箇所を進めるよう求める。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

29 八月五日

前田利長、来る二十五日から二十九日の間に高岡移徙することを通知し、大川には多数の船を、小川には舟橋をかけることを申し付ける。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

30 八月八日

前田利長、神尾之直に対し、高岡移徙を来月五日、六日頃との意向を伝え、吉日を知らせるよう求める。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

31 八月八日

前田利長、神尾之直・松平康定に宛てて、高岡城普請おくれるにつき、本丸の普請については、藩重臣横山長知・篠原一孝と相談するよう指示する。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録

『前田利長展』）

32 八月十三日

前田利長、高岡城普請遅引の風聞につき、神尾之直に対して普請の様子を知らせるよう命ずる。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

33 八月十五日

前田利長、神尾之直に対して、高岡城移徙を九月十三日に決したことを普請奉行へ伝えるよう求める。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前田利長展』）

34 八月二十二日

前田利長、神尾之直に書状を遣わし、年寄どもの屋敷を城際に設けることを知らせる。

前田利長書状写（加賀藩史料〔草稿本〕、加越能文庫）

35 八月二十六日

高岡城本丸築留石垣崩れ、前田利長、その手当を指示する。

前田利長書状写（加賀藩史料〔草稿本〕、加越能文庫）

36 九月五日

前田利長、九月十三日に高岡城へ移るにつき、加州よりの人夫について、三分一を残して帰参させるよう神尾之直・松平康定に指示する。

前田利長書状（前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前

田利長展』

37 九月八日

高岡城の座敷・次の間・台所出来する。

前田利長書状(前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前

田利長展』

御陽始君知・天寛日記(㊦『加賀藩史料』二)、㊧『徳川
実記』

42 三月二十九日

前田利常、名古屋城石垣五千二百二十一坪の築造
を担当する。

天寛日記(㊦『加賀藩史料』二)

38 九月十一日

前田利長、神尾之直・松平康定に命じて、正室
永姫らの輿製作を行わせる。

前田利長書状写(加賀藩史料(草稿本)、加越能文庫)

43 六月三日

前田利常、尾張名古屋城普請二ノ丸石垣を築く。

天寛日記(㊦『加賀藩史料』二)、当代記(㊧史籍雑纂二)

39 九月十四日

神尾之直が高岡城二ノ丸土居脇の門・櫓増築を
内々に御大工橋本宗右衛門に申つけたことに對
し、前田利長、書状を遣わし、このほかに作事
箇所がないことを通知する。

前田利長書状(前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前

田利長展』

44 この年冬頃

名古屋城普請を終え、利常尾張より帰る。

前田出雲貞里手記(㊦『加賀藩史料』二)

慶長十六年(一六一一)

45 二月十六日

藩の重臣たち、去年領国内より名古屋城普請に
動員した千人夫の扶持算用において、役免除の
あり方を申し渡す。

加賀藩年寄衆連署状(当摩家文書、㊦『新修七尾市史』

村方編)

40 十月二十六日

前田利長、家臣駒井守勝に書状を遣わし、越中
放生津より一人高岡への詰め夫を求める。

前田利長書状(前田育徳会所蔵文書、㊦高岡市図録『前

田利長展』

46 三月一日

前田利常ら、禁裏の造営を命ぜられる。

天寛日記(㊦『加賀藩史料』二)、本藩歴譜(㊧『金沢市
史』藩主)

慶長十五年(一六一〇)

41 閏二月八日

前田利常をはじめとする諸大名、尾張名古屋城
普請の動員を命ぜられ、名古屋に参集する。

47 十二月十二日

前田利常ら禁裏仙洞の西方築地の造営を命ぜら

れる

天寛日記 (㊶『加賀藩史料』二)

慶長十九年 (一六一四)

48 二月二十日 前田利長、本多政重に対し、越後の普請を怠りなく進めることを求める。

前田利長書状写 (本多氏古文書等二、㊶『金沢市史』藩主)

49 四月十一日

千人夫、遅れず越後到着を命ぜられるにつき、算用場、山森伊織に対し、割符の書物を渡すよう依頼する。

算用場印判状 (川合文書、㊶『富山県史』(上))

元和六年 (一六二〇)

50 正月十八日

大坂城普請大名衆請け取りの箇所を書き上げる。

元和年録 (㊶『大坂城再築関係史料』)

51 正月二十日

前田利貞 (利家六男、利豊ともいう)、松平康定に宛てて、借金しようとするも、財政すりきれにつき、大坂普請勤め難き旨を訴える。

前田貞醇所蔵文書 (㊶『加賀藩史料』二)

53 三月五日

北国衆、受け持ちの丁場を藤堂高虎に渡さず、そのまま担当させてほしい旨申し述べたという。

元和六年案紙 (㊶『大坂城再築関係史料』)

54 三月六日

某(藤堂高虎か)、鷲池青屋口の地所悪く、北国衆の丁場心許なきに付、その分受け持ちたき旨申し述べる。

元和六年案紙 (㊶『大坂城再築関係史料』)

55 四月十日

西国・北国の諸大名たち、伏見城の石を大坂へ引く。

義演准后日記 (㊶『大坂城再築関係史料』)

56 この年

大坂城での前田利常の普請組内で、大坂城御手伝普請の雑用金を知行高に応じて分割する。

元和六年大坂城御手伝雑用金五百匁知行割歩合書 (京極

文書、㊶『大坂城再築関係史料』)

57 この年

前田家の普請丁場の石垣にひずみが見える儀につき、幕府よりの築き直し要求あるも、これを退ける。

52 三月三日

幕府老中、北国衆普請の東青屋口の根石を見分し、良好な旨を知らせる。

可観小説 (㊶『大坂城再築関係史料』)、文禄年中以来等

之旧記 (㊶『金沢城石垣構築技術史料』I)

58 この年

加賀藩前田家が大坂城の普請を命ぜられたことが加賀藩の記録のなかにみえる。

政隣記、微陽両公遺事、(㊦『加賀藩史料』二)、(㊧『越登賀三州志』)

元和七年(一六二一)

59 二月七日

幕府の老中、金沢城本丸拡張のための普請を許す。

老中奉書(古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳(『金沢城研究』一))

60 二月七日

本丸拡張普請許可の老中奉書に添状を発給する。

幕府老中奉書(前田育徳会所蔵文書)、古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳(㊦『金沢城研究』一)

寛永元年(一六二四)

61 九月十六日

前田利常・京極忠高の大坂城二ノ丸堀の関板に用いる釘・鋸の数量を書き上げ、幕府普請奉行衆の手形をうける。

山村伊助・村野伊予達書(中井家文書、(㊦『大坂城再築関係史料』)

62 九月十八日

大坂城普請につき、諸組組頭の下奉行衆、来年掘削の東西堀等の割り当てを圖取で決定する。

元和十年以来江戸・大坂。尤禁裏御普請事(㊦『大坂城再築関係史料』)

63 十月一日

大坂本丸普請方につき、諸組組頭の下奉行衆、大名衆の担当普請坪数を算用する。

元和十年以来江戸・大坂、尤禁裏御普請事(㊦『大坂城再築関係史料』)

64 この年

普請参加大名とその負担が書き上げられる。

鍋島勝茂譜考補(㊦『大坂城再築関係史料』)

寛永五年(一六二八)

65 二月二日

前田利常、条目を定め、大坂城修築に従事する者に対して、幕府普請奉行等の仰せを順守すべきこと、そのほか石垣丁場が損じた場合、組中で築直すこと他国衆との喧嘩の禁止、石車による石材運搬に関する事など心得を定める。

前田利常判物写(国初遺文、(㊦『加賀藩史料』二))

66 八月十三日

大坂城二ノ丸南堀の普請について、諸組組頭の下奉行衆、大名衆の土坪の算用を行った。

御城廻御普請御手伝御務之趣公儀江被仰出候記録(㊦)
『大坂城再築関係史料』

67 八月十五日

大坂城南輪の普請について、諸組頭の下奉行衆、石垣坪の算用を行った。

御城廻御普請御手伝御務之趣公儀江被仰出候記録(㊦)
『大坂城再築関係史料』

68 十二月二十二日

加賀藩老臣本多政重、大坂の商人安井九兵衛に宛てて、九兵衛が大坂普請に奔走したことを喜ぶとの前田利常の言葉を伝える。

本多政重書状(安井家文書、㊦『安井家文書』)

69 辰年(寛永5年か)

大坂の商人安井家加賀藩より石を購入する。

加賀藩より買取石直段二付覚(安井家文書、㊦『安井家文書』)

寛永七年(一六三〇)

70 この年

大坂城への普請参加大名とその負担が組ごとに書き上げられる。

大坂普請役高書上(部分御旧記、㊦『大坂城再築関係史料』)

寛永八年(一六三一)

71 六月六日

幕府老中、金沢城の二・三ノ丸をひとつにする

普請を許可する。

老中奉書写(古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改
申品々之帳、㊦『金沢城研究』1)

72 六月二十九日

前田利常が金沢城の二ノ丸作事願を差し出した儀について、幕府老中連署して將軍徳川家光が満足している旨を伝える。

老中奉書写(古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改
申品々之帳、㊦『金沢城研究』1)

73 九月一日

幕府老中、芳春院丸境石垣修理等の普請を許可する。

老中奉書写(古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改
申品々之帳、㊦『金沢城研究』1)

74 十月四日

前田利常が居城の普請願を差し出したことに對し、幕府老中連署して將軍家光が満足しているとの意を伝える。

老中奉書写(古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改
申品々之帳、㊦『金沢城研究』1)

寛永十三年(一六三六)

75 正月八日

徳川家光、江戸城惣郭の造営を前田利常・七日市藩主前田利孝らに課す。利常は筋違橋を受け持つ。

76 二月七日

利常、江戸城外堀普請のようやく終わることを福井藩主松平忠昌に知らせる。

前田利常書状写 古文書大全(㉔)『加賀藩史料』二

慶安三年(一六五〇)

77 十月三日

大雨洪水で崩れた金沢城の石垣三箇所と堀浚渫普請が許可される。

国事雑抄(㉔)『国事雑抄』上

明暦三年(一六五七)

78 九月二十七日

前田綱紀ら諸大名、江戸城の石垣手伝普請を命ぜられる。綱紀は天守台石垣普請を受け持つ。

明暦年録(内閣文庫所蔵、『江戸幕府日記』、江府天守台

修築日記(加越能文庫、㉔北垣一九七七・見瀬一九八八)、

微妙公直言(㉔)『御夜話集』

79 十一月八日

藩の重臣小幡長次、江戸城天守台普請を仰せ付けられたるにつき、安井道卜・安井九兵衛に對し借銀を依頼する。

小幡長次書状(安井家文書、㉔)『安井家文書』

80 十二月

石川郡の十村たち、江戸表に出役する百姓たち

四千人の割符を書き上げる。

江戸役人割符書上(明暦期改作方留帳、㉔)『加賀藩改作法の研究』

万治元年(一六五八)

81 正月一九日

高田勘右衛門、安井道卜らが江戸の前田綱紀に年頭祝儀を差し出したことに対して書状を遣わす。

高田勘右衛門書状(安井家文書、㉔)『安井家文書』

82 二月二十一日

江戸への人夫派遣について、砺波郡太田村肝煎宗右衛門等三人が連署して請書を差し出す。

砺波郡太田村肝煎宗右衛門等三人連署請書(金子文書、

㉔)『加賀藩初期十村役金子文書』・木越二〇〇八)

83 三月十一日

十村田井村五兵衛、金沢町に在住する江戸役人の身元保証は町方で行うべきとの意向を示す。

田井村五兵衛達書(明暦期改作方留帳、㉔)『加賀改作法

の研究』・木越二〇〇八)

84 三月十四日

江戸城天守台石垣の普請を開始する

江府天守台修築日記(加越能文庫、㉔北垣一九七七・見

瀬一九八八)

85 三月二十九日

江戸三つ又の河口へ石十二、三着船したとの知

らせがはいる。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

86 四月八日

江戸の波止場に石船六艘着岸し、大角石を引き上げる。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

87 四月八日

百姓佐次右衛門ら、江戸城石垣普請の百姓役負担にあたり、よない銀立て替えを依頼する。

佐渡本間遺文桜井家文書（㊦『佐渡本間遺文桜井家文書』

88 四月二十日

江戸普請への百姓役人の給銀・賄銀が支給される。

田井村五兵衛上申書（改作所旧記、㊦『改作所旧記』

89 四月二十六日

江戸城石垣普請に関する普請付（將軍家綱黒印状）・書付が幕府老中より藩重臣に渡される。

前田育徳会所蔵文書、江府天守台修築日記（加越能文庫、

㊦北垣一九七七・見瀬一九八八）

90 五月四日

江戸城天守台石垣普請鉄初につき、藩主前田綱紀ら天守台戌亥の角石を据える。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

91 五月晦日

江戸城天守台普請につき、幕府より扶持米一五〇〇石を受け取る

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

92 六月三日

江戸城天守台石垣普請に関し、幕府より香霏散を拝領する。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）、㊦『東京市史稿』

93 六月二十八日

御大工・穴生衆、江戸城天守台石垣普請につき、水を見るため、万丈の立て方を確認する。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

94 七月朔日

江戸城天守台の丑寅の角石を置き始める。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

95 八月二十八日

この日までに江戸城天守台石垣の角石・平石四方ともに築き終える。

江府天守台修築日記（加越能文庫、㊦北垣一九七七・見

瀬一九八八）

96 九月二十六日

江戸城天守台石垣の普請成就する。

江府天守台修築日記(加越能文庫、⑩北垣一九七七・見瀬一九八八)

97 十月十五日

藩重臣前田直之、綱紀の祝言が無事済んだことを報告する。

前田直之書状(安井家文書、⑩『大坂城再築関係史料』)

98 閏十二月二十一日

安井道卜ら、小寺甚右衛門らに対し、前田家との関わりを書き上げる。

安井道卜・九兵衛前田家出入筋目書上写(安井家文書、⑩『大坂城再築関係史料』)

99 閏十二月

鹿島郡十村有江村藤右衛門、「江戸御普請役人付帳」を作成し、江戸の普請に従事した組内百姓の動向を藩へ報告する。

江戸御普請役人付帳(真館文書、⑩『鹿島町史』)

万治二年(一六五九)

100 四月十五日

大野馬左衛門、越中六渡寺孫兵衛舟上阪につき書状を遣わす。

大野馬左衛門書状(安井家文書、⑩『大坂城再築関係史料』)

万治三年(一六六〇)

101 正月十三日

藩土神尾直武、鹿島郡有江村の十村藤右衛門より天守台石垣里子返上銀を請け取る。

里子返上銀請取状(岡部家文書、⑩木越二〇〇八)

年未詳

102 三月八日

前田利常、本多政重・横山長知にあてて、大坂普請に関し、交代で詰めるよう求める

前田利常書状(本多氏古文書等二、⑩『金沢市史』藩主)

103 三月二十五日

奥村庸礼ら三人の加賀藩重臣、安井九兵衛に対して、石材準備奔走を依頼する。

奥村庸礼他二名連署書状(安井家文書、⑩『安井家文書』)

104 五月十三日

宮崎太左衛門、安井九兵衛らに対し、残石の売却を指示する。

宮崎太左衛門他一名連署書状(安井家文書、⑩『安井家文書』)

105 五月二十四日

前田利光(利常)、急ぎ千人夫の指し越しを命じる。

山崎家文書(金沢工業大学所蔵)

106 五月二十四日

藩重臣長家の家臣浦野信吉、安井道卜・同九兵衛

衛に対し、高野山石の切り出しについて書状を遣わし、石切派遣等を求める。

浦野信吉書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

107 六月十六日

藩重臣奥村栄清の家来坪井八左衛門、安井道卜らに安芸広島までの船切手裁許を依頼する。

坪井八左衛門書状（安井家文書、㊶『大坂城再築関係史料』）

108 七月八日

人持与下奉行、安井道卜らに対し、残石の払い方については、熊谷・宮崎兩人より詳細を述べ、旨書状を遣わす。

人持与下奉行書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

109 八月十七日

土井利勝、前田利常に対し、大坂普請出来につき、書状を遣わす。

土井利勝書状（前田育徳会所蔵文書）

110 十月二十四日

熊谷久右衛門、安井九兵衛の蔵宿懇望につき、重臣へその意向を伝える旨を申遣わす。

熊谷久右衛門書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

111 十月二十九日

横山長知、石材大坂輸送に奔走するよう安井九兵衛に求める。

横山長知書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

112 十一月十一日

小幡長次、安井道卜・同九兵衛に対し、借銀才覚を依頼する。

小幡長次書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

113 十二月五日

横山康玄、安井九兵衛にあてて普請の用意滞りなく奔走したことをねぎらった藩主の意を伝える。

横山康玄書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

兵衛・平野次郎兵衛連署由緒書上（安井家文書、㊶『安井家文書』）

114 十二月十四日

安井九兵衛より巾着到来につき、前田利常より礼状が発せられた。

前田利常書状（安井家文書、㊶『安井家文書』）

*史料出典に記載され、略称を用いた論文は次の通りである。

善積 美恵子 一九六七 「手伝普請について」（『学習院大学文学部研究年報』14輯）

北垣 聰一郎 一九七七 『明暦四 江府天守台修築日記』（関西城郭研究会）

見瀬 和雄 一九八八 「万治元年江府城天守台石垣普請の記録『江府天守台修築日記』の紹介」（『富山工業専門学校紀要』22号）

瀬戸 薫 二〇〇〇 『北信愛覚書』について—天正十五年の金沢城—（『加能史料研究』第12号）

木越 隆三 二〇〇八 「江府天守台普請に動員された百姓たち」（『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房 所収（初出は『北陸史学』45号 一九九六）

二 加賀藩前田氏の城普請史料 (天正10年〜寛文10年)

1 (天正十年) 六月二十七日 前田利家、穴水の百姓中に七尾城で用いる材木を遅滞なく運送させる。【能登古文書7】前田利家黒印状写

⑨『新修七尾市史』武士編

已上、

急度遣候、当城之用、へいはしら並なるきらせ、其地之以舟、早々可越候、急用候間、於延引者可為曲事者也、

六月廿七日

利家(黒印影)

穴水百姓中

2 (天正十年) 七月三日 鳳至郡穴水の惣百姓に、鍛持参で七尾の

出夫を命ずる。【能登古文書7】前田利家黒印状写 ⑩『新修七尾市史』武士編

其在所家なみに、百姓有次第くわをもたせ、来五日七尾まで可参着候、若無沙汰せしめ者、可為曲事候也、

七月三日

利家(黒印影)

穴水百姓中

3 (天正十年) 八月二十九日 鳳至郡諸橋六郷の百姓中に対し、穴

水城の普請とするための竹・板等を課すことを命ずる。【諸橋家文

書】前田利家黒印状 ⑪『新修七尾市史』武士編

穴水城普請之用候、竹式百束・板六拾間、人足有次第、屋並鍛を持、早々彼地

へ可越候、於延引者、可為曲事者也、

八月廿九日

諸橋六郷

百姓中

利家(黒印)

4 (天正十四年カ) 六月七日 越前敦賀の高嶋屋伝右衛門らに対し、

金沢城天守建立のための鉄輸送を命ずる。【小宮山家文書】前田利家朱

印状 ⑫『新修七尾市史』武士編

去朔日之書状、具披見候、

一、米之売ね不相替之由、先以尤候、殊美濃・尾張へひけ候ニ付て、米はか行候由、可然候、時分の事候間、無由断可申付候、米をハ追々可遣候、

一、松任米千五百俵之舟も着岸之由、尤候、

一、大豆事申越候、即申付、千俵計上候、よきやうニ可相計候、

一、去年かい置候くろかね、如日起下候へく候、天守をたて候ニ付て入申候、

早々まち申候、幸の事候間、由断有ましく候、

一、其元様子、細々可申越候、

一、米をのほせ候はんも、船なく候て不自由候、高嶋屋令相談、船を下候へく候、米ハ舟次第候、委細渡部彦左衛門尉可申候、謹言、

六月七日

(朱印)

高嶋屋伝右衛門尉

横地藤介殿

5 天正十五年七月十六日 前田利家、穴太源介を知行百俵で宛行う。

前田利家印判状(穴太政洋氏所蔵文書)

石川・河北両郡之内を以、百俵之所令扶助訖、全可知行者也、仍如件、

天正拾五

七月十六日

利家(印)

穴太源介所

6 (慶長十四年) 八月八日 前田利長、神尾之直に對し、高岡移徙を來月五日、六日頃との意向を伝え、吉日を知らせるよう求める。

【前田育徳会所藏文書】前田利長書狀(高岡市図録『前田利長展』)

「しよ

はひ」

参

尚々らい月三日より七日までのじぶんの出来そうちいつまでたつねられ、吉日かとはれ申こさるへく候、

わざと申入候、仍我々ハたまし、らい月五日、六日のころこし可申候、其方にてふしんぶぎやうなどにをきかれほん丸のへいなど出来候ハ、其じぶんのひどりをたつねられ候て申こさるへく候、たかへやなど馬やなどハ、おそく候てもくるしからず候、たゞきどいへいなど出来候ハ、よく候、かしく

八月八日

7

(慶長十九年) 二月二十日 前田利長、本多政重に對し、越後の普請を怠りなく進めることを求める。【本多氏古文書等二】前田利長書狀

写(⑩『金沢市史』藩主)

上書

(本多政重)

参

(前田利長)

返々きりしたん御はらいの義にて、上方さわかしきてい申し候ハ、

なんとハ両とまで御いて、はるくおこし入御たひれ候ハんと申し候、

多ちこの御ふしん三月一日 御くわはしめのやうニうけ給候、何様にも五百か

千ほと人をつかわれ、まづちやうはへ少にても人をくはり申たく候、其たんも其方ふんへつしたい存候、うけ給候へハ、多ちせんにハくそく・さし物よおいのよし、たしかニうけ給候、かふきにもならざる事に候、御ふしんいち大事の事にて候間、かならずくわはしめにへてうばん人をつかハしたく候、ちくせんかたより折々申し候間、其方ゆたんなく、ちくせん儀きもいられ候よし、まんそくに申し候とおりに、我々ニよく心得候て申候へと申し候、いよくゆたんなく、せいを入られ候て可給候、かしく、

ひせん

二月廿日

(印影)

8 (元和六年) 正月二十日 前田利貞(利家六男、利豊ともいう)、松平康定に宛てて、借金しようとするも、財政すりきれにつき、大坂普請勤め難き旨を訴える。【前田貞醇所藏文書】前田利貞書上書(⑪『加賀藩史料』二)

乍恐謹而言上

一、私身上何共罷成、今度上方御役儀もつとめがたく御座候付而、せんかたなきのま、捧愚意候。くわぶんの御知行拝領仕、いく程も無御座、かやう之儀申上候事、私式にはにあひ不申儀に御座候へども、知行所悪御座候哉、又わたくしぶがいしやうに御座候哉、朝夕の暮をも仕かね申付而、御なげき申上候事。

一、くわぶんの御知行拝領仕、むざと金銀をもつかひうしなひ、如此すりきり申候やうに可被及聞召所迷惑仕候。されども先年大坂御陣迄は五百石被下候を、大津に而為御加増、五千石並金子十枚は拝領仕、則於京都侍十七人相抱申候もの共に、判金一枚宛とらせ申候。其外小姓をも廿七八人、並鉄炮之もの小者以下数多召抱、其刻世上こといそがはしき時分に御座候へば、くわぶんに金銀をもとらせ、俄に武道具をもとめ申付而、英賢様御遺物に三十枚被下候金子迄も、不残つかひうしなひ、御陣勤申候、御帰陣の後、御藏かへし半分被下候へ共、数多之侍共、其外人多抱置申付而、配当仕かね、浅野将監をたのみ借銀仕、いづれへも遣申候。又翌年俄之御陣に、右之武具のぼりさし物以下までも仕かへ、同馬上之侍共に又くわぶんに金銀遣、めしつれ罷立申候事。

一、次之御帰陣後あら屋敷拝領仕、私一人之かいきを以、こやがけ同前之家を

も仕申候。右五百石被下候時は、誠にはさみばこ一つの躰に御座候を、くわぶんの御加増拝領仕、人がましく罷成申付而、万事遺道具以下迄も俄相もとめ、物入計打つゞき、日まし借銀はいやまし、年々利足にりそくかさなり、只今はたといきつまり迷惑仕候事。

一、今度上方御役儀何共不罷成に付而、又浅野将監を頼借金仕、大名よない並役人をもさしのぼせ申候へども、もはや此後之入用何共不罷成候。此上に成共かし申ものさへ御座候はゞ、御役儀つゝがなく相つとめ申度候へ共、私すりきり申儀、御分国上下共に其かくれ無御座候付而、一円かして無御座候故、いきつまり、すへの御役儀あてども無御座候条、御知行指上申上候。則いづかたへ成共、乞食出に可罷出と奉存候へ共、右に修理殿さやう之不儀を被仕候処に、又々哉私式かやう之後をも仕候ては、殿様御為に對し慮外に御座候間、此上は能州瀧谷寺辺に居住可仕より外無御座候事。

一、旧冬借銀にはたとりつめられ、身上相果可申処を、各馳走を以、先づ越年仕候。則借銀之書付別紙に仕上申候間、逆も之御慈悲に、当暮に只今指上申候知行の内を以、借銀之方へ被遣被下候者、忝可奉存候事。

右之趣乍恐被入御披見、宜言上所仰候。仍如件。

元和六年三月二十日

前田備前守判

松平伯耆守殿

元和七年二月七日 幕府の年寄衆、金沢城本丸拡張のための普請を許可する。【古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳】老中奉書

〔金沢城研究〕1

〔奉書之写〕

以上

一筆申入候、仍金沢御城本丸狭御座候付、西北之丸を御取込被成度之様二承候、以絵図披露仕候之処、一段御尤二被 思召、右之御普請急度可被仰付之旨御意候之間、可被為得其意候、恐々謹言、

元和七

二月七日

安藤对馬守

重信

寛永五年二月二日 前田利常、条目を定め、大坂城修築に従事する者に対して、幕府普請奉行等の仰せを順守すべきこと、そのほか石垣丁場が損じた場合、組中で築き直すこと、他国衆との喧嘩の禁止、石車による石材運搬に関する事など心得を定める。

【国初遺文】前田利常判物(⑩『加賀藩史料』二)

置目

一、大坂御普請中諸職、公儀御奉行衆被仰付趣不可有相違候。若違背之族於有之者、可為曲事。

一、家中侍共、公儀御奉行衆其外対御昵近衆に、慮外之仕合有之付而は、聞出次第急度可申付候事。

一、大坂御普請中、割符其外手廻之儀に付而、組々之人持並普請奉行のもの共、申渡候通不及異儀。若相滞事有之者、当番侍共家中・下奉行によらず、遂穿鑿可処曲言事。

一、家中組々普請無由断可申付候。致無沙汰町場おくれ候においては、いづれも侍共可為越度事。

一、石垣之町場、奉行人さしづを請被入念、若石垣致不念損候は、其組中として築直可申。自然次の町場おくれ候に付而は、可処曲言。付、崩石垣にひかれ損申分は惣つきたるべき事。

一、石垣根はり並堀普請之儀、奉行之者ども相定之通致出来上にて、崩候者惣普請たるべき事。

一、家中侍・小者によらず、借屋にても小屋に而も、奉行人指図次第に一所に

土井大炊助 利勝

本多上野介 正純

酒井雅楽頭 忠世

松平筑前守殿

人々御中

可有之事。付、当普請中下々遣女之外、遊者共小屋場へ立入候事堅令停止候。若猥之儀有之付而は、急度可申付候事。

一、普請之者共、諸見物町ありき夜行錢湯入候事、並諸勝負堅令停止候。若普請之用所為相調町中に於罷出者、人持共之分は組々之人持之以切手可罷出候。馬廻之者共は則其与頭より可為切手次第事。

一、石車之事、他国衆之義は不及申に、内輪之者共に至迄先次第たるへし。但、前々石滞儀有之付而は、其奉行人へ相理、後之石返し可申候。自然理不尽に押置申事仕出候者、跡之石奉行人可為曲言事。

一、普請のもの共、或は作毛ふみあらし、或はかうるい等取あらし、猥之族可為曲事。

一、町人並諸商人、百姓等に対申事仕出候は、不立入理非に此方者可致成敗之事。

一、他国衆より走人之儀、理於有之者、不及異儀先返し遣、申分有之ば、追而普請奉行を以可相究事。

一、家中之走人他方に有之付而は、能々相断納得之上を以可召返。此方内輪にてかまひ有之者之儀は、当主人に預け置、当年御普請相動罷帰可召返、御普請中互之申分有之間敷事。

一、他国衆と家中之者、喧嘩口論仕出候者、相手かまひなく此方之者致成敗、追而奉行のもの共に為申聞可及理候。惣而喧嘩之場へ方人として罷出候事、親子兄弟たりといふ共堅令停止候。若猥に指出者有之候者、遂穿鑿急度可申付事。

一、当内輪之者共於喧嘩仕出者、如公儀御法度之可申付。若本人走に付而は、其場に有合候傍輩共之内、致穿鑿可令成敗候。付、惣別此度御普請中之儀者、及恥辱候とも其身不可為越度候条、其場を令堪忍、追而奉行中に相理候は、相手之儀存分のごとく可申付事。

寛永五年二月二日

(判)

11

(明暦三年) 十一月八日 藩の重臣小幡長次、江戸天守台普請仰せ付けられたるにつき、安井道卜・安井九兵衛に対し借銀を依頼する。【安井家文書】小幡長次書状(9)【安井文書】

猶々借銀事頼入候、急度返弁申候条、御氣遣有間布候、猶以飛脚為可申候、内々御才覚懇頼申事候、以上、

其以後以書状不申達候、弥御無事候哉、承度存候、

一、九兵衛江戶仕廻、漸可被帰与珍重存候、

一、加須屋八郎右衛門為替小寺甚右衛門參候、自然用心可申与御肝煎頼存候、

一、来年江戸御守殿御普請加賀守殿被仰出候、就其銀子式拾貫目借申度候、近年上方借銀不限御国持返弁無之付而貸シ兼候様ニ及承候、日本神急度返弁可申候間、其御心得候而御肝煎頼申候、来二月取寄申度候、加須屋八郎右衛門追付下可申候間、委細可蒙仰候、恐々謹言、

十一月八日

小宮内

長次(花押)

安井道卜老

安井九兵衛殿

御宿所

12

万治元年閏十二月二十一日 安井道卜ら、小寺甚右衛門らに対し、前田家との関わりを書き上げる。【安井家文書】安井道卜・九兵衛前田家出入筋目書上写(9)【安井家文書】

入筋目書上写(9)【安井家文書】

先年書上候留書之写

殿様江私出入仕候筋目御筋目御尋ニ付書付差上申候、

一、元和六年大坂御城御普請ニ付、御城之近辺ニ私田地屋敷御座候故、御石置場・御小屋場ニ被成度旨、中納言様為御意、本多安房守様・横山々城守様より被仰下候故、則御請仕、其刻より御出入仕候、古石御除被成候刻茂、諸大名衆様除場遠所ニ而御座候所、殿様御除石分者、我等屋敷御城下之下ニ而御座候故、大分之御馳走ニ罷成候由、被成御意候、則加州へ罷下、中納言様へ御目見仕、忝御意共難有奉存候、如此御座候ニ付、御老中様・御与頭衆・御普請奉行衆より右御馳走申上候段、殿様御満足被為成候由、御礼状共数多被下候、右之御石置場六町余之地子銀、老々年ニ拾五貫目余私ニ被下候処、寛永五年御公儀様より地子銀取不申候様ニと被仰付候、其以降町人共、諸大名衆へ内証御なげき申上候て、地子銀何れ茂少宛被下候、私儀者終御訴訟不申上、

承応元年迄廿五年之間、御残石共其儘御座候ニ付、始者石番衆御置被成候、

御公儀請人二も私罷立候、寛永拾九年より御奉公と奉存、御石共私預置申候、其以後度々御壳私被成候刻、私肝煎申候、其上從殿様御書度々頂戴仕、去年江戸へ罷下、(前田綱紀)加賀守様へ九兵衛御目見仕、冥加至極ニ奉存候、右之通ニ御座候、以上、

大坂

安井道卜

万治元年戊閏極月廿一日

安井九兵衛

小寺甚右衛門殿

宮川五右衛門殿

三嶋彦右衛門殿

13 十月二十九日 横山長知、石材大坂輸送に奔走するよう安井九兵衛に求める。【安井家文書】横山長知書状(前田利密)⑩『安井家文書』

以上

去十八日之御状具令拝見候、今度筑前守大津逗留中ニ御見廻ニ御越之由、尤存候、先年大坂御普請之時分より色々御馳走之由承、満足被仕候条、来年普請之事、弥被入御情候而可給候、就其当年誂申候石三千余、大坂へ相届申由尤存候、相残石共無異儀、相差候様ニ御馳走專一候、中越之石も掘出来候故、墓行申由珍重存候、其元御普請手廻之儀候而、富田下総守被指越候条、万被仰談御肝煎頼申候、猶自是可令申候、恐々謹言、

十月廿九日

横山山城守

長知 (花押)

安井九兵衛殿

御返報

14 (万治元年) 四月二十六日 江戸城石垣普請に関する (將軍家綱

の) 黒印状が幕府老中より藩重臣に渡される。【江府天守台修築日記】

徳川家綱黒印状写・覚書 (加越能文庫、⑩北垣一九七七・見瀬一九八八)

四月廿六日、久世大和守殿より御普請奉行御寄台所へ奉行人可罷出候旨申来、

則本多安房・奥村河内・奥村因幡・菊地大学・青山織部・富田内蔵允罷出候处、

今度御普請付役被仰定御黒印并御一書共二両通御老中より御渡被成候事、

条々

一、今度普請中於何事申分有之者普請相済可及沙汰、縦難有道理申出輩、可為曲事候事、

一、喧嘩口論堅制禁之訖、若有違犯之族者不論理非、双方可処断罪勿論、令荷担者其咎可重於本人万一、喧嘩口論火事有之時、役人之外一切其所不可馳集事、

附、不可押買狼藉之事、

一、人通之儀停止之、於有申趣者、普請以後可沙汰、但、重科人ハ達普請奉行可受裁許、不可致私之出入候事、

右、可相守此旨、其外諸事得普請奉行指図可申付者也、

明曆四年三月五日

御黒印

覚

一、今度被 仰付候御殿守台御石垣之義ニ付、はかゆき可申手廻被存寄次第、此方可被申聞事、

一、角石・角脇平石共二大小場所見合、石垣能様ニ為築可被申事、

一、角石ハうは口切合脚込張合、念を入、為築可被申事、

一、面切中すたれニ為切可被申事、

一、大栗石・小栗石共二堅石を請取為人可被申事、

一、所々御石垣きれ無之様ニ被人念、若一所ニても被見出候ハ、築直可被申事、

一、御門台并土留之御石垣ハ、只今迄有之御石垣ニ取合候様ニ為築可被申候事、

一、通道ニ石引捨不置候様ニ可被申付候事、

一、人足御城中へ出入候刻限、朝ハ日出時分、暁ハ七ツうち退出候様ニ可被申付候事、

四月廿五日

【前田育徳会所蔵文書】本多政長・奥村庸礼覚書

一、明曆四年四月廿五日内桜田下馬腰懸之所、御普請奉行衆御用御調候小屋迄御用御座之間、此方天守台御普請奉行召連可罷出旨、久世大和守殿被仰渡之旨、

津田平左衛門殿より申来、本多安房・奥村因幡・奥村志岐・菊地十六郎・青山故織部・富田故内蔵允罷越候处、今度御普請ニ付、御黒印出申候写、御渡被

成候間、此趣可申上旨、大和守殿直ニ被仰聞 御黒印之写御渡被成候、

寛文十年正月十六日 藩の普請奉行荒木善大夫ら、年寄にあてて
寛文九年分の役銀払方の中勘を書き上げる。(穴太政洋氏所蔵文書)

- 一、御天守台御石垣之儀ニ付、はかゆき可申廻存寄候ハ、可申上候、此外石垣築様等、品々之御覚書一通、是も大和守殿御渡、津田平左衛門・柘植平右衛門殿・城半左衛門殿・永井弥右衛門殿、列座被致挨拶候、
- 一、御黒印御本紙者押上不仕候、御写之物并御覚書請取罷越、(前出利巻)微妙院様江上申候、右之趣留書等者無御座候、私共覚申通、如此候ニ奉存候、以上、

延宝九酉辛年三月日

奥村(兼也)老岐
本多安房(或長)

残テ

式百四拾貳貫貳拾六匁(但、当春より御普請入用日用払方ニ仕候、)

外

八拾六両 金小判

老切 金老歩

右、寛文九年分役銀払方中勘如斯ニ御座候、以上、

寛文拾年正月拾六日

荒木善大夫
高山勘兵衛
武部四郎兵衛

一、百三貫貳百七拾五匁

(戸室山石掘御普請日用銀高)

一、五拾老貫九百老匁

(戸室山より半途中山迄石釣日用銀高)

一、拾五貫六百四匁

(御作事所江宮腰より御材木持届申日用并小作事方ニ召仕候御用銀)

一、八拾老貫三百拾匁

(本吉御藏際河除御普請日用銀高)

一、八拾九貫八百四拾六匁

(高岡横田川小橋之上下河除御普請日用銀高)

一、五拾四貫八百六拾五匁

(吉久御藏建前地形并河除御普請日用銀高)

一、拾九貫七百四拾老匁

(石川・河北往還通り道橋并御藏建前破損修理・社堂破損修理共其外品々御普請日用銀高)

一、三拾貳貫九百八拾貳匁

(越中廻り御普請方品々同断)

一、四拾四貫八百八拾五匁

(能州廻り御普請方品々同断)

一、百六拾六貫三百三拾貳匁

(御普請道具品々相調候銀高)

払銀高

千三百六拾貳貫貳百貳拾九匁

IV

加賀藩の石工史料

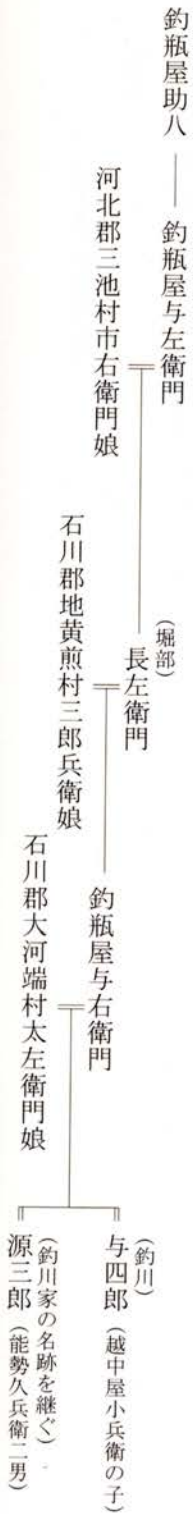
(釣川家文書)

二十人石切とは、加賀藩に所属し、所定の扶持米や給銀を受ける石工であり、身分的には姓を名乗ることのできない中間・小者クラスの藩直属奉公人であった。職名の由来は、定員が二十名であったことによる『加能郷土辞彙』。ここに掲げた釣川家文書は、二十人石切を勤めた家に伝来したものであり、二十人石切は穴生、御扶持人石切（穴生は御歩並、御扶持人石切は足軽クラスの待遇）とともに普請会所に属し、石垣普請のほか犀川・浅野川の川除普請や城内の石造物の作事にも携わった。彼らの活躍は、文化の火災で焼失した金沢城二ノ丸御殿の再建事業においても確認することができる『御造営方日並記』。また、千石以上の藩家臣は、役小者という普請労働を石高に応じて負担したが、石垣普請や川除普請の際に、現場労働者として動員された役小者・日用は、藩所属の専門職である二十人石切とともに普請場に行き、技術的指導も受けながら作業に励んだ。

さて釣川家旧蔵の文書は、現在金沢くらしの博物館に所蔵されており、幕末期から昭和にかけての石工や石材、石商工会などに関する史料が残されている。そのうち藩政期のものについては、これまで金沢市教育委員会『金沢の石切り』（金沢市文化財紀要六十五、一九八七）、金沢市生活環境部『戸室石引き道調査報告書』（一九九五）、『金沢市史』資料編7 近世五（二〇〇二）などで一部が翻刻、紹介されているが、本書では、藩政期から明治六年までの十七点を収載した。

釣川源三郎の明治四年「先祖由緒并一類附帳」（加越能文庫）によれば、釣川家は、二十人石切の家系であったが、同家が最初に二十人石切になったのは江戸中期のことで、金沢鍛冶町在住の町人釣瓶屋助八の子与左衛門を嚆矢とする。与左衛門の子長左衛門は、父の没した明和八年に二十人石切となり、ついで天明七年には御扶持人石切に昇進した。このとき苗字を許され堀部と称し、堀部長左衛門と名乗った。彼は寛政八年に二十人石切小頭となったが、享和元年病死した。長左衛門の子与右衛門は文政五年別家をたてて町人となり、釣瓶屋与右衛門を称した。そののち金沢堅町越中屋小兵衛の子が与右衛門の養子に迎えられた。これが今回翻刻した釣川家文書のなかに登場する与四郎である。与四郎は、元治元年二十人石切となり、「竹沢御屋敷内并金谷御殿御普請御用主附」となり、慶応三年には、御扶持人石切、ついで同年御扶持人石切小頭と昇進し苗字を許され釣川与四郎となった。しかしこの年は、普請会所が廃止となった年でもあり、与四郎は「割場附新足軽」として切米十五俵を得たが、翌明治元年病氣となり、退隠し、養父釣瓶屋与右衛門のもとに移った。釣川家の名跡を継いだのは、生駒勘右衛門家の足軽小頭能勢久兵衛の二男源三郎で、与四郎に代わって割場附新足軽となり、明治二年の改革で卒族になった。なお史料の翻刻においては、Iの凡例四の原則に拠っている。

*釣川家系図



1 元治元年八月 二十人石切召抱に付宛行状

年中御宛行
二十人石切弥右衛門
代り
与四郎

外式人扶持

右与四郎義、二十人石切被 召抱、御充行、右之通、被下之、

(元治元年)
子
八月六日

2 元治元年八月 万留帳

(表紙)〔治、以下同〕
元次元子年八月改

万留帳

鉤川氏

(合点朱書、以下同)

〔後藤〕
後藤李兵衛 慶応三年卯三月十五日、定番御歩並次列被仰付、

〔奥〕
奥源介

〔奥〕
奥源之丞 慶応三年卯三月十五日、定番御歩並次列被仰付、

後藤平左衛門

金屋御普請二付、穴生加人

德田文次郎 慶応三年卯三月十六日、当分御用、

右同加人

村沢友男 右同年三月十六日、右同断、

〔相川〕
相川太助 元次元年子九月十二日、病死仕候、

〔元治カ〕
広瀬猪之助 慶応元年子十二月廿八日、壹人扶持、

堀部丈五郎

〔三順〕
三順与八郎 元次元年子八月二日、扶持人石切御召抱、同年十二月廿五日、足輕御召抱之事、

〔中嶋〕
中嶋清四郎 右年同月日、扶持人石切召抱、又慶応三年卯四月、

足輕召抱之事、

相川太助代り

〔岡本〕
岡本弥之丞 右年子十二月廿五日、足輕御召抱之事、

三順与八郎代り

中上理助

岡本弥之助代り

田川忠兵衛

〔長田〕
長田平次 慶応二年寅五月二日、御扶持人石切召抱之事、

慶応三年卯四月廿四日迄石切、

中嶋清四郎代り

鉤川与四郎 慶応三年卯五月八日、御扶持人石切御召抱之事、

長田平次代り

村井吉兵衛

御道具奉行

山田脇之助

才川河原 坂井弥太郎

岸井宇兵衛

才川河原 河合平作

五十人町 小池文左衛門

寺町 出口和三郎

御道具奉行当分加人

山岸銀三郎

棟取留書

浅の川

瀧 兵之介

棟取留書

木町

熊田喜六 静三郎

棟取留書

桶丁

直山喜九郎

御屋敷方

小立の

中村順之丞

鳴村清四郎 孝作

三宅吉之助

中村栄次郎

水登又吉

小立の御坊丁

山田市之丞

河野弥一郎

観音町四間丁

丹上喜兵衛 徳右衛門

中村久作

寺町笹ヶ町

中村清作

弥之助

弥平

忠右衛門

吉兵衛

栄太郎

太右衛門

理助

喜兵衛

次郎助

忠太郎

弥左衛門

善四郎

弥左衛門代り

与四郎

平次

北川久右衛門 宮岡組

弥右衛門

元次元年子八月六日、二十人石切御召抱之事、
右年同月日、二十人石切召抱、改慶応三年卯四月二十四日、二十人石切、御召抱之事、同十月十一日、立替之事、

梅原与作

同組

甚八

右同年月日、二十人石切御召抱之事、
右同年月日、二十人石切召抱、不正之義二付、
卯二月廿六日より追込、
右同年月日、二十人石切召抱、慶応元年十二月

十八日立替仕候之事、

小坂文右衛門 同組

右年九月十日、二十人石切御召抱之事、

駒次郎

右同年月日、二十人石切御召抱、慶応二年寅十二月八日立替仕候之事、

山岸甚九郎 同組

右同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

喜助

右同年十月十日、二十人石切御召抱之事、

善四郎代り

和兵衛

右同年十一月八日、二十人石切御召抱、

忠右衛門代り

松田徳兵衛

右同年十二月七日、二十人石切御召抱之事、

吉兵衛代り

平桜市兵衛

右同十二月十日、二十人石切御召抱之事、

小林嘉助

元次二年丑二月二日、二十人石切御召抱之事、

北川久三郎

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

〔朱〕
替名

小平次

村井吉兵衛

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

高井半四郎

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

次郎兵衛

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

笠井市右衛門

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

理助代り

礮野儀兵衛

同年三月十六日、二十人石切御召抱之事、

忠太郎代り

沢田久左衛門

同年同月同日、二十人石切御召抱之事、

甚八代り

長瀬永之丞

同年十二月十八日、二十人石切御召抱之事、

平次代り

甚吉郎

慶応二年寅五月十二日、二十人石切御召抱之事、

駒次郎代り

小西小三郎

同年十二月廿四日、二十人石切御召抱之事、

弥右衛門代り

山田六三郎

慶応三年卯七月七日、二十人石切御召抱之事、

喜兵衛代り

伊左衛門

平次代り

次吉

同年う十月十一日十日二十人石切御召抱之事、

永町

宮岡市之丞

永町

原田吉之助

永町

山本常次郎

浅の町

石墨(應)久太郎

小立の

横田久兵衛

浅の町

内田和六

永町

坂井九左衛門

大衆免立町

木嶋源右衛門

杉浦町

河崎太右衛門

富山町

墨田徳太郎

才川下舟ミ高

落合弥大夫

下

高尾七右衛門

川上永楽屋 上 川端亀兵衛

永町 木嶋甚太郎

ちうせん町 朝荷喜作(七)

石坂三丁目 増本善兵衛

慶応三年卯十二月晦日 鉤川与四郎

割場付新足輕御被召抱之事

同日 村井吉兵衛

同日 北川久右衛門

同日 梅原与作

同日 小坂文右衛門

同日 山岸甚九郎

(前田齊卷) 中納言様御隠居、(前田慶卷) 中将様御家督被仰出候段、只今申達候通二候、此上

不相替、 中将様江急度、御奉公仕候様、可聞上而、中納言様分二而、御意候之間、可被 得其意候御事、

五月日

一、私義、氣配相滞候二付、今日より御奉公引仕候、以上、

月日

一、私義、氣配宜敷御座候間、今日より出勤仕候、此段御届申候、

以上、

月日

一、私義、兄何町何屋何兵衛相滞候処、不相可療養(可)、只今病死仕候

二付、今日より忌引仕候、以上、

月日

一、私義、兄病死二付、忌引仕候処、忌明二付、今日より出勤仕候、

此段御届奉申候、以上、

月日

一、私義、相滞候処、療養相不可(可)、只今病死仕候二付、今日より忌引仕候、依而此段御届申上候、

月日

二十人石切

弥右衛門

右之者才川馬場越中屋宇兵衛方二借宅致候共、家売払方二付、今日より堀川七ツ屋町千木屋助三郎方江借宅仕候二付、私共より御届申上候、以上、

月日

名印

右弥右衛門義、才川前馬場越中屋宇兵衛二借宅致候二壳家下上払候二付、今日より堀川千木屋助三郎江借宅仕候二付、此段御届申候、以上、

月日

名印

役所

一、何ツ 何品

右私義、何月何日何町湯風呂商売何屋方江湯入二馳越、無程、湯揚り見受候処、前段之品々見当り不申由候へハ、何者歟、湯入人二紛込置取行申候ト奉存候二付、此段御断奉申上候、以上、

何月

何町

何名

右、御場御印之切手何通、請取申候、以上、

御普請会所附

何月日

何名判

右、御場等御印有之切手何通、指出申候、以上、

御普請会所附

何月日

何名判

覚

一、何百何拾何貫何百何拾何分 御普請会所渡り 通用銀

右、御算用場等御印有之切手ヲ以、請取申候、以上、

御普請会所附

何月日

何名判

小払所

御役所

御自分組合之内ニ罷在釣部屋与右衛門方ニ同居致候二十人石切与四郎義、今般御普請会所附御扶持人石切ニ被仰付、釣川与四郎改名致候、右、御承知申進候、以上、

何月

何名印

同 同役

何町組合頭

何右衛門殿

本町ニ而屋名附之事、

覚

一、何百目

通用銀

右之銀、奉借用仕候、実正ニ御座候、尤通納之義者、五ヶ年賊ヲ以、

何月より元利当十一月より兩度之御扶持方御渡之節、通納可仕候、

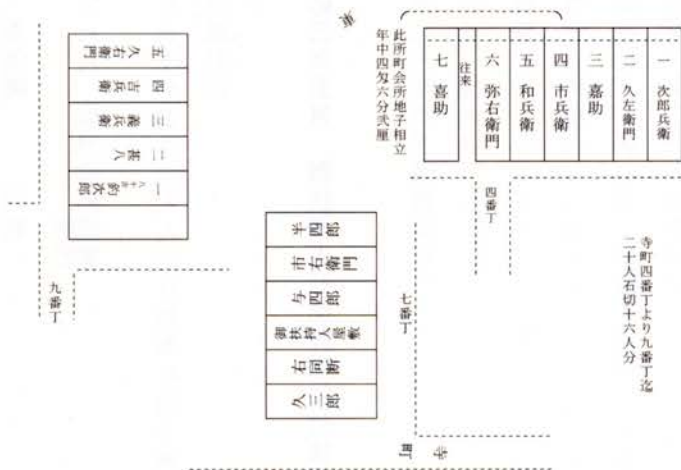
為其一札如件、

月日

何名印

仕法

除銀所



甚九郎	与作	平次	文右衛門	徳兵衛
-----	----	----	------	-----

大衆免二十人石切
屋敷五人分

出米

丑五月より

一、五拾目

式刃四分二厘

十刃

壹刃ノ四分

二刃八分

十刃

壹刃壹分二厘

壹刃六分八厘

引残三十目 元銀

三刃三分二厘

松月与三郎様上納仕候、

卯十二月より巳三月、十六ヶ月も朱引かへ

何挺

羽釣鑿

鉄手木

山刀

玄翁

刃手木

斧

柄祓金

靄背

鍬 小槌 鎌

杉持 台持 浜綱

芋綱 俵縄 何筋

何把

右、私共支配御扶持人石切日割御扶持方両堂形蔵ニ而、御渡し可被成候、以上、

3 慶応三年五月 御扶持人石切昇進に付扶持方變更申渡状

御普請奉行江

御給銀

一、式百目

二十人石切

与四郎

外式人扶持

御扶持人石切二被 仰付、

最前之御扶持方被指除之、

右、先達而各紙面を以、被 申聞候二付、願之通、被 仰付候条、

可被 申渡候事、

(慶応三年) 丁卯

五月

石川郡小平沢村領山内より 金谷御殿普請所為御用、石伐出方御詮義御座候二付、前月十七日頃、石伐小頭棟取衆相同シ、登山仕、御見分御座候而、村役人御詮義之上、御用石二相成候趣、被仰渡、右山内丁場、誰々之持山無構、為伐出候様、御談二御座候二付、於私ニ而茂、奉得其意、御指急、就御用、同月廿三日、石伐共召連、右丁場江即日より罷越、肝煎江致合对、村方之者共、承知之上、石伐為出候二付、同村次郎兵衛与申石伐、相雇申处、村役人等、次郎兵衛を相手取、書付を以、御断申上候二付、御詮義之上、次郎兵衛口書を以、重而私江御渡二相成、答書可仕様、被仰渡、奉得其意、乍恐左ニ御答申上候、

一、私義、当春以来 金谷御殿、非常之御普請為御用、出職仕、罷在候处、町石伐共之内、棟取遂 仰、相勤罷在申候、然处、今般石川郡小平沢村領山内ニ御座候石切立方普請御用被 仰渡、奉得其意、前月十七日頃、御普請所より式拾人石伐小頭棟取堀部丈五郎殿・釣川与四郎殿、私等相同シ、右山内見分之上、村役人共、詮義之上、御用石之趣、被申渡、山内丁場之義、無用捨、為伐出候様、御談御座候二付、奉得其意、御指急、就御用、私義、即日より同村江罷越、先居村次郎兵衛与申石切ヲ相雇、伐出方申談候处、右次郎兵衛申聞候者、当時肝煎為御用、出府中者、石伐出候義者、相見合候様、申聞候二付、肝煎帰村を相待、私召連候石伐共、不為石伐、見合罷在候内、次郎兵衛自分丁場ニおゐて、御用注文品々之為御見本、式品之石、為伐置申候、然处肝煎帰村仕、村方致寄合、一統承知仕候二付、同月廿五日より御用石御注文為

伐出、彼是半ニも出来仕候二付、私義、五六日不参仕、御普請所江罷出、伐賃等之御中勘銀も相願、奉請取上、夫々相渡度、御座候二付、重而山丁場江罷越候处、同村市左衛門丁場二箱石式ツ、八步通出来之分、伐出有之候に付、相尋候处、同村次郎兵衛老品、私より連越候石伐辰次郎与申者老品与、式品之儀ハ、御用立不申切石ニ而、拵置候趣、申聞候二付、重而御用中不用石、伐出候儀、不相成旨、為申聞候处、村方石伐共之内ニも、全台石坏、切取候族も御座候仕抹、且又此外不正之儀、無御座候、

一、先達而式貫目御中勘銀御渡二付、左之通、

内

小平沢村石伐共江五百目為中勘銀、相渡申候、国見村石伐共江八百目、為中勘銀、相渡申候、小平沢村次郎兵衛与申者江式百式拾目相渡申候、石伐辰次郎与申者江三百六拾目相渡申候、

右之通り、御座候、以上、

慶応三年九月

下野田寺町石工

能登屋

弥兵衛

町 御奉行所

5 子年八月 禄代銀請取書

覚

一、式貫目

通用銀

右録代銀、慥ニ請取申候、已上、

子
八月七日

広瀬猪之助 (印)
堀部丈五郎 (印)
三須与八郎 (印)
中嶋清四郎 (印)

二十人石切
与四郎殿

6 子年八月 二十人石切与四郎御給銀日割代覚

二十人石切
与四郎

八月六日より九月晦日迄、

一、八拾七匁八分八厘

御扶持米代
給銀日割

子
八月晦日

7 子年十一月 与四郎御給銀差引算用書

与四郎

一、六拾六匁六分六厘

御給銀

子十月朔日より丑正月廿九日迄、日数大小指引シテ、

百十七日分、

壹石壹斗七升

御扶持方米

代百六拾七匁壹分九厘

壹石二付百四十式匁九分相場

式百三十三匁八分五厘

七分

御借上銀

壹匁

仕法銀

引残
壹匁七分

式百三十二匁壹分五厘

子
十一月

8 寅年十月 二十人石切難渋に付救済方願書

私共一統、追々被仰渡御座候ニ付、御奉公向者不申及、御趣意奉畏、一統難有、諸事大切ニ相心得罷在申候、然処、近年諸色高直ニ而、難渋之中ニも、御用手透者、内職等心掛、相稼、家内養方仕来候得共、当时ニ至り、内職方も手薄ク、甚難渋ニ御座候、且仕送り銀等、仲間共助合、貸借共融通仕来候得共、打続諸色格別高直ニ付、人々取続方不融通ニ相成、甚以難渋至極仕申候、且家内人多之族、猶以、日暮方も仕兼候次第も御座候、右与之趣、毎度打寄、願方之儀、御内談仕候得共、当節を在込、可成丈相稼、願方等不仕様、申談ニ付、一統之者相控罷在候得共、最早取続方等之手段も無御座、何分此節ニ至り、猶以、必至等指廻り、難渋至極仕候間、何卒一作ニ而も、二十人石切一統成立之儀、御願付被下候様、幾重ニも、奉願上候、以上、

寅

十月

広瀬猪之助様
 堀部丈五郎様
 中嶋清四郎様
 中上理助様
 田川中兵衛様
 長田平次様

二十人石切

同 与四郎 (花押)
 同 久右衛門 (花押)
 同 弥右衛門 (花押)
 同 与作 (花押)
 同 文右衛門 (花押)
 同 駒次郎 (花押)
 同 甚九郎 (花押)
 同 喜助 (花押)
 同 徳兵衛 (花押)
 同 市兵衛 (花押)
 同 嘉助 (花押)
 同 小平次 (花押)
 同 吉兵衛 (花押)
 同 半四郎 (花押)
 同 次郎兵衛 (花押)
 同 市右衛門 (花押)
 同 儀兵衛 (花押)
 同 久左衛門 (花押)

9 寅年十一月 与四郎御給銀差引算用書

同 永之丞 (花押)
 同 甚吉郎 (花押)
 並 和兵衛 (花押)

一、六拾六匁六分六厘

御給銀

与四郎

寅十月朔日より卯正月廿九日迄、日数大小指引、

百拾八日分

壹石壹斗八升

御扶持方米

代四百三拾四匁七分七厘

壹石二付、三百六拾八匁四分五厘相場、

五百壹匁四分三厘

一、貳匁八分

御貯用銀五ヶ年賦
八ヶ月七朱利足

一、壹匁

仕法銀

三匁八分

引残而、

五百老及三分老厘(朱字訂正)
四百九拾七匁六分三厘

百三十老文

内三十五文

ノ九十六文

寅

十一月四日

せん
切りち引

10 年不詳十二月 金谷御普請所御召封

(端裏書)

「釣川与五郎方」

金谷

御普請所」

可申談御用有之候間、急速金谷御普請所江可罷出候、以上、
十二月廿九日

11 年不詳 御扶持人石切下賜銀目録

銀二百五十目

御扶持人石切

一人

以上、

12 年不詳 二十人石切並下賜金目録

百疋充

二十人石切並共

二十人

以上、

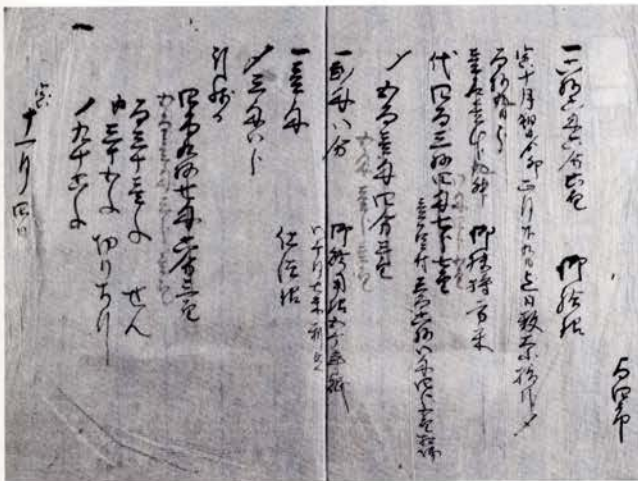
13 年不詳 御扶持人石切下賜金目録

二百疋

御扶持人石切

一人

以上、





15 明治二年正月 釣川与四郎病氣に付立替証文

覚

一、四貫六百目

養育銀

内四百目

先達而請取

又老貫六百目

辰十二月請取

残而

式貫六百目

右、私儀、病氣二付、御奉公難相勤御座候二付、立替奉願候処、願之通被仰渡、為代、貴殿今般御割場附新足輕並被召抱候二付、私儀町人願仕、養家釣瓶屋与右衛門方江引退申候付、右之通、養育銀御引残、請取申候、尤此已後如何様之儀候とも、御難題相懸申間敷候、依而、為後日之、証文如件、

明治二年巳正月四日

釣川与四郎 (花押) (印)

引請人 釣瓶屋

与右衛門 (花押)

釣川源三郎殿

16 明治六年十月 金子借用証文

(端裏書)

「明治六年西十月三十一日

拾九円也

第十三区鍛冶町

拾三番邸

釣川与右衛門」

証

一、拾九円也

通用貨

但シ、戌ノ年春より寅ノ年秋迄、五ケ年賦、毎歳三月・九月二十八日切返納、利足壹ケ月壹円に付、壹銭六厘之極、

此引当

活券証

但、御渡次第、番号調込可申候、

建家

表口四間三尺、奥行四間・貳間、通り六間三尺

土蔵

壹戸前三間貳間

右借用仕候所、実正二御座候、毎歳脇書之通、嚴重返納可仕候、万
一返納指支候節ハ、引当之品、組合江引渡、立退可申候、為其、証
文如件、

明治六年十月三十一日

第十三区鍛冶町
拾三番邸

釣川与右衛門 (印)

要用会社

右、釣川与右衛門借用金引当之品、締請人ニ相立申処、相違無之候、
返済方及遲滞候節者、引当之品、組合江引請、売払代金を以、返納
可仕候、以上、

組合

清原淳護 (印)

山室与三助 (印)

桑原東作 (印)

吉本甚八 (印)

大田三郎右衛門 (印)

田川忠広 (印)

中 文右衛門 (印)

関屋政平 (印)

米沢伊太郎 (印)

靄見仕平 (印)

代印広谷歩

岡嶋優平 (印)

室 与市郎 (印)

進藤左吉郎 (印)

三村茂三郎 (印)

岡 弥平 (印)

山上平吉 (印)

上野佐太郎 (印)

岸井砂 (印)

能村善吉 (印)

八田与三兵衛 (印)

木村頼久 (印)

川尻五平 (印)

右之通り、相違無之候也、

副戸長

進藤与三郎 (印)

戸長

17 （明治）未年七月 向山招魂所玉垣下石垣積方之義に付願書

乍恐奉願上候

一、私儀、向山招魂所玉垣下之石垣積立御用、就被 仰渡候二付、石之儀者、土橋御門与之御在合 御渡し御請仕候二付、当廿一日より取懸り、追々石伐立上石、根石共、拵二仕候之所、根石之内、厚メ、薄メニ相成候分も有之候二付、此分御用立ニ相成不申与、御察当御座候二付、奉得其意、当惑仕候得共、御請仕候節、上石天幅壹尺貳寸、根石天幅壹尺貳寸、貳枚合セ与聞間違仕、且根石御仕法方与不合二付、伐割方御指留御座候二付、手合之者江此段、申為聞置候、其外壹石茂割不申様、手合者申聞候、且、合羽面取ニ相心得、此儀も相違仕、又候御渡し之形ニ不合之儀者、高サ貳尺七寸ニ七寸ノリト、三尺ニ七寸ノリト間違仕候儀も、何与申上様も無御座、何分御仕法積立方之儀二付、再三之重念不仕候儀者、無念至極ニ御座候得共、何卒ニ聞間違之儀者、御取消被下、改而 図り直シ被 仰渡可被下候様、御慈悲之御沙駄^{（込）}ニ而、幾重ニも、奉願上候、以上、

未
七月

石屋

与右衛門（花押）

土木掛御中

V

『細川家史料』

にみる石材調達・

石垣普請リスト

凡 例

一、本書では、平成二十年三月刊行の『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』に引き続き、客員研究員白峰旬氏の調査成果を収載した。今回は、肥後熊本藩主である細川家に残る各書状を対象に調査し、検索した結果を一覧表にまとめ収録した。

一、この史料リストでは『大日本近世史料・細川家史料』（東京大学出版会）として刊行されたもののうち一〜二十一卷（二九六九年〜二〇〇八年刊行）に掲載された各書状を対象に、史料本文にみえる石垣普請・石材調達に直接関わる語句、石垣技術者である穴太（穴生）・石切等に關する語句（キーワード）を中心に関係史料をリストアップした。なお、十五卷については該当事例が見あたらないため検討対象から除外した。

一、本リストでは、各冊ごとに史料（各書状）の発給年月日、発給者、宛所、キーワード、文書番号などを収載した。

※「石」関係のキーワードを中心に採録し、単に「御普請」などのキーワードしか見られない場合は、このリストには採録しなかった。
 ▼『細川家史料』1

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(慶長15) 閏2. 22	細川忠興	細川忠利	石数之書付、石出・石ほり、ふしんの者、名古屋、五郎太、長ぶん、奉行、石数付させ候由、せと・山口の石場、惣やうのわり、石かす多出来候様ニ、山出、よその丁場、大角	43号	名古屋城
(慶長19) 3. 2	細川忠興	細川忠利	江戸之御普請、爰元御普請いまた取つき不申、普請之ため道作り、御土居少つゝなをし申様之御普請	64号	江戸城
(慶長19) 3. 22	細川忠興	細川忠利	根石未置不申候、当月合比	66号	江戸城
(慶長19) 4. 24	細川忠興	細川忠利	其地御普請之儀、伊豆より取寄候土台、二番丁場、三番丁場、山にてきりなをし、土台ニ取寄候木、作事方、今度之作事ハうけきり	67号	江戸城
(慶長19) 6. 26	細川忠興	細川忠利	石垣之出来様、普請之銀	71号	江戸城
(慶長19) 7. 25	細川忠興	細川忠利	上ケ石之事	73号	江戸城
(元和2) 1. 3	細川忠興	細川忠利	三嶋いつみかしらと申所、御隠居所、諸国之衆、江戸御普請、日用、石場を取ふさげ、石上場迄取候鉢	109号	泉頭の家康隠居所
(元和2) 1. 4	細川忠興	細川忠利	三嶋、御隠居所、御ふしん、日用、ふしんの用意	110号	泉頭の家康隠居所
(元和2) 4. 28	細川忠興	細川忠利	石場之儀	124号	
(元和4) 閏3. 2	細川忠興	細川忠利	来年江戸御殿主之御普請、黒筑はや石を進物、来年之御普請、我々進物之石之事、此角石進物之事	154号	江戸城
(元和4) 6. 2	細川忠興	細川忠利	作事之儀、来年其地御本丸之御普請之儀相延候由、進上之石はや舟二つミうけ候	162号	江戸城
(元和4) 8. 18	細川忠興	細川忠利	来々年之御普請石之用意、普請之もの、来正月より普請ニ取付候様ニ、石場、くり石、ちいさき栗石ハ役ニたす候、小判五百両、くり石之方	169号	江戸城
(元和4) 9. 28	細川忠興	細川忠利	来々年御普請仕置之石、町人彦兵衛請取、石之善悪、石数は三千、石之大小、惣様之石、前かと取候石場	173号	江戸城
(元和5) 10. 11	細川忠興	細川忠利	大坂御普請、つの国みかけ・飯もり辺へ石はとり、あわちの石、あわちにての石は、かちの者兩人	194号	大坂城

▼『細川家史料』2

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(元和9) 8. 5	細川忠利	長舟十右衛門・山田采女	しゅがく寺二御石場御座候由、加民部、石場	附	大坂城
(元和9) 8. 5	細川忠興	細川忠利	前かと取置候石場	372号	大坂城
(元和5) 10. 15	細川忠興	細川忠利	来年大坂御普請之由、用意、御奉行、戸田左門惣御奉行、御普請之つほ数、石用意、淡路石場之儀、江戸ニ在之路地之石之餘、捨石、悪石、谷羽州石場之儀	195号	大坂城
(元和6) 1. 10	細川忠興	細川忠利	くり石、五百つほうり可申由、上石、大石	200号	大坂城
(元和6) 2. 5	細川忠興	細川忠利	従伏見大坂へ日用にて石を下候、伏見之石、其地御普請、東衆、石五郎太、大坂御普請、石ハ如形用意仕候	203号	大坂城 江戸城
(元和6) 2. 5	細川忠興	細川忠利	大坂御普請、日用、御つきなをし、石用意、其地御普請、町人ニ石被仰付、我々伊豆之石場、彼地ニ在之石もうらせ、其地上石、見事成石、上石仕候衆、進上の石、石五郎太、かいて、うり石	204号	大坂城 江戸城
(元和6) 3. 19	細川忠興	細川忠利	江戸・伊豆ニ在之大石・栗石、残石、大坂御普請	205号	江戸城 大坂城
(元和6) 3. 29	細川忠興	細川忠利・曾我尚祐	大坂御普請、御奉行衆、下奉行、半役之衆、御石垣之内はれかましき所望被申衆、御普請御奉行衆、西之御丸北之大角、黒筑、高石垣七十間分望、丸役	208号	大坂城
(元和6) 4. 18	細川忠興	細川忠利	大坂御普請、五百坪之くり石、来年江戸御普請之由	210号	大坂城
(元和6) 6. 8	細川忠興	細川忠利	栗石之儀、うり主、石三百・栗石百坪餘、鈴岡彦兵衛預分	212号	江戸城
(元和6) 7. 3	細川忠興	細川忠利	大坂御普請、石ちいさく無念ニつきくつれ候事も無之候、水出候て根切不成事ハ惣様之事、石垣	215号	大坂城
(年未詳) 8. 2	細川忠興	細川忠利	石場、くり石早々かい、小判、作事之金子、作事之金、運賃舟、大石、くり石、江戸にての上所、石上場	247号	

▼『細川家史料』3

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永5) 12. 21	細川忠興	細川忠利	来年伊豆より江戸へ御石積廻ス船、公儀御奉行衆、觸状、三月御普請始、伊豆より江戸へ石つみ廻シ候程、船廻候へとの御觸状、来年御普請之役付等之一ツ書	719号	江戸城

▼『細川家史料』4

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永8) 12. 20	細川忠興	細川忠利	先年大坂御普請、加左馬、水たゞきふくれ候、出入、西国衆、御普請	939号	大坂城

▼『細川家史料』5

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永10) 1. 7	細川忠興	細川忠利	つきさしの石垣之儀	1026号	八代城
(寛永10) 4. 11	細川忠興	細川忠利	二丸屋敷作事、土居・石垣之儀、土居・石垣之事	1084号	八代城
(寛永11) 7. 2	細川忠興	細川忠利	池之石垣之事、石垣、石垣をつかせ候て可然由、作事奉行、大工、石垣つくましき由、要害	1199号	八代城
(寛永11) 7. 2	細川忠興	細川忠利	せんすいの石垣之儀	1200号	八代城
(寛永11) 11. 29	細川忠興	細川忠利	来々年江戸御普請、石垣つきのき成申ニ付、来月八日より石切なと被遣由、普請など可申付者、役儀、御普請之儀	1294号	江戸城

▼『細川家史料』6

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永12) 3. 3	細川忠興	細川忠利	当年、見付之御石垣、熊本より其普請之者、其觸、御免之由	1315号	江戸城
(寛永13) 2. 24	細川忠興	細川忠利	水ふせきの石垣、絵図、石垣、舟入	1413号	八代城

『細川家史料』7

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永17) 9. 17	細川忠興	細川忠利	爰元普請之儀、穴太、上之かるみを少つゝにても取のけ、石土をのくる、石垣つき候様、目といの方へ大石・くり石をよせ置、一間通も石かきつかせ候ほと二無之、両わきの能石かきうすく成	1659号	八代城
(寛永17) 10. 4	細川忠興	細川忠利	爰元之普請、初つみかゝり候所、石五ツ六ツほどあかり候ハゝならし二成可申候、二間半通りうち上申候	1664号	八代城
(寛永17) 10. 6	細川忠興	細川忠利	爰元石垣之儀、下を石三ツ通四ツ通あげ候、くり石、土之堺、我々このみ次第	1666号	八代城
(寛永17) 10. 9	細川忠興	細川忠利	爰元石垣之事、石垣、ならしまて置、今日だめをさし申候、普請之者	1668号	八代城
(寛永17) 11. 4	細川忠興	細川忠利	先度之石垣つかせ給候所	1671号	八代城
(元和4) 10. 15頃カ	(細川忠興)	(細川忠利)	来々年御普請之様子、松阿州など用意之石、我々石も三千、先千五百程、御門わきの石之儀、御殿主ひらの石など、日用、御殿主之石、伊豆之石場、くり石之儀	1709号	江戸城
(寛永9) 12. 25	細川忠興	細川忠利	當地二之丸石垣之つきかけて御入候所、我々居所、石垣つかるへき所	1797号	八代城

『細川家史料』8

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永17) 10. 3	細川忠興	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	八代本丸石垣くつれさうニ御座候、もとのことく普請、普請之者、先半分程石を取のけ、石をつき上	1935号	八代城
(寛永17) 10. 3	細川忠興	酒井忠勝	八代本丸石垣くつれさうニ御座候、本丸之石垣、つき直シ、八代之城普請、先半分程石を取のけ、石をつき上、八代之城之絵図	1936号	八代城
(元和6) 1. 15	細川忠利	松井興長	大坂御普請、日雇之仕立候分、悉御つきなをし、坪数まし壹万石ニ五十坪ほどのあたり、江戸も御普請之用意、石を三万上様より町人ニ被仰付候、伊豆、石場、御石、石貳千程、諸大名寄せ置候石、見事なる石、諸大名衆石重而進上、爰元御用意之大石・くり石、金子、上様之御石奉行、大坂之絵図	2号	大坂城 江戸城

(元和6) 2. 5	細川忠利	長舟十右衛門	大坂御普請、さま石御進上、石、加左馬、石三千被上候由、石進上、つき石、くり石、小石、二千、くり石ハ五六百坪、御石舟、東衆、口々石垣、御繩張	4号	大坂城 江戸城
(元和6) 2. 14	細川忠利	長舟十右衛門	東大名衆、御普請、大石三千・栗石五百坪程、右之石之分御上候由、御内書、大石・くり石過分ニ被上候由、角石も廿ほど、みつけの石、町人、請合候て置申候石、奉行衆、江戸中之石、残御石、彦兵衛石の分	5号	江戸城
(元和6) 2. 25	細川忠利	長舟十右衛門	大石・くり石うり可申、公方様、江戸中又伊豆中之大石・くり石、御奉行、御石、御内書、石進上、うり石、大坂之御普請、よせ置申候石、御くり石ハ千坪御座候分、五百坪之分、残五百坪之くり石代金、金子、石御進上之御内書	6号	江戸城 大坂城
(元和6) 3. 1	細川忠利	長舟十右衛門	爰元石・栗石之儀、うり申事も不罷成、御内書、御進上之石之書立、くり石五百坪分、金子、公方様、五百坪之分金子、東衆、五月朔日より普請	7号	江戸城
(元和6) 3. 16	細川忠利	長舟十右衛門	黒筑前、大坂御普請、半役、人数、高石かけ七十間割残シ御座候	12号	大坂城
(元和6) 3. 晦日	細川忠利	長舟十右衛門	千坪之御くり石、五百坪、残五百坪、うりて、金子、くり石、御石奉行衆、江戸御本丸悉御天守・御家	15号	江戸城
(元和6) 4. 8	細川忠利	長舟十右衛門	大坂御普請、大坂相(大カ)手三番目之大角、大坂惣御奉行衆、くり石、江戸ニ御座候石・くり石、くり石千坪之内五百坪ハ御進上、金子、くり石売主、石奉行衆、いまた御石三百・くり石百坪餘御座候、鈴岡彦兵衛預り分	16号	大坂城 江戸城
(元和6) 4. 13	細川忠利	長舟十右衛門	今度御進上之大石・栗石、彦兵衛石之儀	17号	江戸城
(元和6) 4. 17	細川忠利	長舟十右衛門	大坂西御丸北之大角、黒筑、高石垣七十間被望候事、石をかくし候儀	20号	大坂城
(元和6) 6. 8	細川忠利	長舟十右衛門	大坂御普請之様子、根石之はしまり、土居のぬけ候儀、水など出ねきり仕にくき段、御手前御普請之儀	26号	大坂城
(元和6) 6. 26	細川忠利	長舟十右衛門	爰元ニ御座候御石三百・栗石百坪餘、くり石、大石、公儀、彦兵衛	29号	大坂城

『細川家史料』9

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(元和8) 3. 5	細川忠利	魚住伝左衛門	御本丸御普請、石も寄せ、御大工遣、西之丸へ御移之沙汰無御座候	86号	江戸城
(元和8) 3. 26	細川忠利	魚住伝左衛門	爰元御普請ニ石をハ被成御寄候	88号	江戸城
(元和8) 4. 7	細川忠利	魚住伝左衛門	大坂御縄張、江戸御普請よせ石まてにて、爰元御本丸御普請	89号	大坂城 江戸城
(元和8) 4. 12	細川忠利	魚住伝左衛門	御屋敷御普請、御長屋之下石垣之石、鈴岡彦兵衛、御本丸御石、伊豆より参著、石奉行衆、御天主之石共寄不申候、御法度、拙者屋敷之鉄炮・長柄之者、日用	90号	江戸城
(元和8) 12. 2	細川忠利	魚住伝左衛門	小田原二而石を御取被成候、普請之者三十人、奉行、小倉鉄炮之者、普請之者	119号	江戸城
(寛永1) 8. 24	細川忠利	續重友	来年ハ西丸石垣、普請	162号	江戸城
(寛永5) 7. 12	細川忠利	貴田政時	大坂御普請も石垣之分を仕舞	261号	大坂城
(寛永6) 1. 6	細川忠利	貴田政時	伊豆へ廻申候舟、舟数、役儀、百石舟より上、運賃、奉行衆	285号	江戸城

『細川家史料』10

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永8) 12. 17	細川忠利	貴田政時	先年大坂御普請、加藤左馬助殿町場、水たゞきふくれ申二付而出人にて直候へ	485号	大坂城
(寛永8) 12. 18	細川忠利	貴田政時	加左馬大坂石垣少ふくれ申二付而出人にて直可申之由、我等・宮内殿・新大郎殿などハ與之頭、與衆へ申觸、普請少之儀	486号	大坂城

▼『細川家史料』11

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永10) 1. 8	細川忠利	魚住伝左衛門	石御直被成候儀、石垣被成御築候儀	575号	八代城
(寛永10)	(細川忠利)	(幕府年寄等)	石垣、石舟十四五艘、石垣をつきさしたる二之丸、つきさしたる石垣、大石、くり石、石共のけ可申所、石垣之なき土居之上	(附)	八代城
(寛永11) 7. 2	細川忠利	魚住伝左衛門	八代池之事、御家之縁かハ四尺ほど、地震のため石垣をつかせ可然由、家屋敷之こし石垣之類、御家之下四尺之石垣、不苦石垣	730号	八代城
(寛永11) 10. 18	細川忠利	魚住伝左衛門	来々年早々より江戸石垣被仰付候、事之外成大き成御好、堀ハ東衆、石垣ハいつもの衆、はや其用意など	768号	江戸城
(寛永11) 10. 19	細川忠利	魚住伝左衛門	来々年御普請之儀、小屋場、石垣之土代木、橋之道具、鉄、本直段、普請之儀、公儀惣並之儀	769号	江戸城
(寛永11) 11. 29	細川忠利	魚住伝左衛門	石切共少伊豆へ遣、何之組、石わり迄少伊豆へ遣申候事	775号	江戸城
(寛永11) 11. 29	細川忠利	魚住伝左衛門	今度之伊豆へ遣候普請人、伊豆にて人別之扶持方をも遣申候	776号	江戸城

▼『細川家史料』12

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永14) 4. 21	細川忠利	中澤一楽	東照権現之御宮之石垣、普請之者	865号	江戸城

▼『細川家史料』13

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永17) 9. 17	細川忠利	中澤一楽	穴生、石垣之儀、上石、さて石・くり石寄申度	1059号	八代城
(寛永17) 9. 27	細川忠利	中澤一楽	本丸石垣之儀、石二ツ三ツ御あけ、普請奉行、讃岐殿より之状、石垣悪敷成候所、絵図、御年寄衆、御老中より之奉書	1060号	八代城

(寛永14)	2 7	細川忠利	細川光尚	進上之かんき石、五百本、五百本之目録、がんぎ石ハ伊豆ニ而五 百本分不殘切立、石上場、がんぎ石置場之禮	1 2 1 4 号	江戸城
(寛永13)	11 29	細川忠利	細川光尚	来年御普請、かんき石千間進上可申との目録、去々年金薄大分進 上	1 2 0 5 号	江戸城
(寛永13)	11 10	細川忠利	細川光尚	来年御普請、かんき石之儀、平石垣、石ハ従公儀被仰付、小身成 衆、御作事之手傳、来年御普請之諸奉行之書付	1 2 0 1 号	江戸城
(寛永13)	10 10	細川忠利	細川光尚	来年御普請、かんき石直段之儀、伊豆へも人を被遣、森内記殿被 築直候見付、日用	1 1 9 5 号	江戸城
(寛永13)	9 13	細川忠利	(細川光尚)	普請道具、去年我々石置場之所、石置場、ごさい嶋、錢甕橋石置 場、森内記殿町場、一かい口之見付少はらミ候、日用ニ而築被直 由	1 1 9 2 号	江戸城
(寛永12)	2 7	細川忠利	細川光尚	石ノ事、出シ石、本の石	1 1 7 0 号	江戸城
(寛永11)	12 24	細川忠利	細川光尚	普請之道具被申付候由、此度之御普請能けいこにて候	1 1 5 8 号	江戸城
(寛永11)	12 8	細川忠利	細川光尚	来々年御普請之儀、御奉書、役高半役、伊豆之石場へも人を被遣 候由	1 1 5 5 号	江戸城
(寛永11)	11 29	細川忠利	細川光尚	来々年其許御普請、築のき、小屋場などの儀	1 1 5 3 号	江戸城
(寛永17)	10 12	細川忠利	中澤一楽	其元御普請ニ付置候者共、掃除以下、奉行之者共、其元今度之石 かけ之内、水やり	1 0 6 5 号	八代城
(寛永17)	10 6	細川忠利	中澤一楽	其元石垣はや過申候由、最早あぶなき所ハこし申候、どうかい、 うら土	1 0 6 3 号	八代城
(寛永17)	10 4	細川忠利	中澤一楽	其元石垣之儀、江戸御老中、讃岐殿、御老中より之御差図、御奉 書、はや石垣直シ、二ツなミ・三ツなミほとも築申候、八代之普 請、其元もはやあふなけ無之程普請	1 0 6 2 号	八代城

『細川家史料』 14

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永17) 8. 18	細川忠利	細川光尚	八代本丸北之方石垣ふくれ出、熊本本丸東之方石垣下地ふくれ出申所、堀なき石垣之方、石垣根ニすて石をかさね、ふくれ候石ニかけ置候て見可申、八代之石垣之儀、地きわより一二間之間事之外ふくれ出、絵図	1382号	八代城 熊本城
(寛永17) 9. 22	細川忠利	細川光尚	熊本之城本丸東之方ふくれ石垣捨石之儀、八代之城本丸北之方ふくれ候石垣修復仕度之由	1389号	八代城 熊本城

『細川家史料』 16

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永9) 11. 10	細川忠利	稲葉一通・有馬直純・木下延俊	水口御城普請、御石場	1754号	水口城
(寛永9) 11. 26	細川忠利	森忠政	みな口ニ御城出来可仕様ニ沙汰、不残石場を被取候、石場取置申候、大かた能石場、小遠州	1813号	水口城
(寛永9) 12. 10	細川忠利	小堀政一	加肥州石場、小豆嶋、其石場預申候庄屋とのせうの太郎兵衛、彼石場、我等石場	1787号	小豆島の石場
(寛永9) 12. 24	細川忠利	朝倉在重	八代郡ニ被残置候石舟・材木・瓦	1870号	石舟等を加藤家より引き継ぐ

『細川家史料』 17

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永10) 1. 8	細川忠利	朝倉在重	八代にて石舟・かわら又ハ材木など	1895号	八代にて石舟等を受け取る
(寛永10) 2. 16	細川忠利	有馬直純	水口石場、御普請、日用	2036号	水口城
(寛永10) 11. 25	細川忠利	小林時喬	伊豆東浦、我等石場、其所之者預状、加藤肥後殿石場、公儀御普請	2368号	伊豆の石場

『細川家史料』 18

(寛永10)	12	7	細川忠利	小林時喬	伊豆東浦石場、我等石場預申者共、加藤肥後殿石場、新町場一ヶ所、所之者、新丁場	2374号	伊豆の石場
--------	----	---	------	------	----------------------------------------	-------	-------

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永11) 1. 5	細川忠利	小林時喬	伊豆石場、所之者、先年より我等取置申候石場、其上新町場数ヶ所、所之者預手形	2381号	伊豆の石場
(寛永11) 1. 5	細川忠利	田辺信吉	相模之内丹後殿御領分、堀尾城州石場、我等取置申度存、石場預手形、城州普請道具など所之者ニ御預置候	2382号	伊豆の石場
(寛永11) 1. 5	細川忠利	木下延俊・稲葉一通(注1)	江戸、柴口ニ惣構出来、五十間堀、御普請、嶋彈正・佐久間將監、日用、石垣ハ役人ニ可被仰付かと申来候	2644号	江戸城
(寛永11) 10. 17	細川忠利	鍋島勝茂・寺沢堅高(注2)	来々年ハ江戸御舟入并御石垣、東衆ハ堀、西国・中国・四国・北国ハ石垣、我等ハ手伝之石垣普請、九州衆、被成御上候石	2646号	江戸城
(寛永11) 10. 18	細川忠利	岡孝賀	来々年御普請、我等ハ石垣つきかた、将監殿、今度之御普請、御普請道具、下々山入	2647号	江戸城
(寛永11) 10. 18	細川忠利	柳生宗矩	来々年(来々年カ)御普請、金銀拝領、御代之御普請、我等ハ石垣之手伝、石垣ニ心得候もの、其元御普請、下々普請道具、山入	2649号	江戸城
(寛永11) 10. 18	細川忠利	内藤正重	江戸御普請、来々年ニ御普請、石場などハ伊豆ニ四五ヶ所、下々小屋場近き所、石垣土代木	2650号	江戸城
(寛永11) 10. 18	細川忠利	河野通幸	来々年其元御普請、石垣之手伝普請、加賀殿・佐河内殿、はや其用意仕事、御普請之沙汰、御普請道具、下々山入、御普請を仕儀	2651号	江戸城
(寛永11) 10. 19	細川忠利	有馬直純	来々年御普請之御手廻シ、事之外成大普請、来々年(来々年カ)之御普請、我等など石垣つきかた、来々年之正月より取つき、寄石之衆、来々年三月時分より七月之内外ニ伊豆より石、石舟以下、御手廻シ	2653号	江戸城
(寛永11) 11. 5	細川忠利	浅野長治	来々年御普請、我等なども築かた、公儀、貴様も伊豆へ人を被遣御用意、安芸殿もつきかた、石之御用意	2668号	江戸城
(寛永11) 11. 5	細川忠利	榊原職直	来々年御普請、我等ハ手伝普請、其用意、入石之衆	2671号	江戸城

(寛永11) 11. 晦日	細川忠利	田中吉官	来々年御普請之儀付而御奉書、用意、人を下、石場手廻、御堀之衆・石寄之衆・築衆三ツ、東衆ハ御堀、上方衆ハ何も石垣、御役積ハ壹万石ニ付三拾坪之少上、御普請奉行柳生但馬殿・堀式部殿・加々爪民部殿・佐久間將監殿	2734号	江戸城
(寛永11) 11. 晦日	細川忠利	堀直之	来々年御普請、築退、其用意	2733号	江戸城
(寛永11) 11. 晦日	細川忠利	土井利勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	十一月九日之御奉書、来々年江戸御普請、私など石垣御普請、江戸・伊豆両所之石場は割符二而可有御座由、柳生但馬守・加々爪民部少・堀式部少・佐久間將監、此四人御奉行	2732号	江戸城
(寛永11) 11. 29	細川忠利	加々爪忠澄	来々年御普請、下奉行、わり、石場、石上場、丁場、小屋ば、我等などハ手伝、石之用意、はや年内より石之用意被仕候衆、石など伊豆ニ被持候衆、来々年中之用意、普請人之知行之高并丁場之間数・坪数、石・くり石町人ニ可申付、我等なども先町人ニ石数可申付、御法度書	2724号	江戸城
(寛永11) 11. 29	細川忠利	榊原職直	来々年御普請之事、下奉行、普請奉行、普請之儀ニ付而相談、石、くり石、伊豆、用ニ不立石	2720号	江戸城
(寛永11) 11. 28	細川忠利	堀直之	其元御普請来々年、伊豆へ普請之者など、我等ハ手伝、石之手廻、来々年中之用意、貴様も御普請奉行、殊外成御普請、坪之当り、普請之我等下奉行	2719号	江戸城
(寛永11) 11. 28	細川忠利	有馬直純	来々年江戸御普請、手伝、寄石衆、つきのみ、人三百伊豆へ石わりニ可遣、百五十八は江戸下屋敷請取可申、上方御藏納八木	2718号	江戸城
(寛永11) 11. 28	細川忠利	立花忠茂	伊豆へ石をわり候ため人三百、江戸へ石参候時水上之ため百五拾人くり石、大石、小屋は、石上場、石場普請道具、御普請之知行高、御普請場之石垣之積、手前之石積、江戸へ遣候百五拾人之人	2717号	江戸城
(寛永11) 11. 28	細川忠利	立花宗茂	関東衆・奥州・信濃筋は堀、西国・上方衆ハ石垣、五間石垣、大方五千間之内つきのみ、我等などハ手伝、石之用意、来々年中之手廻、石場奉行衆・御普請奉行衆御書立	2716号	江戸城
(寛永11) 11. 28	細川忠利	立花忠茂	来々年御普請、我等など御手伝との沙汰、来々年之儀、下奉行、手廻之儀、石・くり石之儀、伊豆、普請之者、伊豆之山	2715号	江戸城
(寛永11) 11. 18	細川忠利	永井直清	其許御普請も来々年迄延申候由、緩々と用意、江戸御普請之刻、我等などハ石垣之築方、其用意、普請之用意裏表替申候、御手伝不替様ニ仕度心中	2696号	江戸城

								(寛永11) 11. 晦日	細川忠利	柳生宗矩・堀直之・加々爪忠澄・佐久間實勝(注3)	江戸御普請、伊豆へ石誘の山入、石・くり石も寄、御普請手始之日限、石垣築申候儀、普請之者、存之外坪数もすくなく、輕御普請	2735号	江戸城
								(寛永11) 11. 晦日	細川忠利	奥河十兵衛	其元御普請、来年寄石、伊豆、石場見立、江戸石上場・伊豆之石場も無高下割二成候由、御普請奉行加々爪民部殿・堀式部殿・柳生殿・佐久間將監殿	2736号	江戸城
								(寛永11) 12. 2	細川忠利	小林時喬	伊豆之石場へ為用意人を下申候	2741号	江戸城
								(寛永11) 12. 2	細川忠利	鍋島勝茂	江戸御普請、手伝、御普請之儀ニ御奉書、不殘築退ニ石垣可仕由、少ハ石割候もの伊豆へ可遣	2742号	江戸城
								(寛永11) 12. 10	細川忠利	有馬直純	石場請取候衆、出船、石場も水上場も不殘割二成申候由、江戸より御普請之儀ニ御奉書之写	2753号	江戸城
								(寛永11) 12. 11	細川忠利	有馬豊氏	其元三明年御普請之御沙汰、壹万石ニ廿八つほ、御石なども寄可申、石・くり石なども誂申由、普請之儀	2759号	江戸城
								(寛永11) 12. 11	細川忠利	稲葉一通	御普請之事、御觸状、石わり候もの伊豆へ三百六十人、江戸へ石上之もの百五拾、下奉行、来春など石わり被遣候て能事、普請之ものをやられ申候事、我等ハ手伝之筈、不殘つき退、石垣大方壹万石ニ廿八坪、高さ五間壹尺の石垣、石のつら貳尺四寸のつら、石数百ニ付而廿貳兩三兩二売、くり石百坪ニ付江戸へ付候て廿四兩程、伊豆之山・江戸之水上場悉わり二成申由、御普請三明年、御普請之者	2760号	江戸城
								(寛永11) 12. 14	細川忠利	木下延俊	三明年御普請之儀ニ御觸状、下奉行、石場・水上場割御座候、江戸御奉行衆、石をわり候者、伊豆へ三百六十、石切六拾、売石、くり石、役儀之大石・切石、大石の直段、貳拾貳兩、御法度之石の大きさ、小口貳尺四方のつら、くり石、壹坪ニ付而貳拾四兩、御普請之御用意	2762号	江戸城

(注1) この書状は、木下延俊・稲葉一通それぞれに宛てて一通ずつ出された。

(注2) この書状は、鍋島勝茂・寺沢堅高それぞれに宛てて一通ずつ出された。

(注3) この書状は、柳生宗矩・堀直之・加々爪忠澄・佐久間實勝それぞれに宛てて一通ずつ出された。

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永12) 1. 2	細川忠利	榊原職直	来年御普請町場・石場、割、御普請用意、留守居之者、御奉公、御普請所をさし望申事も不入事、肥後国拝領之後初而之御普請、御門口一ツハ兎角つき申にて可有	2804号	江戸城
(寛永12) 1. 2	細川忠利	加々爪忠澄	来年御普請、我等などハ石垣之方、下奉行、今度之御ふしんハ少之事、石垣つき申もの、はしめの御ふしん、石垣のたより、国之草臥、石かき、くり石	2809号	江戸城
(寛永12) 1. 2	細川忠利	堀直之	来年御普請、下奉行、初而之御普請、此度之御ふしんハ承分一段輕御座候、普請場、国之草臥、上様の御石垣の御用ニ立不申候	2812号	江戸城
(寛永12) 2. 14	細川忠利	向井忠勝	我等石置場、貴様御屋敷	2889号	江戸城
(寛永12) 3. 20	細川忠利	柳生宗矩・佐久間實勝	御普請之役人置申候小屋場壹ヶ所、伊豆石場、役人、丹羽五郎左衛門殿・鳴津右馬頭殿御上候下屋敷、小屋之事	2906号	江戸城
(寛永12) 4. 9	細川忠利	駒井昌保	小屋場相渡候様、丹羽五郎左・鳴津右馬頭被上候屋敷、本多甲斐殿下屋敷、小屋場存知之者	2919号	江戸城
(寛永12) 4. 14	細川忠利	土井利勝・酒井忠勝	御成橋御見付升形被仰付候由	2920号	江戸城
(寛永12) 4. 14	細川忠利	加々爪忠澄・堀直之・柳生宗矩・佐久間實勝	御成橋升形可仕由	2922号	江戸城
(寛永12) 4. 17	細川忠利	朝比奈正重	本多甲斐殿之屋敷、松平阿波殿小屋場、町場替、勝手能所、阿波殿くみを被打置候所	2923号	江戸城
(寛永12) 4. 17	細川忠利	駒井昌保	本多甲斐殿之屋敷、松平阿波殿小屋場ニくいをうち被置候所、丁場替、勝手能所、阿波殿杭を被打置候所	2924号	江戸城
(寛永12) 6. 12	細川忠利	曾我古祐	其元大手の御門さきニ御座候角石之儀ニ付堀 <small>(アヤ)</small> 出候儀、五月十九日之風、大廻之舟共千四百五そう損候由、商人舟、我等舟、伊豆にて石取可申と在所より八木など積廻候舟十四五そう打わり、舟数五六十そう	2944号	江戸城
(寛永12) 6. 25	細川忠利	柳生宗矩	公儀御石、石せんさく、誂申候石、誂石、公儀之御石御かし、石之数、五千三千、角石、くり石、御石奉行、石かり候ても可然之由	2957号	江戸城

(寛永12) 9. 17	細川忠利	柳生宗矩	大橋御見付之石、長さ七尺、はゞ三尺五寸、長さ六尺、はゞ三尺、長さ五尺、はゞ四尺、か様之石、こまか成石、大橋之御見付之石、角石、大橋之内之大きな石、少ハ大小御座候石、残る御奉行衆	2954号	江戸城
(寛永12) 8. 26	細川忠利	柳生宗矩	石屋甚兵衛、石、くり石、手付之銀子、成敗、奉行衆、我等申合一ツ、御普請被成候衆、明日は御年寄衆御普請場御出之由	2955号	江戸城
(寛永12) 8. 26	細川忠利	朝比奈正重・駒井昌保	我等見付之石之事、被借下候ハんと之石之事	2961号	江戸城
(寛永12) 8. 11	細川忠利	朝比奈正重・駒井昌保(注2)	我等普請之者、伊豆石場、置申所、小屋場、我等下奉行、小屋場之儀	2980号	江戸城
(寛永12) 8. 7	細川忠利	朝比奈正重・駒井昌保・黒川盛至	我等小屋場渡被下	2982号	江戸城
(寛永12) 8. 7	細川忠利	柳生宗矩	正月三日之御普請、石、只今之御普請之分、伊豆より角石、舟之事、角石五拾程御のけ候て御置候様、餘之奉行衆、御普請衆、水たゞき	2986号	江戸城
(寛永12) 8. 7	細川忠利	柳生宗矩	御普請之儀正月三日より取懸り、普請之者共俄二国本へ呼二遣	2989号	江戸城
(寛永12) 8. 7	細川忠利	柳生宗矩	上様之御石、不残石用意、角石、伊豆、海上之儀、角石四五十程ハかり申事	2990号	江戸城
(寛永12) 8. 7	細川忠利	柳生宗矩	れいかん嶋二大角ハ壹ツ・ちいさき角貳ツ・其外つき石、越中、石下奉行、古き石、大すミ、のみめ、越中者、すミ石、石屋甚兵衛、右之大すミの往来、右之のみめ	2994号	江戸城
(寛永12) 8. 26	細川忠利	朝比奈正重・駒井昌保	我等二被渡下候小屋場、隠岐殿へ可相渡之由、我等伊豆之普請之者、小屋をかけ申度、小や場之儀	3003号	江戸城
(寛永12) 8. 26	細川忠利	妻木之徳	從御奉行衆被渡下候我等普請之小屋場、別之小屋場、御普請、右之小屋場、別之所小屋場	3004号	江戸城
(寛永12) 9. 17	細川忠利	柳原職直	小田原へ石垣之檢地、四千坪申上候よりも坪すくなく御座候、坪を打入候様ニ才覚、坪へり申間敷由、手間之入候せんさく、堀の水落かね大普請之由、五百坪	3014号	小田原城

(寛永12) 11. 11	細川忠利	朝比奈正重・駒井昌保	普請之者召置候小や場、あさぶ、御丁場、あさぶの小やば、杭	3028号	江戸城
---------------	------	------------	------------------------------	-------	-----

(注1) この書状は、森長継・蜂須賀忠英・立花宗茂・有馬直純・木下延俊・稲葉一通それぞれに宛てて一通ずつ出された。
 (注2) この書状は、朝比奈正重・駒井昌保それぞれに宛てて一通ずつ出された。

▼『細川家史料』20

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永13) 11. 2	細川忠利	小笠原忠真	来年御本丸石垣御普請、石・栗石ハ從公儀被仰付候、御奉行衆、我等石上場も入不申由	3309号	江戸城
(寛永13) 12. 19	細川忠利	有馬豊氏	来年御石垣ニ付而進物之儀、かんき石を五百上候て、又五百加可然之由、老中御差図之由	3515号	江戸城

▼『細川家史料』21

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(寛永14) 1. 10	細川忠利	柳生宗矩	今より江戸御普請ニ付而材木・石など被上候衆御座候由	3570号	江戸城
(寛永14) 1. 17	細川忠利	久留島通春	江戸ハ春早々より御普請之由、大名衆ハ思々石・材木など進上	3592号	江戸城
(寛永14) 2. 7	細川忠利	酒井忠知	我等かんき石置場之儀御肝煎之由	3632号	江戸城
(寛永14) 3. 21	細川忠利	酒井忠勝	貴様御普請御手廻能大石もはしより御引入被成候由	3733号	江戸城
(寛永14) 5. 24	細川忠利	松平信綱	上ケ申度と申石、小右近殿と申談可相渡由、右之目録之儀	3784号	江戸城
(寛永14) 5. 25	細川忠利	小笠原忠真	石貴様之衆へ渡可申候、三拾九之分、進上之石、目録、寸尺、御用 二なき石、不入分	3785号	江戸城
(寛永14) 10. 7	細川忠利	池田由成	上方近所ニ而石場望ニ存、新太郎殿へ御無心申入候、先年宮内殿より加藤左馬殿へ被借置候石場、児島之内ニ而有之由、石場奉行	3837号	江戸城
(寛永14) 11. 18	細川忠利	池田由成	石場之儀、御案内者	3864号	江戸城

金沢城史料叢書12

金沢城石垣構築技術史料Ⅱ

平成23年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10-5

石川県文教会館5階

電話 (076)223-9696 FAX (076)223-9697

E-mail:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>

印刷 とうざわ印刷工芸株式会社

